

---

# 清須市地域防災計画

---

令和 7 年 1 月  
清須市防災会議



## 目 次

### 1 総則

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 第1章 | 計画の目的              | 2  |
| 第2章 | 防災ビジョン             | 5  |
| 第3章 | 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 | 13 |
| 第4章 | 市の概況               | 26 |
| 第5章 | 地域としての災害危険性        | 28 |

### 2 災害予防計画（風水害等災害・地震災害）

|      |                          |     |
|------|--------------------------|-----|
| 第1章  | 防災協働社会の形成推進              | 32  |
| 第2章  | 水害予防対策                   | 39  |
| 第3章  | 液状化の予防対策                 | 47  |
| 第4章  | 事故・火災等予防対策               | 49  |
| 第5章  | 建築物等の安全化                 | 55  |
| 第6章  | 都市の防災性の向上                | 68  |
| 第7章  | 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 | 71  |
| 第8章  | 避難行動の促進対策                | 78  |
| 第9章  | 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策       | 85  |
| 第10章 | 広域応援・受援体制の整備             | 95  |
| 第11章 | 応急活動体制の整備・強化             | 99  |
| 第12章 | 給水体制の整備                  | 100 |
| 第13章 | 備蓄体制の整備                  | 101 |
| 第14章 | 救援・救護体制の整備               | 102 |
| 第15章 | 環境汚染防止及び廃棄物処理体制の整備       | 103 |
| 第16章 | 防災訓練及び防災意識の向上            | 104 |
| 第17章 | 防災に関する調査研究の推進            | 111 |

### 3 災害応急対策計画

|     |                    |     |
|-----|--------------------|-----|
| 第1編 | 風水害等災害応急対策         | 113 |
| 第1章 | 活動態勢（組織の動員配備）      | 114 |
| 第2章 | 避難行動               | 129 |
| 第3章 | 災害情報の収集・伝達・広報      | 145 |
| 第4章 | 応援協力・派遣要請          | 170 |
| 第5章 | 救出・救助対策            | 180 |
| 第6章 | 医療救護・防疫・保健衛生対策     | 184 |
| 第7章 | 交通の確保・緊急輸送対策       | 197 |
| 第8章 | 水害防除対策             | 205 |
| 第9章 | 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 | 210 |

|            |                     |            |
|------------|---------------------|------------|
| 第10章       | 水・食料・生活必需品等の供給      | 226        |
| 第11章       | 環境汚染防止及び地域安全対策      | 237        |
| 第12章       | 遺体の取扱い              | 239        |
| 第13章       | ライフライン施設等の応急対策      | 243        |
| 第14章       | 航空災害対策              | 252        |
| 第15章       | 鉄道災害対策              | 259        |
| 第16章       | 道路災害対策              | 261        |
| 第17章       | 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 | 264        |
| 第18章       | 高圧ガス災害対策            | 266        |
| 第19章       | 火薬類災害対策             | 268        |
| 第20章       | 大規模な火事災害対策          | 270        |
| 第21章       | 地下等における都市ガス災害対策     | 272        |
| 第22章       | 住宅対策                | 275        |
| 第23章       | 学校における対策            | 286        |
| 第24章       | 相談体制                | 295        |
| 第25章       | 義援金品等の募集・受付け・配分     | 296        |
| 第26章       | 災害救助法の適用            | 297        |
| <b>第2編</b> | <b>地震災害応急対策</b>     | <b>301</b> |
| 第1章        | 活動態勢（組織の動員配備）       | 302        |
| 第2章        | 避難行動                | 317        |
| 第3章        | 災害情報の収集・伝達・広報       | 326        |
| 第4章        | 応援協力・派遣要請           | 350        |
| 第5章        | 救出・救助対策             | 361        |
| 第6章        | 消防活動・危険性物質対策        | 365        |
| 第7章        | 医療救護・防疫・保健衛生対策      | 372        |
| 第8章        | 道路交通規制・緊急輸送対策       | 385        |
| 第9章        | 浸水対策                | 395        |
| 第10章       | 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策  | 397        |
| 第11章       | 水・食料・生活必需品等の供給      | 413        |
| 第12章       | 環境汚染防止及び地域安全対策      | 424        |
| 第13章       | 遺体の取扱い              | 426        |
| 第14章       | ライフライン施設等の応急対策      | 430        |
| 第15章       | 住宅対策                | 440        |
| 第16章       | 危険建物その他倒壊・落下危険箇所の対策 | 452        |
| 第17章       | 学校における対策            | 454        |
| 第18章       | 相談体制                | 463        |
| 第19章       | 義援金品等の募集・受付け・配分     | 464        |
| 第20章       | 災害救助法の適用            | 465        |

## 4 災害復旧・復興計画（風水害等災害・地震災害）

---

|     |                |     |
|-----|----------------|-----|
| 第1章 | 復興体制           | 470 |
| 第2章 | 公共施設等災害復旧対策    | 471 |
| 第3章 | 災害廃棄物処理対策      | 475 |
| 第4章 | 震災復興都市計画の手続    | 479 |
| 第5章 | 被災者等の生活再建等の支援  | 481 |
| 第6章 | 商工業・農林水産業の再建支援 | 492 |

## 5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

---

|    |                                |     |
|----|--------------------------------|-----|
| 1. | 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応    | 495 |
| 2. | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 | 495 |
| 3. | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 | 498 |

## 6 原子力災害対策計画

---

|            |                                   |     |
|------------|-----------------------------------|-----|
| <b>第1編</b> | <b>災害予防</b>                       | 501 |
| 第1章        | 放射性物質災害予防対策                       | 502 |
| 第2章        | 原子力災害予防対策                         | 504 |
| <b>第2編</b> | <b>災害応急対策</b>                     | 509 |
| 第1章        | 活動態勢（組織の動員配備）                     | 510 |
| 第2章        | 放射性同位元素取扱い事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策 | 524 |
| 第3章        | 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策             | 527 |
| 第4章        | 県外の原子力発電所等における異常時対策               | 531 |
| <b>第3編</b> | <b>災害復旧</b>                       | 537 |

## 別紙 東海地震に関する事前対策

---

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 第1章 | 対策の意義及び東海地震に関連する情報 | 1  |
| 第2章 | 地震災害警戒本部の設置等       | 4  |
| 第3章 | 発災に備えた資機材、人材等の配備手配 | 9  |
| 第4章 | 発災に備えた直前対策         | 11 |
| 第5章 | 市が管理又は運営する施設に関する対策 | 20 |
| 第6章 | 他機関に対する応援要請        | 23 |
| 第7章 | 市民のとるべき措置          | 25 |



# 清須市地域防災計画

## － 1 総則－





# 1 総則

---

## ■あらし

全体として、5つの章から構成される。

第1章では、清須市地域防災計画（以下、「本計画」という。）策定の法的根拠及び計画の目的、他の計画との関係を整理するとともに、計画の実効性を維持するため毎年修正すべきことを位置付けている。

第2章では、本計画の拠って立つべき「計画の基本理念」「基本目標」「施策の大綱」からなる「防災ビジョン」を示し、本計画が長期にわたり総合的かつ実効性あるものとなるよう位置付けている。

第3章では、本計画を実行する主体となる行政、計画の遂行上関係のある公共機関・団体等に関して、それぞれの果たすべき事務又は業務の大綱について示すとともに、市民（個人）、事業所（企業市民）のとるべき措置を記載している。これは、1995年の阪神淡路大震災、2000年の東海豪雨、2011年の東日本大震災の教訓を踏まえ、「自らの安全は自ら守る」の基本原則にたち、予防・応急・復旧の各対策の実施に市ぐるみで取り組むべきことを示している。

第4章では、本市のもつ地域としての災害特性の要点を把握するため、本計画に盛り込まれるべき予防・応急・復旧の各計画策定の前提条件となる清須市の自然的条件、社会的条件のあらしを示している。

第5章では、地域としての災害特性の要点を把握するため、風水害に関しては、2000年の東海豪雨における被害状況の考察とともに、中部地方整備局作成の「庄内川浸水想定区域図」、及び「木曽川流域浸水想定図」、愛知県作成の「新川浸水想定区域図」による浸水区域図を示している。また、地震災害に関しては、愛知県作成の「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成26年5月）の結果を中心としてまとめている。

# 第1章 計画の目的

---

## 第1節 計画の目的

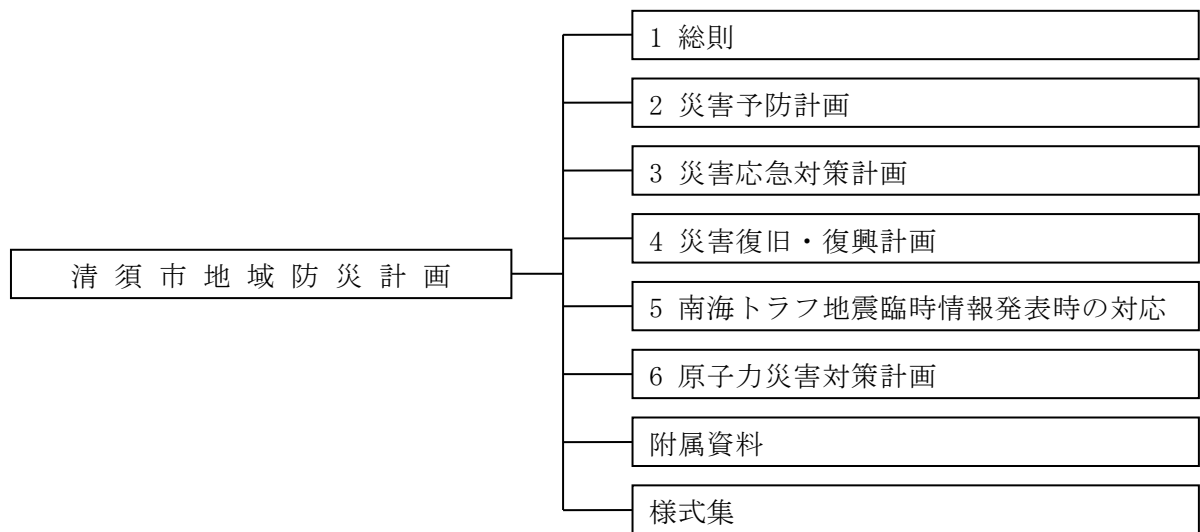
この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、市、県及び防災関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を發揮し、市の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

## 第2節 計画の性格及び基本方針

- (1) 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、清須市防災会議が作成する「清須市地域防災計画」として、災害対策の基本的事項を定めるものである。
- (2) 本計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務又は任務までもを含めた総合的かつ基本的な計画である。
- (3) 本計画は、県、防災関係機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び市民の責任を明確にするとともに、それぞれが防災に関し行う基本的事務、業務又は任務を有機的に結合し、対策の一貫性を図るための規範となるべき計画である。さらに、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (4) 本計画は、清須市の地域としての特性を踏まえて定めるものであり、その限りにおいて災害に対処するための恒久的な計画である。
- (5) 本計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識した防災体制を確立するよう努める。

### 第3節 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。



### 第4節 他の計画との関係

#### 1 県地域防災計画その他法令に基づく防災業務計画との関係

本計画は、災害対策基本法に基づき清須市の区域に係る災害から市民（来市者を含む）の生命及び財産を守ることを目的として定めるものであり、国（指定行政機関）等が作成する防災基本計画及び愛知県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

#### 2 西春日井広域事務組合消防計画との関係

消防計画は、消防組織法に基づき策定されるもので、清須市が北名古屋市、豊山町とともに組織する一部事務組合である西春日井広域事務組合消防本部（署）及び非常備消防としての消防団の施設・職員（団員）を活用して、火災・風水害・地震等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的とする。しかし、本計画がより総合的かつ網羅的計画であろうとするのに対し、消防計画は以下に示すとおり専門的かつ限定的な計画である。

##### －地域防災計画と西春日井広域事務組合消防計画との関係－

- 消防計画は、消防機関が組織として独自に定めるものであり、消防機関が分掌する事務に関し、その活動内容が詳細に記載されている。
- 住宅火災等、比較的小規模な災害に対して、専任の組織として迅速に対応するための計画である。
- 災害の程度、推移に応じて、市の総力をあげて対処すべく地域防災計画に有機的に移行することができるような計画である。

## 第5節 計画の修正

本計画は、恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは清須市防災会議において修正する。

したがって、各機関は、関係のある事項について検討し、毎年、清須市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに計画修正案を清須市防災会議（事務局：危機管理部危機管理課）へ提出しなければならない。

## 第2章 防災ビジョン

### 第1節 防災の基本理念

平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、基本理念についての記述が追加された。これに伴い、愛知県地域防災計画では以下のように基本理念をまとめている。

「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行等とあいまって、洪水等の災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

#### 1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

#### 2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

#### 3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことに

より、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

本市においては、地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた本計画の策定及び新計画運用の指針として、以下の4点を計画の理念とする。

－計画の理念－

- 1 災害に強い都市をつくる
- 2 防災施設・設備等を整備・強化する
- 3 防災基礎体力を向上させる
- 4 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

## 第2節 基本目標

### 1 基本目標

市民の生命及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標は、次の15項目とする。

－基本目標－

- 1 延焼火災を発生させない、都市空間の整備・強化
- 2 都市生活を支える生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化
- 3 水害その他の災害からの安全確保
- 4 まちの「ノーマライゼーション」
- 5 防災拠点機能の整備及び強化
- 6 安全避難のための環境整備
- 7 その他救援・救護対策実施のための環境整備
- 8 施設・設備等の「ノーマライゼーション」
- 9 市民・職員の災害時行動力の強化
- 10 地域・事業所における助け合いの防災体制強化
- 11 実践的な防災訓練の実施等
- 12 地域特性に即した救援・救護対策の確立
- 13 要配慮者の安全確保対策の確立
- 14 役割分担・連携方法・実施手順の明確化
- 15 応援・ボランティア受入れ体制の確立

### 2 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

## 1 総則

### (1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

### (2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込む等、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

### (3) 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

### (4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

### (5) 事業者や市民等との連携に関する事項

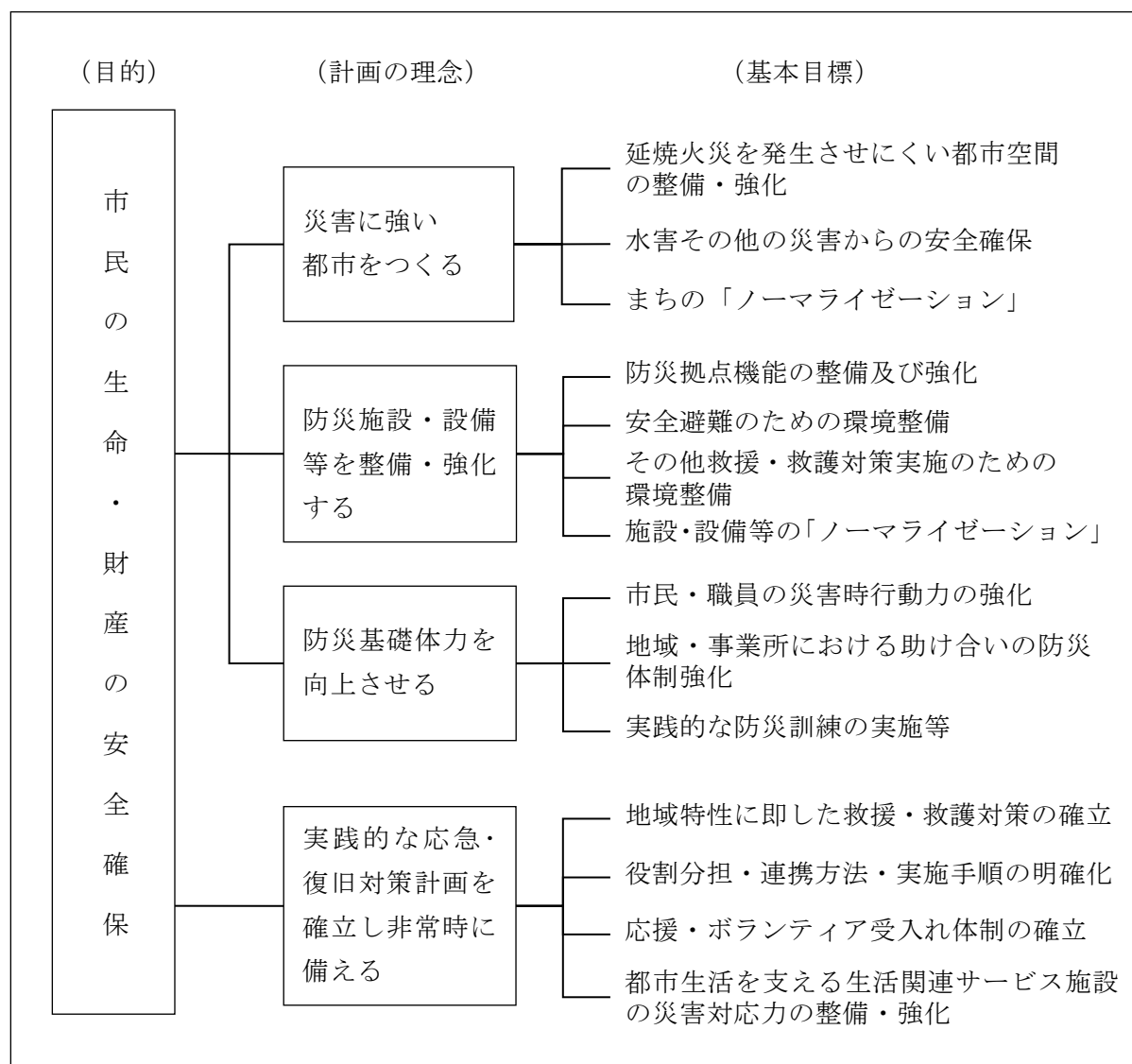
関係機関が一体となった防災対策を推進するため、清須市地域防災計画への地区防災計画の位置付け等による市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

### (6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進める等、市民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

## 第3節 施策の大綱

### 1 計画の目的、理念、基本目標の関係



### 2 基本目標のあらましや背景等

以下に示す基本目標は、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき達成状況を見直しつつ、実現に向けて市民と行政が一体となって取り組まれるべきものとして位置付ける。

#### 災害に強い都市をつくる

##### (1) 都市生活を支える生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化

都市化の進展により生活の便利さが増大した反面、災害に対する潜在的脆弱性もまた増大している。これまでの被災地の災害経験をみても、電気供給の停止はそれ自体による様々なサービス機能の低下をまねくだけでなく、上水道をはじめとするその他の生活関連施設



## 1 総則

のサービス機能をも同時に停止させてしまう。上水道の供給停止は、市民の生命の維持を脅かす。また、災害発生直後に電話が輻そう状態になることは通例となっており、電話の不通は、防災機関相互の連絡を著しく制約し、迅速・適切な応急対策活動の実施を困難にする。それにより維持されてきた都市におけるコミュニケーション活動の停滞をまねき社会秩序の混乱・不安定化を助長させる。

いわゆる都市型災害の発生を最小限度に軽減するため、都市の生活を維持するための生活関連サービス施設の災害対応力を整備・強化する必要がある。

### (2) 水害その他の災害危険からの安全確保

河川施設等については、危惧される箇所を常時点検により安全性を強化するとともに、浸水予想図（ハザードマップ）により浸水場所、浸水水位を想定する等、雨水流出抑制のための様々な施策を総合的に組み合わせた治水対策を推進し、水害に対して強いまちづくりを進める必要がある。

また、都市には火災や建物の倒壊による危険以外の様々な災害危険要因がある。ブロック塀や大谷石塀等の倒壊、窓ガラスや看板等の落下による被害は、これまでの災害事例のなかで大きな位置を占めている。事前に危険性を解消しておくことができれば、1・2次災害はさらに最小限度に軽減することができる。

### (3) まちの「ノーマライゼーション」

一般に高齢者や乳幼児の災害時における自衛行動力は、その他の年齢層の市民に比べ、体力や判断力の点でやや不十分であると想定される。障害者や日本語を理解できない外国人も自らの安全を確保するためには、家族や周囲の人々の「介助支援」が必要となる。しかし、災害発生時の混乱した状況のなかで、事前の準備なしに「介助支援」が常に期待できるわけではない。

また、最悪の場合、他人の「介助支援」が全くなしのケースも想定されないわけにはいかない。まちづくり計画でできること、コミュニティの活性化を計画的に進めるなかでできることを加味・検討し、まちの「ノーマライゼーション」（要配慮者の安全確保のための環境整備）を進める必要がある。

## 防災施設・設備等を整備・強化する

### (1) 防災拠点機能の整備及び強化

災害時には、市役所に災害対策本部を速やかに設置し、防災関係機関と密な連携を保ちながら、救援・救護活動や応急復旧活動を行う体制を確立する必要がある（「集中防御」体制）。そのためには、なによりも市役所や防災関係機関の施設が大きな損傷を被り対策本部としての機能をマヒさせることがないように、浸水対策や地震災害対策を講じておく必要がある。

また、市の自然的、社会的地域防災特性を踏まえたとき、発災直後の混乱のなかで迅速に対応するためには、各自・各地域が独力で事態に対処（「分散防御」）しうる体制を整備する必要がある。「集中防御」と「分散防御」の両面にわたりバランスのとれた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となるにふさわしい施設・設備等を整備し、強化しておかなければならない。特に、主要な地域防災力となる消防団が使用する消防車両や消防団詰所等

については、老朽化等に対応した計画的な整備を進める必要がある。

## (2) 安全避難のための環境整備

広域的な延焼火災や庄内川・新川・五条川堤防の決壊等の非常災害が発生しても、緊急に難を避け生命の安全を確保することができるよう、避難路が整備され、適切な範囲内に避難場所が整備される必要がある。

また、非常時において混乱を最小限に軽減しながら適切に避難するための誘導體制の整備や資機材・救助用ボート等の備蓄を行うとともに、避難行動力の不十分な、いわゆる要配慮者が適切に避難できるような避難準備情報の発表、介助体制を確立する必要がある。

## (3) その他救援・救護対策実施のための環境整備

広域的かつ同時多発的な災害が発生し、対策実施能力を大きく上回る被害状況のなかでは、市民、民間事業所、団体等を含めた「市ぐるみ総動員体制」、他市町村、県、国、自衛隊等への迅速な応援要請のための手順、そして当面優先して対応すべき順位を可能な限り、あらかじめ明確にした活動計画を確立し、トップの指示を待つことなく現場がそれぞれの判断で発動しうる体制にしておく必要がある。

迅速で適切な救援・救護対策を実施するためには、第1に、災害対策要員や資機材の輸送が適切に行われる必要がある（「緊急輸送環境の整備」）。第2に、より多くの人命の救助、重傷病者の優先救護を第一原則とした「救助・救急体制」、「災害時医療体制」等の整備が必要である。第3に、平常時において様々な介護介助サービスを受けている高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、人工透析患者等に対する緊急時におけるサービスの停止又は低下を最小限に軽減するために必要な「要配慮者等の安全環境整備」が必要である。

以下、「給水体制」「ごみ処理体制」「し尿処理体制」「災害時『住』対策」「災害時『教育』対策」「備蓄体制」等、被災した市民の1日も早い生活再建を支援するための救援・救護対策を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ相応の環境を整備しておく必要がある。

## (4) 施設・設備等の「ノーマライゼーション」

防災のための施設・設備等の整備・強化を進める上でも、「ノーマライゼーション」（要配慮者の安全確保にも配慮した施設・設備等の整備）の適用・徹底が必要である。

# 防災基礎体力を向上させる

## (1) 市民・職員の災害時行動力の強化

不測の事態に際しても、自らの安全を自ら確保し、しかも被害を最小限度に軽減するためには、市、防災関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できるだけの「体力」「知力」「気力」を鍛え、災害時行動力の強化を図る必要がある。

## (2) 地域・事業所における助け合いの防災体制強化

どんなに「知力」のあるものでも、パニック化した集団のなかでは、自らの冷静さを保つことは難しい。どんなに「体力」のあるものでも、災害時に負傷すれば、周囲の人々の援助を必要とする。いつ、いかなる事態が発生するか、また、誰が援助を必要とする立場におかれるかは分からない。しかし、災害が発生した場合、地域や事業所において、建物に何らかの被害が生じ、誰かが必ず負傷することは避けられないと想定されている。

「助け合い」は、いわば万一のための「保険」であり、「共済」であるとともに、人々が

「他人」を思いやることで冷静さを取り戻し、パニックの発生を未然に防止する「仕掛け」となることが期待される。

「ノーマライゼーション」＝「共生のまちづくり」を合言葉として、地域と事業所の協力による助け合いの防災体制を強化する必要がある。

また、特に企業に対しては、「地域の一員」（「企業市民」）としての責任・義務を果たす観点から、地域防災上、より一層の役割分担を求める必要がある。

### (3) 実践的な防災訓練の実施

不測の事態に際しても、一時の混乱からいち早く立ち直り、被害を最小限度に軽減するため、市、防災関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できるだけの「実践的な防災訓練」が実施される必要がある。

また、防災訓練は、様々な事態を想定して立てられたはずの応急対策計画やその他の活動用マニュアルが真に実際の使用に役立つものかどうか試される場ともなる。計画の不足を発見し、さらに現実的な計画となるよう改善するためにも、現実的な防災訓練を実施する必要がある。

## 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

### (1) 地域特性に即した救援・救護対策の確立

災害による被害は、市内の全域で一様に生ずるわけではない。それぞれの地域の自然的、社会的特性に即した多様な生じ方をする。不特定多数の人が集まるスーパー等店舗周辺では、パニックや火災の発生が懸念される。中高層住宅では、電気の停止により様々な設備がマヒし、予想もつかないような救援・救護対策が要請されるかもしれない。また、隣接する市との境界部地域においては、市の対策拠点よりもむしろ隣接する市の施設の方が距離的にも対策実施能力的にもより適切に対処できる場合もある。

あるいは、各地区については、橋梁が損壊し通行が困難になった場合には、市本部からの救援が駆けつけるまでの間、地域単独又は周辺市町への応援依頼により応急的な対応を考えざるを得ない。以上のような各地域の置かれた、あるいはもっている自然的・社会的特性を踏まえた救援・救護対策を確立する必要がある。

### (2) 要配慮者の安全確保対策の確立

災害発生時の混乱した状況のなかで、高齢者や障害者、日本語を理解できない外国人といった、家族や周囲の人々の介助支援が必要な人々の安否確認は忘れられがちである。また、これまでに発生した大規模災害時の各避難所においても、高齢者や障害者が遅れて到着したために暖かい室内に場所を確保できず、通路や入り口付近にしか場所が得られないという事例が少なからず見られた。平常時においては、福祉分野に携わるボランティア組織や行政機関が相当の体制を確立しているにもかかわらず、非常時には必ずしも適切な安全確保対策が講じられなかった。これは、従来災害救助活動の中心的役割を福祉部門が担当する慣行があり、しかも、地域防災計画上「要配慮者の安全確保対策」に関する取決めがないことによる。要配慮者に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当課を明確化し、併せて避難所において安否の確認や要配慮者優先のために必要なルールを取り決めておく。避難所には必ず市の担当職員を配置しルールの適用を担保する。また、県や

国を通じて広域的な受入れ体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。

さらに、様々な介護介助サービスの緊急時における停止又は低下を最小限に軽減するために必要な「要配慮者対策」を行う。以上を骨格とする総合的な安全確保対策を確立する必要がある。

### (3) 役割分担・連携方法・実施手順の明確化

突発的な災害時には、ある程度の混乱は避けられない。あらかじめ「任務」の分担を漏れなく、かつ重複することなく明確化しておき、各人・各部署が与えられた任務を果たすことで、全体として最小限の組織的活動が保証される形にしておく必要がある。

そして、相互の連携方法を取り決め、一時の混乱期から本格的な組織活動期へ、迅速に移行することが要請される。

また、大規模で同時多発的な災害時には、それぞれの部署に適材適所の人員が不足なく参集することはまず期待できない。そのため、任務に習熟していない人でも与えられた分担任務を最小限度の混乱にとどめながらこなせるよう、事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化（「マニュアル」化）を図っておく必要がある。

### (4) 応援・ボランティア受入れ体制の確立

2011年の東日本大震災は、従来の防災対策に様々な反省点や教訓を残した。広域連携を行う上で、活動を後方から支援するための資機材や装備が長期間支援を行うには不十分であった。また、職員派遣における被災地のニーズとのマッチングが困難であった。さらに、現地対策本部における権限等が明確でない部分があったほか、本来想定していた県間の調整を行うまでに至らなかったことが指摘されている。

また、被災者支援に欠かせない存在となっているボランティアについても、事前の対策が活かされ、スムーズな受入れに成功している事例がある一方で、拠点づくりや被災者のニーズの把握、宿泊場所や移動手段の確保、資材・食料の不足等を背景にボランティアの受入れに時間を要する事例も見られた。

国、県への応援要請や自衛隊の派遣要請を行う際のルール化にあたっては、震度6以上の地震等大規模災害発生時については、死傷者や建物全壊の「数」ではなく、被害の「大」「中」「小」程度によることとし、迅速な要請の実施を第一とする。また、ボランティアの受入れや調整に関する本部機能については、可能な限りボランティア連絡協議会等、民間関連組織が主体となるよう位置付ける。それに対して、市は必要なバックアップ機能を担当する等の補助的な役割に徹する。以上のような点を骨格とする応援・ボランティア受入れ体制を確立する必要がある。

## 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

---

### ■あらまし

災害対策基本法第3条から第7条までの規定に基づき、愛知県地域防災計画の定めるところにより、清須市並びに清須市の地域における、県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関及び防災計画の遂行上関係のある公共的団体その他重要な施設の管理者について網羅的に掲げ、それぞれ防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について示す。

併せて、東海豪雨の教訓を踏まえ、「自らの安全は自ら守る」の基本原則にたち、市民（個人としての責務・役割分担）・事業所（企業市民としての責務・役割分担）のとるべき措置を記載する。

### 第1節 実施責任者

市は、災害対策基本法の基本理念に則り、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

## 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

## 1 市

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 清須市防災会議及び清須市災害対策本部に関する事務</li> <li>2 防災に関する組織の整備</li> <li>3 防災都市づくり事業の推進</li> <li>4 防災に関する施設及び設備の整備、点検</li> <li>5 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、整備及び点検</li> <li>6 市域にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導</li> <li>7 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施</li> <li>8 防災に関する調査研究</li> <li>9 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査と報告</li> <li>10 市域にある市民等への避難の指示及び誘導</li> <li>11 市域にある市民等への災害時広報及び災害相談の実施</li> <li>12 被災者の救助及び救護措置</li> <li>13 緊急道路及び緊急輸送の確保</li> <li>14 被災した市施設・設備の応急復旧</li> <li>15 災害時における医療救護、防疫、保健衛生対策の実施</li> <li>16 災害時における文教対策、給水等の応急措置</li> <li>17 管内の防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整</li> <li>18 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力</li> <li>19 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置</li> <li>20 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際の必要な措置</li> <li>21 自衛隊の災害派遣要請の依頼</li> </ol> |

## 1 総則

## 2 県

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予警報等情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む）の収集伝達</li> <li>2 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</li> <li>3 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</li> <li>4 災害の広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む）</li> <li>5 地震防災応急対策についての市町村長への指示、又は他の市町村長への応援の指示</li> <li>6 避難の指示の代行</li> <li>7 市町村の実施する被災者の救済の応援及び調整</li> <li>8 災害救助法に基づく被災者の救助</li> <li>9 災害時の医療・防疫及びその他保健衛生に関する応急措置</li> <li>10 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動への指示、調整</li> <li>11 被災児童生徒等への応急の教育</li> <li>12 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設改良及び災害復旧</li> <li>13 農産物、家畜、林産物及び水産物への応急措置</li> <li>14 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付</li> <li>15 水防、消防、救助及びその他防災に関する施設、設備の整備等</li> <li>16 救援物資、化学消火薬剤等必要器材の供給又は調達若しくは斡旋</li> <li>17 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査</li> <li>18 地下街等の保安確保に必要な指導、助言</li> <li>19 自衛隊の災害派遣要請</li> <li>20 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏洩（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保</li> <li>21 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備</li> <li>22 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及</li> <li>23 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の活用、被害状況の把握</li> <li>24 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等への支援・調整、応急仮設住宅の建設</li> <li>25 被災者生活再建支援法に基づく被災世帯への支給金の支給</li> <li>26 名古屋飛行場の防災対策</li> </ol> |

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県       | 27 県が管理する河川及び海岸についての洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整<br>28 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階からの公共土木施設の巡視・点検、応急復旧に必要な人員・資機材の確認                                                                                                           |
| 尾張県民事務所 | 1 災害に関する情報の収集伝達<br>2 市の実施する被災者の救助の応援及び調整<br>3 緊急通行車両の確認                                                                                                                                                                        |
| 清須保健所   | 1 尾張中部医療圏の医療及び公衆衛生に関する調整を行う尾張西部区域保健医療調整会議に関する事<br>2 医療機関の情報収集に関する事<br>3 防疫その他保健衛生に関する事                                                                                                                                         |
| 尾張建設事務所 | 1 県の所管する河川、道路及び橋梁の保全に関する事<br>2 水防活動の指導に関する事<br>3 県の所管する河川、道路等における障害物除去に関する事                                                                                                                                                    |
| 西枇杷島警察署 | 1 災害情報の収集及び伝達<br>2 危険箇所の警戒<br>3 被害実態の把握<br>4 危険区域における住民の避難の指示及び誘導<br>5 交通規制及び交通秩序の確保<br>6 被災者の救出及び負傷者の救護<br>7 被災地及び避難場所の警戒<br>8 犯罪の予防及び検挙<br>9 広報活動<br>10 遺体の見分、検視及び行方不明者の調査<br>11 災害警備活動のための通信の確保<br>12 関係機関の災害救助活動及び復旧活動への協力 |



## 1 総則

### 3 指定地方行政機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東海財務局 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。</li> <li>2 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。</li> <li>3 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。</li> <li>4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</li> <li>5 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</li> <li>6 上記（１）～（５）の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。</li> </ol> |
| 東海農政局 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策の推進</li> <li>2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集</li> <li>3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための指導</li> <li>4 被災地の農作物等の病虫害防除に関する応急措置の指導</li> <li>5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う</li> <li>6 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置</li> <li>7 地方公共団体の要請による農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等</li> <li>8 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導</li> <li>9 米穀の応急食料の調達・供給</li> <li>10 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる</li> <li>11 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する緊急相談窓口の設置</li> </ol>      |

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中部地方整備局 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 降雨、河川水位、水象についての観測</li> <li>(2) 所管する河川、道路施設等の管理に関すること</li> <li>(3) 防災上必要な教育及び訓練に関すること</li> <li>(4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</li> <li>(5) 災害応急復旧用資機材についての備蓄の推進</li> </ol> </li> <li>2 初動対応               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う</li> <li>(2) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策への支援を行う</li> </ol> </li> <li>3 応急復旧               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合、必要な体制の整備及び所掌事務の実施</li> <li>(2) 災害時における交通確保と道路施設の災害応急対策工事に関すること</li> <li>(3) 堤防、せき、水門等河川管理施設の災害応急対策工事に関すること</li> <li>(4) 災害復旧工事の施工又は再度災害防止工事の施工に関すること</li> </ol> </li> </ol> |
| 中部経済産業局 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</li> <li>2 電力及びガスの安定供給の確保に関すること</li> <li>3 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>4 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化に関すること</li> <li>5 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

# 1 総則

| 機関の名称            | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中部運輸局            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</li> <li>2 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督</li> <li>3 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</li> <li>4 陸上における物資及び旅客輸送の確保のための自動車の調達<br/>斡旋、運送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導</li> <li>5 自動車運送事業者への運送の協力要請に関すること</li> <li>6 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<br/>を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、<br/>被災地の早期復旧その他災害応急対策の支援</li> </ol>                                |
| 名古屋地方気象台         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び<br/>発表</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震<br/>動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発<br/>表、伝達及び解説</li> <li>3 清須市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>4 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</li> </ol>                                                                                                                                   |
| 中部地方環境事務所        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の<br/>情報収集</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 国土地理院中部<br>地方測量部 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における<br/>地理空間情報の活用</li> <li>2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が<br/>提供及び公開する防災関連情報の利活用</li> <li>3 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報シ<br/>ステムの活用</li> <li>4 被災した地域の災害復旧・復興にあつては、位置に関わる情<br/>報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地<br/>図の修正測量等を実施。また、公共基準点等の復旧測量、地図の<br/>修正測量等公共測量の実施にあつては、測量法第36条の規定に<br/>より、実施計画書の技術的助言を実施</li> </ol> |

## 4 自衛隊

| 機関の名称                                    | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防衛省<br>陸上自衛隊第10師団<br>第35普通科連隊<br>(守山駐屯地) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の把握</li> <li>2 避難の援助</li> <li>3 遭難者等の捜索救助</li> <li>4 水防活動</li> <li>5 消防活動</li> <li>6 道路又は水路の啓開</li> <li>7 応急医療、救護及び防疫</li> <li>8 人員及び物資の緊急輸送</li> <li>9 給食及び給水</li> <li>10 入浴支援を行う。</li> <li>11 救援物資の無償貸与又は譲与</li> <li>12 危険物（火薬類等）の保安及び除去</li> <li>13 その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動</li> </ol> |

## 5 指定公共機関

| 機関の名称                   | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西日本電信電話株式会社             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達</li> <li>2 災害応急措置の実施に必要な通信への通信設備の優先的利用の実施</li> <li>3 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備</li> <li>4 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備</li> <li>5 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧</li> <li>6 気象等警報の県・市への連絡</li> <li>7 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電報電話料金等の免除</li> </ol> |
| エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達</li> <li>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する通信設備の優先的な利用</li> <li>3 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備</li> <li>4 災害時における通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧</li> <li>5 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電話料金等の免除</li> </ol>                                                                  |

# 1 総則

| 機関の名称                 | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社N T T ドコモ<br>東海支社 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達</li> <li>2 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備</li> <li>3 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧</li> <li>4 携帯電話等サービス契約約款に基づく災害関係携帯電話料金の免除</li> <li>5 予知情報名の細分化</li> </ol> |
| K D D I 株式会社          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信施設の耐災害性の強化</li> <li>2 災害時における国際通信の確保・被災施設及び設備の早期復旧</li> <li>3 災害応急措置の実施に必要な通信について防災関係機関からの要請による優先的な対応</li> </ol>                                                               |
| ソフトバンク株式会社            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧</li> <li>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、防災関係機関からの要請による優先的対応</li> <li>3 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達</li> </ol>                                                |
| 楽天モバイル株式会社            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</li> <li>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</li> <li>3 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</li> </ol>                            |
| 日本郵便株式会社<br>東海支社      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除</li> <li>2 災害時における郵便はがき等の無償交付</li> <li>3 郵便振替等による被災者救援の寄付金送金の無料扱い</li> <li>4 民間災害救援団体への災害ボランティア口座寄付金の公募・配分に関すること</li> <li>5 窓口業務の確保</li> </ol>             |
| 独立行政法人都市再生機構          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</li> <li>2 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</li> </ol>                                               |

| 機関の名称                                                           | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本赤十字社<br>(愛知県支部)<br>(清須市地区)                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</li> <li>2 避難所の設置に係る支援を行う。</li> <li>3 医療、助産、死体の処理（一時保管を除く。）の業務を行う。</li> <li>4 血液製剤の確保と供給を行う。</li> <li>5 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布・緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</li> <li>6 義援金等の受付と配分を行う。<br/>なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公平な配分に努める。</li> </ol> |
| 日本放送協会<br>(名古屋放送局)                                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象等予警報及び被害状況等の報道</li> <li>2 防災知識の普及に関する報道</li> <li>3 放送施設の保守</li> <li>4 災害時における放送送出を確保するための放送施設の整備拡充</li> <li>5 社会事業等による義援金品の募集、配布</li> </ol>                                                                                                                                                                                                      |
| 中部電力株式会社(※1)、<br>株式会社 J E R A、関西<br>電力株式会社(※2) 電源<br>開発株式会社(※3) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被害状況を調査し、その早期復旧を図る。</li> <li>2 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。<br/>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ。）<br/>(※2) 関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。）<br/>(※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）</li> </ol>                                                                                                                                  |
| 東海旅客鉄道株式会社                                                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 線路、トンネル、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理</li> <li>2 災害により線路が不通となった場合の、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等の実施</li> <li>3 災害時の救助物資及び避難者輸送の協力</li> <li>4 死傷者の救護及び処置</li> </ol>                                                                                                                                                                    |

## 1 総則

| 機関の名称       | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名古屋鉄道株式会社   | 1 線路、トンネル、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理<br>2 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等の実施<br>3 災害時の救助物資及び避難者輸送の協力<br>4 死傷者の救護及び処置 |
| 東邦ガス株式会社(※) | 1 ガス施設に関する耐災害性能の強化<br>2 ガス施設による2次災害の予防<br>3 被災施設の復旧・需要家へのガスの早期供給再開<br>(※)東邦ガスネットワーク株式会社含む。(以降同じ。)                                                   |

## 6 指定地方公共機関

| 機関の名称                     | 事務又は業務の大綱                                        |
|---------------------------|--------------------------------------------------|
| 公益社団法人愛知県医師会（西名古屋医師会）     | 1 救急及び助産活動への協力<br>2 防疫その他保健衛生活動への協力              |
| 一般社団法人愛知県歯科医師会（西春日井歯科医師会） | 1 歯科保健医療活動への協力<br>2 身元確認活動への協力                   |
| 一般社団法人愛知県薬剤師会（西春日井薬剤師会）   | 1 医薬品等の供給及び保管管理活動への協力<br>2 医薬品等の適正使用に関する活動への協力   |
| 株式会社東海交通事業城北線             | 1 名古屋鉄道株式会社に準ずる                                  |
| 一般社団法人愛知県トラック協会（尾西支部）     | 1 災害応急活動のための関係機関からの緊急輸送要請に対応<br>2 救助物資及び避難者輸送の協力 |
| 各民間放送及び新聞社                | 1 日本放送協会に準ずる                                     |

## 7 一部事務組合等

| 機関の名称      | 事務又は業務の大綱                                                                     |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 西春日井広域事務組合 | 1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動への協力<br>2 尾張中北消防指令センターを整備し、消防通信指令事務の共同運用に関すること |

| 機関の名称    | 事務又は業務の大綱                                    |
|----------|----------------------------------------------|
| 五条広域事務組合 | 1 し尿処理施設の維持管理<br>2 被災施設の復旧<br>3 市が行う防災活動への協力 |

## 8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

| 機関の名称                                           | 事務又は業務の大綱                                                                                                          |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名古屋市上下水道局                                       | 1 水道施設に関する耐災害性能の強化<br>2 水道施設による2次災害の予防<br>3 被災施設の復旧・需要家への水道の早期供給再開<br>4 市が行う応急給水活動への協力                             |
| 尾張水道事務所<br>(春日地区)                               | 1 水道施設に関する耐災害性能の強化<br>2 水道施設による二次災害の予防<br>3 被災施設の復旧・春日配水場への早期供給再開<br>4 市が行う応急給水活動への協力                              |
| 愛知県建設業協会                                        | 1 仮設住宅、便所の建設への協力<br>2 倒壊住宅等の撤去への協力<br>3 その他災害時における建設活動への協力                                                         |
| 西春日井農業協同組合                                      | 1 災害時における食料及び物資の供給に関する協力<br>2 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力<br>3 農作物の災害応急対策への指導<br>4 被災農家への融資及び斡旋<br>5 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 |
| 市商工会                                            | 1 救助物資、復旧資材の確保、斡旋、輸送等についての協力<br>2 災害時における物価安定についての協力<br>3 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力                                     |
| 市社会福祉協議会<br>災害ボランティアコーデ<br>ィネーター連絡会<br>社会教育関係団体 | 1 被災者への炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業<br>務等に関する協力<br>2 その他災害応急対策についての協力                                                    |
| 交通安全協会                                          | 1 避難者の誘導及び救出救護への協力<br>2 被災地及び避難場所の交通規制、警戒についての協力<br>3 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力                                   |



## 1 総則

| 機関の名称          | 事務又は業務の大綱                                                                                                |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自主防災組織         | 1 避難者の誘導及び救出救護への協力<br>2 被災者への炊き出し、救援物資の配分及び避難所の運営業務等への協力<br>3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力<br>4 自主防災活動の実施 |
| L P ガス、石油等販売業者 | 1 災害時におけるL P ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全<br>2 災害時におけるL P ガス、石油等の供給<br>3 被災施設の応急処理と復旧                                |
| 病院・医院経営者       | 1 避難施設の整備と避難訓練の実施<br>2 災害時における負傷者の医療と助産救助への協力                                                            |
| 金融機関           | 1 被災住民・事業者等への資金の融資等                                                                                      |
| 消防団            | 1 清須市災害対策本部の実施する災害応急及び復旧処理、社会秩序維持等への協力<br>2 自主防災組織等との連携による応急対策                                           |
| 宮田用水土地改良区      | 1 土地改良区の管理する農業用施設等（下之郷立切、パイプライン等）の整備、点検及び災害復旧対策                                                          |
| 福田悪水土地改良区      | 1 土地改良区の管理する農業用施設等（用水等）の整備、点検及び災害復旧対策                                                                    |

## 9 市民・事業所のとるべき措置

| 区分  | とるべき措置                                                                                                                                                                                |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民  | 1 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力すること<br>2 県知事及び市長が行う防災に関する事業に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること                                                                                    |
| 事業所 | 1 事業活動にあたって、その企業市民としての責任を自覚し災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力をはらうこと<br>2 災害発生後においては、従業員・来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること<br>3 県知事及び市長が行う防災に関する事業に協力し、最大の努力をはらうこと |

## 第4章 市の概況

### 第1節 自然的条件

#### 1 位置及び面積

濃尾平野の中央部に位置する清須市は、名古屋市に隣接しており、名古屋中心部から5kmの至近距離にある。

面積は17.35km<sup>2</sup>で、東西約5.5km、南北約8.0kmの広がりを持ち、愛知県の面積の0.34%にあたる。

#### 2 地形・地質

清須市は古来から中部山岳地帯に源を発する木曽川・庄内川の氾濫が原因となって発達した沖積地である。海拔は10m未満で、起伏がなく概ね平坦であるが、わずかに北部から南部へ緩い傾斜をなしている。

市の中央を新川が貫流し、西部に五条川が流れ、市の南端で新川と合流している。東南には庄内川が流れ、平常時でも自然排水が困難な状態にあり、潜在的に洪水の危険性をはらんでいる。

また、地下水の状況については、低地の地下水位はG L＝－2m前後と常に浅い位置にある。

#### 3 気象

気候は温帯多雨、夏は高温、気候区12属に属しており、東海型気候を示し、概して気候は温暖である。

|      |              |
|------|--------------|
| 附属資料 | 第1 市の現況      |
|      | 1 位置         |
|      | 2 市役所の緯度・経度  |
|      | 3 隣接市        |
|      | 4 面積・広がり及び標高 |

### 第2節 社会的条件

#### 1 人口

##### (1) 人口と世帯

本市は、名古屋市のベッドタウンという立地条件もあり、近年は微増傾向にある。また、平均世帯人数は4人を割っており、核家族化の傾向を強めている。

##### (2) 昼夜間人口について

市内には県内でも有数の工業地帯が形成され長く昼間人口が夜間人口を上回っていた。しかし、平成12年には流出人口が流入人口を上回っている。これは住宅開発が進み名古屋のベッドタウンとしての性格を強める一方で、日本経済のサービス化の進展により製造業

## 1 総則

における合理化が進んだため、この傾向は今後一層増すものと推定される。

## 2 交通

### (1) 道路

国土幹線軸として名古屋第二環状自動車道（国道302号）をはじめ、広域的幹線道路としては名古屋都市圏の放射状道路2路線、環状道路1路線がある。

まず、放射状道路としてあげられるのは、国道22号で、岐阜県方面と名古屋中心部を結ぶ幹線道路として、市の北東端部を通過している。もう1本は、主要地方道名古屋祖父江線で国道22号とＪＲ東海道本線の間をほぼ平行に走り、県西端部と名古屋中心部を結んでいる。そして、環状道路である新川沿いに市の概ね中心部をほぼ南北に貫く主要地方道名古屋中環状線である。その他にも、助七西田中線、給父西枇杷島線等の一般県道があり地域における幹線道路としての役割を担っている。

### (2) 鉄道

鉄道は、市域の南西部、旧市街地の中心部をほぼ東西に名鉄名古屋本線が走り、市内には西枇杷島駅、二ツ杵駅、新川橋駅、須ヶ口駅、丸ノ内駅、新清洲駅が設置され、また、市の東部には名鉄犬山線の下小田井駅がある。須ヶ口駅は、名鉄津島線の分岐する駅ともなっており、一部の特急を含む車両が停車するため、乗降客数は1日平均1万人以上を超える。また、市域の北部を11時の方向に分断するように、ＪＲ東海道本線と東海道新幹線が通過し、市内にはＪＲ東海道本線の枇杷島駅と北部には清洲駅（所在は稲沢市）がある。さらに平成5年3月に全線開通した東海交通事業・城北線の尾張星の宮駅がある。

## 3 土地利用

名古屋市近郊という立地条件もあり、年々ベッドタウン化が進み、全市的に住宅街が形成されつつある。そのため、旧来からあった田畑の転用が進み、保水能力の低下が懸念されている。その一方で、既成市街地域では、既存不適格の木造家屋密集地域や道路狭あい地域が存在している。

商工業については、食料品・輸送機器・工作機械の大手各社の工場や小規模工場が多数立地しており、住工が混在している。その数は、小規模事業所を中心に漸減しており、旧来からの商店街が消滅する等、中心市街地の空洞化が顕著になっている。対照的に幹線道路沿線を中心にロードサイド型の店舗の出店が見られる。

# 第5章 地域としての災害危険性

## 第1節 風水害

清須市の河川は、庄内川をはじめ新川・五条川・水場川の4河川があり、いずれも一級河川で、しかも潮の干満によって水位が変化する感潮河川である。したがって満潮時に降雨と重なると自然排水が困難となっている。このため、市の各地に排水機場を設置しているが、近年の流域各市町村の急激な宅地開発は農地の減少をもたらし、流域全体の保水・遊水能力を著しく低下させている。

さらに、生活排水・工場排水等による汚泥の堆積によって河床の上昇を招き、河川機能を低下させている。このような実態から大量の雨水が河川に集中するため、低地帯の本市では、内水氾濫型の浸水被害が頻発するに至っている。

また、平成28年12月に公表された、木曽川洪水浸水想定区域図により、木曽川の破堤による本市への浸水被害が示された。

(1) 「庄内川洪水浸水想定区域図」

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所の庄内川堤防決壊時の浸水区域を想定した「庄内川洪水浸水想定区域図」（平成28年12月）において、概ね1,000年に1回程度起こる大雨が降り破堤に至った場合の浸水区域・浸水深を公表している。これによると、春日及び清洲地区の一部を除く市域の概ね全域が浸水区域となり、特に、新川と庄内川に挟まれる低地部では浸水深5m以上の区域に入ること、西枇杷島地区及び新川地区の多くは3m～5m未満となることが指摘されている。

(2) 「木曽川洪水浸水想定区域図」

国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所及び下流河川事務所の木曽川堤防決壊時の浸水区域を想定した「木曽川洪水浸水想定区域図」（平成28年12月）において、概ね1,000年に1回程度起こる大雨が降り破堤に至った場合の浸水区域・浸水深を公表している。これによると、市の概ね全域が浸水区域となり、浸水区域の大部分の浸水深は0.5m～3m未満となることが指摘されている。

(3) 「新川洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川下流）洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川上流）洪水浸水想定区域図」、「新川（青木川）洪水浸水想定区域図」及び「福田川洪水浸水想定区域図」

愛知県では、平成14年に水防法の一部改正を受け、新川を全国に先駆けて洪水予報河川に指定した。平成30年3月、「新川洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川下流）洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川上流）洪水浸水想定区域図」及び「新川（青木川）洪水浸水想定区域図」、令和元年8月、「福田川洪水浸水想定区域図」において、概ね1,000年に1回程度起こる大雨が降り破堤に至った場合の浸水区域・浸水深を公表している。これらによると、浸水区域が市全域にみられるものと指摘されている。

|      |                    |
|------|--------------------|
| 附属資料 | 第2 災害<br>1 過去の主な災害 |
|------|--------------------|

## 第2節 地震災害

愛知県は国内でも有数の地震県であり、これまでに海洋型大地震（南海トラフ沿いに発生する大地震）として昭和19年に東南海地震（M7.9）、内陸型大地震（陸地の断層の破壊によって発生する大地震）として昭和20年に三河地震（M6.8）等に襲われている。

全国的には、平成7年の阪神淡路大震災（M7.3）や平成23年の東日本大震災（M9.0）等によって甚大な被害が生じている。特に、東日本大震災はこれまでの想定を上回る規模であり、死者は1万5千人を超え、社会経済活動にも大きな影響を与えた。

東日本大震災を受けて内閣府が行った試算によると、南海トラフ地震が発生した場合、本市における最大震度は6弱と想定されている（過去地震最大モデル）。また、内閣府の試算に基づいた愛知県の想定によると、地震による建築物の崩壊や人的被害が危惧されるほか、液状化による被害の危険性も指摘されている。

### （1）地震動・液状化による被害

清須市において、震度6弱の地震を想定した場合に発生する災害としては、地盤の液状化に伴う建物、道路やライフラインの破損、地震動による建物の倒壊と火災の発生がある。

液状化が発生した場合、地盤の不動沈下による建物の倒壊や破損、地中の浄化槽や燃料タンクの浮き上がり等が予想され、特に、基礎に液状化対策を行っていないような一般住宅においては、被害が大きくなる。また軟弱地盤を通過する道路における路面の沈下や盛土の崩壊、ライフライン施設の破損等が発生すると考えられる。

地震動による建物被害については、震度6弱となる地域では一般に木造住宅全体の破損の程度が著しく倒れる家も多い。また、鉄筋コンクリート建造物は、部分破壊又は崩壊が生ずることも予想される。

南海トラフ地震のような強振動による建物被害については、一般に建築年代の古い木造住宅、屋根の重い家、1階に壁や柱の少ない建物はかなり破損し、中には倒れるものも出ることが予想されるほか、建物の外装部の剥落や窓ガラスの破損も予想される。さらに、長周期地震動による構造物等の被害も想定される。

以上をまとめると、大規模地震が発生した場合には、市街地部にかけて形成される木造住宅密集市街地において住宅等建物被害による大きな混乱の起こる可能性が高い。

### （2）地震火災について

地震火災については、清須市において、北部の一部地域を除いて建物が密集し、ところによっては工場と住宅が混在しているような状況であり、また、オープンスペースも十分確保されていないため、延焼火災発生の可能性は高い。

特に、1995年の阪神淡路大震災において震度6以上の被災地域（神戸市の例）では、幅員6～8mの道路の約半数が建物の倒壊により通行不能になっており、消防用緊急車両の現場への到着が困難になる地域が多数発生することが予想される。地域における初期消火活動が不調に終わった場合、広域的な延焼火災に発展する可能性はかなり高くなるものと想定される。

|             |                                         |
|-------------|-----------------------------------------|
| <p>附属資料</p> | <p>第2 災害<br/>2 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測</p> |
|-------------|-----------------------------------------|

### 第3節 原子力災害

2011年3月の東日本大震災では、地震と津波による大きな被害に見舞われたが、これらの影響により、東京電力の福島第一原子力発電所では炉心溶融等の一連の放射性物質の放出を伴う原子力事故も発生し、原子力発電の災害時におけるリスクについて改めて認識させられたところである。

事故後、国や愛知県において様々な議論、検討が進められてきたところであるが、愛知県においては、この事故を契機として、平成25年5月の県防災会議にて地域防災計画の「原子力災害対策計画編」を策定した。

本市は、福井県の美浜、敦賀発電所から100km圏内、静岡県の浜岡発電所から150km圏に位置している。これらの発電所において事故が生じた場合には、気象条件等によっては本市に影響を与える可能性もゼロではない。

そのため、今後とも国や愛知県の動向を踏まえつつ、災害時には連携して対応するために、本市においても「原子力災害対策計画編」を策定することとする。

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 附属資料 | 第2 災害<br>3 県外の原子力発電所の位置 |
|------|-------------------------|

# 清須市地域防災計画

## － 2 災害予防計画－





## 2 災害予防計画

### ■あらし

全体として、17の章から構成される。

第1章では、市民・職員の災害時の行動力強化の観点から、行政機関職員及び市民が混乱した状況に際しても、自らの生命を守り、地域やボランティアと連携を図りながら災害の軽減に取り組むという観点から「防災基礎体力の向上」について必要な対策を記載している。

第2章～第6章では、水害や事故災害、地震災害の特性に即して災害による被害の発生を未然に防ぐとともに、その人的・物的被害及び機能被害を最小限に軽減するための予防施策について記載している。

第7章では、災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための、防災施設及び災害対策資機材の事前整備について示している。

第8章及び第9章では、市民の命を守るための「避難指示」や「避難所等の確保」、「要配慮者の安全環境整備」等について示している。

第10章では、大規模な災害が発生した場合に近隣自治体と力を合わせて速やかに災害応急活動ができるようにあらかじめ協定を締結しておく必要性等について示している。

第11章では、非常時に際して、応急・復旧の各施策・計画を実行する主体となる行政、関係機関・団体等及び市民の連携による「応急活動防災体制の整備・強化」について示している。

第12章～第15章では、災害発生時の迅速で適切な「安全避難の確保と救援救護対策を実施するための環境を整備する」観点から必要な「給水体制」や「備蓄体制」の整備、「救援・救護」体制の整備、「環境汚染防止及び廃棄物処理体制」の整備について示している。

第16章では、災害時に適切な対応ができるように防災訓練の実施や日ごろからの防災意識の向上を図るといった内容を示している。

第17章では、市における特性や過去の災害による教訓等を調査研究することにより、防災意識の向上を図るとともに今後の災害対策に反映させるといった内容を示している。

## 第1章 防災協働社会の形成推進

### ■基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限に軽減し、災害の拡大を防止するには、平常時から市民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に実施することが重要である。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

### 第1節 防災協働社会の形成推進

#### 1 市及び県（防災安全局、各局）における措置

##### (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組を推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。

##### (2) 災害被害の軽減に向けた取組

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体（商工会・業者別団体・社会教育関係団体及び事業所）が連携して防災活動に参加できるよう配慮し、防災力の強化を図るとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

##### (3) 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、市、県、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指す。

#### 2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動

しなければならない。

- (2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう地域での働きかけ等に努める。
- (3) 災害時には、初期消火、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、県、公共機関等が実施する防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。

### 3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市民及び団体・事業所の相互協力体制の確立を図ることにより、地域・組織としての防災体制を整備・強化する。

また、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として清須市防災会議に提案する等、連携して防災活動を行う。

- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に地区防災計画を定める。

## 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

### 1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置

- (1) 自主防災組織の推進

#### ア 自主防災組織の設置・育成

市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の設置・育成に努める。

その際、女性の参画の促進に努める。

#### イ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。

- (2) 防災ボランティア活動の支援

#### ア ボランティアコーディネーターの確保

市及び県は、行政、市民、自主防災組織等に対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）の確保に努める。

#### イ 防災ボランティア活動の環境整備

## 2 災害予防計画

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

### (3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。

## 2 市における措置

### (1) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体等防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組む等、必要な事業の実施、支援及び指導に努める。

### (2) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する。相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

## 3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を実施するよう努める。

なお、自主防災組織については、効果的に防災活動を行えるように平常時、災害発生時における役割等を確認する。

また、大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

### (1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資器材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

### (2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 市民に対する避難命令の伝達

オ 集団避難の実施

カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会等が上記に準じた活動を実施するよう努める。

#### 4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

##### (1) 防災リーダーの養成

市及び県等は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努める。

##### (2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資器材等を整備し、市は防災リーダーを積極的に活用する。

#### 5 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進

##### (1) ボランティアの受入れ体制の整備

ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進として、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資器材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアを受け入れる。

イ 市及び県は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施する。

##### (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。このため、市及び県等は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させる。

##### (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制

の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結等により、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

### (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催等の広報・啓発活動に努める。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させる。

## 第3節 企業防災の促進

### 1 企業における措置

#### (1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

#### (2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社等の役員・従業員の身体・生命の安全を確保する。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

#### (3) 2次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止等、自社拠点における2次災

害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料等を平常時から確保することが望ましい。

(6) 洪水、雨水出水想定区域内の地下等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

「第2章 水害予防対策 第3節 浸水想定区域における対策」による。

## 2 市、県（経済産業局、防災安全局）及び商工団体等における措置

市、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備研修会等を通じての支援等により企業の防災力向上を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していく。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制等の整備

市、県及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口、相談体制等を検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

## 第4節 個人としての防災基礎体力の整備・強化

### 1 市における措置

個人としての防災基礎体力の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

(1) 防災教育や防災広報、防災訓練等を通しての防災思想の普及

防災広報については、防災に関する一般的知識、気象情報等に関する知識、避難の方法及び場所、災害危険箇所、過去の災害事例、平常時及び災害発生時の心得、自主防災組織の意義等、防災思想の普及を図る。

(2) 市民一人ひとりの防災基礎体力の向上

(3) 職員一人ひとりの防災基礎体力の向上

(4) 重機類操作の有資格者・無線通信士・応急危険度判定士・手話通訳者等、非常時に貴重な要員となることが期待されるスペシャリスト（専門家）の発掘・確保



## 第2章 水害予防対策

### ■基本方針

- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市域の保全を図る。

### 第1節 河川防災対策

#### 1 市、中部地方整備局及び県（建設局）における措置

##### (1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に軽減するよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

##### (2) 河川改修

一級河川の本川については、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。一級河川の支川や二級河川についても同様に河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置等により低地河川としての整備も実施する。

##### (3) 流域水害対策

新川流域、境川流域等については、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して雨水貯留施設の整備や農地の保全等、流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。

なお、東海豪雨等を契機に、平成18年に新川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定している。

本市においては、東海豪雨により家屋等に甚大な浸水被害が発生したため、同等の降雨によってもたらされる浸水被害を最小限に軽減することを目的に、災害に強いまちづくりの一環として、治水対策を以下のとおり総合的に進める。

ア 河川の常時点検及び河川改修

## 2 災害予防計画

県と協力して推進するとともにポンプ場・下水道の整備による流域全体の排水能力の向上を図る。

なお、排水ポンプ場施設については、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を実施する。

イ 雨水流出抑制施策（流域調整池の設置、雨水の一時貯留施設の設置、雨水利用の推進等、地域としての保水・遊水機能の維持・増大）による河川や下水道への負荷軽減（流出抑制）

ウ 水防体制の充実・強化による水害発生時の地域としての被害軽減能力の向上

### (4) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

### (5) 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市等水防関係機関へ提供するとともに、市民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、市は、県から、雨量、河川水位等について、メールによる情報提供を受ける。

### (6) 予想される水災の危険の周知等

市は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

### (7) 市民の自発的な行動の促進

市は、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

### (8) 水災害連携の連絡会・協議会

#### ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、気象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努める。

#### イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組む。

#### ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

## 2 関連調整事項

- (1) 水源から河口にいたる水系全流域について、重要水防箇所の実態を一貫して把握する。  
また、維持修繕や改修計画の策定にあたっては、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。
- (2) 総合排水の見地から、都市の下水道事業、農地排水等、排水改良事業と調整するよう考慮する。
- (3) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

## 第2節 雨水出水対策

### 1 市における措置

- (1) 公共下水道事業  
生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。  
また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策をとる。
- (2) 都市下水路事業  
都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の改修等を行い、被害を未然に防止する。  
また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の改修等にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策をとる。

## 2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業にあたり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 下水道管理者（市及び県（建設局））は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。
- (4) 地盤沈下地帯では排水不良化の傾向が顕著であるので、地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。
- (5) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

## 第3節 浸水想定区域における対策

### 1 洪水浸水想定区域の指定

- (1) 区域の指定  
中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水

## 2 災害予防計画

位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

### (2) 市への情報提供

市は、中部地方整備局及び県より、洪水浸水想定区域の指定を受けたとの情報提供を受けた場合は、洪水浸水想定等の情報提供を受け、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）を作成する。また、市がマップを作成する際には、中部地方整備局及び県から、支援を受けることができる。

さらに、市は「洪水ハザードマップ（防災マップ）の作成及び周知」により、洪水浸水場所、浸水水位の想定を行い、地域住民に周知を図る。

#### ○ 洪水予報を行う河川（清須市該当河川）

|          |         |
|----------|---------|
| 国土交通大臣指定 | 庄内川、木曽川 |
| 愛知県知事指定  | 新川      |

#### ○ 水位情報を周知する河川（清須市該当河川）

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 愛知県知事指定 | 五条川（下流・上流）、青木川、福田川 |
|---------|--------------------|

## 2 雨水出水浸水想定区域の指定

### (1) 区域の指定

市又は県は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

### (2) 市への情報提供

市は、県が、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、雨水出水浸水想定等の情報提供を県から受ける。また、市が雨水出水ハザードマップ（防災マップ）を作成する際には、県から支援を受けることができる。

さらに、市は「雨水出水ハザードマップ（防災マップ）の作成及び周知」により、雨水出水浸水想定場所、水深、浸水継続時間の想定を行い、地域住民に周知を図る。

## 3 高潮浸水想定区域の指定

### (1) 浸水想定区域内の施設等の公表

市又は県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、市長に通知する。

## (2) 市への情報提供

市は、県が、高潮浸水想定区域を指定したときには、高潮浸水想定等の情報提供を県から受ける。また、市が高潮ハザードマップ（防災マップ）を作成する際には、県から支援を受けることができる。

## 4 浸水想定区域における措置

## (1) 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に以下の施設を含むときは、これらの施設名称及び所在地について、市民への周知を図る。（ただし、ウの施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

ア 地下等※でその利用者の洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

※地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの。

ウ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

## (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講ずる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

## (3) 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管

## 2 災害予防計画

理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### (4) 市長の助言・勧告

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

## 4 地下等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内の地下空間で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、その所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

### (1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

### (2) 訓練の実施

地下等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施。

### (3) 自衛水防組織の設置

地下等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を目的とした自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。

## 5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない、又は（３）のとおり努めなければならない。

### (1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市への報告。

### (2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告。

### (3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を目的とした自衛水防組織の設置及び市への報告。

## 6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努める。

### (1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成。

### (2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を目的とした自衛水防組織の設置及び市への報告。

## 第4節 地下空間の浸水対策

### 1 市、地下空間の所有者・管理者・占有者及び県（建設局）における措置

(1) 地下空間の実態調査の実施

ビル地下室や地下、道路アンダーパス等の地下施設（以下、「地下空間」という。）の豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防止するための対策を進める。

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に軽減する諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

### 2 市及び県（建設局）における措置

(1) 浸水防止施設設置の促進

市及び県は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

市は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業等の対策を県と連携して重点的に実施する。

## 第5節 農地防災対策

### 1 市、東海農政局、県（農林基盤局）及び土地改良区における措置

(1) 湛水防除事業

流域の開発等立地条件の変化から湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために排水機、排水路等を新設又は改修する。

(2) 老朽ため池等整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐、その他附帯施設を改修する。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等を改修する。

(4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進の

## 2 災害予防計画

ための農業用ため池を改修する。

### 2 関連調整事項

- (1) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図る。
- (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。



## 第3章 液状化の予防対策

### ■基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化する。
- 地震災害については、予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 市は、県から地盤沈下地域の情報提供を受けるとともに、この計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させる等、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施する。

### 第1節 土地利用の適正誘導

#### 1 市及び県（関係局）における措置

液状化による被害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、都市再生特別措置法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

### 第2節 液状化対策の推進

#### 1 市及び県（防災安全局、建設局）における措置

##### (1) 液状化危険度の周知

市及び県は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図る。

また、市は、主要幹線道路、河川堤防、橋梁等土木構造物、ライフライン施設及び市施設・防災機関・医療機関その他防災拠点施設となる建築物に関する液状化対策の推進を図る。

なお、県は、地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことが、昭和39年の新潟地震を契機に問題となったため、昭和53年度・昭和54年度に県内の「沖積層の分布と液状化危険度調査」を実施するとともに、昭和55年度・昭和56年度には「愛知県の地質・地盤」を取りまとめ、液状化対策を始めとする各種地震対策の基礎資料として県民に公表している。

また、平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各

## 2 災害予防計画

防災関係機関に公表した。

市は、地盤の災害予防対策を以下のとおり総合的に進める。

### (2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

## 第3節 宅地造成の規制誘導

### 1 市及び県（関係局）における措置

#### (1) 宅地危険箇所の防災パトロール

県は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

市は、県の取組について協力する。

#### (2) その他の措置

市は、公共土木構造物及び防災拠点施設及びその他建築物の2つについて、地盤の災害予防対策として、降雨等災害での被災宅地による2次災害予防となる愛知県建築物地震対策推進協議会による取組を進める。

## 第4節 被災宅地危険度判定の体制整備

### 1 市及び県（建築局）における措置

#### (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努める。

#### (2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

## 第4章 事故・火災等予防対策

### ■基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。
- 市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等とともに、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図る。

### 第1節 航空災害対策

#### 1 市（西春日井広域事務組合）における措置

##### (1) 愛知県名古屋飛行場

「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所）と連携し、毎年1回総合消防訓練を実施する。

### 第2節 鉄道対策

#### 1 鉄道事業者における措置

##### (1) ポスターの掲示、チラシ類の配布

鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により事故防止に努める。

##### (2) 保安設備の点検

鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

##### (3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。

##### (4) 鉄道施設の防災構造化

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を実施する。

##### (5) 広報活動

鉄道事業者等は、踏切事故を防止するため広報活動に努める。

#### 2 市（西春日井広域事務組合）、県（防災安全局）及び県警察における措置

市、県及び県警察は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

## 2 災害予防計画

### 3 市（西春日井広域事務組合）、中部運輸局、県（防災安全局）及び県警察における措置

#### (1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

市、中部運輸局、県及び県警察は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

#### (2) 防災体制の強化

市、中部運輸局、県及び県警察は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

## 第3節 道路災害対策

### 1 市、道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置

#### (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

#### (2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、「第5章 第1節 交通関係施設対策」により実施する。

### 2 市（西春日井広域事務組合）、道路管理者及び県警察における措置

#### (1) 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練の実施に努め、防災体制の強化を図る。

#### (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

### 3 市、県（建設局、防災安全局）及び県警察における措置

#### (1) 救急救助用資機材の整備

市、県及び県警察は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

#### (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

市、県及び県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

## 第4節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

### 1 市（西春日井広域事務組合）及び県（防災安全局、保健医療局）における措置

#### (1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

市（西春日井広域事務組合）及び県は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより、立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

#### (2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

市及び県は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

#### (3) 化学消防車等の整備、化学消防力の強化促進

#### (4) 関係機関と連携・協力した危険物・有毒物等の総合的対策

#### (5) 事業者との災害防止協定の締結

#### (6) その他随時発表される報告書・指針等をもとにした危険物・有毒物等対策のために必要な研究

### 2 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

#### (1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておく。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

#### (2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

#### (3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

### 3 市、危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局、保健医療局）における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

### 4 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い検査結果の交換に努める。

## 第5節 高圧ガス保安対策

### 1 中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び名古屋市における措置

中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び名古屋市は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

#### (1) 保安思想の啓発

- ア 高圧ガス保安法の周知徹底
- イ 各種の講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガスの取扱い指導
- エ 保安活動促進週間の実施

#### (2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

#### (3) 自主保安体制の整備

- ア 自主保安教育の実施
- イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ウ 地域防災協議会の育成

### 2 高圧ガス施設における措置

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。

### 3 市、高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

### 4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。

## 第6節 火薬類保安対策

### 1 市（西春日井広域事務組合）における措置

市は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告等の必要な措置を行い、事故防止に努める。

## 2 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置

火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。

## 3 市、火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

## 4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。

# 第7節 地下等の保安対策

## 1 市、地下等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局、建設局）及び県警察における措置

万一、地下等（地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるための諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

## 2 地下等の所有者・管理者・占有者における措置

### (1) 防火避難施設の点検整備

- ア 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- イ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- ウ 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備

### (2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ア 消防計画の整備充実
- イ 自衛消防組織の整備充実
- ウ 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- エ 共同防火管理体制の確立（統括防火管理者の選任者）
- オ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- カ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- キ 非常用進入口の確保
- ク 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ケ その他防災上必要な事項

### (3) 非常用通信設備の整備充実施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実

### (4) 利用者に対する責務利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場

## 2 災害予防計画

所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

## 3 市（西春日井広域事務組合）における措置

### (1) 査察の強化

消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。

### (2) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等を申合せ平常時から実施する。

### (3) 消防施設の整備充実

地下等の災害に対処するため消防用設備等の整備、充実に努める。

## 4 ガス事業者における措置

安全型機器・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に、特定地下街等に対しては次の事項を行う。

(1) 燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。

(2) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。

(3) 管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。

(4) 導管は、1年に1回以上漏洩検査を実施するほか、1年に1回以上安全使用を周知する。

## 5 関係調整事項

(1) 地下等における災害を想定し、管理者、消防機関、警察等の協力を得て地下ごとに防災訓練を実施する。

(2) 防災関係機関及び関係企業等は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努める。

(3) 防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。



## 第5章 建築物等の安全化

### ■基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、災害時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、市民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

### 第1節 交通関係施設対策

#### 1 道路

##### 【風水害等】

市、中部地方整備局、県、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社及び道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。

##### (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の難所となるおそれ大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携のもとで適切な道路管理に努める。

##### (2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

##### 【地震災害】

##### (1) 道路・橋梁等の整備

##### ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性を確保し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定し、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分する。

|              |                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| 第1次緊急輸送道路    | 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路                                |
| 第2次緊急輸送道路    | 第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路   |
| 第3次緊急輸送道路    | その他の道路（※）                                                              |
| （参考）緊急用河川敷道路 | 庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路                                        |
| くしの歯ルート      | 津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を優先に行う道路（第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する） |

（※）「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市町村の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

#### ア 道路啓開計画の検討・共有

道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

#### イ 地元業者との協定締結

本市の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業を担当する業者を区間ごとに定め、協定を締結する。

#### ウ 復旧資機材の確保対策

市内各地域の地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を調査し、実態把握に努める。

また、激甚な大規模災害が発生した場合には、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく隣接市との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

## 2 交通安全施設等

### (1) 交通管制センター及び信号機

地震に対してその機能が保持できるように耐震対策を講ずる。

### (2) 信号機電源付加装置

緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。

### (3) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、迂回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

### (4) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

## 3 航空輸送

市は、航空輸送の環境整備を以下のとおり総合的に進める。

### (1) 各地域の臨時ヘリポートの指定・整備

また、市役所をはじめとする防災拠点施設等の屋上には、災害発生時にヘリコプター等航空機による空からの情報収集が効率的に実施できるように番号の標示を検討する。

### (2) 災害発生直後の適切な初動措置を講ずるために必要な警察・消防等関係機関との連携強化

### (3) 民間航空会社等による応援協力の確保

## 4 鉄道

災害時における被害を最小限に軽減するよう以下の予防措置を講ずる。

### (1) 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

#### ア 災害時等における業務体制の整備

#### イ 施設の防災対策及び気象設備等の整備

## 2 災害予防計画

- ウ 情報収集・伝達体制の整備
- エ 旅客公衆等に対する体制の整備
- オ 防災資機材の整備等
- カ 災害応急業務に従事する社員の現況把握及び活用
- キ ヘリコプターの活用
- ク 防災上必要な教育・訓練
- ケ 広報体制の整備
- コ 消防、出水及び救助に関する措置
- サ 病院等医療施設における救護対策
- シ 電力の確保

### (2) その他の鉄道事業者

- ア 構造物の耐震性の強化
- イ 鉄道施設等の点検巡回の実施
- ウ 地震計の整備充実
- エ 情報連絡体制の強化
- オ 利用客の安全確保
- カ 運転規制

## 5 市における措置

市は、災害対応力の強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 施設自体の耐水性・耐震性能の強化
- (2) 事故を含む大規模災害発生時における職員・利用者の安全を確保するために必要なソフト・ハード両面にわたる対策の充実・強化
- (3) 迅速な応急復旧のために必要なソフト・ハード両面にわたる対策の充実・強化
- (4) 消防・警察その他防災関係機関相互の連携・協力のためのルール及び体制の確立

## 第2節 ライフライン関係施設対策

### 1 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

- (1) 主要施設の強風に対する安全構造化  
主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- (2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化 取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- (3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置  
浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げる等、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- (4) 緊急遮断弁の設置  
災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

## (5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

## (6) 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

## (7) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

## 2 下水道

下水道管理者（市及び県（建設局））は、次の対策を実施する。

## (1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

## (2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保について平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

## (3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

## (4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結等に努める。

## 3 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

## (1) 発電・変電・送電・配電設備等の被害防止対策

## (2) 設備の巡視・点検、資機材等の確保

## (3) 他電力との電力融通体制を確立

## 4 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

## (1) ガスの製造・供給設備等の被害防止対策

## (2) 設備の巡視・点検、資機材等の確保

## (3) 一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の協力体制の確立

## 5 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

## (1) 施設の防災構造化

## (2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

## (3) 施設・設備の構造改善

## (4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

## (5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

### 6 市及び県における措置

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

また、市は、災害対応力の強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 供給・処理施設等ライフライン自体の耐水性・耐震性の強化
- (2) 広域にわたる大規模災害発生時における2次災害防止のために必要なソフト・ハード両面にわたる対策の充実・強化
- (3) 供給停止に対する代替サービス提供のための整備・強化
- (4) 適切な初動対応と関係機関相互の連携・協力のために必要な非常時活動体制の確立

## 第3節 文化財保護対策

### 1 市（教育委員会）及び県（教育委員会）における措置

#### (1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

#### (2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言する。

#### (3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。また、文化財と地域を一体として守る取組の推進を図ることにより、関係機関、文化財所有者、地域、専門家が協力した災害予防体制を整備する。

#### (4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

#### (5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

#### (6) 文化財及び周辺環境の整備

文化財及び周辺環境の整備を常実施する。

### 2 平常時からの対策

- (1) 国指定、県、市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消化方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

- (2) 文化財レスキュー台帳を県等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。市の文化財レスキュー台帳においては、市教育委員会にて保管しておく。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

### 3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸等の2次災害防止に努める。

### 4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

### 5 応急協力体制

市教育委員会は、県の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供等、文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

## 第4節 防災建造物整備対策

### 1 市及び県（建築局）における措置

市は、市及び防災関係機関施設及び病院その他公共公益施設の2つについて、災害対応力の強化を以下のとおり総合的に進める。

#### (1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点等、防災上重要な施設については、浸水等の水害や地震災害等により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水・耐震対策設計・施工、ライフラインの途絶を想定した自家発電設備の設置等、必要な対策を促進する。

他の既存施設についても、以下の措置を図る。

ア 施設職員・利用者の安全確保のため、建物自体の耐震・耐水性能の強化

イ 防災拠点機能を発揮するために必要な設備の耐震・耐水性能の強化

ア、イの措置の際、物資の供給が相当困難な場合を想定した水、食料、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保を図る。

## 2 災害予防計画

### (2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

### (3) 適切な初動対応と関係機関相互の連携・協力のために必要な非常時活動体制の確立

総合的に市施設及びその他公共公益施設の災害対応力を強化する。

## 2 市（教育委員会）及び県（教育委員会）、国立・私立学校等管理者における措置

### (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童・生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

### (2) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

### (3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

## 第5節 建築物の耐震推進

### 1 市及び県（建築局、関係局）における措置

#### (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図る。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

#### (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付ける。



## 2 耐震改修促進計画

- (1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため耐震改修促進計画の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努める。
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律により策定した耐震改修促進計画に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進する。  
また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定める。
- (3) 学校、病院、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレット等により普及・啓発する。

## 3 公共建築物の耐震性の確保・向上

### (1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定する等、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。

#### ア 防災上重要な建築物

- (ア) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中枢を担う市機関、医療機関、警察機関
- (イ) 被災した生活基盤設備等の復旧活動を指揮する市機関、市関連機関
- (ウ) 市機関等の防災通信用防災無線関連建築物
- (エ) 被災者の緊急救護所となる病院、保健所、避難所となる学校等の機関

#### イ 防災上重要な建築物に対する対応

- (ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保
- (イ) 既存建築物の耐震化整備計画の策定
- (ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

### (2) その他の市有建築物の耐震性の確保

その他の市有建築物のうち耐震性の不足するものの耐震改修

### (3) 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

市及びその他の民間施設関係団体等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校、駅等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、県の指導・助言を受ける。

特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

また、市は、要配慮者の安全確保対策の一環としての耐震・耐水性能強化に関する支援を図る。

さらに、マンション等の構造計算再確認を含む耐震診断の支援、必要性のPR等、建築物の耐震性能強化の促進を図る。

#### 4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

##### (1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進

###### ア 市が行う耐震診断の県による助成

県は、旧基準住宅（昭和56年5月以前着工）を対象に耐震診断を実施する市に対する耐震診断費補助事業を実施する。

###### イ 市の耐震改修費・除却費補助事業への県による助成

市が実施する耐震改修費・除却費補助事業について県から助成を受けて実施する。これにより、旧基準住宅の耐震化の促進を図る。

##### (2) 民間住宅の減災化施策の促進

旧基準住宅を対象に市の実施する減災化促進に関する補助事業について、県から助成を受けることにより、旧基準住宅の減災化の促進を図る。

##### (3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

###### ア 普及・啓発

市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努める。

###### イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成

県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。

###### ウ 市の耐震診断費補助事業への県からの助成

県は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成する。

###### エ 市の耐震改修費・除却費補助事業への県からの助成

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対する市の耐震改修費・除却費補助事業に助成する。

###### オ 建築関係団体や大学等と連携した取組

市、県及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進等、震前対策等の推進に努める。

##### (4) 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布する等、地震対策知識の普及に努める。

##### (5) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえないため、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊等に対する対策を推進する。

#### 5 ブロック塀等対策

市は、ブロック塀等対策を以下のとおり総合的に進める。

##### (1) 学校等公共施設の接道部の非重量塀化の推進

##### (2) 事前指導・定期点検指導の強化

##### (3) 学校等公共施設周辺の道路及び緊急輸送用又は避難用道路の沿道における危険度調査の

実施並びに改善指導

## 6 落下物等対策

市は、落下物等対策を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 家具類等の固定や棚の上の整理等の必要性のPR
- (2) 学校その他公共施設における落下物防止対策の推進
- (3) 学校等公共施設周辺の道路及び緊急輸送用又は避難用道路の沿道における危険度調査の実施並びに改善指導

## 第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

### 1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置

県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、市及び県等は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備する。

また、県及び市は、地震防災対策を推進するため、市に対して単独事業等を実施する。

### 2 地震対策緊急整備事業計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
- (3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備等
  - 第1号 避難地
  - 第2号 避難路
  - 第3号 消防用施設
  - 第4号 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設
  - 第5号 地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設
  - 第6号 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地
  - 第7号 公的医療機関のうち、地震防災上改築を要するもの
  - 第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
  - 第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
  - 第10号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
  - 第11号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保す

## 2 災害予防計画

るため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

### 3 地震防災緊急事業五箇年計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 計画の対象地域は、愛知県全域
- (3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備等
  - 第1号 避難地
  - 第2号 避難路
  - 第3号 消防用施設
  - 第4号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
  - 第5号 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
  - 第6号 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
  - 第7号 公的医療機関等のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
  - 第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
  - 第8の2号 公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
  - 第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
  - 第10号 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
  - 第11号 第7号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
  - 第12号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
  - 第13号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
  - 第14号 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
  - 第15号 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
  - 第16号 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
  - 第17号 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
  - 第18号 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
  - 第19号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
  - 第20号 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

#### 4 単独事業等

##### (1) 防災対策事業

市及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

##### (2) 補助事業

市は、地震防災対策事業の推進を図るため、県費補助金を受領し、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

### 第7節 被災建物補修・解体対策の環境整備

#### 1 市における措置

大規模災害発生時における多数の建物被害を想定し、被災建物補修・解体実施のための体制づくりを以下のとおり総合的に進める。

##### (1) 災害時を想定した補修・解体業務実施計画の策定

##### (2) 建物の補修・解体の各分野における専門的技術や機材を保有する事業者・関係団体等との応援協定締結

##### (3) 近隣及び遠隔地市町村との相互応援協定締結

## 第6章 都市の防災性の向上

---

### ■基本方針

○都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

### 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

#### 1 市、県（都市・交通局、建築局）における措置

##### (1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン、清須市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

##### (2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

### 第2節 防災上重要な都市施設の整備

#### 1 市、県（都市・交通局、建設局）における措置

##### (1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯等の都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画にあたっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

##### (2) 都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、将来の市街地化によるオープンスペースの減少を見込み、「緑のマスタープラン」に基づき計画的かつ総合的観点から恒久的なオープンスペースの確保に努める。

ア 火災の延焼拡大防止と避難路の確保を図るため、道路・河川を線とし、公園・緑地等の各地区の拠点となる施設を結ぶ「水と緑のネットワーク」の形成を進める。

イ 再開発事業の推進、公開空地の確保等さまざまな手法の活用により空地の集積・連坦化を進める。

ウ 優良農地の保全に努めるとともに、寺社林、屋敷林等の緑地の保全を図る。

エ 以上に加え公園等の確保その他により市民一人あたり公園・緑地面積の拡大を図る。

オ 公園・植樹の延焼遮断効果の活用等防災機能強化の観点から「緑の基本計画」を見直す。

カ 都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として有効に機能するものである。また、市民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全する。

キ 都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっており、都市公園の量的拡大そのものが防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進する。

### (3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 附属資料 | 第3 各種施設等<br>1 防災上注意すべき施設 (1) 公園一覧 |
|------|-----------------------------------|

## 第3節 建築物の不燃化の促進

### 1 市、県（建築局）における措置

#### (1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ防火地域、準防火地域を指定し、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

#### (2) 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

市及び県は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとる。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図る。

## 2 災害予防計画

### (建築基準法の防火規制)

- ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設ける等、避難上・消火上支障がないようにする。
- ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

### (3) 総合的な燃えにくい市街地の整備の推進

市は、燃えにくい市街地の整備を以下のとおり総合的に進める。

- ア 都市計画における延焼遮断機能強化（の観点）の導入による防災ブロック化
- イ 既成市街地の整備（土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画制度の活用、共同化の促進等）による防災上危険な市街地の解消
- ウ 災害に強い新市街地の創出、土地利用の誘導その他による公園・道路等の都市施設の創出、住工混在解消のための受け皿づくり及び優良農地の保全等の実現を図ることにより総合的に燃えにくい市街地を形成する。
- エ 防災機能強化の観点から、「都市計画マスタープラン」を見直す。

## 第4節 市街地の面的な整備・改善

### 1 市、県（都市・交通局、建築局）及び土地区画整理組合等における措置

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に、老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業等の面的整備事業を促進する。

また、防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。



## 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

### ■基本方針

○風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

### 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

#### 1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置

##### (1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努める。また、消防団の詰所や車両について計画的な整備・更新を図る。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努める。

##### (2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧のため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

##### (3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておく。

- (ア) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ウ) 電気・水・食料等の確保
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
- (カ) 非常時優先業務の整理

### (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

### (5) 人材の育成等

ア 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

### (6) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した水、食料、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

### (7) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

イ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

ウ 市、県及び防災機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るよう努める。

エ 市、県及び防災機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(8) 浸水対策用資器材の整備強化

市及び県は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保及び水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を実施する。

(9) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、市役所等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

## 2 市（西春日井広域事務組合）における措置

消防ポンプ自動車、救助、救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

また、過去の教訓を踏まえ、多様な消防水利網の整備強化を総合的かつ計画的に進めるため、以下の点に留意する。

- (1) 水道消火栓の損壊時にも利用可能な水利として、耐震性貯水槽の増設を進める。
- (2) 初期消火活動用の消防水利として、各地域における雨水の一時貯留・防火用水の貯留等を促進する。
- (3) 名古屋市上下水道局等関係機関に水道管路網の耐震性能強化や非常時における消防水利供給・補充等に関する連携・協力の強化を要請する。

## 3 水防機関（市）における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資器材を備蓄する水防倉庫を整備改善及び点検する。

## 4 名古屋地方气象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県（建設局）における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

（注）気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

## 5 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、

## 2 災害予防計画

無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

### (2) 通信手段の確保

#### ア 通信施設の防災構造化等

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時から連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

#### イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等、堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

#### ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

#### エ 防災情報システムの整備

市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、避難情報、応急対策情報等をリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

さらに、市の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

### (3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

## 6 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善及び点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

## 7 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能場合に備え、走破性の高い災害

対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的の実施するとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。

## 8 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

### (1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

| 地震発生から<br>の日数 | 目標水量<br>(ℓ /人・日) | 市民の水の<br>運搬距離 | 主な給水方法        |
|---------------|------------------|---------------|---------------|
| 発生～3日         | 3                | 概ね1km以内       | 耐震性貯水槽、タンク車   |
| 4日～10日        | 20               | 概ね250m以内      | 配水幹線等からの仮設給水栓 |
| 11日～21日       | 100              | 概ね100m以内      | 同上            |
| 22日～28日       | 被災前給水量（約250）     | 概ね10m以内       | 仮配管からの各給水共用栓  |

### (2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定し、平素からの維持管理をしておく必要がある。

#### ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

#### イ 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

#### ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

#### エ プール、ため池、沈殿池、河川の利用

(ア) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

(イ) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

#### オ 井戸の利用

(ア) 浅井戸あるいは深井戸等は、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

(イ) 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

## 9 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等、地域の地理的条件等や過去の災害踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらか

## 2 災害予防計画

じめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、備蓄にあたっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても備蓄に努める。

- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り 1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- (4) 県は、災害の規模等に鑑み、被災市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制等、供給の仕組みの整備を図る。

## 10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定にあたっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

## 11 災害廃棄物処理に係る事前対策

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について具体的に示す。

- (2) 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、市及び県（環境局）は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から

連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

## 12 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。  
また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

## 第8章 避難行動の促進対策

### ■基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画を作成するとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

### 第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

#### 1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

#### 2 市、県（防災安全局）及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

### 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

#### 1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保する。



なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

#### (1) 広域避難場所

市長は、市民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての市民（昼間人口も考慮する。）を収容できるような配置する。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

#### (2) 広域避難場所標識の設置等

広域避難場所を指定した市は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

#### (3) 一時避難場所の確保

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所及びボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

## 2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

(1) 避難路は概ね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

(3) 避難路は、相互に交差しないものとする。

(4) 浸水等の危険のない道路であること。

- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

### 第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

#### 1 市における措置

##### (1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

ア 豪雨、洪水の災害事象の特性に留意すること。

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。

エ 区域の設定にあたっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

キ 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせて継続的に見直しを行っていく必要がある。

## (2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求める。

## (3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

## 2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行う。

## 第4節 避難誘導等に係る計画の策定

### 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速に避難することができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、市は、洪水時における避難誘導体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

#### (1) 災害の種別に応じた緊急避難の指示・連絡のための情報伝達体制の確立

大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事務所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

#### (2) 地理不案内な来訪者の安全避難を支援するとともに、夜間発生時における適切な避難誘導のための標識・案内図・非常街路灯・照明器具その他備品類等の整備

#### (3) 適切な避難誘導のための関係機関・団体等との連携の強化

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図る。

## 2 市の避難計画

### (1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載する。

## 2 災害予防計画

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導及びその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

## 第5節 避難に関する意識啓発

### 1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・

避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用した広報活動、並びに研修を実施し、市民の意識啓発を図る。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努める。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項について市民に対して、普及のための措置をとる。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。

あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）

(ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと

(エ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと

- ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害から

## 2 災害予防計画

の避難に対する市民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### ■基本方針

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努める。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。
- 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用する。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図る。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- 市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

### 第1節 避難所の指定・整備等

#### 1 市における措置

##### (1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していく。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

##### (2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した市民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の市民に身近な

## 2 災害予防計画

公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定する。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次頁（参考）のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保する。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

オ 指定にあたっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

### (3) 福祉避難所の整備

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努める。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

### (4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。



なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備

防災行政無線、携帯電話、FAX、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、ラジオ等、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備

コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備

投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用自家発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」等を参考に各地域の実情を踏まえ、避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難者の代表等（又は自治会の組織の代表等）による運営及び市職員の管理運営に参画する体制を検討する。また、運営体制については、避難所ごとに整備を図る。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(参考)

(1) 避難所における一人当たりの必要占有面積

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 1㎡／人 | 発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積 |
| 2㎡／人 | 緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積     |
| 3㎡／人 | 避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積  |

(2) 新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

(3) 広域避難場所及び一時避難場所における一人当たりの必要占有面積は、概ね2㎡以上。

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

|      |            |
|------|------------|
| 附属資料 | 第3 各種施設等   |
|      | 2 避難場所・避難所 |

## 第2節 避難所における「住」環境整備

### 1 市における措置

大規模災害発生時における避難所設置期間が長期にわたる場合（「災害救助の実務」に基づく原則的な設置基準としての1週間を超える場合）を想定し、避難所となる施設における「住」環境整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 学校施設における避難所としての住環境整備
- (2) その他市施設における避難所としての住環境整備
- (3) 避難所開設のために必要な備品類の備蓄等
- (4) 長期の避難者の衛生、健康の確保を図るための保健衛生対策の推進
- (5) 近隣市町、民間団体・事業所との応援協定締結

## 第3節 要配慮者支援対策

### 1 市、県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）及び社会福祉施設等管理者における措置

市は、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害対応能力にハンディキャップのある者（以下、「要配慮者」という。）の安全環境整備について、内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を活用して進める。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図ることにより総合的に避難誘導体制を整備する。

## (1) 社会福祉施設等における対策

## ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

## イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

## ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

## エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料、生活必需品等の備蓄を図るよう努める。

## オ 耐震性能の向上

市及び施設等管理者は、公共施設、社会福祉施設及び要配慮者の住宅について、耐震性能の向上を図り、人的被害の防止に努める。

## カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

## (2) 在宅の要配慮者対策

## ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

## イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

## ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

## (3) 避難行動要支援者対策

## ア 避難行動要支援者名簿の掲載要件

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防

災計画の定めるところにより作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。

※人口呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意する。

### イ 避難行動要支援者名簿の整備等

#### (ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

#### (イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが避難行動要支援者名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

また、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件を満たす者を避難行動要支援者名簿に掲載する。

- A 要介護認定3～5を受けている者
- b 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する身体障害者（心臓、じん臓等の内部機能障害のみで該当するものは除く）
- c 療育手帳A判定を所持する知的障害者
- d 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者
- e その他市長が認める者

#### (ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

#### (エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者本人又はその保護者の同意に基づき、避難支援等関係者（消防署、警察署、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる者）に対し、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

そして、これらの名簿情報を施錠可能な場所で保管し、複製の制限等による情報管

理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために、名簿引き渡し時に必要な措置を講ずる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、市は、当該市の条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

#### ウ 個別避難計画の作成等

##### (ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

##### (イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

また、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

##### (ロ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

##### (ハ) 名古屋地方気象台による取組の支援

名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

### (4) 要配慮者を支える体制づくり

- ア 地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり
- イ 要配慮者優先の非常時生活行動規則の確立・徹底
- ウ 要配慮者専用2次避難所の広域的ネットワークの確立
- エ 要配慮者相互扶助組織・ボランティア団体・事業所等及び関係機関との連携強化
- オ 近隣又は遠隔地市町村との相互応援協定の締結

これらを図ることにより総合的に要配慮者等の環境を整備する。

### (5) 外国人等に対する対策

市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いる等、簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

### (6) 災害ケースマネジメント

市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

### (7) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策

#### ア 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地をこの計画に定めるとともに、市民への周知を図る。

#### イ 洪水時の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、市民への周知を図る。

#### ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

##### (ア) 計画の作成等

清須市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難

確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、清須市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、清須市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、清須市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

|      |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|
| 附属資料 | 第3 各種施設等<br>1 防災上注意すべき施設 (2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設 |
|------|-------------------------------------------------|

## 第4節 帰宅困難者対策

### 1 市及び県（防災安全局）における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報する。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

### 2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在场所）

## 2 災害予防計画

の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水、食料の提供、従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図る。



## 第10章 広域応援・受援体制の整備

### ■基本方針

○市及び県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

### 第1節 広域応援・受援体制の整備

#### 1 市及び県（防災安全局、各局）における措置

##### (1) 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整える。

##### (2) 応援協定の締結等

###### ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努める。

###### イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

###### ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど、必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努める。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用する。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

##### (3) 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を

## 2 災害予防計画

行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

### (4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めている。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておく。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

### (5) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。

## 2 市における措置

市は、迅速かつ適切な相互協力・応援体制の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

### (1) 防災協定等の締結促進を含む2次災害防止と迅速な都市機能復旧のために必要な防災関係機関相互の連携強化

### (2) 大規模災害発生時における近隣市町村及び広域的市町村相互の応援協力体制の整備・強化

市域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、斡旋及び人員の派遣等について応援協定を締結するよう努める。

### (3) 大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊の受援体制の確立

大規模な災害が発生し、国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努める。

### (4) 大量な救援ニーズと特殊な救援ニーズを満たすために不可欠なボランティアの受入れ体制の整備を図ることにより、総合的に災害時相互協力・応援体制の整備・強化を行う。

### (5) 相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

## 3 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結する等、必要な措置を講ずるよう努める。

## 第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

### 1 市及び県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置

#### (1) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努める。

#### (2) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

#### (3) 県内広域消防相互応援協定

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

#### (4) 医療救護活動広域応援

県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入れについて相互に応援することを定めている。

県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMA T設置運営要領」及び「愛知DMA Tに関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMA T）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努める。

### 2 西枇杷島警察署及び県警察における措置

(1) 県警察は、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努める。

(2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努める。

(3) 西枇杷島警察署及び県警察は、救出救助用資機材の整備を推進する。

## 第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

### 1 市及び県（防災安全局、各局）における措置

#### (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業

体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

### (2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や市、国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。

## 第4節 防災活動拠点の確保等

### 1 市及び県（防災安全局、各局）における措置

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検し、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

## 第11章 応急活動体制の整備・強化

---

### 第1節 市の応急活動体制の整備・強化

市は、迅速かつ適切な応急活動体制の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 非常時における職員配置を踏まえた人事方針及び組織改革の検討
- (2) 防災に関するスペシャリストの育成・強化
- (3) 市庁舎、小・中学校その他市施設における防災拠点機能の整備・強化

### 第2節 情報の収集・伝達体制の整備・強化

市は、迅速かつ適切な情報の収集・伝達体制の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 防災行政無線のデジタル化等を含む電話混線又は途絶時における防災機関相互の通信・連絡手段の多ルート化
- (2) 情報が集まらない場合又は少ない場合における状況分析のスペシャリストの育成・強化又はマニュアルの作成・徹底
- (3) 市幹部及び防災対策関係職員への非常時通信・連絡手段の確保
- (4) 県及び防災関係機関等と気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、応急対策情報等をリアルタイムで共有化し、迅速かつ的確な応急対策を実施するための県が整備を推進する防災情報システムの担当職員の習熟

### 第3節 災害時の広報体制の整備・強化

市は、迅速かつ適切な広報活動体制の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 大量かつ迅速な広報活動を実施するために必要な市ぐるみの総動員体制の確立  
東海豪雨では、一部地域で防災行政無線が聞き取りにくかったため、消防団による広報伝達及び自主防災組織への連絡、マスコミへの連絡体制の整備を推進する。
- (2) 点字、手話、外国語等の要配慮者向けの広報活動実施体制の整備・強化
- (3) 非常時における効果的な広報活動実施のために必要なスペシャリストの育成・強化又はマニュアルの作成・徹底

## 第12章 給水体制の整備

---

### 第1節 給水体制の整備

市は、市、防災機関、病院その他の防災拠点施設の機能維持のために必要な上水の供給及び被災者への飲料水の供給について、給水体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 応急給水用給水源の確保
- (2) 給水用資器材の備蓄、調達体制の確立
- (3) 水道供給事業者である名古屋市上下水道局及び尾張水道事務所との非常時協力協定の締結並びにその他関係機関との連携
- (4) 近隣市町、民間団体・事業所との応援協定締結
- (5) 初動マニュアルの整備その他必要な非常時活動体制の整備・強化

## 第13章 備蓄体制の整備

---

### 第1節 備蓄体制の整備

市は、大規模災害発生時の場合における、備蓄体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 大規模災害時を想定した備蓄計画の策定及び推進
- (2) 水、食料、生活必需品等の確保対策
- (3) 家庭備蓄の推進
- (4) 橋梁通行が困難になった場合等を想定した各避難所もしくは地域ごとの防災倉庫の整備
- (5) 商工会等民間団体・事業所等からの緊急調達体制の整備
- (6) 医療救護に必要な物品等の確保
- (7) 応急対策に従事する際に必要な装具（安全靴、ヘルメット、ヘッドライト等）

|      |                        |
|------|------------------------|
| 附属資料 | 第3 各種施設等<br>3 防災備蓄倉庫一覧 |
|------|------------------------|

## 第14章 救援・救護体制の整備

---

### 第1節 救助・救急体制の整備

市は、救助・救急体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 災害の種別に応じた救助・救急資器材等の整備・充実
- (2) 専門的能力を要する事案に対応するための警察・消防等救助隊との連携強化
- (3) 近隣市町、民間団体・事業所との応援協定締結
- (4) A E D使用や心肺蘇生術の普及等を含む市民の自主救助・救急能力向上の促進

### 第2節 災害時医療体制の整備

市は、災害時医療体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 災害の種別に応じた初動医療体制の整備・充実
- (2) 大規模地震時における広域的な後方支援医療機関ネットワークの確立
- (3) ヘリコプターを中心とした重傷患者転送体制の確立
- (4) 精神科救急医療体制の確立
- (5) 災害発生直後に必要な救急医薬品・医療資器材の備蓄

医療機関との連絡体制の向上を図り、市内の医療機関に無線機（子機）を設置するように、医療機関に協力を要請する。



## 第15章 環境汚染防止及び廃棄物処理体制の整備

---

### 第1節 ごみ・がれき処理体制の整備

市は、ごみ・がれき処理体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 災害の種別に応じた初動体制の整備・充実
- (2) 大規模災害時における中間処理量・最終処分量の見込んだ廃棄物処理計画の策定
- (3) 近隣市町及び民間団体・事業所等との相互応援協定の締結
- (4) 災害時における有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等市民への事前PR

### 第2節 し尿処理体制の整備

市は、し尿処理体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 災害の種別に応じた初動体制の整備・充実
- (2) 近隣市町及び収集業者・民間団体等との相互応援協定の締結
- (3) 仮設トイレ、携帯用便器、バキュームカー等資機材確保計画の確立

### 第3節 公衆衛生対策等実施体制の整備

市は、公衆衛生対策等実施体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 災害の種別に応じた初動体制の整備・充実
- (2) 大規模災害時における大量の公衆衛生等活動作業量を見込んだ実施計画の策定
- (3) 近隣市町及び公衆衛生等関係業者・民間団体等との相互応援協定の締結
- (4) 防疫用薬剤・散布器、棺、環境測定装置、専用車両等公衆衛生・環境保全関係資機材確保計画の確立
- (5) 市民に対して、災害によって排出された大量のゴミの処理の仕方や消毒薬の使い方の周知

## 第16章 防災訓練及び防災意識の向上

### ■基本方針

- 市、国及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

### 第1節 防災訓練の実施

#### 1 市及び県（防災安全局、各局）等における措置

市は、実際の防災訓練の実施を以下のとおり総合的に進める。

市は、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

##### (1) 基礎訓練

##### ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。

また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合する等、防災関係機関が合同して実施する。

##### (ア) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

## (1) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

## イ 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市及び県等が合同して実施する。

## ウ 避難・救助訓練

市その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施する。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努める。

特に、自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底する。

## エ 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

## オ 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団、水防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。

## (2) 総合防災訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

## ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

## イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

## ウ 実施の方法

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民、事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

## (3) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

## (4) 防災訓練の指導協力

市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の

## 2 災害予防計画

必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

### (5) 地区防災訓練の実施

各地域における災害危険特性や防災基礎体力特性を踏まえた地区防災訓練を実施する。

### (6) 市の防災体制の中心となるべき職員の参集訓練の実施

(1)から(4)により非常時における防災行動力の向上に努める。なお、実働訓練の実施にあたっては過去の災害を教訓としたより実践的なものとし、地下空間からの避難訓練についても実施に努める。

また、東海豪雨における実体験を教訓とするとともに、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、災害規模や被害想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、より実践的な内容となるように努める。

### (7) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、様々な複合災害を想定した実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施し、各種対策や計画の見直しに努める。

### (8) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

## 2 県公安委員会における措置

県公安委員会は、防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

## 3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を受けることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

## 4 市（教育委員会）、県（教育委員会）及び国立・私立学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

### (1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の

発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

計画策定に際しては、県（防災安全局）や市の防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

#### (2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

#### (3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

### 5 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。

## 第2節 防災のための意識啓発・広報

### 1 市、県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局等関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

#### (1) 防災意識の啓発

市及び県は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県は、災害に関するビデオ等を市、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が防災情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ、キ、ク、サ、セ〜タについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

カ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

#### 【風水害】

キ 警報等発表時や避難情報の発表や発令時にとるべき行動

#### 【地震】

ク 緊急地震速報や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

## 2 災害予防計画

コ 避難生活に関する知識

サ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

シ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

ス 応急手当方法の紹介、平常時から市民が実施すべき水、食料、生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

セ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

ソ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

タ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

チ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

### (2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、水防月間、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、2次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進に努めるとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

さらに、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行う。加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

### (3) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

### (4) 過去の災害教訓の伝承

市及び県は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性を啓発する。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

### 第3節 防災のための教育

#### 1 市（教育委員会）、県（教育委員会）及び国立・私立学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に軽減するため、平常時から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平常時から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

##### (1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校(幼稚園を含む。以下同じ。)において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連をもたせながら効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努める。

##### (2) 関係職員の専門的知識の習熟及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の習熟及び技能の向上を図る。

##### (3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

##### (4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平常時から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

#### ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を点検し、把握する。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する等しておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添う。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

## 2 災害予防計画

### イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

## 2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について防災教育の実施に努める。

## 第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

### 1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置

市及び県は、市民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施する。

#### (1) 防災意識調査の実施

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。

#### (2) 耐震相談及び現地診断の実施

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料で耐震相談を県内各地で実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施する。

#### (3) 地震に関する相談の実施

地震についての不安をもっている市民のために、市及び県並びに防災関係機関は、相談に応ずる。



## 第17章 防災に関する調査研究の推進

### ■基本方針

○災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

### 第1節 防災に関する調査研究の推進

#### 1 市における措置

市は、防災力の向上に向けた調査・研究を以下のとおり総合的に進める。

- (1) 県はじめ防災関係機関との密接な情報交換と連携方法に関する習熟・徹底
- (2) 東海豪雨における実体験や阪神淡路大震災、東日本大震災等の災害調査報告書その他防災に関する図書・資料の収集・整理及び職員・市民に対する公開の推進
- (3) 防災アセスメントの実施等専門的調査・研究の実施及び防災カルテ等の整備

市においては、地域の災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。

また、コミュニティレベル（ブロック単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

- (4) ハザードマップの作成及び公表

災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップを作成し、公表する。

- (5) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

#### 2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、防災意識の高揚を図る。



# 清須市地域防災計画

## － 3 災害応急対策計画－

(風水害等災害・地震災害)



## 3 災害応急対策計画

---

### 第1編 風水害等災害応急対策

#### ■あらし

全体として、26の章から構成される。風水害等により多くの被害が発生した場合に、市及び防災関係機関のなすべき事項について、概ね対策実施上の緊急度の高い順に配列している。

第1章～第3章では、災害発生時における応急対策実施のコントロールタワーとなり、活動の主力となるべき行政機関の側の迅速な緊急体制確立のために必要な分担・手順・取決めに関し記載している。

第4章～第13章及び第22章～第26章では、被災者の生命確保を最優先として、災害による人的・物的被害を最小限に軽減し、迅速に社会秩序の安定化を図るための応急対策について、個別の応急対策項目を記載している。

また、第14章～第21章では、特殊災害等への対応策、関係機関との協力体制等について記載している。

## 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

### ■基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。市は、市民の生命・安全の確保を図るため、適切な救援救護対策を実施する責務を課せられている。
- この章においては、災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、本部としての指揮命令系統の確立を最優先とし、「緊急初動体制」の迅速な立ち上げから「災害対策本部」の設置に関する手順、各部門の人員・資機材等の柔軟な運用調整の実施について記載する。
- 各防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭におく。特に、「職員の配備・動員」に関しては、大規模で同時多発的な被害の発生した事態に際しても迅速な対応を行えるよう、また2・3次的被害の未然防止を図るよう配慮する。

### 第1節 災害対策本部の設置・運営

#### 1 市における措置

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び清須市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し、災害応急対策を実施する。

##### (1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

##### (2) 清須市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、清須市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

#### 2 市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されている。災害発生時の情報

収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る。

また、水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議を行う。

|      |               |
|------|---------------|
| 附属資料 | 第5 条例・規則等     |
|      | 1 清須市防災会議条例   |
|      | 2 清須市防災会議運営要綱 |

### 3 市災害対策本部

#### (1) 方針

災害応急対策の迅速、的確な実施は重要な課題であり、災害時における市及び防災関係機関の各種措置は、有機的連携のもとに協力かつ総合的な実施が要請される。そのため、市の地域に大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき、法の規定に基づき市長は自らを本部長とする災害対策本部を設置し、救援・救護活動を実施する。

これは市の全組織をあげて災害対策活動に従事するためであり、法が認めるあらゆる権限を行使するためである。したがって、市長が不在又は市長に事故ある場合においては、副市長、教育長、危機管理部長若しくは先着上位の職員が本部を設置する。

また、物的な被害が大きい場合や物的被害が比較的軽微であってもその社会的影響が大きく、総合的応急的対策を必要とする場合は災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置するもう一つの意義は、平常時に踏むべき手順が省略される等緊急性を要する非常時にあって、その決断に伴う責任を市長が本部長として負う旨を明確にして、職員が状況のいかなる展開に際しても迅速で適切に対処し得る体制の確保を図る。

#### (2) 市災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、本部会議を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。

|      |               |
|------|---------------|
| 附属資料 | 第5 条例・規則等     |
|      | 3 清須市災害対策本部条例 |
|      | 4 清須市災害対策本部要綱 |

#### (3) 市災害対策本部の設置及び廃止

##### ア 市災害対策本部の設置基準

(ア) 災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。

- a 大雨警報
- b 暴風警報
- c 洪水警報
- d 庄内川洪水警報
- e 新川洪水警報
- f 特別警報

(イ) 市長の命令で現地災害対策本部を設置する場合  
相当規模の災害が発生したとき。

イ 市災害対策本部の設置の決定

設置の決定は市長が行う。市長不在の場合の決定を代行する意思決定権者は、副市長、本部員の順とする。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。

ウ 市災害対策本部の設置の手順

(ア) 設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所内とする。ただし、市役所内に設置することが不可能な場合は、春日公民館に設置する。

被害が甚大なため、市の地域に本部を設置することが不可能又は適切でないと認める場合は、近接市町村又は県に対し協力を要請し、臨時本部の設置、本部機能そのものの代行その他必要な措置を講ずる。

本部会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。

(イ) 組織の所掌事務

各部課は、災害対策本部が設置された場合、部班として災害応急対策を実施する。部班の所掌事務及び運営は、別に定めるほか法令等に定めるところによる。

(ウ) 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。

なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、併せて本部員室、本部会議事務局、避難所、救護所等の設置場所を明示する。

エ 市災害対策本部の廃止基準

市長は、市の地域における災害発生の危険が解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

オ 設置又は廃止の通知

市災害対策本部を設置又は廃止した場合は、電話その他適当な方法により通知する。

## 第2節 非常配備体制

### 1 各部の体制

各部長は、大規模災害の発生又は発生するおそれがあること（警戒宣言が発表されたときを含む。）を知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める災害の程度に相当する配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講ずる。併せて、市長若しくは副市長に対し必要な指示の要請その他の助言を行う。



## 2 配備区分

市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。

| 区分     | 指令名    | 指令基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 配備人員                                       |     |        |     |     |      |     |     |      |     |     |      |
|--------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----|--------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 警戒態勢   | 第1警戒配備 | 市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき<br>① 大雨注意報<br>② 洪水注意報                                                                                                                                                                                                                                                                             | (1) 平常行政体制<br>(2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員 |     |        |     |     |      |     |     |      |     |     |      |
|        | 第2警戒配備 | (1) 河川の観測所水位が以下の氾濫注意水位を超えたとき<br><table border="1"><thead><tr><th>河川</th><th>観測所</th><th>氾濫注意水位</th></tr></thead><tbody><tr><td>新 川</td><td>水場川</td><td>3.0m</td></tr><tr><td>五条川</td><td>春 日</td><td>3.9m</td></tr><tr><td>庄内川</td><td>枇杷島</td><td>5.6m</td></tr></tbody></table><br>(2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき | 河川                                         | 観測所 | 氾濫注意水位 | 新 川 | 水場川 | 3.0m | 五条川 | 春 日 | 3.9m | 庄内川 | 枇杷島 | 5.6m |
| 河川     | 観測所    | 氾濫注意水位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                            |     |        |     |     |      |     |     |      |     |     |      |
| 新 川    | 水場川    | 3.0m                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                            |     |        |     |     |      |     |     |      |     |     |      |
| 五条川    | 春 日    | 3.9m                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                            |     |        |     |     |      |     |     |      |     |     |      |
| 庄内川    | 枇杷島    | 5.6m                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                            |     |        |     |     |      |     |     |      |     |     |      |
| 災害対策本部 | 第1非常配備 | (1) 市域に次の警報が1つ以上発表され、災害の発生が予測されるとき<br>① 大雨警報<br>② 暴風警報<br>③ 洪水警報<br>④ 庄内川洪水警報<br>⑤ 新川洪水警報<br>⑥ 特別警報<br>(2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき                                                                                                                                                                                       | 災害に対する応急対策活動に必要な人員                         |     |        |     |     |      |     |     |      |     |     |      |
|        | 第2非常配備 | 市内全域にわたる災害若しくは甚大な局地的災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき                                                                                                                                                                                                                                                                              | 総合的な応急対策活動に必要な人員                           |     |        |     |     |      |     |     |      |     |     |      |
|        | 第3非常配備 | 市内全域にわたる大規模な災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 全職員                                        |     |        |     |     |      |     |     |      |     |     |      |

### ■非常配備体制の任務

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 災害対策本部 | ア 職員に対する動員指示の連絡                         |
|        | イ 防災行政無線（同報系）等による市民への防災情報に関する広報         |
|        | ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集           |
|        | エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡                |
|        | オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備                     |
|        | カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 |
|        | キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備               |
|        | ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備                  |

### 3 伝達方法

#### (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

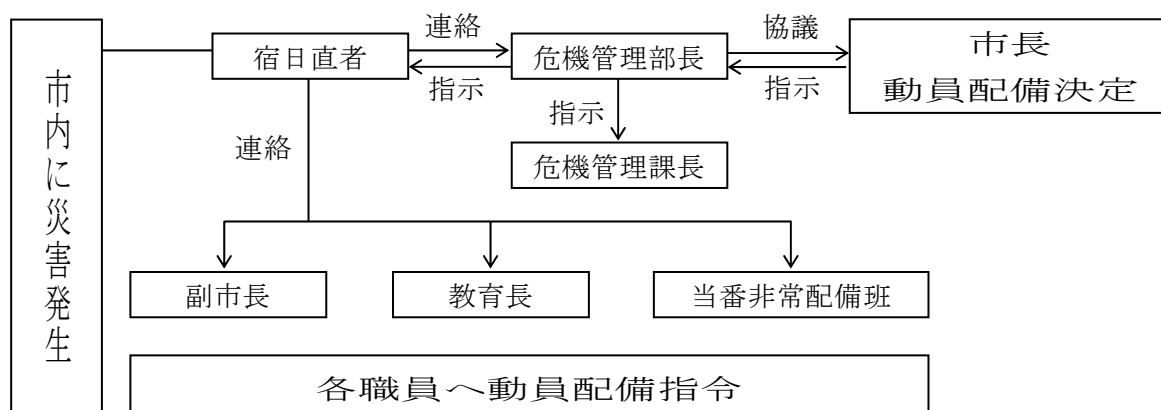
名古屋地方気象台及び愛知県から災害発生のおそれのある気象情報又は異常現象発生のおそれのある情報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等には、指揮者（危機管理部長）は、必要に応じて本部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員に対しては電話等で連絡し徹底させる。

#### (2) 休日又は勤務時間外における伝達

宿日直者は、非常配備に該当する気象予警報等を把握し、又は災害発生が予想される事態が生じた場合には直ちに指揮者に連絡する。

指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、該当する職員に対して連絡する。

#### 【夜間・休日の連絡系統】



#### (3) 職員の非常参集

職員は、勤務時間外又は休日等において市域に災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、警戒配備の基準により配備の伝達を受け、あるいは自らの判断で登庁し、所要の配備につかなければならない。

#### (4) 非常配備の活動

災害に対処するための事務又は業務は、他の一般事務に優先して処理し、非常配備体制下における活動は次のとおりとする。

ア 第1、第2警戒配備態勢

当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員により配備する。

活動は、気象情報の収集及び連絡等を実施する。

イ 第1、第2非常配備（当番非常配備班における活動）

当番非常配備班は、危機管理部危機管理課が別に定める「清須市災害対策編成表」により当番制として配備する。

活動は、「清須市災害対策実施要領」に定める災害対策本部事務局の事務分掌により実施する。

ウ 第3非常配備（各部班別体制下での活動）

各部班は、災害対策本部の各所掌事務により当該災害で対処すべき活動を行う。

(5) 非常配備の報告及び動員要請（第3非常配備）

ア 各部長は、非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに、その状態を指揮者に報告する。

イ 各部長は、災害応急対策活動を実施するにあたり職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、指揮者に動員を要請する。

## 4 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成し、次の措置を講ずる。

ア 災害に対処できるよう職員を配置

イ 職員の非常参集方法及び交代方法の措置

ウ 高次の非常配備体制に移行できる措置

エ 他部への応援の要請

(2) 職員動員の報告

各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、各部長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60分ごととする。

(3) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

ア 勤務時間内における遵守事項

(ア) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

(イ) 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。

(ウ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。

(エ) 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。

(オ) 災害現場に出動した場合は、腕章及び写真付きの名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用すること。

(カ) 自らの言動により市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

イ 勤務時間外における遵守事項

(ア) 災害が発生し、その災害が「配備体制の時期及び内容」に定める事項に該当するこ

とを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参加する。

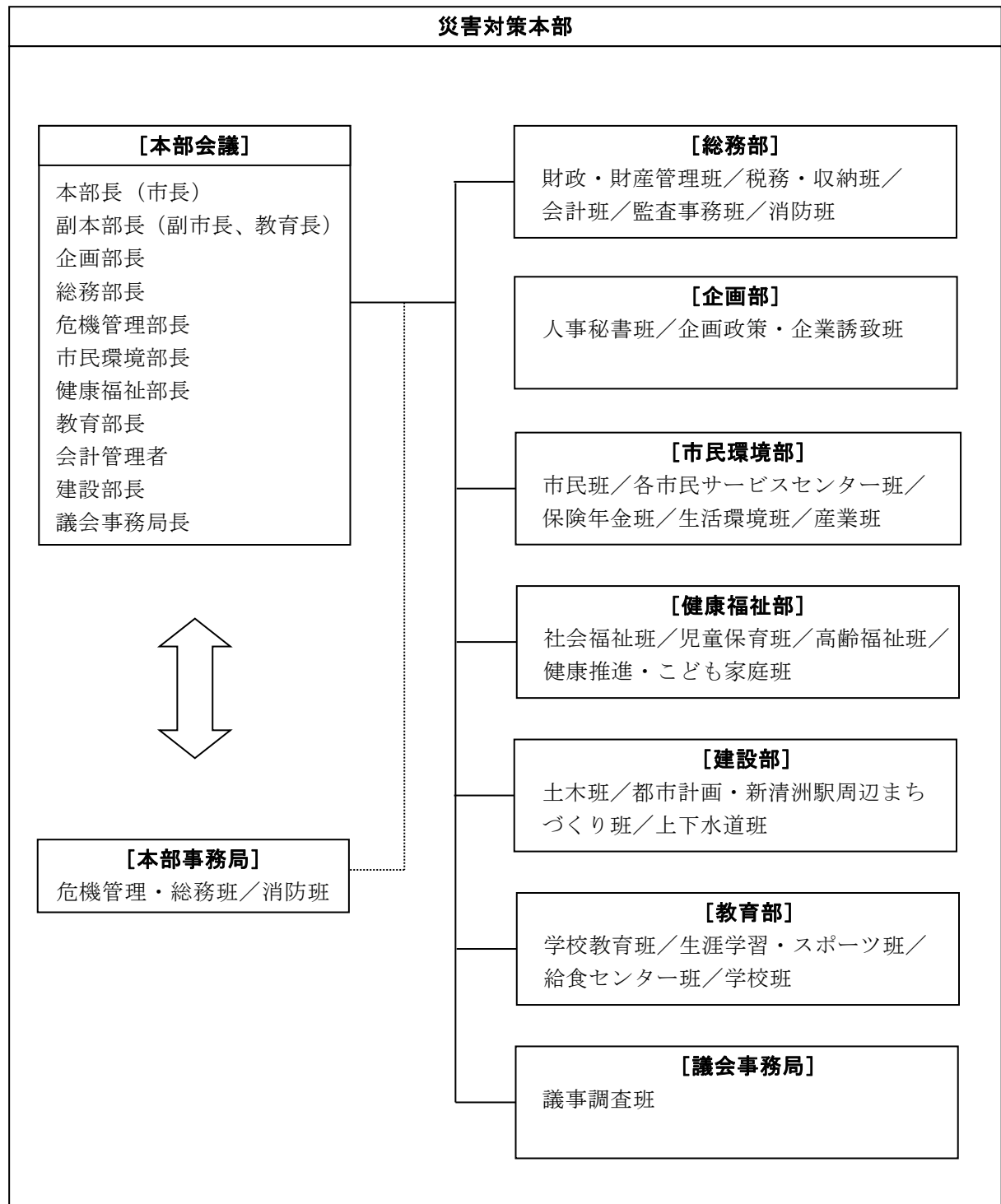
- (イ) 災害状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参加し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参加が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

- (ウ) 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、防災服・ヘルメット・長靴等着用とする。

- (エ) 参加途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参加後、直ちに参加場所の責任者に報告する。

災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）



3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

所掌事務

部長：危機管理部長 部長代理：危機管理課長・総務課長

| 部        | 班<br>(班 長)           | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危機管理・総務部 | 危機管理・総務班<br>(危機管理課長) | 1 災害対策本部の設置、廃止に関する事<br>2 本部会議の運営に関する事<br>3 防災行政無線等の運用に関する事<br>4 被害状況の取りまとめに関する事<br>5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事<br>6 各部との連絡調整に関する事<br>7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事<br>8 自衛隊の派遣要請に関する事<br>9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事<br>10 激甚災害指定手続に関する事<br>11 避難指示等、本部長命令の伝達に関する事<br>12 消防及び水防配備体制に関する事<br>13 部内の連絡調整に関する事 |
|          | 消防班<br>(消防団長)        | 1 災害の警戒及び防止活動に関する事<br>2 避難指示等の広報に関する事<br>3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事<br>4 被害状況等の収集に関する事<br>5 行方不明者の捜索に関する事                                                                                                                                                                                             |

部長：総務部長 部長代理：会計管理者・監査事務局長

| 部   | 班<br>(班 長)         | 所 掌 事 務                                                                                                                                          |
|-----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部 | 財政・財産管理班<br>(財政課長) | 1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>3 公有財産被害の取りまとめに関する事<br>4 災害対策工事等（土木工事を除く）の完工の検査に関する事<br>5 災害対策費の予算措置に関する事<br>6 部内の連絡調整に関する事 |
|     | 税務・収納班<br>(税務課長)   | 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事<br>2 被災台帳（固定資産分）の作成に関する事<br>3 市民税、固定資産税等の減免に関する事                                                                      |
|     | 会計班<br>(会計課長)      | 1 義援金品の出納に関する事<br>2 災害対策資金の出納に関する事<br>3 災害応急復旧資金の出納に関する事                                                                                         |
|     | 監査事務班<br>(監査課長)    | 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事                                                                                                                       |

部長：企画部長 部長代理：企画部次長

| 部     | 班<br>(班 長)                         | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企 画 部 | 人 事 秘 書 班<br>(人事秘書課長)              | 1 災害広報に関すること（ホームページ・災害メール等）<br>2 被害状況等の撮影及び記録に関すること<br>3 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること<br>4 職員の動員、配置及び調整に関すること<br>5 職員の参集及び被災状況の把握に関すること<br>6 職員の食料、寝具等の厚生に関すること<br>7 職員の公務災害補償に関すること<br>8 他の行政機関への応援要請及び派遣職員の受入れに関すること<br>9 職員の衛生管理に関すること<br>10 部内の連絡調整に関すること |
|       | 企 画 政 策 ・<br>企 業 誘 致 班<br>(企画政策課長) | 11 庁内情報ネットワークに関すること<br>12 市民からの問い合わせに関すること<br>13 自主防災組織への連絡に関すること<br>14 ボランティアの受入れ及び配置に関すること<br>15 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること<br>16 電子計算組織の管理に関すること<br>17 災害者の支援システムに関すること                                                                                  |

部長：市民環境部長 部長代理：市民環境部次長

| 部         | 班<br>(班 長)                       | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                |
|-----------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市 民 環 境 部 | 市民・市民サービス<br>セ ン タ ー 班<br>(市民課長) | 1 被災・り災証明書の発行に関すること<br>2 避難所との連絡調整に関すること<br>3 義援金の配布及び義援物品の受領に関すること<br>4 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること<br>5 部内の連絡調整に関すること                                                        |
|           | 保 険 年 金 班<br>(保険年金課長)            | 1 避難所との連絡調整に関すること<br>2 各種保険給付の支払いに関すること<br>3 各被保険者証明及び受給者証の交付に関すること<br>4 国民健康保険税の減免に関すること                                                                              |
|           | 生 活 環 境 班<br>(生活環境課長)            | 1 防疫用薬剤・資機材の調達、保管及び防疫活動に関すること<br>2 災害廃棄物の収集及び処理に関すること<br>3 遺体の搜索、検視（調査）、身元確認等に関すること<br>4 遺体の処理に関すること<br>5 遺体の安置及び埋火葬に関すること<br>6 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること<br>7 汲取料金の減免に関すること |

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

|  |               |                                                                                                                                                                                         |
|--|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 産業班<br>(産業課長) | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 農業者及び商工業者の被害状況調査に関すること<br>4 食料及び物資の調達、仕分け、配送に関すること<br>5 家畜の伝染病、防疫に関すること<br>6 中小企業に対する復興資金の斡旋及び助成に関すること<br>7 被災農家の融資に関すること |
|--|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

部長：健康福祉部長 部長代理：健康福祉部次長

| 部     | 班<br>(班 長)              | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康福祉部 | 社会福祉班<br>(社会福祉課長)       | 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 要配慮者（障害者）の安否確認及び救護に関すること<br>4 被災者の被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与に関する<br>こと<br>5 生活再建等支援対策（資金の貸付及び支給、相談等）に関する<br>こと<br>6 日本赤十字社愛知県支部及びその他福祉関係団体との連絡調<br>整に関すること<br>7 災害弔慰金等に関すること<br>8 部内の連絡調整に関すること |
|       | 高齢福祉班<br>(高齢福祉課長)       | 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 要配慮者（高齢者）の安否確認及び救護に関すること<br>4 介護保険給付の支払いに関すること<br>5 地域福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>6 福祉避難所との連絡調整に関すること<br>7 介護サービス提供事業者との連絡調整（施設の被害、サービス<br>の継続状況等）に関すること<br>8 介護保険料の減免措置に関すること               |
|       | 児童保育班<br>(児童保育課長)       | 1 保育園児、児童館児童及び幼稚園児の安全確保及び避難誘導に<br>関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 保育園児及び幼稚園児の安否確認及び被害状況調査に関する<br>こと<br>4 保育園、児童館及び幼稚園の休園及び開園の措置に関すること<br>5 被災した保育園児、児童館児童及び幼稚園児の救護に関するこ<br>と<br>6 保育料等の減免措置に関すること                                              |
|       | 健康推進・こども家庭班<br>(健康推進課長) | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続<br>状況等）に関すること                                                                                                                                               |



|  |  |                                                                                                                                                                     |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事<br>5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事<br>6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事<br>7 感染症予防に関する事<br>8 医療、助産及び健康診査に関する事<br>9 避難所における健康管理に関する事<br>10 救護所の開設、運営に関する事 |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

部長：建設部長      部長代理：建設部次長

| 部   | 班<br>(班 長)                        | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                    |
|-----|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設部 | 土木班<br>(土木課長)                     | 1 市内緊急輸送道路に関する事<br>2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>3 清須市防災協力会への協力要請に関する事<br>4 交通規制に関する事<br>5 水防活動に関する事<br>6 帰宅困難者の支援に関する事                                             |
|     | 都市計画・新清洲駅<br>周辺まちづくり班<br>(都市計画課長) | 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事<br>2 帰宅困難者の支援に関する事<br>3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>4 建築物の応急危険度判定に関する事<br>5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関する事<br>6 応急仮設住宅の建設等に関する事<br>7 部内の連絡調整に関する事 |
|     | 上下水道班<br>(上下水道課長)                 | 1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事<br>3 飲料水の確保及び供給に関する事<br>4 応急給水活動に関する事<br>5 広域給水応援の受入れに関する事<br>6 帰宅困難者の支援に関する事                                      |

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

部長：教育部長 部長代理：教育部次長

| 部           | 班<br>(班 長)                           | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教<br>育<br>部 | 学 校 教 育 班<br>( 学 校 教 育 課 長 )         | 1 避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>2 避難者の誘導及び受入れに関すること<br>3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること<br>4 被災した児童及び生徒への学用品の支給に関すること<br>5 応急教育等に関すること<br>6 給食費の減免措置に関すること                                                    |
|             | 生涯学習・スポーツ班<br>( 生 涯 学 習 課 長 )        | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>4 避難者の誘導及び受入れに関すること<br>5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>6 部内の連絡調整に関すること                                      |
|             | 給 食 セ ン タ ー 班<br>( 給 食 セ ン タ ー 所 長 ) | 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>2 避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>3 避難者の誘導及び受入れに関すること                                                                                                                    |
|             | 学 校 班<br>( 学 校 長 )                   | 1 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 学校施設（幼稚園は除く。）の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること<br>4 被災した児童及び生徒への救護に関すること<br>5 休校等の応急措置に関すること<br>6 避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>7 避難者の誘導及び受入れに関すること |

部長：議会事務局長 部長代理：議会事務局次長

| 部                     | 班<br>(班 長)                   | 所 掌 事 務                                                                |
|-----------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 議<br>会<br>事<br>務<br>局 | 議 事 調 査 班<br>( 議 事 調 査 課 長 ) | 1 災害関係議会及び各種会議の運営に関すること<br>2 市議会議員への広報に関すること<br>3 市議会関係の情報収集及び伝達に関すること |

### 第3節 職員の派遣要請

#### 1 市における措置

##### (1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### (2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### (3) 職員派遣の斡旋要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

##### (4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底する。

### 第4節 災害救助法の適用

#### 1 市における措置（災害救助法第13条）

##### (1) 救助の実施

市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

##### (2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

| 救助の種類   | 実施者     |         |
|---------|---------|---------|
|         | 局地災害の場合 | 広域災害の場合 |
| 避難所の供与  | 市（県が委任） |         |
| 要配慮者の輸送 | 市（県が委任） |         |

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

(3) 事務委任により想定している各救助事務

| 救助の種類               | 実施者            |                             |
|---------------------|----------------|-----------------------------|
|                     | 局地災害の場合        | 広域災害の場合                     |
| 避難所の供与              | 市（県が委任）        |                             |
| 要配慮者の輸送             | 市（県が委任）        |                             |
| 応急仮設住宅の設置           | 県（建築局）         |                             |
| 食品の給与               | 市（県が委任）        |                             |
| 飲料水の供給              | 市（県が委任）        |                             |
| 被服、寝具の給与            | 市（県が委任）        |                             |
| 医療、助産               | 市（県が委任）        | 県（福祉局、保健医療局）<br>日本赤十字社愛知県支部 |
| 被災者の救出              | 市（県が委任）        |                             |
| 住宅の応急修理             | 市（県が委任）        | 県（建築局）                      |
| 学用品の給与              |                |                             |
| 市立学校児童生徒分           | 市（県が委任）        |                             |
| 県立学校、私立学校等児童生徒分     | 県（県民文化局、教育委員会） |                             |
| 埋葬                  | 市（県が委任）        |                             |
| 死体の搜索及び処理           | 市（県が委任）        |                             |
| 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 | 市（県が委任）        |                             |

2 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- (2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

## 第2章 避難行動

### ■基本方針

- 被害を最小限に軽減するため、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報等を迅速かつ確実に市民等へ伝達する。
- 市長は、災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）として、気象予警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、市民の生命及び身体の安全の確保に努める。
- 市は、情報の収集・伝達体制を早急に築くため、情報収集・伝達（調査）チームを編成し、効果的な防災活動の実施に努める。
- 災害により危険が急迫し、安全を脅かされている市民や来訪者に対して、市長は避難指示を発令し危険地域から安全地域へ避難させる。
- 市は、混乱なく避難できるように避難対策チームを編成するとともに、消防・警察等の各機関の役割分担に関する取り決めを行う。さらに、通勤・通学やショッピング・レジャー等を目的として来訪する不特定多数の人たちからなる施設における昼間時の避難対策については、施設管理者からの避難完了報告をルール化する。

### 第1節 気象警報等の発表・伝達

#### 1 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・国土交通省機関に通知しなければならない。

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・国土交通省機関に伝達する。

また、名古屋地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。

#### 2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置）

(1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曽川・長良川・庄内川（矢

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

田川を含む。)・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき(氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報[洪水])、氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])、氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])及び氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水]))は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

- (2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき(氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報[洪水])、氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])、氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])及び氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水]))は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

#### 3 洪水に係る水位情報の周知(県(建設局)における措置)

県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川(上流)、五条川(下流)、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位(警戒レベル4相当情報[洪水])※(洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

※ただし、五条川(下流)においては避難判断水位。

#### 4 高潮に係る水位情報の周知(県(建設局)における措置)

県は、三河湾・伊勢湾沿岸(田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで)について、水位が高潮特別警戒水位(警戒レベル5相当情報[高潮])に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

#### 5 水防警報(中部地方整備局及び県(建設局)における措置)

- (1) 中部地方整備局は、木曽川、長良川、庄内川(矢田川を含む。)、矢作川、豊川及び豊川放水路について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められるときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。
- (2) 県は、新川、矢作古川、天白川、日光川、八田川、境川、逢妻川、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

#### 6 県(防災安全局)における措置

県は、警報・注意報等を専用通信施設により県の出先機関及び市町村に伝達する。

#### 7 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。

#### 8 日本放送協会名古屋放送局における措置

日本放送協会名古屋放送局は、警報を直ちに放送する。

## 9 市における措置

気象庁が発表する地震情報及び気象予警報等の受領及び伝達は、危機管理・総務班が担当する。

危機管理課長は、気象予警報等を受領した場合、速やかに危機管理部長、副市長、教育長、市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

## 10 その他の防災関係機関における措置

その他の機関は、法令及び自らの防災計画等により必要な措置をとる。

## 11 気象予警報等の伝達系統

次の気象予警報等の伝達は、図1～7のとおり行う。

(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等 … 図1

(2) 洪水予報

ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報… 図2のア

イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 … 図2のイ

(3) 水防警報

ア 国土交通大臣の発表する水防警報 … 図3のア

イ 知事の発表する水防警報 … 図3のイ

(4) 水位周知河川の水位情報

(避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）…図4

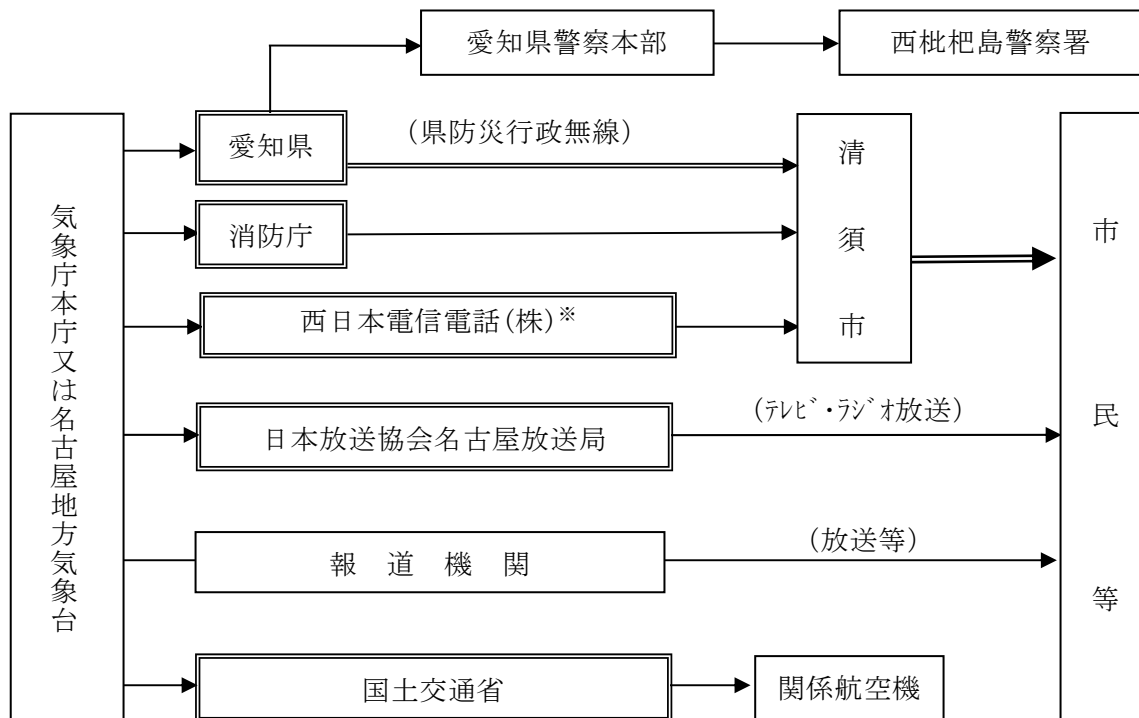
(5) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）… 図5

(6) 火災気象通報… 図6

(7) 火災警報… 図7

【気象予報警報の伝達系統】

図1 気象警報等の伝達系統図



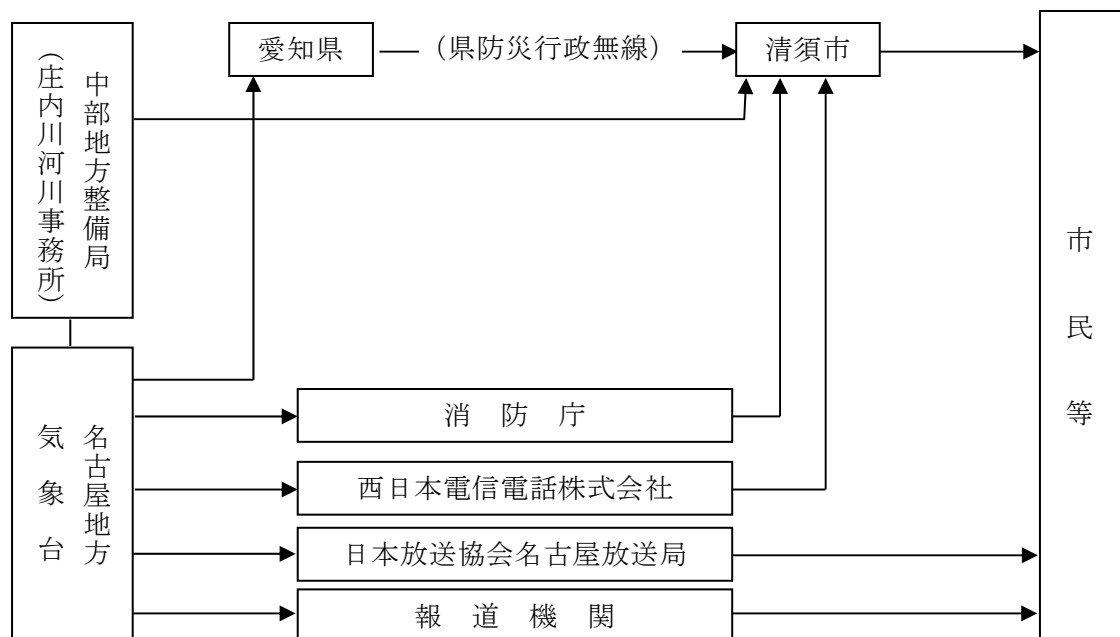
※気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

図2 洪水予報の伝達系統

ア 庄内川洪水予報(国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表)





イ 新川洪水予報（知事・名古屋地方気象台の発表）

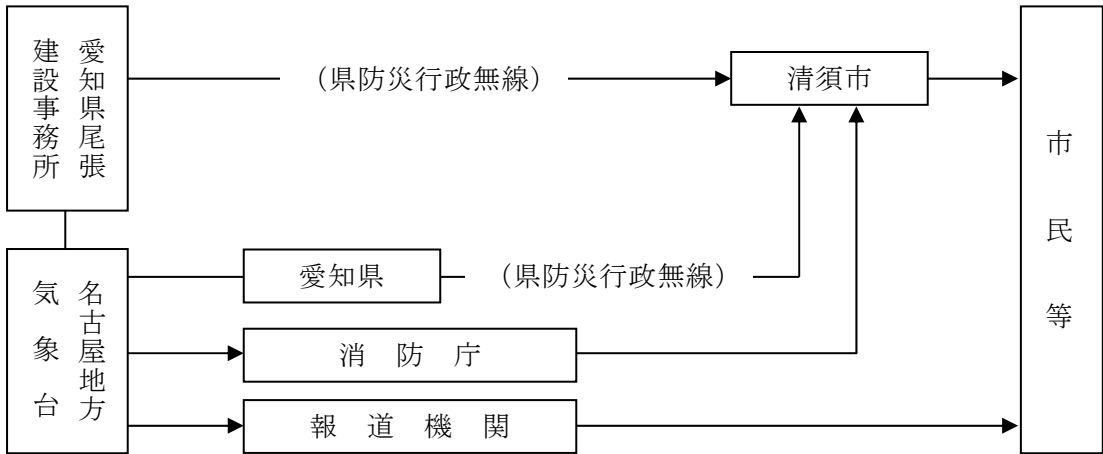
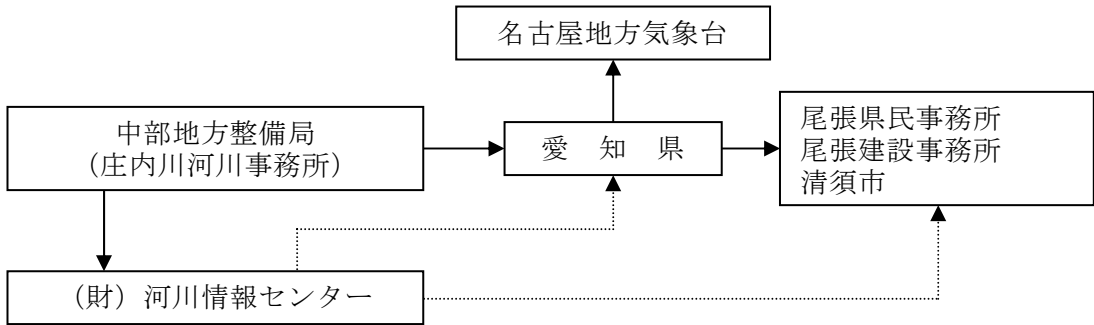


図3 水防警報の伝達系統

ア 庄内川水防警報（国土交通大臣の発表）



※ ..... は、河川情報センター端末未設置の機関への補助的伝達系統である。

イ 新川水防警報（知事の発表）

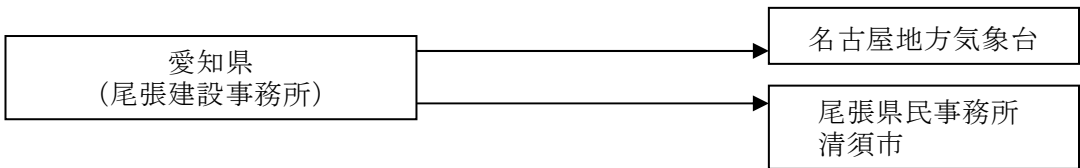
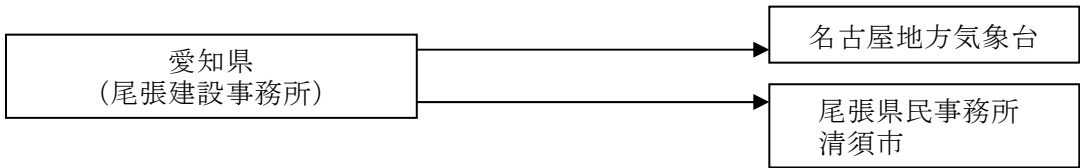


図4 水位周知河川（五条川）の水位情報

（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）



3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

図5 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

■知事が通知する水位周知海岸

（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[高潮]））

・三河湾・伊勢湾沿岸

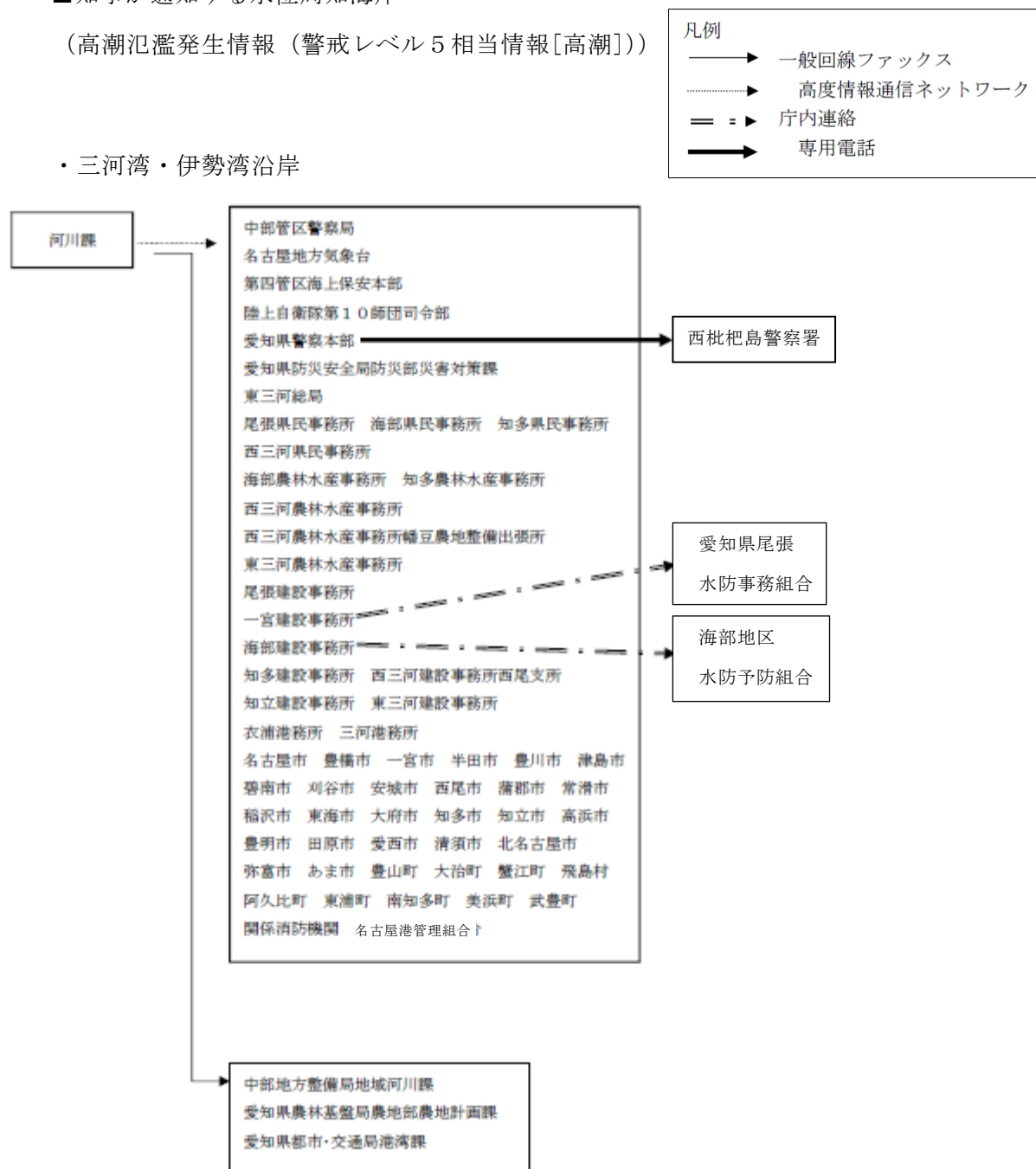


図6 火災気象通報の伝達系統

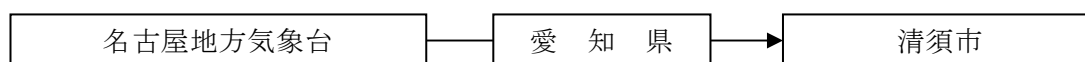
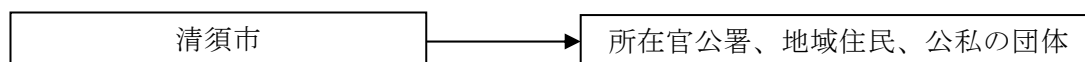


図7 火災警報の伝達系統



## 12 異常現象の通報

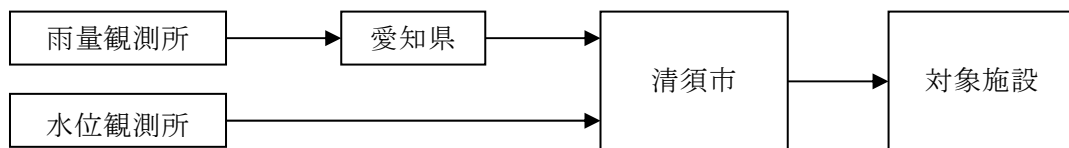
災害の発生が予想される異常な現象（以下、「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報する。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報する

## 13 浸水想定区域内への要配慮者施設への情報伝達

浸水想定区域内において主に要配慮者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、電話、FAX、メール等により洪水予報等を伝達する。



|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 附属資料 | 第3 各種施設等                            |
|      | 1 防災上注意すべき施設 (2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設 |

## 第2節 避難情報

### 1 方針

災害対策基本法では、災害応急対策の第1次的な責任者である市町村長は避難情報の発令及び警戒区域の設定による当該区域からの「退去」又は「立入の制限」を行うことができると定めている。

このため、市長は、緊急を要する場合において、第1に関係住民への避難情報の周知徹底、第2に関係機関への速やかな通報を行い、市民の生命・身体を災害の危険から保護するという「市の責務」を果たすものとする。

### 2 市における措置

#### (1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意する。

#### ア 〔警戒レベル5〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を

特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報の発表、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令する。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

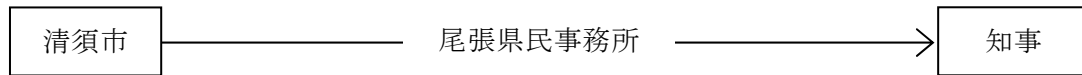
(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

(3) 避難情報の対象者

避難情報の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立退き」を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(4) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(5) 他市町村又は県に対する応援要求

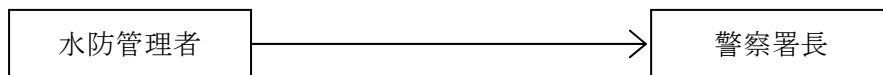
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

3 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



4 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

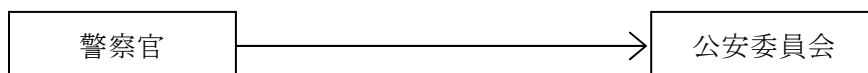
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

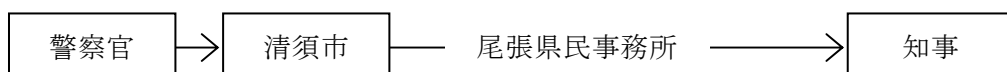
市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2)の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）



5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

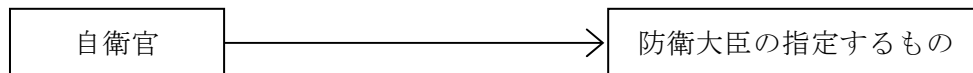
名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

## 6 自衛隊（自衛官）における措置

### (1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にい  
ない場合に限り、「4(1)警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

### (2) 報告（自衛隊法第94条）



## 7 避難情報の発令時期

市長は、災害が発生するおそれがあり、避難を要する状況になる可能性がある場合、又は  
災害により危険が急迫し、地域住民の生命身体の保護が必要と認められるとき、速やかに危  
険地域の市民等に対し、避難情報の発令を行う。

(1) 避難情報を発令するにあたっては、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものと  
し、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じ  
て避難所へ向かうことができるように努める。

(2) 避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の  
災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降  
雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。

(3) 避難情報を発令する基準について、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報、  
指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令等、具体的・  
客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、  
その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直す必要がある。

### 高齢者等避難の発令基準（原則）

市長は、市民が余裕をもって避難できるよう、河川水位の上昇や気象状況等から判断して、  
避難を要する状況になる可能性があるとして判断した場合に、高齢者等避難を発令する。

- 氾濫注意水位に達し、かつ、以降1時間の予想雨量が30mmを超える場合。
- 新川：水場川観測所の水位が3.9mに達したとき。
- 庄内川：枇杷島観測所の水位が6.3mに達したとき。
- 五条川：春日観測所の水位が4.6mに達したとき。
- 気象等特別警報が発表されたとき。

### 避難指示の発令基準（原則）

市長は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人命、身体の保  
護、又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときに発令する。

- 出動水位に達し、かつ、1時間に30mmを超える雨を観測したとき。
- 新川：水場川観測所の水位が4.8mに達したとき。
- 庄内川：枇杷島観測所の水位が8.5mに達したとき。
- 五条川：春日観測所の水位が5.0mに達したとき。
- 気象等特別警報が発表されたとき。

※上記の基準については、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照  
らし合わせ、継続的に見直しを行う。

(参考) ポンプ運転基準

|           | 河川水位（観測所）               |         |          |
|-----------|-------------------------|---------|----------|
|           | 新川（下之一色）                | 新川（水場川） | 五条川（春日）  |
| 停止基準      | 3. 0 m                  | 5. 2 m  | 5. 5 5 m |
| 再開基準      | 2. 8 m                  | 5. 0 m  | 5. 3 5 m |
| 排水調整対象ポンプ | 新川上流域<br>新川下流域<br>五条川流域 | 新川上流域   | 五条川流域    |

## 8 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容の周知を図る。

### (1) 関係地域内住民等への周知徹底方法

災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、職員、消防団員による巡回、自主防災組織、自治会、町内会を通じた電話連絡や戸別伝達、複数の伝達手段を複合的に利用し、対象地域の市民に迅速・的確に伝達する。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ、ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報入手できるよう努める。

避難措置解除の連絡は、避難情報の伝達に準じて行う。

避難情報は、できる限りその理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

#### ア 避難情報の内容

- 避難対象地域
- 避難情報発令の理由
- 避難先
- 避難経路
- その他必要な事項

#### イ 避難指示等の信号

災害により危険地域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる防災行政無線（同報系）のサイレン信号は次のとおりとする。

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| サイレン信号                                                |
| 避難指示 ○～～～休止約2秒～～～休止約2秒～～～（信号は、適当な時間継続する）              |
| 約3秒                      約3秒                      約3秒 |

ウ 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、各地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

### (2) 関係機関への通報及び相互連絡

市長が避難情報を発令したとき、又は警察官等から避難の措置を行った旨の通報を受けたとき、次の要領により関係機関等へ連絡する。

なお、市、県、警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容について相互に通報連絡する。

ア 県への報告

避難の措置及びその解除について、県民事務所を通じて速やかに県知事に報告する。

| 記録事項及び県等への報告事項 |               |           |
|----------------|---------------|-----------|
| ● 発令者          | ● 発令の理由及び発令日時 | ● 避難の対象区域 |
| ● 避難地          | ● その他必要な事項    |           |

イ 隣接市（防災担当）

地域住民が避難のため隣接市内の施設をやむを得ず利用する場合や、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市に連絡しておく。

ウ 県の関係機関

警察署、その他の県関係機関に連絡し、協力を要請する。

エ 学校施設等の管理者

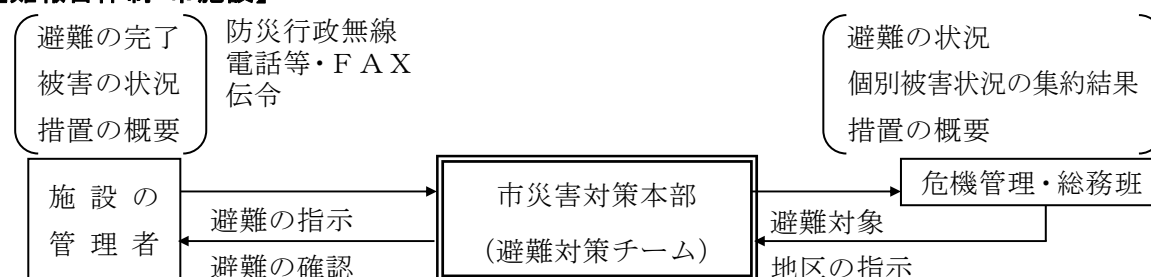
教育部長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。

## 9 各施設の管理者の避難報告体制

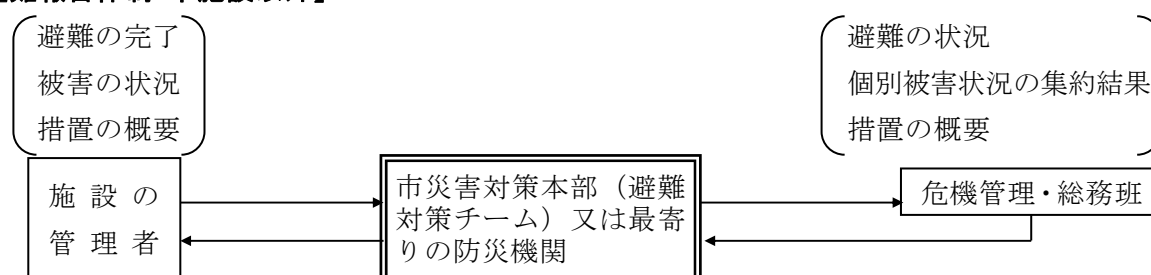
大規模災害が発生し避難情報が発令されたとき、又は自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、以下のとおり、市災害対策本部へ避難の完了を報告する。

なお、連絡の方法は市施設の場合については、防災行政無線、FAX、電話若しくは伝令による。また、市施設以外については、FAX、電話若しくは伝令による。ただし、西日本電信電話株式会社の電話が使用できない場合の措置については、伝令による最寄りの消防署、市出先機関、警察その他防災機関への通報等をあらかじめ周知徹底しておく。各部長を通じて得られた市内の各施設の来訪者・入所者等の「避難の完了」報告を集約し、本部長へ報告する。また災害時広報における「安心情報」のデータ源としての活用を図る。

### 【避難報告体制-市施設】



### 【避難報告体制-市施設以外】





## 10 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人命又は身体への危険防止のために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、県への報告については、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまのないときは、関係部長が実施する。

- (2) 警察官は前記の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

- (3) 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、各部の連携はもとより、警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。

- (4) 警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。

### 警戒区域の設定が必要とされる場合

- 一般的な構造の木造家屋について洪水による水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生する恐れのある区域
- 家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸浸食が発生するおそれのある区域
- 倒壊危険のある大規模建物周辺地域
- 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域
- その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

## 第3節 市民等の避難誘導等

### 1 方針

- (1) 市職員、警察官、消防団員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

- (2) 誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行う。

- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

### 避難の誘導に関する方針

- 避難情報が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、安全な避難場所に自主的に避難する。
- 学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。
- 避難行動要支援者の避難を最優先で行うよう健康福祉部が主幹となり、相当の配慮を行う。

## 2 避難の誘導を行う者

### (1) 危険地域における避難誘導

避難情報が市長から発令された場合に、危険地域における緊急避難については、次のとおり行う。

ア 市長は、必要と認める安全な避難場所及び主要地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する等、誘導体制の確立・強化を指示する。

イ 派遣された職員は、避難所の開設及び市長からの指示・情報等の収受にあたりとともに、警察官、消防団員、市政推進委員、自主防災組織等とともに、市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

ウ 地域内から安全な避難場所までの避難誘導は、消防団員、市政推進委員、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。

### (2) 学校、事業所等の場合

学校、保育園、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、学校、保育園、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

### (3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

## 3 避難の誘導方法

### (1) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じて最小限度に制限（3日分程度の飲料水、非常食、生活必需品）し、円滑な立ち退きについて適宜指導を行う。

### (2) 避難の誘導方法

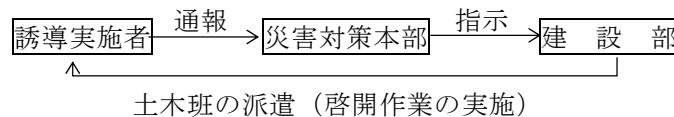
災害の規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとるが、おおよそ次のようなことを目途とする。

#### 避難の誘導時に留意する事項

- 避難の誘導は、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、外国人等その他単独での避難が困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。なお、避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携する。
- 交差点や橋梁等の混雑予想地点では、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し避難誘導が受けやすいよう努める。
- 避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難路を2か所以上設置しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

- 避難経路は、市長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定する。避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を選定し、また状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認しておく。
- 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、災害対策本部を経由し、建設部に対して避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。

《道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ》



#### 4 避難行動要支援者の支援

##### (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

##### (2) 避難行動要支援者の避難支援

###### ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等、複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

###### イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

###### ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

###### エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

|      |                        |
|------|------------------------|
| 附属資料 | 第3 各種施設等<br>2 避難場所・避難所 |
|------|------------------------|

## 第4節 広域避難

### 1 広域避難に係る協議

#### (1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

#### (2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

### 2 居住者等の運送

#### (1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示す。

ア 運送すべき人

イ 運送すべき場所

ウ 期日

## 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

### ■基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）である市長は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 市は、情報の収集・伝達体制を早急に築くため、情報収集・伝達（調査）チームを編成し、効果的な防災活動の実施に努める。
- 市は、被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

### 第1節 被害状況等の収集・伝達

#### 1 市における措置

##### (1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、河川の氾濫等の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集にあたっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

また、人的被害の数について広報を行う際には、県と密接に連携しながら適切に行う。

##### (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用する。

##### (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情

報の収集に努める。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、自らの調査及び関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で様式によりその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続の重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

## 2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

情報の収集、伝達にあたっては、以下の事項に留意して行う。

- (1) 即時報告（直ちに。「連絡なし」は、最悪の事態と想定）
- (2) 重要報告（被害推定指標施設、対策基幹施設等の情報）
- (3) 定時報告（「変化なし」も重要な情報）
- (4) 情報源（未確認情報やデマ情報も重要な情報）

なお、情報の収集伝達については、各種の方法を有効に活用し、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱いあるいは携帯電話を利用する。

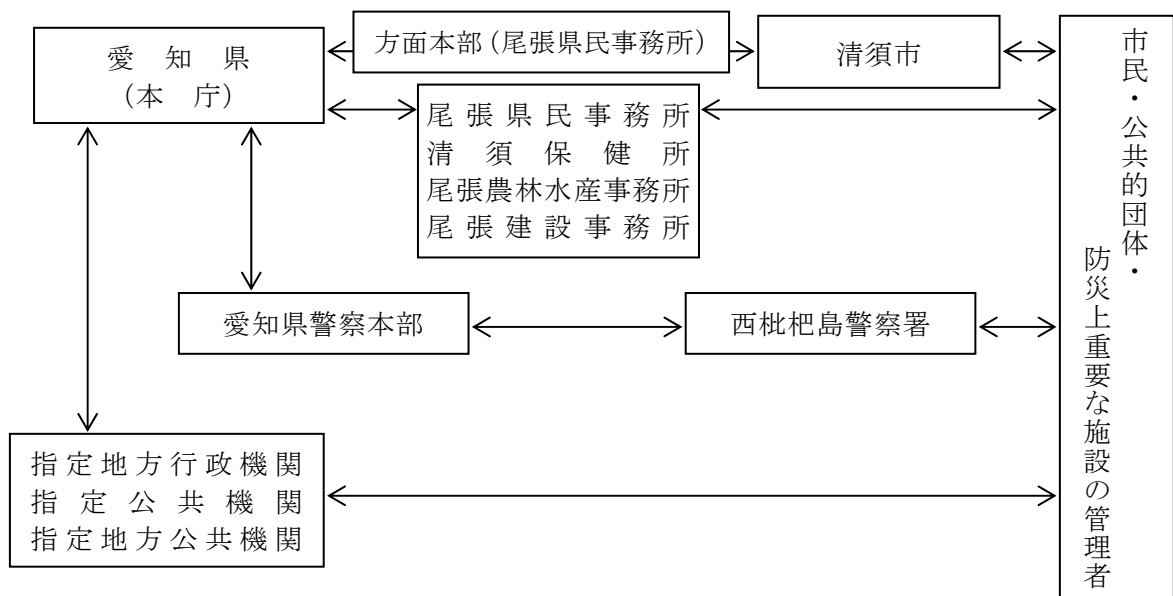
同時多発的に災害が発生した場合には、電話が混線するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

また、災害時に市民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。同時に、マスメディアと緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

この他、市は、市の被災状況等の情報収集のために必要に応じて県が派遣する県職員を受け入れる。

#### 【情報の一般的収集伝達系統図】



※防災上重要な施設とは、庁舎、小中学校、幼稚園、保育所、福祉センター等とする。

### 3 情報の収集

#### (1) 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、市長に報告すべき内容をまとめておく。

#### ア 災害発生後、直ちに収集すべき情報

##### (イ) 市民等の安否に関する情報

- 各地区における市民の安否
- 各地区における要配慮者の安否
- 被災者台帳の作成
- 各地区における児童生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者
- 避難の必要の有無及び状況
- 火災発生の有無及び状況

##### (ロ) 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報

- 庁舎（市役所、各部出先機関）
- 消防本部、警察署（交番）、その他国・県の施設

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

- 電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設
  - その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
  - (ウ) 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
    - 病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
    - 学校、文化・体育施設等の避難所相当施設
    - 福祉センター、その他要配慮者向け施設
    - その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
  - (エ) 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
    - 庄内川、新川、五条川、水場川の堤防、ポンプ場等
    - 小規模住宅密集地、商業施設・工場、危険物取扱い施設等
  - (オ) 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
    - 主要道路、橋梁、信号灯等
    - 鉄道線路、駅舎等
    - 民間大手物流関係事業所等
- イ 災害発生後、2日目以降に収集すべき情報
- 災害の原因（2次的原因）
  - 被害状況
  - 応急措置状況
  - 被災者の動向及び要望事項
  - 現地活動実施上の支障要因等の状況
  - 市長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項

#### (2) 収集の実施者

##### ア 災害対策本部設置前

市の地域内における災害情報の収集は、市職員が各々の主管業務に基づいて行う。

##### イ 災害対策本部設置後

本部長は、災害地の実態を把握し災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じて災害地調査の実施を命じ、情報収集・伝達（調査）チームを編成する。

なお、本部長の指示の有無に関わらず、必要があると認めたときは、情報収集・伝達（調査）チームを編成し、災害情報収集を実施する。

#### (3) 調査の実施要領

##### ア 実施体制

災害情報収集調査実施のための班の構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、概ね以下のような体制で行う。

| 活動項目の目安            | チーム数 | 1チーム当たりの構成員 | 構成員となる班         |
|--------------------|------|-------------|-----------------|
| 連絡・集計              | 1    | 職員 3名       | 税務・収納班<br>監査事務班 |
| 災害情報収集<br>(特命調査含む) | 4    | 職員 3名       |                 |
| 防災モニター等担当          | 1    | 職員 2名       |                 |



イ 実施要領

(ア) 調査は、警察官、消防署員、その他防災関係機関職員及び各地域の自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。

(イ) 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果を取りまとめ、本部長へ報告する。

(ウ) 調査の際、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて直ちに報告する。

(4) 情報の取りまとめ

情報の統括責任者は危機管理部長とする。

情報の取りまとめにあたっては、以下の事項に留意する。

ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握

イ 至急確認すべき未確認情報の一覧

ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧

※例えば、悪質なデマ・噂に類することや確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」

エ 情報の空白地区の把握

※大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。

オ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握

カ 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

| 報告の<br>区 分 | 報告の時期                                    | 留意事項                                                                                                                                                                             |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生当日の速報報告  | 被害情報<br>覚知後、直ちに報告<br>以後当日に関しては、1時間ごとに報告  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人的被害・建物施設被害の程度</li> <li>※橋梁・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に</li> <li>※把握した範囲で迅速性を第一に</li> <li>※部分情報、未確認情報も可。ただし、その旨及び情報源を明記のこと</li> </ul>    |
|            | 措置情報<br>応急措置実施後直ちに報告<br>以後実施の都度報告        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急態勢、措置状況<br/>(避難所、食料・水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等)</li> <li>● 対策要員の人身に係る事故</li> <li>● 対策実施上利用可能な施設・資機材の現況</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>  |
|            | 要請情報<br>必要と認めるその都度即時                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策要員の補充・応援の要請</li> <li>● 応急対策用資器材・車両等の調達の要請</li> <li>● 広報活動実施の要請</li> <li>● 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul> |
| 2日目以降の定期報告 | 被害情報<br>被害状況が確定するまでの間毎日10時までにに取りまとめて報告   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告</li> <li>● その他必要と認める事項</li> <li>※全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告</li> </ul>            |
|            | 措置情報<br>災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までにに取りまとめて報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急態勢、措置状況<br/>(避難所、食料・水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等)</li> <li>● 対策要員の人身に係る事故</li> <li>● 対策実施上利用可能な施設・資機材の現況</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>  |

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

|                  |                                 |                                                                                                                                                                                  |
|------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要<br>請<br>情<br>報 | 災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策要員の補充・応援の要請</li> <li>● 応急対策用資器材・車両等の調達の要請</li> <li>● 広報活動実施の要請</li> <li>● 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul> |
|------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた場合、若しくは自ら知ったときは、直ちに県へ伝達することとする。

通報を受けた事項について、県防災局をはじめとする関係機関に通報する。なお、通報すべき異常現象は次のようなものが想定される。

##### (1) 想定される異常現象

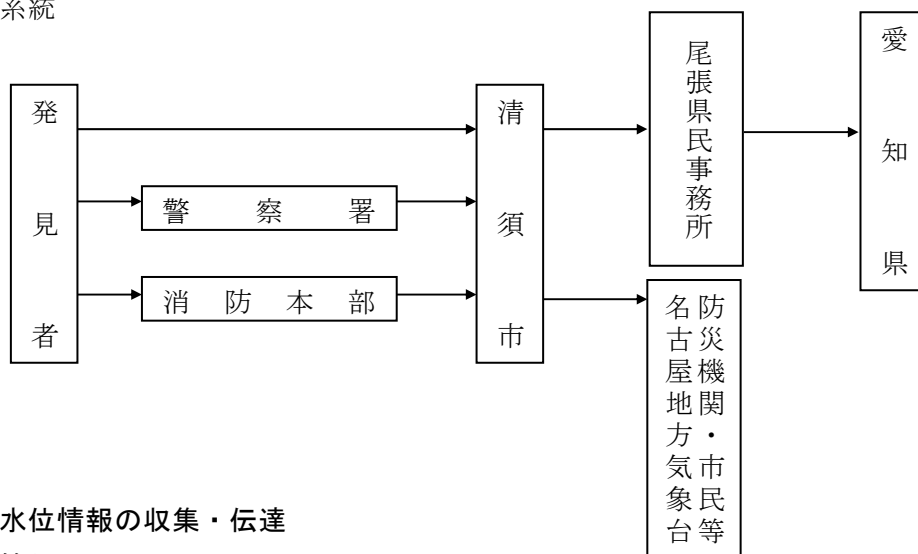
###### ア 気象

- (ア) 突風、竜巻
- (イ) 強い降雹
- (ウ) 激しい雷

###### イ 水象

- (ア) 河川・井戸等の異常な水位上昇
- (イ) 異常な湧水
- (ウ) 洪水

##### (2) 伝達系統



#### 5 雨量・水位情報の収集・伝達

##### (1) 雨量情報

名古屋地方気象台から大雨注意報が発表されたときは、降り始めから60分ごとの雨量情報を雨量観測所から収集する。

なお、併せて庄内川管内の雨量・水位その他の河川管理に関する情報を収集する。

###### ア 通報系統



イ 雨量観測所

設置場所：市役所南館屋上

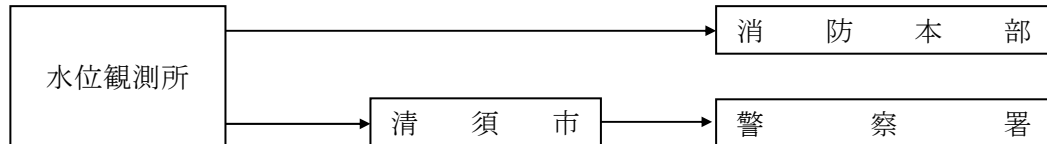
ウ 県に対する通報基準

- (ア) 1時間雨量が20mmを超えたとき
- (イ) 3時間雨量が50mmを超えたとき
- (ウ) 6時間雨量が60mmを超えたとき
- (エ) 12時間雨量が80mmを超えたとき
- (オ) 24時間雨量が100mmを超えたとき
- (カ) 連続雨量が80mmを超えたときは毎時間ごと

(2) 水位情報

水位情報の収集は、危機管理・総務班が行う。なお、水位情報は、10分ごとの当該河川水位値とする。

ア 通報系統



イ 水位情報

| 河川  | 観測所名 | 氾濫注意<br>水位 | 高齢者等避難<br>基準水位 | 避難指示<br>基準水位 | 氾濫<br>危険水位 | 堤防高    |
|-----|------|------------|----------------|--------------|------------|--------|
| 新 川 | 水場川  | 3.0m       | 3.9m           | 4.8m         | 5.2 m      | 6.2 m  |
| 五条川 | 春 日  | 3.9m       | 4.6m           | 5.0m         | 5.55m      | 7.2 m  |
| 庄内川 | 枇杷島  | 5.6m       | 6.3m           | 8.5m         | 8.9 m      | 10.72m |

(参考) ポンプ運転基準

| 河川  | 観測所名 | 停止基準  | 再開基準  | 排水調整対象        |
|-----|------|-------|-------|---------------|
| 新 川 | 下之一色 | 3.0 m | 2.8 m | 新川上・下流域、五条川流域 |
| 新 川 | 水場川  | 5.2 m | 5.0 m | 新川上流域         |
| 五条川 | 春 日  | 5.55m | 5.35m | 五条川流域         |

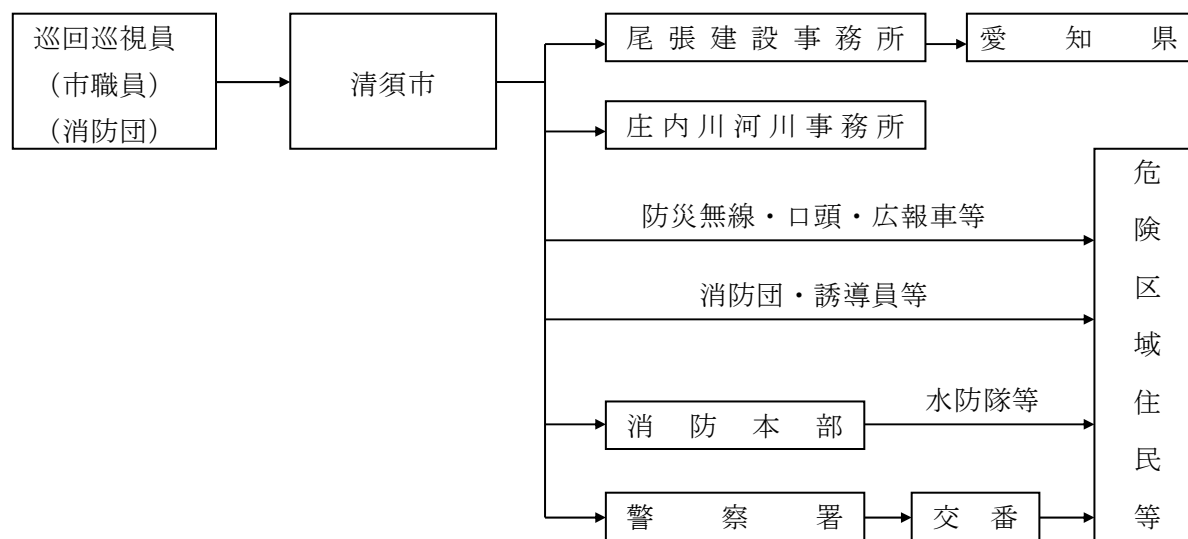
ウ 通報基準とその間隔等

- (ア) 通報水位に達したとき及び減水後同水位に復した (の時刻)
- (イ) 警戒水位に達したとき及び減水後同水位に復した (の時刻)
- (ウ) 警戒水位を越えたときは同水位に復するまで毎時ごとの水位
- (エ) 最高水位に達し減水に向かうときはその水位 (と時刻)

6 災害危険箇所の伝達系統

堤防・護岸等の災害危険箇所情報の収集は、建設部長が関係各部長・防災関係機関及びその他の団体と連携、協力して行う。

(1) 通報系統



(2) 情報を収集すべき危険箇所

情報を収集すべき危険箇所は、原則として、庄内川、新川、五条川及び水場川の市の地域内全区間とするが、必要に応じて、その都度、建設部長が定める。

## 7 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

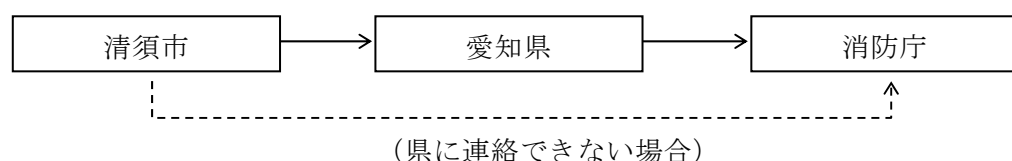
(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市は、被災した市民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該市民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。



【報告先】

被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項  
(尾張県民事務所への連絡先)

| 区分    |                  | 平常時                                                                    | 第1非常配備                  |                | 第2非常配備 | 第2非常配備                          |                    | 第3非常配備 |  |  |
|-------|------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------|--------|---------------------------------|--------------------|--------|--|--|
|       |                  |                                                                        |                         |                | 準備体制   | 準備強化体制                          | 警戒体制               |        |  |  |
| 勤務時間内 | 配備場所             | 尾張県民事務所 防災安全課<br>(愛知県三の丸庁舎4階)                                          |                         |                |        | 災害対策センター<br>(愛知県三の丸庁舎地下2階災害対策室) |                    |        |  |  |
|       | N T T<br>電話      | 庁舎代表                                                                   | 052-961-7211            |                |        | 庁舎代表                            | 052-961-7211       |        |  |  |
|       |                  | 防災                                                                     | 内線                      | 2432、2436、2437 |        | 内線                              | 2901、2428          |        |  |  |
|       |                  |                                                                        | 直通                      | 052-961-1474   |        | 直通                              | 052-973-4595       |        |  |  |
|       |                  | 消防                                                                     | 内線                      | 2434 、 2438    |        |                                 |                    |        |  |  |
|       |                  |                                                                        | 直通                      | 052-961-1464   |        |                                 |                    |        |  |  |
|       |                  | 保安                                                                     | 内線                      | 2433 、 2435    |        |                                 |                    |        |  |  |
|       |                  |                                                                        | 直通                      | 052-961-1519   |        |                                 |                    |        |  |  |
|       | N T T FAX        | 052-951-9106                                                           |                         |                |        | 052-973-4596                    |                    |        |  |  |
|       | 防災行政<br>無線       | 防災                                                                     | 602-1101、2432、2436、2437 |                |        | 総括班                             | 602-2901           |        |  |  |
|       |                  | 消防                                                                     | 602-2434、2438           |                |        | 総務班                             | 602-2428           |        |  |  |
|       |                  | 保安                                                                     | 602-2433、2435           |                |        | 情報班                             | 602-2211、2522、2602 |        |  |  |
|       |                  |                                                                        |                         |                | 緊急物資班  | 602-2271、2313                   |                    |        |  |  |
|       |                  |                                                                        |                         |                | 支援班    | 602-2296                        |                    |        |  |  |
|       | 防災行政<br>無線 (FAX) | 無線発信番号-602-1152                                                        |                         |                |        | 無線発信番号-602-1150                 |                    |        |  |  |
|       | N T T            | 庁舎代表                                                                   | 052-961-7211            |                |        | 上記勤務時間内の欄に同じ                    |                    |        |  |  |
|       |                  | 直通                                                                     | 052-961-1474            |                |        |                                 |                    |        |  |  |
|       | N T T<br>(FAX)   | 052-951-9106<br>(別室設置のFAXのため送信時は要連絡)                                   |                         |                |        |                                 |                    |        |  |  |
|       | 防災行政<br>無線       | 無線発信番号-602-1101、<br>2432、2436、2437                                     |                         |                |        |                                 |                    |        |  |  |
|       | 防災行政<br>無線 (FAX) | 無線発信番号-602-1152                                                        |                         |                |        |                                 |                    |        |  |  |
| その他   | E-mail           | owari@pref.aichi.lg.jp                                                 |                         |                |        |                                 |                    |        |  |  |
|       | ファイル交換           | 次のシステムが利用可能 「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能<br>愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」 |                         |                |        |                                 |                    |        |  |  |

※尾張方面本部は、第2非常配備(準備強化体制)でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合がある。  
※尾張方面本部(尾張県民事務所)に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部(災害対策課)とする。  
※県災害対策本部は、県防災安全局の災害対策課内又は宿直内に開設される場合がある。

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

(県への連絡先)

| 区分              |       | 平常時                                                                                                                                                                                                                                    | 第1非常配備                                                                                                                            | 第2非常配備                                                                                       | 第2非常配備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                              | 第3非常配備                                                                                                                                                                                                     |              |  |
|-----------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--|
|                 |       |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                   | 準備体制                                                                                         | 準備強化体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 警戒態勢                                         |                                                                                                                                                                                                            |              |  |
|                 |       | 本庁舎2階 防災安全局内                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                   |                                                                                              | 自治センター6階 災害情報センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                              |                                                                                                                                                                                                            |              |  |
| 勤務時間内           | N T T | 052-954-6193（災害対策課直通）<br>052-954-6141（消防保安課直通）<br>052-961-2111（代 表）<br>内線 2512（災 害）<br>内線 2512（特殊災害）<br>内線 2522（火 災）<br>内線 2522（危険物）<br>内線 2539（救急・救助）<br>（直通）<br>052-954-6193（災害・特殊災害）<br>052-954-6141（救急・救助）<br>052-954-6144（火災・危険物） |                                                                                                                                   |                                                                                              | 052-971-7104（広報部 広報班）<br>052-971-7105（総括部 総括班）<br>052-961-2111（代 表）<br>内線 5302～5304（総括部総括班）<br>内線 5306～5307（総括部渉外班）<br>内線 5314～5316（総括部復旧班）<br>内線 5308～5310（広報部広報班）<br>内線 5311～5312（情報部整理班）<br>内線 5317～5319（情報部方面班）<br>内線 5313、5320～5322（情報部局・公共機関班）<br>内線 5328（情報部調査班）<br>内線 5323～5324（運用部庶務班）<br>内線 5325～5327（運用部運用班）<br>内線 5328（運用部財務会計班） |                                              |                                                                                                                                                                                                            |              |  |
|                 |       | N T T<br>(FAX)                                                                                                                                                                                                                         | 052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害))<br>052-954-6922(6階災害対策課通信グループ)<br>052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物))<br>052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助)) |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 052-971-7103<br>052-971-7106<br>052-973-4107 |                                                                                                                                                                                                            |              |  |
|                 |       |                                                                                                                                                                                                                                        | 防災行政無線                                                                                                                            | 8-600-2512（災害）<br>8-600-2512（特殊災害）<br>8-600-2522（火災）<br>8-600-2522（危険物）<br>8-600-2539（救急・救命） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                              | 8-600-1360～1362（総括部統括班）<br>8-600-1363（総括部渉外班）<br>8-600-1376（総括部復旧班）<br>8-600-1364（広報部広報班）<br>8-600-1365（情報部局・公共機関班）<br>8-600-1366（情報部方面班）<br>8-600-1322（情報部調査班）<br>8-600-1321（県警連絡員）<br>8-600-1324（自衛隊連絡員） |              |  |
|                 |       |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                   | 防災行政無線<br>(FAX)                                                                              | 8-600-1510                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                              |                                                                                                                                                                                                            | 8-600-1514   |  |
|                 | 勤務時間外 |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                   | N T T                                                                                        | 052-954-6844（宿日直室）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                              |                                                                                                                                                                                                            | 上記勤務時間内の欄に同じ |  |
| N T T<br>(FAX)  |       | 052-954-6995（宿日直室）                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                              | 同 上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                              |                                                                                                                                                                                                            |              |  |
| 防災行政無線          |       | 600-5250～5253（宿日直室）                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                   |                                                                                              | 同 上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                              |                                                                                                                                                                                                            |              |  |
| 防災行政無線<br>(FAX) |       | 600-4695（宿日直室）                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                   |                                                                                              | 同 上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                              |                                                                                                                                                                                                            |              |  |
| e-mail          |       | saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                   |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                              |                                                                                                                                                                                                            |              |  |
|                 |       | sginfo@pref.aichi.lg.jp                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                   |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                              |                                                                                                                                                                                                            |              |  |
|                 |       | aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                              |                                                                                                                                                                                                            |              |  |
| 防災webメール        |       | kensaitai@bousai.pref.aichi.jp（高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照）                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                   |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                              |                                                                                                                                                                                                            |              |  |

(消防庁への連絡先)

勤務時間内

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| (西日本電信電話株式会社回線)   | (地域衛星通信ネットワーク)           |
| 03-5253-7527      | 9-048-500-90-43421~43426 |
| 03-5253-7537(FAX) | 9-048-500-90-49033(FAX)  |

夜間・休日時(消防庁宿直室)

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (西日本電信電話株式会社回線)   | (地域衛星通信ネットワーク)          |
| 03-5253-7777      | 9-048-500-90-49102      |
| 03-5253-7553(FAX) | 9-048-500-90-49036(FAX) |

## 8 その他の情報の収集・伝達

### (1) 近隣・周辺市町村の情報

近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達を行う。

また、必要があると認める情報を収集・受領した場合は、速やかに各部長に伝達する。

伝達を受けた各部長は、部内職員に周知するとともに、関係機関や協力団体等と連携・協力して、その内容に応じた適切な措置を講ずる。

### (2) 生活関連施設の復旧状況情報

市は、市民に対して、電気、ガス、水道等の施設の復旧状況に関する市への問い合わせについて自粛を呼びかけるとともに、被害状況や復旧状況情報を各関係機関から収集し、市民への提供に努める。

### (3) 名古屋都心区の情報

#### ア 情報収集

(ア) 愛知県防災局からの情報を収集する。

(イ) ラジオによる情報聴取専従要員を配置し、放送内容の聞き取り、記録を行う。

#### イ 情報提供

主に名古屋都心区に通学又は通勤する市民の帰宅困難状況や安心情報について、広報活動やトータルケアセンターの開設時等における基礎的資料としての活用を図る。

なお、名古屋都心区の情報伝達系統については、近隣・周辺市町村の復旧状況情報に準じて行う。

### (4) その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

また、被害報告は様式集の様式により行う。

| 伝達の対象となる被害 |                             |
|------------|-----------------------------|
| 被害発生状況等    | 被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況(全般) |
| 人、住家被害等    | 人的被害、住家被害                   |
|            | 避難状況、救護所開設状況                |
| 公共施設被害     | 河川・貯水池・ため池等                 |
|            | 道路被害                        |
|            | 鉄道施設被害                      |
|            | 電信電話施設被害                    |
|            | 電力施設被害                      |
|            | ガス施設被害                      |
|            | 水道施設被害                      |

## 9 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告する。  
なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則として有線電話を使用する。また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用する。
- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用する。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

## 10 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、道路被害、水道施設被害については関係課）へ照会する。

# 第2節 通信手段の確保

## 1 方針

災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。そのため、市はあらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに、受信専用電話を確保し、通信従事者を配置する等、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

また、災害等の発生により市の有線通信施設が被災し不通になった場合は市防災行政無線（同報系・移動系）、県防災行政無線、各機関・事業所専用の有線電話若しくは無線電話その他利用可能な設備又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

なお、市防災行政無線（移動系）については、必要に応じて、清須市防災行政用無線局管理運用規程に基づき無線通信の統制を行う。

## 2 市における措置

### (1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、市及び県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人に利用させることができる。



(2) 防災相互通信用無線局の使用

市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ロ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市町村長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

### 3 無線通信の連絡にあたっての留意事項

#### (1) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に本部においては、市防災行政用無線局運用管理規程に基づき、概ね以下のとおり通信の統制を行う。

##### ア 無線機器の管理

(ア) 携帯局の集結（すべての携帯局は、市災害対策本部に一旦集結させる。）

(イ) 携帯局の搬出（本部に集結した携帯局の搬出・使用は、危機管理課長が指示する。）

##### イ 通信の統制

携帯局からの通話は、すべて本部に対して行う。その他以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

(ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

(イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）

(ウ) 簡潔通話の実施の原則

(エ) 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

#### (2) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

ア 使えない（不通・故障・電源不良等）

イ 混雑している（話し中・混信・宛先不明等）

ウ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切りかえ、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

##### ア 使えない場合

代替の通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

##### イ 混雑している場合

混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要するときは、冒頭に「至急・至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。

また、通話は簡潔明瞭に終らせるよう心掛ける。

##### ウ 聞き取りが困難な場合

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。無線機は、1m動かただけで受信状態が大きく変化することもある。

#### (3) 無線通信施設の応急措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、障害が発生した場合は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は、応急措置をとる。



## 第3節 広報

### 1 災害広報体制の確立

#### (1) 災害広報体制

本部長の指示の如何に関わらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。

| 役割項目                         | 手順その他必要事項                                                                                                                                                                               |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報活動用資料の作成                   | (1) 関係各部からの資料収集<br>(2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ）<br>(3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各避難所への配布                                                                                                    |
| 災害生活情報誌の発行体制の確立              | (1) 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む）<br>(2) 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等）<br>(3) 災害発生2日目以降毎日発行                                                                                              |
| 要配慮者向け広報体制の確立                | (1) 市社会福祉協議会との連携<br>○外国語・手話通訳ボランティアの確保<br>○翻訳・点字ボランティアの確保<br>○CIR（国際交流員）、ALT（外国語指導助手）の確保<br>(2) 要配慮者向け広報資料の作成<br>(3) 要配慮者向け巡回広報広聴チームの編成                                                 |
| 報道機関（テレビ、ラジオ放送局、通信社、新聞社）への対応 | (1) NHK等への緊急市長声明の放送枠確保の要請<br>(2) 同じく外国人向け放送枠確保の要請<br>(3) NHK等テレビ各社への聴覚障害者向け放送枠確保の要請<br>(4) 報道機関周辺各支局への共同記者会見所・臨時記者詰所の開設の連絡                                                              |
| 広報活動班の編成                     | (1) 防災行政無線による広報活動<br>(2) 広報車巡回等による広報活動<br>(3) 広報紙等の配布<br>(4) 掲示板への貼紙<br>(5) Webサイト掲載及びツイッター等のソーシャルメディアによる情報提供<br>(6) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）による情報提供<br>(7) 記録写真等の作成<br>(8) その他緊急を要する地域への広報活動 |

#### (2) 主に広報すべき情報項目

市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。

| 災害の発生段階   | 情報項目                                                                                                                                   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事前情報の広報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象に関する情報</li> <li>● 河川の水位の情報</li> <li>● 公共交通機関の情報</li> <li>● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等</li> </ul> |
| 災害発生直後の広報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等）</li> <li>● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること</li> </ul>                  |

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

| 災害の発生段階  | 情報項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の設置</li> <li>○現地災害対策本部の設置</li> <li>○トータルケアセンターの設置</li> <li>○避難所、救護所の設置</li> <li>○その他必要な事項</li> <li>● 避難に関する情報（避難場所、避難情報）</li> <li>● 救護所の開設状況</li> <li>● 道路情報</li> <li>● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ</li> <li>● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ</li> <li>● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 応急復旧時の広報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象に関する情報</li> <li>● 河川の水位の情報</li> <li>● 災害に関する情報</li> <li>● 被害情報及び応急復旧対策実施状況に関すること</li> <li>● 生活関連情報</li> <li>○水道、電気、ガス等のライフライン施設の状況</li> <li>○食料、水、その他生活必需品等の供給状況</li> <li>● 医療機関の活動状況</li> <li>● 公共土木施設等の状況</li> <li>● 公共交通機関の状況</li> <li>● 通信施設の状況</li> <li>● 安心情報（「…地区は被害なし」「…小学校児童は全員無事に…へ避難」等、被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報）</li> <li>● ボランティアに関する状況</li> <li>● 義援金、救護物質の受入れに関する情報</li> <li>● 被災者相談窓口の開設状況</li> <li>● ごみ・がれきの収集方法</li> <li>● その他必要な事項</li> </ul> |

(3) 防災関係機関との連携

各防災関係機関派遣の本部連絡員に対し、次の事項に重点を置いて連携し、広報活動を実施するよう要請する。

ア 警察署

警察署（交番）は、市災害対策本部、消防署その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

| おもな広報事項                                                                                                                                                    | 広報手段                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 被害の規模及び区域<br>(2) 避難場所及び避難経路の状況<br>(3) 交通機関の被害状況<br>(4) 交通規制の実施状況（一般車両の通行禁止等）<br>(5) 主要幹線道路、橋梁の被害状況及び復旧の見通し<br>(6) 治安状況及び犯罪の防止活動<br>(7) その他デマの防止に関する情報等 | 広報車<br>警ら用無線自動車<br>看板、横断幕垂れ幕等の掲示<br>テレビ、ラジオ<br>インターネット<br>市への依頼（広報紙等）<br>（防災行政無線） |

イ 西日本電信電話株式会社東海支店

西日本電信電話株式会社東海支店は、災害のため通信が途絶したとき、又は利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。

なお、災害の発生により受話器がはずれた場合、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、必ず受話器の確認を行うよう周知する。

| おもな広報事項                                                                                                                                      | 広報手段                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等<br>(2) 通信の途絶又は利用制限の状況<br>(3) 通信の途絶又は利用制限をした理由<br>(4) 利用制限をした場合の代替となる通信手段<br>(5) 利用者に協力をお願いする事項<br>(6) その他必要な事項 | テレビ、ラジオ、新聞等の媒体<br>広報車<br>チラシ<br>窓口案内<br>掲示<br>インターネット<br>携帯電話<br>市への依頼（広報紙等）<br>（防災行政無線） |

ウ 中部電力

感電事故及び漏電による出火を防止するため、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また、停電の状況、復旧予定時間等については、市災害対策本部に通報するとともに、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

| おもな広報事項                                                                                                                                                                                           | 広報手段                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1) 第1段階（安全、危険防止）<br>①無断昇柱、無断工事をしないこと<br>②断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄りの事業所に通報すること<br>③屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること<br>④その他事故防止のため留意すべき事項<br>(2) 第2段階（被害状況）<br>①停電区域<br>②停電事故復旧状況<br>③停電事故復旧見込み | テレビ、ラジオ、新聞等の媒体<br>広報車<br>窓口対応（営業所等）<br>インターネット<br>市への依頼（広報紙等）<br>（防災行政無線） |

| おもな広報事項                                                                                          | 広報手段                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (3) 市民対応窓口の確立<br>需要家からの電話による事故通報や復旧見通し等の照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受け付けはもとより、本店、支店等の能率的な受け付け体制を確立しておく。 | テレビ、ラジオ、新聞等の媒体<br>広報車<br>窓口対応（営業所等）<br>インターネット<br>市への依頼（広報紙等）<br>（防災行政無線） |

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

エ 東邦ガス

ガスによる2次災害を防止し市民の不安解消を図るため、サービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区を巡回し周知する。

| おもな広報事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 広報手段                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 災害発生時には</p> <p>①ガス栓を全部閉めること</p> <p>②ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること</p> <p>③ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること</p> <p>この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちに東邦ガスに連絡すること</p> <p>(2) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合</p> <p>①塗色がグレーのメーターの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する</p> <p>②塗色がクリーム色のメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する</p> <p>③操作終了後、2分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと</p> <p>(3) 供給を停止した場合</p> <p>①ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、東邦ガスから連絡があるまで待つこと</p> <p>②ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめ東邦ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと</p> <p>(4) 供給再開時の広報</p> <p>①あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること</p> <p>②点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと</p> <p>③内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず最寄りの事業所に連絡すること</p> <p>④ガスの使用再開時に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの事業所に連絡すること</p> | <p>広報車</p> <p>消防署、警察署、報道機関等への協力要請</p> <p>インターネット</p> <p>市への依頼（広報紙等）</p> <p>（防災行政無線）</p> |

オ 名鉄・JR（各駅・各車両）及びバスその他

名鉄・JR（各駅・各車両）においては、概ね次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

なお、バスその他の公共交通機関においても、これに準じて広報活動を行い、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。



| おもな広報事項                                                                                                        | 広報手段                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| (1) 駅では、被害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について放送案内を行う                | 構内放送<br>車内放送<br>職員口頭<br>掲示等        |
| (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める | インターネット<br>市への依頼（広報紙等）<br>(防災行政無線) |

## 2 広報活動用資機材及び要員の確保

### (1) 基本的な考え方

災害時に必要とされる広報活動を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ広報車に転用可能な拡声器付車両や編集要員としての人材を擁する市内の事業所・団体等を把握するとともに、災害発生時に迅速に協力要請するために必要な連絡方法その他についてとりきめておく。

また、災害発生後2時間を目途として、市民に対して広報活動用ボランティアへの参加を呼びかける。

### (2) 拡声器付車両・資機材等の調達

#### ア 市保有現在量の把握

市長の指示に関わらず、その必要があると認めたときは、災害時広報活動に使用可能な拡声器付車両の状況を把握するとともに、関係各部長の協力を得て、紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

#### イ 調達

市保有現在量では対応が困難な場合や拡声器付車両・スピーカー装置等機材については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達により、迅速な対応を図る。

##### (ア) 調達可能な団体・業者等

調達可能な団体・業者等については、あらかじめ協定等により、おおよその調達可能品目、数量等を把握しておく。

##### (イ) 拡声器付車両等の待機・準備

拡声器付車両及びスピーカー装置等機材を保有する団体・業者等は、災害が発生し、その必要があると認めるときは、市からの要請がある場合に備え、供給可能数を待機させる。

##### (ウ) 費用の負担

車両・機材の調達に要する費用は、燃料・修理代を実費負担する。その他消耗品は、市が通常行うところによる。

### (3) 編集補充要員の確保

#### ア 編集ボランティア

市内の事業所及び市社会福祉協議会に対し、編集作業スタッフの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人・聴覚障害者向け広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼びかける。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

##### イ 他市町村職員の応援派遣要請

広報資料編集作業要員としての他市町村職員の応援派遣を市長に対し要請する。

#### (4) 広報活動要員の確保

##### ア ボランティア

車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳要員について、市社会福祉協議会に要員派遣を要請するとともに、市民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

##### イ 他市町村職員の応援派遣要請

広報活動要員としての他市町村職員の応援派遣を市長に対し要請する。

#### (5) 記録写真等の作成

被災地の状況等を写真等に収め、今後の復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

なお、各班で撮影した写真は、人事秘書班へ提出する。

### 3 広報活動の実施要領

#### (1) 基本的な考え方

緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分けることができるように、広報活動用資料の配布に際しては、状況を判断の上適切な広報手段を明記するよう努める。なお、NHK・民間ラジオ各社に対する緊急警報放送の要請は、原則として県を経由して行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、市長の指示に基づき直接要請する。

#### (2) 防災行政無線（同報系）の利用

固定系親局から子局を通じた市内全域への同時伝達、又は地域別・子局別の放送を行う。

#### (3) 広報車の利用

特に停電時や通信障害発生時は、広報文を作成し、広報車による音声の広報や、ビラ・チラシ等の印刷物の配布に努める。

なお、必要に応じ、他の部や市内事業者・団体等から車両を調達するものとし、車両等の調達にあたっては、総務部及び建設部を通じて要請する。

| 利用する場合（事例）                                                                                                                                                             | 実施にあたり注意すべき事項                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>緊急伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難情報</li> <li>● 火災の発生に関する情報</li> <li>● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報</li> <li>● 気象等特別警報に関すること</li> <li>● その他</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※車両をゆっくり運行させる</li> </ul> </li> </ul> |

| 時期又は地域を限定した伝達                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況</li> <li>● 安心情報</li> <li>● 生活関連情報</li> <li>● 通信施設の復旧状況</li> <li>● 道路交通状況</li> <li>● 医療機関の活動状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市災害対策本部体制が着実に活動していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※車両をゆっくり運行させる</li> </ul> </li> </ul> |

#### (4) 市職員の口頭での伝達

各避難所の要員が各管内地区において行う。広報車の活動が不可能な地域又は特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、市災害対策本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。

さらに、必要な場合は、消防団による広報伝達及び自主防災組織への連絡、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

| 利用する場合（事例）                                                                                                                                                                               | 実施にあたり注意すべき事項                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>緊急伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難情報</li> <li>● 火災の発生に関する情報</li> <li>● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報</li> <li>● その他</li> </ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※不確実なことは言わない</li> </ul> </li> </ul>                                                 |
| <p>避難場所での情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況</li> <li>● 安心情報</li> <li>● 生活関連情報</li> <li>● 通信施設の復旧状況</li> <li>● 道路交通状況</li> <li>● 医療機関の活動状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市災害対策本部体制が着実に活動していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 被災者が精神的に不安定な状態にあることを踏まえ次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※不確実なことは言わない</li> </ul> </li> <li>● ビラ・チラシ等の印刷物を併せて配布するよう努めること</li> </ul> |

#### (5) 市施設における掲示等

災害生活情報誌は、災害発生後2日目を第1号として1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。

なお、発行された災害生活情報誌は、市役所においては企画部職員が、各避難所及びその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

#### (6) 隣接市への広報依頼

隣接市との境界部にあたる地域において、上記の手段では不十分又は適切でないと判断

される場合は、隣接市に対して、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。

(7) 報道機関への発表・協力要請

報道機関による災害時特別報道は、市民と防災関係機関相互の貴重な情報連絡手段の一つとして位置付けられる。しかし反面、報道機関の取材活動が被災者の反感を招いたり、災害対策本部の活動上障害要因となる等、好ましくない事態も報告されている。

報道機関については、大規模災害時における市民への情報連絡手段として有効な活用を図るとともに、災害時の取材活動が災害対策本部の活動の支障にならないよう協力要請を行う。

ア 市の発表

(ア) 本部設置前

市長の指示により、企画部長が報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(イ) 市災害対策本部設置後

市災害対策本部設置後は、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。発表は、原則として、本部長の決定に基づき、企画部長が共同記者会見方式で行うが、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況の統一に努める。

なお、市災害対策本部が設置された場合は、市役所内に臨時記者詰め所及び共同会見所を設置する。

イ 消防本部の発表

消防本部の行う警戒防御に関する発表は、共同記者会見の場で指定する幹部が行う。

なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、消防本部警防規程の定めによる。

ウ 西枇杷島警察署の発表

報道の公正を期するため、担当の幹部を定めて行う。また、発表内容は市災害対策本部へ通報する。

エ 緊急警報放送等の要請

緊急時における情報連絡手段として、テレビ、ラジオ、コミュニティFMを有効に活用する。

なお、テレビ、ラジオ、コミュニティFMに対する緊急警報放送※の要請については、県計画に基づき原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、市長の指示に基づき直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告する。

以下には、県及び主な放送局について示す。

※避難情報、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時の放送に関する協定」（県知事と県内ラジオ局との間で締結）に基づき、「緊急警報放送」を要請することができる。

(7) 県への要請

|       |                      | 平常時                                                      | 第1非常配備 | 第2非常配備<br>(準備体制) | 第2非常配備<br>(警戒体制)                        | 第3非常配備 |
|-------|----------------------|----------------------------------------------------------|--------|------------------|-----------------------------------------|--------|
|       |                      | 本庁舎2階防災安全局内                                              |        |                  | 自治センター6階災害情報センター                        |        |
| 勤務時間内 | 西日本電信電話株式会社          | 052-961-2111 (代表)                                        |        |                  | 052-961-2111 (代表)<br>内線 5308～5310 (広報班) |        |
|       | 西日本電信電話株式会社<br>(FAX) | 052-954-6912 (2階災害対策課内)<br>052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ内) |        |                  | 052-971-7103 052-971-7106               |        |
|       | 防災行政無線               | 8-600-2512 (2階災害対策課内)                                    |        |                  | 8-600-1364 (広報班)                        |        |
|       | 防災行政無線<br>(FAX)      | 8-600-1510                                               |        |                  | 8-600-1514                              |        |
| 勤務時間外 | 西日本電信電話株式会社          | 052-954-6844 (宿日直室)                                      |        |                  | 上記勤務時間内の欄に同じ                            |        |
|       | 西日本電信電話株式会社<br>(FAX) | 052-954-6995 (宿日直室)                                      |        |                  | 同 上                                     |        |
|       | 防災行政無線               | 8-600-5250～5253 (宿日直室)                                   |        |                  | 同 上                                     |        |
|       | 防災行政無線<br>(FAX)      | 8-600-4695 (宿日直室)                                        |        |                  | 同 上                                     |        |

(イ) NHK名古屋放送局への要請

| 常 時                          |              |
|------------------------------|--------------|
| ※一般加入電話FAXを有する市町村は、FAXを最優先利用 |              |
|                              | 052-961-9256 |
| 1 一般加入電話                     | 052-952-7000 |
| 一般加入電話による場合は要請先を確認する。        |              |
| 2 災害応急復旧用無線電話                | 01409-4407   |

## 第4章 応援協力・派遣要請

### ■基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
- 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループ等の受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアの窓口を設置して適切に受け入れることにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

### 第1節 応援協力

#### 1 市における措置

市は、県と災害対策上必要な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、災害時には一層この強化に努めるとともに、市の地域内の災害応急対策の円滑な実施を図る。

##### (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があるときは、尾張方面本部を通して県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

##### (2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、市の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を求める。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

##### (3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。

(4) 防災関係機関との相互協力

ア 市は、防災関係機関と災害対策上必要な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。

イ 市及び防災関係機関は、市災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換等の連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため本部連絡員の派遣等、必要な措置をとる。

(5) 民間団体及び事業所との協力

ア 協力を要請する業務

災害時に業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は以下のとおりである。

- 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
- 災害に関する予警報、その他の情報の地域住民への伝達
- 災害時における広報広聴活動への協力
- 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動への協力
- 被災者に対する炊出し、救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 被害状況調査への協力
- 被災地域内の秩序維持への協力
- 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- 応急仮設住宅の建設等の業務への協力
- 生活必需品の調達等の業務への協力
- り災証明書交付事務への協力
- その他市が行う災害応急対策業務への協力

イ 協力要請の方法

災害時における協力要請の方法については、各部があらかじめ協定により定めるところによる。なお、要請にあたっては可能な限り以下の事項を明らかにして行う。

- 活動の内容
- 協力を希望する人数
- 調達を要する資器材等
- 協力を希望する地域及び期間
- その他参考となるべき事項

2 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

#### 4 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておく。

### 第2節 応援部隊等による広域応援等

#### 1 市の措置（緊急消防援助隊等）

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 西春日井広域事務組合において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

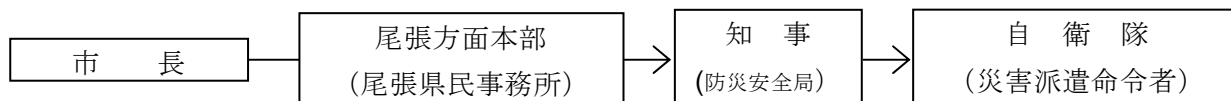
#### 2 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

### 第3節 自衛隊の災害派遣

#### 1 市又は関係機関における措置

- (1) 市長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。  
この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長又は防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。
- (5) 災害派遣要請等手続系統





(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。

(6) 連絡先

| 部隊名等               | 連絡責任者 (電話番号)         |                |
|--------------------|----------------------|----------------|
|                    | 時間内（平日）～17:00        | 時間外            |
| 陸上自衛隊第10師団司令部      | 052-791-2191         |                |
|                    | 内線4236（防衛班）          | 内線4301（司令部当直室） |
|                    | 県防災行政無線8-8230-31, 32 |                |
|                    | 衛星電話9-823-23         |                |
| 航空自衛隊第1輸送航空隊（小牧基地） | 0568-76-2191         |                |
|                    | 内線4032（防衛部）          | 内線4017（基地当直）   |
|                    | 県防災行政無線8-8250-31, 32 |                |
|                    | 衛星電話9-825-21         |                |

## 2 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ体勢を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡にあたりとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

(2) 受入れ側の市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入れ時の準備

a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の市民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

### 3 撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

知事は、自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

### 4 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊が実施する救援活動の具体的な内容は、以下のとおりである。

| 項 目           | 活動内容                                                                                                                                                  |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被害状況の把握       | 車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。                                                                                                             |
| 避難の援助         | 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。                                                                                           |
| 遭難者等の搜索救助     | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。                                                                                                              |
| 水防活動          | 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。                                                                                                                 |
| 消防活動          | 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。<br>（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）                                                           |
| 道路又は水路の啓開     | 道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。                                                                                                              |
| 応急医療、救護及び防疫   | 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。<br>（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）                                                                                                     |
| 人員及び物資の緊急輸送   | 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。                                                                        |
| 給食及び給水        | 被災者に対し、給食及び給水を実施する。                                                                                                                                   |
| 入浴支援          | 被災者に対し、入浴支援を実施する。                                                                                                                                     |
| 物資の無償貸付又は譲与   | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。                                                                      |
| 危険物の保安及び除去    | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。                                                                                                          |
| その他<br>臨機の措置等 | (1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。<br>(2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。 |

## 5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
  - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
  - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

## 第4節 ボランティアの受入れ

### 1 市における措置

- (1) 市は被災した時、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。市において対応が困難な場合は、市社会福祉協議会に協力を要請する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等について支援する。
- (3) 大規模災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、以下のとおりボランティア受入れ体制を確立する。

| 項 目            | 手順その他必要事項                                                                                       |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市社会福祉協議会への要請   | (1) ボランティアセンターの開設・運営<br>(2) 市の地域内被害状況に関する情報の提供<br>(3) 市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供                     |
| 報道機関対応         | (1) NHK名古屋放送局等へのボランティア体制に関する放送枠確保の要請<br>(2) テレビ、ラジオ、コミュニティFM、新聞各社周辺各支局等への災害時ボランティア体制に関する紙面確保の要請 |
| ボランティア対策チームの編成 | (1) 市社会福祉協議会との連絡調整<br>(2) 市各部、防災関係機関との連絡調整<br>(3) 市民対応                                          |

## 2 災害ボランティアセンターの編成

災害ボランティアセンターの構成は、その都度、市社会福祉協議会の責任者が決めるが、災害時ボランティア計画に基づき概ね以下のとおりとする。

| 班          | 役割項目                                                                                                               |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コーディネート班   | (1) 市内外ボランティア申出の受付け<br>(2) 被災者等からの支援要請の受付け<br>(3) NPO・ボランティア団体の連絡・調整<br>(4) ボランティア派遣計画の作成・調整                       |
| オリエンテーション班 | (1) ボランティア希望者に対する研修・引継等<br>(2) 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成<br>(3) ボランティアセンターニュースの作成・配布<br>(4) その他広報業務に関すること        |
| バックアップ班    | (1) 市、防災関係機関との連絡調整<br>(2) 資器材、物資の調達・保管<br>(3) 資金管理、伝票整理その他財務に関すること<br>(4) 食事の提供、睡眠スペースの確保<br>(5) その他本部機能維持業務に関すること |

## 3 ボランティアの受入れ

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティア受入れ（受付け、需給調整等）やボランティアへの支援要請の内容を把握する。
- (2) コーディネーターは、市、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。
- (3) 活動内容は、その都度、各部長が決めるが概ね以下のとおり。

ア 災害ボランティアセンターを通じて行うもの

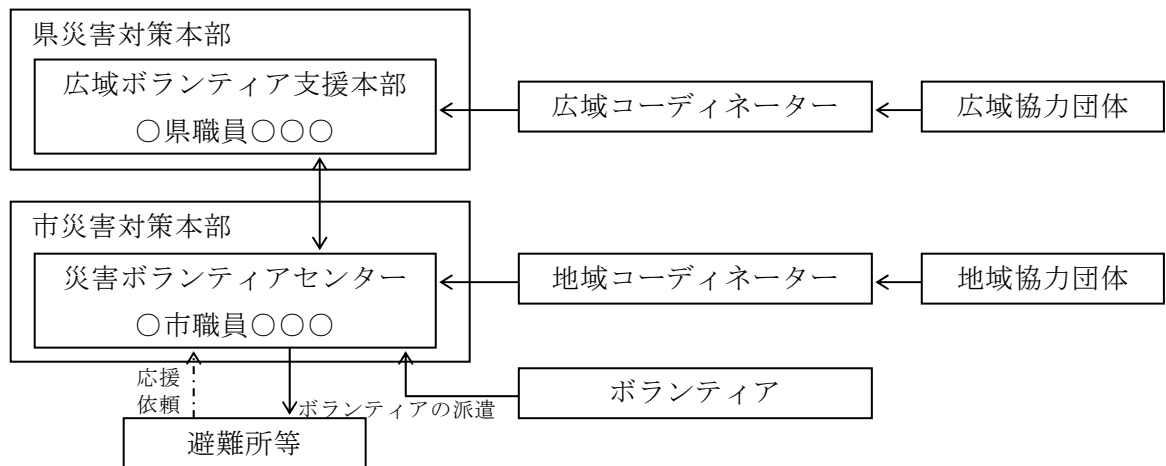
- 倒壊建物による生理者の救出活動業務への協力（主に木造住宅の場合）
- 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送
- 発生後初期の避難所における運営業務への協力
- 被災者に対する炊出業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 高齢者、障害者等要配慮者の安否確認業務への協力
- 高齢者、障害者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
- 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- 地域における生活関連情報の収集及び被災者への提供
- 管内の仮設住宅入居者向け「生活便利ガイド」の編集・作成
- その他被災者が行う生活再建への協力（資金面を除く）
- 市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向け資料の作成等）
- 市が行う災害時における情報収集活動への協力

イ 主に各部を通じて行うもの

- 倒壊建物等による生理者の救出活動（建設業協会等）

- 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送（看護師等による）
- 災害時における広報広聴活動への協力（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）
- 災害時における情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- 道路の交通管制業務への協力（交通安全協会、物流業者等による）
- 建物危険度判定調査への協力（建築士等による）
- 避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- こころのケア業務への協力
- トータルケアセンター業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- その他各部が行う災害応急対策業務への協力

(4) ボランティアの受入れの流れ



4 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

- (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共

同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

- (2) その他のボランティア団体等（清須市ボランティア連絡協議会、愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、県外からのボランティア）

## 6 整備保存すべき帳簿

ボランティア団体受入記録簿

## 第5節 防災活動拠点の確保等

### 1 市及び県（防災安全局）における措置

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図る。
- (3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

### 2 防災活動拠点の確保

#### (1) 地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図る。

#### (2) 地域防災活動拠点

県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地域防災活動拠点の確保を図る。

#### (3) 広域防災活動拠点

県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、広域防災活動拠点の確保を図る。

#### (4) 中核広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、中核広域防災活動拠点の確保を図る。

(5) 航空広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための航空機等の集結活動拠点として、航空広域防災活動拠点の確保を図る。

(6) 臨海広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための船舶等の集結活動拠点として、臨海広域防災活動拠点の確保を図る。

3 防災活動拠点の区分と要件等

| 区分          | 1 地区防災活動拠点                    | 2 地域防災活動拠点                                   | 3 広域防災活動拠点                            | 4 中核広域防災活動拠点                                 | 5 航空広域防災活動拠点                              | 6 臨海広域防災活動拠点               | 7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点                    |
|-------------|-------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 設置主体        | 市町村                           | 県及び政令市                                       | 県及び政令市                                | 県                                            |                                           |                            |                                       |
| 災害想定<br>の規模 | 市町村区域内<br>・林野火災<br>・局地的な土砂災害等 | 複数の市町村に及ぶ災害<br>・相当規模の林野火災<br>・相当規模の風水害、土砂災害等 | 広域の市町村に及ぶ災害<br>・大規模な地震災害<br>・大規模な風水害等 | 全県に及ぶ災害、大都市の災害<br>・大規模激甚な地震災害<br>・大規模激甚な風水害等 |                                           |                            | 広域の市町村に及ぶ災害<br>・大規模な地震災害<br>・大規模な風水害等 |
| 応援<br>の規模   | 隣接市町村等                        | 県内市町村等                                       | 隣接県等                                  | 中部・全国の都道府県等                                  |                                           |                            |                                       |
| 役割          | 被災市町村内の活動拠点                   | 郡単位、広域圏単位の活動拠点                               | 広域、全県的な活動拠点                           | 全県で中心となる活動拠点                                 | 主に空輸される要員、物資の集積拠点                         | 海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点       | 広域、全県的な活動拠点                           |
| 拠点数         | 市町村で1か所程度                     | 郡又は圏域単位で1か所程度                                | 県内に数か所程度                              | 県内に1か所程度                                     | 県内に1か所程度                                  | 県内に3か所程度                   | 県内に4か所程度                              |
| 要件          | 面積                            | 1ヘクタール程度以上<br>できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能            | 3ヘクタール程度以上<br>中型ヘリコプターの離着陸が可能         | 10ヘクタール程度以上<br>中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能    | 30ヘクタール程度以上<br>中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能 | 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能 | ストックヤード<br>10ヘクタール程度以上                |
|             | 施設設備                          | できれば倉庫等                                      | 倉庫等<br>できれば宿泊施設                       | 倉庫等<br>宿泊施設                                  | 倉庫等<br>滑走路                                | 耐震岸壁<br>1万ト级以上の船舶の係留施設     | 倉庫等                                   |

## 第5章 救出・救助対策

### ■基本方針

- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターをはじめ、利用できるすべての航空機及びドローンを活用する。
- 発災直後の救助・救急活動は、警察、消防だけでは不足するため、近隣住民、自主防災組織及び消防団等が協力して行う。

### 第1節 救出・救助活動

#### 1 市における措置

- (1) 市は、県警察、消防及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

#### 2 実施体制

##### (1) 消防本部・消防団の活動体制

| 機関名  | 活動態勢・内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊等が災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。</li><li>(2) 救助活動に必要な重機等の資器材に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。</li><li>(3) 救急活動にあたっては、現場救護所を設置し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。</li><li>(4) 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資器材を有効に活用して安全な医療機関へ搬送する。</li><li>(5) 重症度の判定は、バイタルサイン（血圧、脈、呼吸状態、尿量・色）のチェック等により行う。</li></ul> |



|              |                                                                                                                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防班<br>(消防団) | <p>(1) 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。</p> <p>(2) 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理等、必要な活動に従事する。</p> |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 市民・事業所の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、救出活動に参加する。

また、市等の防災関係機関から要請された場合は、建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

### 3 実施内容及び応援協力関係

市長は、災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を救出又は捜索し、負傷者については医療機関に搬送する。

(1) 災害発生直後の対応

ア 消防班の出動現場については、被害の状況に応じて消防団長が決定する。

イ 消防本部、警察署その他関係機関に対し救出活動専門部隊（要員）の災害出動を要請する。

ウ あらかじめ締結している協定に基づき所管の業種別団体・事業所に対し、ブルドーザー・クレーン車等の建設用機械、エアジャッキ・チェーンソー等の救助用器具及び作業員の派遣協力を要請する。

エ 自らの救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

オ 必要と認める場合は、県へ自衛隊の災害派遣出動を要請する。

カ その他関係各部に対し、必要な協力要請を行う。

(2) 救出の方法

ア 救助は生命の危険のある者から優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は容易に救出できるものを優先して実施する。また、消防職員が不足しかつ貸出可能な救助用資機材がある場合は、市民のうちより適当なものをリーダーとして選び、資機材を貸与の上、市民自らが救助活動を実施するよう要請する。

イ 火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

ウ 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し救護活動を行う。

(3) 西枇杷島警察署との連絡

被災者の救出活動を円滑に実施するため警察署と連絡をとり交通規制及び現場における警備等を依頼する。

#### 4 整備保存すべき帳簿

- (1) 被災者救出状況記録簿
- (2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- (3) 被災者救出用機械器具修繕簿
- (4) 被災者救出関係支払証拠書類簿

#### 5 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

#### 6 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

#### 7 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

その他、ライフライン事業が行う応急対策について、人員や車両等を集める拠点となるスペースの確保が困難な場合は、事業者と市との調整の上、拠点スペースの確保に努める。

#### 8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

### 第2節 防災ヘリコプターの活用

#### 1 活動内容

愛知県防災ヘリコプターはその特性を十分に活用でき、必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- (1) 被害状況調査等の情報収集活動
- (2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 救急救助活動
- (6) 臓器等搬送活動
- (7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

## 2 市における措置

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

## 3 緊急時応援要請連絡先

名古屋市消防航空隊運航係

電 話      0568-28-0119

F A X      0568-28-0721

## 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

---

### ■基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。
- 保健医療調整本部及び尾張西部地域保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行う。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症法に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

### 第1節 医療救護

#### 1 市における措置

- (1) 市は、救護所を設置し、西名古屋医師会、西春日井歯科医師会、西春日井薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。
- (2) 市は、尾張西部地域保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。

#### 2 地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、尾張西部地域保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入れ拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

#### 3 実施体制

市の地域内に災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、健康福祉部長は救護・保健活動チームを編成し、以下の手続を行い、医療・助産の救護活動にあたる。

| 項 目               | 手順その他必要事項                                                                                            |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療救護対策班の編成        | ①西名古屋医師会との連絡調整<br>②市各部、防災関係機関との連絡調整<br>③救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給<br>④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給<br>⑤市民対応 |
| 県医師会（西名古屋医師会）への連絡 | ①災害時医療救護体制確立の要請<br>②市の地域内の被害状況に関する情報の提供<br>③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供                                    |
| 西春日井歯科医師会への連絡     | ①災害時医療救護体制確立の要請<br>②市の地域内の被害状況に関する情報の提供<br>③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供                                    |
| 西春日井薬剤師会への連絡      | ①災害時医療救護体制確立の要請<br>②救護所への薬剤師派遣の要請<br>③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請                                             |
| 救護所の設置            | ①設置場所の確保<br>②設置が必要と認める避難所の選定<br>③救護所設営要員の派遣                                                          |
| 関係各部長、県等への協力要請    | ①医療救護体制に関する広報活動の要請<br>②場所・資器材・設備・水道水等の提供協力の要請<br>③県により編成される県医療救護班の派遣要請（→県保健医療局）<br>④その他の協力要請         |
| 受入れ医療機関の確保        | ①市内受入れ医療機関の現況把握<br>②市外受入れ医療機関の確保（受入れ要請）（→県保健医療局・周辺市町等）                                               |
| 救急搬送体制の確立         | ①搬送拠点の確保（ヘリポートの確保）<br>②救急車両他搬送用車両の確保<br>③ヘリコプターの確保（官・民）（→県消防保安課・自衛隊等）                                |
| 報道機関対応            | ①NHK名古屋放送局等への医療救護体制に関する放送枠確保の要請<br>②報道機関周辺各支局への医療救護体制に関する紙面確保の要請                                     |

#### 4 医療・助産の救護活動の実施

医療・助産の救護活動は、西名古屋医師会、西春日井薬剤師会等の協力を得ながら行うが、そのいとまがない場合は最寄りの一般医療機関に入院、又は通院させる等の措置をとる。

##### (1) 市医療救護班の編成

ア 市医療救護班は、概ね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師を含む。）1～2名とする。

イ 市長は、状況に応じて市医療救護班を順次現地へ派遣する。なお、市医療救護班は救護所1か所に対して、少なくとも1班が出動し、応急的医療・助産の救護活動にあたる。

また、市医療救護班は、必要に応じて巡回救護を行う。

ウ 市は、県知事から派遣された県医療救護班について十分効果のある現地活動ができるように、受入れ措置をとる。

エ 市医療救護班の活動内容は概ね以下のとおりとなる。

##### (ア) 医療救護

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

- 傷病者の蘇生
- 傷病者の傷害等の区分の判別<sup>※1</sup>
- 災害拠点病院・災害連携病院への転送の要否及び転送順位の決定
- 傷病者に対する応急処置
- 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検案

#### (イ) 助産<sup>※2</sup>

- 分べんの介助
- 分べん前、分べんの処理
- 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

※1 傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、後方医療施設（受入れ医療機関等）への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

※2 助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

#### (2) 災害時医療の応援体制の整備

##### ア 県医療救護班及び西名古屋医師会への要請

(ア) 必要と認められる場合は、健康福祉部長が尾張西部区域保健医療調整会議を通じ、保健医療調整本部に県医療救護班の派遣の要請を行う。

(イ) 必要と認められる場合は、西名古屋医師会に対して、災害時の医療救護体制の確立を要請する。

なお、西名古屋医師会は自ら必要と認めたときは、市の要請を待たずに、医療救護体制を確立し、医療救護班の編成・出動を行うことができる。この場合、西名古屋医師会は直ちに市に通報するとともに、看護要員、事務連絡要員等の派遣を要請する。災害により通信連絡網が断絶した状態の場合、西名古屋医師会員は、市庁舎・最寄りの避難所、災害現場等に出動し、市職員に医師会員であることを申し出て医療救護にあたる。

##### イ 受入れ体制の整備

市長は、災害時医療の応援要請を行った場合、県や保健所、医療機関等と協議の上、派遣先・宿舎・食料・飲料水等、受入れ体制を早急に整備する。

##### ウ 医療ボランティアの受入れシステム

(ア) 医療ボランティアを必要とする場合、マスコミ等と連携し、市長を通じて応援を要請する。要請の内容は、医師・看護師の人数、診療科目、機関、医薬品・医療機器の種類及び数量等とする。

#### (イ) 医療ボランティアの受入れ

##### a 医療ボランティアの登録

救護・保健活動チームは、医療ボランティア（組織・個人）の申し入れがあった場合の受付窓口を、ボランティア対策チームを通じて開設し、ボランティアを登録する。

b 医療ボランティア団体との交流

既存の医療ボランティア団体と、平常時から災害時の活動計画等交流を図る。

(3) 活動の実施期間

医療・助産の救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ市長が定めるが、概ね災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

(4) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）、その他の場合は、市負担とする。

## 5 救護所の設置の目安

(1) 設置場所

医療救護活動を行うにあたり、次のとおり西名古屋医師会、西春日井広域事務組合消防本部、西枇杷島警察署等の協力を得て、救護所を設置する。救護所は以下のうちから、救護所活動に必要な医療資源が効率かつ迅速に活用でき、負傷者を安全に搬送できる場所を選定する。

ア 医療施設

イ 避難所

ウ 保健福祉関連施設

エ その他の被災者の多い地点等

(2) 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、救護保健活動チームが行う。

なお、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等の協力を得て、各救護所に必要な医師、看護師、薬剤師が常駐するよう努める。

## 6 救急搬送の実施

(1) 搬送に関する基本方針

患者の搬送は、原則として西春日井広域事務組合消防本部及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市、県、災害拠点病院で確保した車両による搬送を実施する。

(2) 搬送手段の確保

市、西春日井広域事務組合消防本部及び応援消防機関は、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、車両又は担架による搬送を以下のとおり実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等は、県災害対策本部に県、県警察、自衛隊、第4管区海上保安本部等のヘリコプターによる搬送を要請する。また重症患者を緊急搬送する場合には、ドクターヘリ等を活用する。

ア 消防署へ救急車両の配車・搬送を要請

イ 消防署以外の救急車両等への搬送を要請

ウ 市所有車又は各医療救護所担当職員が使用している自動車による搬送

(3) その他の留意事項

ア 当日道路状況図の作成・配布

救護・保健活動チームは建設部の協力を得ながら、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、市内の道路状況に関し、既成の地図を元にして「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。

イ 搬送帰り車の有効活用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用する等、運用に留意する。

## 7 医薬品その他衛生材料の確保

(1) 医薬品その他衛生材料の備蓄の確認及び調達

市は備蓄している医薬品等を確認するとともに、最寄りの販売業者から調達することを原則とする。

(2) 不足のときの調達方法

災害の状況等により医薬品等が不足する場合は、市は尾張西部地域保健医療調整会議に調達を要請する。尾張西部地域保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を災害薬事コーディネーターとともに速やかに把握し、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、県保健医療調整本部に調達を要請する。

なお、血液製剤が必要な場合は、県内血液センターに調達を要請する。血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。

(3) その他

市の要請により、出動し医師が使用する医薬品等は原則として市の用意したもので対応するが、必要に応じて自己が携行した医薬品等を使用する場合は、使用消耗資器材の費用については市に請求する。

## 8 医療救護活動における設備・備品等の整備

(1) 水

水は、災害時における救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つであるため、給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。

特に、救護所及び市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが水の確保状況を照会し、ライフライン対策チームを通じて水の供給を行うよう万全を期す。

(2) 電気

電気の供給が停止した場合、救護所及び市内の災害連携病院への通電再開が優先的に行われるように中部電力に要請しておく。

特に、市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、中部電力に対し、



移動電源車の出動を要請する。

また、各施設から要請があった場合は、自家発電機用の燃料の供給についてライフライン対策チームを通じて行う。

(3) 電話その他の通信手段

救護所及び市内の災害連携病院等の電話その他の通信手段の確保を図る。

特に、市内の災害連携病院において電話の使用が困難になった場合は、西日本電信電話株式会社に対し、携帯電話の災害復旧用無線電話の貸与等、通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

また、必要に応じて、救護・保健活動チームは防災行政無線（移動系）を携帯した連絡員を派遣する。

## 9 受入れ医療機関の確保

(1) 災害拠点病院

災害拠点病院は、調整会議に参画するとともに、重症者の受入・治療を行い、重症者以外の患者については、区域内の診療可能な医療機関又は被災地以外への患者搬送を行う。

| 病院名        | 住所             | 電話           |
|------------|----------------|--------------|
| 一宮市立市民病院   | 一宮市文京2-2-22    | 0586-71-1911 |
| 総合大雄会病院    | 一宮市桜1-9-9      | 0586-72-1211 |
| 厚生連稲沢厚生病院  | 稲沢市祖父江町本甲拾町野7  | 0587-97-2131 |
| 名古屋第一赤十字病院 | 名古屋市中村区道下町3-35 | 052-481-5111 |
| 小牧市民病院     | 小牧市常普請1-20     | 0568-76-4131 |

(2) 災害連携病院

災害連携病院は、災害拠点病院を除く2次救急病院で、中等症者の受入・治療を行うとともに、災害拠点病院等から容態が安定した患者の受入及び安定期に入った患者を区域内にある他の医療機関へ搬送することを行う。

| 病院名      | 住所            | 電話           |
|----------|---------------|--------------|
| はるひ呼吸器病院 | 清須市春日流8-1     | 052-400-7111 |
| 済衆館病院    | 北名古屋市鹿田西村前111 | 0568-21-0811 |
| 一宮西病院    | 一宮市開明平1       | 0586-48-0077 |
| 泰玄会病院    | 一宮市東五城字備前1-1  | 0586-61-2121 |
| 稲沢市民病院   | 稲沢市長束町沼100    | 0587-32-2111 |

(3) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、災害時における医療体制の構築に係る国の指針に基づき、災害時の医療保護入院、措置入院等の精神科医療を継続して行い、適切な精神科医療の提供を行う。

| 病院名         | 住所               | 電話           |
|-------------|------------------|--------------|
| 愛知県精神医療センター | 名古屋市千種区徳川山町4-1-7 | 052-763-1511 |

|                      |                  |              |
|----------------------|------------------|--------------|
| 医療法人松崎病院豊橋こころのケアセンター | 豊橋市三本木町字元三本木20-1 | 0532-45-1181 |
|----------------------|------------------|--------------|

## 10 こころのケア対策

### (1) 方針

大規模災害発生時には、多くの被災者が災害によるショックや、自らの被災状況の中で精神的に不安感を抱いたり、不安定な状況に陥ることが多い。また、職員やボランティア等の救援者に対してストレスフルな体験に区切り（緊張状態からの開放）をつけるための支援も必要である。

「こころのケア対策」については、初期段階における適切な措置と、その後の長期的なケアサービスの実施により、かなりの割合で「心的外傷体験」が「心的外傷後ストレス障害」（Post Traumatic Stress Disorder）といわれる精神障害にまで悪化することを防止できることがわかっている。

ア 可能な限り迅速かつ全域的なサービス供給体制をもって精神科救急医療救護活動を実施する。

イ 心的外傷に関する啓発活動を行い全体としての「精神障害発症例」の最小化を図る。

ウ 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援受入れ体制と医療連携ネットワークを確立する。

エ 長期的なこころのケア対策実施体制を確立する。

### (2) 実施体制の確立

大規模災害が市の地域内を襲った場合、西名古屋医師会・県・国その他関係団体等と連携して、被災した市民及びボランティア等の「こころのケア対策」を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、専門家と協議して決めるが、概ね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

| 区 分               | 期間の目安      | 措置の目安                                                                                                                                          |
|-------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の緊急措置       | 災害発生後1週目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 救護所の設置及び精神科救急医療の実施</li> <li>● トータルケアセンターの開設</li> <li>● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供</li> </ul>              |
| 長期的こころのケア対策への準備措置 | 災害発生後8日目以降 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施</li> <li>● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施</li> <li>● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置</li> </ul> |

#### ア 初期こころのケア対策実施体制の確立

| 項 目          | 手順その他必要事項                                                                                                                                 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療救護対策班の編成   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①西名古屋医師会との連絡調整</li> <li>②市各部、防災関係機関との連絡調整</li> <li>③救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給</li> <li>④市民対応</li> </ul> |
| 西名古屋医師会への連絡  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害時こころのケア実施体制確立の要請</li> <li>②市の地域内被害状況に関する情報の提供</li> <li>③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供</li> </ul>        |
| 西春日井薬剤師会への連絡 | ①医療救護体制確立の要請                                                                                                                              |

| 項 目             | 手順その他必要事項                                                                                              |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | ②医薬品等の供給協力の要請                                                                                          |
| トータルケアセンターの設置   | ①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内<br>②要員派遣                                                          |
| 心的外傷に関する啓発活動の実施 | ①心的外傷に関する冊子・資料の作成<br>②心的外傷に関する広報活動の実施                                                                  |
| 県・国等への協力要請      | ① 県により設置されるケア施設の開設要請（→県保健医療局）<br>②その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請（→県保健医療局・関係機関）<br>③D P A T派遣要請<br>④その他の協力要請 |
| 収容精神科医療機関の確保    | ①市外受入れ精神科医療機関の確保（受入れ要請）                                                                                |
| 報道機関対応          | ①NHK名古屋放送局等への「こころのケア対策」に関する放送枠確保の要請<br>②報道機関周辺各支局への「こころのケア対策」に関する紙面確保の要請                               |

イ 長期的こころのケア対策実施体制への移行

| 項 目                    | 手順その他必要事項                                                                                                                                                        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 | ①巡回スケジュールの作成<br>②避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請<br>③巡回に関する広報の実施                                                                                                         |
| 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施   | ①カウンセリングルームの開設<br>②講演会・研修の実施                                                                                                                                     |
| 周辺地域内精神科医療機関の再開促進      | ①保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置<br>②被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者負担の軽減措置<br>③社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置<br>④その他診療早期再開のために必要な支援措置 |
| 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置 | ①長期的ケア対策計画の作成<br>②関係機関、団体との連絡調整<br>③各部との連絡調整<br>④協議会として要請された場合の事務局業務                                                                                             |
| その他県・国等への協力要請          | ①協議会として必要と認めた場合の県により設置されるケア施設の開設継続の要請（→県保健医療局）<br>②協議会として必要と認めた場合のその他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請（→県保健医療局・関係機関）<br>③D P A T派遣要請<br>④その他の協議会が必要と認める協力要請                 |

## 11 保健活動の実施

### (1) 保健活動体制の整備

保健師は、災害時にその専門性を最大限に発揮し、迅速かつ安全・効果的に被災者に対する健康支援活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」をもとに関係機関と連携し、体制を整備する。

ア 活動拠点の設置（情報管理、活動計画・体制づくり）

イ 通信機器や電源の確保

ウ 市保健師稼働状況把握、人員配置（統括保健師・リーダー保健師・スタッフ保健師等チーム編成）

エ 救護活動班との連携

オ 保健所及び関係機関との連携

カ 応援・派遣保健師受入れ体制の整備

### (2) 保健活動

被災市民を対象に生活環境の変化に対応した支援活動を実施する。被災に伴う心身の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

ア 情報収集・分析・発信

イ 被災者への健康支援活動

(ア) 要配慮者等の安否確認、保健活動

(イ) 避難所及び自宅滞在者への巡回健康相談

(ウ) 避難所の健康課題に応じた予防活動、環境整備

ウ 通常保健事業の調整

## 12 平常時救護体制への移行

### (1) 移行時期の目安

災害時に医療救護体制がしかれる期間は、災害発生後14日目までを目安とする。なお、避難所が閉鎖された場合は、それ以前であっても、原則として医療救護所も閉鎖する。

### (2) 移行に関する基本方針

災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、概ね以下の基本方針に基づき行う。

ア 災害発生後1週間は、西名古屋医師会会員も含めた救護所体制による。

イ 災害発生後1週間経過後は、救護所を漸次縮小するとともに、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また自身の診療所を再開することが可能な西名古屋医師会会員については、その早期再開を促す。

ウ 避難所管内の診療所再開状況が50%を超えた時点で、救護所を閉鎖する。

### (3) 措置のあらまし

これまでの災害事例を見ると、災害発生当初においては外科的治療を要する患者が多数を占めるのに対して、災害発生後1週目以降は、長期の投薬、診療を必要とする慢性疾患患者に対する医療ニーズが大半を占めるようになる。慢性疾患の患者に対しては、一貫した治療が必要であり、災害発生前からの「かかりつけ医師」による診療が望ましい。

そのため、関係各部長、関係各機関と連携して、災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、概ね以下のとおり行う。

ア 当番医による休日・夜間救急診療の再開

イ 災害拠点病院、災害連携病院への長期応援体制の確立によるソフト・ランディング措置

ウ 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置

エ 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置

※例えば、1995年1月の阪神淡路大震災では、紛失等により被保険証による本人確認が困難な場合も「住所・氏名等」の申告により受診できるようにした。また、カルテ類の消失等も考慮し、1月分の保険診療費請求については、按分その他の方法による概算請求を認める等の特別措置がとられた。

オ 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者の負担の軽減措置

カ その他診療所の早期再開のために必要な支援措置

### 13 整備保存すべき帳簿

医療を実施した場合に整備保存すべき記録等は次のとおりである。

#### (1) 県医療救護班に関するもの

ア 診療記録

イ 医療品、衛生材料使用簿

#### (2) 市に関するもの

ア 医療救護班活動状況

イ 医療品、衛生材料受払簿

ウ 病院・診療所医療実施状況

エ 診療報酬に関する証拠書類

オ 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

カ 助産台帳

キ 助産関係支出証拠書類

### 14 応援協力関係

市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、他市町村又は県へ医療、助産の実施、又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

### 15 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第2節 防疫・保健衛生

### 1 対策実施上の時期区分

防疫・保健衛生対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後の緊急措置        | 災害発生後<br>7日目まで           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の衛生管理状態の把握及び防疫・保健衛生対策上緊急を要する応急措置の実施</li> <li>● 被災地の良好な衛生状態を維持するための消毒その他必要な応急措置の実施</li> <li>● 第1次対策実施計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請及び防疫・保健衛生対策計画に関する広報</li> </ul>                                                                                                       |
| 第1次対策<br>(避難所開設期間) | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導</li> <li>○避難所等の水、食料の衛生管理の指導</li> <li>○避難所等の健康診査・栄養指導の実施</li> <li>○感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施</li> <li>○被災地における水、食料の衛生監視</li> <li>○被災者に対する入浴機会の確保</li> <li>○被災動物の保護収容対策</li> </ul> </li> <li>● 第2次対策実施計画の検討及び体制の確立</li> </ul> |
| 第2次対策<br>(避難所閉鎖以降) | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設住宅等における防疫・保健衛生対策</li> <li>○仮設住宅等における巡回健康相談</li> <li>○仮設住宅等における巡回栄養指導</li> <li>○被災動物の保護収容対策</li> </ul> </li> <li>● 平常時防疫・保健衛生体制への移行</li> </ul>                                                                                            |

### 2 防疫・保健衛生活動の実施

#### (1) 事前広報の実施

防疫・保健衛生対策の実施にあたっては、災害広報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ア 避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
- イ 避難所等における手洗の励行
- ウ 生水の飲用に対する注意
- エ 食中毒の防止のための注意
- オ バランスのとれた食事・睡眠による健康の保持の重要性

#### (2) 防疫対策

- ア 積極的疫学調査及び健康診査

市は、県に準じて防疫対策チームを編成し、被災者の感染症の発生の状況、動向及び

原因の調査について、県の活動に協力する。

なお、調査の結果、一類感染症患者等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者に対し健康診査を受けるべきことを勧告する。

イ 清掃及び消毒方法

(ア) 市は道路・溝渠・公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃する。

(イ) 市は、被災の直後に自主防災組織、市政推進委員等の協力を得て、各戸に防疫薬剤を配布する。また、家屋その他の消毒も実施する。

ウ ねずみ、害虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

エ 感染症法による生活の用に供される水の供給

「第10章 第1節 給水」に準じて実施する。

オ 患者等に対する措置

被災地帯において、県が一類感染症患者等が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対しての感染症指定医療機関への入院勧告等、必要な協力をする。

カ 避難所の生活環境を確保するための措置

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

キ 臨時予防接種

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

なお、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(3) 栄養指導等

ア 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

イ 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

(4) 健康管理

ア 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

イ 市は県と協力して、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

(5) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、清須保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認をできるように努める。

イ 清須保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

**3 応援協力関係**

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。



## 第7章 交通の確保・緊急輸送対策

### ■基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市、県及び関係機関は、応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。
- 大規模災害発生時には、県警察本部内に警備本部が設置され、被災地を所管する各警察署にも現地警備本部（本部長：警察署長）が設置される。しかし、十分な要員をあてることができず一時的な無秩序状態に陥ることが懸念される。また災害により、道路等の防犯灯や街路灯をも破壊し、夜間における安全な通行やその他の市民生活に支障が懸念される事態をもたらす。したがって、災害発生後に懸念される「窃盗」「放火」その他の犯罪を防止するためには、市、市内の事業所・団体及び市民の総力を結集した体制を確立した上で、県・国・その他広域的な団体の全面的な協力による災害警備体制の構築を図る。

### 第1節 道路交通規制等

#### 1 県警察及び警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

##### (1) 交通管理体制

災害により被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、関係機関との緊密な情報交換を行い、道路情報の収集に努める。

##### (2) 道路・橋梁等の応急措置

ア 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、公用車による巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

イ 被害の状況を把握し、応急復旧計画を作成して緊急復旧に努める。

##### (3) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

#### (4) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

| 分 類    | 態 様                                                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急通行車両 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急自動車</li> <li>● 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</li> </ul>                                                                  |
| 規制除外車両 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの</li> <li>● 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両</li> </ul> |

#### (5) 交通規制の実施

| 分 類                                              | 態 様                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初動対応                                             | 交通情報の収集                                                                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</li> <li>● 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</li> </ul> |
|                                                  | 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整                                                                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</li> <li>● 必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</li> </ul>                                        |
| 第1局面<br>(災害発生直後)                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第1局面での緊急交通路の通行を禁止する。</li> <li>● 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</li> <li>● 信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第2局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面） | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                       |

#### (6) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その

他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(7) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出する。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

オ 県公安委員会（県警察本部）が災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、市は緊急通行車両等の確認を受けるため、必要な手続を行う。

なお、本手続を円滑に受けられるよう、市は市所有の緊急輸送を行う計画のある車両について、県公安委員会が別に定めるところにより、緊急通行車両等の事前届出を実施しておく。

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所

- イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動又は駐車すること。
- (4) 緊急交通路外で車両を運転中に災害が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。
- ア 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
- イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- カ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

#### 4 市民の自動車利用自粛

##### (1) 自動車利用自粛の周知

災害発生直後や発生する可能性が判明した場合、市民がその所有する自動車を災害から避難させるため、又は自らの避難に際して自動車を利用することが想定されることから、渋滞の発生や違法駐車車両によって防災活動のための車両の通行に支障が生じることが予想される。

そこで市は、あらかじめ災害発生時の自動車利用を自粛するように市民に周知するとともに、災害発生時は必要に応じて道路管理者及び警察機関と連絡の上、通行の禁止又は制限等の交通規制を行う。

また、市は、市民の自動車による避難等については、各自の自己判断で市の避難勧告以前に限ること、それ以降は原則的に規制されること等を平常時から市民に対して周知する。

##### (2) 代替交通輸送手段の確保

緊急時の交通管制を適切に実施するため、一般自家用車両の通行自粛を徹底する観点から、以下の3つの基本方針に基づき「代替交通手段」の確保を図る。

ア JR東海及び名古屋鉄道に対して不通区間における代替バスの運行をそれぞれ速やかに開始するよう要請するとともに、バス専用車線を確保する。

イ 市内タクシー会社に対し、相乗を含む多人数利用に限ることを条件として、営業活動を速やかに再開するよう要請する。この場合、多人数利用車の通行については、交通規制上代替バスに準ずる取扱いを行う。

ウ 市民の手軽な移動手段として、鉄道駅、避難所、医療機関、その他主要な施設を拠点として、貸出用自転車を提供する体制を確立する。

## 5 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずる。

## 6 応援協力関係

市は、応急工事の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資器材につき応援を要求する。

# 第2節 道路施設対策

## 1 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
  - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
  - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保
  - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
  - イ 県が指定する緊急輸送道路については、県に協力しつつ、緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）の機能確保に努める。
  - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
  - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (3) 情報の提供  
緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

# 第3節 鉄道施設対策

## 1 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社等）における措置

- (1) 列車の避難及び停止  
鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難及び停止を行う。
- (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置  
鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

## 第4節 緊急輸送手段の確保

### 1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

### 2 市における措置

(1) 市は、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(3) 輸送業務実施体制

市は、災害時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、輸送体制を確保する必要がある。

災害発生後の混乱の中で、輸送用車両や輸送要員の効率的な運用を図るため、市災害対策本部及び各拠点において車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールする体制の確立を図る。

ア 指針

市は、大規模災害が発生した場合の輸送業務実施体制の指針を以下のとおりとする。

輸送にあたっては、ポンプ車等の大型車両による輸送を考慮した進入路の選択を行う。

(ア) 市・企業等が有する車両・要員を迅速かつ効率的に管理・運用するため県トラック協会尾西支部に対して災害時輸送業務実施体制確立のための協力を要請する。なお、協力活動を適切に行うため、あらかじめ必要な協定を締結し実施計画の作成を要請し

ておく。

- (イ) 各部が管理する車両を効率的に管理・運用するため、各部長に対し大規模災害時における市所有車両運用上のルールの確認・徹底を図る。併せて、その他必要な措置の実施を要請する。
- (ウ) 県警察本部又は西枇杷島警察署に要請して、市が行う輸送業務に必要な緊急輸送車両について、その確認手続を行う。
- (エ) 関係各部長と協力・連携し鉄道、ヘリコプター、ボートその他必要な輸送手段を確保する。

#### (4) 輸送力の確保

市は、災害時における輸送車両等の予定数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。確保の順位は概ね以下の順位による。

- ア 市所有の車両
- イ 公共的団体の車両
- ウ 営業者所有の車両
- エ 自家用車両

### 3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食料、水、生活必需品
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

### 4 緊急通行車両の確保

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行う。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、愛知県警察本部の「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」による。

### 5 輸送業務の業者委託

大規模災害が発生した場合には、大きな支障がない限り業者委託により、輸送活動の合理化を図り、被災者に対する救援サービスの迅速かつ網羅的な提供に努める。

#### (1) 基本方針

災害時における輸送業務の業者委託は、以下の2点を留意して行う。

- ア 業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託することができる
- イ 業者の選定にあたっては、輸送品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有する

とともに、全国的な事業所ネットワークを有する業者若しくは同等の機能を発揮することが期待できる業者を担当部があらかじめ把握しておく。

(2) 輸送品目の例示

業務の遂行上の大きな支障の有無を判断するために、現行制度下において、「業者委託になじむもの・なじまないもの」を以下に例示する。

ア 業者委託になじむと思われるもの

- 避難所における被災者向け弁当
- 避難所における炊出しに必要な食材・燃料等
- 避難所において被災者に供給する日用品・軽衣料等
- いわゆる要配慮者の避難所から専用避難所への移送

イ 業者委託になじまないと思われるもの

- 病院・避難所に対する飲料水・上水の供給
- 重傷患者の救命のために必要な後方支援病院への移送
- 危険地域から避難所への被災者の緊急避難

6 応援協力関係

市は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車等の確保につき応援を要求する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の輸送の実施基準、期間、経費については災害救助法施行細則による。



## 第8章 水害防除対策

### ■基本方針

- 災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜に対する措置を実施する。
- 洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 洪水等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。
- 清須市は地形的に平常時においても自然排水が困難な状態にあり、東海豪雨では、新川の堤防決壊や越水、排水ポンプの停止等により、多くの地域に水害が発生した。これにより、新川流域でのポンプ停止水位の新ルールが確立され、また、河川管理者との連絡体制の整備にも努めているが、洪水等による風水害の発生、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、その被害を軽減するために行う水防活動を実施する。また、事態の推移によって、その必要があるときは、災害対策本部体制に切り替えて対応する。

### 第1節 水防

#### 1 水防管理団体としての責任

##### (1) 水防計画

清須市は水防管理団体として、計画に基づき市の地域内の水防活動が十分行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果さなければならない。

なお、計画については、愛知県水防計画を基礎として地域的特性に応じて必要事項を網羅して定める。

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1 水防組織の確立     | 2 水防団（消防団）の整備       |
| 3 水防倉庫、資器材の整備 | 4 通信連絡系統の確保         |
| 5 河川、堤防の巡視    | 6 水防時における適切な水防活動の実施 |

##### 【主たる内容】

- |                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| (1) 水防に要する費用の自己負担の確保       | (2) 水防団（消防団）の出動体制の確保 |
| (3) 通信網の再点検                |                      |
| (4) 水防資器材の整備点検及び調達並びに輸送の確保 |                      |
| (5) 雨量、水位観測を的確に行うこと        | (6) 農業用取水及び水閘門等の操作   |
| (7) 堤防等の決壊時及び決壊後の措置を講ずること  |                      |
| (8) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使  |                      |
| (9) 市民の水防活動従事の指示           | (10) 警察官の出動を要請すること   |
| (11) 避難のための立ち退きの指示         | (12) 水防管理団体相互の協力応援   |
| (13) 水防解除の指示               | (14) 水防てん末報告書の提出     |

## 2 体制

### (1) 水防配備体制

水防配備体制は、第1配備から第2配備体制とし、その発令基準及び体制（動員）内容等は、次のとおりとする。

| 区分     | 水防本部の配備基準                                                                                        | 災害対策本部の設置状況 | 体制（動員）内容            | 活動内容                                                       |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------|------------------------------------------------------------|
| 第1配備体制 | 市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき<br>(1) 大雨注意報<br>(2) 洪水注意報                                                   | 設置に至らない場合   | 情報連絡活動を主として必要最小限の組織 | 情報（気象情報を含む）の受理伝達、河川等の堤防、その他危険箇所の巡視警戒<br>状況によって早期の水防活動を実施する |
|        |                                                                                                  | 設置されたとき     | 直ちに非常活動の開始ができる体制の組織 |                                                            |
| 第2配備体制 | 市域に次の警報が1つ以上発表されたとき<br>(1) 大雨警報<br>(2) 暴風警報<br>(3) 洪水警報<br>(4) 庄内川洪水警報<br>(5) 新川洪水警報<br>(6) 特別警報 | 必ず設置されている場合 | 各部の全組織              | 情報（気象情報を含む）の収集はもとより、河川等の堤防その他危険箇所の厳重な警戒にあたり、迅速な水防活動を実施する   |

### (2) 水防配備体制の特例

市長は、気象・水位等の状況やその他必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。

### (3) 現場指揮本部の設置

市長は、水防活動の指揮統制及び関係機関との連絡を図るため、必要と認めるときは、災害現場に現場指揮本部を設置する。

### (4) 水防対策本部員の留意事項

ア 水防対策本部及び警戒本部員は、勤務時間外であっても常に気象状況に留意し、非常体制に切替えることが予測されるときは、自主的に出勤しなければならない。

イ 配備命令の発令後は、できる限り外出を避け待機しなければならない。

ウ 勤務者は、交替者と引き継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。

エ 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき水防活動に支障をきたさないようにしなければならない。

オ 適切な水防活動を行い避難体制を講ずるため、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期する。

## 3 警戒区域の設定

水防法第21条の規定に基づき水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外に対して、その区域への立入りを禁止し、又は制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

## 4 活動内容

### (1) 水防活動の実施

#### ア 水防団等の出動

本部長は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態になった時、県及びそれぞれの水防管理団体の水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至った時、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

#### イ 監視及び警戒

本部長は、水防体制が発動された時から監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、堤防等の状況を県に連絡する。

#### ウ 水防作業

河川、堤防等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、シート張り工及び五徳縫い工等を実施する。

#### エ 決壊等の通報及び決壊後の処理

本部長は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

#### オ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

#### カ 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償する。

### (2) たん水排除

市は、河川、堤防の決壊等によりたん水した場合は、たん水排除を実施する他、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水路施設が損壊した場合は、直ちにこれに応

急措置を施す。

## 5 応援協力関係

(1) 本部長は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は他市町村へ水防作業の実施のための要員、資器材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、県へ応援を要請する。

(2) 県は、本部長からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、自衛隊へ応援を要請する。

(3) 本部長は、水防のための必要があると認めた時、県警察に対して出動を要請する。

(4) 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力すること。

## 第2節 防災営農

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

### 1 市における措置

#### (1) 農地

市は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

#### (2) 排水機

市は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

#### (3) 用排水路

市は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

(農作物に対する応急措置)

### 2 市、県（農業水産局）及び農業協同組合における措置

#### (1) 災害対策技術及び病虫害の防除指導

被害の実態に即し、県や農業協同組合等農業団体の協力のもと、技術指導を行う。

(家畜に対する応急措置)

### 3 市、県（農業水産局）及び畜産関係団体における措置

#### (1) 家畜の管理指導

市は県に協力し、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

#### (2) 家畜の防疫

家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県の協力により、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めるときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

(3) 飼料の確保

農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、市は県に連絡し、愛知県飼料工業会等に対して市経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料の確保を図る。

4 応援協力関係

市は、たん水排除の実施が困難な場合、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、又は排水作業の実施につき応援を要求する。

また、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

## 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### ■基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図る。

### 第1節 避難所の開設・運営

#### 1 市における措置

##### (1) 避難所の開設

市は、災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある者を一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

##### (2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

##### (3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

##### (4) 避難所の開設・運営の担当者

避難所の設置場所は、市長があらかじめ指定する避難所一覧表に基づき、その都度決めるが、開設及び運営の実務については、それぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣して担当させる。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務教職員、又は最初に到着した市職員が実施する。

なお、避難所が危険で不適當となった場合は、別の避難所へ移送する。

##### (5) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずる。

##### (6) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

## 2 避難所が果たすべき役割

- (1) すでに住宅を失った人、住宅が倒壊するおそれがあると不安な人たちへの一時的宿泊場所を提供する。これにより、併せて災害による精神的ダメージの緩和を期待する。
- (2) 水道やガス、電気の停止により炊事が困難になった人たちへの食料の供給拠点となる。また、衣料・雑貨等の日用品を供給する。この場合、避難所に入っていない周辺地区の人たちに対しても同様に供給する。
- (3) 地区における市災害対策本部の窓口として、広報資料の配布や仮設住宅入居申込用紙の交付・受付けを行う。
- (4) 市医療救護班を派遣し、避難所入所者や周辺地区住民の健康管理、応急的な医療サービスを行う。

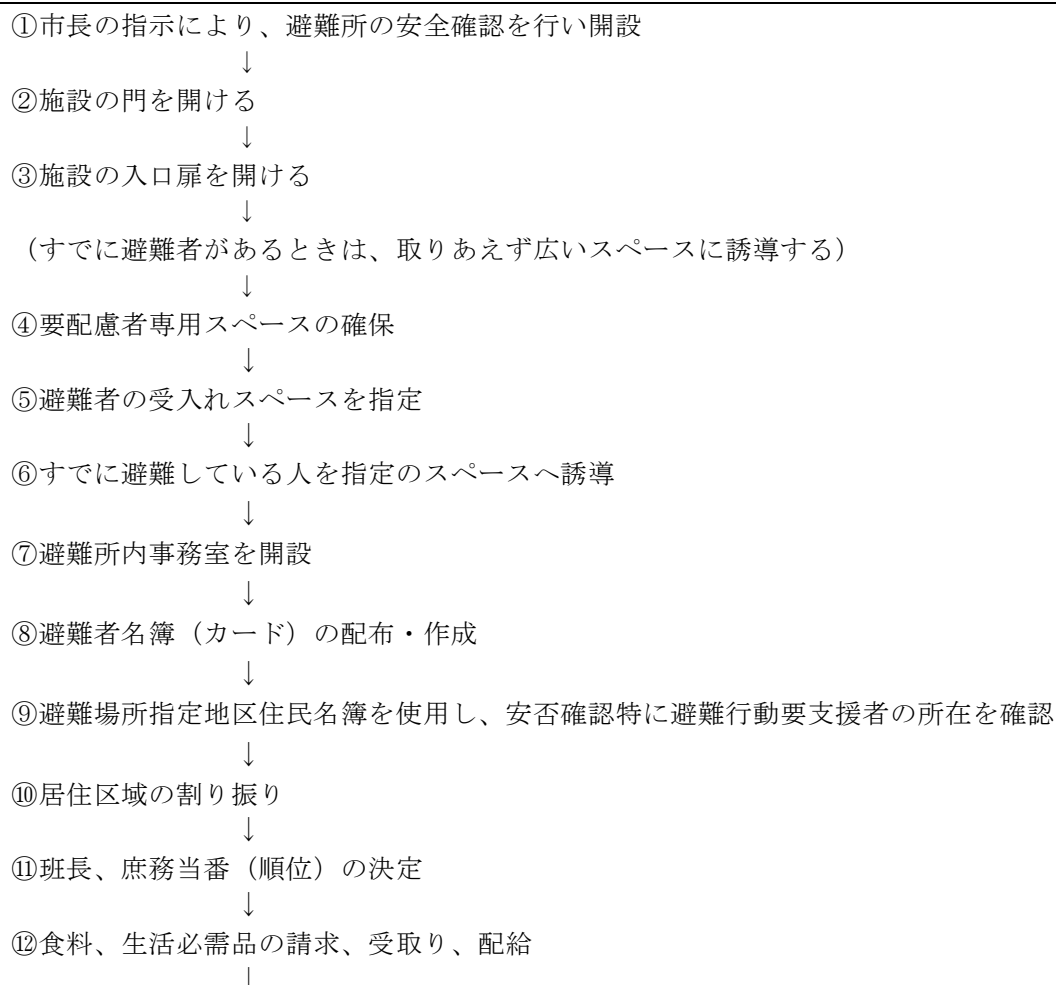
## 3 開設期間の目安

大規模災害が発生した場合における避難所の開設期間は、災害発生後14日間以内を目標とする。

なお、その後の救援措置は、応急的な住宅供給により行う。

## 4 開設から運営までの手順

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。



⑬要配慮者、病人等の移送措置



⑭避難所の運営状況の報告（毎朝10時。その他適宜）



⑮避難所運営に伴う記録の作成

なお、水害発生危険性が認められる場合の開設時期については、河川の水位、市内及び上流部の降雨状況等をモニターしながら、市民が安全に避難するための時間を考慮して判断する。

## 5 開設時の留意事項

### (1) 開設

避難所の開設は、原則として市長の指示による。ただし、夜間等に発生する等、突発的な災害の場合には、市長からの指示がなくとも避難の必要が生じると認められるときは、「避難所班」又は居あわせた当該施設所属職員が施設入口（門）を開錠し、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、体育館や大会議室等、広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。

### (2) 要配慮者優先スペース及びその他区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。併せて、事情の許す限り自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

### (3) 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の受入れを終えた後、速やかに避難対策チーム長にその旨を報告する。避難対策チーム長は、各避難所の開設を確認後、教育部長に報告するとともに、避難所開設に関する広報活動の実施を企画部長に要請する。

消防本部、県災害対策本部及び警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

ア 避難所開設の日時、場所、施設名

イ 箇所数、受入れ状況及び受入れ人員

ウ 開設期間の見込み

### (4) 所内事務室の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

また、事務室には避難所の運営に必要な用品（避難場所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

## 6 運営上の留意事項



避難所の運営にあたっては、「清須市避難所運営マニュアル」に基づき下記の事項に留意しながら、各避難所に設置されている避難所マニュアルに基づいて運営にあたる。

(1) 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード）は、必要な物資等の数量の把握等を含め、避難所運営の基礎資料となるため、避難者名簿（カード）を配り、世帯単位での記載を求める。

集まった避難者名簿（カード）を基に避難者受入記録簿をできる限り早い時期に作成し、事務室内に保管するとともに、避難対策チーム長を通じて、危機管理部長へ報告する。

なお、受入れ能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられる。

(2) スペースの割振り

可能な限り、地域地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員（20人程度を目途とする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

居住区域の代表者（班長）の役割

- 市災害対策本部からの指示、伝達事項の周知
- 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- 環境衛生対策チームが行う消毒活動等への協力
- 施設の保全管理

(3) 管理運営体制の確立

避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難者の代表等（又は自治会の組織の代表等）による運営を推進し、市職員は、施設の管理や情報の伝達、救援物資等の手配等、行政と市民の間の調整役として管理運営に参画するような体制の整備に努める。また、ボランティア等の協力が得られるよう努める。

なお、避難所運営は、市職員だけでは困難であることを念頭に置き、あらゆる局面で自主防災組織、その他被災者の協力を引き出すようにし、「被災者はお世話されるだけの人」、「市職員、学校教職員及びボランティアはお世話する人」といった関係を作らないよう努める。

(4) 情報の提供

ア 常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせてデマの流布防止と不安の解消に努める。

イ 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。

ウ 情報提供にあたっては、避難所運営委員会を設置し、行政担当者、施設管理者、避難所の代表等の組織化により、行政担当者、避難者の代表者によって情報提供を図る。

エ 目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

(5) 良好な生活の確保

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮する。

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努める。

(6) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給

責任者となる市職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、避難対策チームに報告し、調達の要請を行う。到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

配給等の生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとる。なお、飲食類の配給にあたっては、食物アレルギーや保存年限等に留意する。

(7) 要配慮者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、要配慮者への速やかに適切な措置を講ずるとともに、避難所滞在者に対して、要配慮者最優先ルールの徹底を図る。

なお、必要に応じて、福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行う。

また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（午後10時以降）は行わない、室内照明は、夜間（午後10時以降）は最小限にとどめる等のルールづくりを要請し、徹底する。

(8) 市外からの避難者への対応

避難所には、市外からの避難者等も避難してくることが想定されるため、各避難所はこうした避難者の情報を的確に把握するとともに、あらゆる避難者に対して支給品をはじめとした待遇面で同様の扱いをすることを徹底する。

(9) 被災者の移送

ア 要配慮者・病人等の移送

2日目以降の高齢者、障害者、傷病者の受入れについては、救護・保健活動チームに連絡し、可能な限り老人ホーム・病院等専用避難施設へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意する等の代替措置をとるよう努める。

また、市長は、市内に受入れ余力がない場合は、県知事に対して非被害地若しくは小

被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

イ 被災者の他市町村等への移送

避難対策チームは、被害が甚大なため市内の避難所に被災者を受け入れることができないと認められる場合には、市長へその旨報告し、他市町村等の避難所への移送を要請する。

また、市長は、市内に受入れ余力がない場合は、県知事に対して非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

ウ 他市町村等からの被災者の受入れ協力

避難対策チームは、市長より他市町村等からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、市長は、県知事より他市町村からの被災者を受け入れるための避難所の開設指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

(10) 生活支援

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を行う。

(11) ペットの取扱い

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

(12) 再避難の対策

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

(13) 避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる市職員は、避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに市災害対策本部へ報告する。

なお、市長に対する報告は、教育部長が正午までに取りまとめて行う。なお、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

(14) 整備保存すべき書類

避難所内の混乱の防止及び安全かつ適切な管理を図るため、次の書類の整備保存を行う。

ア 避難所受入台帳

イ 避難所用物品受払簿

ウ 避難所設置及び受入状況

エ 避難者名簿

オ 避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類

(15) 感染症対策

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

### 7 広域一時滞在に係る協議等

市は、災害が発生し、被災した市民が市の区域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

### 8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第2節 要配慮者支援対策

### 1 方針

災害時における要配慮者支援対策の実施にあたっては以下の2点を基本指針とする。

- (1) 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。また必要に応じて県に災害派遣福祉チーム（DCAT）の派遣を要請する。
- (2) 市民、事業所は市・県等行政機関の行う災害時における要配慮者支援対策の実施に最大限協力する。

### 2 市における措置

要配慮者支援対策として、市が実施する対策を以下にまとめる。

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導  
「第2章 第3節 市民等の避難誘導 2 避難の誘導を行う者」による。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援  
「第2章 第3節 市民等の避難誘導 4 避難行動要支援者の支援」による。
- (3) 障害者に対する情報提供  
障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせる等、伝達方法を工夫して情報の提供を行う。
- (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保  
市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。
- (5) 福祉避難所の設置等  
自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。
- (6) 福祉サービスの継続支援  
福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門の人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

### 3 市における対策の具体的実施内容

(1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・市社会福祉協議会その他協力団体及び民生委員・児童委員等と協議して決めるが、概ね以下の4つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                            | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の<br>緊急措置<br>(避難所開設初期)   | 災害発生後<br>7日目まで           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要配慮者の安否確認・所在把握</li> <li>● 避難所その他所在地における応急的な介助支援</li> <li>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 避難所その他所在地における設備の補修・新設</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給の推進</li> <li>● 要配慮者向け広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の設置</li> </ul> |
| 住宅移転・帰宅等の<br>準備措置<br>(避難所開設後期) | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所その他所在地における設備の補修・新設</li> <li>● 避難所その他所在地における巡回ケアサービス</li> <li>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給計画の作成及び建設等</li> <li>● 要配慮者向け広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の運営</li> </ul>                                                |
| 住宅移転・帰宅等期<br>(避難所閉鎖以降)         | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス</li> <li>● 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置及び平常時地域福祉システムへの移行計画の検討</li> <li>● その他要配慮者に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の運営</li> </ul>                                                                                                                 |

(2) 要配慮者支援対策実施体制

ア 要配慮者支援対策推進会議

災害が発生した場合、関係各部長、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体等、市民と連携・協力し、災害時における要配慮者支援対策を統一的かつ適切に行うため、要配慮者支援対策推進会議を設置する。併せて、各対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

なお、推進会議の事務局を健康福祉部内に置く。事務局要員は健康福祉部職員をもってあてる。

イ 役割分担

市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

| 名 称                     | 役割のあらまし                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市                       | (1) 要配慮者の安否確認及び安全確保<br>(2) 避難所その他所在地における介助支援の実施<br>(3) 福祉避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施<br>(4) 避難所その他所在地における設備の補修・新設<br>(5) 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施<br>(6) トータルケアセンターの設置・運営<br>(7) 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握<br>(8) その他市民との対応<br>(9) 要配慮者対策推進会議の運営事務 |
| 市社会福祉協議会その他介助支援関係団体・事業所 | (1) ボランティアセンターの開設・運営<br>(2) 要配慮者の安否確認及び安全確保に関する協力<br>(3) 避難所その他所在地における介助支援への協力<br>(4) 福祉避難所及び要配慮者専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力<br>(5) 被災者からの介助支援依頼への最大限対応<br>(6) 市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力<br>(7) その他市・県が行う災害時要配慮者対策への協力                              |
| 自主防災組織                  | (1) 地域における要配慮者の安否確認及び避難の支援<br>(2) 避難所その他地域における介助支援<br>(3) 福祉避難所及び要配慮者専用病院への移送その他必要な措置の実施への協力<br>(4) ケア制度その他行政等支援メニューの説明<br>(5) 行政サービス各種申込書の配布<br>(6) その他災害時要配慮者対策に必要な措置<br>(7) 行政・関係団体等との連絡・協議                                                 |

(3) トータルケアセンターの活用

高齢者や障害者、日本語を理解できない外国人、人工透析患者等の、いわゆる「要配慮者」は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、その移動や要望内容を表現し互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。

そのため、要配慮者がサービスを支障なく受けられるように、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市役所内に設置されるトータルケアセンターに、必要な要員の確保その他の措置を講ずる。

4 高齢者支援対策

(1) 方針

1995年の阪神淡路大震災では、多くの高齢者や病弱者の方々が「肺炎・気管支炎・喘息・

胃潰瘍・心筋梗塞」等にかかり、適切な治療を受けられず死亡した。したがって、ここでは災害発生後の「高齢者の安否、所在地及び老人保健施設や老人病院等の施設への移送の要否」の確認から「小・中学校に開設された避難所生活を無事に過ごすために必要な応急措置」、そして「仮設住宅等における生活を無事に過ごすために必要な措置」に至るまでの3つの措置に関し、その実施手順、各部及び県・関係機関・団体等との協力・応援体制等について、必要な取り決めを行う。

(2) 各時期区分における措置の目安

高齢者支援対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及び関係機関、協力団体等と連携・協議して決める。実施にあたっては、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                                 | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の<br>緊急措置                     | 災害発生後<br>7日目まで           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「配慮を要する高齢者」の安否確認</li> <li>● 「配慮を要する高齢者安否不明者リスト」の作成</li> <li>● 避難所等における「高齢者リスト」の作成<br/>※ケアサービス実施のための基礎データとして</li> <li>● 「配慮を要する高齢者安否不明者」の再度安否確認</li> <li>● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施<br/>※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等</li> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置<br/>※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他</li> <li>● 要配慮者専用病院等の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 高齢者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握</li> <li>● 高齢者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置</li> <li>● 関係各部・機関職員からなる高齢者向け応急ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> </ul> |
| 第1期応急ケア対策<br>(避難所開設期間)              | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置<br/>※市民及び各避難所担当者からの要望への対応</li> <li>● 避難所等における巡回ケアサービスの実施<br/>※ケースワーカーによる相談業務<br/>※ヘルパー・ボランティア等の派遣<br/>※歯科医師会による「入れ歯等」治療の実施</li> <li>● 必要な場合の要配慮者専用病院等への移送措置</li> <li>● 高齢者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 高齢者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営</li> <li>● 高齢者向け応急ケアサービスプロジェクトチームの運営</li> </ul>                                                                                               |
| 第2期応急ケア対策<br>(避難所閉鎖以降仮<br>設住宅設置期間中) | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急ケア対策計画の実施<br/>※仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービス<br/>※入居待機者用施設その他の高齢者向け応急ケアサービス<br/>※要配慮者専用病院等の高齢者に関する措置計画の検討及び実施<br/>※関係各部・各機関職員からなる高齢者向け長期ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               |

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

高齢者に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

| 項 目                 | 要請先機関・団体等                                                                            |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 安否・所在等の確認           | 自衛隊、県（福祉局、県警本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本郵政株式会社東海支社                          |
| 介護・介助のためのマンパワーの確保   | 県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、市社会福祉協議会（ボランティアセンター）、民生委員・児童委員、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会、社会福祉関係大学等教育機関 |
| 専用避難所・病院の確保         | 県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、高齢者向け施設                                             |
| 移動・搬送               | 中部運輸局、自衛隊、県乗用旅客自動車協会、県医師会（西名古屋医師会）、高齢者向け施設、市社会福祉協議会                                  |
| 高齢者向け医療サービス         | 県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師会）、県歯科技工士会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会）           |
| 高齢者向け設備の補修、設置・住宅設計等 | 県（総務局、福祉局、建設局）、住宅・都市整備公団、県住宅供給公社、愛知県建設業協会、その他建築関係団体等                                 |

5 障害者支援対策

(1) 方針

肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、又は言語機能障害、心臓機能障害、呼吸器機能障害等の固定的臓器機能障害、並びに知的障害、精神障害等、障害の種類、特性は多岐にわたるため、障害者の救援ニーズは、きわめて多様であり個別的となる。

したがって、市は、多様かつ個別的な「障害者」の安否・所在地を確認するとともに、障害者に係る地域支援組織や全国的支援ネットワークとの連絡を迅速にとりながら、障害者支援を行う。

(2) 各時期区分における措置の目安

障害者支援対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及び関係機関、協力団体等と協議し決める。

実施にあたっては、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分         | 期間の目安      | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の緊急措置 | 災害発生後7日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「配慮を要する障害者」の安否確認（保健所との連携）</li> <li>● 「配慮を要する障害者安否不明者リスト」の作成</li> <li>● 避難所等における「障害者リスト」の作成<br/>※ケアサービス実施のための基礎データとして</li> <li>● 各障害者支援組織との連絡・支援本部設置の要請</li> <li>● 「配慮を要する障害者安否不明者」の再度安否確認</li> <li>● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施</li> </ul> |



| 区 分                                     | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                         |                          | ※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等<br>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置<br>※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他<br>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置<br>● 障害者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握<br>● 障害者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置<br>● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け<br>応急ケアサービス連絡協議会の編成                                                                                                     |
| 第1期応急ケア対策<br>(避難所開設期間)                  | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | ● 避難所等における応急的な設備の補修、設置<br>※市民及び各避難所担当者からの要望への対応<br>● 避難所等におけるケアサービスの実施<br>※各障害者支援組織によるケアサービス<br>※ケースワーカーによる相談業務<br>※ヘルパーの派遣<br>● 必要な場合の福祉避難所への移送措置<br>● 障害者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等<br>※グループホーム形式のものを含む<br>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立<br>● 障害者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営<br>● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け<br>応急ケアサービス連絡協議会の運営 |
| 第2期応急ケア<br>対策<br>(避難所閉鎖以降仮<br>設住宅設置期間中) | 災害発生後<br>15日目以降          | ● 第2期応急ケア対策計画の実施<br>※仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービス<br>※入居待機者用施設その他の障害者向け応急ケアサービス<br>※福祉避難所等の障害者に関する措置計画の検討及び実施<br>※関係各部・各機関及び各障害者支援組織からなる障害者<br>向け長期ケアサービス連絡協議会の編成<br>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受付業務                                                                                                                       |

(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

障害者に対する当面の応急的措置を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

| 項 目                  | 要請先機関・団体等                                                                              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 安否・所在等の確認            | 自衛隊、県（福祉局、清須保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各障害者支援組織（地域・全国）、日本郵政株式会社東海支社      |
| 障害者向けケアサービスプランの策定・実施 | 県（福祉局、精神保健福祉センター、清須保健所）、社会福祉関係大学等教育機関、県医師会（西名古屋医師会）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各障害者支援組織（地域・全国） |
| その他介護・介助のためのマンパワーの確保 | 県（福祉局）、社会福祉関係大学等教育機関、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師会）                |
| 専用避難所・病院等の確保         | 県（福祉局、精神保健福祉センター）、県医師会（西名古屋医師会）、身体障害者療護施設、その他市内外障害者向け施設                                |

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

|                     |                                                                                            |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移動・搬送               | 中部運輸局、自衛隊、県乗用旅客自動車協会、県医師会（西名古屋医師会）<br>身体障害者療護施設、授産施設その他市内外障害者向け施設、市社会福祉協議会、各障害者支援組織（地域・全国） |
| 障害者向け医療サービス         | 県（福祉局）、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師会）、県歯科技工士会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会）                             |
| 障害者向け設備の補修、設置・住宅設計等 | 県（総務局、福祉局、建設局）、住宅・都市整備公団、県住宅供給公社、愛知県建設業協会、その他建築関係団体等、各障害者支援組織（地域・全国）                       |

## 6 乳幼児対策

### (1) 方針

災害により乳幼児が受ける被害は、第1に、住宅の倒壊や火災、流失その他の被害による本人の死傷、保護者の死傷がある。そして、第2に、育児面における影響がある。

市は、保護者を失った乳幼児の養育・養護、乳幼児が受ける生活上の制約に関し可能な限り解消に努める必要がある。そのため、ここでは、災害発生後の「乳幼児の安否、所在地及び乳児院等の施設への移送の要否」の確認から「小・中学校に開設された避難所生活を無事に過ごすために必要な応急措置」、そして「仮設住宅等における生活を無事に過ごすために必要な措置」に至るまでの3つの措置に関し、その実施手順、各部・機関・団体等との協力・応援体制等について必要な取り決めを行う。

### (2) 各時期区分における措置の目安

乳幼児対策の実実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及び関係機関、協力団体等と連携・協議して決める。実施にあたっては、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の緊急措置        | 災害発生後<br>7日目まで           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「乳幼児」の安否確認</li> <li>● 「要保護乳幼児リスト」の作成</li> <li>● 避難所等における「乳幼児リスト」の作成<br/>※ケアサービス実施のための基礎データとして</li> <li>● 避難所等における応急的な支援措置の実施<br/>※生活環境条件チェック、ミルク・ほ乳瓶・簡易乳児用ベッドの供給、「子どもの精神的ケアについて」リーフレットの配布等</li> <li>● 乳児院・養護施設等の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 乳幼児対策に関する広報活動及び相談業務窓口等の設置</li> <li>● 関係各部・機関職員からなる乳幼児向け応急ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> </ul> |
| 第1期応急ケア対策（避難所開設期間） | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における第1期応急ケア対策の実施<br/>※保育園職員・ボランティア等による応急保育<br/>※保健師等による巡回保健指導<br/>※精神科医・ケースワーカー等からなる「こころのケア」チームによる巡回相談業務</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |

| 区 分                                 | 期間の目安           | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● その他避難所等における応急的な支援措置の実施<br/>※市民及び各避難所担当者からの要望への対応</li> <li>● 要保護乳幼児の乳児院・養護施設等への移送措置</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 乳幼児対策に関する広報活動及び相談業務窓口等の運営</li> <li>● 乳幼児向け応急ケアサービスプロジェクトチームの運営</li> </ul>                     |
| 第2期応急ケア対策<br>(避難所閉鎖以降仮<br>設住宅設置期間中) | 災害発生後<br>15日目以降 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急ケア対策計画の実施<br/>※仮設住宅・入居待機者用施設入所者向け応急ケアサービス（巡回保健指導、巡回相談業務等）</li> <li>※健康診査の実施</li> <li>※公・私立保育園（所）運営に関する特別措置計画の検討及び実施</li> <li>※関係各部・各機関職員からなる乳幼児向け長期応急ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul> |

(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

乳幼児に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

| 項 目               | 要請先機関・団体等                                                                              |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 安否・所在等の確認         | 自衛隊、県（福祉局、清須保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本郵政株式会社東海支社                      |
| 応急保育等のためのマンパワーの確保 | 県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、全国私立保育所連盟、社会福祉関係大学等教育機関                          |
| 乳児院・養護施設等の確保      | 県福祉局（尾張福祉相談センター）、県保健医療局（清須保健所、県立病院）、県医師会（西名古屋医師会）                                      |
| 移動・搬送             | 県乗用旅客自動車協会、市社会福祉協議会                                                                    |
| 乳幼児医療サービス         | 県保健医療局（清須保健所、県立病院）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師会）、県歯科技工士会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会） |

## 7 その他の要配慮者対策

1995年の阪神淡路大震災では、高齢者・乳幼児・障害者以外にも、言葉や習慣が異なるためにより不自由さが増すこととなった「外国人」、定期的に人工透析治療を受ける必要のある者、その他の通院治療者や在宅の難病患者、食事内容に制約のある「食物アレルギー」者等、多様で個別的な救援ニーズがあった。

したがって、市はその他の要配慮者の安否、現在地を確認するとともに、外国人については、その保護の任にあたるべき外務省・各国大使館と、またその他の要配慮者については、国・県等関係機関及び支援団体・組織との連絡を迅速にとり、必要なリストや救援活動のた

めの拠点を提供する。

そのため、市は、健康福祉部を担当部として、県・国・各関係機関及び各種団体・企業等の支援・協力を得てその他の要配慮者対策を行う。具体的な措置については、高齢者、障害者、乳幼児対策に準じて行う。

### 第3節 帰宅困難者対策

#### 1 方針

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

このため、まず、事業所や学校等の組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとる。

また、帰宅困難者は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図る。

#### 2 市における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

安全な帰宅のための災害情報を提供する他、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。

- (3) その他帰宅困難者への広報

各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

- (5) 安否確認手段の確保

個人の安否確認手段として、西日本電信電話株式会社が提供する災害伝言ダイヤル（171ダイヤル）及び、各携帯電話会社の災害用伝言板の普及・啓発を図る。

また、テレビ、ラジオによる安否確認等、放送メディアの活用促進を検討する。

### 3 事業者や学校等における措置

事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して対策をとる。

## 第10章 水・食料・生活必需品等の供給

---

### ■基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮する。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

### 第1節 給水

#### 1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講ずる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。
- (5) 応急給水
  - ア 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
  - イ 市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。
  - ウ 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。
- (6) 応援体制
  - ア 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
  - イ 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

#### 2 応急給水体制の確立

- (1) ライフライン対策チームの編成
  - 市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらずライフライン対策チームを編成し、飲料水の供給及び水道施設の復旧促進を図る。

(2) 各部・関係機関・団体等の連携

ライフライン対策チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

| 事 項          | 要請先（部） | 要請先（関係機関・団体等）                    |
|--------------|--------|----------------------------------|
| 水源の確保        | 建設部    | 名古屋市上下水道局<br>尾張水道事務所（愛知県企業庁）     |
| 給水拠点の確保・運営   | 建設部    | 県教育委員会（県立高校）<br>その他避難所設置施設所管機関等  |
| 応急給水用資器材の確保  | 建設部    | 名古屋市上下水道局、西春日井広域事務組合消防本部、指定水道工事店 |
| 給水拠点への輸送業務   | 建設部    | 県トラック協会尾西支部                      |
| 応急給水実施に関する広報 | 企画部    | テレビ、ラジオ、その他報道機関                  |

(3) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を指示する。なお、被害状況把握の方法は次のとおりとする。

(ア) 市災害対策本部・避難所・消防署への被害情報

(イ) 県災害対策本部への被害情報

(ウ) 市民からの通報

(エ) 市民からの名古屋市上下水道局への通報

イ 市全域の状況を把握した際には、次の事項を市長へ報告する。

(ア) 給水機能停止区域、世帯、人口

(イ) 復旧の見込み

(ウ) 応急給水体制に関する現況

(エ) 応急給水開始時期

(オ) 応急給水所（拠点）の設置（予定）場所

(4) 給水方法

ア 給水方法の選定

被害状況の調査に基づき給水対象地域の把握を行い、それぞれの地域に最も適した給水方法及び給水拠点を選定する。給水の方法は、非常用水源からの「拠点給水」、給水車等で搬送する「搬送給水」、あるいは軽度の被害箇所については既存の水道施設の応急修理による給水とする。

給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うように配慮する。

イ 周知・広報

給水拠点やその他給水に関する注意事項が被災者に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。

(ア) 設定した場所及びその周辺に「給水場所」と大書した掲示物を表示する。

(イ) 応急給水に関する市民等からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。

(ウ) ライフライン対策チームは、被災者に対する応急給水に関する広報活動を実施するよう要請する。

(5) 給水用資器材の確保

給水活動に使用できる市の資器材の把握、整備を日頃から行う。

なお、不足する資器材等の調達は、水道局、消防署、県、隣接市その他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

3 飲料水供給の実施

(1) 応急給水基準

応急給水の量は、1人1日3ℓとするが、必要以上の容器を持参し、規定を上回る応急給水を求める市民等に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求める。

(2) 給水拠点受水槽への搬送

飲料水等の給水拠点受水槽への搬送は、トラック協会等の応援協力を得ながら行う。必要な機材は、市が備蓄する給水タンク、ポリタンク、小型可搬式ポンプ等や他部からの応援流用したものを使用する他、必要ある場合は、名古屋市上下水道局（給水車）・西春日井広域事務組合消防本部（水槽車）の応援を求め給水に万全を期する。

(3) 給水拠点での応急給水

給水拠点での応急給水は、各家庭において自ら持参した容器をもって、市職員が避難所代表者、自主防災組織等の協力を得て行う。自ら容器を持参できない場合は、近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請し、市による応急給水活動全体に支障が生じないよう協力を要請する。

また、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク等を貸与するが、この場合も可能な限り、自主防災組織等に対する貸与の形をとって行うよう努める。

(4) 仮設給水栓設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

ア 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

イ 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。仮設給水栓の設置場所は、関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定し、名古屋市上下水道局に要請する。

4 医療機関への緊急給水の実施

病院、診療所及び人工透析医療施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、応急供給計画をたて、消防本部水槽車その他市車両の運用若しくはトラック協会の応援協力により最優先で行う。

特に、「災害連携病院」となる施設については、災害発生後、直ちに水の確保状況を照会する等して、水の確保に万全を期す。



## 5 整備保存すべき帳簿

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品機材受払い簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第2節 食料の供給

### 1 市における措置

市が行うべき食料の供給措置の内容を以下にまとめる。

- (1) 市は、自ら炊出し、その他による食料の給与を実施する。
- (2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求する。

### 2 食料の応急供給体制の確立

#### (1) 食料物資供給チームの編成

市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず、市民環境部長は食料物資供給チームを編成し、各時期区分に応じた適切な食料の供給を図る。

| 時期区分                          | 必要な措置のあらまし                                                                                                                                               |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後2日目まで<br>(最低限度の生命を維持)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料物資供給チームの編成・運営</li> <li>● 初期応急食料の確保・供給</li> <li>● 応急食料供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第一次支援措置）</li> </ul> |
| 災害発生後3日目以降14日目まで              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料物資供給チームの運営</li> <li>● 復旧期応急食料の確保・供給</li> <li>● 応急食料供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第二次支援措置）</li> </ul>   |
| 災害発生後15日目以降<br>(平常時食料供給機能の復旧) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料物資供給チームの縮小又は解散</li> <li>● 応急食料供給停止及びその後の体制に関する広報</li> <li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第三次支援措置）</li> </ul>                |

#### (2) 各部・関係機関・団体等の連携

食料物資供給チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

#### (3) 食料の確保

##### ア 食料の確保すべき目標設置の目安

関係各部長及び県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内

協定業者からの調達ルート、県からの米穀等調達ルートを活用し食料を確保する。確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

なお、炊出し用米穀は、必要に応じて米穀販売業者等から確保を図るが、確保が困難な場合は、県知事に申請して売却決定通知を受けて実施する。

| 事 項                          | 1人当たり1日量<br>※下記のうちいずれか1つ | 時期区分             |
|------------------------------|--------------------------|------------------|
| 初期応急食料の確保                    | 乾パン・クラッカー 2～3パック         | 災害発生直後2日目まで      |
|                              | 缶詰弁当 2～3缶                |                  |
|                              | アルファ米 2～3パック             |                  |
|                              | 調整粉乳 150g以内              |                  |
| 復旧期応急食料の確保                   | 米穀（精米） 600g以内            | 災害発生後3日目以降14日目まで |
|                              | その他 必要量                  |                  |
|                              | 弁当類 2～3食                 |                  |
| 災害応急対策活動従事者用<br>病院・要配慮者等入所施設 | 必要量                      | 災害対策体制中随時        |

#### (4) 米穀の原料調達

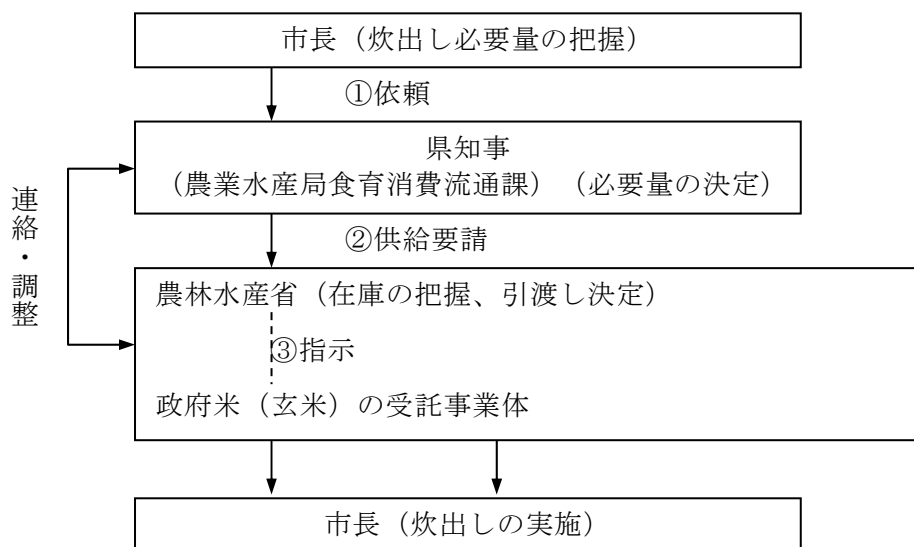
ア 市は、炊出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により県知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに県知事に報告する。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

図 炊き出し用として米穀を確保する手順図



(5) 食料の輸送

食料の輸送業務については、交通対策チームの協力を得ながら次のとおり行う。

ア 輸送体制

市において調達した食料、県から支給を受けた食料及び全国各地から寄せられる物資については、以下に定める集積・配送拠点に集積した上で、それぞれ供給が必要な避難所・病院等施設へ搬送する。

なお、輸送業務は、交通対策チーム及びトラック協会等の協力・応援を得て行う。

イ 食料の集積・配送拠点

食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、新川地域文化広場とする。ただし、被害の状況により市の集積・配送拠点に確保することが困難又は適当でないと認めるときは、災害協定を締結した企業、近接市町及び県に設置の協力を要請する。

| 施設名称                 | 住所           | 荷捌き・保管場所・支援事項                                     |
|----------------------|--------------|---------------------------------------------------|
| 新川地域文化広場<br>(カルチバ新川) | 清須市寺野美鈴60番地  | 保管場所：カルチバ新川<br>荷捌き：北側駐車場                          |
| 麒麟麦酒株式会社<br>名古屋工場    | 清須市寺野花笠100番地 | 保管場所：第1製品荷捌所東側庇<br>支援事項：フォークリフト、オペレーター、パレット       |
| ミライノ株式会社             | 清須市春日長久寺61番地 | 保管場所：本社倉庫<br>支援事項：一般貨物自動車、操縦手、フォークリフト、オペレーター、パレット |

(6) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 関係各部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食料の応急的供給の実施が必要な地域供給活動体制の規模等を定めるための需要調査の実施を指示する。なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

(ア) 市災害対策本部・避難所及び消防本部への被害情報による概数の把握

(イ) 各避難所受入名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）

(ウ) 関係各部、関係機関、市政推進委員及び自主防災組織等の住民組織の協力を得て集計した住宅残留者の把握

(エ) 各部の協力を得て、食料物資供給チームが集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む。）

イ 市全域の状況を把握した際には、次の事項を市長へ報告する。

(ア) 応急食料供給対象地域、施設、人口、量の概数

(イ) 応急食料供給体制に関する現況

(ウ) 応急食料供給開始時期

(エ) 応急食料供給所（拠点）の設置（予定）場所

(7) 食料供給所（拠点）の設定

ア 設定

食料の供給は、原則として、食料供給所の設定による拠点配布方式で行う。食料供給所へは、市車両及びトラック協会の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各

施設運営担当者が市民等への配布活動にあたる。食料供給所（拠点）は、原則として避難所設置施設とする。

イ 周知・広報

食料供給所を設定したときは、設置場所その他食料供給に関する注意事項が被災地住民等に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。

- (ア) 設定した場所及びその周辺に「食料供給所」と大書した掲示物を表示する。
- (イ) 食料供給に関する被災者からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。
- (ウ) 食料物資供給チームは、被災者に対する食料供給に関する広報活動を実施するよう要請する。

### 3 市民等への食料供給の実施

(1) 炊出しその他による食品の供給

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施する。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(4)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 供給食料

(ア) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食料及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階〔災害発生当日及び発生後2日目（最大6食）〕

：乾パン、ビスケット、乾燥米飯等

第2段階〔3日目以降〕：食パン、おにぎり、弁当等

(イ) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の商品を供給する。

(ウ) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食料を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食料を供給する。

ウ 供給基準

応急食料の供給基準は、次のとおりとする。

(ア) 乾パン・クラッカー：1食あたり1パック13枚

(イ) 米穀：1食あたり精米200g以内（※1、※2）

(ウ) 食パン：1日あたり200g（約半斤）以内

(エ) 調整粉乳：乳幼児1日あたり150g以内

※1 ただし通常の配給ができない場合の配給については、1日あたり米穀（精米換算）400g以内とする。

※2 ただし救助作業に従事する場合にあっては米穀（精米換算）1食あたり300g以内とする。

エ 供給の対象者

応急食料供給実施の対象者は、次のとおりとする。

(ア) 避難所に受け入れた者。

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者。

- (ウ) 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者。なお、この場合は現物をもって支給する。
- (エ) 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食料を得る手段のない者。
- (オ) 災害応急対策活動従事者。
- (カ) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 炊出し

給食センター等の調理施設の利用が可能な場合は炊出しを行うことができる。その場合、食料物資供給チームは、米穀・副食用食材・調味料・燃料等を供給するとともに、女性の会、自主防災組織、赤十字奉仕団その他の防災ボランティアの協力を得て行う。なお、必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊出し業務を委託する。

乳幼児のミルクは炊出しに含む。

なお、炊出しに代えて、米穀及び未加工品、又は金銭の支給は行わない。

(3) 業者委託による弁当類の供給

市職員の出勤状況や道路の復旧状況等により、必要があると認めた場合は、業者委託方式による弁当類の供給を行う。その場合、以下の点について留意する。

ア 子ども向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも三種類のメニューとする。

イ 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。

ウ 各応急食料供給所ごとの、対象者別必要数については、業者が各担当者からその都度聴取する。

エ 食中毒等をおこすことのないよう衛生管理に万全を期する。

(4) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

4 整備保存すべき帳簿

- (1) 炊出し給与状況簿
- (2) 炊出し用物品借用簿
- (3) 炊出しその他による食料給与物品受払簿
- (4) 炊出しその他による食料給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (5) 炊出しその他による食料給与のための物品受払証拠書類

5 応援協力関係

市は、自ら炊出しその他による食料の給与の実態が困難な場合、他市町村又は県へ炊出しその他による食料の給与の実施、又はこれに要する要員及び食料につき応援を要求する。

6 医療機関への食料の緊急供給の実施

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

病院、診療所及び人工透析医療施設への食料の緊急供給は、必要の有無を確認の上、関係各部長と連携しながら応急供給計画をたて、部の車両及びトラック協会等の応援協力により行う。

特に、「災害連携病院」となる施設については、要請の有無の如何に関わらず、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームを通じて、食料の確保状況を照会する等、食料の確保に万全を期する。

## 7 平常時食料供給機能の復旧支援

国や県、市商工会その他の業者団体等の協力を得ながら、災害発生後可能な限り速やかに、スーパー、コンビニエンスストア、一般食料品店等の再開のための支援措置を講ずるとともに、道路・ライフライン機能等の復旧の状況に応じて、平常時食料供給機能の早期復旧のための支援措置を講ずる。

| 時期区分             | 支援事項                                                                                                                                        |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後           | <ul style="list-style-type: none"><li>● スーパー等における営業時間延長の弾力的運用</li><li>● スーパー等における電気・ガス・水道・電話の優先的復旧</li><li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li></ul> |
| 災害発生後3日目以降14日目まで | <ul style="list-style-type: none"><li>● 「生活支援物資車両」としての認定</li><li>● 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供</li><li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li></ul>            |
| 災害発生後15日目以降      | <ul style="list-style-type: none"><li>● 輸送車両等の終日規制除外対象認定</li><li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li><li>● 緊急融資の斡旋</li></ul>                         |

## 8 その他

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第3節 生活必需品の供給

### 1 市における措置

(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行う。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

### 2 生活必需品の給与・貸与体制の確立

(1) 体制

市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず食料物資供給に準じて、各時期区分に応じた適切な給与・貸与を図る。

| 時期区分                          | 必要な措置のあらまし                                                                                                                                                         |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後3日目まで<br>(最低限度の生活を維持)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の設置・運営</li> <li>● 第1次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第一次）</li> </ul>  |
| 災害発生後4日目以降7日目まで<br>(避難所前期)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の運営</li> <li>● 第2次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）</li> </ul>     |
| 災害発生後8日目以降14日目まで<br>(避難所後期)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の縮小又は閉鎖</li> <li>● 第3次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第三次）</li> </ul> |
| 災害発生後15日目以降<br>(平常時生活必需品供給復旧) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の縮小又は閉鎖</li> <li>● 応急生活必需品停止及びその後の体制に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第四次）</li> </ul>                       |

(2) 各部・関係機関・団体等の連携

食料物資供給チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

(3) 生活必需品の確保

関係各部長及び県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内協定業者からの調達ルート、県・国等からの調達ルートを活用し生活必需品を確保する。確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

| 事 項                                             | 品目例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 時期区分                 |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 第1次応急生活必需品の確保<br>※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 寝具（毛布及び布団 ※要配慮者用優先）</li> <li>● 敷物（発泡スチロール製）</li> <li>● 外衣（通着の作業衣・婦人服・子ども服等）</li> <li>● 肌着（シャツ・ズボン下・パンツ等）</li> <li>● 日用品（トイレットペーパー・ちり紙・生理用品・紙おむつ・歯ブラシ・歯磨き粉等）</li> <li>● 冷暖房用品（使い捨てカイロ等）</li> <li>● 食器類（箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等）</li> <li>● 光熱材料（マッチ・ろうそく・使い捨てライター・カセットコンロ等）</li> <li>● 身回品（タオル・パンスト・靴下・サンダル等）</li> <li>● その他の救急薬品（消毒薬・包帯・綿花・ばんそう膏・三角巾・体温計等）</li> </ul> | 災害発生直後<br>7日目まで      |
| 第2次応急生活必需品の確保（移行期）<br>※被災者の精神的安定とストレス発散のために必要な品 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 書籍・雑誌・漫画・絵本類等</li> <li>● ミュージックソフト（CD・カセットテープ等）</li> <li>● スポーツ用品・ゲーム類等</li> <li>● その他教養娯楽品</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                         | 災害発生後8日目<br>以降14日目まで |

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

##### (4) 生活必需品の輸送

「食料」の規定を準用する。

##### (5) 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、「食料」の規定を準用する。

##### (6) 生活必需品の給与・貸与拠点の設定

「食料」の規定を準用する。

### 3 市民等への生活必需品の給与・貸与の実施

災害対策活動従事者を除き、「食料」の規定を準用する。

### 4 平常時生活必需品供給機能の復旧支援

「食料」の規定を準用する。

### 5 整備保存すべき帳簿

#### (1) 物資受払簿

#### (2) 物資給与及び受領簿（世帯主の受領印を要する。）

#### (3) 物資購入関係支払証拠書類

#### (4) 備蓄物資支払証拠書類

### 6 応援協力関係

市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施、又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。

### 7 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。



## 第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

### ■基本方針

- 市等関係機関は、被災後、県と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

### 第1節 環境汚染防止対策

#### 1 市等関係機関及び県（環境局）における措置

##### (1) 環境汚染事故の把握

市等関係機関は、県からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

##### (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、市等関係機関は、県（環境局）が保有する各事業所の有害物質等の情報について情報提供を受ける。

また、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、市民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置について、県より指導を受ける。

##### (3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

##### (4) 人員、機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

### 第2節 地域安全対策

#### 1 県警察における措置

##### (1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生

活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため、一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行う。

2 市における措置

市は、県警察及び警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

## 第12章 遺体の取扱い

### ■基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いにあたっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。
- 災害により、周囲の状況から判断して死亡したと思われる者は、搜索収容し、処理・埋火葬する必要がある。災害による死亡については法的に「変死」扱いとなり医師による検案又は解剖によりその死因が明らかにされた後、「埋葬許可証」を交付することができる。
- 遺体は、迅速に処理されない場合、腐乱による感染症の発生源となるおそれがあり、また遺族の心情からも一刻も早く「埋火葬」を完了させる必要がある。市及び県の検視（調査）体制を構築するとともに、遺体を納めるための「棺」及び保存のためのドライアイスの確保、火葬場等への搬送体制、火葬処理を行うための施設等、市内葬祭事業者、寺院等の全面的な協力要請を図りながら、以下の2点を基本方針として、遺体の搜索・処理・埋火葬を行う。
  - ①被災地において必要となる搜索・収容・埋葬作業の各要員・資機材、検案作業を行うための「遺体安置所」、「一時安置所」（検案終了後、火葬場へ搬送されるまでの間の待機のためのスペース又は施設）を確保し効率的に運用する。
  - ②市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することができる処理施設を愛知県火葬場連絡協議会等の協力を得て多数かつ迅速に確保する。

### 第1節 遺体の搜索

#### 1 市における措置

##### (1) 遺体の搜索

県警察等と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

##### (2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官等の検視（調査※）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

##### (3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

#### (4) 行方不明者リストの作成

避難所等における市民への聴取その他に基づく行方不明者リストの作成を行う。

## 2 対策実施上の時期区分

大規模災害発生時における遺体の搜索・処理・埋火葬の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                    | 期間の目安            | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次対策<br>(災害発生初期の緊急措置) | 災害発生後7日目まで       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における「行方不明者リスト作成」及び「遺体の発生状況」に関する概要把握</li> <li>● 遺体の搜索・処理・埋火葬に必要な人員、資機材等及び処理のための施設の確保</li> <li>● 遺体の搜索・遺体安置所への収容</li> <li>● 収容された遺体の検視（調査）・埋火葬</li> <li>● 市民・事業所に対する「行方不明者の把握、遺体の搜索・処理・埋火葬」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報及び相談受け業務</li> </ul> |
| 第2次対策<br>(避難所開設期間)     | 災害発生後8日目以降14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次対策計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○行方不明者リストに基づく搜索</li> <li>○発見された遺体の遺体安置所への収容</li> <li>○収容された遺体の検視（調査）・火葬</li> <li>○市民合同葬の実施</li> </ul> </li> <li>● 第2次対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>                                    |
| 第3次対策<br>(避難所閉鎖以降)     | 災害発生後15日目以降      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3次対策計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○行方不明者リストに基づく搜索・収容・火葬</li> <li>○行方不明者搜索作業の完了時期に関する検討</li> <li>○合同慰霊祭の実施に関する計画の検討</li> </ul> </li> <li>● 第3次対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>                                              |

## 3 整備保存すべき帳簿

- (1) 遺体搜索状況記録簿
- (2) 搜索用機械器具、燃料受払簿
- (3) 搜索用機械器具修理簿
- (4) 遺体搜索用関係支出証拠書類

## 4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第2節 遺体の処理

### 1 市における措置

#### (1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。

#### (2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

#### (3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

#### (4) 遺体の身元確認及び引渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

#### (5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

### 2 整備保存すべき帳簿

#### (1) 遺体処理台帳

#### (2) 遺体処理費支出関係証拠書類

### 3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第3節 遺体の埋火葬

### 1 市における措置

#### (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

##### (2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

##### (3) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

##### (4) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

##### (5) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定による。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

## 2 整備保存すべき帳簿

##### (1) 埋火葬台帳

##### (2) 埋火葬処理費支出関係証拠書類

## 3 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第13章 ライフライン施設等の応急対策

### ■基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等の2次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講ずる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、市民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

### 第1節 電力・ガス・水道及び一般通信施設等の対策（総論）

#### 1 実施体制

##### (1) 方針

- ア あらかじめ定める地域分担に基づき「被災概要」の早期把握に努める。
- イ 各ライフライン施設の復旧が火災その他2次災害の原因となることのないよう危険防止措置を講じ、また、各ライフライン施設全体の復旧が迅速に行われるよう、各ライフライン機関が相互に密接な連携・協力体制を確立する。
- ウ 復旧は、人命に関わる病院、及び災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関、避難所等の施設から優先的に行う。
- エ 市、県等行政機関及び各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。

##### (2) 対策実施上の時期区分

対策の実施は各ライフライン施設において行われるが、対策実施については以下の区分を目安として支援を行う。

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

| 区 分                         | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後の<br>緊急措置             | 災害発生直後<br>相当時間まで<br>(当日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気・ガスの被害甚大地域への供給停止措置</li> <li>● 水道の火災発生地域への供給の継続及び必要な応援措置</li> <li>● 電話の「緊急連絡機能」確保のために必要な措置</li> <li>● 地域分担に基づく「被災概要」の早期把握</li> <li>● 詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立</li> <li>● その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の設置</li> </ul>                           |
| 第1期応急対策<br>の実施<br>(避難所開設期間) | 災害発生後<br>14日目まで          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地域への代替サービスの供給</li> <li>● 基本指針に基づく応急復旧の実施<br/>(応急復旧の目安) <ul style="list-style-type: none"> <li>○電気・電話 … 期間中に復旧完了</li> <li>○水道 … 期間中に80%復旧(通水率)</li> <li>○ガス … 期間中に40%復旧</li> </ul> </li> <li>● ライフラインに関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営</li> </ul>    |
| 第2期応急対策<br>の実施<br>(避難所閉鎖以降) | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地域への代替サービスの供給</li> <li>● 基本指針に基づく応急復旧の実施<br/>(応急復旧の目安) <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道 … 発生後1か月以内復旧完了(通水率)</li> <li>○ガス … 発生後2か月以内復旧完了</li> </ul> </li> <li>● 本復旧計画の検討及び実施</li> <li>● ライフラインに関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営</li> </ul> |

## 2 市の役割

### (1) 市防災会議

災害時における「ライフライン」対策の「効率的かつ安全」な復旧が進展するよう、必要に応じて、清須市防災会議の開催を要請する。

### (2) ライフライン対策チームの編成

電気、ガス、水道の生活関連サービス施設(ライフライン)に係る2次災害発生の未然防止、トータルな「復旧」の実施等を推進するため、ライフライン対策チームを編成する。

## 第2節 電力施設対策

### 1 電気(中部電力株式会社、株式会社JERA)

#### (1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

#### (2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・



西日本電信電話株式会社の加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(イ) 電力会社側

- a 火力設備
- b 超高圧系統に関連する送変電設備

(ロ) 利用者側

- a 人命にかかわる病院
- b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(イ) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(ロ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(イ) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(ロ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社JERAを除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

### 第3節 ガス施設対策

#### 1 ガス事業者における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、ガス事業者は速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、2次災害の防止を図る。

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車、チラシ類の配布等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

## 2 LPガス（プロパンガス）施設

(1) 災害時における復旧対策

災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認、情報収集を行い、緊急対応措置を講ずる。また、2次災害の発生防止措置を講ずる。その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講ずる。

(2) 災害時におけるLPガスの保安

LPガス施設が火災等により危険な状態になった場合、又は容器、配管等の折損によりガス漏れの危険がある場合、又は爆発する等の災害が発生した場合、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

ア LPガス供給設備が危険な状態になったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置を講ずる。

イ LPガス配管の折損等によって漏洩の危険がある場合は、バルブを閉止する等、危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ 中部近畿産業保安監督部、愛知県防災局、西枇杷島警察署、市災害対策本部、消防署等へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

(3) 応援協力関係

一般社団法人愛知県LPガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。

## 第4節 上水道施設対策

### 1 水道事業者（市及び県（保健医療局、企業庁））における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

## 2 市における措置

(1) 災害における応急工事

ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

イ 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域には、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

(2) 災害時における水道水の衛生保持

水道施設等が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物資が混入しないように処理するとともに、特に浸水地域等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように周知する。

(3) 広報活動

水道施設の被害の状況、水道使用の一時中止、復旧の見通し等について、広報車、チラシ類の配布、さらに報道機関を通じて呼びかける。

## 第5節 下水道施設対策

### 1 下水道管理者（市及び県（建設局））における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、2次災害の発生箇所又は発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能

な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

(2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ県を通じて応援要請する。

また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続の特例措置等を要請する。

(3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

## 2 市における措置

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上で緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による2次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

ポンプ場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、排水機能の応急復旧を図る。

## 第6節 通信施設の応急措置

### 1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

**2 移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置**

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

(2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

(3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

**3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置**

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi\_Free\_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

**4 放送事業者における措置**

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

**第7節 郵便業務の応急措置**

**1 日本郵便株式会社の措置**

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱い時間又は取扱い日の変更等の措置を講ずる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施する。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

## 第8節 ライフライン施設の応急復旧

### 1 市、県及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

## 第14章 航空災害対策

### ■基本方針

○航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

### 第1節 愛知県名古屋飛行場

#### 1 県（名古屋空港事務所）における措置

##### (1) 航空機事故発生の通報

航空機事故発生を知ったとき及び発見者から通報を受けたときは、3「情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）」により関係防災機関に通報するとともに、災害を最小限に軽減するよう努める。

##### (2) 航空自衛隊及び地元消防機関の協力による消火救難活動

航空機事故が発生した場合は、航空自衛隊及び地元消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### (3) 空港利用者の避難誘導

空港内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置をとる。

##### (4) 愛知県医師会に対する医療救護班の派遣要請

空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、愛知県医師会に医療救護班の派遣を要請する。

##### (5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請

空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死者数が発生した場合は、「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、日本赤十字社愛知県支部に対して、救護班の派遣を要請する。

##### (6) 愛知県歯科医師会に対する歯科医療救護班の派遣要請

空港及び空港周辺において、航空機事故により多数の負傷者が発生した場合は、「災害時の歯科医療救護に関する協定」に基づき、愛知県歯科医師会に対して、歯科医療救護班の派遣を要請する。

##### (7) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置

空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、救難救助隊を編成し、救護所及び遺体安置所等を設置し、救難救助活動を実施する。

##### (8) 滑走路等の使用の一時停止措置

滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用



できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置をとるとともに、応急復旧工事を実施する。

## 2 航空自衛隊における措置

### （民間機の場合）

- (1) 地元消防機関及び県（名古屋空港事務所）と協力した負傷者の救出、消防活動  
愛知県名古屋飛行場内で航空機事故が発生した場合は、地元消防機関及び名古屋空港事務所と協力して負傷者の救出、消防活動等を実施する。
- (2) 愛知県知事の要請に基づく救助、捜索等災害応急活動  
愛知県名古屋飛行場周辺で航空機事故が発生した場合は、愛知県知事の要請により出動し、救助、捜索等災害応急活動を実施する。

### （自衛隊機の場合）

- (3) 航空機事故発生 of 通報  
航空機事故の発生を知ったとき及び通報を受けたときは、3「情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）」により関係防災機関に通報するとともに災害を最小限に軽減するように努める。  
また、必要な情報を地元消防機関等に通報し、円滑な対策活動が実施できるように協力する。
- (4) 応急活動及び事故現場の復旧  
救助、捜索等応急活動を実施するとともに、事故現場の復旧を行う。  
また事故に関する情報交換及び救難活動に関する連絡調整を円滑に実施するため、事故現場付近に現地連絡所を設置する。

## 3 市における措置

- (1) 航空機事故発生 of 通報  
航空機事故の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- (2) 警戒区域の設定及び市民等に対する立入制限・退去等の命令  
空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限あるいは退去を命ずる。
- (3) 救助及び消防活動  
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。  
また航空自衛隊が設置する現地連絡所の場所を提供するとともに、必要に応じ連絡員を派遣する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等  
負傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣し応急処置を施した後に西消防署救急隊等により適切な医療機関に搬送する。  
また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等を設置又は手配する。  
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

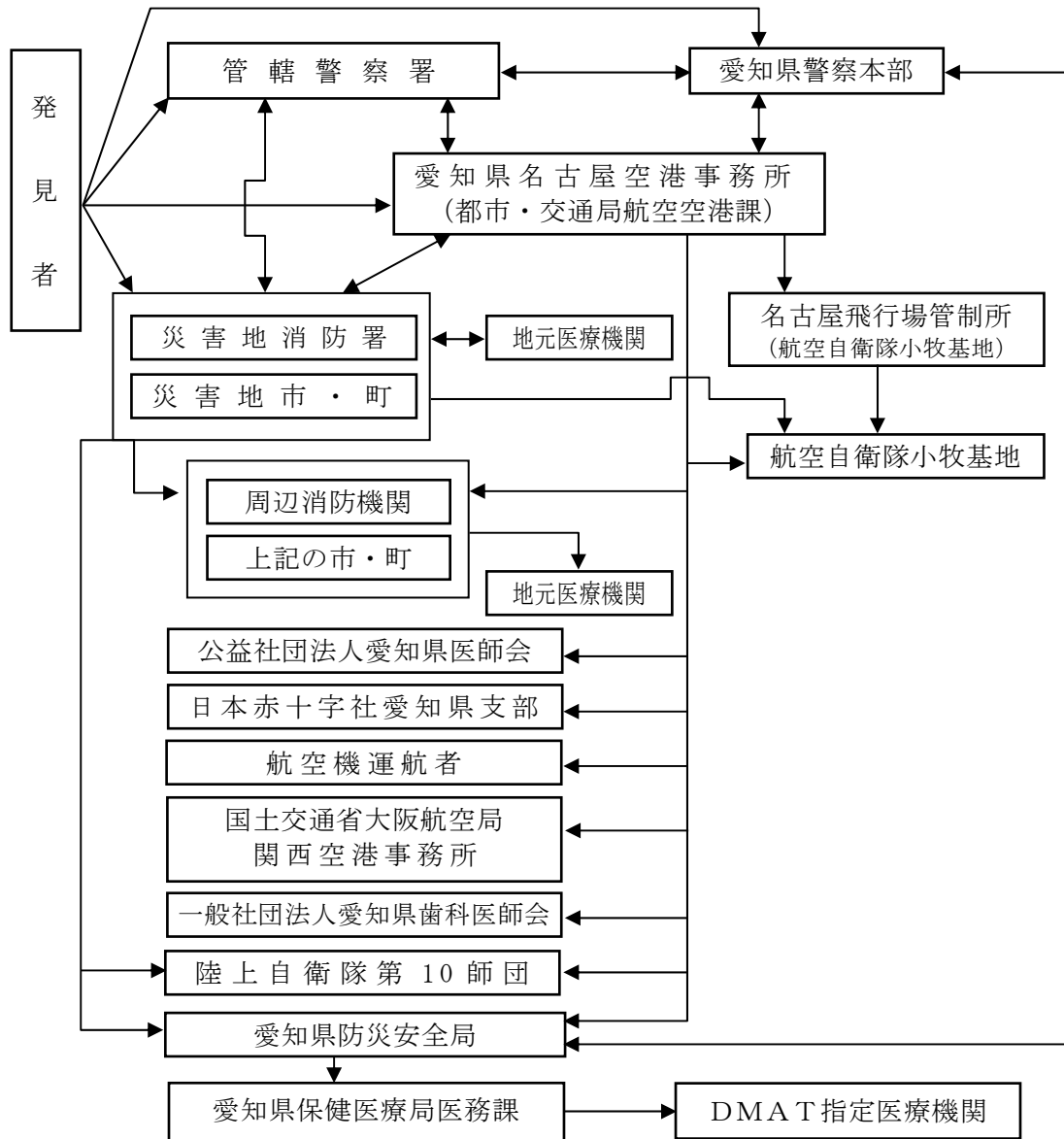
さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資器材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣についてあっせんを求める。

#### 4 情報の伝達系統

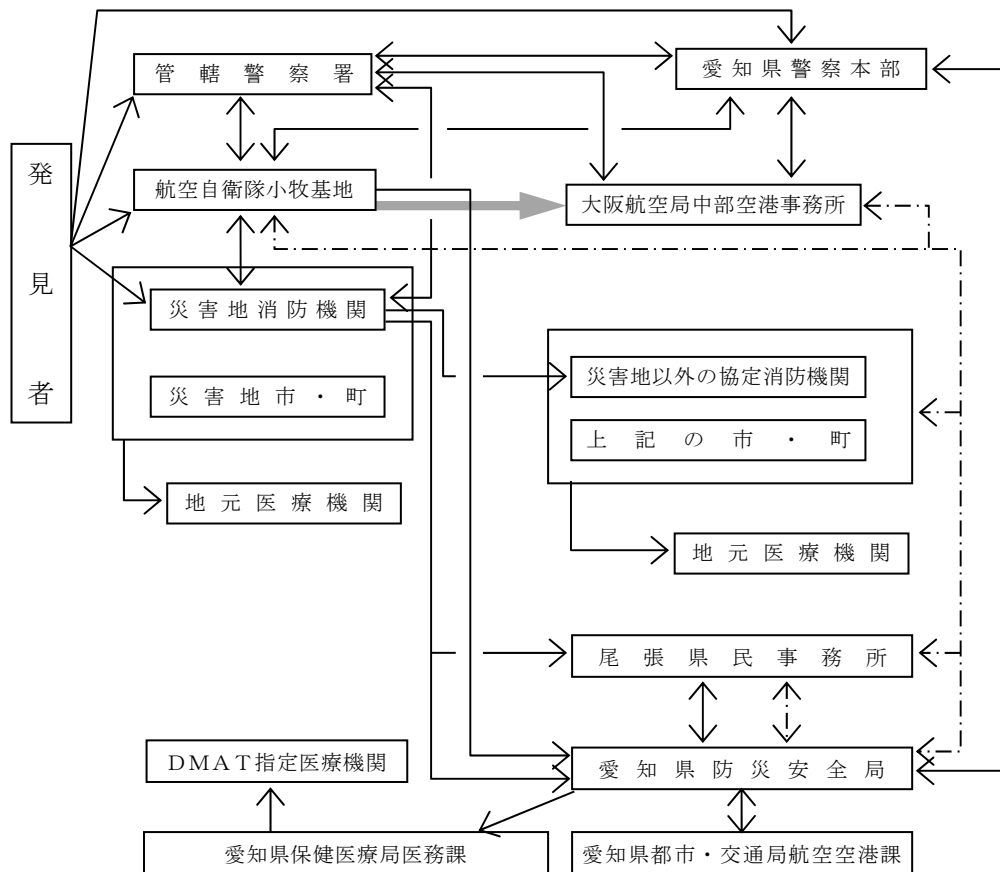
##### (1) 愛知県名古屋飛行場

ア 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合



## 第1編 風水害等災害応急対策

イ 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合



(注)1 空港外周辺地域とは、「名古屋空港及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づく第2種区域をいう。

2 消防協定機関とは、西春日井広域事務組合消防本部、小牧市消防本部、春日井市消防本部、名古屋市消防局をいう。

3 災害地消防機関または災害地以外の消防協定機関が名古屋市消防局の場合は、県民事務所への伝達はしない。

4 災害地消防機関が名古屋市消防局又は西春日井広域事務組合消防本部の場合の西春日井広域事務組合消防本部又は名古屋市消防局への伝達方法は、ホットラインとする。

\* 伝達手段

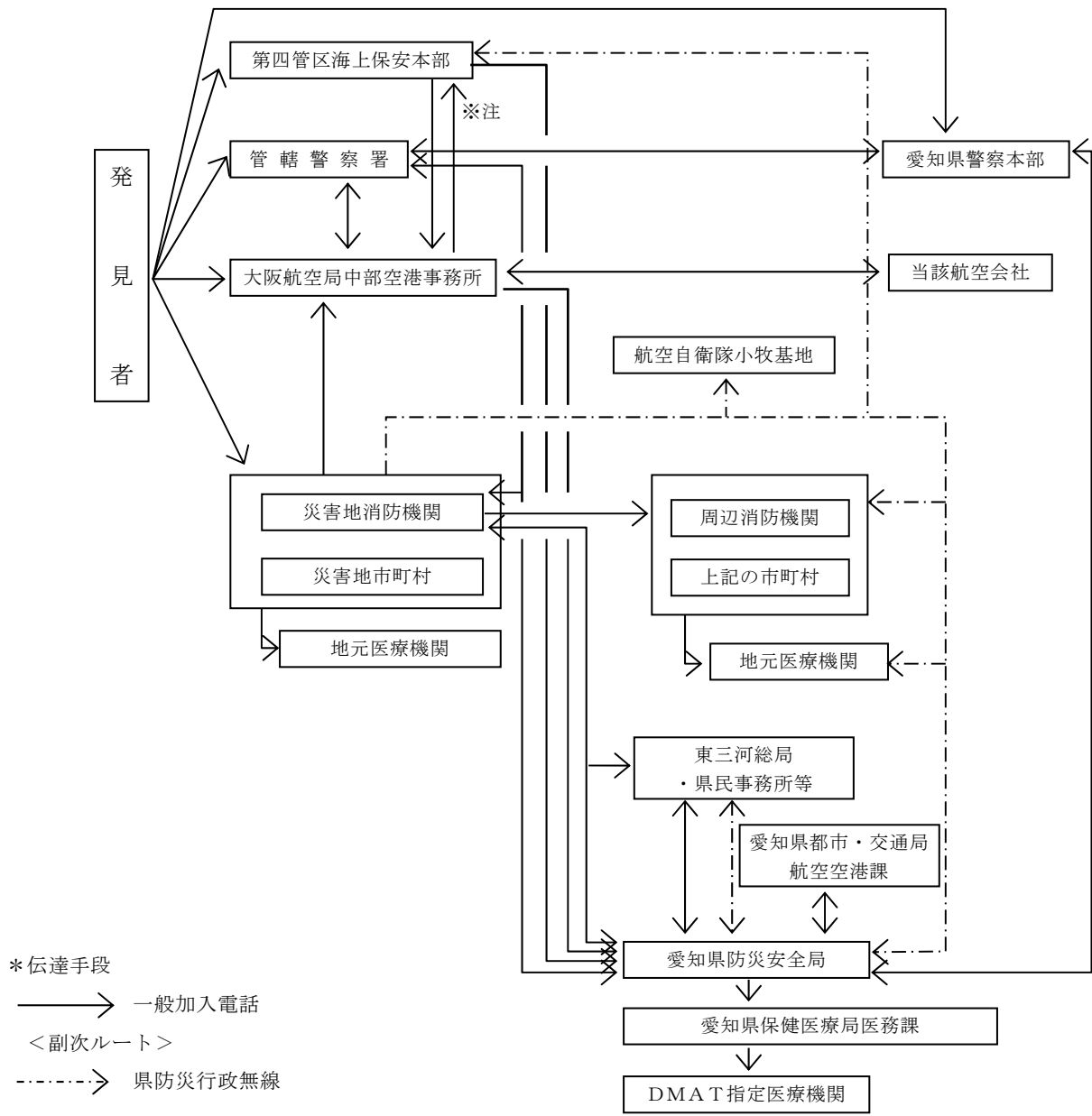
➡ 専用線（クラッシュホーン）

→ 一般加入電話

＜副次ルート＞

— — — → 県防災行政無線（同時一斉FAX使用可）

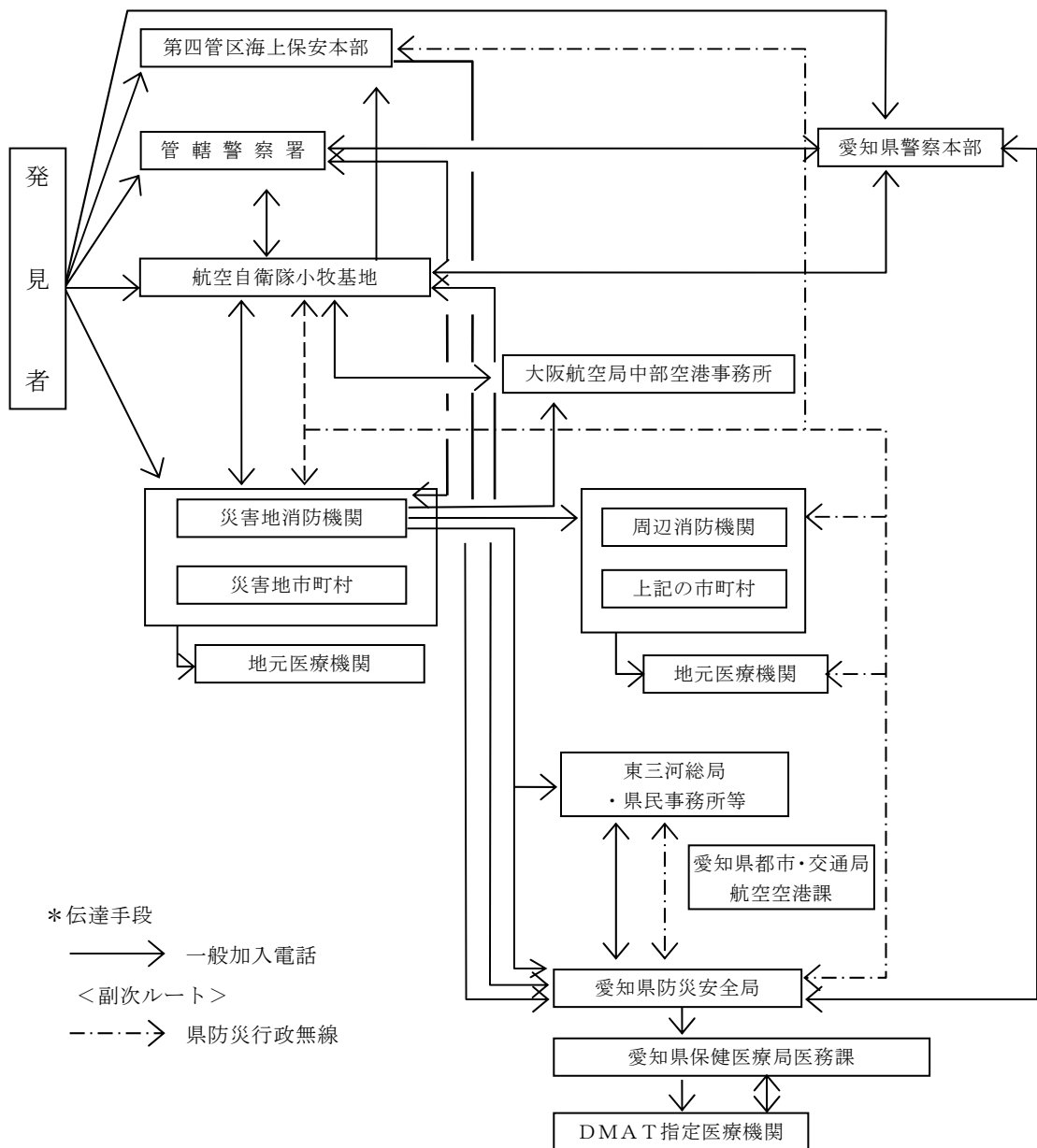
(2) その他の地域で事故が発生した場合  
ア 民間航空機の場合



※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

イ 自衛隊機の場合



(注) 災害地消防機関が名古屋市消防局の場合は、県民事務所への伝達は要しない。

## 第15章 鉄道災害対策

### ■ 基本方針

○鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下、「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施する。

### 第1節 鉄道災害対策

#### 1 鉄道事業者における措置

- (1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡  
大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに市、県、警察、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。
- (2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難  
大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動  
大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（「第5章 救出・救助対策」参照）。
- (4) 代替交通手段の確保  
大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 鉄道施設の応急措置  
鉄道施設の応急措置については、「第7章 道路交通規制・緊急輸送対策」により実施する。
- (6) 他の鉄道事業者への応援要請  
応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

#### 2 市における措置

- (1) 県への連絡  
鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び市民等に対する立入制限・退去等の命令  
必要に応じ、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動  
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実

## 第1編 風水害等災害応急対策

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、「第12章 遺体の取扱い」により実施する。

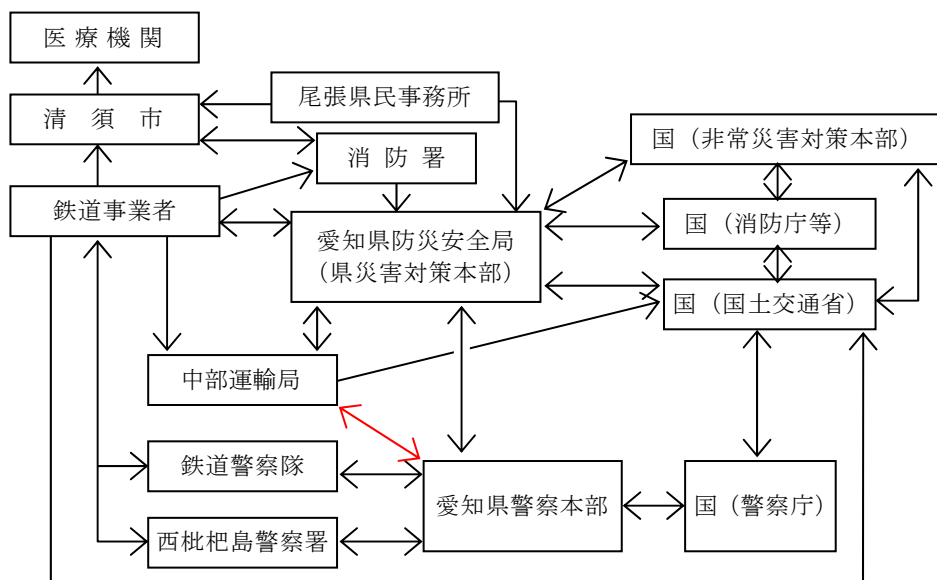
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



(1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

260



## 第16章 道路災害対策

### ■基本方針

○トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下、「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施する。なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、「第17章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

### 第1節 道路災害対策

#### 1 道路管理者（市、中部地方整備局、県（建設局）、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置

##### (1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省、愛知県への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び愛知県に連絡する。

##### (2) 交通規制

大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（「第7章 道路交通規制・緊急輸送対策」参照）。

##### (3) 初期の救助及び消防活動への協力

市、県等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。

##### (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、2次災害の防止に努める。

##### (5) 他の道路管理者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

#### 2 市における措置

##### (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

##### (2) 警戒区域の設定及び市民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### (3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、「第12章 遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

地元市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(8) 緊急輸送道路指定路線の道路機能の確保

県が指定する緊急輸送道路については、県に協力しつつ、緊急輸送道路の機能確保に努める。

(9) 緊急輸送道路に関する情報提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

### 3 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導及び危険物等の防除活動を実施する。

(4) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

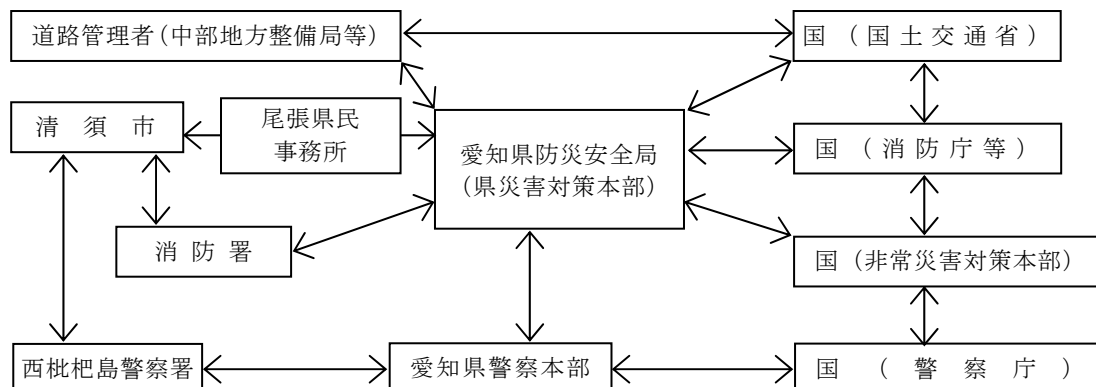
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

## 4 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



## 5 応援協力関係

- (1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

## 第17章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

### ■基本方針

○危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

### 第1節 危険物等施設及び積載車両

#### 1 危険物等施設及び積載車両の所有者、管理者、占有者における措置

##### (1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

##### (2) 災害発生に係る消防署等への通報

消防署、市長の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の市民に避難するよう警告する。

##### (3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

##### (4) 消防機関の受入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

#### 2 県警察における措置

##### (1) 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

##### (2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

##### (3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

##### (4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

##### (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(6) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

### 3 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び市民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

### 4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 第18章 高圧ガス災害対策

---

### ■基本方針

○高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

### 第1節 高圧ガス施設及び積載車両

#### 1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

##### (1) ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

##### (2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報

所轄消防署又は所在市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

#### 2 県警察における措置

##### (1) 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

##### (2) 高圧ガス施設の所有者等への危害防止のための措置等

高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

##### (3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

##### (4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

##### (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

##### (6) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

##### (7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

##### (8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

### 3 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 高圧ガス施設の所有者等に対する危害防止措置の指示

高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び市民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

### 4 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 第19章 火薬類災害対策

---

### ■基本方針

○火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

### 第1節 火薬類関係施設

#### 1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置

##### (1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

##### (2) 災害発生に係る県警察等への通報

県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

#### 2 県警察における措置

##### (1) 県及び名古屋市への通報

県及び名古屋市へ災害発生について、直ちに通報する。

##### (2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止のための措置等

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

##### (3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

##### (4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

##### (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

##### (6) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

##### (7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

##### (8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。



### 3 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等をうけ、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

### 4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 第20章 大規模な火事災害対策

### ■基本方針

○大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下、「大規模な火事災害」という。）から地域住民を守るため、早期に初動体制を確立し、防災関係機関は緊密な協力のもとに各種対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。なお、「第17章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、「第18章 高圧ガス災害対策」及び「第19章 火薬類災害対策」の定めについても留意する。

### 第1節 大規模な火事災害対策

#### 1 市における措置

##### (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

##### (2) 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、「第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

##### (3) 警戒区域の設定及び市民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防団及び消防本部と協力して消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

##### (5) 県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

##### (6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

##### (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

## 2 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(4) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

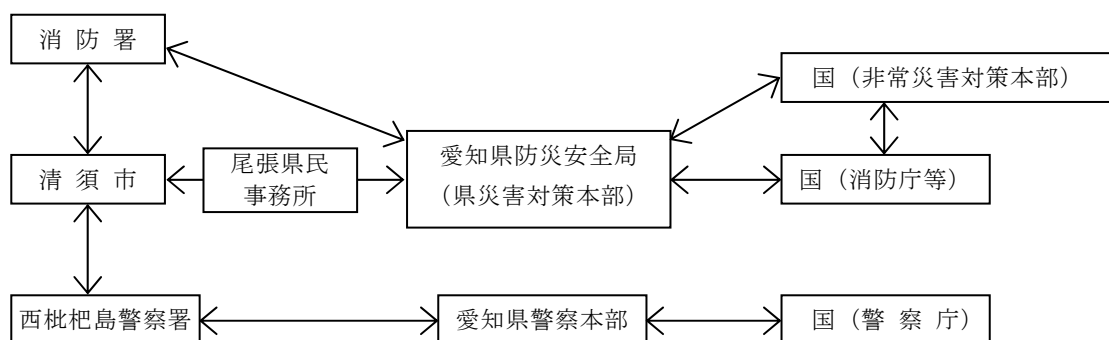
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

## 3 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



## 4 応援協力関係

(1) 市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するにあたって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

## 第21章 地下等における都市ガス災害対策

### ■基本方針

○地下等においてガス等による災害から不特定多数の者及び地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

### 第1節 地下等における都市ガス災害対策

#### 1 地下等の所有者、管理者及び占有者における措置

##### (1) ガス事業者等への通報及び火気使用禁止等の安全措置

ガス漏れを知ったときは、直ちにガス事業者へ通報するとともに当該地下等内にある店舗等のメーターガス栓を閉止し、火気の使用の禁止、電気設備の使用規制等の安全措置を講ずる。

なお、必要と認めるときは、市町村（消防機関）へ通報する。

##### (2) 避難誘導による安全確保

ガス事故発生のおそれのある場合、又は現にガス事故が発生している場合は、地下等の居住者、店舗等の客及び付近の市民に対し適切な避難誘導を行い安全確保を講ずる。

##### (3) シャッターの閉鎖

他の地下、ビル等との連絡口がある場合は、必要に応じてガス拡散を考慮しつつ連絡口に設けられているシャッターを閉鎖する。

##### (4) 立入規制及び自衛消防隊その他の要員による初期消火活動

消防機関等の現場到着までの間、必要に応じて地下に通ずる階段付近一帯をロープ等により立入規制を行うとともに、火災が生じた場合には、自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施し2次災害の防止に努める。

##### (5) ガス事業者との事前申し合せに基づく緊急時のガス遮断

地下等の所有者等は、ガス事故災害を防止するため緊急でやむをえないものと認める場合は、ガス事業者との事前の申し合せに基づきガス遮断装置を操作して、ガス遮断を行うことができる。

##### (6) 消防機関の受入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

#### 2 ガス事業者における措置

##### (1) 所要の保安要員の現場出動

地下等の所有者等あるいは市町村（消防機関）からガス漏れの発生又はガス事故の発生若しくは発生するおそれがある旨の通報を受けたときは、直ちに、所要の保安要員を現場

へ出動させる。

(2) 消防機関及び県警察に対する通報連絡

地下等の所有者等からの通報又は現場に出動した保安要員からの連絡に基づきガス事故が発生又は発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに消防機関及び県警察に対し通報連絡する。

(3) ガス漏れの検知及びガスの供給停止

現場に出動した保安要員は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、必要に応じ、ガス事故災害防止のためガスの供給停止等の措置を講ずる。

(4) 現場消防機関に対する措置状況の報告

現場に消防機関が出動したときは、保安要員は、消防機関に(3)の措置状況を報告する等緊密な連携を保つとともに現場の状況に応じた適切な措置を講ずる。

(5) 遮断後のガス供給再開 遮断後のガスの供給再開は、2次災害発生の防止を図るため、ガス事業者（保安要員）が行う。

### 3 市（消防機関）における措置

(1) ガス事業者への通報連絡

地下等の所有者等から直接ガス漏れ又はガス事故発生の通報を受けた場合には、直ちにガス事業者に対し通報連絡する。

(2) 地下等の所有者等に対する危害防止措置の指示

地下等の所有者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び市民等に対する立入制限、退去等命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導

現場の警察官と協力して、警戒区域内への人及び一般車両の通行等を規制するとともに、火気使用禁止等の広報活動を徹底し、併せて警戒区域内の市民の適切な避難誘導を講ずる。

(5) 救助及び消火活動

清須市消防計画等により消防団を出動させ、当該地下等の救助及び消火活動を実施する。

この場合、必要に応じて当該地下等の所有者等からの報告、助言を受け、あるいは他の防災関係機関及び自衛消防隊の協力を得て実施する。

(6) ガス事業者に準じたガスの供給停止措置

ガス事故災害防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、「2 ガス事業者における措置」に準じた措置を講ずる。

(7) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(8) 他の市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

#### 4 県警察における措置

(1) 県への通報

地下等における都市ガス災害の発生を知ったときは、直ちに県へ通報する。

(2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(3) 地下等の所有者等に対する危害防止のための措置等

地下等の所有者等に対し危害防止のための必要な措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(6) 火気使用禁止等の広報活動

火気使用禁止等の広報活動を実施する。

(7) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(9) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

#### 5 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 第22章 住宅対策

### ■基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、2次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。
- 災害により住家が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により、居住が不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設し、また、住宅のき損等に対し、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活に可能な程度の応急修理をし、又は障害物を除去する必要がある。そして、大規模災害においては、“市の復興”のための都市計画策定・事業化へと進めていく必要がある。非常時における都市計画は、平常時と異なり、まず「当面どうするか」について対処し、その後「全体計画」の策定という順序で取り組むことが要請される。従って災害時における「住」対策は、被災した市民の「自助」及び「共助」努力を基礎としつつ、行政の支援（「公助」）により「まちの復興」を実現していくための「当面必要な対策」として行われるため、以下の4点を基本方針として、住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去にあたる。
  - ①可能な限り現住宅の居住継続の方途を追及する。
  - ②市民の自主的復旧を原則とする。
  - ③民間活力を最大限活用する方途を追及する。
  - ④市は、市民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。

### 第1節 実施体制

#### 1 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・愛知県建設業協会その他協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

| 区 分                   | 期間の目安           | 措置の目安                                                                                                                    |
|-----------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅被災・避難期<br>(避難所開設期間) | 災害発生後<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"><li>● 建築物の被害状況の把握</li><li>● 被災宅地危険度判定の実施及び危険防止措置</li><li>● 被災建物の補強又は補修・解体の実施</li></ul> |

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

| 区 分                   | 期間の目安           | 措置の目安                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅の建設</li> <li>● 公営空家住宅の確保</li> <li>● 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む）</li> <li>● 被災者向け相談業務</li> <li>● 災害時「住」対策推進会議の設置・運営</li> </ul>                 |
| 住宅供給・帰宅期<br>（避難所閉鎖以降） | 災害発生後<br>15日目以降 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給</li> <li>● 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む）</li> <li>● 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施</li> <li>● 被災者向け相談業務</li> <li>● 災害時「住」対策推進会議の運営</li> </ul> |

## 2 災害時「住」対策推進会議

### (1) 災害時「住」対策推進会議の設置

関係各部長及び愛知県建設業協会・県・国その他協力団体等・市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「住」対策推進会議を設置する。併せて、対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、推進会議の事務局を建設部内に置く。事務局要員は建設部及び関係各部職員をもってあてる。

### (2) 役割分担

災害時「住」対策推進会議を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

| 名 称                  | 役割のあらまし                                                                                                                                                                                |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市                    | ①災害時「住」対策推進会議の運営事務<br>②建物被害状況に関する調査及び集計<br>③被災宅地危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施（修理・解体を含む）<br>④応急仮設住宅設営用地の確保<br>⑤トータルケアセンターの設置・運営<br>⑥その他市民との対応                                              |
| 県                    | ①被災宅地危険度判定実施のための応援要員の確保及び作業基準・マニュアルの作成<br>②建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成<br>③災害救助法に基づく被災住宅の応急修理<br>④災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設<br>⑤応急仮設住宅設営用地確保のための協力<br>⑥市が行う被災者相談業務に関する協力<br>⑦その他市が行う災害時「住」対策への協力 |
| 国・防災関係機関             | ①被災宅地危険度判定実施のための応援要員の確保及び作業基準・マニュアルの作成支援<br>②建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成支援<br>③その他市が行う災害時「住」対策への協力                                                                                        |
| 愛知県建設業協会<br>その他建築関係団 | ①被災宅地危険度判定作業実施の協力<br>②判定結果に基づき必要な措置実施への協力                                                                                                                                              |



| 名 称                   | 役割のあらまし                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 体・事業所                 | ③市・県が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力<br>④被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応<br>⑤市が行う被災者相談業務に関する協力<br>⑥その他市が行う災害時「住」対策への協力                                                                                                   |
| 市内宅地建物取引業者<br>県内弁護士団体 | ①被災者向け賃貸住宅の斡旋に関する協力<br>②市が行う被災者相談業務に関する協力<br>③その他市が行う災害時「住」対策への協力                                                                                                                                  |
| 市 民                   | 地区復興委員会の結成・運営<br>①被災者の復興まちづくりに関する意見の集約<br>②被災者住宅への調査時の立ち会い<br>③被災者からの住宅修繕等の受付け・集計・通知<br>④融資制度その他行政等支援メニューの説明<br>⑤行政サービス各種申込書の配布<br>⑥その他災害時「住」対策に必要な措置<br>⑦発生量抑制のためのがれき処分計画への協力<br>⑧行政・関係団体等との連絡・協議 |

### 3 住宅の確保・供給体制

#### (1) 市の役割

被災者向け住宅の確保・供給については、以下の事項を参考に行う。

| 項 目                            | 手順その他必要事項                                                                                                                           |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仮設住宅等入居希望状況の把握                 | ①避難所、トータルケアセンター、民生委員・児童委員等による調査                                                                                                     |
| 応急仮設住宅建設用地の確保                  | ①市内の公園の被災後の現況の把握<br>②その他市内未利用地の現況把握及び用地確保                                                                                           |
| 一時入居住宅の確保                      | ①市内公共住宅空家の現況把握及び確保<br>②市外公共住宅空家の確保（→県建設部・県産業労働部等）<br>③公民館等の市施設のうち転用可能なもの<br>④民間賃貸住宅、社宅等のうち提供可能なもの                                   |
| 被災者向け住宅供給計画案の作成                | ①総戸数及び募集区分別戸数案の作成<br>②面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成<br>③供給実施計画案の作成                                                                             |
| 県・国等との協議及び協力要請                 | ①仮設住宅用地（国・県有地等）の提供要請（→東海財務局・県等）<br>②建設業者・資機材等メーカーの広域的確保協力の要請（→県建築局・県経済産業局等）<br>③供給計画案の協議及び供給実施計画決定（→県福祉局・県建築局）<br>④一時入居住宅提供その他の協力要請 |
| 愛知県建設業協会その他協力団体等への協力要請         | ①供給・斡旋等協力体制確立の要請<br>②供給実施計画案の作成に関する協力要請<br>③県・国との協議状況に関する情報の提供                                                                      |
| トータルケアセンター・地区復興委員会等における申込等受付け体 | ①センター担当職員・地区復興委員会等への必要事項周知及び入居申込用紙の配置                                                                                               |

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

| 項 目                      | 手順その他必要事項                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------|
| 制の確立                     | ②市民からの入居申込・住宅提供申出等の受付け<br>③市民からの相談・苦情等の受付け |
| 被災者向け住宅供給に関する<br>広報活動の実施 | ①市による広報活動の実施<br>②報道機関に対する情報の提供及び報道の要請      |

(2) 被災者向け住宅供給の目安

被災者向けに供給することが必要となる住宅の仕様、主な確保ルートに関する概ねの目安は以下のとおりとする。

| 区 分       | 面積の目安           | 主な確保ルート                                                                                                         |
|-----------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多人数世帯向け住宅 | 39.6㎡<br>(12坪)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県営・公団・公社・その他公共住宅空家</li> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul> |
| 少人数世帯向け住宅 | 29.7㎡<br>(9坪)   |                                                                                                                 |
| 単身者向け住宅   | 19.8㎡<br>(6坪)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul>                               |
| 要介護付住宅    | 平均19.8㎡<br>(6坪) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul>                               |
| 入居待機者用施設  | -               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 暫時提供可能な社宅</li> <li>● 待機者用施設としての転用若しくは建設</li> </ul>                     |

4 関連対策との調整

災害時「住」対策の実施にあたっては、輸送や電力・ガス・水道の供給にあたる人員や資機材等との調整も必要となってくることが考えられる。

調整は、原則として、市災害対策本部が行うが、災害時「住」対策推進会議で調整可能な場合はこれによる。

5 関係機関との連携体制

迅速かつ相応量の住宅供給の確保をするには、「多く」の技術者・作業要員・資機材・被災地最寄用地の確保が必要となるため、県、国、民間事業者等との連携を図る。

また、仮設住宅建設、公営住宅空家の確保と合わせて民間賃貸住宅の供給を促す。

6 トータルケアセンター等を活用した相談支援

自主的復旧を促進するための支援として、トータルケアセンターを中心とした相談業務を行う。災害時「住」対策の実施にあたっては、危険度判定結果をめぐる貸主と借主のトラブル、建築物の補修・解体、建て替えの場合の権利関係の調整業務等、法律の専門家や都市計画コンサルタントその他の専門家による助言又は協議斡旋等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、トータルケアセンター（市役所内に設置予定）に相談業務を行うための要員を確保するよう努める。

## 第2節 被災宅地の危険度判定

### 1 方針

降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により、その後市民の生命に関わる2次災害の発生のおそれがある。災害直後に宅地の安全性はどうか等の判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して被災宅地危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、2次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

### 2 市における措置

#### (1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市は、市の区域で被災宅地危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

#### (2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

## 第3節 被災住宅等の調査

### 1 市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要となる次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における市民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

## 第4節 公共賃貸住宅等への一時入居

### 1 市、県（建築局）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

#### (1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

#### (2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものである  
で、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等  
については、できる限り軽減措置を図る。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府  
県に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

## 2 民間住宅

被害状況等によっては、民間賃貸住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じるこ  
とから、民間住宅の確保に努める。

企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。

## 第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

### 1 市及び県（建築局）における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、  
応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借上げによるものとし、災害の特性等に応じ  
て供与方法を選択する。

対策の実施手順は、災害発生後の状況によりその都度決めるが、概ね以下の2つの時期区分  
に基づき行う。

| 区 分                   | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の<br>緊急措置       | 災害発生後<br>7日目まで           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県営・公団・公社住宅の被害状況確認及び市内外提供可<br/>能空家数の把握</li> <li>● その他公共住宅空家の提供可能数の把握</li> <li>● 暫時提供可能な民間保養所・社宅数の把握（避難所閉鎖<br/>後の入居待機者用施設「待機所」）</li> <li>● 応急仮設住宅等入居希望状況の把握</li> <li>● 応急仮設住宅建設計画の策定（用地の確保等）</li> <li>● 民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置</li> </ul> |
| 住宅供給・帰宅促進<br>実施体制への移行 | 災害発生後<br>8日目以降<br>20日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時入居住宅・民間賃貸住宅の斡旋体制確立</li> <li>● 被災者への一時入居住宅の提供業務開始</li> <li>● 避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」指定及び提<br/>供体制の確立</li> <li>● 応急仮設住宅提供体制の確立</li> <li>● 応急仮設住宅の建設開始</li> </ul>                                                                        |

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、2次災害に充分配慮する。

イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

| 区 分       |            | 管理者等             | 手続その他において留意すべき事項                                                                                                                           |
|-----------|------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市         | 市の公園       | 公園管理者<br>(都市計画課) | <p>ア 平坦な地形にあり、面積1,000㎡以上を有するものであることが望ましい。</p> <p>イ 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。</p>                                              |
|           | その他の市有未利用地 | 総 務 部            |                                                                                                                                            |
| 県         | 県有未利用地     | 県総務局             |                                                                                                                                            |
| 国有未利用地    |            | 東海財務局            | <p>ア 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。（国有財産法第22条第1項第3号）</p> <p>イ 所管する東海財務局に照会し提供を要請する。</p>                                  |
| その他公有未利用地 |            | 各管理機関            | －                                                                                                                                          |
| 民有未利用地    |            | 各管理者             | <p>ア 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借契約書を取り交わす。</p> <p>イ また、市、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第356条第1項に基づき裁判所に申立て、建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。</p> |

ウ 留意事項

被災者が相当期間居住することを考慮し、建築場所の選定にあっては、以下の事項に留意する。なお、遠隔地に建設したため申込みがなく入居しないまま空家となっている分については、救助費の国庫負担の対象とならないため、関係各部長・機関等の協力を得ながら選定する。また、私有地の場合には、後日問題が起こらないように正規の賃貸借契約書を取り交わすこと。

(ア) 2次災害の危険のないこと

(イ) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

(ウ) 交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等

(エ) ガス・水道・電気等供給施設の敷設可能な場所

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60

号)に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市の基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができる。

- (イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

#### イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工する。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長する。

#### ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買い取りにより設置する。

ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

#### エ 建設戸数

応急仮設住宅は、災害救助法では、全焼、全壊及び流出世帯の合計数の3割以内が目安とされているが、被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等に応じて設置戸数の引き上げが必要と認められる場合は、厚生労働大臣の承認が得られるように応急仮設住宅設置期間内に知事へ申請を行う。

#### (4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

#### (5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

##### ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

##### イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託し、市がこれを行う。

調査結果の取りまとめは建設部長が行うが、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。また、選定にあたっては、以下の事項を把握する。

- 建設地に関する希望状況の把握（避難所所管区域内にこだわるか否か）
- 段差の解消等仕様に関する希望内容
- 介護の要否・程度に関する希望内容

##### ウ 管理運営

- (ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

- (イ) 県が管理するものについては、市はこれに協力する。
- (ウ) 市が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め建設部が行う。
- (エ) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- (オ) 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

#### エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

供与にあたっては、入居者に対しこの建物が、被災者との間に応急仮設住宅賃貸借契約を結ぶ。

#### (6) 整備保全すべき帳簿

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管しておかなければならない。

ア 応急仮設住宅入居者台帳

イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約

ウ 応急仮設住宅建築のため原材料購入契約書・工事契約・その設計書・仕様書等

エ 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類

## 2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、清須市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

## 第6節 住宅の応急修理

### 1 県（防災安全局・建築局）における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

#### (1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等

の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行う）。

## 2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付け、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ及び県への各種情報提供等を行う。

(1) 整備保存すべき帳簿

ア 住宅応急修理記録簿

イ 住宅の応急修理のための契約書・仕様書等

ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

## 3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該



災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、清須市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

## 第7節 障害物の除去

### 1 市における措置

#### (1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

##### ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

##### イ 除去の範囲

現に居住している住家で居室、炊事場、トイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

##### ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

##### エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

##### オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

##### カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

#### (2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

#### (3) 整備保存すべき帳簿

##### ア 障害物撤去の状況記録簿

##### イ 障害物除去費支払関係証拠書類

### 2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第23章 学校における対策

### ■基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。
- 学校教育活動の早期再開を図ると同時に、被災により心の傷を受け精神的に不安定な状況にある児童生徒の「こころのケア」も欠くことのできない重要な取組となる。そのため、以下の3点を基本方針として、文教災害対策に取り組む。
  - ①児童生徒の安全確保に努める。
  - ②教育活動の早期再開を図るとともに、被災により心理的に不安定な状況にある児童生徒の「こころのケア」対策の実施。
  - ③児童・生徒を持つ市民がいつときも早く災害による打撃から立ち直り、安心して生活再建のための活動に専念できるよう支援する。なお、県立高校その他の公立教育施設、私立教育施設についても同様の対策が講じられるよう県・関係各位との連携・協力に努める。

### 第1節 体制

#### 1 体制

##### (1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、発生後の事態の推移に応じて、県・PTAその他協力団体等及び教育委員会と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

| 区 分                      | 期間の目安          | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の緊急措置<br>(避難所開設初期) | 災害発生後<br>7日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所開設及び被災者の応急的受入れ措置に関する協力</li> <li>● 校内被災箇所・危険箇所の点検・調査及び当面必要な安全措置の実施（立入禁止措置等）</li> <li>● 所属教職員の安否確認及び動員の指示</li> <li>● 「安否不明の教職員」リストの作成</li> <li>● 「児童生徒」の安否確認・所在の把握</li> <li>● 「安否不明の児童・生徒」リストの作成</li> <li>● 「疎開児童・生徒」リストの作成</li> <li>● 第1期応急教育対策計画の検討及び準備</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の設置</li> </ul> |

| 区 分                                | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1期応急教育対策の実施<br>(避難所開設後期)          | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1期応急教育対策の実施<br/>※避難所及び校区内「児童・生徒」の「こころのケア」対策を兼ねて行う。</li> <li>● 「安否不明の児童・生徒」に関する再調査</li> <li>● 「疎開児童・生徒」リストの作成</li> <li>● 被災校舎の補修及び仮設校舎の建設</li> <li>● 第2期応急教育対策計画の検討及び実施体制の確立<br/>○教材類・要員等の確保</li> <li>● 第1期応急教育に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の運営</li> </ul> |
| 第2期応急教育対策の実施<br>(避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中) | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急教育対策の実施<br/>○「児童・生徒」の「こころのケア」対策、平常時教育体制への移行を中心として行う。</li> <li>● 「疎開児童・生徒」のアフターケア<br/>○学校再開の連絡、その他必要な措置</li> <li>● 被災校舎の建替若しくは耐震補強計画の検討及び実施</li> <li>● 第2期応急教育に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の運営</li> </ul>                                              |

## (2) 災害時「教育」対策実施体制

### ア 災害時「教育」対策推進会議

関係各部長、県・国・P T Aその他協力団体等、市民及び教育委員会と連携・協力し、災害時における「教育」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「教育」対策推進会議を設置する。なお、推進会議の事務局を教育部内に置く。

事務局要員は教育部職員をもってあてる。

### イ 役割分担

災害時「教育」対策推進会議を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

#### (ア) 市・関係機関・協力団体の役割

| 名 称       | 役割のあらまし                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市及び市教育委員会 | ①「応急教育」実施のための市内学校間応援要員の確保及び応急教育対策実施計画の作成<br>②被災校舎の安全点検・危険度判定調査の実施<br>③調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施<br>④代替校舎の確保、仮設校舎の建設その他応急教育実施のために必要な施設の提供<br>⑤教科書その他学用品の調達及び被災児童・生徒への配布<br>⑥市の所掌する学校納付金の減免等の措置<br>⑦その他応急教育実施のために必要な措置<br>⑧応急教育に関する広報活動及び相談業務<br>⑨その他市民との対応<br>⑩災害時「教育」対策推進会議の運営事務 |

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

|                      |                                                                                                                                                                          |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県                    | ①「応急教育」実施のための他市町村間応援要員、学用品類の確保及び応急教育対策実施計画の作成に関する支援<br>②県立学校の授業料の納付期間の延長又は免除<br>③その他「応急教育」実施のために必要な支援<br>④「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援<br>⑤その他市が行う災害時「教育」対策への協力              |
| 国・防災関係機関             | ①「応急教育」実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援<br>②その他「応急教育」実施のために必要な支援<br>③「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援<br>④その他市が行う災害時「教育」対策への協力                                                            |
| P T A、学校医、その他学校関係団体等 | ①「児童・生徒」の安否確認及び安全確保に関する協力<br>②避難所における「応急教育」実施への協力<br>③避難所・校区における「児童・生徒」の健康維持、「こころのケア」対策に関する協力<br>④登下校の安全確保のために必要な協力<br>⑤市が行う「児童・生徒」向け相談業務に関する協力<br>⑥その他市が行う災害時「教育」対策への協力 |

#### (イ) 学校の役割

| 名 称 | 役割のあらまし                                                                                                                                                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教職員 | ①「児童生徒」の安否確認及び安全確保<br>②発災直後の学校施設被災状況に関する報告<br>③初期における避難所運営に関する協力<br>④避難所及び校区における「児童生徒」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策<br>⑤疎開先の「児童生徒」への教育的ケア<br>⑥登下校路の危険箇所把握及び必要な措置<br>⑦応急教育対策計画案の検討及び実施<br>⑧その他災害時「教育」対策に必要な措置 |

#### (ウ) 市民の役割

| 名 称    | 役割のあらまし                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 自主防災組織 | ①地域における「児童生徒」の安否確認及び避難所の運営に関する協力<br>②避難所における「応急教育」対策実施への協力<br>③その他災害時「教育」対策に必要な措置への協力 |

## 第2節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

### 1 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達

災害が発生した場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、災害等に関する情報は、「第3章 災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、幼稚園・学校

にあつては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

## 2 児童生徒・教職員の安全確保又は安否の確認等

### (1) 在校時間中に災害が発生した場合

#### ア 児童生徒の安否確認及び安全確保

学校長及び園長（以下、「学校長等」と言う。）は、在校時間中に災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童生徒、教職員の安否を確認、把握する。また状況によりあらかじめ定める避難防災計画に従いその安全確保に努める。

登下校路の安全が確認された場合は、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。災害の状況により児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。

#### イ 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、積極的に協力する。

### (2) 夜間・休日等に災害が発生した場合

夜間・休日等に災害が発生した場合については、各学校災害時防災計画に基づいた措置をとる。

### (3) 臨時休校（園）等の措置

授業を継続実施することにより児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校（園）長が臨時休校（園）等の措置をとる。

ただし、学校長等が決定して行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準による。

### (4) 安否確認及びリストの作成

児童生徒・教職員の安否の確認について、学校長等、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、概ね以下のとおり行う。

#### ア 安否及び所在地の確認

##### (ア) 主な確認ルート

- 学校（教職員）の調査に基づく報告
- 自主防災組織その他による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

##### (イ) 「安否不明リスト」作成上の留意点

- 学校単位
- 必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別

※保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害の有無等

### (5) 「疎開児童生徒」リストの作成

学校長等は、保護者からの届出、学校教職員による「地域訪問」等により把握した限りにおける「疎開児童生徒」リストを作成する。これにより「疎開先」に対する照会や児童生徒への連絡を行う。

なお、必要に応じて学校長等に対し「疎開児童生徒」リストの作成及び提出を求める。

## 第3節 教育施設及び教職員の確保

### 1 学校施設の被災状況の把握等

#### (1) 学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等

学校長等若しくは当日居合せた当直教職員その他の学校教職員は、災害によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。

学校長等は、設備の被害状況と併せて修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。

### 2 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

#### (1) 対策実施上の基本指針

災害発生時における「応急教育」対策の実施にあたっては以下の3点を基本指針とする。

ア 市は、知事に「災害時応急教育体制」への協力を要請する。

イ 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え教職員団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。

ウ 市民・事業所は、市・県等行政機関が実施する災害時における「教育」対策の実施に最大限協力する。

#### (2) 応急な教育施設の確保と授業等の実施方法

教育委員会は、教育施設の被災又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、以下の措置を講ずる。

ア 校舎の被害が軽少な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 校舎の被害が相当大きい、一部校舎の使用が可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は他の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講ずる。

ウ 校舎等の被害が被災により全面的に使用困難な場合

同一市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内教育施設の確保が困難な場合

他地域内の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずる。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

カ 児童生徒の安全な登下校を確保

必要に応じて臨時通学路の指定、PTA等の協力による通学安全指導要員の配置その他を行う。

(3) 教職員の確保

校舎が全面的な災害を受け復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は原則として当該校の教職員がそれぞれ付き添う。教職員の人的被害が大きく応急教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員確保の万全を図る。

なお、災害状況に対応して学校間における教職員の応援、県への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成を行う等、速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努める。

3 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

4 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第4節 応急的な教育活動についての広報

1 市、県（教育委員会）及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期及び方法等について児童生徒及び保護者等への周知を図る。

2 奨学に関する措置

公立学校にあっては保護者の申請により、その被害の程度に応じて費用の支払の延長、減額又は免除等の必要な措置を講ずる。

3 学校給食の応急実施

(1) 給食施設設備の整備

給食施設設備は応急給食のほか、災害時においては非常炊出しにも使用されるので、被害があったときは速やかに修理する。

(2) 給食用物資の確保

学校における給食施設の損壊により、給食が実施されないときは、最寄りの委託パン工場及び委託乳工業の工場に対し、緊急指令により必要量の供給を要請する。

## 第5節 教科書・学用品等の給与

### 1 市における措置

#### (1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校等の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告する。

#### (2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達について応援を求める。

### 2 整備保存すべき帳簿

- (1) 学用品の購入・配分計画表
- (2) 学用品交付簿
- (3) 学用品出納に関する帳簿
- (4) 学用品購入関係支出証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

### 3 応援協力関係

#### (1) 文教施設及び教職員の確保

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

#### (2) 教科書・学用品等の給与

市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき応援を要求する。

### 4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、学用品等の給与に関する救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第6節 児童生徒の「こころのケア」対策

### 1 応急教育にあたっての留意事項

#### (1) 第1期応急教育対策

学校長等は、児童生徒への「こころのケア」と「教育的ケア」対策として災害発生後、迅速に「第1期応急教育」を以下の事項に留意して実施を図る。

ア 「こころのケア」対策に関する専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。

イ 時間枠は、午前中又は午後の数時間とし、生活の規則をつくることにポイントをおく。



(2) 第2期応急教育対策

避難所が閉鎖される時期を目安として、避難所開設期間中に、関係各部、避難所担当部、関係機関・団体等及び学校長等の協力を得て、第2期応急教育対策の実施の検討及び準備を行う。

「第2期応急教育」の実施にあたっては、以下の事項に留意して実施を図る。

- ア 教科書の給付等、その都度状況に応じて学校長等が教育部長と協議して決定する。
- イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育、理科の衛生等を主として指導する。

| 健康・衛生に関する指導                                                                                                                               | その他の生活指導等                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導</li><li>● 衣類、寝具の衛生指導</li><li>● 住居、トイレ等の衛生指導</li><li>● 入浴その他身体の衛生指導</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。</li><li>● 児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。</li></ul> |

ウ 児童生徒の「こころのケア」対策を行う。

2 児童生徒の「こころのケア」対策

児童生徒の「こころのケア」対策を適切に行えるよう、医師会、児童相談所、保健所その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。

第7節 避難所設置に伴う学校としての協力

1 避難所開設に関する協力

学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員その他の学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。

なお、その後、直ちに教育部長（教育長）にその旨連絡し、避難所運営担当職員の派遣を求める。

2 避難所運営に関する協力

学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員その他の学校教職員は、市の避難所運営担当職員若しくはその他の市職員が到着するまでの間、被災者に対し、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い必要な措置を行う。

また学校長等は、学校教職員を避難所運営に従事協力させる。この場合の従事協力期間は災害発生後1週間を目安とする。

3 その他留意すべき事項

- (1) 学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員は、被災者に対する応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

- (2) 高齢者、障害者、病弱者、乳幼児等の要配慮者の所在を最優先で把握し、速やかに「スペース」の確保、専用避難所への移送その他必要な措置を講ずることができるよう努める。
- (3) 被災者に対する事前、事後の広報活動に協力する。

## 第24章 相談体制

### ■基本方針

○風水害等による精神的・物質的打撃を受けた被災者のケア対策、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生の防止、そして、被災者のニーズを適切かつ迅速に把握するため、市は市民相談チームを編成し、市民からの災害相談への効果的な対応を図る。

#### 1 トータルケアセンターの開設

##### (1) 開設担当部

大規模災害が発生した場合は、市役所内にトータルケアセンターを開設する。また、開設着手と併せて各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、避難所への各種資料・申請用紙の配付その他必要な措置をとるよう要請する。

その他被害の状況により必要と認める場所におくことができる。

##### (2) トータルケアセンターの設置概要

| 事 項  |         | 留意事項その他                     |
|------|---------|-----------------------------|
| 設置場所 |         | 高齢者や障害者の便宜を考慮し、市役所内に設置する。   |
| 担当者  | 開設・調整業務 | 企画部職員                       |
|      | 相談業務    | 各部職員複数をトータルケアセンターに派遣し要員とする。 |
|      | カウンセリング | 企画部職員もしくは専門ボランティアの協力を得て行う。  |

※可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請

#### 2 臨時市民相談所の開設

必要に応じ、避難所又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、市民の相談、要望、苦情等の積極的な聴き取りに努める。

#### 3 県、消防本部及び防災機関による相談

県、消防本部、警察署その他関係機関は、被災者又は関係者からの問い合わせに対して、随時対応するとともに、必要に応じて被災地を巡回する移動相談や臨時被災者相談を開設する。

## 第25章 義援金品等の募集・受付け・配分

---

### ■基本方針

○各方面から被災者に対して、寄託される義援金品等の募集、受付け、配分等について円滑に行われるように努める。

#### 1 募集・受付け

- (1) 日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、テレビ、ラジオ、新聞又は街頭募金等により募集することがある。
- (2) 市は、義援金品の受付け窓口を開設して、寄託される義援金を受け付ける。  
なお、義援品は原則として受け付けず、企業等から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

#### 2 配分

- (1) 配分は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、速やかに配分委員会に送付される。なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と市等と協議の上配分される。
- (3) 報道機関、各種団体等で募集した義援金は被災者に配分される。又は、必要に応じて、市に寄託されて被災者に配分される。

## 第26章 災害救助法の適用

### ■基本方針

- 市内に災害が発生し、災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づき、知事が救助の実施機関となるが、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、市長が知事の救助の委任を受け、又は知事の補助機関として応急的、一時的に必要な救助を行い、被災者の基本的生活の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。
- 市長は、単独の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県に報告する。実施した応急救助については、災害救助法が適用された場合、災害救助法に基づく救助として取り扱う。

### 1 対策

#### (1) 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

##### ア 適用の要件

- (ア) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (イ) 原則として同一の原因による災害であること。
- (ウ) 災害救助法による救助の要否は、市単位で判定すること。

##### イ 適用基準

##### (ア) 住家等への被害が生じた場合

- a 市内に全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯が80世帯以上に達したとき。
- b 被害世帯がaの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市の住家滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- c 被害世帯数がa又はbの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- d 市の被害がa、b及びcに該当しないが、特別な事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。

##### (イ) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が(ア)のa、b、c及びdに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき。

- a 災害が発生し、又は受けるおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- b 災害にかかった者に対する食料又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

##### ウ 被害世帯数の算定基準

適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- (7) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち、全焼、全壊、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

[計算式]

被害世帯数＝全壊世帯数＋全焼世帯数＋流失世帯数＋（半壊世帯数＋半焼世帯数）×1／2＋（床上浸水等世帯数）×1／3

- (4) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- (5) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- (エ) 多数の世帯とは、周囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 附属資料 | 第5 条例・規則等<br>15 災害救助法の適用基準 |
|------|----------------------------|

## (2) 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次に掲げるとおりである。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食料の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去
- ス 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出

## (3) 職権の一部委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第13条及び同法施行令第17条により、知事より救助の委任の通知を受けた市長は委任された救助を実施する。

## (4) 救助の程度及び方法

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 附属資料 | 第5 条例・規則等<br>14 災害救助法施行細則 |
|------|---------------------------|

(5) 被災台帳の作成

ア 災害が発生したときは、被災状況調査表により調査の上、遅滞なく被災台帳（様式8）を整備する。

イ 市長は、災害による被災証明書の発行の必要のあるときは、次の要領により行う。

（ア）被害状況が確認できないときは、本人の申告により仮被災証明書（様式10）を発行する。

（イ）被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、申告により、被災証明書を発行する。

（ウ）仮被災証明書を発行した者については、被災台帳に記載されている者に限り、申告により被災証明書を発行する。

(6) 救助事務の処理方法に関する事項

市長が救助の実施に関し、知事の補助機関として活動する場合、災害救助法が適用された日から救助が完了する日までの間、毎日、知事に救助の実施状況について報告しなければならない。

また、状況により、報告は電話でもさしつかえない。

ア 救助実施記録日計票（様式11）

イ 救助日報（様式12）

ウ 救助の種類別実施状況の報告

【救助の種類別実施状況】

| 救助の種類                  | 報告すべき事項                                                                 | 区分     |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 避難所の設置               | 1 避難所の開設の日時<br>2 開設の場所又は箇所数及び収容人員<br>3 開設期間の見込み                         | ○      |
| 2 応急仮設住宅の供与            | 1 設置希望戸数<br>2 対象世帯の状況<br>3 設置予定場所<br>4 着工・完工の予定年月日                      |        |
| 3 炊出しその他による食料の給与       | 1 炊出し場所又は箇所数<br>2 給食人員数及び給食数<br>3 炊出し予定期間                               | ○<br>○ |
| 4 飲料水の供給               | 1 供給を必要とする人員<br>2 供給人員<br>3 供給予定人員                                      | ○      |
| 5 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 1 主たる品目別給与点数<br>2 給与世帯数（被害区分別）                                          | ○<br>○ |
| 6 医療及び助産               | 1 医療を行った人員<br>2 助産を行った人員                                                | ○<br>○ |
| 7 災害にかかった者の救出          | 1 行方不明者数<br>2 救出人員                                                      | ○      |
| 8 災害にかかった住宅の応急修理       | 1 応急修理を必要とする世帯数<br>2 応急修理完了世帯数                                          | ○      |
| 9 生業に必要な資金の貸与          | 1 貸与を必要とする世帯数                                                           |        |
| 10 学用品の給与              | 1 教科書の給与を必要とする児童生徒数<br>2 文房具・通学用品の給与を必要とする児童生徒数<br>3 給与状況（小中学校別人員、給与品目） | ○      |
| 11 埋葬                  | 1 埋葬数                                                                   | ○      |
| 12 遺体の搜索及び遺体の処理        | 1 搜索を必要とする数<br>2 遺体処理数                                                  | ○      |
| 13 障害物の除去              | 1 障害物の除去を必要とする世帯数<br>2 除去完了世帯数                                          | ○      |

注1 ○印の事項は、毎日の報告に際して、前日までの累計数と当日分の数を報告すること。  
2 各救助種類別に、救助に要した費用もできるだけ報告すること。



## 第2編 地震災害応急対策

---

### ■あらし

全体として、20の章から構成される。地震災害により多くの被害が発生した場合に、市及び防災関係機関のなすべき事項について、概ね対策実施上の緊急度の高い順に配列している。

第1章～第3章では、災害発生時における応急対策実施のコントロールタワーとなり、活動の主力となるべき行政機関の側の迅速な緊急体制確立のために必要な分担・手順・取決めに  
関し記載している。

第4章～第20章では、被災者の生命確保を最優先として、災害による人的・物的被害を最小限に軽減し、迅速に社会秩序の安定化を図るための応急対策について、個別の応急対策項目  
を記載している。

## 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

### ■基本方針

- 市は、大規模な地震が発生した場合に、市民の生命・安全の確保を図るため、適切な救援救護対策を実施する責務を課せられている。災害対策基本法第23条の2に基づき、市長は、地震災害に対する応急対策の推進を図る中心的な組織として、「災害対策本部」を速やかに設置し、その活動体制を確立する。
- 各防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備える。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

### 第1節 災害対策本部の設置・運営

#### 1 市における措置

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び清須市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し、災害応急対策を実施する。

##### (1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

##### (2) 清須市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、清須市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

#### 2 市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されている。災害発生時の情報収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する

計画の作成及びその実施の推進を図る。

|      |               |
|------|---------------|
| 附属資料 | 第5 条例・規則等     |
|      | 1 清須市防災会議条例   |
|      | 2 清須市防災会議運営要綱 |

### 3 防災体制

震度4以上の地震が発生した場合は、市災害対策本部を設置するとともに、職員を参集し、非常配備体制をとる。

また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、各情報に応じた職員を参集し、所要の体制を整備する。

### 4 市災害対策本部

#### (1) 方針

災害応急対策の迅速、的確な実施は重要な課題であり、災害時における市及び防災関係機関の各種措置は、有機的連携のもとに協力かつ総合的な実施が要請される。そのため、市の地域に大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき、法の規定に基づき市長は自らを本部長とする災害対策本部を設置し、救援・救護活動を実施する。

これは市の全組織をあげて災害対策活動に従事するためであり、法が認めるあらゆる権限を行使するためである。したがって、市長が不在又は市長に事故ある場合においては、副市長、教育長、危機管理部長若しくは先着上位の職員が本部を設置する。

また、物的な被害が大きい場合や物的被害が比較的軽微であってもその社会的影響が大きく、総合的応急的対策を必要とする場合は災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置するもう一つの意義は、平常時に踏むべき手順が省略される等緊急性を要する非常時にあって、その決断に伴う責任を市長が本部長として負う旨を明確にして、職員が状況のいかなる展開に際しても迅速で適切に対処し得る体制の確保を図る。

#### (2) 市災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、本部会議を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。

|      |               |
|------|---------------|
| 附属資料 | 第5 条例・規則等     |
|      | 3 清須市災害対策本部条例 |
|      | 4 清須市災害対策本部要綱 |

(3) 市災害対策本部の設置及び廃止

ア 市災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。

(ア) 自動的に市災害対策本部を設置する場合

市の地域内に震度4以上の地震が発生したとき。

(イ) 市長の命令で市災害対策本部を設置する場合

市の地域に、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。

(ウ) 市長の命令で現地災害対策本部を設置する場合

相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

イ 市災害対策本部の設置の決定

設置の決定は市長が行う。市長不在の場合の決定を代行する意思決定権者は、副市長、本部員の順とする。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。

ウ 市災害対策本部の設置の手順

(ア) 設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所内とする。ただし、市役所内に設置することが不可能な場合は、春日公民館に設置する。

被害が甚大なため、市の地域に本部を設置することが不可能又は適切でないと認める場合は、近接市町村又は県に対し協力を要請し、臨時本部の設置、本部機能そのものの代行その他必要な措置を講ずる。

本部会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。

(イ) 組織の所掌事務

各部課は、災害対策本部が設置された場合、部班として災害応急対策を実施する。部班の所掌事務及び運営は、別に定めるほか法令等に定めるところによる。

(ウ) 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。

なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、併せて本部員室、本部会議事務局、避難所、救護所等の設置場所を明示する。

エ 市災害対策本部の廃止基準

市長は、市の地域における災害発生の危険が解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

オ 設置又は廃止の通知

市災害対策本部を設置又は廃止した場合は、電話その他適当な方法により通知する。

## 第2節 非常配備体制

### 1 非常連絡体制

- (1) 危機管理課職員は、非常配備に該当する判定招集、警戒宣言及びその他の情報を受信したときは、直ちに危機管理部長に連絡する。
- (2) 連絡を受けた危機管理部長は、直ちに市長に連絡し、非常配備の指令及びその他必要な指示を受け、直ちに、副市長、教育長に連絡する。
- (3) 各部長は、大規模地震の発生又は発生するおそれがあること（南海トラフ地震臨時情報が発表されたときを含む。）を知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める災害の程度に相当する配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講ずる。併せて、本部長に対し、必要な指示の要請その他の助言を行う。

### 2 配備区分

市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速に動員を確保する。

| 区分     | 指令名    | 指令基準                                             | 配備人員                                                                                                                                |
|--------|--------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒態勢   | 第1警戒配備 | 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき                         | 危機管理部職員で必要な人員                                                                                                                       |
|        | 第2警戒配備 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき                      | 情報収集及び伝達、広報に必要な人員（危機管理部・広報担当職員の一部）<br>※課業外、休日は、危機管理部2名、第1非常配備班の内、1班を直ちに参集できる態勢をとる。<br>※全職員は、不要不急の遠出を自粛し、参集に応じられない職員は、居場所を各管理者に報告する。 |
| 災害対策本部 | 第1非常配備 | 1. 市内で震度4の地震発生<br>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき | 1. 危機管理部職員<br>2. 第1非常配備班のうち1班<br>※その他の職員は参集に応じられる準備をする。                                                                             |
|        | 第2非常配備 | 市内で震度5弱の地震発生                                     | 1. 本部職員<br>2. 危機管理部職員<br>3. 庶務班<br>4. 避難所庶務班<br>5. 第1非常配備班のうち2班<br>6. ポンプ場配置職員<br>7. 施設を所管する課等の職員<br>※その他の職員は参集に応じられる準備をする。         |
|        | 第3非常配備 | 市内で震度5強以上の地震発生                                   | 全職員                                                                                                                                 |

※各部署は、シフト勤務態勢とし、継続して勤務できる態勢をとる。

※各勤務員で勤務できなくなった場合は、必ず交代要員を指名し、各班長に報告する。

## ■非常配備体制の任務

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 災害対策本部 | ア 職員に対する動員指示の連絡                         |
|        | イ 防災行政無線（同報系）等による市民への防災情報に関する広報         |
|        | ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集           |
|        | エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡                |
|        | オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備                     |
|        | カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 |
|        | キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備               |
|        | ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備                  |

## 3 伝達方法

### (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

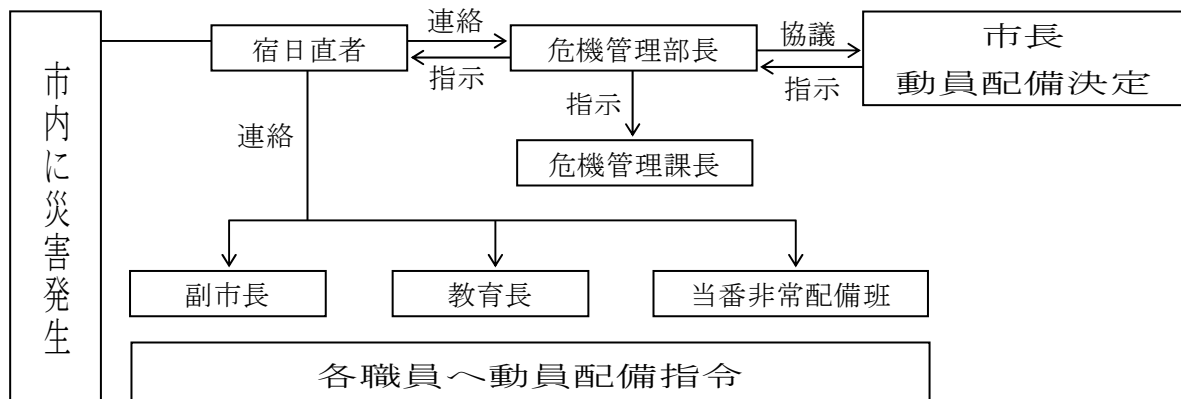
名古屋地方気象台及び愛知県から災害発生のおそれのある地震情報又は異常現象発生のおそれのある情報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等には、指揮者（危機管理部長）は、必要に応じて本部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員に対しては電話等で連絡し徹底させる。

### (2) 休日又は勤務時間外における伝達

宿日直者は、非常配備に該当する地震情報を把握し、又は災害発生が予想される事態が生じた場合には直ちに指揮者に連絡する。

指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、該当する職員に対して連絡する。

### 【夜間・休日の連絡系統】



### (3) 職員の非常参集

職員は、勤務時間外又は休日等において市域に災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、警戒配備の基準により配備の伝達を受け、あるいは自らの判断で登庁し、所要の配備につかなければならない。

### (4) 非常配備の活動

災害に対処するための事務又は業務は、他の一般事務に優先して処理し、非常配備体制下における活動は次のとおりとする。

ア 第1、第2警戒配備態勢

当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員により配備する。

活動は、災害情報の収集及び連絡等を実施する。

イ 第1、第2非常配備（当番非常配備班における活動）

当番非常配備班は、危機管理部危機管理課が別に定める「清須市災害対策編成表」により当番制として配備する。

活動は、「清須市災害対策実施要領」に定める災害対策本部事務局の事務分掌により実施する。

ウ 第3非常配備（各部班別体制下での活動）

各部班は、災害対策本部の各所掌事務により当該災害で対処すべき活動を行う。

(5) 非常配備の報告及び動員要請（第3非常配備）

ア 各部長は、非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに、その状態を指揮者に報告する。

イ 各部長は、災害応急対策活動を実施するにあたり職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、指揮者に動員を要請する。

## 4 職員の配置及び服務

### (1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成し、次の措置を講ずる。

ア 災害に対処できるよう職員を配置

イ 職員の非常参集方法及び交代方法の措置

ウ 高次の非常配備体制に移行できる措置

エ 他部への応援の要請

### (2) 職員動員の報告

各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、各部長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60分ごととする。

### (3) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

ア 主に勤務時間内における遵守事項

(ア) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

(イ) 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。

(ウ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。

(エ) 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。

(オ) 災害現場に出動した場合は、腕章及び写真付きの名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用すること。

(カ) 自らの言動により市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

イ 主に勤務時間外における遵守事項

(ア) 災害が発生し、その災害が「配備体制の時期及び内容」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく自

主に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

- (イ) 災害状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

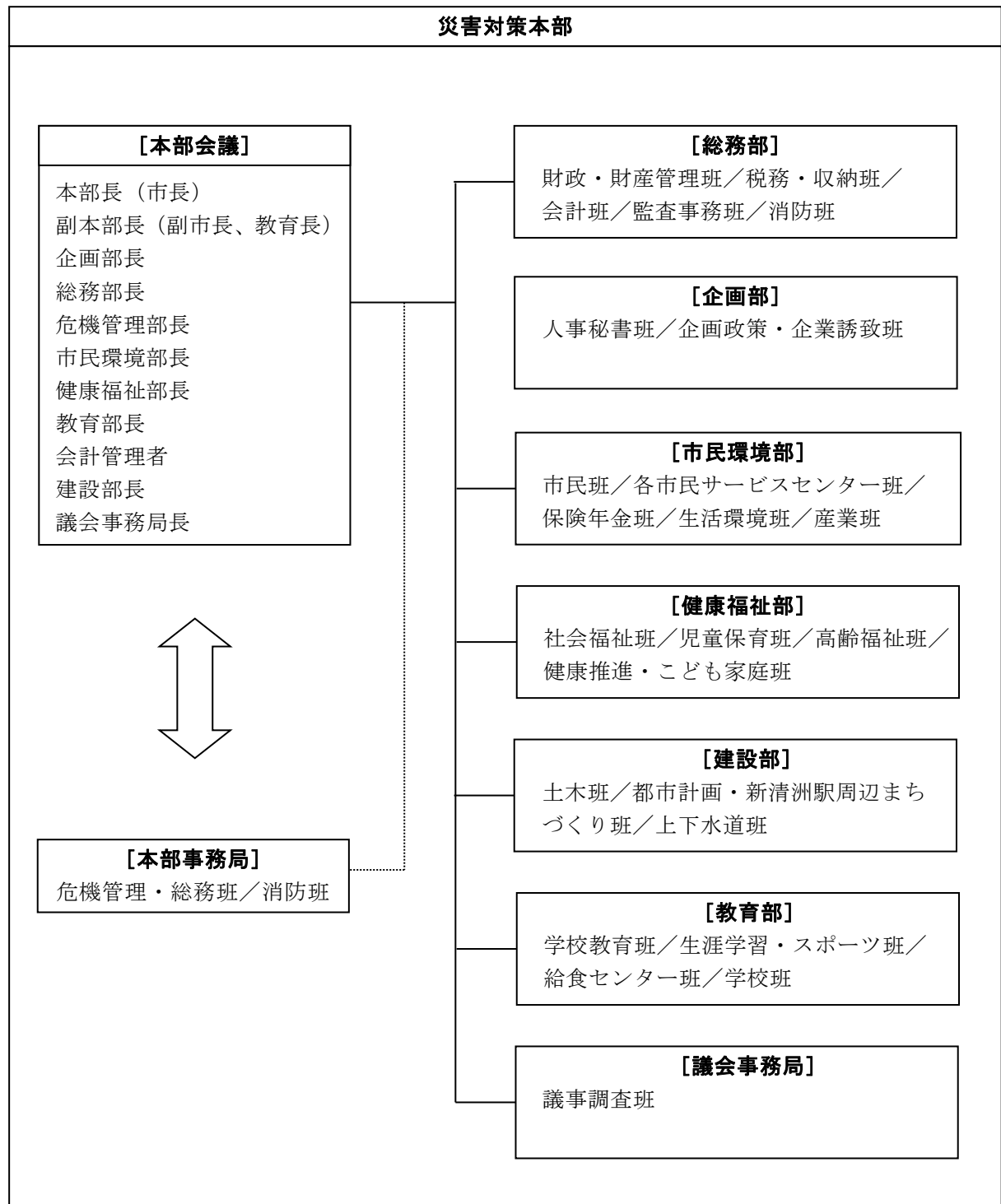
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

- (ウ) 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、防災服・ヘルメット・長靴等着用とする。

- (エ) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後、直ちに参集場所の責任者に報告する。



災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）



所掌事務

部長：危機管理部長 部長代理：危機管理課長・総務課長

| 部                     | 班<br>(班 長)           | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危機管理<br>部・<br>総務<br>部 | 危機管理・総務班<br>(危機管理課長) | 1 災害対策本部の設置、廃止に関する事<br>2 本部会議の運営に関する事<br>3 防災行政無線等の運用に関する事<br>4 被害状況の取りまとめに関する事<br>5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事<br>6 各部との連絡調整に関する事<br>7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事<br>8 自衛隊の派遣要請に関する事<br>9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事<br>10 激甚災害指定手続に関する事<br>11 避難指示等、本部長命令の伝達に関する事<br>12 消防及び水防配備体制に関する事<br>13 部内の連絡調整に関する事 |
|                       | 消 防 班<br>(消 防 団 長)   | 1 災害の警戒及び防止活動に関する事<br>2 避難指示等の広報に関する事<br>3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事<br>4 被害状況等の収集に関する事<br>5 行方不明者の捜索に関する事                                                                                                                                                                                             |

部長：総務部長 部長代理：会計管理者・監査事務局長

| 部       | 班<br>(班 長)               | 所 掌 事 務                                                                                                                                          |
|---------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務<br>部 | 財政・財産管理班<br>(財 政 課 長)    | 1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>3 公有財産被害の取りまとめに関する事<br>4 災害対策工事等（土木工事を除く）の完工の検査に関する事<br>5 災害対策費の予算措置に関する事<br>6 部内の連絡調整に関する事 |
|         | 税 務 ・ 収 納 班<br>(税 務 課 長) | 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事<br>2 被災台帳（固定資産分）の作成に関する事<br>3 市民税、固定資産税等の減免に関する事                                                                      |
|         | 会 計 班<br>(会 計 課 長)       | 1 義援金品の出納に関する事<br>2 災害対策資金の出納に関する事<br>3 災害応急復旧資金の出納に関する事                                                                                         |
|         | 監 査 事 務 班<br>(監 査 課 長)   | 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事                                                                                                                       |

部長：企画部長 部長代理：企画部次長

| 部     | 班<br>(班 長)                              | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企 画 部 | 人 事 秘 書 班<br>(人 事 秘 書 課 長)              | 1 災害広報に関すること（ホームページ・災害メール等）<br>2 被害状況等の撮影及び記録に関すること<br>3 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること<br>4 職員の動員、配置及び調整に関すること<br>5 職員の参集及び被災状況の把握に関すること<br>6 職員の食料、寝具等の厚生に関すること<br>7 職員の公務災害補償に関すること<br>8 他の行政機関への応援要請及び派遣職員の受入れに関すること<br>9 職員の衛生管理に関すること<br>10 部内の連絡調整に関すること |
|       | 企 画 政 策 ・<br>企 業 誘 致 班<br>(企 画 政 策 課 長) | 11 庁内情報ネットワークに関すること<br>12 市民からの問い合わせに関すること<br>13 自主防災組織への連絡に関すること<br>14 ボランティアの受入れ及び配置に関すること<br>15 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること<br>16 電子計算組織の管理に関すること<br>17 災害者の支援システムに関すること                                                                                  |

部長：市民環境部長 部長代理：市民環境部次長

| 部         | 班<br>(班 長)                                  | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                |
|-----------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市 民 環 境 部 | 市 民 ・ 市 民 サ ー ビ ス<br>セ ン タ ー 班<br>(市 民 課 長) | 1 被災・り災証明書の発行に関すること<br>2 避難所との連絡調整に関すること<br>3 義援金の配布及び義援物品の受領に関すること<br>4 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること<br>5 部内の連絡調整に関すること                                                        |
|           | 保 険 年 金 班<br>(保 険 年 金 課 長)                  | 1 避難所との連絡調整に関すること<br>2 各種保険給付の支払いに関すること<br>3 各被保険者証明及び受給者証の交付に関すること<br>4 国民健康保険税の減免に関すること                                                                              |
|           | 生 活 環 境 班<br>(生 活 環 境 課 長)                  | 1 防疫用薬剤・資機材の調達、保管及び防疫活動に関すること<br>2 災害廃棄物の収集及び処理に関すること<br>3 遺体の搜索、検視（調査）、身元確認等に関すること<br>4 遺体の処理に関すること<br>5 遺体の安置及び埋火葬に関すること<br>6 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること<br>7 汲取料金の減免に関すること |

|  |               |                                                                                                                                                                                         |
|--|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 産業班<br>(産業課長) | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 農業者及び商工業者の被害状況調査に関すること<br>4 食料及び物資の調達、仕分け、配送に関すること<br>5 家畜の伝染病、防疫に関すること<br>6 中小企業に対する復興資金の斡旋及び助成に関すること<br>7 被災農家の融資に関すること |
|--|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

部長：健康福祉部長 部長代理：健康福祉部次長

| 部     | 班<br>(班 長)        | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康福祉部 | 社会福祉班<br>(社会福祉課長) | 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 要配慮者（障害者）の安否確認及び救護に関すること<br>4 被災者の被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与に関する<br>こと<br>5 生活再建等支援対策（資金の貸付及び支給、相談等）に関する<br>こと<br>6 日本赤十字社愛知県支部及びその他福祉関係団体との連絡調<br>整に関すること<br>7 災害弔慰金等に関すること<br>8 部内の連絡調整に関すること |
|       | 高齢福祉班<br>(高齢福祉課長) | 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 要配慮者（高齢者）の安否確認及び救護に関すること<br>4 介護保険給付の支払いに関すること<br>5 地域福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>6 福祉避難所との連絡調整に関すること<br>7 介護サービス提供事業者との連絡調整（施設の被害、サービス<br>の継続状況等）に関すること<br>8 介護保険料の減免措置に関すること               |
|       | 児童保育班<br>(児童保育課長) | 1 保育園児、児童館児童及び幼稚園児の安全確保及び避難誘導に<br>関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 保育園児及び幼稚園児の安否確認及び被害状況調査に関する<br>こと<br>4 保育園、児童館及び幼稚園・の休園及び開園の措置に関するこ<br>と<br>5 被災した保育園児、児童館児童及び幼稚園児の救護に関するこ<br>と<br>6 保育料等の減免措置に関すること                                         |

|  |                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 健康推進・こども家庭班<br>(健康推進課長) | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること<br>4 医療資機材、薬品等の調達に関すること<br>5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること<br>6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること<br>7 感染症予防に関すること<br>8 医療、助産及び健康診査に関すること<br>9 避難所における健康管理に関すること<br>10 救護所の開設、運営に関すること |
|--|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

部長：建設部長 部長代理：建設部次長

| 部   | 班<br>(班 長)                    | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                           |
|-----|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設部 | 土木班<br>(土木課長)                 | 1 市内緊急輸送道路に関すること<br>2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 清須市防災協力会への協力要請に関すること<br>4 交通規制に関すること<br>5 水防活動に関すること<br>6 帰宅困難者の支援に関すること                                              |
|     | 都市計画・新清洲駅周辺まちづくり班<br>(都市計画課長) | 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 帰宅困難者の支援に関すること<br>3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>4 建築物の応急危険度判定に関すること<br>5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること<br>6 応急仮設住宅の建設等に関すること<br>7 部内の連絡調整に関すること |
|     | 上下水道班<br>(上下水道課長)             | 1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>3 飲料水の確保及び供給に関すること<br>4 応急給水活動に関すること<br>5 広域給水応援の受入れに関すること<br>6 帰宅困難者の支援に関すること                                       |

部長：教育部長 部長代理：教育部次長

| 部           | 班<br>(班 長)                           | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教<br>育<br>部 | 学 校 教 育 班<br>( 学 校 教 育 課 長 )         | 1 避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>2 避難者の誘導及び受入れに関すること<br>3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること<br>4 被災した児童及び生徒への学用品の支給に関すること<br>5 応急教育等に関すること<br>6 給食費の減免措置に関すること                                                    |
|             | 生涯学習・スポーツ班<br>( 生 涯 学 習 課 長 )        | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>4 避難者の誘導及び受入れに関すること<br>5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>6 部内の連絡調整に関すること                                      |
|             | 給 食 セ ン タ ー 班<br>( 給 食 セ ン タ ー 所 長 ) | 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>2 避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>3 避難者の誘導及び受入れに関すること                                                                                                                    |
|             | 学 校 班<br>( 学 校 長 )                   | 1 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 学校施設（幼稚園は除く。）の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること<br>4 被災した児童及び生徒への救護に関すること<br>5 休校等の応急措置に関すること<br>6 避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>7 避難者の誘導及び受入れに関すること |

部長：議会事務局長 部長代理：議会事務局次長

| 部                     | 班<br>(班 長)                   | 所 掌 事 務                                                                |
|-----------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 議<br>会<br>事<br>務<br>局 | 議 事 調 査 班<br>( 議 事 調 査 課 長 ) | 1 災害関係議会及び各種会議の運営に関すること<br>2 市議会議員への広報に関すること<br>3 市議会関係の情報収集及び伝達に関すること |

### 第3節 職員の派遣要請

#### 1 市における措置

##### (1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### (2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### (3) 職員派遣の斡旋要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

##### (4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

### 第4節 災害救助法の適用

#### 1 市における措置（災害救助法第13条）

##### (1) 救助の実施

市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

##### (2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

| 救助の種類   | 実施者     |         |
|---------|---------|---------|
|         | 局地災害の場合 | 広域災害の場合 |
| 避難所の供与  | 市（県が委任） |         |
| 要配慮者の輸送 | 市（県が委任） |         |

##### (3) 事務委任により想定している各救助事務

| 救助の種類 | 実施者     |         |
|-------|---------|---------|
|       | 局地災害の場合 | 広域災害の場合 |

|                     |                |                             |
|---------------------|----------------|-----------------------------|
| 避難所の供与              | 市（県が委任）        |                             |
| 要配慮者の輸送             | 市（県が委任）        |                             |
| 応急仮設住宅の設置           | 県（建築局）         |                             |
| 食品の給与               | 市（県が委任）        |                             |
| 飲料水の供給              | 市（県が委任）        |                             |
| 被服、寝具の給与            | 市（県が委任）        |                             |
| 医療、助産               | 市（県が委任）        | 県（福祉局、保健医療局）<br>日本赤十字社愛知県支部 |
| 被災者の救出              | 市（県が委任）        |                             |
| 住宅の応急修理             | 市（県が委任）        | 県（建築局）                      |
| 学用品の給与              |                |                             |
| 市立学校児童生徒分           | 市（県が委任）        |                             |
| 県立学校、私立学校等児童生徒分     | 県（県民文化局、教育委員会） |                             |
| 埋葬                  | 市（県が委任）        |                             |
| 死体の搜索及び処理           | 市（県が委任）        |                             |
| 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 | 市（県が委任）        |                             |

## 2 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- (2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。



## 第2章 避難行動

### ■基本方針

- 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努める。

### 第1節 津波情報等の伝達

#### 1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。

##### (1) 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。（大津波警報は特別警報に位置づけられる。）

##### (2) 地震に関する情報等

###### ア 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

###### イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報等を発表する。

#### 2 県（防災安全局）における措置

(1) 気象庁及び名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知（緊急地震速報を除く）する。

(2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災安全局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達する。

#### 3 市における措置

(1) 市長は、情報等の受領にあたっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

- (2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、清須市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに市民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。
- (3) 市長は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により市民等への伝達に努める。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。

#### 4 報道機関における措置

日本放送協会（名古屋放送局）は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報（警報）が通知されたときは、直ちに当該情報を放送する。

また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努める。

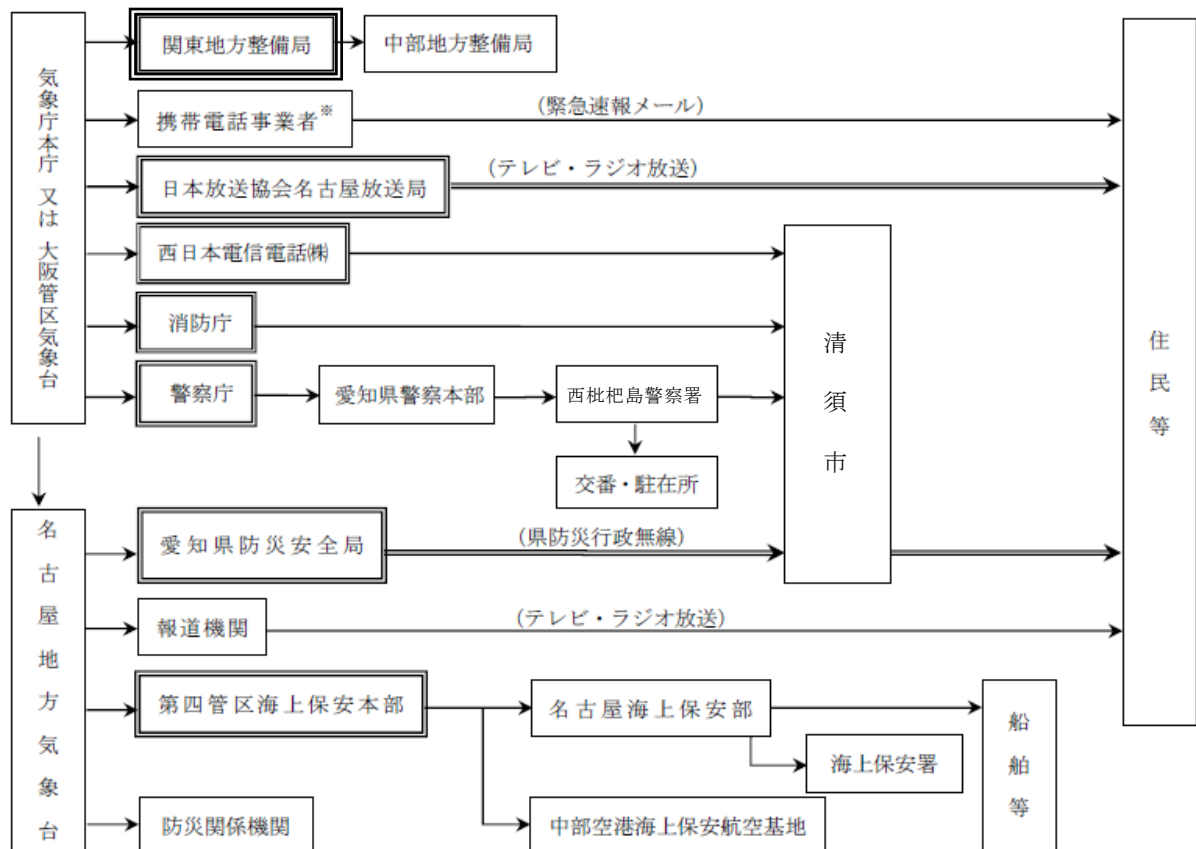
#### 5 その他防災関係機関における措置

- (1) 気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、テレビ放送、ラジオ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図る。
- (2) 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべり等）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。

#### 6 津波警報等情報の伝達

- (1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

津波警報等の伝達系統図



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

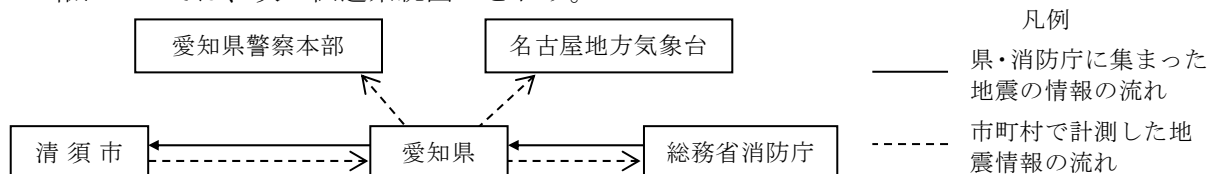
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8 条第1 号及び第3 号並びに第9 条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15 条の2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図る。

また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合う。

(3) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおり。



## 6 地震に関する情報等

(1) 緊急地震速報

震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地

震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。）

(2) 地震に関する情報

| 情報の種類       | 発表基準                                                              | 内 容                                                                                                                                                                            |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報        | ・震度3以上                                                            | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。                                                                                                                            |
| 震源に関する情報    | ・震度3以上<br>（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）                                 | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかも知れないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。                                                                                                   |
| 震源・震度に関する情報 | ・震度3以上<br>・津波警報・注意報を発表<br>または若干の海面変動が<br>予想された時<br>・緊急地震速報（警報）発表時 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。                                                                            |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度1以上                                                            | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。<br>※自身が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。 |
| 遠地地震に関する情報  | ・マグニチュード7.0以上<br>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合         | 国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。<br>日本や国外への津波の影響に関しても記述として発表。                                                                                          |
| その他の情報      | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など                                    | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。                                                                                                                              |
| 推計震度分布図     | ・震度5弱以上                                                           | 観測した各地のデータをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。                                                                                                                                 |

(3) 震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報

震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、県防災安全局防災部災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び市に伝達される。なお震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達される。

7 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下、「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長若しくは警察官又は海上保安官に通報する。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報する。

## 第2節 避難情報

### 1 市における措置

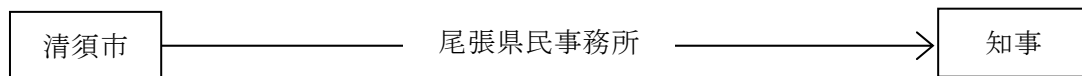
#### (1) 避難の指示等

地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

#### (2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

#### (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



#### (4) 他市町村又は県に対する応援要求

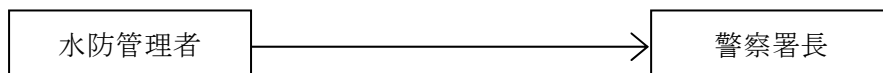
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

### 2 水防管理者における措置

#### (1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

#### (2) 通知（水防法第29条）



### 3 県警察（警察官）における措置

#### (1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

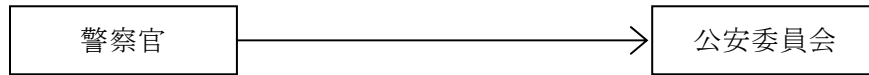
#### (2) 災害対策基本法第61条による指示

市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができ

ないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2)の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）

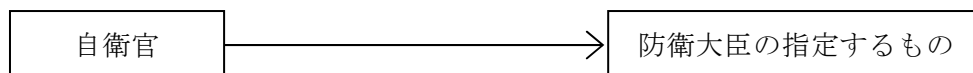


#### 4 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいな  
い場合に限り、3(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



#### 5 避難の指示の内容

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

#### 6 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地  
域の市民に対してその内容の周知を図る。

(1) 市民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達  
手段を複合的に利用し、対象地域の市民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、携帯電話（緊急速報メ  
ール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町  
内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレ  
ビ、ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報  
を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡する。

### 第3節 市民等の避難誘導等

#### 1 方針

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行う。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

#### 避難の誘導に関する方針

- 避難の指示が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、安全な避難場所又は広域避難場所に自主的に避難する。
- 学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。
- 避難行動要支援者の避難を最優先で行うよう健康福祉部を担当部として、相当の配慮を行う。

#### 2 避難の誘導を行う者

(1) 危険地域における避難誘導

避難の指示が市長から発令された場合に、危険地域における緊急避難については、次のとおり行う。

ア 市長は、必要と認める避難所・広域避難場所及び主要地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する等、誘導体制の確立・強化を指示する。

イ 派遣された職員は、避難所の開設及び市長からの指示・情報等の収受にあたりとともに、警察官、消防団員、市政推進委員、自主防災組織等とともに、市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

ウ 地域内から避難所又は広域避難場所までの避難誘導は、消防団員、市政推進委員、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。

(2) 学校、事業所等の場合

学校、保育園、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、学校、保育園、

福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

### 3 避難の誘導方法

(1) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じて最小限度に制限（3日分程度の飲料水、非常食、生活必需品）し、円滑な立ち退きについて適宜指導を行う。

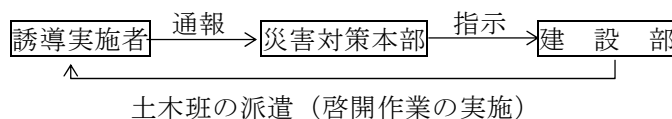
(2) 避難の誘導方法

災害の規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとるが、おおよそ次のようなことを目途とする。

避難の誘導時に留意する事項

- 避難の誘導は、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、外国人等その他単独での避難が困難な人を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させる。なお、避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携する。
- 交差点や橋梁等の混雑予想地点では、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し避難誘導が受けやすいよう努める。
- 避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難路を2か所以上設置しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。
- 避難経路は、市長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定する。避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を選定し、また状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認しておく。
- 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、災害対策本部を経由し、建設部に対して避難路の啓開（切り開き）等を要請する。

《道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ》



### 4 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災行政無線や広



報車、携帯端末の緊急速報メール等、複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から避難行動要支援者名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、その情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から避難行動要支援者名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

|      |            |
|------|------------|
| 附属資料 | 第3 各種施設等   |
|      | 2 避難場所・避難所 |

## 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

### ■基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。
- 市は、情報の収集・伝達体制を早急に築くため、情報収集・伝達（調査）チームを編成し、効果的な防災活動の実施に努める。

### 第1節 被害状況等の収集・伝達

#### 1 市における措置

- (1) 市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集にあたっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

- (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告に当たり、市長は、県防災情報システムを有効に活用する。

- (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で様式によりその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続の重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

情報の収集、伝達にあたっては、以下の事項に留意して行う。

- (1) 即時報告（直ちに。「連絡なし」は、最悪の事態と想定）
- (2) 重要報告（被害推定指標施設、対策基幹施設等の情報）
- (3) 定時報告（「変化なし」も重要な情報）
- (4) 情報源（未確認情報やデマ情報も重要な情報）

なお、情報の収集伝達については、各種の方法を有効に活用し、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱いあるいは携帯電話を利用する。

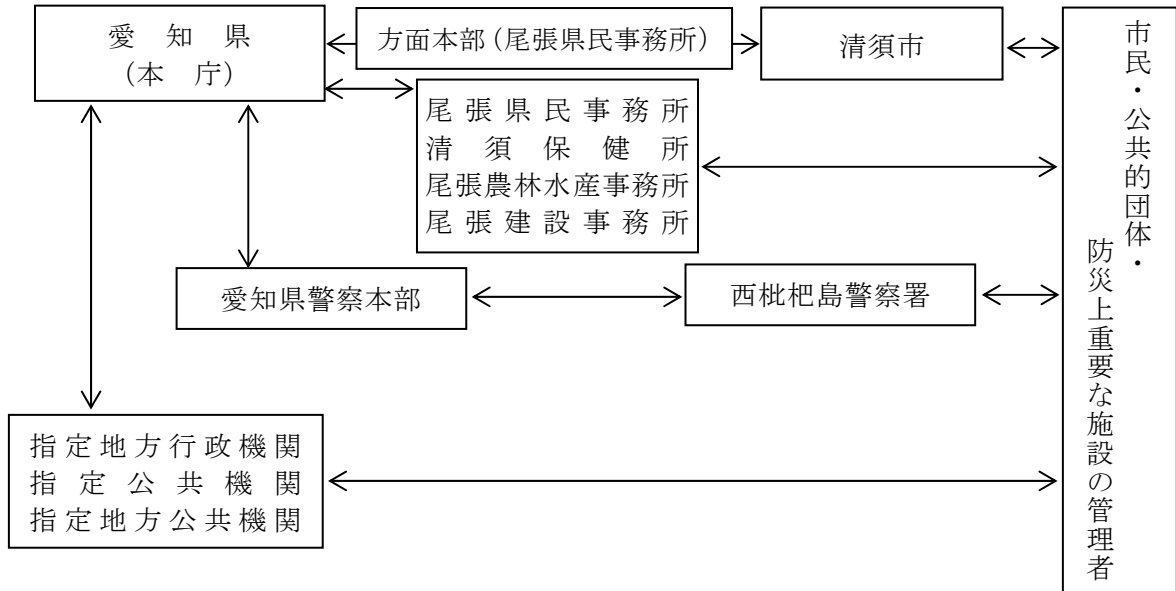
同時多発的に災害が発生した場合には、電話が混線するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

また、災害時に市民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。同時に、マスメディアと緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

この他、市は、市の被災状況等の情報収集のために必要に応じて県が派遣する県職員を受け入れる。

【情報の一般的収集伝達系統図】



※防災上重要な施設とは、庁舎、小中学校、幼稚園、保育所、福祉センター等とする。

### 3 情報の収集

#### (1) 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、市長に報告すべき内容をまとめておく。

#### ア 災害発生後、直ちに収集すべき情報

##### (ア) 市民等の安否に関する情報

- 各地区における市民の安否
- 各地区における要配慮者の安否
- 被災者台帳の作成
- 各地区における児童生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者
- 避難の必要の有無及び状況
- 火災発生の有無及び状況

##### (イ) 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報

- 庁舎（市役所、各部出先機関）
- 消防本部、警察署（交番）、その他国・県の施設
- 電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設
- その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

##### (ウ) 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）

- 病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
- 学校、文化・体育施設等の避難所相当施設

- 福祉センター、その他要配慮者向け施設
- その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
- (エ) 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
  - 庄内川、新川、五条川、水場川の堤防、ポンプ場等
  - 小規模住宅密集地、商業施設・工場、危険物取扱い施設等
- (オ) 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
  - 主要道路、橋梁、信号灯等
  - 鉄道線路、駅舎等
  - 民間大手物流関係事業所等
- イ 災害発生後、2日目以降に収集すべき情報
  - 災害の原因（2次的原因）
  - 被害状況
  - 応急措置状況
  - 被災者の動向及び要望事項
  - 現地活動実施上の支障要因等の状況
  - 市長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項

(2) 収集の実施者

ア 災害対策本部設置前

市の地域内における災害情報の収集は、市職員が各々の主管業務に基づいて行う。

イ 災害対策本部設置後

本部長は、災害地の実態を把握し災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じて災害地調査の実施を命じ、情報収集・伝達（調査）チームを編成する。

なお、本部長の指示の有無に関わらず、必要があると認めたときは、情報収集・伝達（調査）チームを編成し、災害情報収集を実施する。

(3) 調査の実施要領

ア 実施体制

災害情報収集調査実施のための班の構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、概ね以下のような体制で行う。

| 活動項目の目安            | チーム数 | 1チーム当たりの構成員 | 構成員となる班         |
|--------------------|------|-------------|-----------------|
| 連絡・集計              | 1    | 職員 3名       | 税務・収納班<br>監査事務班 |
| 災害情報収集<br>(特命調査含む) | 4    | 職員 3名       |                 |
| 防災モニター等担当          | 1    | 職員 2名       |                 |

イ 実施要領

- (ア) 調査は、警察官、消防署員、その他防災関係機関職員及び各地域の自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。
- (イ) 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果を取りまとめ、本部長へ報告する。
- (ウ) 調査の際、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて直ちに報告する。

(4) 情報の取りまとめ

情報の統括責任者は危機管理部長とする。

情報の取りまとめにあたっては、以下の事項に留意する。

ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握

イ 至急確認すべき未確認情報の一覧

ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧

※例えば、悪質なデマ・噂に類することや確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」

エ 情報の空白地区の把握

※大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。

オ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握

カ 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

| 報告の区分      | 報告の時期                                   | 留意事項                                                                                                                                                                             |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生当日の速報報告  | 被害情報<br>覚知後、直ちに報告<br>以後当日に関しては、1時間ごとに報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人的被害・建物施設被害の程度</li> <li>※橋梁・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に</li> <li>※把握した範囲で迅速性を第一に</li> <li>※部分情報、未確認情報も可。ただし、その旨及び情報源を明記のこと</li> </ul>    |
|            | 措置情報<br>応急措置実施後直ちに報告<br>以後実施の都度報告       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急態勢、措置状況（避難所、食料・水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等）</li> <li>● 対策要員の人身に係る事故</li> <li>● 対策実施上利用可能な施設・資機材の現況</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>       |
|            | 要請情報<br>必要と認めるその都度即時                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策要員の補充・応援の要請</li> <li>● 応急対策用資器材・車両等の調達の要請</li> <li>● 広報活動実施の要請</li> <li>● 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul> |
| 2日目以降の定期報告 | 被害情報<br>被害状況が確定するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告</li> <li>● その他必要と認める事項</li> <li>※全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告</li> </ul>            |
|            | 措置情報<br>災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急態勢、措置状況（避難所、食料・水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等）</li> <li>● 対策要員の人身に係る事故</li> <li>● 対策実施上利用可能な施設・資機材の現況</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>       |
|            | 要請情報<br>災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策要員の補充・応援の要請</li> <li>● 応急対策用資器材・車両等の調達の要請</li> <li>● 広報活動実施の要請</li> <li>● 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul> |

#### 4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、若しくは自ら知ったときは、直ちに県へ伝達することとする。

通報を受けた事項について、県防災安全局をはじめとする関係機関に通報する。なお通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される。

##### (1) 想定される異常現象

###### ア 水象

(ア) 河川・井戸等の異常な水位上昇

(イ) 異常な湧水

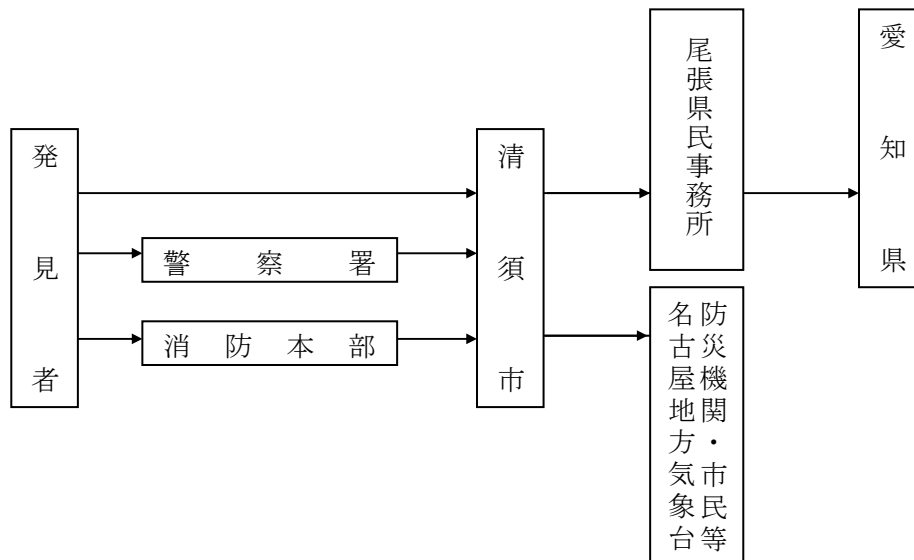
###### イ 地象

(ア) 地割れ（亀裂）

(イ) 地表面の沈下・隆起

(ウ) 数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

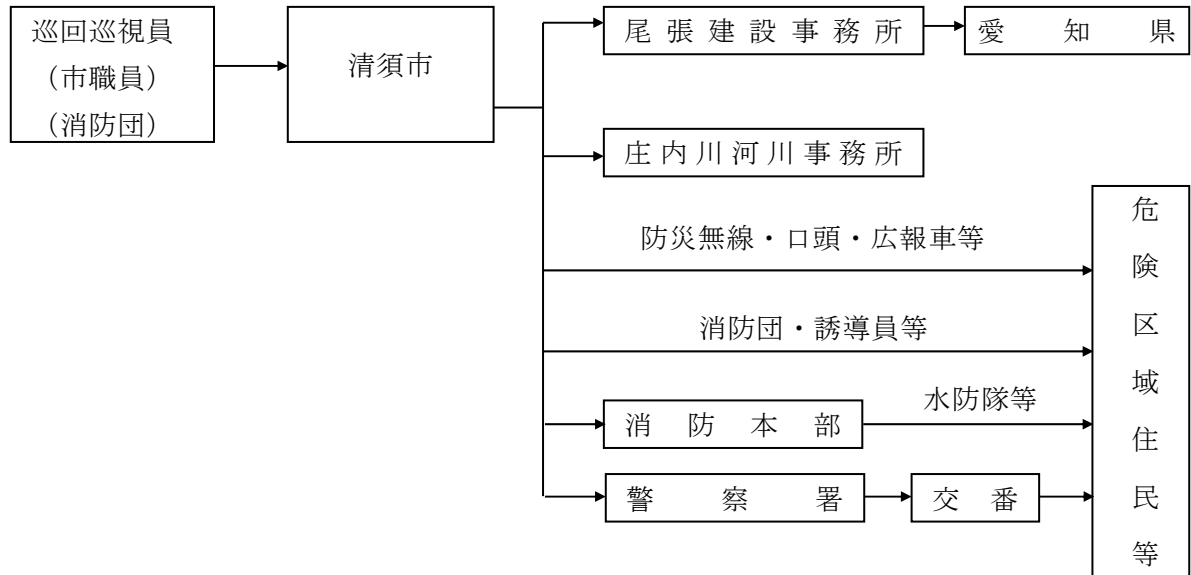
##### (2) 伝達系統



## 5 災害危険箇所の伝達系統

堤防・護岸等の災害危険箇所情報の収集は、建設部長が関係各部長・防災関係機関及びその他の団体と連携、協力して行う。

### (1) 通報系統



### (2) 情報を収集すべき危険箇所

情報を収集すべき危険箇所は、原則として、庄内川、新川、五条川及び水場川の市の地域内全区間とするが、必要に応じて、その都度、建設部長が定める。

## 6 重要な災害情報の収集伝達

### (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

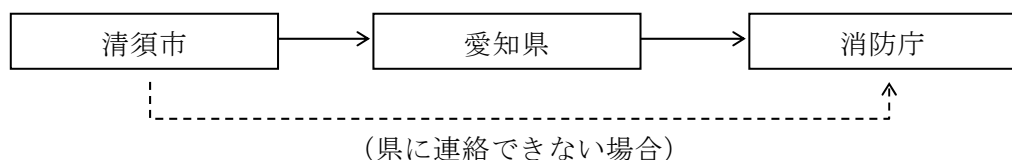
### (2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

### (3) 安否情報

市は、被災した市民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該市民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。





【報告先】

被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項  
(尾張県民事務所への連絡先)

| 区分               |                                      | 平常時                                                                    | 第1非常配備                  |                | 第2非常配備 | 第2非常配備                          |                    | 第3非常配備 |  |  |  |
|------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------|--------|---------------------------------|--------------------|--------|--|--|--|
|                  |                                      |                                                                        |                         |                | 準備体制   | 準備強化体制                          | 警戒体制               |        |  |  |  |
| 勤務時間内            | 配備場所                                 | 尾張県民事務所 防災安全課<br>(愛知県三の丸庁舎4階)                                          |                         |                |        | 災害対策センター<br>(愛知県三の丸庁舎地下2階災害対策室) |                    |        |  |  |  |
|                  | N T T<br>電話                          | 庁舎代表                                                                   | 052-961-7211            |                |        | 庁舎代表                            | 052-961-7211       |        |  |  |  |
|                  |                                      | 防災                                                                     | 内線                      | 2432、2436、2437 |        | 内線                              | 2901、2428          |        |  |  |  |
|                  |                                      |                                                                        | 直通                      | 052-961-1474   |        | 直通                              | 052-973-4595       |        |  |  |  |
|                  |                                      | 消防                                                                     | 内線                      | 2434 、 2438    |        |                                 |                    |        |  |  |  |
|                  |                                      |                                                                        | 直通                      | 052-961-1464   |        |                                 |                    |        |  |  |  |
|                  |                                      | 保安                                                                     | 内線                      | 2433 、 2435    |        |                                 |                    |        |  |  |  |
|                  |                                      |                                                                        | 直通                      | 052-961-1519   |        |                                 |                    |        |  |  |  |
|                  | N T T FAX                            | 052-951-9106                                                           |                         |                |        | 052-973-4596                    |                    |        |  |  |  |
|                  | 防災行政<br>無線                           | 防災                                                                     | 602-1101、2432、2436、2437 |                |        | 総括班                             | 602-2901           |        |  |  |  |
|                  |                                      | 消防                                                                     | 602-2434、2438           |                |        | 総務班                             | 602-2428           |        |  |  |  |
|                  |                                      | 保安                                                                     | 602-2433、2435           |                |        | 情報班                             | 602-2211、2522、2602 |        |  |  |  |
|                  |                                      |                                                                        |                         |                | 緊急物資班  | 602-2271、2313                   |                    |        |  |  |  |
|                  |                                      |                                                                        |                         |                | 支援班    | 602-2296                        |                    |        |  |  |  |
|                  | 防災行政<br>無線 (FAX)                     | 無線発信番号-602-1152                                                        |                         |                |        | 無線発信番号-602-1150                 |                    |        |  |  |  |
|                  | N T T                                | 庁舎代表                                                                   | 052-961-7211            |                |        | 上記勤務時間内の欄に同じ                    |                    |        |  |  |  |
|                  |                                      | 直通                                                                     | 052-961-1474            |                |        |                                 |                    |        |  |  |  |
| N T T<br>(FAX)   | 052-951-9106<br>(別室設置のFAXのため送信時は要連絡) |                                                                        |                         |                |        |                                 |                    |        |  |  |  |
| 防災行政<br>無線       | 無線発信番号-602-1101、<br>2432、2436、2437   |                                                                        |                         |                |        |                                 |                    |        |  |  |  |
| 防災行政<br>無線 (FAX) | 無線発信番号-602-1152                      |                                                                        |                         |                |        |                                 |                    |        |  |  |  |
| その他              | E-mail                               | owari@pref.aichi.lg.jp                                                 |                         |                |        |                                 |                    |        |  |  |  |
|                  | ファイル交換                               | 次のシステムが利用可能 「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能<br>愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」 |                         |                |        |                                 |                    |        |  |  |  |

※尾張方面本部は、第2非常配備(準備強化体制)でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合がある。  
 ※尾張方面本部(尾張県民事務所)に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部(災害対策課)とする。  
 ※県災害対策本部は、県防災安全局の災害対策課内又は宿直内に開設される場合がある。

(県への連絡先)

| 区分                  |                      | 平常時                                                                                                                                                                                                                                              | 第1非常配備                                                                                                                            | 第2非常配備<br>(準備体制)                                                                                  | 第2非常配備<br>(警戒体制)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 第3非常配備                                       |                                                                                                                                                                                                                     |            |              |
|---------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------|
|                     |                      | 本庁舎2階 防災安全局内                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                                   | 自治センター6階 災害情報センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                              |                                                                                                                                                                                                                     |            |              |
| 勤務時間内               | N T T                | 052-954-6193 (災害対策課直通)<br>052-954-6141 (消防保安課直通)<br>052-961-2111 (代 表)<br>内線 2512 (災 害)<br>内線 2512 (特殊災害)<br>内線 2522 (火 災)<br>内線 2522 (危険物)<br>内線 2539 (救急・救助)<br>(直通)<br>052-954-6193(災害・特殊災害)<br>052-954-6141 (救急・救助)<br>052-954-6144 (火災・危険物) |                                                                                                                                   |                                                                                                   | 052-971-7104 (広報部 広報班)<br>052-971-7105 (総括部 総括班)<br>052-961-2111 (代 表)<br>内線 5302～5304 (総括部総括班)<br>内線 5306～5307 (総括部渉外班)<br>内線 5314～5316 (総括部復旧班)<br>内線 5308～5310 (広報部広報班)<br>内線 5311～5312 (情報部整理班)<br>内線 5317～5319 (情報部方面班)<br>内線 5313、5320～5322 (情報部局・公共機関班)<br>内線 5328 (情報部調査班)<br>内線 5323～5324 (運用部庶務班)<br>内線 5325～5327 (運用部運用班)<br>内線 5328 (運用部財務会計班) |                                              |                                                                                                                                                                                                                     |            |              |
|                     |                      | N T T<br>(FAX)                                                                                                                                                                                                                                   | 052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害))<br>052-954-6922(6階災害対策課通信グループ)<br>052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物))<br>052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助)) |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 052-971-7103<br>052-971-7106<br>052-973-4107 |                                                                                                                                                                                                                     |            |              |
|                     |                      |                                                                                                                                                                                                                                                  | 防災行政無線                                                                                                                            | 8-600-2512 (災害)<br>8-600-2512 (特殊災害)<br>8-600-2522 (火災)<br>8-600-2522 (危険物)<br>8-600-2539 (救急・救命) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                              | 8-600-1360～1362 (総括部統括班)<br>8-600-1363 (総括部渉外班)<br>8-600-1376 (総括部復旧班)<br>8-600-1364 (広報部広報班)<br>8-600-1365 (情報部局・公共機関班)<br>8-600-1366 (情報部方面班)<br>8-600-1322 (情報部調査班)<br>8-600-1321 (県警連絡員)<br>8-600-1324 (自衛隊連絡員) |            |              |
|                     |                      |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                   | 防災行政無線<br>(FAX)                                                                                   | 8-600-1510                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                              |                                                                                                                                                                                                                     | 8-600-1514 |              |
|                     |                      |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                   | 勤務時間外                                                                                             | N T T                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 052-954-6844 (宿日直室)                          |                                                                                                                                                                                                                     |            | 上記勤務時間内の欄に同じ |
| N T T<br>(FAX)      | 052-954-6995 (宿日直室)  |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                   |                                                                                                   | 同 上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                              |                                                                                                                                                                                                                     |            |              |
| 防災行政無線              | 600-5250～5253 (宿日直室) |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                   |                                                                                                   | 同 上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                              |                                                                                                                                                                                                                     |            |              |
| 防災行政無線<br>( F A X ) | 600-4695 (宿日直室)      |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                   |                                                                                                   | 同 上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                              |                                                                                                                                                                                                                     |            |              |
| e-mail              |                      | saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                              |                                                                                                                                                                                                                     |            |              |
|                     |                      | sginfo@pref.aichi.lg.jp                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                              |                                                                                                                                                                                                                     |            |              |
|                     |                      | aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                              |                                                                                                                                                                                                                     |            |              |
| 防災webメール            |                      | kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                              |                                                                                                                                                                                                                     |            |              |

(消防庁への連絡先)

勤務時間内

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| (西日本電信電話株式会社回線)    | (地域衛星通信ネットワーク)           |
| 03-5253-7527       | 9-048-500-90-43421~43426 |
| 03-5253-7537 (FAX) | 9-048-500-90-49033 (FAX) |

夜間・休日時 (消防庁宿直室)

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| (西日本電信電話株式会社回線)    | (地域衛星通信ネットワーク)           |
| 03-5253-7777       | 9-048-500-90-49102       |
| 03-5253-7553 (FAX) | 9-048-500-90-49036 (FAX) |

## 7 その他の情報の収集・伝達

### (1) 近隣・周辺市町村の情報

近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達を行う。

また、必要があると認める情報を収集・受領した場合は、速やかに各部長に伝達する。

伝達を受けた各部長は、部内職員に周知するとともに、関係機関や協力団体等と連携・協力して、その内容に応じた適切な措置を講ずる。

### (2) 生活関連施設の復旧状況情報

市は、市民に対して、電気、ガス、水道等の施設の復旧状況に関する市への問い合わせについて自粛を呼びかけるとともに、被害状況や復旧状況情報を各関係機関から収集し、市民への提供に努める。

### (3) 名古屋都心区の情報

#### ア 情報収集

(ア) 愛知県防災安全局からの情報を収集する。

(イ) ラジオによる情報聴取専従要員を配置し、放送内容の聞き取り、記録を行う。

#### イ 情報提供

主に名古屋都心区に通学又は通勤する市民の帰宅困難状況や安心情報について、広報活動やトータルケアセンターの開設時等における基礎的資料としての活用を図る。

なお、名古屋都心区の情報伝達系統については、近隣・周辺市町村の復旧状況情報に準じて行う。

### (4) その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

また、被害報告は様式集の様式により行う。

| 伝達の対象となる被害 |                              |
|------------|------------------------------|
| 被害発生状況等    | 被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況 (全般) |
| 人、住家被害等    | 人的被害、住家被害                    |
|            | 避難状況、救護所開設状況                 |
| 公共施設被害     | 河川・貯水池・ため池等                  |
|            | 道路被害                         |
|            | 鉄道施設被害                       |
|            | 電信電話施設被害                     |
|            | 電力施設被害                       |

| 伝達の対象となる被害 |        |
|------------|--------|
| 公共施設被害     | ガス施設被害 |
|            | 水道施設被害 |

## 8 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告する。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則として有線電話を使用する。また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用する。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用する。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

## 9 被害状況の照会・共有

(1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

# 第2節 通信手段の確保

## 1 方針

災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。そのため、市はあらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに受信専用電話を確保し、通信従事者を配置する等、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

また、災害等の発生により市の有線通信施設が被災し不通になった場合は市防災行政無線（同報系・移動系）、県防災行政無線、各機関・事業所専用の有線電話若しくは無線電話その他利用可能な設備又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

なお、市防災行政無線（移動系）については、必要に応じて、清須市防災行政用無線局管理運用規程に基づき無線通信の統制を行う。

## 2 市における措置

### (1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、市及び県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に

関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(7) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ロ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市町村長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

### 3 無線通信の連絡にあたっての留意事項

#### (1) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に本部においては、市防災行政用無線局運用管理規程に基づき、概ね以下のとおり通信の統制を行う。

##### ア 無線機器の管理

(ア) 携帯局の集結（すべての携帯局は、市災害対策本部に一旦集結させる。）

(イ) 携帯局の搬出（本部に集結した携帯局の搬出・使用は、防災行政課長が指示する。）

##### イ 通信の統制

携帯局からの通話は、すべて本部に対して行う。その他以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

(ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

(イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）

(ウ) 簡潔通話の実施の原則

(エ) 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

#### (2) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

ア 使えない（不通・故障・電源不良等）

イ 混雑している（話し中・混信・宛先不明等）

ウ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切りかえ、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

##### ア 使えない場合

代替の通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

##### イ 混雑している場合

混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要するときは、冒頭に「至急・至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。

また、通話は簡潔明瞭に終らせるよう心掛ける。

##### ウ 聞き取りが困難な場合

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。無線機は、1m動かただけで受信状態が大きく変化することもある。

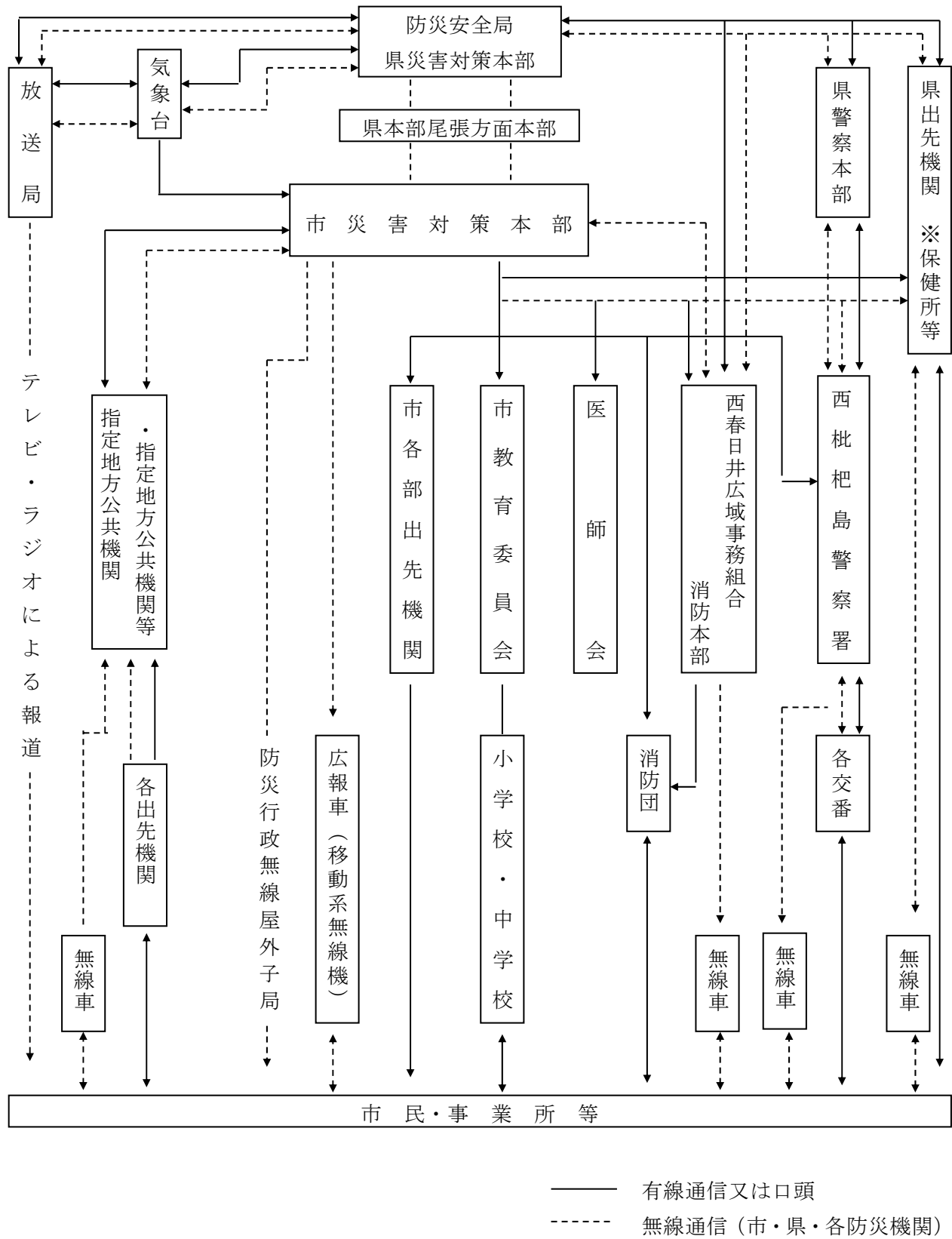
#### (3) 無線通信施設の応急措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、障害が発生した場合は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は、応急措置をとる。

## 4 通信連絡系統

災害時の市災害対策本部を中心とする通信連絡系統図は、次のとおりである。





## 第3節 広報

### 1 災害広報体制の確立

#### (1) 災害広報体制

本部長の指示の如何に関わらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。

| 役割項目                         | 手順その他必要事項                                                                                                                                                                               |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報活動用資料の作成                   | (1) 関係各部からの資料収集<br>(2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ）<br>(3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各避難所への配布                                                                                                    |
| 災害生活情報誌の発行体制の確立              | (1) 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む）<br>(2) 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等）<br>(3) 災害発生2日目以降毎日発行                                                                                              |
| 要配慮者向け広報体制の確立                | (1) 市社会福祉協議会との連携<br>○外国語・手話通訳ボランティアの確保<br>○翻訳・点字ボランティアの確保<br>○CIR（国際交流員）、ALT（外国語指導助手）の確保<br>(2) 要配慮者向け広報資料の作成<br>(3) 要配慮者向け巡回広報広聴チームの編成                                                 |
| 報道機関（テレビ、ラジオ放送局、通信社、新聞社）への対応 | (1) NHK等への緊急市長声明の放送枠確保の要請<br>(2) 同じく外国人向け放送枠確保の要請<br>(3) NHK等テレビ各社への聴覚障害者向け放送枠確保の要請<br>(4) 報道機関周辺各支局への共同記者会見所・臨時記者詰所の開設の連絡                                                              |
| 広報活動班の編成                     | (1) 防災行政無線による広報活動<br>(2) 広報車巡回等による広報活動<br>(3) 広報紙等の配布<br>(4) 掲示板への貼紙<br>(5) Webサイト掲載及びツイッター等のソーシャルメディアによる情報提供<br>(6) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）による情報提供<br>(7) 記録写真等の作成<br>(8) その他緊急を要する地域への広報活動 |

#### (2) 主に広報すべき情報項目

市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。

| 災害の発生段階 | 情報項目                                                                                                                                   |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事前情報の広報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象に関する情報</li> <li>● 河川の水位の情報</li> <li>● 公共交通機関の情報</li> <li>● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等</li> </ul> |

| 災害の発生段階   | 情報項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後の広報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等）</li> <li>● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の設置</li> <li>○現地災害対策本部の設置</li> <li>○トータルケアセンターの設置</li> <li>○避難所、救護所の設置</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul> </li> <li>● 避難に関する情報（避難場所、避難の指示等）</li> <li>● 救護所の開設状況</li> <li>● 道路情報</li> <li>● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ</li> <li>● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ</li> <li>● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等</li> </ul>                                                                                                      |
| 応急復旧時の広報  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象に関する情報</li> <li>● 河川の水位の情報</li> <li>● 災害に関する情報</li> <li>● 被害情報及び応急復旧対策実施状況に関すること</li> <li>● 生活関連情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道、電気、ガス等のライフライン施設の状況</li> <li>○食料、水、その他生活必需品等の供給状況</li> </ul> </li> <li>● 医療機関の活動状況</li> <li>● 公共土木施設等の状況</li> <li>● 公共交通機関の状況</li> <li>● 通信施設の状況</li> <li>● 安心情報（「…地区は被害なし」「…小学校児童は全員無事に…へ避難」等、被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報）</li> <li>● ボランティアに関する状況</li> <li>● 義援金、救護物質の受入れに関する情報</li> <li>● 被災者相談窓口の開設状況</li> <li>● ごみ・がれきの収集方法</li> <li>● その他必要な事項</li> </ul> |

### (3) 防災関係機関との連携

各防災関係機関派遣の本部連絡員に対し、次の事項に重点を置いて連携し、広報活動を実施するよう要請する。

#### ア 警察署

警察署（交番）は、市災害対策本部、消防署その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

| おもな広報事項                    | 広報手段          |
|----------------------------|---------------|
| (1) 被害の規模及び区域              | 広報車           |
| (2) 避難場所及び避難経路の状況          | 警ら用無線自動車      |
| (3) 交通機関の被害状況              | 看板、横断幕垂れ幕等の掲示 |
| (4) 交通規制の実施状況（一般車両の通行禁止等）  | テレビ、ラジオ       |
| (5) 主要幹線道路、橋梁の被害状況及び復旧の見通し | インターネット       |

|                                          |                         |
|------------------------------------------|-------------------------|
| (6) 治安状況及び犯罪の防止活動<br>(7) その他デマの防止に関する情報等 | 市への依頼（広報紙等）<br>（防災行政無線） |
|------------------------------------------|-------------------------|

イ 西日本電信電話株式会社東海支店

西日本電信電話株式会社東海支店は、災害のため通信が途絶したとき又は利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。

なお、災害の発生により受話器がはずれた場合、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、必ず受話器の確認を行うよう周知する。

| おもな広報事項                                                                                                                                      | 広報手段                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等<br>(2) 通信の途絶又は利用制限の状況<br>(3) 通信の途絶又は利用制限をした理由<br>(4) 利用制限をした場合の代替となる通信手段<br>(5) 利用者に協力をお願いする事項<br>(6) その他必要な事項 | テレビ、ラジオ、新聞等の媒体<br>広報車<br>チラシ<br>窓口案内<br>掲示<br>インターネット<br>携帯電話<br>市への依頼（広報紙等）<br>（防災行政無線） |

ウ 中部電力

感電事故及び漏電による出火を防止するため、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また、停電の状況、復旧予定時間等については、市災害対策本部に通報するとともに、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

| おもな広報事項                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 広報手段                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1) 第1段階（安全、危険防止）<br>①無断昇柱、無断工事をしないこと<br>②断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄りの事業所に通報すること<br>③屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること<br>④その他事故防止のため留意すべき事項<br>(2) 第2段階（被害状況）<br>①停電区域<br>②停電事故復旧状況<br>③停電事故復旧見込み<br>(3) 市民対応窓口の確立<br>需要家からの電話による事故通報や復旧見通し等の照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受付けはもとより、本店、支店等の能率的な受付け体制を確立しておく。 | テレビ、ラジオ、新聞等の媒体<br>広報車<br>窓口対応（営業所等）<br>インターネット<br>市への依頼（広報紙等）<br>（防災行政無線） |

エ 東邦ガス

ガスによる2次災害を防止し市民の不安解消を図るため、サービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通し

については、可能な限り広報車等により直接被災地区を巡回し周知する。

| おもな広報事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 広報手段                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| (1) 災害発生時には<br>①ガス栓を全部閉めること<br>②ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること<br>③ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること<br>この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちに東邦ガスに連絡すること<br>(2) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合<br>①塗色がグレーのメーターの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する<br>②塗色がクリーム色のメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する<br>③操作終了後2分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと<br>(3) 供給を停止した場合<br>①ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、東邦ガスから連絡があるまで待つこと<br>②ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめ東邦ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと<br>(4) 供給再開時の広報<br>①あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること<br>②点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと<br>③内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず最寄りの事業所に連絡すること<br>④ガスの使用再開時に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの事業所に連絡すること | 広報車<br>消防署、警察署、報道機関等への協力要請<br>インターネット<br>市への依頼（広報紙等）<br>（防災行政無線） |

オ 名鉄・JR（各駅・各車両）及びバスその他

名鉄・JR（各駅・各車両）においては、概ね次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

なお、バスその他の公共交通機関においても、これに準じて広報活動を行い、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

| おもな広報事項                                                                                                                                                      | 広報手段                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| (1) 駅では、被害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について放送案内を行う<br>(2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、 | 構内放送<br>車内放送<br>職員口頭<br>掲示等<br>インターネット<br>市への依頼（広報紙等） |

|                                                       |          |
|-------------------------------------------------------|----------|
| 理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める | (防災行政無線) |
|-------------------------------------------------------|----------|

## 2 広報活動用資機材及び要員の確保

### (1) 基本的な考え方

災害時に必要とされる広報活動を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ広報車に転用可能な拡声器付車両や編集要員としての人材を擁する市内の事業所・団体等を把握するとともに、災害発生時に迅速に協力要請するために必要な連絡方法その他についてとりきめておく。

また、災害発生後2時間を目途として、市民に対して広報活動用ボランティアへの参加を呼びかける。

### (2) 拡声器付車両・資機材等の調達

#### ア 市保有現在量の把握

市長の指示に関わらず、その必要があると認めたときは、災害時広報活動に使用可能な拡声器付車両の状況を把握するとともに、関係各部長の協力を得て、紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

#### イ 調達

市保有現在量では対応が困難な場合や拡声器付車両・スピーカー装置等機材については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達により、迅速な対応を図る。

##### (ア) 調達可能な団体・業者等

調達可能な団体・業者等については、あらかじめ協定等により、おおよその調達可能品目、数量等を把握しておく。

##### (イ) 拡声器付車両等の待機・準備

拡声器付車両及びスピーカー装置等機材を保有する団体・業者等は、災害が発生し、その必要があると認めるときは、市からの要請がある場合に備え、供給可能数を待機させる。

##### (ウ) 費用の負担

車両・機材の調達に要する費用は、燃料・修理代を実費負担する。その他消耗品は、市が通常行うところによる。

### (3) 編集補充要員の確保

#### ア 編集ボランティア

市内の事業所及び市社会福祉協議会（ボランティアセンター）に対し、編集作業スタッフの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人・聴覚障害者向け広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼びかける。

#### イ 他市町村職員の応援派遣要請

広報資料編集作業要員としての他市町村職員の応援派遣を市長に対し要請する。

### (4) 広報活動要員の確保

#### ア ボランティア

車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳要員について、市社会福祉協議会（ボランティアセンター）に要員派遣を要請すると

ともに、市民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

#### イ 他市町村職員の応援派遣要請

広報活動要員としての他市町村職員の応援派遣を市長に対し要請する。

#### (5) 記録写真等の作成

被災地の状況等を写真等に収め、今後の復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

なお、各班で撮影した写真は、人事秘書班へ提出する。

### 3 広報活動の実施要領

#### (1) 基本的な考え方

緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分けられることができるように、広報活動用資料の配布に際しては、状況を判断の上適切な広報手段を明記するよう努める。なお、NHK・民間ラジオ各社に対する緊急警報放送の要請は、原則として県を経由して行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、市長の指示に基づき直接要請する。

#### (2) 防災行政無線（同報系）の利用

固定系親局から子局を通じた市内全域への同時伝達、又は地域別・子局別の放送を行う。

#### (3) 広報車の利用

特に停電時や通信障害発生時は、広報文を作成し、広報車による音声の広報や、ビラ・チラシ等の印刷物の配布に努める。

なお、必要に応じ、他の部や市内事業者・団体等から車両を調達するものとし、車両等の調達にあたっては、総務部及び建設部を通じて要請する。

| 利用する場合（事例）                                                                                                                                                              | 実施にあたり注意すべき事項                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>緊急伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難の指示</li> <li>● 火災の発生に関する情報</li> <li>● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報</li> <li>● 気象等特別警報に関すること</li> <li>● その他</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※車両をゆっくり運行させる</li> </ul> </li> </ul> |

| 時期又は地域を限定した伝達                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況</li> <li>● 安心情報</li> <li>● 生活関連情報</li> <li>● 通信施設の復旧状況</li> <li>● 道路交通状況</li> <li>● 医療機関の活動状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市災害対策本部体制が着実に活動していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※車両をゆっくり運行させる</li> </ul> </li> </ul> |

#### (4) 市職員の口頭での伝達

各避難所の要員が各管内地区において行う。広報車の活動が不可能な地域又は特に必要

と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、市災害対策本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。

さらに、必要な場合は、消防団による広報伝達及び自主防災組織への連絡、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

| 利用する場合（事例）                                                                                                                                     | 実施にあたり注意すべき事項                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>緊急伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難の指示</li> <li>● 火災の発生に関する情報</li> <li>● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報</li> <li>● その他</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※不確実なことは言わない</li> </ul> </li> </ul> |

|                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>避難場所での情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況</li> <li>● 安心情報</li> <li>● 生活関連情報</li> <li>● 通信施設の復旧状況</li> <li>● 道路交通状況</li> <li>● 医療機関の活動状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市災害対策本部体制が着実に活動していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 被災者が精神的に不安定な状態にあることを踏まえ次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※不確実なことは言わない</li> </ul> </li> <li>● ビラ・チラシ等の印刷物を併せて配布するよう努めること</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (5) 市施設における掲示等

災害生活情報誌は、災害発生後2日目を第1号として1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。

なお、発行された災害生活情報誌は、市役所においては企画部職員が、各避難所及びその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

#### (6) 隣接市への広報依頼

隣接市との境界部にあたる地域において、上記の手段では不十分又は適切でないと判断される場合は、隣接市に対して、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。

#### (7) 報道機関への発表・協力要請

報道機関による災害時特別報道は、市民と防災関係機関相互の貴重な情報連絡手段の一つとして位置付けられる。しかし反面、報道機関の取材活動が被災者の反感を招いたり、災害対策本部の活動上障害要因となる等、好ましくない事態も報告されている。

報道機関については、大規模災害時における市民への情報連絡手段として有効な活用を図るとともに、災害時の取材活動が災害対策本部の活動の支障にならないよう協力要請を行う。

ア 市の発表

(ア) 本部設置前

市長の指示により、企画部長が報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(イ) 市災害対策本部設置後

市災害対策本部設置後は、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。発表は、原則として、本部長の決定に基づき、企画部長が共同記者会見方式で行うが、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況の統一に努める。

なお、市災害対策本部が設置された場合は、市役所内に臨時記者詰め所及び共同会見所を設置する。

イ 消防本部の発表

消防本部の行う警戒防御に関する発表は、共同記者会見の場で指定する幹部が行う。

なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、消防本部警防規程の定めによる。

ウ 西枇杷島警察署の発表

報道の公正を期するため、担当の幹部を定めて行う。また、発表内容は市災害対策本部へ通報する。

エ 緊急警報放送等の要請

緊急時における情報連絡手段として、テレビ、ラジオ、コミュニティFMを有効に活用する。

なお、テレビ、ラジオ、コミュニティFMに対する緊急警報放送※の要請については、県計画に基づき原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、市長の指示に基づき直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告する。

以下には、県及び主な放送局について示す。

※避難の指示、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要がある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時の放送に関する協定」（県知事と県内ラジオ局との間で締結）に基づき、「緊急警報放送」を要請することができる。



(7) 県への要請

|       |                      | 平常時                                                      | 第1非常配備 | 第2非常配備<br>(準備体制) | 第2非常配備<br>(警戒体制)                        | 第3非常配備 |
|-------|----------------------|----------------------------------------------------------|--------|------------------|-----------------------------------------|--------|
|       |                      | 本庁舎2階災害対策課内                                              |        |                  | 自治センター6階災害情報センター                        |        |
| 勤務時間内 | 西日本電信電話株式会社          | 052-961-2111 (代表)                                        |        |                  | 052-961-2111 (代表)<br>内線 5308～5310 (広報班) |        |
|       | 西日本電信電話株式会社<br>(FAX) | 052-954-6912 (2階災害対策課内)<br>052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ内) |        |                  | 052-971-7103 052-971-7106               |        |
|       | 防災行政無線               | 8-600-1128 (2階災害対策課内)                                    |        |                  | 8-600-1364 (広報班)                        |        |
|       | 防災行政無線<br>(FAX)      | 8-600-1510                                               |        |                  | 8-600-1514                              |        |
| 勤務時間外 | 西日本電信電話株式会社          | 052-954-6844 (宿日直室)                                      |        |                  | 上記勤務時間内の欄に同じ                            |        |
|       | 西日本電信電話株式会社<br>(FAX) | 052-954-6995 (宿日直室)                                      |        |                  | 同 上                                     |        |
|       | 防災行政無線               | 8-600-5250～5253 (宿日直室)                                   |        |                  | 同 上                                     |        |
|       | 防災行政無線<br>(FAX)      | 8-600-4695 (宿日直室)                                        |        |                  | 同 上                                     |        |

(4) NHK名古屋放送局への要請

| 常 時                          |              |
|------------------------------|--------------|
| ※一般加入電話FAXを有する市町村は、FAXを最優先利用 |              |
|                              | 052-961-9256 |
| 1 一般加入電話                     | 052-952-7000 |
| 一般加入電話による場合は要請先を確認する。        |              |
| 2 災害応急復旧用無線電話                | 01409-4407   |

## 第4章 応援協力・派遣要請

### ■基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
- 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループ等の受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアの窓口を設置して適切に受け入れることにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

### 第1節 応援協力

#### 1 市における措置

市は、県と災害対策上必要な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、災害時には一層この強化に努めるとともに、市の地域内の災害応急対策の円滑な実施を図る。

##### (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があるときは、尾張方面本部を通して県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

##### (2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、市の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を求める。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

##### (3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。

##### (4) 防災関係機関との相互協力

ア 市は、防災関係機関と災害対策上必要な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。

イ 市及び防災関係機関は、市災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換等の連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため本部連絡員の派遣等、必要な措置をとる。

(5) 民間団体及び事業所との協力

ア 協力を要請する業務

災害時に業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は以下のとおりである。

- 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
- 災害に関する予警報、その他の情報の地域住民への伝達
- 災害時における広報広聴活動への協力
- 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動への協力
- 被災者に対する炊出し、救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 被害状況調査への協力
- 被災地域内の秩序維持への協力
- 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- 応急仮設住宅の建設等の業務への協力
- 生活必需品の調達等の業務への協力
- り災証明書交付事務への協力
- その他市が行う災害応急対策業務への協力

イ 協力要請の方法

災害時における協力要請の方法については、各部があらかじめ協定により定めるところによる。なお、要請にあたっては可能な限り以下の事項を明らかにして行う。

- 活動の内容
- 協力を希望する人数
- 調達を要する資器材等
- 協力を希望する地域及び期間
- その他参考となるべき事項

2 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

#### 4 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておく。

### 第2節 応援部隊等による広域応援等

#### 1 市の措置（緊急消防援助隊等）

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 西春日井広域事務組合において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

#### 2 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

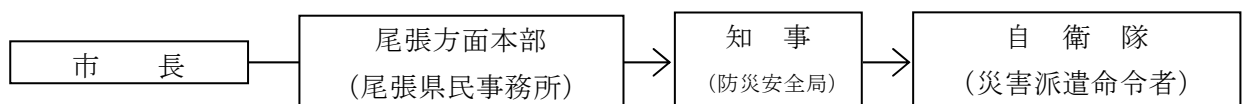
### 第3節 自衛隊の災害派遣

#### 1 市又は関係機関における措置

- (1) 市長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長又は防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。
- (5) 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。

(6) 連絡先

| 部隊名等               | 連絡責任者 (電話番号)         |                |
|--------------------|----------------------|----------------|
|                    | 時間内（平日）～17:00        | 時間外            |
| 陸上自衛隊第10師団司令部      | 052-791-2191         |                |
|                    | 内線4236（防衛班）          | 内線4301（司令部当直室） |
|                    | 県防災行政無線8-8230-31, 32 |                |
|                    | 衛星電話9-823-23         |                |
| 航空自衛隊第1輸送航空隊（小牧基地） | 0568-76-2191         |                |
|                    | 内線4032（防衛部）          | 内線4017（基地当直）   |
|                    | 県防災行政無線8-8250-31, 32 |                |
|                    | 衛星電話9-825-21         |                |

## 2 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ体勢を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡にあたりとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

(2) 受入れ側の市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入れ時の準備

a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の市民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

### 3 撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

知事は、自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

### 4 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊が実施する救援活動の具体的な内容は、以下のとおりである。

| 項 目           | 活動内容                                                                                                                                                   |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被害状況の把握       | 車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。                                                                                                              |
| 避難の援助         | 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。                                                                                            |
| 遭難者等の搜索救助     | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。                                                                                                               |
| 水防活動          | 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。                                                                                                                  |
| 消防活動          | 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。<br>（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）                                                            |
| 道路又は水路の啓開     | 道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。                                                                                                               |
| 応急医療、救護及び防疫   | 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。<br>（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）                                                                                                      |
| 人員及び物資の緊急輸送   | 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。                                                                         |
| 給食及び給水        | 被災者に対し、給食及び給水を実施する。                                                                                                                                    |
| 入浴支援          | 被災者に対し、入浴支援を実施する。                                                                                                                                      |
| 物資の無償貸付又は譲与   | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。                                                                       |
| 危険物の保安及び除去    | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。                                                                                                           |
| その他<br>臨機の措置等 | (1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。<br>(2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいがない場合に限り、自衛隊は市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。 |

## 5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
  - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
  - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

## 第4節 ボランティアの受入れ

### 1 市における措置

- (1) 市は被災した時、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。市において対応が困難な場合は、市社会福祉協議会に協力を要請する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等について支援する。
- (3) 大規模災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、以下のとおりボランティア受入れ体制を確立する。

| 項 目                      | 手順その他必要事項                                                                                       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市社会福祉協議会（ボランティアセンター）への要請 | (1) ボランティアセンターの開設・運営<br>(2) 市の地域内被害状況に関する情報の提供<br>(3) 市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供                     |
| 報道機関対応                   | (1) NHK名古屋放送局等へのボランティア体制に関する放送枠確保の要請<br>(2) テレビ、ラジオ、コミュニティFM・新聞各社周辺各支局等への災害時ボランティア体制に関する紙面確保の要請 |
| ボランティア対策チームの編成           | (1) 市社会福祉協議会との連絡調整<br>(2) 市各部、防災関係機関との連絡調整<br>(3) 市民対応                                          |

## 2 災害ボランティアセンターの編成

災害ボランティアセンターの構成は、その都度、市社会福祉協議会の責任者が決めるが、災害時ボランティア計画に基づき概ね以下のとおりとする。

| 班          | 役割項目                                                                                                               |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コーディネート班   | (1) 市内外ボランティア申出の受付<br>(2) 被災者等からの支援要請の受付<br>(3) NPO・ボランティア団体の連絡・調整<br>(4) ボランティア派遣計画の作成・調整                         |
| オリエンテーション班 | (1) ボランティア希望者に対する研修・引継等<br>(2) 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成<br>(3) ボランティアセンターニュースの作成・配布<br>(4) その他広報業務に関すること        |
| バックアップ班    | (1) 市、防災関係機関との連絡調整<br>(2) 資器材、物資の調達・保管<br>(3) 資金管理、伝票整理その他財務に関すること<br>(4) 食事の提供、睡眠スペースの確保<br>(5) その他本部機能維持業務に関すること |

## 3 ボランティアの受入れ

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティア受入れ（受付、需給調整等）やボランティアへの支援要請の内容を把握する。
- (2) コーディネーターは、市、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。
- (3) 活動内容は、その都度、各部長が決めるが概ね以下のとおり。

ア 災害ボランティアセンターを通じて行うもの

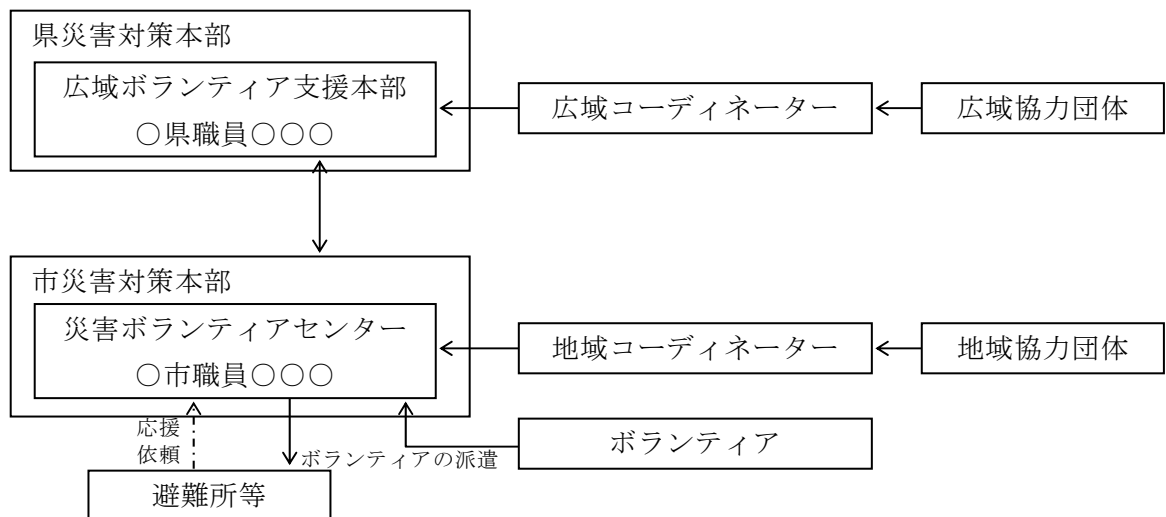
- 倒壊建物による生埋者の救出活動業務への協力（主に木造住宅の場合）
- 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送
- 発生後初期の避難所における運營業務への協力
- 被災者に対する炊出業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 高齢者、障害者等要配慮者の安否確認業務への協力
- 高齢者、障害者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
- 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- 地域における生活関連情報の収集及び被災者への提供
- 管内の仮設住宅入居者向け「生活便利ガイド」の編集・作成
- その他被災者が行う生活再建への協力（資金面を除く）
- 市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向け資料の作成等）
- 市が行う災害時における情報収集活動への協力



イ 主に各部を通じて行うもの

- 倒壊建物等による生埋者の救出活動（建設業協会等）
- 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送（看護師等による）
- 災害時における広報広聴活動への協力（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）
- 災害時における情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- 道路の交通管制業務への協力（交通安全協会、物流業者等による）
- 建物危険度判定調査への協力（建築士等による）
- 避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- こころのケア業務への協力
- トータルケアセンター業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- その他各部が行う災害応急対策業務への協力

(4) ボランティアの受入れの流れ



4 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、

公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

- (2) その他のボランティア団体等（清須市ボランティア連絡協議会、愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、県外からのボランティア）

## 6 整備保存すべき帳簿

ボランティア団体受入記録簿

## 第5節 防災活動拠点の確保等

### 1 市及び県（防災安全局）における措置

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図る。

### 2 防災活動拠点の確保

市及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図る。

なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。

物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

【表1 防災活動拠点の区分と要件等】

| 区分          | 1 地区防災活動拠点                    | 2 地域防災活動拠点                | 3 広域防災活動拠点               | 4 中核広域防災活動拠点                                 | 5 航空広域防災活動拠点 | 6 臨海広域防災活動拠点 | 7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点       |
|-------------|-------------------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------------------------------|--------------|--------------|--------------------------|
| 設置主体        | 市町村                           | 県及び政令市                    | 県及び政令市                   | 県                                            |              |              |                          |
| 災害想定<br>の規模 | 市町村区域内<br>・林野火災<br>・局地的な土砂災害等 | 複数の市町村に及ぶ災害<br>・相当規模の林野火災 | 広域の市町村に及ぶ災害<br>・大規模な地震災害 | 全県に及ぶ災害、大都市の災害<br>・大規模激甚な地震災害<br>・大規模激甚な風水害等 |              |              | 広域の市町村に及ぶ災害<br>・大規模な地震災害 |

|       |             |                               |                           |                                       |                                       |                            |                    |
|-------|-------------|-------------------------------|---------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|--------------------|
|       |             | ・相当規模の風水害、土砂災害等               | ・大規模な風水害等                 |                                       |                                       |                            | ・大規模な風水害等          |
| 応援の規模 | 隣接市町村等      | 県内市町村等                        | 隣接県等                      | 中部・全国の都道府県等                           |                                       |                            |                    |
| 役割    | 被災市町村内の活動拠点 | 郡単位、広域圏単位の活動拠点                | 広域、全県的な活動拠点               | 全県で中心となる活動拠点                          | 主に空輸される要員、物資の集積拠点                     | 海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点       | 広域、全県的な活動拠点        |
| 拠点数   | 市町村で1か所程度   | 郡又は圏域単位で1か所程度                 | 県内に数か所程度                  | 県内に1か所程度                              | 県内に1か所程度                              | 県内に3か所程度                   | 県内に4か所程度           |
| 要件    | 面積          | 1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能 | 3ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能 | 10ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能 | 30ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能 | 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能 | ストックヤード10ヘクタール程度以上 |
|       | 施設設備        | できれば倉庫等                       | できれば倉庫、宿泊施設等              | 倉庫等できれば宿泊施設                           | 倉庫等宿泊施設                               | 倉庫等滑走路                     | 耐震岸壁1万ト级以上の船舶の係留施設 |

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

【表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能】

| 分類         | 機能                                                                                                            | 主な設置主体      |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 広域進出拠点     | 災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの                                            | 広域応援部隊の派遣機関 |
| 進出拠点       | 広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの                                                     | 広域応援部隊の派遣機関 |
| 救助活動拠点     | 各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの                                   | 県・市町村       |
| 航空機用救助活動拠点 | 救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点<br>①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点<br>②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点  | 県・市町村       |
| 広域物資輸送拠点   | 国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの                                          | 県           |
| 地域内輸送拠点    | 広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受入れの拠点であり、市町村が設置するもの                                               | 市町村         |
| 海上輸送拠点     | 人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの                                                               | 国・県(港湾管理者)  |
| 大規模な広域防災拠点 | 南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点 | 県           |

【表3 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画】

| 分 類    | 機 能                                    |
|--------|----------------------------------------|
| 前進拠点   | 東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点           |
| 進出拠点   | 地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内等の拠点に一時集結する拠点 |
| 活動拠点   | 部隊が被災地において活動するにあたり、宿営等を行う拠点            |
| 広域物資拠点 | 非被災地域から物資を輸送する拠点                       |

## 第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

### 1 市、県（防災安全局、保健医療局、建設局、都市・整備局）、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時には、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施する。

#### (1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

#### (2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

#### (3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動

#### (4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入れ、配分に係る活動

#### (5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

## 第5章 救出・救助対策

### ■基本方針

- 市は県警察、消防と連携し、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターをはじめ、利用できるすべての航空機及びドローンを活用する。
- 発災直後の救助・救急活動は、警察、消防だけでは不足するため、近隣住民、自主防災組織及び消防団等が協力して救助・救急活動を行う。

### 第1節 救出・救助活動

#### 1 市における措置

- (1) 市は、県警察等と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

#### 2 実施体制

##### (1) 消防本部・消防団の活動体制

| 機関名          | 活動態勢・内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防本部         | (1) 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊等が災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。<br>(2) 救助活動に必要な重機等の資器材に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。<br>(3) 救急活動にあたっては、現場救護所を設置し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。<br>(4) 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資器材を有効に活用して安全な医療機関へ搬送する。<br>(5) 重症度の判定は、バイタルサイン（血圧、脈、呼吸状態、尿量・色）のチェック等により行う。 |
| 消防班<br>（消防団） | (1) 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。<br>(2) 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は現場指                                                                                                                                                                                                         |

|  |                                                 |
|--|-------------------------------------------------|
|  | <p>揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理等、必要な活動に従事する。</p> |
|--|-------------------------------------------------|

(2) 市民・事業所の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、救出活動に参加する。

また、市等の防災関係機関から要請された場合は、建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

### 3 実施内容及び応援協力関係

市長は、災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を救出又は捜索し、負傷者については医療機関に搬送する。

(1) 災害発生直後の対応

ア 消防班の出動現場については、被害の状況に応じて消防団長が決定する。

イ 消防本部、警察署その他関係機関に対し救出活動専門部隊（要員）の災害出動を要請する。

ウ あらかじめ締結している協定に基づき所管の業種別団体・事業所に対し、ブルドーザー・クレーン車等の建設用機械、エアジャッキ・チェーンソー等の救助用器具及び作業員の派遣協力を要請する。

エ 自らの救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

オ 必要と認める場合は、県へ自衛隊の災害派遣出動を要請する。

カ その他関係各部に対し、必要な協力要請を行う。

(2) 救出の方法

ア 救助は生命の危険のある者から優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は容易に救出できるものを優先して実施する。また、消防職員が不足しかつ貸出可能な救助用資機材がある場合は、市民のうちより適当なものをリーダーとして選び、資機材を貸与の上、市民自らが救助活動を実施するよう要請する。

イ 火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

ウ 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し救護活動を行う。

(3) 西枇杷島警察署との連絡

被災者の救出活動を円滑に実施するため警察署と連絡をとり交通規制及び現場における警備等を依頼する。

### 4 整備保存すべき帳簿

(1) 被災者救出状況記録簿

(2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿

(3) 被災者救出用機械器具修繕簿

(4) 被災者救出関係支払証拠書類簿

## 5 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

## 6 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 7 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)や緊急災害対策派遣隊(T E C F O R C E)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

その他、ライフライン事業が行う応急対策について、人員や車両等を集める拠点となるスペースの確保が困難な場合は、事業者と市との調整の上、拠点スペースの確保に努める。

## 8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

# 第2節 防災ヘリコプターの活用

## 1 活動内容

愛知県防災ヘリコプターはその特性を十分に活用でき、必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- (1) 被害状況調査等の情報収集活動
- (2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 救急救助活動
- (6) 臓器等搬送活動
- (7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

## 2 市における措置

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況

- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

### 3 緊急時応援要請連絡先

名古屋市消防航空隊運航係

電 話      0568-28-0119

F A X      0568-28-0721



## 第6章 消防活動・危険性物質対策

### ■基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あけて出火防止と初期消火を行う。
- 消防団は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等にあたり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。
- なお、清須市の消防体制は、北名古屋市・豊山町とともに構成する常備消防力としての西春日井広域事務組合消防本部（西消防署）、また非常備消防力としての市消防団（12分団）の体制となっている。また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、西春日井広域事務組合を通じ「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行うとともに、全国的な消防応援体制の充実を図る。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

### 第1節 消防活動

#### 1 市（西春日井広域事務組合）における措置

- (1) 市（西春日井広域事務組合）は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。
- (2) 市は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておく。

##### ア 大震火災計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小様々であるので、被害発生規模により物的損害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (ア) 西春日井広域事務組合及び消防団は、火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災計画の推進

(7) 防御方針

- a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
- b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御にあたる。
- d 火災が著しく多発、市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御にあたる。
- e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- f 中高層建築物、地下、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。
- g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(4) 重要対象物の指定

本部長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

(エ) 避難地・避難路

避難地は市決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておく。

また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の住宅密集地については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(オ) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路等を調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成する。

(カ) 部隊運用要領

a 消防の組織

(a) 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。

(b) 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防活動にあたる。

b 消防隊の部隊運用要領

(a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御にあたる部隊運用を図る。

(イ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定にあたっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真等により検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う等、全国的な消防応援体制の充実を図る。

(4) 大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、消防本部では、発災時において市民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期するようあらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めてその全機能をあげて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行う。特に、市民に与える影響の重要度合いを考慮し、災害事象に対応した防御活動を展開し、大震災から市民の生命、身体及び財産を保護する。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、地域によっては早期に消防力が投入できないことも考えられるため、地域住民が容易に使用できる消火、救急救助資機材等の整備を検討する。

(5) 西春日井広域事務組合消防本部の活動体制

ア 震度5弱以上の地震発生時においては、消防本部は本部に警防本部を設置するとともに、勤務中の消防職員をもって初期活動を行う。

また、勤務時間外及び職務により外部出向中の消防職員は別命を待たず所定の部署に参集する。消防長は参集職員をもって、常備の部隊に合流させ部隊の増強を図る。

| 項 目    | 活動態勢                                                                                              |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非常配備体制 | 管内地域に震度5弱以上の地震が発生した場合又は震度5弱にいたらない場合であっても、地震により火災又は救助、救急等の事案が発生した場合は震災非常配備態勢を発令し事前計画に基づき直ちに活動を開始する |
| 非常招集   | 震災非常配備体制を発令したときは、全消防職員及び全消防団員は、招集計画に基づき別命を待たず直ちに所定の場所に参集する。                                       |

イ 消防本部は、地震発生後の消防活動にあたっては、ガスもれや通電再開による出火を防止するため、東邦ガス、中部電力に対しては、応急措置に関する事前通報協力をあらかじめ協定によりルール化する。

また、災害発生後に、部内に連絡担当班を設け、各防災関係機関との連携・協力に万全を期する。

## 2 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする市民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御にあたる。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等を整備する。

### (1) 出火の防止

発災と同時に居住地付近の市民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は市民を督励して初期消火の徹底を図る。

### (2) 消火活動

西春日井広域事務組合の消防車が出動困難な地域における消火活動、或いは主要避難路確保のための消火活動は、単独若しくは西春日井広域事務組合と協力して行う。

### (3) 情報の収集

分団ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を団本部若しくは消防署に通報する。

また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても、同様とする。その他必要な情報の収集・報告を行うとともに、本部長若しくは消防本部消防長からの指示命令の伝達を行う。

### (4) 消防署隊への応援

道路が混雑又は渋滞して消防活動に支障をきたす場合は、西消防署の先導車の応援要員として消火活動に協力するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導にあたる。

### (5) 救助救急

要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

### (6) 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、市民に安全な方向を指示する。

また、避難場所の防護活動を行う。

## 3 消防水利の確保

消防水利は、原則として水道消火栓の損壊を前提とし、以下のとおり確保する。

なお、自然流下地域及び谷状の低地にある場合で、直径250mm以上の管についている消火栓については使用を試みる。

### (1) 河川等の自然水利

庄内川・新川及び五条川については、無限水利とし大火災の発生等通常の消防水利では水の絶対量が不足する場合の事態に利用する。

### (2) 防火水槽・貯水池・プール等

防火水槽等水利容量に制限のある水利については、40m<sup>3</sup>1隊の配置を原則として活用する。ただし、充水措置ができる場合は、40m<sup>3</sup>2隊とすることができる。

(3) 充水措置

防火水槽等水利容量に制限のある水利を利用する場合は、部署隊数、貯水容量から使用可能時間を判断し早目に充水措置を行う。充水源としては、火点後方の防火水槽、池水、ビル受水槽等利用可能なすべての水利を活用する。

(4) 名古屋市上下水道局の協力

名古屋市上下水道局は、消防隊の要請があった場合は、可能な限り職員を出動させ、給水車等による充水措置、制水弁の開閉による増水の手配（消火栓使用の場合）等消防水利の確保に協力する。

また、消火活動に使用後の防火水槽への充水体制を速やかに確立し、地震発生後の火災発生に備えた消防水利の確保を図る。

4 応援消防隊の受入れ

警防本部長（消防長）が運用可能な消防力に対処が困難と判断したときは、消防相互応援協定に基づき他市町村の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについては、概ね以下のとおり行う。

(1) 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

(2) 添乗署員の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現場への出動にあたっては、車両各1名ずつ署員を添乗させる。

(3) 宿舎の確保

派遣された他市町村の応援消防隊職員の宿舎については、市若しくはその他の西春日井広域事務組合を構成する市町が確保する。なお必要に応じて県（消防防災対策室）に協力を要請する。

(4) 経費の負担

経費の負担については、協定に基づき行うが、概ね以下のとおりとなっている。

ア 応援市町村等が負担する経費

(ア) 人件費、消費燃料等の経常的経費

(イ) 応援職員が応援業務により負傷し疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

イ 発災市町村等が負担する経費

(ア) 応援市町村等の要請にかかわる消防用資器材等の調達経費

(イ) 活動が長期にわたる場合の燃料の補給、食料、消火薬剤等の支給に要する経費

第2節 危険物施設対策計画

1 市における措置

(1) 危険物及びその施設の所有者、管理者又は占有者に対して危害防止のための措置をとる

よう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは警戒区域を設定し、市民の立入り制限、退去等を命令する。

(2) 人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(3) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他市町村に対して応援要請する。

なお、広域消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市長は、西春日井広域事務組合を通じ「愛知県内広域応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(4) 流出、転倒及び浮上した油そう、ガスタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。

(5) 漏油した場所、その他危険区域はロープで区画し係員を配置する。

(6) 放射性物資に対する措置も医療機関と緊密な連絡をとり同様の措置をとる。

(7) 県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

### 第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

#### 1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 「第2節 危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施する。

(2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏洩等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発等の2次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

(3) 地震防災体制の確立

##### ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報等の地震防災組織を確立する。

##### イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道等により、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況等、必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏洩等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏洩点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(7) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

## 2 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

## 第4節 毒物劇物取扱い施設対策計画

### 1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 「第2節 危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)の措置を実施する。

(2) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させる。

### 2 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。

(4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

## 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

### ■基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。
- 保健医療調整本部及び尾張西部地域保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行う。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症法に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

### 第1節 医療救護

#### 1 市における措置

- (1) 市は、救護所を設置し、西名古屋医師会、西春日井歯科医師会、西春日井薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。
- (2) 市は、尾張西部地域保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する

#### 2 地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入れ拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

#### 3 実施体制

市の地域内に災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、健康福祉部長は救護・保健活動チームを編成し、以下の手続を行い、医療・助産の救護活動にあたる。



| 項 目               | 手順その他必要事項                                                                                            |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療救護対策班の編成        | ①西名古屋医師会との連絡調整<br>②市各部、防災関係機関との連絡調整<br>③救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給<br>④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給<br>⑤市民対応 |
| 県医師会（西名古屋医師会）への連絡 | ①災害時医療救護体制確立の要請<br>②市の地域内の被害状況に関する情報の提供<br>③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供                                    |
| 西春日井歯科医師会への連絡     | ①災害時医療救護体制確立の要請<br>②市の地域内の被害状況に関する情報の提供<br>③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供                                    |
| 西春日井薬剤師会への連絡      | ①災害時医療救護体制確立の要請<br>②救護所への薬剤師派遣の要請<br>③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請                                             |
| 救護所の設置            | ①設置場所の確保<br>②設置が必要と認める避難所の選定<br>③救護所設営要員の派遣                                                          |
| 関係各部長、県等への協力要請    | ①医療救護体制に関する広報活動の要請<br>②場所・資器材・設備・水道水等の提供協力の要請<br>③県により編成される県医療救護班の派遣要請（→県保健医療局）<br>④その他の協力要請         |
| 受入れ医療機関の確保        | ①市内受入れ医療機関の現況把握<br>②市外受入れ医療機関の確保（受入れ要請）（→県保健医療局・周辺市町等）                                               |
| 救急搬送体制の確立         | ①搬送拠点の確保（ヘリポートの確保）<br>②救急車両他搬送用車両の確保<br>③ヘリコプターの確保（官・民）（→県消防保安課・自衛隊等）                                |
| 報道機関対応            | ①NHK名古屋放送局等への医療救護体制に関する放送枠確保の要請<br>②報道機関周辺各支局への医療救護体制に関する紙面確保の要請                                     |

#### 4 医療・助産の救護活動の実施

医療・助産の救護活動は、西名古屋医師会、西春日井薬剤師会等の協力を得ながら行うが、そのいとまがない場合は最寄りの一般医療機関に入院、又は通院させる等の措置をとる。

##### (1) 市医療救護班の編成

ア 市医療救護班は、概ね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師を含む。）1～2名とする。

イ 市長は、状況に応じて市医療救護班を順次現地へ派遣する。なお、市医療救護班は救護所1か所に対して、少なくとも1班が出動し、応急的医療・助産の救護活動にあたる。

また、市医療救護班は、必要に応じて巡回救護を行う。

ウ 市は、県知事から派遣された県医療救護班について十分効果のある現地活動ができるように、受入れ措置をとる。

エ 市医療救護班の活動内容は概ね以下のとおりとなる。

##### (ア) 医療救護

- 傷病者の蘇生
- 傷病者の傷害等の区分の判別<sup>※1</sup>
- 中継医療拠点・後方支援病院への転送の要否及び転送順位の決定
- 傷病者に対する応急処置
- 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検案

(イ) 助産<sup>※2</sup>

- 分べんの介助
- 分べん前、分べんの処理
- 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

※1 傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、後方医療施設（受入れ医療機関等）への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

※2 助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

(2) 災害時医療の応援体制の整備

ア 県医療救護班及び西名古屋医師会への要請

(ア) 必要と認められる場合は、健康福祉部長が尾張西部区域保健医療調整会議を通じ、保健医療調整本部に県医療救護班の派遣の要請を行う。

(イ) 必要と認められる場合は、西名古屋医師会に対して、災害時の医療救護体制の確立を要請する。

なお、西名古屋医師会は自ら必要と認めたときは、市の要請を待たずに、医療救護体制を確立し、医療救護班の編成・出動を行うことができる。この場合、西名古屋医師会は直ちに市に通報するとともに、看護要員、事務連絡要員等の派遣を要請する。災害により通信連絡網が断絶した状態の場合、西名古屋医師会員は、市庁舎・最寄りの避難所、災害現場等に出動し、市職員に医師会員であることを申し出て医療救護にあたる。

イ 受入れ体制の整備

市長は、災害時医療の応援要請を行った場合、県や保健所、医療機関等と協議の上、派遣先・宿舎・食料・飲料水等、受入れ体制を早急に整備する。

ウ 医療ボランティアの受入れシステム

(ア) 医療ボランティアを必要とする場合、マスコミ等と連携し、市長を通じて応援を要請する。要請の内容は、医師・看護師の人数、診療科目、機関、医薬品・医療機器の種類及び数量等とする。

(イ) 医療ボランティアの受入れ

a 医療ボランティアの登録

救護・保健活動チームは、医療ボランティア（組織・個人）の申し入れがあった場合の受付窓口を、ボランティア対策チームを通じて開設し、ボランティアを登録する。

b 医療ボランティア団体との交流

既存の医療ボランティア団体と、平常時から災害時の活動計画等交流を図る。

(3) 活動の実施期間

医療・助産の救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ市長が定めるが、概ね災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

(4) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）、その他の場合は、市負担とする。

## 5 救護所の設置の目安

(1) 設置場所

医療救護活動を行うにあたり、次のとおり西名古屋医師会、西春日井広域事務組合消防本部、西枇杷島警察署等の協力を得て、救護所を設置する。救護所は以下のうちから、救護所活動に必要な医療資源が効率かつ迅速に活用でき、負傷者を安全に搬送できる場所を選定する。

ア 医療施設

イ 避難所

ウ 保健福祉関連施設

エ その他の被災者の多い地点等

(2) 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、救護保健活動チームが行う。

なお、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等の協力を得て、各救護所に必要な医師、看護師、薬剤師が常駐するよう努める。

## 6 救急搬送の実施

(1) 搬送に関する基本方針

患者の搬送は、原則として西春日井広域事務組合消防本部及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市、県、災害拠点病院で確保した車両による搬送を実施する。

(2) 搬送手段の確保

市、西春日井広域事務組合消防本部及び応援消防機関は、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、車両又は担架による搬送を以下のとおり実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等は、県災害対策本部に県、県警察、自衛隊、第4管区海上保安本部等のヘリコプターによる搬送を要請する。また重症患者を緊急搬送する場合には、ドクターヘリ等を活用する。

ア 消防署へ救急車両の配車・搬送を要請

イ 消防署以外の救急車両等への搬送を要請

ウ 市所有車又は各医療救護所担当職員が使用している自動車による搬送

(3) その他の留意事項

ア 当日道路状況図の作成・配布

救護・保健活動チームは建設部の協力を得ながら、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、市内の道路状況に関し、既成の地図を元にして「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。

イ 搬送帰り車の有効活用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用する等、運用に留意する。

## 7 医薬品その他衛生材料の確保

(1) 医薬品その他衛生材料の備蓄の確認及び調達

市は備蓄している医薬品等を確認するとともに、最寄りの販売業者から調達することを原則とする。

(2) 不足のときの調達方法

災害の状況等により医薬品等が不足する場合は、市は尾張西部地域保健医療調整会議に調達を要請する。尾張西部地域保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を災害薬事コーディネーターとともに速やかに把握し、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、県保健医療調整本部に調達を要請する。

なお、血液製剤が必要な場合は、県内血液センターに調達を要請する。血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。

(3) その他

市の要請により、出動し医師が使用する医薬品等は原則として市の用意したもので対応するが、必要に応じて自己が携行した医薬品等を使用する場合は、使用消耗資器材の費用については市に請求する。

## 8 医療救護活動における設備・備品等の整備

(1) 水

水は、災害時における救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つであるため、給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。

特に、救護所及び市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが水の確保状況を照会し、ライフライン対策チームを通じて水の供給を行うよう万全を期す。

(2) 電気

電気の供給が停止した場合、救護所及び市内の災害連携病院への通電再開が優先的に行われるように中部電力に要請しておく。

特に、市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、中部電力に対し、移動電源車の出動を要請する。

また、各施設から要請があった場合は、自家発電機用の燃料の供給についてライフライン対策チームを通じて行う。

(3) 電話その他の通信手段

救護所及び市内の災害連携病院等の電話その他の通信手段の確保を図る。

特に、市内の災害連携病院において電話の使用が困難になった場合は、西日本電信電話株式会社に対し、携帯電話の災害復旧用無線電話の貸与等、通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

また、必要に応じて、救護・保健活動チームは防災行政無線（移動系）を携帯した連絡員を派遣する。

## 9 受入れ医療機関の確保

(1) 災害拠点病院

災害拠点病院は、調整会議に参画するとともに、重症者の受入・治療を行い、重症者以外の患者については、区域内の診療可能な医療機関又は被災地以外への患者搬送を行う。

| 病院名        | 住所             | 電話           |
|------------|----------------|--------------|
| 一宮市立市民病院   | 一宮市文京2-2-22    | 0586-71-1911 |
| 総合大雄会病院    | 一宮市桜1-9-9      | 0586-72-1211 |
| 厚生連稲沢厚生病院  | 稲沢市祖父江町本甲拾町野7  | 0587-97-2131 |
| 名古屋第一赤十字病院 | 名古屋市中村区道下町3-35 | 052-481-5111 |
| 小牧市民病院     | 小牧市常普請1-20     | 0568-76-4131 |

(2) 災害連携病院

災害連携病院は、災害拠点病院を除く2次救急病院で、中等症者の受入・治療を行うとともに、災害拠点病院等から容態が安定した患者の受入及び安定期に入った患者を区域内にある他の医療機関へ搬送することを行う。

| 病院名      | 住所            | 電話           |
|----------|---------------|--------------|
| はるひ呼吸器病院 | 清須市春日流8-1     | 052-400-7111 |
| 済衆館病院    | 北名古屋市鹿田西村前111 | 0568-21-0811 |
| 一宮西病院    | 一宮市開明平1       | 0586-48-0077 |
| 泰玄会病院    | 一宮市東五城字備前1-1  | 0586-61-2121 |
| 稲沢市民病院   | 稲沢市長束町沼100    | 0587-32-2111 |

(3) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、災害時における医療体制の構築に係る国の指針に基づき、災害時の医療保護入院、措置入院等の精神科医療を継続して行い、適切な精神科医療の提供を行う。

| 病院名          | 住所               | 電話           |
|--------------|------------------|--------------|
| 愛知県精神医療センター  | 名古屋市千種区徳川山町4-1-7 | 052-763-1511 |
| 医療法人松崎病院豊橋ここ | 豊橋市三本木町字元三本木     | 0532-45-1181 |

|          |      |  |
|----------|------|--|
| ろのケアセンター | 20-1 |  |
|----------|------|--|

## 10 こころのケア対策

### (1) 方針

大規模災害発生時には、多くの被災者が災害によるショックや、自らの被災状況の中で精神的に不安感を抱いたり、不安定な状況に陥ることが多い。また、職員やボランティア等の救援者に対してストレスフルな体験に区切り（緊張状態からの開放）をつけるための支援も必要である。

「こころのケア対策」については、初期段階における適切な措置と、その後の長期的なケアサービスの実施により、かなりの割合で「心的外傷体験」が「心的外傷後ストレス障害」（Post Traumatic Stress Disorder）といわれる精神障害にまで悪化することを防止できることがわかっている。

ア 可能な限り迅速かつ全域的なサービス供給体制をもって精神科救急医療救護活動を実施する。

イ 心的外傷に関する啓発活動を行い全体としての「精神障害発症例」の最小化を図る。

ウ 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援受入れ体制と医療連携ネットワークを確立する。

エ 長期的なこころのケア対策実施体制を確立する。

### (2) 実施体制の確立

大規模災害が市の地域内を襲った場合、西名古屋医師会・県・国その他関係団体等と連携して、被災した市民及びボランティア等の「こころのケア対策」を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、専門家と協議して決めるが、概ね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

| 区 分               | 期間の目安          | 措置の目安                                                                                                                                          |
|-------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の緊急措置       | 災害発生後<br>1週目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 救護所の設置及び精神科救急医療の実施</li> <li>● トータルケアセンターの開設</li> <li>● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供</li> </ul>              |
| 長期的こころのケア対策への準備措置 | 災害発生後<br>8日目以降 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施</li> <li>● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施</li> <li>● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置</li> </ul> |

#### ア 初期こころのケア対策実施体制の確立

| 項 目          | 手順その他必要事項                                                             |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 医療救護対策班の編成   | ①西名古屋医師会との連絡調整<br>②市各部、防災関係機関との連絡調整<br>③救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給<br>④市民対応 |
| 西名古屋医師会への連絡  | ①災害時こころのケア実施体制確立の要請<br>②市の地域内被害状況に関する情報の提供<br>③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供  |
| 西春日井薬剤師会への連絡 | ①医療救護体制確立の要請<br>②医薬品等の供給協力の要請                                         |

| 項 目             | 手順その他必要事項                                                                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| トータルケアセンターの設置   | ①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内<br>②要員派遣                                                           |
| 心的外傷に関する啓発活動の実施 | ①心的外傷に関する冊子・資料の作成<br>②心的外傷に関する広報活動の実施                                                                   |
| 県・国等への協力要請      | ① 県により設置されるケア施設の開設要請（→県保健医療局）<br>②その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請（→県保健医療局・関係機関）<br>③D P A T 派遣要請<br>④その他の協力要請 |
| 収容精神科医療機関の確保    | ①市外受入れ精神科医療機関の確保（受入れ要請）                                                                                 |
| 報道機関対応          | ①NHK名古屋放送局等への「こころのケア対策」に関する放送枠確保の要請<br>②報道機関周辺各支局への「こころのケア対策」に関する紙面確保の要請                                |

イ 長期的こころのケア対策実施体制への移行

| 項 目                    | 手順その他必要事項                                                                                                                                                        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 | ①巡回スケジュールの作成<br>②避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請<br>③巡回に関する広報の実施                                                                                                         |
| 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施   | ①カウンセリングルームの開設<br>②講演会・研修の実施                                                                                                                                     |
| 周辺地域内精神科医療機関の再開促進      | ①保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置<br>②被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者負担の軽減措置<br>③社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置<br>④その他診療早期再開のために必要な支援措置 |
| 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置 | ①長期的ケア対策計画の作成<br>②関係機関、団体との連絡調整<br>③各部との連絡調整<br>④協議会として要請された場合の事務局業務                                                                                             |
| その他県・国等への協力要請          | ①協議会として必要と認めた場合の県により設置されるケア施設の開設継続の要請（→県保健医療局）<br>②協議会として必要と認めた場合のその他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請（→県保健医療局・関係機関）<br>③D P A T 派遣要請<br>④その他の協議会が必要と認める協力要請                |

## 11 保健活動の実施

### (1) 保健活動体制の整備

保健師は、災害時にその専門性を最大限に発揮し、迅速かつ安全・効果的に被災者に対する健康支援活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」をもとに関係機関と連携し、体制を整備する。

ア 活動拠点の設置（情報管理、活動計画・体制づくり）

イ 通信機器や電源の確保

ウ 市保健師稼働状況把握、人員配置（統括保健師・リーダー保健師・スタッフ保健師等チーム編成）

エ 救護活動班との連携

オ 保健所及び関係機関との連携

カ 応援・派遣保健師受入れ体制の整備

### (2) 保健活動

被災市民を対象に生活環境の変化に対応した支援活動を実施する。被災に伴う心身の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

ア 情報収集・分析・発信

イ 被災者への健康支援活動

（ア） 要配慮者等の安否確認、保健活動

（イ） 避難所及び自宅滞在者への巡回健康相談

（ウ） 避難所の健康課題に応じた予防活動、環境整備

ウ 通常保健事業の調整

## 12 平常時救護体制への移行

### (1) 移行時期の目安

災害時に医療救護体制がしかれる期間は、災害発生後14日目までを目安とする。なお、避難所が閉鎖された場合は、それ以前であっても、原則として医療救護所も閉鎖する。

### (2) 移行に関する基本方針

災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、概ね以下の基本方針に基づき行う。

ア 災害発生後1週間は、西名古屋医師会会員も含めた救護所体制による。

イ 災害発生後1週間経過後は、救護所を漸次縮小するとともに、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また自身の診療所を再開することが可能な西名古屋医師会会員については、その早期再開を促す。

ウ 避難所管内の診療所再開状況が50%を超えた時点で、救護所を閉鎖する。

### (3) 措置のあらまし

これまでの災害事例を見ると、災害発生当初においては外科的治療を要する患者が多数を占めるのに対して、災害発生後1週目以降は、長期の投薬、診療を必要とする慢性疾患患者に対する医療ニーズが大半を占めるようになる。慢性疾患の患者に対しては、一貫した治療が必要であり、災害発生前からの「かかりつけ医師」による診療が望ましい。



そのため、関係各部長、関係各機関と連携して、災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、概ね以下のとおり行う。

ア 当番医による休日・夜間救急診療の再開

イ 災害拠点病院、災害連携病院への長期応援体制の確立によるソフト・ランディング措置

ウ 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置

エ 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置

※例えば、1995年1月の阪神淡路大震災では、紛失等により被保険証による本人確認が困難な場合も「住所・氏名等」の申告により受診できるようにした。また、カルテ類の消失等も考慮し、1月分の保険診療費請求については、按分その他の方法による概算請求を認める等の特別措置がとられた。

オ 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者の負担の軽減措置

カ その他診療所の早期再開のために必要な支援措置

### 13 整備保存すべき帳簿

医療を実施した場合に整備保存すべき記録等は次のとおりである。

#### (1) 県医療救護班に関するもの

ア 診療記録

イ 医療品、衛生材料使用簿

#### (2) 市に関するもの

ア 医療救護班活動状況

イ 医療品、衛生材料受払簿

ウ 病院・診療所医療実施状況

エ 診療報酬に関する証拠書類

オ 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

カ 助産台帳

キ 助産関係支出証拠書類

### 14 応援協力関係

市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、他市町村又は県へ医療、助産の実施、又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

### 15 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第2節 防疫・保健衛生

### 1 対策実施上の時期区分

防疫・保健衛生対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後の緊急措置        | 災害発生後<br>7日目まで           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の衛生管理状態の把握及び防疫・保健衛生対策上緊急を要する応急措置の実施</li> <li>● 被災地の良好な衛生状態を維持するための消毒その他必要な応急措置の実施</li> <li>● 第1次対策実施計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請及び防疫・保健衛生対策計画に関する広報</li> </ul>                                                                                                       |
| 第1次対策<br>(避難所開設期間) | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導</li> <li>○避難所等の水、食料の衛生管理の指導</li> <li>○避難所等の健康診査・栄養指導の実施</li> <li>○感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施</li> <li>○被災地における水、食料の衛生監視</li> <li>○被災者に対する入浴機会の確保</li> <li>○被災動物の保護収容対策</li> </ul> </li> <li>● 第2次対策実施計画の検討及び体制の確立</li> </ul> |
| 第2次対策<br>(避難所閉鎖以降) | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設住宅等における防疫・保健衛生対策</li> <li>○仮設住宅等における巡回健康相談</li> <li>○仮設住宅等における巡回栄養指導</li> <li>○被災動物の保護収容対策</li> </ul> </li> <li>● 平常時防疫・保健衛生体制への移行</li> </ul>                                                                                            |

## 2 防疫・保健衛生活動の実施

### (1) 事前広報の実施

防疫・保健衛生対策の実施にあたっては、災害広報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ア 避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
- イ 避難所等における手洗の励行
- ウ 生水の飲用に対する注意
- エ 食中毒の防止のための注意
- オ バランスのとれた食事・睡眠による健康の保持の重要性

### (2) 防疫対策

#### ア 積極的疫学調査及び健康診査

市は、県に準じて防疫対策チームを編成し、被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査について、県の活動に協力する。

なお、調査の結果、一類感染症患者等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者に対し健康診査を受けるべきことを勧告する。

#### イ 清掃及び消毒方法

(ア) 市は道路・溝渠・公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃する。

(イ) 市は、被災の直後に自主防災組織、市政推進委員等の協力を得て、各戸に防疫薬剤を配布する。また、家屋その他の消毒も実施する。

ウ ネズミ、害虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

エ 感染症法による生活の用に供される水の供給

「第11章 第1節 給水」に準じて実施する。

オ 患者等に対する措置

被災地帯において、県が一類感染症患者等が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対しての感染症指定医療機関への入院勧告等、必要な協力をする。

カ 臨時予防接種

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

なお、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

キ 生活環境の保護

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 栄養指導等

ア 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

イ 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

(4) 健康管理

ア 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

イ 市は県と協力して、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

(5) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、清須保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認をできるように努める。

イ 清須保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を

行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

### 3 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

## 第8章 交通の確保・緊急輸送対策

### ■基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市、県及び関係機関は、応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

### 第1節 道路交通規制等

#### 1 県警察及び警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

##### (1) 交通管理体制

災害により被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、関係機関との緊密な情報交換を行い、道路情報の収集に努める。

##### (2) 道路・橋梁等の応急措置

ア 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、公用車による巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

イ 被害の状況を把握し、応急復旧計画を作成して緊急復旧に努める。

##### (3) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(4) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

| 分 類    | 態 様                                                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急通行車両 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急自動車</li> <li>● 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</li> </ul>                                                                  |
| 規制除外車両 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの</li> <li>● 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両</li> </ul> |

(5) 交通規制の実施

| 分 類                                              | 態 様                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初動対応                                             | 交通情報の収集                                                                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</li> <li>● 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</li> </ul> |
|                                                  | 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整                                                                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</li> <li>● 必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</li> </ul>                                        |
| 第1局面<br>(災害発生直後)                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第1局面での緊急交通路の通行を禁止する。</li> <li>● 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</li> <li>● 信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                       |
| 第2局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面） | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                       |

(6) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度

で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(7) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出する。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

オ 県公安委員会（県警察本部）が災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、市は緊急通行車両等の確認を受けるため、必要な手続を行う。

なお、本手続を円滑に受けられるよう、市は市所有の緊急輸送を行う計画のある車両について、県公安委員会が別に定めるところにより、緊急通行車両等の事前届出を実施しておく。

(8) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(9) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

(1) 運転者の措置

災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行わ

れた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

(2) 車両を運転中に災害が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

#### 4 市民の自動車利用自粛

##### (1) 自動車利用自粛の周知

災害発生直後や発生する可能性が判明した場合、市民がその所有する自動車を災害から避難させるため、又は自らの避難に際して自動車を利用することが想定されることから、渋滞の発生や違法駐車車両によって防災活動のための車両の通行に支障が生じることが予想される。

そこで市は、あらかじめ災害発生時の自動車利用を自粛するように市民に周知するとともに、災害発生時は必要に応じて道路管理者及び警察機関と連絡の上、通行の禁止又は制限等の交通規制を行う。

また、市は、市民の自動車による避難等については、各自の自己判断で市の避難勧告以前に限ること、それ以降は原則的に規制されること等を平常時から市民に対して周知する。

##### (2) 代替交通輸送手段の確保

緊急時の交通管制を適切に実施するため、一般自家用車両の通行自粛を徹底する観点から、以下の3つの基本方針に基づき「代替交通手段」の確保を図る。

ア JR東海及び名古屋鉄道に対して不通区間における代替バスの運行をそれぞれ速やかに開始するよう要請するとともに、バス専用車線を確保する。



イ 市内タクシー会社に対し、相乗を含む多人数利用に限ることを条件として、営業活動を速やかに再開するよう要請する。この場合、多人数利用車の通行については、交通規制上代替バスに準ずる取扱いを行う。

ウ 市民の手軽な移動手段として、鉄道駅、避難所、医療機関、その他主要な施設を拠点として、貸出用自転車を提供する体制を確立する。

## 5 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずる。

## 6 応援協力関係

市は、応急工事の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資器材につき応援を要求する。

# 第2節 道路施設対策

## 1 市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 県が指定する緊急輸送道路については、県に協力しつつ、緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）の機能確保に努める。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

## 2 道路管理者（市、県（建設局）、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社）における措置

### (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換

被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

### (2) 道路、橋梁等の緊急復旧

道路、橋梁等の被害の状況を把握し、応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

## 3 応急対策の具体的措置について

大規模災害が発生した場合、各公共土木施設の施設管理者は、所定の計画に基づき、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずることとなっている。

市が行うべき施設の応急復旧に要する作業については、建設部長が関係各部長及び県・国その他関係機関と連携しながら、愛知県建設業協会に協力を要請し行う。

### (1) 応急対策

| 機関名     | 応急措置のあらまし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市       | <p>ア 市の地域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、災対総務部による調査活動、災対建設部による道路パトロール、県建設事務所・警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。</p> <p>この場合、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。</p> <p>イ 上水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。</p> <p>緊急のため、その時間がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後連絡する。</p> |
| 県       | <p>所管する道路、橋梁に関する被害状況を把握し、第1に緊急啓開路線について必要な措置を講ずる。</p> <p>次に、2次災害の生ずるおそれのある箇所への応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物等の搬出等、必要な措置を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                |
| 中部地方整備局 | <p>被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においては、パトロールカー等による巡視を実施する。</p> <p>また、ヘリコプター及び道路モニター等からの道路情報の収集に努める。巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、応急復旧及び必要に応じて「迂回道路」の選定等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努める。</p>                                                                                                                                                         |

(2) 復旧対策

| 機関名     | 応急措置のあらまし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市       | <p>地震により被害を受けた市道については、原則として、緊急啓開路線指定の道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。</p> <p>ア 応急復旧目標</p> <p>応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</p> <p>イ 応急復旧方法</p> <p>①倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端等に移動し堆積する。</p> <p>②鉄骨製構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。</p> <p>③路上駐車 of 撤去については、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。</p> <p>④路面の亀裂、地割れについては、土砂充填、アスファルトパッチング等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</p> <p>⑤橋梁取付部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な「すり付け工」等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</p> <p>⑥落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し敷板を敷きならべ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。</p> <p>⑦上記作業について、市で処理できない場合は、速やかに県又は自衛隊に応援要請の手続をとる。</p> |
| 県       | <p>応急復旧作業は、主にあらかじめ区間ごとに複数の業者を指名・委託しており、緊急道路啓開を最優先に行う。その後、逐次一般道路の啓開及び障害物の搬出並びに道路の埋没・決壊等で、これを放置することにより2次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧を行っていく。</p> <p>また、平常時から資器材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 中部地方整備局 | <p>パトロールによる巡視結果等から被害を受けた道路について、中部地方整備局震災対策計画に基づき、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### 第3節 鉄道施設対策

#### 1 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社等）における措置

##### (1) 列車の避難及び停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難及び停止を行う。

##### (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防

止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

## 第4節 緊急輸送手段の確保

### 1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

### 2 市における措置

(1) 市は、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(3) 輸送業務実施体制

市は、災害時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、輸送体制を確保する必要がある。

災害発生後の混乱の中で、輸送用車両や輸送要員の効率的な運用を図るため、市災害対策本部及び各拠点において車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールする体制の確立を図る。

ア 指針

市は、大規模災害が発生した場合の輸送業務実施体制の指針を以下のとおりとする。

輸送にあたっては、ポンプ車等の大型車両による輸送を考慮した進入路の選択を行う。

(ア) 市・企業等が有する車両・要員を迅速かつ効率的に管理・運用するため県トラック協会尾西支部に対して災害時輸送業務実施体制確立のための協力を要請する。なお、

協力活動を適切に行うため、あらかじめ必要な協定を締結し実施計画の作成を要請しておく。

(イ) 各部が管理する車両を効率的に管理・運用するため、各部長に対し大規模災害時における市所有車両運用上のルールの確認・徹底を図る。併せて、その他必要な措置の実施を要請する。

(ウ) 県警察本部又は西枇杷島警察署に要請して、市が行う輸送業務に必要な緊急輸送車両について、その確認を行う。

(エ) 関係各部長と協力・連携し鉄道、ヘリコプター、ボートその他必要な輸送手段を確保する。

#### (4) 輸送力の確保

市は、災害時における輸送車両等の予定数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。確保の順位は概ね以下の順位による。

ア 市所有の車両

イ 公共的団体の車両

ウ 営業者所有の車両

エ 自家用車両

### 3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

(1) 応急（復旧）対策作業に従事する者

(2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者

(3) 食料、水、生活必需品

(4) 医薬品、衛生機材等

(5) 応急（復旧）対策用資材及び機材

(6) その他必要な人員及び物資、機材

(7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

### 4 緊急通行車両の確保

(1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行う。

(2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、愛知県警察本部の「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」による。

### 5 輸送業務の業者委託

大規模災害が発生した場合には、大きな支障がない限り業者委託により、輸送活動の合理化を図り、被災者に対する救援サービスの迅速かつ網羅的な提供に努める。

#### (1) 基本方針

災害時における輸送業務の業者委託は、以下の2点を留意して行う。

ア 業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託することができる

イ 業者の選定にあたっては、輸送品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有するとともに、全国的な事業所ネットワークを有する業者あるいは同等の機能を発揮することが期待できる業者を担当部があらかじめ把握しておく。

(2) 輸送品目の例示

業務の遂行上の大きな支障の有無を判断するために、現行制度下において、「業者委託になじむもの・なじまないもの」を以下に例示する。

ア 業者委託になじむと思われるもの

- 避難所における被災者向け弁当
- 避難所における炊出しに必要な食材・燃料等
- 避難所において被災者に供給する日用品・軽衣料等
- いわゆる要配慮者の避難所から専用避難所への移送

イ 業者委託になじまないと思われるもの

- 病院・避難所に対する飲料水・上水の供給
- 重傷患者の救命のために必要な後方支援病院への移送
- 危険地域から避難所への被災者の緊急避難

## 6 応援協力関係

市は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車等の確保につき応援を要求する。

## 7 その他

災害救助法が適用された場合の輸送の実施基準、期間、経費については災害救助法施行細則による。

## 第9章 浸水対策

### ■基本方針

- 市、県及び関係機関は、堤防の崩壊・亀裂、水門、樋門の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「清須市水防計画」に準拠した上で実施する。
- 水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市職員等、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。

### 第1節 浸水対策

#### 1 方針

浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「清須市水防計画」に準拠して次の事項を実施する。

#### 2 市、県（建設局、農林基盤局）及び関係機関における措置

##### (1) 大規模災害が発生した場合の対策

##### ア 点検、応急復旧及び警戒・警戒活動

地震の警報が発令された時、又はこれに起因する災害が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により直ちに河川、水路等の点検を行い、被災後の降雨による2次災害の可能性が認められる箇所（既住の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所）においては、すみやかに応急復旧を行うとともに、監視及び警戒にあたる。

イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

##### ウ 浸水対策資機材

(ア) 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防等浸水対策倉庫等の浸水対策用資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておく。

(イ) 県は、市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため水防資機材を確保するものとし、市長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。

##### エ 漏、溢水防止応急復旧活動

(ア) 各管理者は、堤防、水門、樋門、水路等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

- (1) 県は、市から要請があった場合、可搬式ポンプの貸付けを行う。
- (2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策
- ア 水門、樋門の操作
- 水門、樋門に被害が発生し、沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できるため、専門業者へ緊急に連絡し速やかに操作を行う体制の構築を図る。
- イ 漏、溢水防止応急活動
- (ア) 河川
- 激甚な被害が生じた場合、堤防の崩壊が広範囲にわたり、大量の土砂が必要となるため、河川区域において活用可能な土地を利用した緊急用土砂の確保に努める。
- また、水門、樋門が損壊した場合、直ちに仮締切等の応急処置がとれるよう専門業者への緊急連絡体制を整え早期復旧を図る。
- (イ) 農業用施設
- 各管理者は、堤防、水門、樋門、水路等の被害状況を確認し、被害の拡大及び2次災害を防止するため関係機関へ応援協力を要請するとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。



## 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### ■基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図る。

### 第1節 避難所の開設・運営

#### 1 市における措置

##### (1) 避難所の開設

市は、災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある者を一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

##### (2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

##### (3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

##### (4) 避難所の開設・運営の担当者

避難所の設置場所は、市長があらかじめ指定する避難所一覧表に基づき、その都度決めるが、開設及び運営の実務については、それぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣して担当させる。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務教職員、又は最初に到着した市職員が実施する。

なお、避難所が危険で不適當となった場合は、別の避難所へ移送する。

##### (5) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずる。

##### (6) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、

避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

## 2 避難所が果たすべき役割

- (1) すでに住宅を失った人、住宅が倒壊するおそれがあると不安な人たちへの一時的宿泊場所を提供する。これにより、併せて災害による精神的ダメージの緩和を期待する。
- (2) 水道やガス、電気の停止により炊事が困難になった人たちへの食料の供給拠点となる。また、衣料・雑貨等の日用品を供給する。この場合、避難所に入っていない周辺地区の人たちに対しても同様に供給する。
- (3) 地区における市災害対策本部の窓口として、広報資料の配布や仮設住宅入居申込用紙の交付・受け付けを行う。
- (4) 臨時医療救護所が併設され、避難所入所者や周辺地区住民の健康管理、応急的な医療サービスを行う。

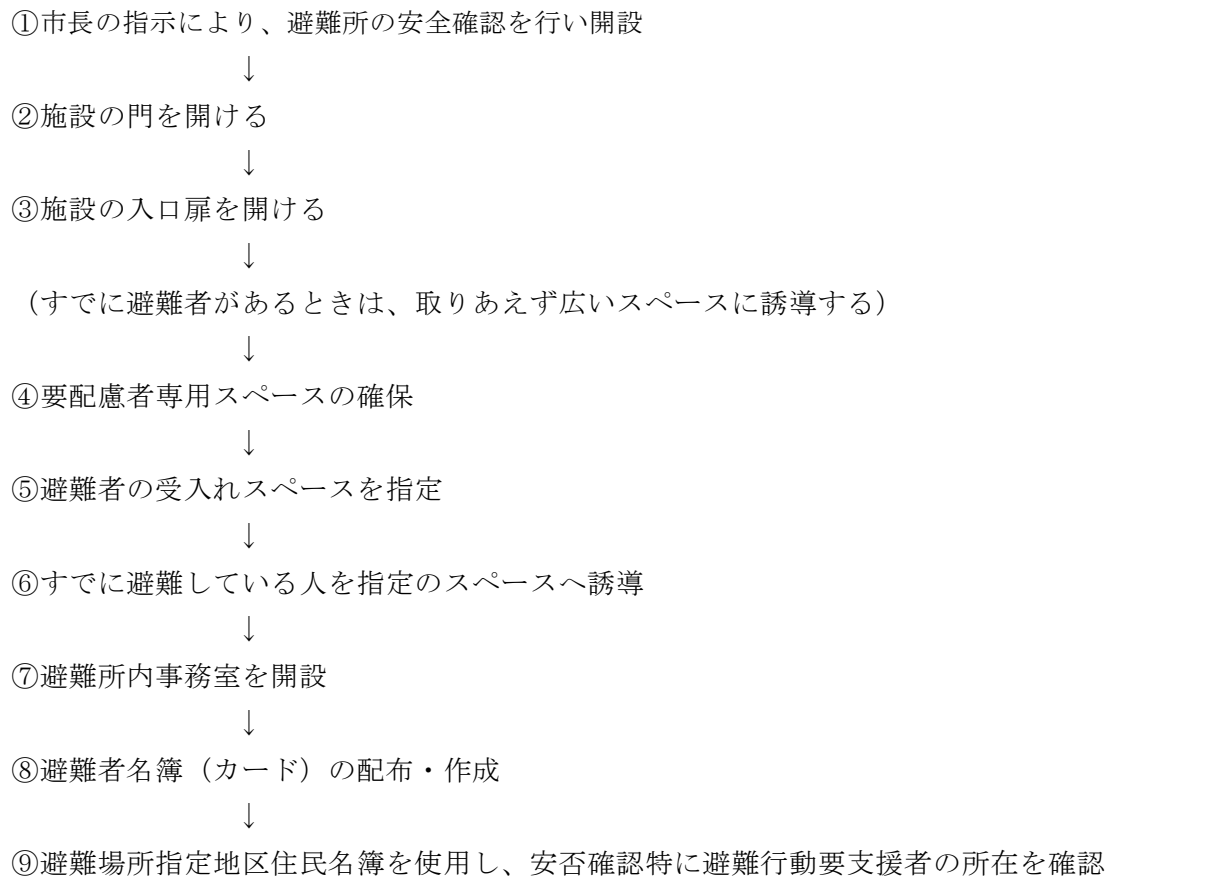
## 3 開設期間の目安

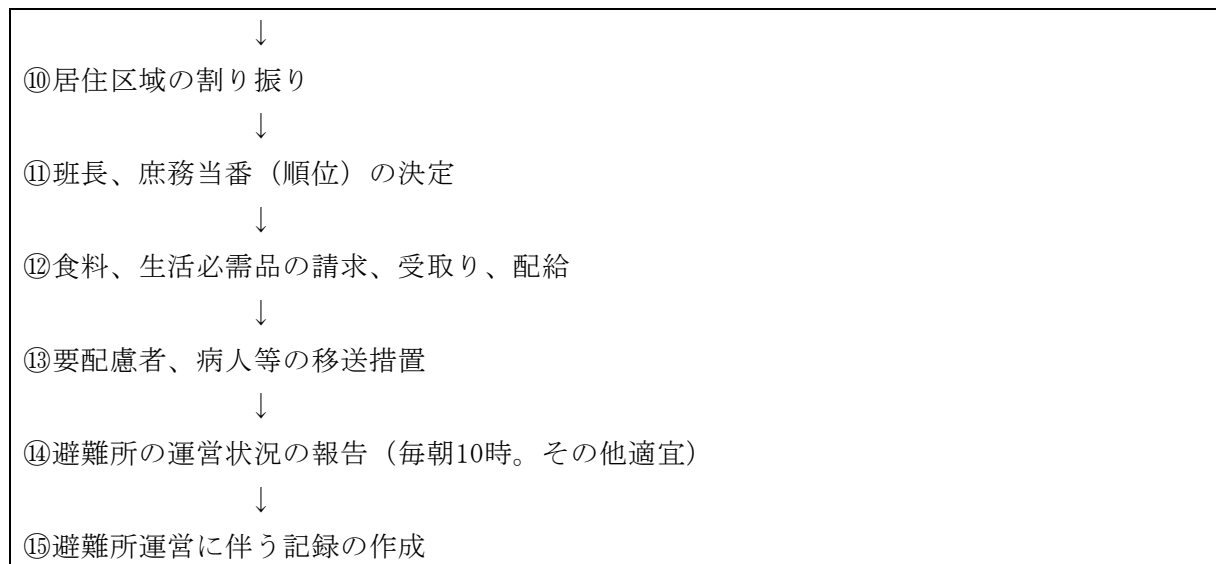
大規模災害が発生した場合における避難所の開設期間は、災害発生後14日間以内を目標とする。

なお、その後の救援措置は、応急的な住宅供給により行う。

## 4 開設から運営までの手順

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。





## 5 開設時の留意事項

### (1) 開設

避難所の開設は、原則として市長の指示による。ただし、夜間等に発生する等、突発的な災害の場合には、市長からの指示がなくとも避難の必要が生じると認められるときは、「避難所班」又は居あわせた当該施設所属職員が施設入口（門）を開錠し、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、体育館や大会議室等、広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。

### (2) 要配慮者優先スペース及びその他区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。併せて、事情の許す限り自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

### (3) 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の受入れを終えた後、速やかに避難対策チーム長にその旨を報告する。避難対策チーム長は、各避難所の開設を確認後、教育部長に報告するとともに、避難所開設に関する広報活動の実施を企画部長に要請する。

消防本部、県災害対策本部及び警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

ア 避難所開設の日時、場所、施設名

イ 箇所数、受入れ状況及び受入れ人員

ウ 開設期間の見込み

### (4) 所内事務室の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」の看板等を掲

げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

また、事務室には避難所の運営に必要な用品（避難場所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

## 6 運営上の留意事項

避難所の運営にあたっては、「清須市避難所運営マニュアル」に基づき下記の事項に留意しながら、各避難所に設置されている避難所マニュアルに基づいて運営にあたる。

### (1) 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード）は、必要な物資等の数量の把握等を含め、避難所運営の基礎資料となるため、避難者名簿（カード）を配り、世帯単位での記載を求める。

集まった避難者名簿（カード）を基に避難者受入記録簿をできる限り早い時期に作成し、事務室内に保管するとともに、避難対策チーム長を通じて、危機管理部長へ報告する。

なお、受入れ能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

### (2) スペースの割振り

可能な限り、地域地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員（20人程度を目途とする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

#### 居住区域の代表者（班長）の役割

- 市災害対策本部からの指示、伝達事項の周知
- 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- 環境衛生対策チームが行う消毒活動等への協力
- 施設の保全管理

### (3) 管理運営体制の確立

避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難者の代表等（又は自治会の組織の代表等）による運営を推進し、市職員は、施設の管理や情報の伝達、救援物資等の手配等、行政と市民の間の調整役として管理運営に参画するような体制の整備に努める。また、ボランティア等の協力が得られるよう努める。

なお、避難所運営は、市職員だけでは困難であることを念頭に置き、あらゆる局面で自主防災組織、その他被災者の協力を引き出すようにし、「被災者はお世話されるだけの人」、「市職員、学校教職員及びボランティアはお世話する人」といった関係を作らないよう努める。

### (4) 情報の提供

ア 常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせてデマの流布防止と不安の解消に努める。

イ 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。

ウ 情報提供にあたっては、避難所運営委員会を設置し、行政担当者、施設管理者、避難所の代表等の組織化により、行政担当者、避難者の代表者によって情報提供を図る。

エ 目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

(5) 良好な生活の確保

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮する。

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努める。

(6) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給

責任者となる市職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、避難対策チームに報告し、調達の要請を行う。到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

配給等の生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとる。なお、飲食類の配給にあたっては、食物アレルギーや保存年限等に留意する。

(7) 要配慮者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、要配慮者への速やかに適切な措置を講ずるとともに、避難所滞在者に対して、要配慮者最優先ルールの徹底を図る。

なお、必要に応じて、福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行う。

また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（午後10時以降）は行わない、室内照明は、夜間（午後10時以降）は最小限にとどめる等のルールづくりを要請し、徹底する。

(8) 市外からの避難者への対応

避難所には、市外からの避難者等も避難してくることが想定されるため、各避難所はこうした避難者の情報を的確に把握するとともに、あらゆる避難者に対して支給品をはじめとした待遇面で同様の扱いをすることを徹底する。

(9) 被災者の移送

ア 要配慮者・病人等の移送

2日目以降の高齢者、障害者、傷病者の受入れについては、救護・保健活動チームに連絡し、可能な限り老人ホーム・病院等専用避難施設へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意する等の代替措置をとるよう努める。

また、市長は、市内に受入れ余力がない場合は、県知事に対して非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

イ 被災者の他市町村等への移送

避難対策チームは、被害が甚大なため市内の避難所に被災者を受け入れることができないと認められる場合には、市長へその旨報告し、他市町村等の避難所への移送を要請する。

また、市長は、市内に受入れ余力がない場合は、県知事に対して非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

ウ 他市町村等からの被災者の受入れ協力

避難対策チームは、市長から他市町村等からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、市長は、県知事から他市町村の被災者を受け入れるための避難所の開設指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

(10) 生活支援

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を行う。

(11) ペットの取扱い

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

(12) 再避難の対策

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

(13) 避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる市職員は、避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに市災害対策本部へ報告する。

なお、市長に対する報告は、教育部長が正午までに取りまとめて行う。なお、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

(14) 整備保存すべき書類

避難所内の混乱の防止及び安全かつ適切な管理を図るため、次の書類の整備保存を行う。

- ア 避難所受入台帳
- イ 避難所用物品受払簿
- ウ 避難所設置及び受入状況
- エ 避難者名簿
- オ 避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類

(15) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

7 広域一時滞在に係る協議

市は、災害が発生し、被災した市民が市の区域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

1 方針

災害時における要配慮者支援対策の実施にあたっては以下の2点を基本指針とする。

- (1) 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。また必要に応じて県に災害派遣福祉チーム（D C A T）の派遣を要請する。
- (2) 市民、事業所は市・県等行政機関の行う災害時における要配慮者支援対策の実施に最大限協力する。

2 市における措置

要配慮者支援対策として、市が実施する対策を以下にまとめる。

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導  
「第2章 第3節 市民等の避難誘導 2 避難の誘導を行う者」による。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援  
「第2章 第3節 市民等の避難誘導 4 避難行動要支援者の支援」による。
- (3) 障害者に対する情報提供  
障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせる等、伝達方法を工夫して情報の提供を行う。
- (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保  
市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、

ニーズに応じたサービスを提供する。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

### 3 市における対策の具体的実施内容

(1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・市社会福祉協議会その他協力団体及び民生委員・児童委員等と協議して決めるが、概ね以下の4つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                            | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の<br>緊急措置<br>(避難所開設初期)   | 災害発生後<br>7日目まで           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要配慮者の安否確認・所在把握</li> <li>● 避難所その他所在地における応急的な介助支援</li> <li>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 避難所その他所在地における設備の補修・新設</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給の推進</li> <li>● 要配慮者向け広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の設置</li> </ul> |
| 住宅移転・帰宅等の<br>準備措置<br>(避難所開設後期) | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所その他所在地における設備の補修・新設</li> <li>● 避難所その他所在地における巡回ケアサービス</li> <li>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給計画の作成及び建設等</li> <li>● 要配慮者向け広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の運営</li> </ul>                                                |
| 住宅移転・帰宅等期<br>(避難所閉鎖以降)         | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス</li> <li>● 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置及び平常時地域福祉システムへの移行計画の検討</li> <li>● その他要配慮者に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の運営</li> </ul>                                                                                                                 |



(2) 要配慮者支援対策実施体制

ア 要配慮者支援対策推進会議

災害が発生した場合、関係各部長、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体等、市民と連携・協力し、災害時における要配慮者支援対策を統一的かつ適切に行うため、要配慮者支援対策推進会議を設置する。併せて、各対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、推進会議の事務局を健康福祉部内に置く。事務局要員は健康福祉部職員をもってあてる。

イ 役割分担

市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

| 名 称                     | 役割のあらまし                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市                       | (1) 要配慮者の安否確認及び安全確保<br>(2) 避難所その他所在地における介助支援の実施<br>(3) 福祉避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施<br>(4) 避難所その他所在地における設備の補修・新設<br>(5) 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施<br>(6) トータルケアセンターの設置・運営<br>(7) 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握<br>(8) その他市民との対応<br>(9) 要配慮者対策推進会議の運営事務 |
| 市社会福祉協議会その他介助支援関係団体・事業所 | (1) ボランティアセンターの開設・運営<br>(2) 要配慮者の安否確認及び安全確保に関する協力<br>(3) 避難所その他所在地における介助支援への協力<br>(4) 福祉避難所及び要配慮者専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力<br>(5) 被災者からの介助支援依頼への最大限対応<br>(6) 市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力<br>(7) その他市・県が行う災害時要配慮者対策への協力                              |
| 自主防災組織                  | (1) 地域における要配慮者の安否確認及び避難の支援<br>(2) 避難所その他地域における介助支援<br>(3) 福祉避難所及び要配慮者専用病院への移送その他必要な措置の実施への協力<br>(4) ケア制度その他行政等支援メニューの説明<br>(5) 行政サービス各種申込書の配布<br>(6) その他災害時要配慮者対策に必要な措置<br>(7) 行政・関係団体等との連絡・協議                                                 |

(3) トータルケアセンターの活用

高齢者や障害者、日本語を理解できない外国人、人工透析患者等の、いわゆる「要配慮者」は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、その移動や要望内容を表現し互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。

そのため、要配慮者がサービスを支障なく受けられるように、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市役所内に設置されるトータルケアセンター

に、必要な要員の確保その他の措置を講ずる。

#### 4 高齢者支援対策

##### (1) 方針

1995年の阪神淡路大震災では、多くの高齢者や病弱者の方々が「肺炎・気管支炎・喘息・胃潰瘍・心筋梗塞」等にかかり、適切な治療を受けられず死亡した。したがって、ここでは災害発生後の「高齢者の安否、所在地及び老人保健施設や老人病院等の施設への移送の要否」の確認から「小・中学校に開設された避難所生活を無事に過ごすために必要な応急措置」、そして「仮設住宅等における生活を無事に過ごすために必要な措置」に至るまでの3つの措置に関し、その実施手順、各部及び県・関係機関・団体等との協力・応援体制等について、必要な取決めを行う。

##### (2) 各時期区分における措置の目安

高齢者支援対策の実実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及び関係機関、協力団体等と連携・協議して決める。実施にあたっては、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                     | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の<br>緊急措置         | 災害発生後<br>7日目まで           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「配慮を要する高齢者」の安否確認</li> <li>● 「配慮を要する高齢者安否不明者リスト」の作成</li> <li>● 避難所等における「高齢者リスト」の作成<br/>※ケアサービス実施のための基礎データとして</li> <li>● 「配慮を要する高齢者安否不明者」の再度安否確認</li> <li>● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施<br/>※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等</li> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置<br/>※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他</li> <li>● 要配慮者専用病院等の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 高齢者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握</li> <li>● 高齢者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置</li> <li>● 関係各部・機関職員からなる高齢者向け応急ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> </ul> |
| 第1期応急ケア対策<br>(避難所開設期間)  | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置<br/>※市民及び各避難所担当者からの要望への対応</li> <li>● 避難所等における巡回ケアサービスの実施<br/>※ケースワーカーによる相談業務<br/>※ヘルパー・ボランティア等の派遣<br/>※歯科医師会による「入れ歯等」治療の実施</li> <li>● 必要な場合の要配慮者専用病院等への移送措置</li> <li>● 高齢者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 高齢者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営</li> <li>● 高齢者向け応急ケアサービスプロジェクトチームの運営</li> </ul>                                                                                               |
| 第2期応急ケア対策<br>(避難所閉鎖以降仮) | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急ケア対策計画の実施<br/>※仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービス</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|           |  |                                                                                                                                        |
|-----------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設住宅設置期間中) |  | ※入居待機者用施設その他の高齢者向け応急ケアサービス<br>※要配慮者専用病院等の高齢者に関する措置計画の検討及び実施<br>※関係各部・各機関職員からなる高齢者向け長期ケアサービスプロジェクトチームの編成<br>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受け業務 |
|-----------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

高齢者に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

| 項 目                 | 要請先機関・団体等                                                                |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 安否・所在等の確認           | 自衛隊、県（福祉局、県警本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本郵政株式会社東海支社              |
| 介護・介助のためのマンパワーの確保   | 県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会、社会福祉関係大学等教育機関 |
| 専用避難所・病院の確保         | 県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、高齢者向け施設                                 |
| 移動・搬送               | 中部運輸局、自衛隊、県乗用旅客自動車協会、県医師会（西名古屋医師会）、高齢者向け施設、市社会福祉協議会                      |
| 高齢者向け医療サービス         | 県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、県（西春日井歯科医師会）、県歯科技工士会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会）    |
| 高齢者向け設備の補修、設置・住宅設計等 | 県（総務局、福祉局、建設局）、住宅・都市整備公団、県住宅供給公社、愛知県建設業協会、その他建築関係団体等                     |

## 5 障害者支援対策

### (1) 方針

肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、又は言語機能障害、心臓機能障害、呼吸器機能障害等の固定的臓器機能障害、並びに知的障害、精神障害等、障害の種類、特性は多岐にわたるため、障害者の救援ニーズは、きわめて多様であり個別的となる。

したがって、市は、多様かつ個別的な「障害者」の安否・所在地を確認するとともに、障害者に係る地域支援組織や全国的支援ネットワークとの連絡を迅速にとりながら、障害者支援を行う。

### (2) 各時期区分における措置の目安

障害者支援対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及び関係機関、協力団体等と協議し決める。

実施にあたっては、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分         | 期 間 の 目 安  | 措 置 の 目 安                                                                                                 |
|-------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の緊急措置 | 災害発生後7日目まで | ● 「配慮を要する障害者」の安否確認（保健所との連携）<br>● 「配慮を要する障害者安否不明者リスト」の作成<br>● 避難所等における「障害者リスト」の作成<br>※ケアサービス実施のための基礎データとして |

|                                         |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                         |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各障害者支援組織との連絡・支援本部設置の要請</li> <li>● 「配慮を要する障害者安否不明者」の再度安否確認</li> <li>● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施<br/>※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等</li> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置<br/>※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他</li> <li>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 障害者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握</li> <li>● 障害者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置</li> <li>● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の編成</li> </ul>              |
| 第1期応急ケア対策<br>(避難所開設期間)                  | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置<br/>※市民及び各避難所担当者からの要望への対応</li> <li>● 避難所等におけるケアサービスの実施<br/>※各障害者支援組織によるケアサービス<br/>※ケースワーカーによる相談業務<br/>※ヘルパーの派遣</li> <li>● 必要な場合の福祉避難所への移送措置</li> <li>● 障害者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等<br/>※グループホーム形式のものを含む</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 障害者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営</li> <li>● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の運営</li> </ul> |
| 第2期応急ケア<br>対策<br>(避難所閉鎖以降仮<br>設住宅設置期間中) | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急ケア対策計画の実施<br/>※仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービス<br/>※入居待機者用施設その他の障害者向け応急ケアサービス</li> <li>※福祉避難所等の障害者に関する措置計画の検討及び実施</li> <li>※関係各部・各機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け長期ケアサービス連絡協議会の編成</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受付業務</li> </ul>                                                                                                                                            |

(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

障害者に対する当面の応急的措置を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

| 項 目                  | 要請先機関・団体等                                                                              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 安否・所在等の確認            | 自衛隊、県（福祉局、清須保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各障害者支援組織（地域・全国）、日本郵政株式会社東海支社      |
| 障害者向けケアサービスプランの策定・実施 | 県（福祉局、精神保健福祉センター、清須保健所）、社会福祉関係大学等教育機関、県医師会（西名古屋医師会）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各障害者支援組織（地域・全国） |
| その他介護・介助のためのマンパワ     | 県（福祉局）、社会福祉関係大学等教育機関、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師                  |

|                     |                                                                                        |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 一の確保                | 会)                                                                                     |
| 専用避難所・病院等の確保        | 県（福祉局、精神保健福祉センター）、県医師会（西名古屋医師会）、身体障害者療護施設、その他市内外障害者向け施設                                |
| 移動・搬送               | 中部運輸局、自衛隊、県乗用旅客自動車協会、県医師会（西名古屋医師会）身体障害者療護施設、授産施設その他市内外障害者向け施設、市社会福祉協議会、各障害者支援組織（地域・全国） |
| 障害者向け医療サービス         | 県（福祉局）、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師会）、県歯科技工士会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会）                         |
| 障害者向け設備の補修・設置・住宅設計等 | 県（総務局、福祉局、建設局）、住宅・都市整備公団、県住宅供給公社、愛知県建設業協会、その他建築関係団体等、各障害者支援組織（地域・全国）                   |

## 6 乳幼児対策

### (1) 方針

災害により乳幼児が受ける被害は、第1に、住宅の倒壊や火災、流失その他の被害による本人の死傷、保護者の死傷がある。そして、第2に、育児面における影響がある。

市は、保護者を失った乳幼児の養育・養護、乳幼児が受ける生活上の制約に関し可能な限り解消に努める必要がある。そのため、ここでは災害発生後の「乳幼児の安否、所在地及び乳児院等の施設への移送の要否」の確認から「小・中学校に開設された避難所生活を無事に過ごすために必要な応急措置」、そして「仮設住宅等における生活を無事に過ごすために必要な措置」に至るまでの3つの措置に関し、その実施手順、各部・機関・団体等との協力・応援体制等について必要な取決めを行う。

### (2) 各時期区分における措置の目安

乳幼児対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及び関係機関、協力団体等と連携・協議して決める。実施にあたっては、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                | 期間の目安            | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の緊急措置        | 災害発生後7日目まで       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「乳幼児」の安否確認</li> <li>● 「要保護乳幼児リスト」の作成</li> <li>● 避難所等における「乳幼児リスト」の作成<br/>※ケアサービス実施のための基礎データとして</li> <li>● 避難所等における応急的な支援措置の実施<br/>※生活環境条件チェック、ミルク・ほ乳瓶・簡易乳児用ベッドの供給、「子どもの精神的ケアについて」リーフレットの配布等</li> <li>● 乳児院・養護施設等の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 乳幼児対策に関する広報活動及び相談業務窓口等の設置</li> <li>● 関係各部・機関職員からなる乳幼児向け応急ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> </ul> |
| 第1期応急ケア対策（避難所開設期間） | 災害発生後8日目以降14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における第1期応急ケア対策の実施<br/>※保育園職員・ボランティア等による応急保育<br/>※保健師等による巡回保健指導</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                  |

| 区 分                                 | 期間の目安           | 措置の目安                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     |                 | ※精神科医・ケースワーカー等からなる「こころのケア」チームによる巡回相談業務<br>● その他避難所等における応急的な支援措置の実施<br>※市民及び各避難所担当者からの要望への対応<br>● 要保護乳幼児の乳児院・養護施設等への移送措置<br>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立<br>● 乳幼児対策に関する広報活動及び相談業務窓口等の運営<br>● 乳幼児向け応急ケアサービスプロジェクトチームの運営 |
| 第2期応急ケア対策<br>(避難所閉鎖以降仮<br>設住宅設置期間中) | 災害発生後<br>15日目以降 | ● 第2期応急ケア対策計画の実施<br>※仮設住宅・入居待機者用施設入所者向け応急ケアサービス（巡回保健指導、巡回相談業務等）<br>※健康診査の実施<br>※公・私立保育園（所）運営に関する特別措置計画の検討及び実施<br>※関係各部・各機関職員からなる乳幼児向け長期応急ケアサービスプロジェクトチームの編成<br>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受け業務                       |

(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

乳幼児に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

| 項 目               | 要請先機関・団体等                                                                            |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 安否・所在等の確認         | 自衛隊、県（福祉局、清須保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本郵政株式会社東海支社                    |
| 応急保育等のためのマンパワーの確保 | 県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、全国私立保育所連盟、社会福祉関係大学等教育機関                        |
| 乳児院・養護施設等の確保      | 県民生活部（尾張福祉相談センター）、県福祉局（清須保健所、県立病院）、県医師会（西名古屋医師会）                                     |
| 移動・搬送             | 県乗用旅客自動車協会、市社会福祉協議会                                                                  |
| 乳幼児医療サービス         | 県福祉局（清須保健所、県立病院）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師会）、県歯科技工士会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会） |

## 7 その他の要配慮者対策

1995年の阪神淡路大震災では、高齢者・乳幼児・障害者以外にも、言葉や習慣が異なるためにより不自由さが増すこととなった「外国人」、定期的に人工透析治療を受ける必要のある者、その他の通院治療者や在宅の難病患者、食事内容に制約のある「食物アレルギー」者等、多様で個別的な救援ニーズがあった。

したがって、市はその他の要配慮者の安否、現在地を確認するとともに、外国人については、その保護の任にあたるべき外務省・各国大使館と、またその他の要配慮者については、国・県等関係機関及び支援団体・組織との連絡を迅速にとり、必要なリストや救援活動のた

めの拠点を提供する。

そのため、市は、健康福祉部を担当部として、県・国・各関係機関及び各種団体・企業等の支援・協力を得てその他の要配慮者対策を行う。具体的な措置については、高齢者、障害者、乳幼児対策に準じて行う。

### 第3節 帰宅困難者対策

#### 1 方針

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

このため、まず、事業所や学校等の組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとる。

また、帰宅困難者は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図る。

#### 2 市における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

安全な帰宅のための災害情報を提供する他、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。

- (3) その他帰宅困難者への広報

各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

- (5) 安否確認手段の確保

個人の安否確認手段として、西日本電信電話株式会社が提供する災害伝言ダイヤル（171ダイヤル）及び、各携帯電話会社の災害用伝言板の普及・啓発を図る。

また、テレビ、ラジオによる安否確認等、放送メディアの活用促進を検討する。

### 3 事業者や学校等における措置

事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して対策をとる。



## 第11章 水・食料・生活必需品等の供給

### ■基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮する。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

### 第1節 給水

#### 1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講ずる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。
- (5) 応急給水
  - ア 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
  - イ 市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。
  - ウ 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。
  - エ 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

| 地震発生からの日数 | 目標水量<br>(ℓ /人・日) | 市民の水の<br>運搬距離 | 主な給水方法        |
|-----------|------------------|---------------|---------------|
| 発生～3日     | 3                | 概ね1km以内       | 耐震性貯水槽、タンク車   |
| 4日～10日    | 20               | 概ね250m以内      | 配水幹線等からの仮設給水栓 |
| 11日～21日   | 100              | 概ね100m以内      | 同上            |
| 22日～28日   | 被災前給水量（約250）     | 概ね10m以内       | 仮配管からの各給水共用栓  |

- オ 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

(6) 応援体制

- ア 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- イ 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
- ウ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合等の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」による。

## 2 応急給水体制の確立

(1) ライフライン対策チームの編成

市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらずライフライン対策チームを編成し、飲料水の供給及び水道施設の復旧促進を図る。

(2) 各部・関係機関・団体等の連携

ライフライン対策チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

| 事 項          | 要請先（部） | 要請先（関係機関・団体等）                    |
|--------------|--------|----------------------------------|
| 水源の確保        | 建設部    | 名古屋市上下水道局<br>尾張水道事務所（愛知県企業庁）     |
| 給水拠点の確保・運営   | 建設部    | 県教育委員会（県立高校）<br>その他避難所設置施設所管機関等  |
| 応急給水用資器材の確保  | 建設部    | 名古屋市上下水道局、西春日井広域事務組合消防本部、指定水道工事店 |
| 給水拠点への輸送業務   | 建設部    | 県トラック協会尾西支部                      |
| 応急給水実施に関する広報 | 企画部    | テレビ、ラジオ、その他報道機関                  |

(3) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施に必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を指示する。なお、被害状況把握の方法は次のとおりとする。

- (ア) 市災害対策本部・避難所・消防署への被害情報
- (イ) 県災害対策本部への被害情報
- (ウ) 市民からの通報
- (エ) 市民からの名古屋市上下水道局への通報

イ 市全域の状況を把握した際には、次の事項を市長へ報告する。

- (ア) 給水機能停止区域、世帯、人口
- (イ) 復旧の見込み
- (ウ) 応急給水体制に関する現況
- (エ) 応急給水開始時期
- (オ) 応急給水所（拠点）の設置（予定）場所

(4) 給水方法

ア 給水方法の選定

被害状況の調査に基づき給水対象地域の把握を行い、それぞれの地域に最も適した給

水方法及び給水拠点を選定する。給水の方法は、非常用水源からの「拠点給水」、給水車等で搬送する「搬送給水」、あるいは軽度の被害箇所については既存の水道施設の応急修理による給水とする。

給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うように配慮する。

イ 周知・広報

給水拠点やその他給水に関する注意事項が被災者に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。

(ア) 設定した場所及びその周辺に「給水場所」と大書した掲示物を表示する。

(イ) 応急給水に関する市民等からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。

(ウ) ライフライン対策チームは、被災者に対する応急給水に関する広報活動を実施するよう要請する。

(5) 給水用資器材の確保

給水活動に使用できる市の資器材の把握、整備を日頃から行う。

なお、不足する資器材等の調達は、水道局、消防署、県、隣接市その他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

### 3 飲料水供給の実施

(1) 応急給水基準

応急給水の量は、1人1日3ℓとするが、必要以上の容器を持参し、規定を上回る応急給水を求める市民等に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求める。

(2) 給水拠点受水槽への搬送

飲料水等の給水拠点受水槽への搬送は、トラック協会等の応援協力を得ながら行う。必要な機材は、市が備蓄する給水タンク、ポリタンク、小型可搬式ポンプ等や他部からの応援流用したものを使用する他、必要ある場合は、名古屋市上下水道局（給水車）・西春日井広域事務組合消防本部（水槽車）の応援を求め給水に万全を期する。

(3) 給水拠点での応急給水

給水拠点での応急給水は、各家庭において自ら持参した容器をもって、市職員が避難所代表者、自主防災組織等の協力を得て行う。自ら容器を持参できない場合は、近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請し、市による応急給水活動全体に支障が生じないよう協力を要請する。

また、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク等を貸与するが、この場合も可能な限り、自主防災組織等に対する貸与の形をとって行うよう努める。

(4) 仮設給水栓設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

ア 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

#### イ 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。仮設給水栓の設置場所は、関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定し、名古屋市上下水道局に要請する。

### 4 医療機関への緊急給水の実施

病院、診療所及び人工透析医療施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、応急供給計画をたて、消防本部水槽車その他市車両の運用若しくはトラック協会の応援協力により最優先で行う。

特に、「災害連携病院」となる施設については、災害発生後、直ちに水の確保状況を照会する等して、水の確保に万全を期す。

### 5 整備保存すべき帳簿

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品機材受払い簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

### 6 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第2節 食料の供給

### 1 市における措置

市が行うべき食料の供給措置の内容を以下にまとめる。

- (1) 市は、自ら炊出し、その他による食料の給与を実施する。
- (2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求する。

### 2 食料の応急供給体制の確立

#### (1) 食料物資供給チームの編成

市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず、市民環境部長は食料物資供給チームを編成し、各時期区分に応じた適切な食料の供給を図る。

| 時期区分                        | 必要な措置のあらまし                                                                                                                                           |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後2日目まで<br>(最低限度の生命を維持) | <ul style="list-style-type: none"><li>● 食料物資供給チームの編成・運営</li><li>● 初期応急食料の確保・供給</li><li>● 応急食料品供給実施に関する広報</li><li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第一次支援措置）</li></ul> |

|                               |                                                                                                                                                        |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生後3日目以降14日目まで              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料物資供給チームの運営</li> <li>● 復旧期応急食料の確保・供給</li> <li>● 応急食料供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第二次支援措置）</li> </ul> |
| 災害発生後15日目以降<br>(平常時食料供給機能の復旧) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料物資供給チームの縮小又は解散</li> <li>● 応急食料供給停止及びその後の体制に関する広報</li> <li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第三次支援措置）</li> </ul>              |

(2) 各部・関係機関・団体等の連携

食料物資供給チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

(3) 食料の確保

ア 食料の確保すべき目標設置の目安

関係各部長及び県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内協定業者からの調達ルート、県からの米穀等調達ルートを活用し食料を確保する。確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

なお、炊出し用米穀は、必要に応じて米穀販売業者等から確保を図るが、確保が困難な場合は、県知事に申請して売却決定通知を受けて実施する。

| 事 項                          | 1人当たり1日量<br>※下記のうちいずれか1つ | 時期区分             |
|------------------------------|--------------------------|------------------|
| 初期応急食料の確保                    | 乾パン・クラッカー 2～3パック         | 災害発生直後2日目まで      |
|                              | 缶詰弁当 2～3缶                |                  |
|                              | アルファ米 2～3パック             |                  |
|                              | 調整粉乳 150g以内              |                  |
| 復旧期応急食料の確保                   | 米穀（精米） 600g以内            | 災害発生後3日目以降14日目まで |
|                              | その他 必要量                  |                  |
|                              | 弁当類 2～3食                 |                  |
| 災害応急対策活動従事者用<br>病院・要配慮者等入所施設 | 必要量                      | 災害対策体制中随時        |

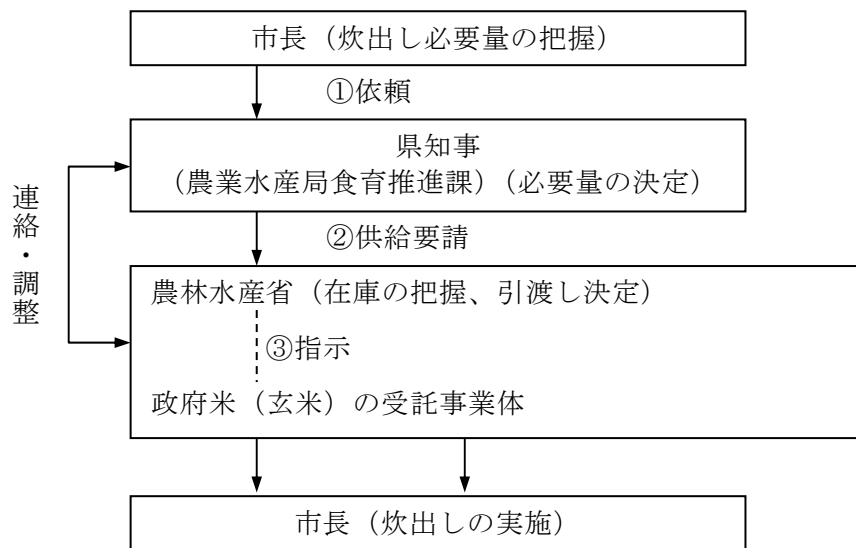
(4) 米穀の原料調達

ア 市は、炊出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により県知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに県知事に報告する。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。



#### (5) 食料の輸送

食料の輸送業務については、交通対策チームの協力を得ながら次のとおり行う。

##### ア 輸送体制

市において調達した食料、県から支給を受けた食料及び全国各地から寄せられる物資については、以下に定める集積・配送拠点に集積した上で、それぞれ供給が必要な避難所・病院等施設へ搬送する。

なお、輸送業務は、交通対策チーム及びトラック協会等の協力・応援を得て行う。

##### イ 食料の集積・配送拠点

食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として新川地域文化広場とする。ただし、被害の状況により市の集積・配送拠点に確保することが困難又は適当でないと認めるときは、災害協定を締結した企業、近接市町及び県に設置の協力を要請する。

| 施設名称                 | 住所           | 荷捌き・保管場所・支援事項                                     |
|----------------------|--------------|---------------------------------------------------|
| 新川地域文化広場<br>（カルチバ新川） | 清須市寺野美鈴60番地  | 保管場所：カルチバ新川<br>荷捌き：北側駐車場                          |
| 麒麟麦酒株式会社<br>名古屋工場    | 清須市寺野花笠100番地 | 保管場所：第1製品荷捌所東側庇<br>支援事項：フォークリフト、オペレーター、パレット       |
| ミライノ株式会社             | 清須市春日長久寺61番地 | 保管場所：本社倉庫<br>支援事項：一般貨物自動車、操縦手、フォークリフト、オペレーター、パレット |

#### (6) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 関係各部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食料の応急的供給の実施が必要な地域供給活動体制の規模等を定めるための需要調査の実施を指示する。なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

- (ア) 市災害対策本部・避難所及び消防本部への被害情報による概数の把握
  - (イ) 各避難所受入名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）
  - (ウ) 関係各部、関係機関、市政推進委員及び自主防災組織等の住民組織の協力を得て集計した住宅残留者の把握
  - (エ) 各部の協力を得て、食料物資供給チームが集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む。）
- イ 市全域の状況を把握した際には、次の事項を市長へ報告する。
- (ア) 応急食料供給対象地域、施設、人口、量の概数
  - (イ) 応急食料供給体制に関する現況
  - (ウ) 応急食料供給開始時期
  - (エ) 応急食料供給所（拠点）の設置（予定）場所
- (7) 食料供給所（拠点）の設定
- ア 設定
- 食料の供給は、原則として、食料供給所の設定による拠点配布方式で行う。食料供給所へは、市車両及びトラック協会の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各施設運営担当者が市民等への配布活動にあたる。食料供給所（拠点）は、原則として避難所設置施設とする。
- イ 周知・広報
- 食料供給所を設定したときは、設置場所その他食料供給に関する注意事項が被災地住民等に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。
- (ア) 設定した場所及びその周辺に「食料供給所」と大書した掲示物を表示する。
  - (イ) 食料供給に関する被災者からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。
  - (ウ) 食料物資供給チームは、被災者に対する食料供給に関する広報活動を実施するよう要請する。

### 3 市民等への食料供給の実施

- (1) 炊出しその他による食品の供給
- 市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施する。
- ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(4)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
- イ 供給食料
- (ア) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食料及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
    - 第1段階 [災害発生当日及び発生後2日目（最大6食）]：乾パン、ビスケット、乾燥米飯等
    - 第2段階 [3日目以降]：食パン、おにぎり、弁当等
  - (イ) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の商品を供給する。
  - (ウ) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食料を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食料を供給する。

ウ 供給基準

応急食料の供給基準は、次のとおりとする。

- (ア) 乾パン・クラッカー：1食あたり1パック13枚
- (イ) 米穀：1食あたり精米200g以内（※1、※2）
- (ウ) 食パン：1日あたり200g（約半斤）以内
- (エ) 調整粉乳：乳幼児1日あたり150g以内

※1 ただし通常の配給ができない場合の配給については、1日あたり米穀（精米換算）400g以内とする。

※2 ただし救助作業に従事する場合にあっては米穀（精米換算）1食あたり300g以内とする。

エ 供給の対象者

応急食料供給実施の対象者は、次のとおりとする。

- (ア) 避難所に受け入れた者。
- (イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者。
- (ウ) 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者。なお、この場合は現物をもって支給する。
- (エ) 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食料を得る手段のない者。
- (オ) 災害応急対策活動従事者。
- (カ) 在宅、車、テント等での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者。

(2) 炊出し

給食センター等の調理施設の利用が可能な場合は炊出しを行うことができる。その場合、食料物資供給チームは、米穀・副食用食材・調味料・燃料等を供給するとともに、女性の会、自主防災組織、赤十字奉仕団その他の防災ボランティアの協力を得て行う。なお、必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊出し業務を委託する。

乳幼児のミルクは炊出しに含む。

なお、炊出しに代えて、米穀及び未加工品、又は金銭の支給は行わない。

(3) 業者委託による弁当類の供給

市職員の出動状況や道路の復旧状況等により、必要があると認めた場合は、業者委託方式による弁当類の供給を行う。その場合、以下の点について留意する。

- ア 子ども向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも三種類のメニューとする。
- イ 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。
- ウ 各応急食料供給所ごとの、対象者別必要数については、業者が各担当者からその都度聴取する。

エ 食中毒等をおこすことのないよう衛生管理に万全を期する。

(4) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求する。



なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

#### 4 整備保存すべき帳簿

- (1) 炊出し給与状況簿
- (2) 炊出し用物品借用簿
- (3) 炊出しその他による食料給与と物品受払簿
- (4) 炊出しその他による食料給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (5) 炊出しその他による食料給与のための物品受払証拠書類

#### 5 応援協力関係

市は、自ら炊出しその他による食料の給与の実態が困難な場合、他市町村又は県へ炊出しその他による食料の給与の実施、又はこれに要する要員及び食料につき応援を要求する。

#### 6 医療機関への食料の緊急供給の実施

病院、診療所及び人工透析医療施設への食料の緊急供給は、必要の有無を確認の上、関係各部長と連携しながら応急供給計画をたて、部の車両及びトラック協会等の応援協力により行う。

特に、「災害連携病院」となる施設については、要請の有無の如何に関わらず、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームを通じて、食料の確保状況を照会する等、食料の確保に万全を期する。

#### 7 平常時食料供給機能の復旧支援

国や県、市商工会その他の業者団体等の協力を得ながら、災害発生後可能な限り速やかに、スーパー、コンビニエンスストア、一般食料品店等の再開のための支援措置を講ずるとともに、道路・ライフライン機能等の復旧の状況に応じて、平常時食料供給機能の早期復旧のための支援措置を講ずる。

| 時期区分             | 支援事項                                                                                                                                            |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● スーパー等における営業時間延長の弾力的運用</li> <li>● スーパー等における電気・ガス・水道・電話の優先的復旧</li> <li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li> </ul> |
| 災害発生後3日目以降14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「生活支援物資車両」としての認定</li> <li>● 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供</li> <li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li> </ul>            |
| 災害発生後15日目以降      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸送車両等の終日規制除外対象認定</li> <li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li> <li>● 緊急融資の斡旋</li> </ul>                         |

#### 8 その他

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第3節 生活必需品の供給

### 1 市における措置

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行う。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。
- なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

### 2 生活必需品の給与・貸与体制の確立

#### (1) 体制

市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず食料物資供給に準じて、各時期区分に応じた適切な給与・貸与を図る。

| 時期区分                          | 必要な措置のあらまし                                                                                                                                                         |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後3日目まで<br>(最低限度の生活を維持)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の設置・運営</li> <li>● 第1次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第一次）</li> </ul>  |
| 災害発生後4日目以降7日目まで<br>(避難所前期)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の運営</li> <li>● 第2次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）</li> </ul>     |
| 災害発生後8日目以降14日目まで<br>(避難所後期)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の縮小又は閉鎖</li> <li>● 第3次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第三次）</li> </ul> |
| 災害発生後15日目以降<br>(平常時生活必需品供給復旧) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の縮小又は閉鎖</li> <li>● 応急生活必需品停止及びその後の体制に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第四次）</li> </ul>                       |

#### (2) 各部・関係機関・団体等の連携

食料物資供給チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

#### (3) 生活必需品の確保

関係各部長及び県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内協定業者からの調達ルート、県・国等からの調達ルートを活用し生活必需品を確保する。確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

| 事 項                         | 品目例                                                                                                                             | 時期区分            |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 第1次応急生活必需品の確保<br>※被災直後の最低限の | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 寝具（毛布及び布団 ※要配慮者用優先）</li> <li>● 敷物（発泡スチロール製）</li> <li>● 外衣（通着の作業衣・婦人服・子ども服等）</li> </ul> | 災害発生直後<br>7日目まで |

|                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                  |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 生活を維持するために必要な物資                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 肌着（シャツ・ズボン下・パンツ等）</li> <li>● 日用品（トイレットペーパー・ちり紙・生理用品・紙おむつ・歯ブラシ・歯磨き粉等）</li> <li>● 冷暖房用品（使い捨てカイロ等）</li> <li>● 食器類（箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等）</li> <li>● 光熱材料（マッチ・ろうそく・使い捨てライター・カセットコンロ等）</li> <li>● 身回品（タオル・パンスト・靴下・サンダル等）</li> <li>● その他の救急薬品（消毒薬・包帯・綿花・ばんそう膏・三角巾・体温計等）</li> </ul> |                  |
| 第2次応急生活必需品の確保（移行期）<br>※被災者の精神的安定とストレス発散のために必要な品 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 書籍・雑誌・漫画・絵本類等</li> <li>● ミュージックソフト（CD・カセットテープ等）</li> <li>● スポーツ用品・ゲーム類等</li> <li>● その他教養娯楽品</li> </ul>                                                                                                                                                                  | 災害発生後8日目以降14日目まで |

(4) 生活必需品の輸送

「食料」の規定を準用する。

(5) 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、「食料」の規定を準用する。

(6) 生活必需品の給与・貸与拠点の設定

「食料」の規定を準用する。

### 3 市民等への生活必需品の給与・貸与の実施

災害対策活動従事者を除き、「食料」の規定を準用する。

### 4 平常時生活必需品供給機能の復旧支援

「食料」の規定を準用する。

### 5 整備保存すべき帳簿

- (1) 物資受払簿
- (2) 物資給与及び受領簿（世帯主の受領印を要する。）
- (3) 物資購入関係支払証拠書類
- (4) 備蓄物資支払証拠書類

### 6 応援協力関係

市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施、又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。

### 7 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

### ■基本方針

- 市等関係機関は、被災後、県と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の同様な等により不測の次案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。
- 大規模災害発生時には、県警察本部内に警備本部が設置され、被災地を所管する各警察署にも現地警備本部（本部長：警察署長）が設置される。しかし、十分な要員をあてることができず一時的な無秩序状態に陥ることが懸念される。また災害により、道路等の防犯灯や街路灯をも破壊し、夜間における安全な通行やその他の市民生活に支障が懸念される事態をもたらす。したがって、災害発生後に懸念される「窃盗」「放火」その他の犯罪を防止するためには、市、市内の事業所・団体及び市民の総力を結集した体制を確立した上で、県・国・その他広域的な団体の全面的な協力による災害警備体制の構築を図る。

### 第1節 環境汚染防止対策

#### 1 市等関係機関及び県（環境局）における措置

##### (1) 環境汚染事故の把握

市等関係機関は、県からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

##### (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、市等関係機関は、県（環境局）が保有する各事業所の有害物質等の情報について情報提供を受ける。

また、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、市民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置について、県より指導を受ける。

##### (3) 環境調査

被災の状況等、必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

##### (4) 人員、機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために

必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

## 第2節 地域安全対策

### 1 県警察における措置

#### (1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物品等の欠乏に伴う悪質業者の買い占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。

#### (2) 広報、相談活動

##### ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

##### イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

#### (3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。

#### (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため、一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行う。

### 2 市における措置

市は、県警察及び警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

## 第13章 遺体の取扱い

### ■基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いにあたっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。
- 災害により、周囲の状況から判断して死亡したと思われる者は、搜索収容し、処理・埋火葬する必要がある。災害による死亡については法的に「変死」扱いとなり医師による検案又は解剖によりその死因が明らかにされた後、「埋葬許可証」を交付することができる。
- 遺体は、迅速に処理されない場合、腐乱による感染症の発生源となるおそれがあり、また遺族の心情からも一刻も早く「埋火葬」を完了させる必要がある。市及び県の検視（調査）体制を構築するとともに、遺体を納めるための「棺」及び保存のためのドライアイスの確保、火葬場等への搬送体制、火葬処理を行うための施設等、市内葬祭事業者、寺院等の全面的な協力要請を図りながら、以下の2点を基本方針として、遺体の搜索・処理・埋火葬を行う。
  - ①被災地において必要となる搜索・収容・埋葬作業の各要員・資機材、検案作業を行うための「遺体安置所」、「一時安置所」（検案終了後、火葬場へ搬送されるまでの間の待機のためのスペース又は施設）を確保し効率的に運用する。
  - ②市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することができる処理施設を愛知県火葬場連絡協議会等の協力を得て多数かつ迅速に確保する。

### 第1節 遺体の搜索

#### 1 市における措置

##### (1) 遺体の搜索

県警察等と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

##### (2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官等の検視（調査※）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

##### (3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

##### (4) 行方不明者リストの作成

避難所等における市民への聴取その他に基づく行方不明者リストの作成を行う。

## 2 対策実施上の時期区分

大規模災害発生時における遺体の搜索・処理・埋火葬の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                    | 期間の目安            | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次対策<br>(災害発生初期の緊急措置) | 災害発生後7日目まで       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における「行方不明者リスト作成」及び「遺体の発生状況」に関する概要把握</li> <li>● 遺体の搜索・処理・埋火葬に必要な人員、資機材等及び処理のための施設の確保</li> <li>● 遺体の搜索・遺体安置所への収容</li> <li>● 収容された遺体の検視（調査）・埋火葬</li> <li>● 市民・事業所に対する「行方不明者の把握、遺体の搜索・処理・埋火葬」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報及び相談受け業務</li> </ul> |
| 第2次対策<br>(避難所開設期間)     | 災害発生後8日目以降14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次対策計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行方不明者リストに基づく搜索</li> <li>○ 発見された遺体の遺体安置所への収容</li> <li>○ 収容された遺体の検視（調査）・火葬</li> <li>○ 市民合同葬の実施</li> </ul> </li> <li>● 第2次対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>                                |
| 第3次対策<br>(避難所閉鎖以降)     | 災害発生後15日目以降      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3次対策計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行方不明者リストに基づく搜索・収容・火葬</li> <li>○ 行方不明者搜索作業の完了時期に関する検討</li> <li>○ 合同慰霊祭の実施に関する計画の検討</li> </ul> </li> <li>● 第3次対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>                                           |

## 3 整備保存すべき帳簿

- (1) 遺体搜索状況記録簿
- (2) 搜索用機械器具、燃料受払簿
- (3) 搜索用機械器具修理簿
- (4) 遺体搜索用関係支出証拠書類

## 4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第2節 遺体の処理

### 1 市における措置

#### (1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。

#### (2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

#### (3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

#### (4) 遺体の身元確認及び引渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

#### (5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

### 2 整備保存すべき帳簿

#### (1) 遺体処理台帳

#### (2) 遺体処理費支出関係証拠書類

### 3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第3節 遺体の埋火葬

### 1 市における措置

#### (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。



(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(4) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(5) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定による。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 整備保存すべき帳簿

(1) 埋火葬台帳

(2) 埋火葬処理費支出関係証拠書類

3 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第14章 ライフライン施設等の応急対策

### ■基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等の2次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講ずる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、市民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

### 第1節 電力・ガス・水道及び一般通信施設等の対策（総論）

#### 1 実施体制

##### (1) 方針

- ア あらかじめ定める地域分担に基づき「被災概要」の早期把握に努める。
- イ 各ライフライン施設の復旧が火災その他2次災害の原因となることのないよう危険防止措置を講じ、また、各ライフライン施設全体の復旧が迅速に行われるよう、各ライフライン機関が相互に密接な連携・協力体制を確立する。
- ウ 復旧は、人命に関わる病院、及び災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関、避難所等の施設から優先的に行う。
- エ 市、県等行政機関及び各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。

##### (2) 対策実施上の時期区分

対策の実施は各ライフライン施設において行われるが、対策実施については以下の区分を目安として支援を行う。

| 区 分                         | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後の<br>緊急措置             | 災害発生直後<br>相当時間まで<br>(当日) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気・ガスの被害甚大地域への供給停止措置</li> <li>● 水道の火災発生地域への供給の継続及び必要な応援措置</li> <li>● 電話の「緊急連絡機能」確保のために必要な措置</li> <li>● 地域分担に基づく「被災概要」の早期把握</li> <li>● 詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立</li> <li>● その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の設置</li> </ul>                           |
| 第1期応急対策<br>の実施<br>(避難所開設期間) | 災害発生後<br>14日目まで          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地域への代替サービスの供給</li> <li>● 基本指針に基づく応急復旧の実施<br/>(応急復旧の目安) <ul style="list-style-type: none"> <li>○電気・電話 … 期間中に復旧完了</li> <li>○水道 … 期間中に80%復旧(通水率)</li> <li>○ガス … 期間中に40%復旧</li> </ul> </li> <li>● ライフラインに関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営</li> </ul>    |
| 第2期応急対策<br>の実施<br>(避難所閉鎖以降) | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地域への代替サービスの供給</li> <li>● 基本指針に基づく応急復旧の実施<br/>(応急復旧の目安) <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道 … 発生後1か月以内復旧完了(通水率)</li> <li>○ガス … 発生後2か月以内復旧完了</li> </ul> </li> <li>● 本復旧計画の検討及び実施</li> <li>● ライフラインに関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営</li> </ul> |

## 2 市の役割

### (1) 市防災会議

災害時における「ライフライン」対策の「効率的かつ安全」な復旧が進展するよう、必要に応じて、清須市防災会議の開催を要請する。

### (2) ライフライン対策チームの編成

電気、ガス、水道の生活関連サービス施設(ライフライン)に係る2次災害発生の未然防止、トータルな「復旧」の実施等を推進するため、ライフライン対策チームを編成する。

## 第2節 電力施設対策

### 1 電気(中部電力株式会社、株式会社JERA)

#### (1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

#### (2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・

西日本電信電話株式会社の加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(イ) 電力会社側

a 火力設備

b 超高压系統に関連する送変電設備

(ロ) 利用者側

a 人命にかかわる病院

b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(イ) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(ロ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(イ) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(ロ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社 J E R A を除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

### 第3節 ガス施設対策

#### 1 ガス事業者における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、ガス事業者は速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。（震度5 弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。）

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計の S I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計の S I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- ア 需要家の閉栓の確認
- イ 導管の被害箇所の調査及び修理
- ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車、チラシ類の配布等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

## 2 LPガス（プロパンガス）施設

(1) 災害時における復旧対策

災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、一般社団法人愛知県LPガス協会の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認、情報収集を行い、緊急対応措置を講ずる。また、2次災害の発生防止措置を講ずる。その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講ずる。

(2) 災害時におけるLPガスの保安

LPガス施設が火災等により危険な状態になった場合、又は容器、配管等の折損によりガス漏れの危険がある場合、又は爆発する等の災害が発生した場合、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

ア LPガス供給設備が危険な状態になったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置を講ずる。

イ LPガス配管の折損等によって漏洩の危険がある場合は、バルブを閉止する等、危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ 中部近畿産業保安監督部、愛知県防災局、西枇杷島警察署、市災害対策本部、消防署等へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

(3) 応援協力関係

一般社団法人愛知県LPガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。

## 第4節 上水道施設対策

### 1 水道事業者（市及び県（保健医療局、企業庁））における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場

から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

- (ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- (イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。
- (ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

- ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。
- イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

## 2 市における措置

(1) 災害における応急工事

- ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- イ 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域には、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

(2) 災害時における水道水の衛生保持

水道施設等が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物資が混入しないように処理するとともに、特に浸水地域等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように周知する。

(3) 広報活動

水道施設の被害の状況、水道使用の一時中止、復旧の見通し等について、広報車、チラシ類の配布、さらに報道機関を通じて呼びかける。

## 第5節 下水道施設対策

### 1 下水道管理者（市及び県（建設局））における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

#### (1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、2次災害の発生箇所又は発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

#### (2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業者の間で締結されている「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の事業体に応援の要請にあたる。

また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続の特例措置等を要請する。

#### (3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

### 2 市における措置

#### (1) 大規模災害が発生した場合の対策

##### ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水等を行い排水機能の回復に努める。

##### イ ポンプ場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上で緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による2次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

#### (2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

ポンプ場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、排水機能の応急復旧を図る。

## 第6節 通信施設の応急措置

### 1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解



消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

- (1) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
- (2) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。
- (3) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。
- (4) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

## 2 移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

## 3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線ＬＡＮサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

### (1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

### (2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

### (3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi\_Free\_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害モードへの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi\_Free\_Wi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

- (1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。
- (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。
- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第7節 郵便業務の応急措置

1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱い時間又は取扱い日の変更等の措置を講ずる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施する。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

## 第8節 ライフライン施設の応急復旧

### 1 市、県及びライフライン事業者等における措置

#### (1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

#### (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

## 第15章 住宅対策

### ■基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、2次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。
- 大地震の場合、余震による建物の倒壊のおそれもあるため、「建築物の応急危険度判定」を実施し、状況に応じて被災建物の補修及び解体を行う必要がある。そして、大規模災害においては、“市の復興”のための都市計画策定・事業化へと進めていくことが重要な課題となる。非常時における都市計画は、平常時と異なり、まず「当面どうするか」について対処し、その後「全体計画」の策定という順序で取り組むことが要請される。従って災害時における「住」対策は、被災した市民の「自助」及び「共助」努力を基礎としつつ、行政の支援（「公助」）により「まちの復興」を実現していくための「当面必要な対策」として行われるため、以下の4点を基本方針として、住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去にあたる。
  - ①可能な限り現住宅の居住継続の方途を迫及する。
  - ②市民の自主的復旧を原則とする。
  - ③民間活力を最大限活用する方途を迫及する。
  - ④行政は、市民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。

### 第1節 実施体制

#### 1 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・愛知県建設業協会その他協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

| 区 分                   | 期間の目安           | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅被災・避難期<br>(避難所開設期間) | 災害発生後<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の被害状況の把握</li> <li>● 被災宅地危険度判定の実施及び危険防止措置</li> <li>● 被災建物の補強又は補修・解体の実施</li> <li>● 応急仮設住宅の建設</li> <li>● 公営空家住宅の確保</li> <li>● 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む）</li> <li>● 被災者向け相談業務</li> <li>● 災害時「住」対策推進会議の設置・運営</li> </ul> |
| 住宅供給・帰宅期<br>(避難所閉鎖以降) | 災害発生後<br>15日目以降 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給</li> <li>● 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む）</li> <li>● 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施</li> <li>● 被災者向け相談業務</li> <li>● 災害時「住」対策推進会議の運営</li> </ul>                                                                     |

## 2 災害時「住」対策推進会議

### (1) 災害時「住」対策推進会議の設置

関係各部長及び愛知県建設業協会・県・国その他協力団体等・市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「住」対策推進会議を設置する。併せて、対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、推進会議の事務局を建設部内に置く。事務局要員は建設部及び関係各部職員をもってあてる。

### (2) 役割分担

災害時「住」対策推進会議を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

| 名 称      | 役割のあらまし                                                                                                                                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市        | ①災害時「住」対策推進会議の運営事務<br>②建物被害状況に関する調査及び集計<br>③被災宅地危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施（修理・解体を含む）<br>④応急仮設住宅設営用地の確保<br>⑤トータルケアセンターの設置・運営<br>⑥その他市民との対応                                              |
| 県        | ①被災宅地危険度判定実施のための応援要員の確保及び作業基準・マニュアルの作成<br>②建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成<br>③災害救助法に基づく被災住宅の応急修理<br>④災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設<br>⑤応急仮設住宅設営用地確保のための協力<br>⑥市が行う被災者相談業務に関する協力<br>⑦その他市が行う災害時「住」対策への協力 |
| 国・防災関係機関 | ①被災宅地危険度判定実施のための応援要員の確保及び作業基準・マニュアルの作成支援<br>②建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成支援                                                                                                                |

| 名 称                       | 役割のあらまし                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           | ③その他市が行う災害時「住」対策への協力                                                                                                                                                                                |
| 愛知県建設業協会<br>その他建築関係団体・事業所 | ①被災宅地危険度判定作業実施の協力<br>②判定結果に基づき必要な措置実施への協力<br>③市・県が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力<br>④被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応<br>⑤市が行う被災者相談業務に関する協力<br>⑥その他市が行う災害時「住」対策への協力                                                       |
| 市内宅地建物取引業者<br>県内弁護士団体     | ①被災者向け賃貸住宅の斡旋に関する協力<br>②市が行う被災者相談業務に関する協力<br>③その他市が行う災害時「住」対策への協力                                                                                                                                   |
| 市 民                       | 地区復興委員会の結成・運営<br>①被災者の復興まちづくりに関する意見の集約<br>②被災者住宅への調査時の立ち会い<br>③被災者からの住宅修繕等の受け付け・集計・通知<br>④融資制度その他行政等支援メニューの説明<br>⑤行政サービス各種申込書の配布<br>⑥その他災害時「住」対策に必要な措置<br>⑦発生量抑制のためのがれき処分計画への協力<br>⑧行政・関係団体等との連絡・協議 |

### 3 住宅の確保・供給体制

#### (1) 市の役割

被災者向け住宅の確保・供給については、以下の事項を参考に行う。

| 項 目                    | 手順その他必要事項                                                                                                                             |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仮設住宅等入居希望状況の把握         | ①避難所、トータルケアセンター、民生委員・児童委員等による調査                                                                                                       |
| 応急仮設住宅建設用地の確保          | ①市内の公園の被災後の現況の把握<br>②その他市内未利用地の現況把握及び用地確保                                                                                             |
| 一時入居住宅の確保              | ② 市内公共住宅空家の現況把握及び確保<br>② 市外公共住宅空家の確保（→県建設局・県経済産業局等）<br>③公民館等の市施設のうち転用可能なもの<br>④民間賃貸住宅、社宅等のうち提供可能なもの                                   |
| 被災者向け住宅供給計画案の作成        | ①総戸数及び募集区分別戸数案の作成<br>②面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成<br>③供給実施計画案の作成                                                                               |
| 県・国等との協議及び協力要請         | ② 仮設住宅用地（国・県有地等）の提供要請（→東海財務局・県等）<br>③ 建設業者・資機材等メーカーの広域的確保協力の要請（→県建設局・県経済産業局等）<br>④ 供給計画案の協議及び供給実施計画決定（→県福祉局・建設局）<br>④一時入居住宅提供その他の協力要請 |
| 愛知県建設業協会その他協力団体等への協力要請 | ①供給・斡旋等協力体制確立の要請<br>②供給実施計画案の作成に関する協力要請<br>③県・国との協議状況に関する情報の提供                                                                        |

| 項 目                                | 手順その他必要事項                                                                           |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| トータルケアセンター・地区復興委員会等における申込等受付け体制の確立 | ①センター担当職員・地区復興委員会等への必要事項周知及び入居申込用紙の配置<br>②市民からの入居申込・住宅提供申出等の受付け<br>③市民からの相談・苦情等の受付け |
| 被災者向け住宅供給に関する広報活動の実施               | ①市による広報活動の実施<br>②報道機関に対する情報の提供及び報道の要請                                               |

#### (2) 被災者向け住宅供給の目安

被災者向けに供給することが必要となる住宅の仕様、主な確保ルートに関する概ねの目安は以下のとおりとする。

| 区 分       | 面積の目安           | 主な確保ルート                                                                                                         |
|-----------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多人数世帯向け住宅 | 39.6㎡<br>(12坪)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県営・公団・公社・その他公共住宅空家</li> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul> |
| 少人数世帯向け住宅 | 29.7㎡<br>(9坪)   |                                                                                                                 |
| 単身者向け住宅   | 19.8㎡<br>(6坪)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul>                               |
| 要介護付住宅    | 平均19.8㎡<br>(6坪) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul>                               |
| 入居待機者用施設  | -               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 暫時提供可能な社宅</li> <li>● 待機者用施設としての転用若しくは建設</li> </ul>                     |

## 4 関連対策との調整

災害時「住」対策の実施にあたっては、輸送や電力・ガス・水道の供給にあたる人員や資機材等との調整も必要となってくることが考えられる。

調整は、原則として、市災害対策本部が行うが、災害時「住」対策推進会議で調整可能な場合はこれによる。

## 5 関係機関との連携体制

迅速かつ相応量の住宅供給の確保をするには、「多く」の技術者・作業要員・資機材・被災地最寄用地の確保が必要となるため、県、国、民間事業者等との連携を図る。

また、仮設住宅建設、公営住宅空家の確保と合わせて民間賃貸住宅の供給を促す。

## 6 トータルケアセンター等を活用した相談支援

自主的復旧を促進するための支援として、トータルケアセンターを中心とした相談業務を行う。災害時「住」対策の実施にあたっては、危険度判定結果をめぐる貸主と借主のトラブル、建築物の補修・解体、建て替えの場合の権利関係の調整業務等、法律の専門家や都市計画コンサルタントその他の専門家による助言又は協議斡旋等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、トータルケアセンター（市役所内に設置予定）に相談業務を行うための要員を確保するよう努める。

## 第2節 被災宅地の危険度判定

### 1 方針

地震及び液状化現象により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに余震により、その後市民の生命に関わる2次災害の発生のおそれがある。災害直後に宅地の安全性はどうか等の判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して被災宅地危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、2次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

### 2 市における措置

#### (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

市は、市の区域で判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

#### (2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

## 第3節 被災住宅等の調査

### 1 市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、被災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における市民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

## 第4節 公共賃貸住宅等への一時入居

### 1 市、県（建築局）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

- (1) 提供する住宅の選定・確保



提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるもので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図る。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

## 2 民間住宅

被害状況等によっては、民間賃貸住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。

## 第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

### 1 市及び県（建築局）における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

対策の実施手順は、災害発生後の状況によりその都度決めるが、概ね以下の2つの時期区分に基づき行う。

| 区 分         | 期間の目安      | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の緊急措置 | 災害発生後7日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県営・公団・公社住宅の被害状況確認及び市内外提供可能空家数の把握</li> <li>● その他公共住宅空家の提供可能数の把握</li> <li>● 暫時提供可能な民間保養所・社宅数の把握（避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」）</li> <li>● 応急仮設住宅等入居希望状況の把握</li> <li>● 応急仮設住宅建設計画の策定（用地の確保等）</li> <li>● 民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置</li> </ul> |

|                       |                          |                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅供給・帰宅促進<br>実施体制への移行 | 災害発生後<br>8日目以降<br>20日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時入居住宅・民間賃貸住宅の斡旋体制確立</li> <li>● 被災者への一時入居住宅の提供業務開始</li> <li>● 避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」指定及び提供体制の確立</li> <li>● 応急仮設住宅提供体制の確立</li> <li>● 応急仮設住宅の建設開始</li> </ul> |
|-----------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、2次災害に充分配慮する。

イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

| 区 分       |            | 管理者等             | 手続その他において留意すべき事項                                                                                                                          |
|-----------|------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市         | 市の公園       | 公園管理者<br>(都市計画課) | ア 平坦な地形にあり、面積1,000㎡以上を有するものであることが望ましい。                                                                                                    |
|           | その他の市有未利用地 | 総 務 部            | イ 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。                                                                                                  |
| 県         | 県有未利用地     | 県総務局             |                                                                                                                                           |
| 国有未利用地    |            | 東海財務局            | <p>ア 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。(国有財産法第22条第1項第3号)</p> <p>イ 所管する東海財務局に照会し提供を要請する。</p>                                 |
| その他公有未利用地 |            | 各管理機関            | -                                                                                                                                         |
| 民有未利用地    |            | 各管理者             | <p>ア 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借契約書を取り交わす。</p> <p>イ また、市、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第356条第1項に基づき裁判所に申立て、建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取決めを行うことが望ましい。</p> |

ウ 留意事項

被災者が相当期間居住することを考慮し、建築場所の選定にあっては、以下の事項に留意する。なお、遠隔地に建設したため申込みがなく入居しないまま空家となっている分については、救助費の国庫負担の対象とならないため、関係各部長・機関等の協力を得ながら選定する。また、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう正規の賃貸借契約書を取り交わすこと。

(ア) 2次災害の危険のないこと

- (イ) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等
- (エ) ガス・水道・電気等供給施設の敷設可能な場所

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

- (ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市の基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができる。

- (イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工する。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長する。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買い取りにより設置する。

ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

エ 建設戸数

応急仮設住宅は、災害救助法では、全焼、全壊及び流出世帯の合計数の3割以内が目安とされているが、被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等に応じて設置戸数の引き上げが必要と認められる場合は、厚生労働大臣の承認が得られるように応急仮設住宅設置期間内に知事へ申請を行う。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

調査結果の取りまとめは建設部長が行うが、入居者の選定にあたっては要配慮者に十

分配慮する。また、選定にあたっては、以下の事項を把握する。

- 建設地に関する希望状況の把握（避難所所管区域内にこだわるか否か）
- 段差の解消等仕様に関する希望内容
- 介護の要否・程度に関する希望内容

ウ 管理運営

- (ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (イ) 県が管理するものについては、市はこれに協力する。
- (ウ) 市が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め建設部が行う。
- (エ) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- (オ) 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

供与にあたっては、入居者に対しこの建物が、被災者との間に応急仮設住宅賃貸借契約を結ぶ。

(6) 整備保全すべき帳簿

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管しておかなければならない。

ア 応急仮設住宅入居者台帳

イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約

ウ 応急仮設住宅建築のため原材料購入契約書・工事契約・その設計書・仕様書等

エ 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類

## 2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

## 第6節 住宅の応急修理

### 1 県（防災安全局・建築局）における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであ

り、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。

## 2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付け、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまと

め及び県への各種情報提供等を行う。

(1) 整備保存すべき帳簿

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅の応急修理のための契約書・仕様書等
- ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

### 3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

## 第7節 障害物の除去

### 1 市における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

現に居住している住家で居室、炊事場、トイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

(3) 整備保存すべき帳簿

- ア 障害物撤去の状況記録簿
- イ 障害物除去費支払関係証拠書類

## 2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第16章 危険建物その他倒壊・落下危険箇所の対策

### ■基本方針

○大地震発生後においては、倒壊の危険のある建物やガラス・看板類の落下危険のある建物、倒壊の危険のあるブロック塀やその他の重量塀等、余震や降雨若しくは強風による二次的な「倒壊・落下」等の危険箇所が多数発生すると想定される。そのため、地震発生後においては、地震により崩壊に至らなかった「被災建物」等について、余震や降雨による、二次的な災害の発生を警戒し、相当の被害軽減措置を講ずる必要がある。

### 1 地震発生後にとるべき措置

#### (1) 危険箇所に関する情報収集

建設部長は、地震発生によりその必要があると認めるときは、下記のとおり初期情報収集を行う。

なお、建設部長は、報告がまとまり次第、速やかに市長に報告する。

| 区 分      | 対象となる地域・箇所等                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 危険建物     | (1) 幹線道路沿道のもの<br>(2) 小・中学校通学路沿道のもの<br>(3) 駅周辺地区<br>(4) その他担当部長が必要と認めるもの |
| ブロック塀その他 | (1) 幹線道路沿道のもの<br>(2) 小・中学校通学路沿道のもの<br>(3) 駅周辺地区<br>(4) その他担当部長が必要と認めるもの |

#### (2) 立入禁止措置等当面の安全対策の実施

建設部長は、初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、関係各部長と連携し、下記のとおり立入禁止措置等当面の安全対策を実施する。

なお、実施した措置については、速やかに市長に報告する。

| 区 分      | 措置のあらまし                                                                                                                                                                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危険建物     | (1) 立入禁止区域の設定<br>※ガラス落下危険範囲は、経験的に高さの2分の1とされるが、高さ相当に到達したとされる事例も報告されている建物倒壊の場合は、建物の高さプラスアルファ。<br>(2) 沿道通行禁止措置の実施<br>(3) 幹線道路沿道等、その必要があると認める場合の取り壊し<br>※所有者の了解が得られた場合、市が行う。 |
| ブロック塀その他 | (1) 倒壊若しくは落下危険がある旨の標識設置<br>(2) 通学路沿道等、その必要があると認める場合の取り壊し<br>※所有者の了解が得られた場合、市が行う。                                                                                         |



(3) 安全点検調査体制の確立等

危険度判定は、市災害対策本部の中に設置する市危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）において実施する。

また、必要に応じて県の危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

## 2 巡視及び警戒体制

(1) 巡視

建設部長は、情報収集のための警戒員を配置し、巡視を命じるとともに交替要員等の確保等必要な体制を確立する。

ア 建築物等の損壊等の状況（亀裂の有無、傾きや倒れの状況）

イ 危険建物及びその付近の市民及び滞在者の数

ウ 必要と認める場合、簡易雨量計、変位計、傾斜計その他必要なセンサー類を設置。雨量については、10分～30分の間隔で雨量測定を実施。

エ その他市民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項

(2) 警戒体制をとるべき時期

ア 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長が必要と認めたとき。

イ 次に掲げる基準雨量と地域の特性等を考慮して、本部長が必要と認めたとき。

| 区 分    | 基準雨量等                 | 応急措置の内容                            |
|--------|-----------------------|------------------------------------|
| 第1警戒体制 | 市域に大雨注意報が発令されたとき      | ①危険区域内の警戒・巡視<br>②その他必要な応急措置        |
| 第2警戒体制 | 時間雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき | ①必要に応じ市民等に対して避難の指示等<br>②その他必要な応急措置 |

## 3 広報及び避難体制

(1) 方針

危険建物等が崩壊又はそのおそれが生じた場合は、建設部長は関係各部長の協力を得て、交通規制の実施、避難の勧告・指示の伝達、避難誘導員の派遣その他必要な措置を講ずる。この場合、「空振りをおそれるより見逃しをおそれる」ことを第一義とし、災害発生の前兆と思われる場合は、速やかに避難措置を講ずる。

なお、強風が予想される場合には、危険建物等からのガラス・看板類の落下物に注意するよう必要な広報活動を行う。

(2) 広報体制

企画部長が広報体制をつくり、危険区域内の市民に対する避難準備等の広報活動を行う。

なお、強風が予想される場合についても、危険建物等からのガラス・看板類の落下物に市民等の注意を喚起するため必要な広報活動を行う。

(3) 避難体制

災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合において、建設部長が必要と認める場合、関係各部長と連携し危険区域内の市民及び滞在者等に対し避難の勧告、指示及び誘導その他の措置を構ずる。

## 第17章 学校における対策

### ■基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。
- 学校教育活動の早期再開を図ると同時に、被災により心の傷を受け精神的に不安定な状況にある児童生徒の「こころのケア」も欠くことのできない重要な取組となる。そのため、以下の3点を基本方針として、文教災害対策に取り組む。
  - ①児童生徒の安全確保に努める。
  - ②教育活動の早期再開を図るとともに、被災により心理的に不安定な状況にある児童生徒の「こころのケア」対策の実施。
  - ③児童生徒を持つ市民がいつときも早く災害による打撃から立ち直り、安心して生活再建のための活動に専念できるよう支援する。なお、県立高校その他の公立教育施設、私立教育施設についても同様の対策が講じられるよう県・関係各位との連携・協力に努める。

### 第1節 体制

#### 1 体制

##### (1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、発生後の事態の推移に応じて、県・PTAその他協力団体等及び教育委員会と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

| 区 分                      | 期間の目安          | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生初期の緊急措置<br>(避難所開設初期) | 災害発生後<br>7日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所開設及び被災者の応急的受入れ措置に関する協力</li> <li>● 校内被災箇所・危険箇所の点検・調査及び当面必要な安全措置の実施（立入禁止措置等）</li> <li>● 所属教職員の安否確認及び動員の指示</li> <li>● 「安否不明の教職員」リストの作成</li> <li>● 「児童生徒」の安否確認・所在の把握</li> <li>● 「安否不明の児童生徒」リストの作成</li> <li>● 「疎開児童生徒」リストの作成</li> <li>● 第1期応急教育対策計画の検討及び準備</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の設置</li> </ul> |

|                                    |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1期応急教育対策の実施<br>(避難所開設後期)          | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1期応急教育対策の実施<br/>※避難所及び校区内「児童生徒」の「こころのケア」対策を兼ねて行う。</li> <li>● 「安否不明の児童生徒」に関する再調査</li> <li>● 「疎開児童生徒」リストの作成</li> <li>● 被災校舎の補修及び仮設校舎の建設</li> <li>● 第2期応急教育対策計画の検討及び実施体制の確立<br/>○教材類・要員等の確保</li> <li>● 第1期応急教育に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の運営</li> </ul> |
| 第2期応急教育対策の実施<br>(避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中) | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急教育対策の実施<br/>○「児童生徒」の「こころのケア」対策、平常時教育体制への移行を中心として行う。</li> <li>● 「疎開児童生徒」のアフターケア<br/>○学校再開の連絡、その他必要な措置</li> <li>● 被災校舎の建替あるいは耐震補強計画の検討及び実施</li> <li>● 第2期応急教育に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の運営</li> </ul>                                             |

## (2) 災害時「教育」対策実施体制

### ア 災害時「教育」対策推進会議

関係各部長、県・国・PTAその他協力団体等、市民及び教育委員会と連携・協力し、災害時における「教育」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「教育」対策推進会議を設置する。なお、推進会議の事務局を教育部内に置く。

事務局要員は教育部職員をもってあてる。

### イ 役割分担

災害時「教育」対策推進会議を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

#### (ア) 市・関係機関・協力団体の役割

| 名 称       | 役割のあらまし                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市及び市教育委員会 | ①「応急教育」実施のための市内学校間応援要員の確保及び応急教育対策実施計画の作成<br>②被災校舎の安全点検・危険度判定調査の実施<br>③調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施<br>④代替校舎の確保、仮設校舎の建設その他応急教育実施のために必要な施設の提供<br>⑤教科書その他学用品の調達及び被災児童生徒への配布<br>⑥市の所掌する学校納付金の減免等の措置<br>⑦その他応急教育実施のために必要な措置<br>⑧応急教育に関する広報活動及び相談業務<br>⑨その他市民との対応<br>⑩災害時「教育」対策推進会議の運営事務 |

| 名 称                  | 役割のあらまし                                                                                                                                                               |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県                    | ①「応急教育」実施のための他市町村間応援要員、学用品類の確保及び応急教育対策実施計画の作成に関する支援<br>②県立学校の授業料の納付期間の延長又は免除<br>③その他「応急教育」実施のために必要な支援<br>④「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援<br>⑤その他市が行う災害時「教育」対策への協力           |
| 国・防災関係機関             | ①「応急教育」実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援<br>②その他「応急教育」実施のために必要な支援<br>③「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援<br>④その他市が行う災害時「教育」対策への協力                                                         |
| P T A、学校医、その他学校関係団体等 | ①「児童生徒」の安否確認及び安全確保に関する協力<br>②避難所における「応急教育」実施への協力<br>③避難所・校区における「児童生徒」の健康維持、「こころのケア」対策に関する協力<br>④登下校の安全確保のために必要な協力<br>⑤市が行う「児童生徒」向け相談業務に関する協力<br>⑥その他市が行う災害時「教育」対策への協力 |

(イ) 学校の役割

| 名 称 | 役割のあらまし                                                                                                                                                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教職員 | ①「児童生徒」の安否確認及び安全確保<br>②発災直後の学校施設被災状況に関する報告<br>③初期における避難所運営に関する協力<br>④避難所及び校区における「児童生徒」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策<br>⑤疎開先の「児童生徒」への教育的ケア<br>⑥登下校路の危険箇所把握及び必要な措置<br>⑦応急教育対策計画案の検討及び実施<br>⑧その他災害時「教育」対策に必要な措置 |

(ウ) 市民の役割

| 名 称    | 役割のあらまし                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 自主防災組織 | ①地域における「児童生徒」の安否確認及び避難所の運営に関する協力<br>②避難所における「応急教育」対策実施への協力<br>③その他災害時「教育」対策に必要な措置への協力 |

## 第2節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

### 1 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達

災害が発生した場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、災害等に関する情報は、

「第3章 災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、幼稚園・学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

## 2 児童生徒・教職員の安全確保又は安否の確認等

### (1) 在校時間中に災害が発生した場合

#### ア 児童生徒の安否確認及び安全確保

学校長及び園長（以下、「学校長等」という。）は、在校時間中に災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童生徒、教職員の安否を確認、把握する。また状況によりあらかじめ定める避難防災計画に従いその安全確保に努める。

登下校路の安全が確認された場合は、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。災害の状況により児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。

#### イ 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、積極的に協力する。

### (2) 夜間・休日等に災害が発生した場合

夜間・休日等に災害が発生した場合については、各学校災害時防災計画に基づいた措置をとる。

### (3) 臨時休校（園）等の措置

授業を継続実施することにより児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校（園）長が臨時休校（園）等の措置をとる。

ただし、学校長等が決定して行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準による。

### (4) 安否確認及びリストの作成

児童生徒・教職員の安否の確認について、学校長等、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、概ね以下のとおり行う。

#### ア 安否及び所在地の確認

##### (ア) 主な確認ルート

- 学校（教職員）の調査に基づく報告
- 自主防災組織その他による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

##### (イ) 「安否不明リスト」作成上の留意点

- 学校単位
- 必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別

※保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害の有無等

### (5) 「疎開児童生徒」リストの作成

学校長等は、保護者からの届出、学校教職員による「地域訪問」等により把握した限りにおける「疎開児童生徒」リストを作成する。これにより「疎開先」に対する照会や児童生徒への連絡を行う。

なお、必要に応じて学校長等に対し「疎開児童生徒」リストの作成及び提出を求める。

### 第3節 教育施設及び教職員の確保

#### 1 学校施設の被災状況の把握等

##### (1) 学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等

学校長等若しくは当日居合せた当直教職員その他の学校教職員は、災害によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。

学校長等は、設備の被害状況と併せて修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。

#### 2 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

##### (1) 対策実施上の基本指針

災害発生時における「応急教育」対策の実施にあたっては以下の3点を基本指針とする。

ア 市は、知事に「災害時応急教育体制」への協力を要請する。

イ 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え教職員団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。

ウ 市民・事業所は、市・県等行政機関が実施する災害時における「教育」対策の実施に最大限協力する。

##### (2) 応急な教育施設の確保と授業等の実施方法

教育委員会は、教育施設の被災又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、以下の措置を講ずる。

ア 校舎の被害が軽少な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 校舎の被害が相当大きい、一部校舎の使用が可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は他の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講ずる。

ウ 校舎等の被害が被災により全面的に使用困難な場合

同一市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内教育施設の確保が困難な場合

他地域内の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずる。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

カ 児童生徒の安全な登下校を確保

必要に応じて臨時通学路の指定、PTA等の協力による通学安全指導要員の配置その他を行う。

(3) 教職員の確保

校舎が全面的な災害を受け復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は原則として当該校の教職員がそれぞれ付き添う。教職員の人的被害が大きく応急教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員確保の万全を図る。

なお、災害状況に対応して学校間における教職員の応援、県への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成を行う等、速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努める。

3 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

4 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第4節 応急的な教育活動についての広報

1 市、県（教育委員会）及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期及び方法等について児童生徒及び保護者等への周知を図る。

2 奨学に関する措置

公立学校にあつては保護者の申請により、その被害の程度に応じて費用の支払の延長、減額又は免除等の必要な措置を講ずる。

3 学校給食の応急実施

(1) 給食施設設備の整備

給食施設設備は応急給食のほか、災害時においては非常炊出しにも使用されるので、被害があったときは速やかに修理する。

(2) 給食用物資の確保

学校における給食施設の損壊により、給食が実施されないときは、最寄りの委託パン工場及び委託乳工業の工場に対し、緊急指令により必要量の供給を要請する。

## 第5節 教科書・学用品等の給与

### 1 市における措置

#### (1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告する。

#### (2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達について応援を求める。

### 2 整備保存すべき帳簿

- (1) 学用品の購入・配分計画表
- (2) 学用品交付簿
- (3) 学用品出納に関する帳簿
- (4) 学用品購入関係支出証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

### 3 応援協力関係

#### (1) 文教施設及び教職員の確保

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

#### (2) 教科書・学用品等の給与

市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき応援を要求する。

### 4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、学用品等の給与に関する救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第6節 児童生徒の「こころのケア」対策

### 1 応急教育にあたっての留意事項

#### (1) 第1期応急教育対策

学校長等は、児童生徒の「こころのケア」と「教育的ケア」対策として災害発生後、迅速に「第1期応急教育」を以下の事項に留意して実施を図る。

ア 「こころのケア」対策に関する専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。



イ 時間枠は、午前中又は午後の数時間とし、生活の規則をつくることにポイントをおく。

## (2) 第2期応急教育対策

避難所が閉鎖される時期を目安として、避難所開設期間中に、関係各部、避難所担当部、関係機関・団体等及び学校長等の協力を得て、第2期応急教育対策の実施の検討及び準備を行う。

「第2期応急教育」の実施にあたっては、以下の事項に留意して実施を図る。

ア 教科書の給付等、その都度状況に応じて学校長等が教育部長と協議して決定する。

イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育、理科の衛生等を主として指導する。

| 健康・衛生に関する指導                                                                                                                                    | その他の生活指導等                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導</li> <li>● 衣類、寝具の衛生指導</li> <li>● 住居、トイレ等の衛生指導</li> <li>● 入浴その他身体の衛生指導</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。</li> <li>● 児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。</li> </ul> |

ウ 児童生徒の「こころのケア」対策を行う。

## 2 児童生徒の「こころのケア」対策

児童生徒の「こころのケア」対策を適切に行えるよう、医師会、児童相談所、保健所その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。

# 第7節 避難所設置に伴う学校としての協力

## 1 避難所開設に関する協力

学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員その他の学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。

なお、その後、直ちに教育部長（教育長）にその旨連絡し、避難所運営担当職員の派遣を求める。

## 2 避難所運営に関する協力

学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員その他の学校教職員は、市の避難所運営担当職員若しくはその他の市職員が到着するまでの間、被災者に対し、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い必要な措置を行う。

また学校長等は、学校教職員を避難所運営に従事協力させる。この場合の従事協力期間は災害発生後1週間を目安とする。

## 3 その他留意すべき事項

(1) 学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員は、被災者に対する応対に際しては被災直

後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。

- (2) 高齢者、障害者、病弱者、乳幼児等の要配慮者の所在を最優先で把握し、速やかに「スペース」の確保、専用避難所への移送その他必要な措置を講ずることができるよう努める。
- (3) 被災者に対する事前、事後の広報活動に協力する。

## 第18章 相談体制

### ■基本方針

○地震災害による精神的・物質的打撃を受けた被災者のケア対策、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生の防止、そして、被災者のニーズを適切かつ迅速に把握するため、市は市民相談チームを編成し、市民からの災害相談への効果的な対応を図る。

#### 1 トータルケアセンターの開設

##### (1) 開設担当部

大規模災害が発生した場合は、市役所内にトータルケアセンターを開設する。また開設着手と併せて、各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、避難所への各種資料・申請用紙の配付その他必要な措置をとるよう要請する。

その他被害の状況により必要と認める場所におくことができる。

##### (2) トータルケアセンターの設置概要

| 事 項  |         | 留意事項その他                     |
|------|---------|-----------------------------|
| 設置場所 |         | 高齢者や障害者の便宜を考慮し、市役所内に設置する。   |
| 担当者  | 開設・調整業務 | 企画部職員                       |
|      | 相談業務    | 各部職員複数をトータルケアセンターに派遣し要員とする。 |
|      | カウンセリング | 企画部職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う。  |

※可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請

#### 2 臨時市民相談所の開設

必要に応じ、避難所又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、市民の相談、要望、苦情等の積極的な聴き取りに努める。

#### 3 県、消防本部及び防災機関による相談

県、消防本部、警察署その他関係機関は、被災者又は関係者からの問い合わせに対して、随時対応するとともに、必要に応じて被災地を巡回する移動相談や臨時被災者相談を開設する。

## 第19章 義援金品等の募集・受付け・配分

---

### ■基本方針

○各方面から被災者に対して、寄託される義援金品等の募集、受付け、配分等について円滑に行われるように努める。

#### 1 募集・受付け

- (1) 日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、テレビ、ラジオ、新聞又は街頭募金等により募集することがある。
- (2) 市は、義援金品の受付け窓口を開設して、寄託される義援金を受け付ける。  
なお、義援品は原則として受け付けず、企業等から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

#### 2 配分

- (1) 配分は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、速やかに配分委員会に送付される。なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と市等と協議の上配分される。
- (3) 報道機関、各種団体等で募集した義援金は被災者に配分される。又は、必要に応じて、市に寄託されて被災者に配分される。

## 第20章 災害救助法の適用

### ■基本方針

- 市内に災害が発生し、災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づき、知事が救助の実施機関となるが、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、市長が知事の救助の委任を受け、又は知事の補助機関として応急的、一時的に必要な救助を行い、被災者の基本的生活の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。
- 市長は、単独の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県に報告する。実施した応急救助については、災害救助法が適用された場合、災害救助法に基づく救助として取り扱う。

### 1 対策

#### (1) 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

##### ア 適用の要件

- (ア) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (イ) 原則として同一の原因による災害であること。
- (ウ) 災害救助法による救助の要否は、市単位で判定すること。

##### イ 適用基準

##### (ア) 住家等への被害が生じた場合

- a 市内に全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯が80世帯以上に達したとき。
- b 被害世帯がaの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市の住家滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- c 被害世帯数がa又はbの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- d 市の被害がa、b及びcに該当しないが、特別な事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。

##### (イ) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が(ア)のa、b、c及びdに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき。

- a 災害が発生し、又は受けるおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- b 災害にかかった者に対する食料又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

#### ウ 被害世帯数の算定基準

適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- (ア) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち、全焼、全壊、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

[計算式]

被害世帯数＝全壊世帯数＋全焼世帯数＋流失世帯数＋（半壊世帯数＋半焼世帯数）×1／2＋（床上浸水等世帯数）×1／3

- (イ) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- (ロ) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- (エ) 多数の世帯とは、周囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 附属資料 | 第5 条例・規則等<br>15 災害救助法の適用基準 |
|------|----------------------------|

#### (2) 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次に掲げるとおりである。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食料の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去
- ス 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出

#### (3) 職権の一部委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第13条及び同法施行令第17条により、知事から救助の委任の通知を受けた市長は委任された救助を実施する。

#### (4) 救助の程度及び方法

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 附属資料 | 第5 条例・規則等<br>14 災害救助法施行細則 |
|------|---------------------------|

(5) 被災台帳の作成

ア 災害が発生したときは、被災状況調査表により調査の上、遅滞なく被災台帳（様式8）を整備する。

イ 市長は、災害による被災証明書の発行の必要のあるときは、次の要領により行う。

(ア) 被害状況が確認できないときは、本人の申告により仮被災証明書（様式10）を発行する。

(イ) 被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、申告により、被災証明書を発行する。

(ウ) 仮被災証明書を発行した者については、被災台帳に記載されている者に限り、申告により被災証明書を発行する。

(6) 救助事務の処理方法に関する事項

市長が救助の実施に関し、知事の補助機関として活動する場合、災害救助法が適用された日から救助が完了する日までの間、毎日、知事に救助の実施状況について報告しなければならない。

また、状況により、報告は電話でもさしつかえない。

ア 救助実施記録日計票（様式11）

イ 救助日報（様式12）

ウ 救助の種類別実施状況の報告

【救助の種類別実施状況】

| 救 助 の 種 類              | 報 告 す べ き 事 項                                                           | 区分     |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 避難所の設置               | 1 避難所の開設の日時<br>2 開設の場所又は箇所数及び収容人員<br>3 開設期間の見込み                         | ○      |
| 2 応急仮設住宅の供与            | 1 設置希望戸数<br>2 対象世帯の状況<br>3 設置予定場所<br>4 着工・完工の予定年月日                      |        |
| 3 炊出しその他による食料の給与       | 1 炊出し場所又は箇所数<br>2 給食人員数及び給食数<br>3 炊出し予定期間                               | ○<br>○ |
| 4 飲料水の供給               | 1 供給を必要とする人員<br>2 供給人員<br>3 供給予定人員                                      | ○      |
| 5 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 1 主たる品目別給与点数<br>2 給与世帯数（被害区分別）                                          | ○<br>○ |
| 6 医療及び助産               | 1 医療を行った人員<br>2 助産を行った人員                                                | ○<br>○ |
| 7 災害にかかった者の救出          | 1 行方不明者数<br>2 救出人員                                                      | ○      |
| 8 災害にかかった住宅の応急修理       | 1 応急修理を必要とする世帯数<br>2 応急修理完了世帯数                                          | ○      |
| 9 生業に必要な資金の貸与          | 1 貸与を必要とする世帯数                                                           |        |
| 10 学用品の給与              | 1 教科書の給与を必要とする児童生徒数<br>2 文房具・通学用品の給与を必要とする児童生徒数<br>3 給与状況（小中学校別人員、給与品目） | ○      |
| 11 埋葬                  | 1 埋葬数                                                                   | ○      |
| 12 遺体の搜索及び遺体の処理        | 1 搜索を必要とする数<br>2 遺体処理数                                                  | ○      |
| 13 障害物の除去              | 1 障害物の除去を必要とする世帯数<br>2 除去完了世帯数                                          | ○      |

注1 ○印の事項は、毎日の報告に際して、前日までの累計数と当日分の数を報告すること。

2 各救助種類別に、救助に要した費用もできるだけ報告すること。



# 清須市地域防災計画

## － 4 災害復旧・復興計画－ (風水害等災害・地震災害)



## 4 災害復旧・復興計画

---

### ■あらし

全体として、6の章から構成される。

大規模災害時には、多くの市民が死傷し、家族や家財等を失う。また、ライフライン施設の損壊等により、かなりの社会的混乱が生ずることが予想される。この編では、これらの混乱を速やかに収拾するための復旧・復興計画を取りあげている。

第1章では、大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るために、復興計画の策定、国や他の普通地方公共団体の職員の派遣要請について記載している。

第2章では、市民生活再建のために国・県・各機関及び市が行う各種援助施策のあらしを示すとともに、「激甚災害の指定」について記載している。

第3章では、復旧・復興に際して、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある災害廃棄物の処理や環境汚染事故の防止、処理の手順等を記載している。

第4章では、大規模地震により被災した地区の復興を行うために必要な震災復興都市計画の決定手続きについて記載している。

第5章では、被災者の生活再建等に向けた支援として、被災証明書の交付手続きや住宅の供給、全国から寄せられる「義援金の受入れ・配分」の手順等を記載している。

第6章では、被災した中小企業、農業者に向けた支援として、支援情報の提供及び相談窓口の設置、金融支援等について記載している。

## 第1章 復興体制

### ■基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

### 第1節 復興計画等の策定

#### 1 市における措置

##### (1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

### 第2節 職員の派遣要請

#### 1 市における措置

##### (1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### (3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

## 第2章 公共施設等災害復旧対策

### ■基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施する。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手續及び指定を受けた場合の手續等を行う。
- 暴力団等による義援金等の不正受給及び復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努める。

### 第1節 公共施設災害復旧事業

#### 1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。

#### 2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - ア 河川災害復旧事業
  - イ 道路災害復旧事業
  - ウ 下水道災害復旧事業
  - エ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

#### 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚法に基づき援助される事業は次の

とおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

#### 4 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、市又は県からの要請により国が代行して実施することができる。

## 第2節 激甚災害の指定

### 1 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

### 2 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、おおよそ次のとおり行われることになる。

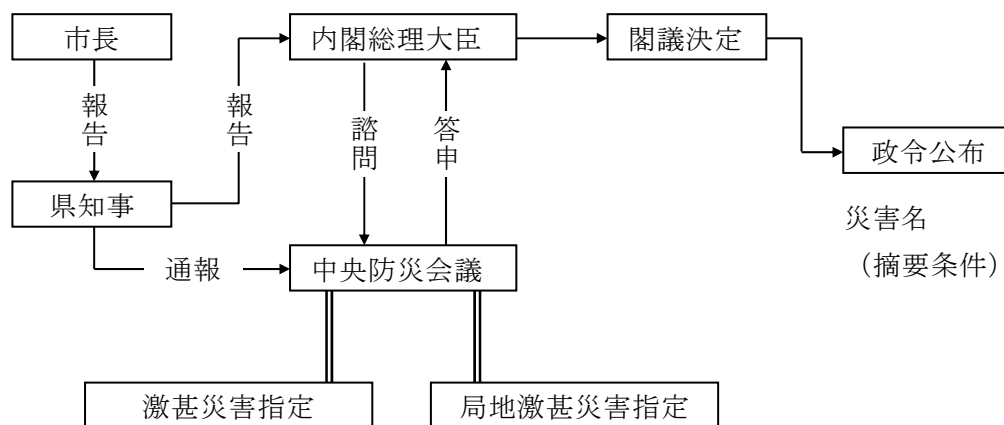
(1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。

(2) 県知事は市長からの報告内容により、必要と認めたときは、内閣総理大臣に報告する。

（以上は災害対策基本法第53条による）

- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき必要と認めたときは、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

以上のように行われる手続の流れを図に示すと次のとおりになる。



### 3 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

### 4 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

### 5 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）

### 第3節 暴力団等への対策

#### 1 市及び県における措置

- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用する等、暴力団排除活動を徹底する。

- (2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備する等、必要な措置を講ずる。



## 第3章 災害廃棄物処理対策

### ■基本方針

- 市等関係機関は、被災後、県と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

### 第1節 災害廃棄物処理対策

#### 1 市における措置

##### (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

##### (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬、処分を行う。

イ 災害廃棄物処理にあたっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

#### 2 ごみの収集・運搬、処分

##### (1) 実施内容

ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。

また、収集・運搬したごみは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは破砕処理や埋立処分等を行う。

なお、これらの収集・運搬、処分については、以下の項目を参考にし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

ア 任務の緊急度に応じて、収集・処理すべき「ごみ」を避難所その他の拠点施設から排出される「生活ごみ」、救護所その他の医療対策拠点施設から排出される「医療廃棄物」、そして緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために必要な限度における道路上の「堆積ごみ」と対象区分を設定する。

イ 防疫対策上緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。

ウ 避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。

エ 被害の甚大な地域を最優先で収集する。

オ 中間処理（焼却・破砕）の緊急性が低い「ごみ」については、「仮置場」に一旦搬送する等して、被災地・被災施設からの搬出を最優先で行う。

カ 「災害生活情報誌」等を通じて、市民・事業所等の理解・協力が得られるよう事前に十分な広報活動に努める。

キ 事業所や道路占有物等における、有害物質の流出・漏洩については、関係機関の協力を得て適切な応急措置を講じ、2次的な被害の発生を未然に防止する。

ク フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

## (2) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                  | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後の<br>緊急措置      | 災害発生後<br>3日目まで           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの発生状況（要収集施設・場所、量、質等）の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置</li> <li>● 緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置</li> <li>● 有害ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置</li> <li>● 第1次処理対策実施計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 市民・事業所に対するごみ分別・排出抑制等の協力要請及びその他収集計画に関する広報</li> </ul>                      |
| 第1次処理対策<br>(避難所開設期間) | 災害発生後<br>4日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次処理対策の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所・医療対策施設からの収集</li> <li>○ 要配慮者専用施設からの収集</li> <li>○ その他拠点施設からの収集</li> <li>○ 被災地放置ごみの収集</li> </ul> </li> <li>● 適切なフロン回収等、有害ごみに対する安全対策上、必要な措置</li> <li>● 第2次処理対策実施計画の検討及び体制の確立</li> </ul> |
| 第2次処理対策<br>(避難所閉鎖以降) | 災害発生後<br>15日目以降          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次処理対策の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市ごみ処理施設における中間処理</li> <li>○ 仮置場における中間処理</li> <li>○ 最終処分</li> </ul> </li> <li>● 有害ごみに対する安全対策上必要な措置</li> <li>● 平常時収集体制への移行</li> </ul>                                                      |

## (3) 大規模災害が発生した場合

市は、廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬機材、仮置場及び処分場を確保す

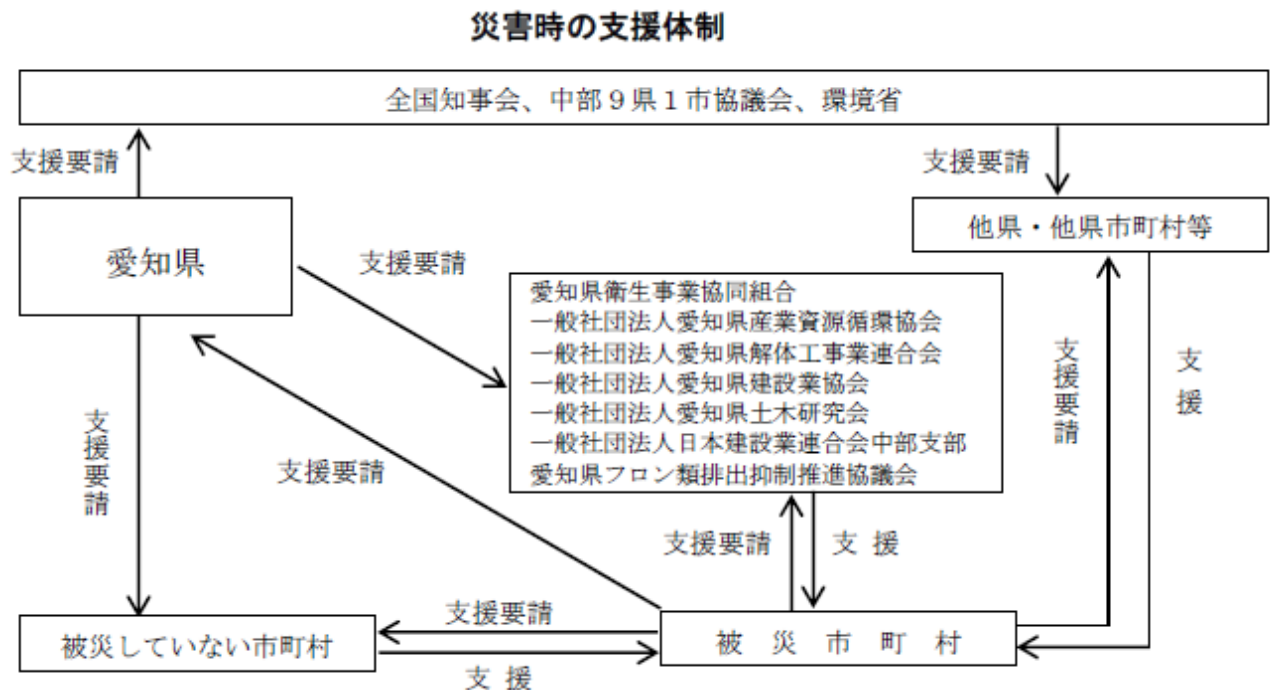
るとともに、県及び周辺市町と密接な連絡の下に処理体制を確立する。

特に、がれき処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。

(4) 激甚な大規模災害が発生した場合

市は、県又は他の市町村に被災状況に応じた支援・要請をし、廃棄物の円滑な処理を推進する。

【災害時の支援体制】



3 し尿の収集・処分

(1) し尿の収集・処分の実施

し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急汲取りを要する地域から実施し、収集したし尿は、し尿処理施設に投入し、処分する。

なお、し尿の収集・処分については、以下の項目を参考にし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

ア 防災拠点施設及び被害甚大な地域を優先的に収集する。

イ 避難所等においては仮設トイレの設置によるし尿の収集・処理を行う。

ウ 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材及び要員、処理施設の確保については、収集委託・許可業者の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的又は全国的な応援体制の確立により対処する。

エ し尿処理対策の実施にあたっては、災害広報等を通じて、市民・事業所等の理解・協力を得られるよう、事前に十分な広報活動を行う。

(2) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

| 区 分                  | 期間の目安                    | 措置の目安                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生直後の<br>緊急措置      | 災害発生後<br>3日目まで           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● し尿の要収集施設・場所、量、質等の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置</li> <li>● 仮設トイレの補充確保及び必要な箇所への設置</li> </ul>                                                                                                                           |
|                      |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● バキュームカーの補充確保</li> <li>● 第1次処理対策実施計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 市民・事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項及び収集計画に関する広報</li> </ul>                                                                                              |
| 第1次処理対策<br>(避難所開設期間) | 災害発生後<br>4日目以降<br>7日目まで  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次収集対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集</li> <li>○その他仮設トイレからの収集</li> </ul> </li> <li>● し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合）</li> <li>● 第2次処理対策実施計画の検討及び体制の確立</li> </ul>                  |
| 第2次処理対策<br>(避難所開設期間) | 災害発生後<br>8日目以降<br>14日目まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次収集対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○汲取り地域からのし尿の収集</li> <li>○避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集</li> <li>○その他仮設トイレからの収集</li> </ul> </li> <li>● し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合）</li> <li>● 平常時収集・処理体制への移行</li> </ul> |

#### 4 応援協力関係

県及び市町村等は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

## 第4章 震災復興都市計画の手続

### ■基本方針

○県及び市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等に、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続の詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

### 第1節 第一次建築制限

#### 1 市における措置

##### (1) 指定手順

緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。

ア 市街地の被災状況を把握する。

イ 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に県（建築指導課）に申出を行う。

ウ 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興にあたっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

#### 2 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

### 第2節 第二次建築制限

#### 1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2か月以内に都市復興の骨格部分の考え方を示

した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市町村都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2か月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手續等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

## 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

## 第3節 復興都市計画事業の都市計画決定について

### 1 都市復興基本計画の策定と公表

県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定にあたっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

### 2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講じる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6か月を目途）に行う。

## 第5章 被災者等の生活再建等の支援

### ■基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

### 第1節 罹災証明書の交付等

#### 1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

被害の規模と比較して市の体制・資機材の身では不足すると見込まれる場合には県に支援を要請し、住家等の被害の程度の調査について県の協定締結団体の支援を受ける。

### 第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

#### 1 市における措置

##### (1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

##### (2) 罹災証明書の発行

市は、住家（現実に居住のために使用している建物）が風水害等により被害を受けた者等から、住家について申請があった場合は、災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、罹災証明書を発行する。

##### ア 発行の手続

災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、「被災者台帳」により確認の上、発行する。

なお、「被災者台帳」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に

判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

#### イ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

- (ア) 全壊
- (イ) 大規模半壊
- (ウ) 中規模半壊
- (エ) 半壊
- (オ) 準半壊
- (カ) 準半壊に至らない（一部損壊）
- (キ) 床上浸水
- (ク) 床下浸水

#### ウ その他

「罹災証明書」については、証明手数料を徴収しない。

#### (3) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

## 第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

### 1 市における措置

#### (1) 被災者生活再建支援金の支給

##### ア 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

##### イ 清須市被災者生活再建支援金支給要綱

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため実施する支給制度である。

そのあらましは、以下のとおりである。

|         |                             |             |       |       |    |
|---------|-----------------------------|-------------|-------|-------|----|
| 対象となる災害 | 自然災害                        |             |       |       |    |
| 支給対象者   | 被災世帯の世帯主                    |             |       |       |    |
| 支給金の額   | 《複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合》（単位：万円） |             |       |       |    |
|         | 住宅の被害程度                     | 住宅の<br>再建方法 | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計 |



|      |                                     |             |       |       |       |
|------|-------------------------------------|-------------|-------|-------|-------|
|      | 全壊世帯<br>半壊解体・敷地<br>被害解体世帯<br>長期避難世帯 | 建設・購入       | 100   | 200   | 300   |
|      |                                     | 補修          | 100   | 100   | 200   |
|      |                                     | 賃貸          | 100   | 50    | 150   |
|      | 大規模半壊世帯                             | 建設・購入       | 50    | 200   | 250   |
|      |                                     | 補修          | 50    | 100   | 150   |
|      |                                     | 賃貸          | 50    | 50    | 100   |
|      | 中規模半壊世帯                             | 建設・購入       | 0     | 100   | 100   |
|      |                                     | 補修          | 0     | 50    | 50    |
|      |                                     | 賃貸          | 0     | 25    | 25    |
|      | 《単数世帯（世帯の構成員が単数）の場合》（単位：万円）         |             |       |       |       |
|      | 住宅の被害程度                             | 住宅の<br>再建方法 | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計    |
|      | 全壊世帯<br>半壊解体・敷地<br>被害解体世帯<br>長期避難世帯 | 建設・購入       | 75    | 150   | 225   |
|      |                                     | 補修          | 75    | 75    | 150   |
|      |                                     | 賃貸          | 75    | 37.5  | 112.5 |
|      | 大規模半壊世帯                             | 建設・購入       | 37.5  | 150   | 187.5 |
|      |                                     | 補修          | 37.5  | 75    | 112.5 |
|      |                                     | 賃貸          | 37.5  | 37.5  | 75    |
|      | 中規模半壊世帯                             | 建設・購入       | 0     | 75    | 75    |
|      |                                     | 補修          | 0     | 37.5  | 37.5  |
|      |                                     | 賃貸          | 0     | 18.75 | 18.75 |
| 経費負担 | 県2分の1、市2分の1                         |             |       |       |       |

## (2) 災害弔慰金等の支給

## ア 災害弔慰金

「災害弔慰金の支給に関する法律」の規定に基づき制定した「清須市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する弔慰金の支給制度である。

そのあらましは、以下のとおりである。

|                   |                                                                                                          |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる災害<br>(自然災害) | ア 清須市において5世帯以上の住家が滅失した災害<br>イ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害<br>ウ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの |
| 支給対象者             | 死亡者の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母                                                                               |
| 支給限度額             | ア 死亡者が、その遺族の生計の主たる維持者のとき 500万円<br>イ その他のとき 250万円                                                         |
| 経費負担              | 国4分の2、県4分の1、市4分の1<br>ただし、県、市の負担分は特別交付税で算定される。                                                            |

## イ 災害障害見舞金

市が、「災害弔慰金の支給に関する法律」の規定に基づき制定した「清須市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する障害見舞金の支給制度である。

そのあらましは、以下のとおりである。

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 対象となる災害 | 災害弔慰金に同じ                                            |
| 支給対象者   | 上記の災害により法別表に定める程度の障害を有する者となった者                      |
| 支給限度額   | ア 障害者が、その属する世帯の生計の主たる維持者のとき 250万円<br>イ その他のとき 125万円 |
| 費用負担    | 災害弔慰金に同じ                                            |

## ウ 災害援護資金

市が、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき制定した「清須市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する貸付制度である。

そのあらましは以下のとおりである。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 対象となる災害   | ア 清須市に災害救助法が適用された場合の災害<br>イ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害                                                                                                                                                                                                                                                   |                   |
| 貸付対象者     | 上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主。ただし、その世帯の前年の総年間所得が次の額未満の世帯に限る。<br>① 世帯構成人数 1人の場合 … 220万円<br>② “ 2人 “ … 430万円<br>③ “ 3人 “ … 620万円<br>④ “ 4人 “ … 730万円<br>⑤ “ 5人以上 … 730万円に加えて<br>(世帯構成人数 - 4人) × 30万円<br>(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和                                                                                       |                   |
| 貸付金額(限度額) | ア 世帯主の療養期間1か月以上の負傷 150万円<br>イ 家財等の損害<br>① 家財の1/3以上の損害 150万円<br>② 住居の半壊 170万円<br>③ 住居の全壊 250万円<br>④ 住居全体の滅失又は流失 350万円<br>ウ ア、イが重複した場合<br>① アとイの①の重複 250万円<br>② アとイの②の重複 270万円<br>③ アとイの③の重複 350万円<br>エ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合<br>① イの②の場合 250万円<br>② イの③の場合 350万円<br>③ ウの②の場合 350万円 |                   |
| 貸付条件      | 貸付利率                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 年1% (据置期間中は無利子)   |
|           | 据置期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 3年 (特別の事情がある場合5年) |
|           | 償還期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 10年 (据置期間を含む)     |
|           | 償還方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 年賦、半年賦又は月賦        |

|    |                         |
|----|-------------------------|
| 財源 | 貸付原資の3分の2を国庫負担、3分の1を県負担 |
|----|-------------------------|

## (3) 税の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税等の義務を一時的に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

## ア 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付又は納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2か月以内に限り、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(イ) その他の場合、災害がおさまった後、被災納税義務者等による申請があったときは、市が納期限を延長する。

## イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(地方税法第15条)

## ウ 減免

被災した納税義務者等に対し該当する各税目等について次により減免を行う。

## 【減免措置の対象となる税目等】

| 税 目                   | 減免の内容                                               |
|-----------------------|-----------------------------------------------------|
| 個人の市民税<br>(個人の県民税を含む) | 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。<br>(市税条例第51条)(地方税法第45条)      |
| 固定資産税<br>都市計画税        | 災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。(市税条例第71条)(地方税法第702条の8第7項) |
| 国民健康保険税               | 被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。<br>(国民健康保険税条例第24条の2)         |

## (4) 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分等の執行の停止等及び減免の措置を災害の状況により実施する。

## (5) 広報

租税の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、災害対策本部が設置される期間においては、応急対策計画の広報対策により行う。また、災害対策本部廃止後においては、「広報清須」若しくはチラシの配布等により行う。

## (6) 援護資金・住宅資金等の貸付

## ア 災害援護資金

市が、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき制定した「清須市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する貸付制度である。

そのあらましは以下のとおりである。

|           |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる災害   |      | ア 清須市に災害救助法が適用された場合の災害<br>イ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 貸付対象者     |      | 上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主。ただし、その世帯の前年の総年間所得が次の額未満の世帯に限る。<br>① 世帯構成人数 1人の場合 … 220万円<br>② “ ” 2人 “ … 430万円<br>③ “ ” 3人 “ … 620万円<br>④ “ ” 4人 “ … 730万円<br>⑤ “ ” 5人以上 … 730万円に加えて<br>(世帯構成人数 - 4人) × 30万円<br>(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和                                                                               |
| 貸付金額(限度額) |      | ア 世帯主の療養期間1か月以上の負傷 150万円<br>イ 家財等の損害<br>① 家財の1/3以上の損害 150万円<br>② 住居の半壊 170万円<br>③ 住居の全壊 250万円<br>④ 住居全体の滅失又は流失 350万円<br>ウ ア、イが重複した場合<br>① アとイの①の重複 250万円<br>② アとイの②の重複 270万円<br>③ アとイの③の重複 350万円<br>エ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合<br>① イの②の場合 250万円<br>② イの③の場合 350万円<br>③ ウの②の場合 350万円 |
| 貸付条件      | 貸付利率 | 年1% (据置期間中は無利子)                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|           | 据置期間 | 3年 (特別の事情がある場合5年)                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|           | 償還期間 | 10年 (据置期間を含む)                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|           | 償還方法 | 年賦、半年賦又は月賦                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 財源        |      | 貸付原資の3分の2を国庫負担、3分の1を県負担                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## イ 生活福祉資金

市社会福祉協議会が、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき予算の範囲内で、災害援護資金の貸付を行う制度である。貸付内容その他制度のあらまきは、以下のとおりである。

なお、市条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

|      |      |                                                                                               |
|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付対象 |      | 低所得世帯等（生活保護基準額の概ね1.7倍以内）のうち他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯            |
| 貸付金額 |      | 一世帯 150万円以内                                                                                   |
| 貸付条件 | 据置期間 | 貸付の日から1年以内（特別の場合2年以内）                                                                         |
|      | 償還期間 | 据置期間経過後7年以内                                                                                   |
|      | 貸付利率 | 年3%（据置期間中は無利子）                                                                                |
|      | 保証人  | 以下の条件を満たす連帯保証人1人以上が必要<br>ア 原則として、借受人と同じ清須市に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者<br>イ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者 |
|      | 償還方法 | 年賦、半年賦又は月賦                                                                                    |
| 申込方法 |      | 官公署の発行する罹災証明書を添付し民生委員・児童委員を通じ、市社会福祉協議会へ申込む                                                    |

## ウ 災害復興住宅融資

独立行政法人住宅金融支援機構が行う被災者向け低利融資制度である。地震、豪雨、噴火、津波等の自然現象により生じた災害により被害を受けたものに関し、住宅の建設・購入資金、補修資金の融資が行われる。

建設部長及び関係各部長は、それぞれの事務分掌に基づき、該当する市民に対する制度適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

## (7) その他の生活確保

被災者の生活確保に関する、その他関係機関の対応には以下のような項目がある。

| 機関名            | 生活確保の取扱い                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国（名古屋中公共職業安定所） | <p>(1) 雇用保険の失業給付に関する特別措置<br/>災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>(2) 労働保険料等の徴収の猶予<br/>被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。</p> <p>ア 納期限の延長<br/>災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>イ 制度の周知徹底<br/>市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。</p> |

| 機関名                          | 生活確保の取扱い                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本郵便株式会社<br>東海支社<br>(市内各郵便局) | <p>災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</p> <p>(4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p> <p>【旧：災害が発生した場合、公衆の被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。】</p> <p>(1) 郵便関係</p> <p>ア 小包郵便料金免除<br/>郵政大臣が公示した場合は、被災者の援護を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてた救助物資を内容とする小包郵便物の料金を免除する。</p> <p>イ 郵便はがき等の無償交付<br/>災害救助法適用時に、被災1世帯あたり、はがき5枚及び郵便書簡1枚を交付する。</p> <p>ウ 利用の制限又は業務の停止<br/>重要郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。</p> <p>(2) 電報電話関係<br/>被災地の郵便局において、被災者の利用する災害関係電話については、西日本電信電話株式会社と連絡の上、料金免除又は後払い等の措置を実施する。</p> <p>(3) 郵便局関係<br/>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> |
| 日本放送協会                       | <p>(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。</p> <p>(2) 被災者の受信料免除</p> <p>(3) 状況により避難所へ受信機を貸与する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 西日本電信電話株式会社                  | <p>(1) 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。</p> <p>(2) 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱い所に掲示する等の方法により周知する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## (8) 被災者生活再建支援制度

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づいて全国の都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより、被災者を支援する制度が創設された。清須市においても、東海豪雨では5世帯が適用となった。

この制度のあらましは以下のとおりである。

## 【被災者生活再建支援制度の概要】

|                            |      |                                                                                                                                                                                                         |             |       |       |       |
|----------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------|-------|-------|
| 法 律 名                      |      | 被災者生活再建支援法                                                                                                                                                                                              |             |       |       |       |
| 法の性格                       |      | 自然災害被災者の自立した生活の開始の支援                                                                                                                                                                                    |             |       |       |       |
| 対象災害                       |      | 1 災害救助法適用区域における災害又はこれに準ずる自然災害(1つの市町村で全壊10世帯以上又は1つの都道府県で全壊100世帯以上)(5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害)<br>2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村を含む都道府県内の市町村で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した人口10万人未満の市町村            |             |       |       |       |
| 支<br>援<br>金<br>の<br>支<br>給 | 対象世帯 | 《複数世帯(世帯の構成員が複数)の場合》 (単位:万円)                                                                                                                                                                            |             |       |       |       |
|                            |      | 区分                                                                                                                                                                                                      | 住宅の<br>再建方法 | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計    |
|                            |      | 全壊世帯                                                                                                                                                                                                    | 建設・購入       | 100   | 200   | 300   |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 補修          | 100   | 100   | 200   |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 賃借          | 100   | 50    | 150   |
|                            |      | 大規模<br>半壊世帯                                                                                                                                                                                             | 建設・購入       | 50    | 200   | 250   |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 補修          | 50    | 100   | 150   |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 賃借          | 50    | 50    | 100   |
|                            |      | 中規模<br>半壊世帯                                                                                                                                                                                             | 建設・購入       | 0     | 100   | 100   |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 補修          | 0     | 50    | 50    |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 賃借          | 0     | 25    | 25    |
|                            |      | 《単数世帯(世帯の構成員が単数)の場合》 (単位:万円)                                                                                                                                                                            |             |       |       |       |
|                            |      | 区分                                                                                                                                                                                                      | 住宅の<br>再建方法 | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計    |
|                            |      | 全壊世帯                                                                                                                                                                                                    | 建設・購入       | 75    | 150   | 225   |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 補修          | 75    | 75    | 150   |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 賃借          | 75    | 37.5  | 112.5 |
|                            |      | 大規模<br>半壊世帯                                                                                                                                                                                             | 建設・購入       | 37.5  | 150   | 187.5 |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 補修          | 37.5  | 75    | 112.5 |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 賃借          | 37.5  | 37.5  | 75    |
|                            |      | 中規模<br>半壊世帯                                                                                                                                                                                             | 建設・購入       | 0     | 75    | 75    |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 補修          | 0     | 37.5  | 37.5  |
|                            |      |                                                                                                                                                                                                         | 賃借          | 0     | 18.75 | 18.75 |
|                            | 財源   | 基金は都道府県の全額積立による。<br>ただし、支援金の額の1/2は国補助金                                                                                                                                                                  |             |       |       |       |
| 手続                         |      | 支援金の支給については、被災者の生活再建が行われるよう、市は被災住民が提出した申請書を取りまとめ、速やかに県に送付するとともに、国、県等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。<br>申 請 <u>被災者</u> → 市町村窓口 → 県 → 支援基金<br>決定通知 <u>被災者</u> ← 市町村窓口 ← 県 ← 支援基金<br>送 金 <u>被災者</u> ← 支援基金 |             |       |       |       |

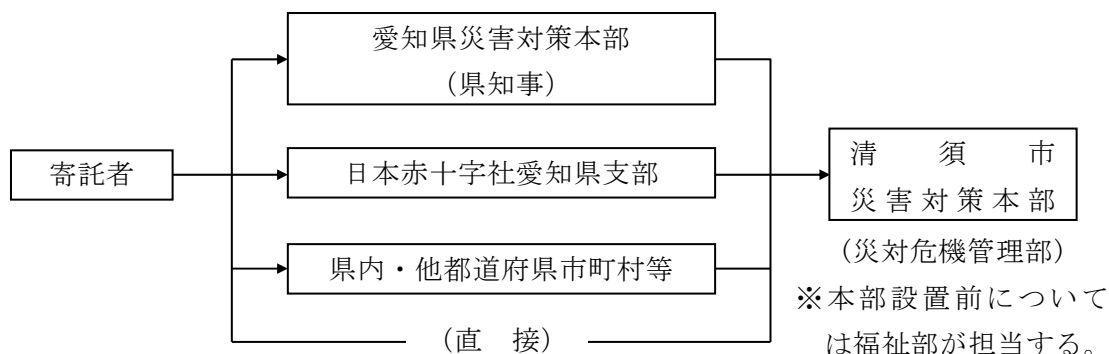
## (9) 義援金の受入れ・配分

## ア 義援金の受入れ

清須市に届けられる義援金は、以下に示すような経路により清須市に寄託されるが、

義援金の受入れは、清須市に直接寄託された分の受付けも含め市民環境部市民班が担当する。

なお、義援金の受付けに際しては、受付け記録を作成し、以下に定める保管の手続を行うとともに、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。



#### イ 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、会計班において市の指定口座をつくり市指定金融機関に保管する。なお、管理に際しては受払簿を作成しなければならない。

#### ウ 義援金の配分

(ア) 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、これにより行う。

(イ) 被災者に対する配分にあたっては、県、日本赤十字社愛知県支部と連絡を取り相互に協力して行う。

(ウ) 義援金配分委員会の事務局業務は、市民環境部市民班が担当する。

#### (10) 義援品の受入れ

県において仕分された義援品、市に寄せられた義援品については、他の救援物資と同様にして、市民環境部市民班が受入れから配分までの業務を行う。

## 第4節 住宅等対策

### 1 市における措置

#### (1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。

#### (2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。



## 第5節 労働者対策

### 1 職業のあっせん等

被災により離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、愛知労働局が以下に示す措置を講ずることとしている。

災害の状況によりその必要があると認めたとき、離職者の状況を把握し愛知労働局に報告する。また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、市トータルケアセンターにおける臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

- (1) 災害による事業の閉鎖、又は事業活動の縮小等により失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業をはじめ他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。
- (2) 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため必要に応じ相談窓口を各公共職業安定所に設置する。
- (3) 激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして激甚災害法第25条に基づき雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）を支給する。

## 第6章 商工業・農林水産業の再建支援

### ■基本方針

○被災した中小企業、農業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

### 第1節 商工業の再建支援

#### 1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置

##### (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

##### (2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

##### (3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

##### (4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

#### 2 市における措置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

### 第2節 農業の再建支援

#### 1 県（農業水産局、農林基盤局）における措置

##### (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

「第2章 公共施設等災害復旧対策」参照

## 2 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

「第2章 公共施設等災害復旧対策」参照



# 清須市地域防災計画

## － 5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応－



## 5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

### ■基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、市、県、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

### ■ 主な機関の措置

| 区 分                               | 機関名        | 主な措置                                 |
|-----------------------------------|------------|--------------------------------------|
| 1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応    | 市、県、防災関係機関 | 情報収集・連絡体制の整備                         |
| 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 | 市、県、防災関係機関 | 情報収集・連絡体制の整備<br>住民への周知・呼びかけ<br>避難対策等 |
| 3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 | 市、県、防災関係機関 | 情報収集・連絡体制の整備<br>住民への周知・呼びかけ          |

#### 1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

##### 1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備体制））を設置する。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

#### 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

##### 1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。また、市

## 5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

### 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保する。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保する。

### 3 住民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知する。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。（参考：2「災害予防計画」第16章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び3「災害応急対策計画」第2編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

### 4 避難対策等

#### (1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内「巨大地震警戒時の事前避難」の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。

市及び県（防災安全局、関係局）は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

#### (2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（3「災害応急対策計画」第2編第10章「避難所・要配慮者支



援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）

## 5 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

## 6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### (1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保する。

### (2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保する。

### (3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

### (4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保する。

### (5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保する。

## 7 交通

### (1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知する。

イ 県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供する。

### (2) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努める。

## 8 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行う。

## 3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

### 1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備強化体制））を設置する。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

### 2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保する。

### 3 住民への周知・呼びかけ

市及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知する。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。（参考：2「災害予防計画」第16章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び3「災害応急対策計画」第2編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

#### （参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

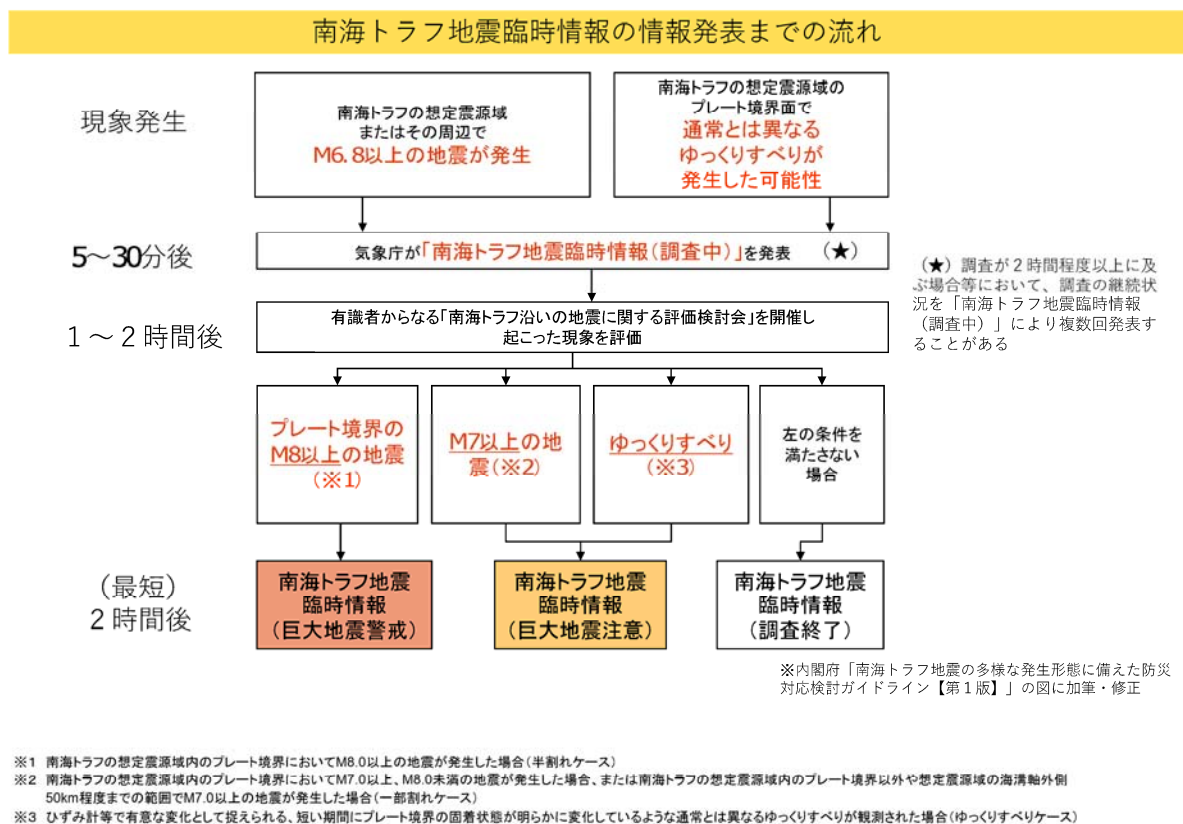
| 情報名           | 情報発表条件                                                                                                                                                                       |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南海トラフ地震臨時情報   | ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合<br>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合                                                                           |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合<br>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）<br>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。 |

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

| 発表時間           | キーワード  | 各キーワードを付記する条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震発生等から5～30分後  | 調査中    | 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合<br>○監視領域内 <sup>※1</sup> でマグニチュード6.8以上 <sup>※2</sup> の地震 <sup>※3</sup> が発生<br>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測<br>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 |
| 地震発生等から最短で2時間後 | 巨大地震警戒 | ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                | 巨大地震注意 | ○監視領域内 <sup>※1</sup> において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 7.0以上の地震 <sup>※3</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）<br>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合                                                                                                                                                                               |
|                | 調査終了   | ○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## 5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている



※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

### ◆別紙「東海地震に関する事前対策」

# 清須市地域防災計画

## － 6 原子力災害対策計画－



## 6 原子力災害対策計画

### 第1編 災害予防

#### ■あらまし

全体として、2の章から構成される。

第1章では、放射性物質災害が発生した場合に備え、放射線防護資機材等の整備、被ばく医療機関の把握、知識の習得及び訓練等について記載している。

第2章では、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、避難所等の確保、健康被害防止に係る整備等について記載している。

県内には原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（P A Z<sup>※1</sup>）及び緊急時防護措置を準備する区域（U P Z<sup>※2</sup>）に含まれてはいないものの、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮し、県境から概ね55kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所や概ね82kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所を始めとする静岡県内、福井県内の原子力発電所といった本県に影響が考えられる原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかなければならない。

※1 P A Z（Precautionary Action Zone）：原子力施設から概ね半径5km

※2 U P Z（Urgent Protective Action Planning Zone）：原子力施設から概ね半径30km

## 第1章 放射性物質災害予防対策

---

### ■基本方針

○放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

### 第1節 防災対策の実施

事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期する。また、市においても、災害に備えて必要な措置を図る。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- (3) 施設の不燃化等の推進
- (4) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (5) 施設等における放射線量の把握
- (6) 自衛消防体制の充実
- (7) 通報体制の整備
- (8) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (9) 防災訓練等の実施

### 第2節 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（市、事業者、県、県警察、愛知労働局、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図る。

### 第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

- (1) 市、愛知労働局及び県は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。
- (2) 県は、放射性物質取扱事業者、研究機関及び自衛隊等放射線防護資機材保有機関との平常時及び緊急時における連携の強化を図る。



#### 第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努める。

#### 第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

## 第2章 原子力災害予防対策

---

### ■基本方針

○核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

### 第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市においても、県、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

### 第2節 原子力防災に係る専門家との連携

市は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておく。

### 第3節 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくとともに、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

### 第4節 環境放射線モニタリングの実施等

#### 1 環境放射線モニタリング結果の把握

市は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による市内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、県が文部科学省（又は原子力規制庁）から受託

している環境放射能水準調査（以下、「環境放射能調査」という。）において、環境調査センターを始め県内5か所で空間放射線量のモニタリング等を実施した結果についてウェブページ等で把握する。

## 2 可搬型測定機器の取扱いの習熟

市は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱いに関し、研修会の実施等を通じて、その習熟に努める。

## 第5節 緊急輸送態勢の確保

市は、県警察が実施する緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、災害発生前における緊急通行車両の確認申出の推進に協力する。

また、県、国等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する立入制限及び緊急輸送活動が円滑に行えるよう情報連絡体制の維持に努める。

## 第6節 健康被害防止に係る整備

### 1 原子力災害に対する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。

### 2 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（市、原子力事業者、県警察、県、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図る。

### 3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

### 4 スクリーニング及び人体の除染の体制の整備

市は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。

## 第7節 風評被害対策

(1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、他市町村、関係

団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時から的確な情報提供等に努める。

(2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。

(3) 市及び県は、市民等に対し、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、知識の普及と啓発を図る。

## 第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 市は、県及び国と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。

(2) 市は、市民の的確な行動等につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。

(3) 市は、県及び国と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。

(4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県及び国と連携し、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

(5) 市は、県と協力し、県が実施する災害情報共有システム（Lアラート）の活用等、テレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、Webサイト、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の活用に努める。

## 第9節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、市民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には県及び原子力事業者と協力を求める。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

(1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること。

(2) 原子力災害とその特殊性に関すること。

(3) 市、県及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること。

(4) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること。

## 第10節 原子力防災業務関係者に対する研修

市は、県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求める。

- (1) 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力発電所等の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策に関すること。
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) その他緊急時対応に関すること。

## 第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

市は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には4原子力事業者に協力を求める。

## 第12節 避難者の受入に関する事前調整

県は、避難元都道府県の要請に基づいた県外からの避難者の受け入れが円滑に行われるよう、事前に受け入れ体制の調整に努める。

市は、県の実施する受け入れ体制の調整について協力する。



## 第2編 災害応急対策

### ■あらまし

全体として、4の章から構成される。

第1章では、原子力災害の発生時における災害対策本部の設置、その活動態勢について記載している。

第2章～第4章では、放射性同位元素取扱い事業所等における放射性物質災害発生時、核燃料物質等の輸送中の事故、県外の原子力発電所等における異常時について、それぞれに対し、被災者の生命確保を最優先として、災害による人的・物的被害を最小限に軽減し、迅速に社会秩序の安定化を図るための応急対策を記載している。

## 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

### ■基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条及び同第23条の2、又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

### 第1節 災害対策本部の設置・運営

#### 1 市における措置

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び清須市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し、災害応急対策を実施する。

##### (1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

##### (2) 清須市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、清須市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

詳細は、本節「3 市災害対策本部」を参照のこと。

##### (3) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

#### 2 清須市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な



運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されている。災害発生時の情報収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る。

|      |               |
|------|---------------|
| 附属資料 | 第5 条例・規則等     |
|      | 1 清須市防災会議条例   |
|      | 2 清須市防災会議運営要綱 |

### 3 市災害対策本部

#### (1) 方針

災害応急対策の迅速、的確な実施は重要な課題であり、災害時における市及び防災関係機関の各種措置は、有機的連携のもとに協力かつ総合的な実施が要請される。そのため、市の地域に大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき、法の規定に基づき市長は自らを本部長とする災害対策本部を設置し、救援・救護活動を実施する。

これは市の全組織をあげて災害対策活動に従事するためであり、法が認めるあらゆる権限を行使するためである。したがって、市長が不在若しくは市長に事故あるときにおいては、副市長、教育長、危機管理部長若しくは先着上位の職員が本部を設置する。

また、物的な被害が大きい場合や物的被害が比較的軽微であってもその社会的影響が大きく、総合的応急的対策を必要とする場合は災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置するもう一つの意義は、平常時に踏むべき手順が省略される等緊急性を要する非常時にあって、その決断に伴う責任を市長が本部長として負う旨を明確にして、職員が状況のいかなる展開に際しても迅速で適切に対処し得る体制の確保を図る。

#### (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、本部会議を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。

|      |               |
|------|---------------|
| 附属資料 | 第5 条例・規則等     |
|      | 3 清須市災害対策本部条例 |
|      | 4 清須市災害対策本部要綱 |

#### (3) 市災害対策本部の設置及び廃止

##### ア 市災害対策本部の設置基準

県では、次の基準により県災害対策本部を設置することとしている。市においては、県の動きを踏まえつつ、市長が設置の決定を行う。

| 設置区分                    | 設置基準                                                                                                         |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原子力災害対策特別措置法による場合       | ・ 県の地域を対象とした原子力緊急事態宣言があったとき                                                                                  |
| 知事が必要と認めた場合             | ・ 県の地域に、小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき<br>・ 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき |
| 知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合 | ・ 相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたとき                                                                                    |

### イ 市災害対策本部の設置の決定

設置の決定は市長が行う。市長不在の場合の決定を代行する意思決定権者は、副市長、本部員の順とする。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。

### ウ 市災害対策本部の設置の手順

#### (ア) 設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所内とする。ただし、市役所内に設置することが不可能な場合は、春日公民館に設置する。

被害が甚大なため、市の地域に本部を設置することが不可能又は適切でないと認める場合は、近接市町村又は県に対し協力を要請し、臨時本部の設置、本部機能その他の代行その他必要な措置を講ずる。

本部会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。

#### (イ) 組織の所掌事務

各部課は、災害対策本部が設置された場合、部班として災害応急対策を実施する。部班の所掌事務及び運営は、別に定めるほか法令等に定めるところによる。

#### (ウ) 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。

なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、併せて本部員室、本部会議事務局、避難所、救護所等の設置場所を明示する。

### エ 災害対策本部の廃止基準

市長は、市の地域における災害発生の危険が解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

### オ 設置又は廃止の通知

市災害対策本部を設置又は廃止した場合は、電話その他適当な方法により通知する。

## 第2節 非常配備体制

### 1 各部の体制

各部長は、大規模災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める災害の程度に相当する配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講ずる。併せて、市長若しくは副市長に対し必要な指示の要請その他の助言を行う。

### 2 配備区分

市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。

| 区分     | 指令名    | 指令基準                                                                                                       | 配備人員                                       |
|--------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 警戒態勢   | 第1警戒配備 | 災害が発生するおそれがあるが、推測が困難で今後の状況の推移に注意を要するとき                                                                     | (1) 平常行政体制<br>(2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員 |
|        | 第2警戒配備 | 災害が発生するおそれがあるとき                                                                                            | 軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員                      |
| 災害対策本部 | 第1非常配備 | (1) 小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき<br>(2) 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき | 災害に対する応急対策活動に必要な人員                         |
|        | 第2非常配備 | 相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき                                                                                    | 総合的な応急対策活動に必要な人員                           |
|        | 第3非常配備 | 原子力緊急事態宣言があったとき                                                                                            | 全職員                                        |

### ■非常配備体制の任務

|     |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市役所 | ア 職員に対する動員指示の連絡<br>イ 防災行政無線（同報系）による市民への防災情報に関する広報<br>ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集<br>エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡<br>オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備<br>カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備<br>キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備<br>ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 3 伝達方法

### (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

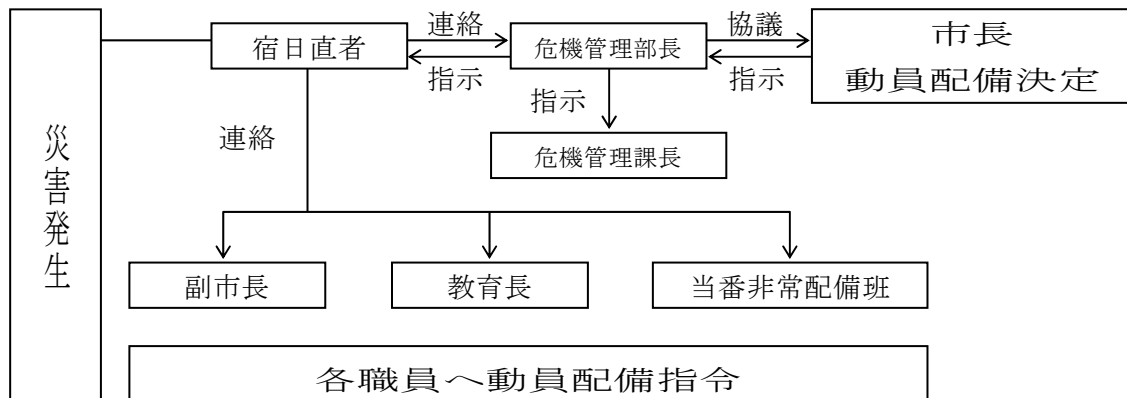
県、国、事業者等から原子力災害発生のおそれのある情報、あるいは原子力災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等には、指揮者（危機管理部長）は、必要に応じて本部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員に対しては電話等で連絡し徹底させる。

### (2) 休日又は勤務時間外における伝達

宿日直者は、非常配備に該当する災害情報を把握し、又は災害発生が予想される事態が生じた場合には直ちに指揮者に連絡する。

指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、該当する職員に対して連絡する。

## 【夜間・休日の連絡系統】



## (3) 職員の非常参集

職員は、勤務時間外又は休日等において市域に災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、警戒配備の基準により配備の伝達を受け、あるいは自らの判断で登庁し、所要の配備につかなければならない。

## (4) 非常配備の活動

災害に対処するための事務又は業務は、他の一般事務に優先して処理し、非常配備体制下における活動は次のとおりとする。

## ア 第1、第2警戒配備態勢

当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員により配備する。

活動は、災害情報の収集及び連絡等を実施する。

## イ 第1、第2非常配備（当番非常配備班における活動）

当番非常配備班は、危機管理部危機管理課が別に定める「清須市災害対策編成表」により当番制として配備する。

活動は、「清須市災害対策実施要領」に定める災害対策本部事務局の事務分掌により実施する。

## ウ 第3非常配備（各部班別体制下での活動）

各部班は、災害対策本部の各所掌事務により当該災害で対処すべき活動を行う。

## (5) 非常配備の報告及び動員要請（第3非常配備）

ア 各部長は、非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに、その状態を指揮者に報告する。

イ 各部長は、災害応急対策活動を実施するにあたり職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、指揮者に動員を要請する。

## 4 職員の配置及び服務

## (1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成し、次の措置を講ずる。

ア 災害に対処できるよう職員を配置

イ 職員の非常参集方法及び交代方法の措置

ウ 高次の非常配備体制に移行できる措置

エ 他部への応援の要請

(2) 職員動員の報告

各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、各部長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。

(3) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動の実施が困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外する。

ア 主に勤務時間内における遵守事項

(ア) 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

(イ) 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。

(ウ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。

(エ) 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。

(オ) 災害現場に出動した場合は、腕章及び写真付きの名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用すること。

(カ) 自らの言動により市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

イ 主に勤務時間外における遵守事項

(ア) 災害が発生し、その災害が「配備体制の時期及び内容」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

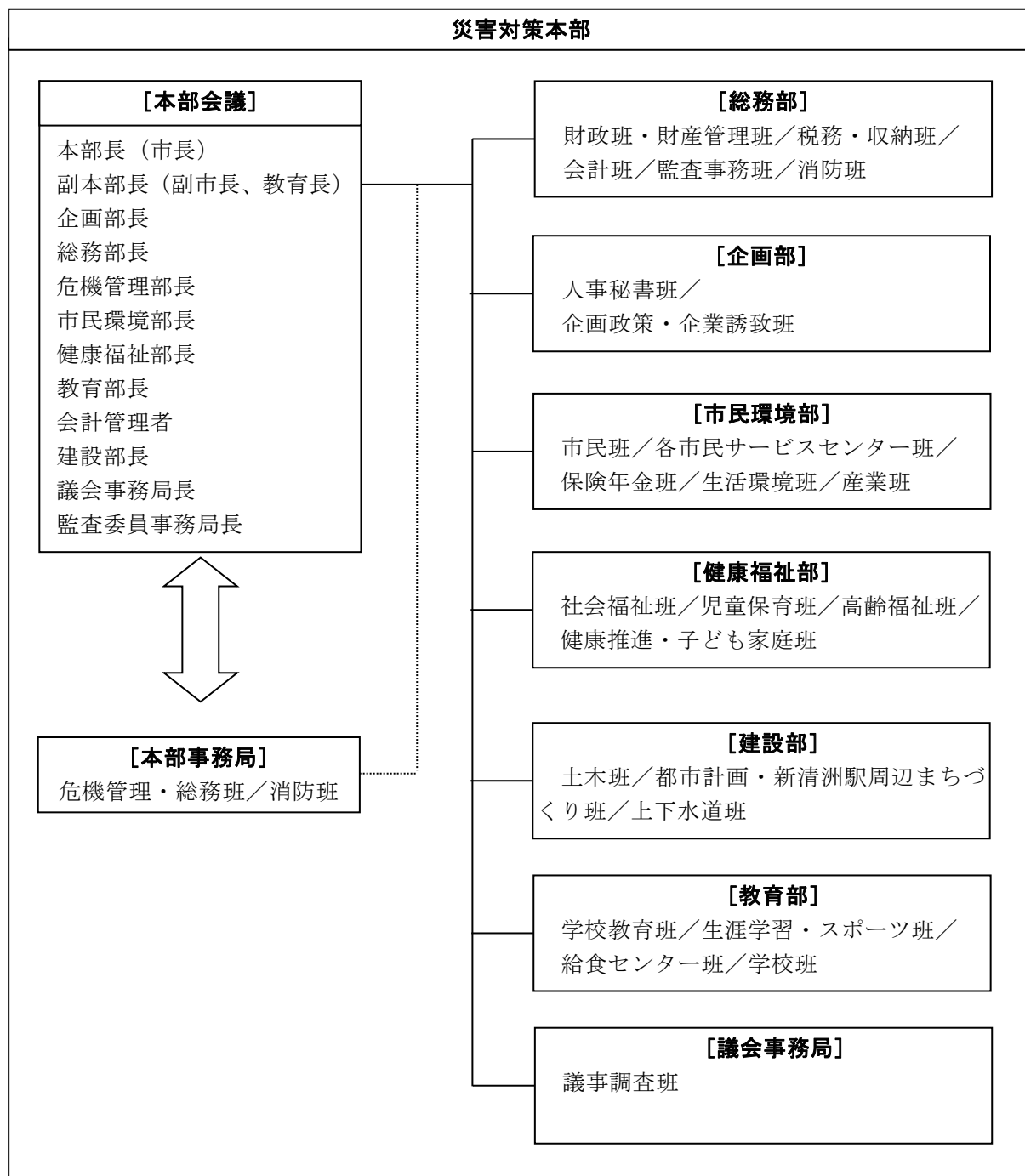
(イ) 災害状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

(ウ) 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、防災服・ヘルメット・長靴等着用とする。

(エ) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後、直ちに参集場所の責任者に報告する。

## 災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）



## 所掌事務

部長：危機管理部長 部長代理：危機管理課長・総務課長

| 部                 | 班<br>(班 長)           | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危機管理<br>部・総務<br>部 | 危機管理・総務班<br>(危機管理課長) | 1 災害対策本部の設置、廃止に関すること<br>2 本部会議の運営に関すること<br>3 防災行政無線等の運用に関すること<br>4 被害状況の取りまとめに関すること<br>5 気象・地震情報等の収集、整理に関すること<br>6 各部との連絡調整に関すること<br>7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関すること<br>8 自衛隊の派遣要請に関すること<br>9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関すること<br>10 激甚災害指定手続に関すること<br>11 避難指示等、本部長命令の伝達に関すること<br>12 消防及び水防配備体制に関すること<br>13 部内の連絡調整に関すること |
|                   | 消 防 班<br>(消 防 団 長)   | 1 災害の警戒及び防止活動に関すること<br>2 避難指示等の広報に関すること<br>3 人命救助、救急及び避難誘導に関すること<br>4 被害状況等の収集に関すること<br>5 行方不明者の捜索に関すること                                                                                                                                                                                                     |

部長：総務部長 部長代理：会計管理者・監査事務局長

| 部       | 班<br>(班 長)               | 所 掌 事 務                                                                                                                             |
|---------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務<br>部 | 財政・財産管理班<br>(財 政 課 長)    | 1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 公有財産被害の取りまとめに関すること<br>4 災害対策工事等（土木工事を除く）の完工の検査に関すること<br>5 災害対策費の予算措置に関すること |
|         | 税 務 ・ 収 納 班<br>(税 務 課 長) | 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関すること<br>2 被災台帳（固定資産分）の作成に関すること<br>3 市民税、固定資産税等の減免に関すること                                                      |
|         | 会 計 班<br>(会 計 課 長)       | 1 義援金品の出納に関すること<br>2 災害対策資金の出納に関すること<br>3 災害応急復旧資金の出納に関すること                                                                         |
|         | 監 査 事 務 班<br>(監 査 課 長)   | 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関すること                                                                                                         |

部長：企画部長 部長代理：企画部次長

| 部           | 班<br>(班 長)                              | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企<br>画<br>部 | 人 事 秘 書 班<br>(人 事 秘 書 課 長)              | 1 災害広報に関すること（ホームページ・災害メール等）<br>2 被害状況等の撮影及び記録に関すること<br>3 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること<br>4 職員の動員、配置及び調整に関すること<br>5 職員の参集及び被災状況の把握に関すること<br>6 職員の食料、寝具等の厚生に関すること<br>7 職員の公務災害補償に関すること<br>8 他の行政機関への応援要請及び派遣職員の受入れに関すること<br>9 職員の衛生管理に関すること<br>10 部内の連絡調整に関すること |
|             | 企 画 政 策 ・<br>企 業 誘 致 班<br>(企 画 政 策 課 長) | 11 庁内情報ネットワークに関すること<br>12 市民からの問い合わせに関すること<br>13 自主防災組織への連絡に関すること<br>14 ボランティアの受入れ及び配置に関すること<br>15 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること<br>16 電子計算組織の管理に関すること<br>17 災害者の支援システムに関すること                                                                                  |

部長：市民環境部長 部長代理：市民環境部次長

| 部                     | 班<br>(班 長)                          | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                |
|-----------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市<br>民<br>環<br>境<br>部 | 市民・市民サービス<br>セ ン タ ー 班<br>(市 民 課 長) | 1 被災・り災証明書の発行に関すること<br>2 避難所との連絡調整に関すること<br>3 義援金の配布及び義援物品の受領に関すること<br>4 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること<br>5 部内の連絡調整に関すること                                                        |
|                       | 保 険 年 金 班<br>(保 険 年 金 課 長)          | 1 避難所との連絡調整に関すること<br>2 各種保険給付の支払いに関すること<br>3 各被保険者証明及び受給者証の交付に関すること<br>4 国民健康保険税の減免に関すること                                                                              |
|                       | 生 活 環 境 班<br>(生 活 環 境 課 長)          | 1 防疫用薬剤・資機材の調達、保管及び防疫活動に関すること<br>2 災害廃棄物の収集及び処理に関すること<br>3 遺体の搜索、検視（調査）、身元確認等に関すること<br>4 遺体の処理に関すること<br>5 遺体の安置及び埋火葬に関すること<br>6 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること<br>7 汲取料金の減免に関すること |



|  |               |                                                                                                                                                                                         |
|--|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 産業班<br>(産業課長) | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 農業者及び商工業者の被害状況調査に関すること<br>4 食料及び物資の調達、仕分け、配送に関すること<br>5 家畜の伝染病、防疫に関すること<br>6 中小企業に対する復興資金の斡旋及び助成に関すること<br>7 被災農家の融資に関すること |
|--|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

部長：健康福祉部長      部長代理：健康福祉部次長

| 部     | 班<br>(班 長)              | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康福祉部 | 社会福祉班<br>(社会福祉課長)       | 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 要配慮者（障害者）の安否確認及び救護に関すること<br>4 被災者の被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与に関する<br>こと<br>5 生活再建等支援対策（資金の貸付及び支給、相談等）に関する<br>こと<br>6 日本赤十字社愛知県支部及びその他福祉関係団体との連絡調<br>整に関すること<br>7 災害弔慰金等に関すること<br>8 部内の連絡調整に関すること |
|       | 高齢福祉班<br>(高齢福祉課長)       | 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 要配慮者（高齢者）の安否確認及び救護に関すること<br>4 介護保険給付の支払いに関すること<br>5 地域福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>6 福祉避難所との連絡調整に関すること<br>7 介護サービス提供事業者との連絡調整に関すること<br>8 介護保険料の減免措置に関すること                                     |
|       | 児童保育班<br>(児童保育課長)       | 1 保育園児、幼稚園児及び児童館児童の安全確保及び避難誘導に<br>関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 保育園児、幼稚園児の安否確認及び被害状況調査に関すること<br>4 保育園・幼稚園・児童館等の休園及び開園の措置に関すること<br>5 被災した保育園児、幼稚園児及び児童館児童の救護に関すること<br>6 保育料の減免措置に関すること                                                        |
|       | 健康推進・こども家庭班<br>(健康推進課長) | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること<br>4 医療資機材、薬品等の調達に関すること<br>5 保健所との連絡調整に関すること<br>6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること<br>7 感染症予防に関すること<br>8 医療、助産及び健康診査に関すること<br>9 避難所における健康管理に関すること                           |

部長：建設部長 部長代理：建設部次長

| 部   | 班<br>(班 長)                        | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                    |
|-----|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設部 | 土木班<br>(土木課長)                     | 1 市内緊急輸送道路に関する事<br>2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>3 清須市防災協力会への協力要請に関する事<br>4 交通規制に関する事<br>5 水防活動に関する事<br>6 帰宅困難者の支援に関する事                                             |
|     | 都市計画・新清洲駅<br>周辺まちづくり班<br>(都市計画課長) | 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事<br>2 帰宅困難者の支援に関する事<br>3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>4 建築物の応急危険度判定に関する事<br>5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関する事<br>6 応急仮設住宅の建設等に関する事<br>7 部内の連絡調整に関する事 |
|     | 上下水道班<br>(上下水道課長)                 | 1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事<br>3 飲料水の確保及び供給に関する事<br>4 応急給水活動に関する事<br>5 広域給水応援の受入れに関する事<br>6 帰宅困難者の支援に関する事                                      |

部長：教育部長 部長代理：教育部次長

| 部   | 班<br>(班 長)             | 所 掌 事 務                                                                                                                                           |
|-----|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育部 | 学校教育班<br>(学校教育課長)      | 1 避難所の開設、運営及び管理に関する事<br>2 避難者の誘導及び受入れに関する事<br>3 学校の被害状況等の取りまとめに関する事<br>4 被災児童及び生徒への学用品の支給に関する事<br>5 応急教育等に関する事<br>6 給食費等の減免措置に関する事                |
|     | 生涯学習・スポーツ班<br>(生涯学習課長) | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>3 避難所の開設、運営及び管理に関する事<br>4 避難者の誘導及び受入れに関する事<br>5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>6 部内の連絡調整に関する事 |
|     | 給食センター班<br>(給食センター所長)  | 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>2 避難所の開設、運営及び管理に関する事<br>3 避難者の誘導及び受入れに関する事                                                                            |

|  |                    |                                                                                                                                                                                   |
|--|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 学 校 班<br>( 学 校 長 ) | 1 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること<br>4 被災児童及び生徒への救護に関すること<br>5 休校等の応急措置に関すること<br>6 避難所の開設、運営及び管理に関すること<br>7 避難者の誘導及び受入れに関すること |
|--|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

部長：議会事務局長      部長代理：議会事務局次長

| 部     | 班<br>(班 長)                   | 所 掌 事 務                                                                |
|-------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 議会事務局 | 議 事 調 査 班<br>( 議 事 調 査 課 長 ) | 1 災害関係議会及び各種会議の運営に関すること<br>2 市議会議員への広報に関すること<br>3 市議会関係の情報収集及び伝達に関すること |

### 第3節 地区連絡所

#### 1 方針

災害発生時若しくは発生のおそれがある場合に開設される避難所等に「地区連絡所」を設置する。

「地区連絡所」は、避難所に一時避難した市民等のための徒歩圏内における身近な「市災害対策本部の窓口」として各種書類の交付や受付け等、市災害対策本部各部の果たす役割を補完するとともに、きめの細かい情報収集活動及び広報活動を行うための拠点となる。

併せて、副次的な効果としてその設置により市機関の健在を市民に知らせ、ひいては社会秩序の一時的混乱が迅速な収束に向けて着実に活動していることを事実をもって示そうとするものである（「プレゼンス効果」という）。

#### 2 地区連絡所の設置

##### (1) 地区連絡所を設置する時

本部長が必要と認めたとき、災害時に避難所が開設される施設、その他本部長が指定する施設において設置する。

##### (2) 地区連絡所の周知

市は、地区連絡所の設置について平常時から市民に周知しておくとともに、設置したときは速やかにその旨を広報する。

##### (3) 地区連絡所の要員

地区連絡所の要員は、各該当施設所属職員及び避難所開設・運営にあたる部の職員をもってあてゐるが、被害の状況に応じて各施設間で調整補充する。

また、夜間・休日等に災害が発生した場合については、市内及び近隣に居住する職員のうちから、特別非常参集職員としてあらかじめ指名する職員をもって地区連絡所の第1次要員とし、初期対応を行う。特別非常参集職員は本部長の指示があるまで地区連絡所の要員として職務を遂行する。

なお、地区連絡所要員となった職員は、宿日直者若しくは所属部長からの出動指示連絡により、あらかじめ決められた地区連絡所に参集する。

##### (4) 通信施設の整備

地区連絡所には、市災害対策本部との間での情報交換が可能な通信環境を整備する。また、通信環境の整備にあたっては、通信が途絶しないように、複数の通信手段を用意する。

### 第4節 職員の派遣要請

#### 1 市における措置

##### (1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

##### (2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣の斡旋要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

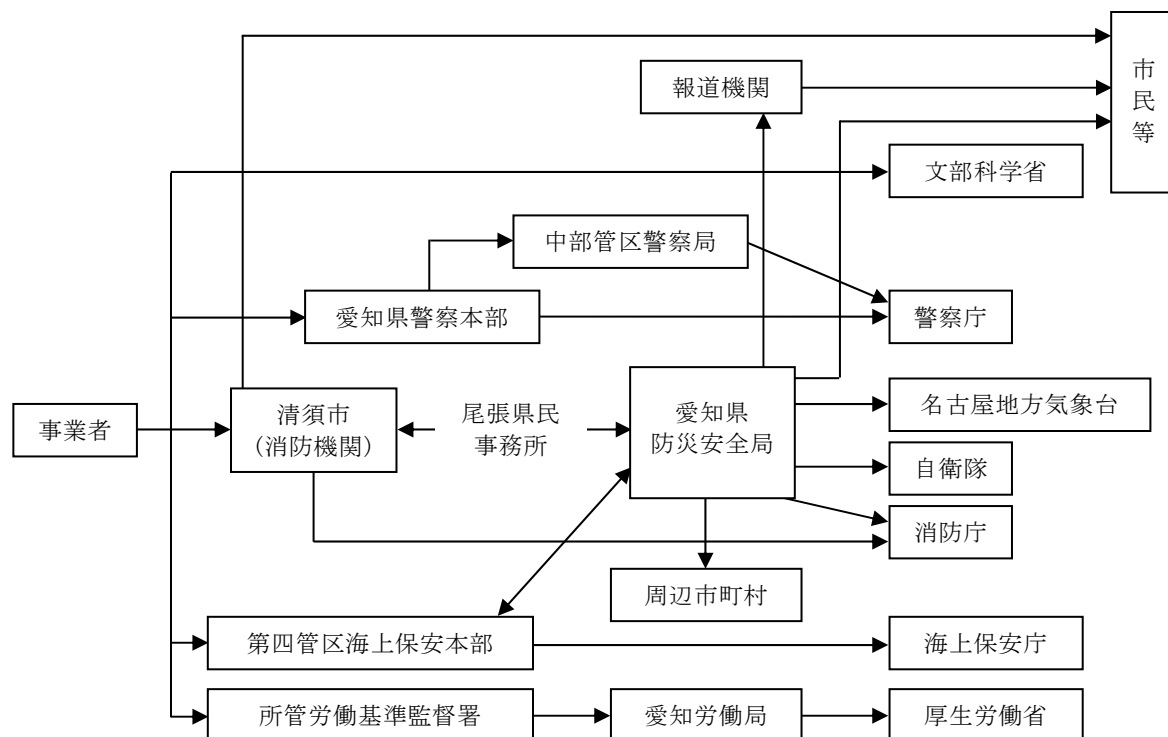
## 第2章 放射性同位元素取扱い事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策

### ■基本方針

- 放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処する。

### 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制

市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。



## 第2節 警戒区域の設定及び市民等の立入り制限、避難誘導等の措置

### 1 警戒区域の設定及び市民等の立入り制限、退去等の措置

市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、市民等に対し広報活動を実施する。

### 2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

市は、県警察と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を実施する。

## 第3節 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）について、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

## 第4節 広報活動の実施

市は、県警察と協同して周辺住民等に対する広報活動を実施する。

また、県は必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

## 第5節 交通の確保

県警察が交通規制を実施する場合、市は県警察に協力する。

## 第6節 放射線防護資機材の貸出しのあっせんの依頼

市は、応急措置実施機関に対して、必要に応じて県に放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しのあっせんに依頼する。

## 第7節 医療関係活動

(1) 市は、県と協力して、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講ずる。

- (2) 市は、県と協力して、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。



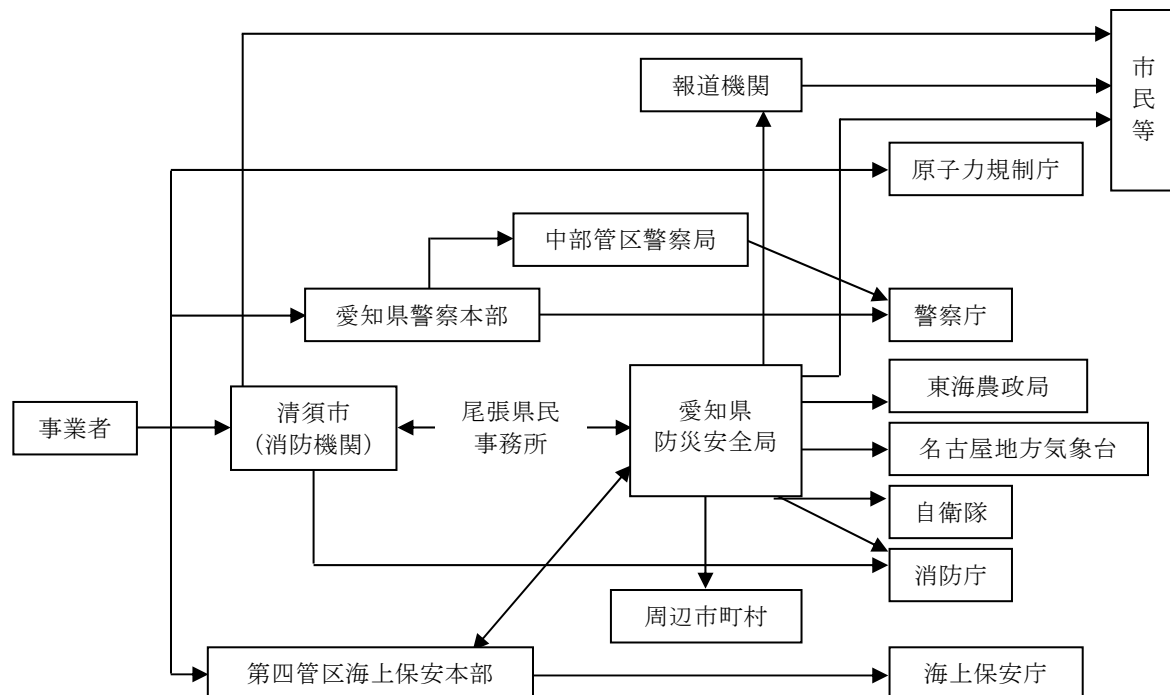
## 第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

### ■基本方針

- 核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、次の対策をとる。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処する。

### 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。



## 第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請

市は、必要に応じて、県を通じて国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

## 第3節 原子力災害合同対策協議会への出席

市は、県とともに国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

## 第4節 市民等に対する屋内退避、避難指示

### 1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

### 2 避難指示

市は、必要に応じて避難指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

### 3 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

市は、県警察と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行う。

## 第5節 市民等への的確な情報伝達

### 1 市民等への情報伝達活動

市は、県及び県警察と連携して、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

### 2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。

また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を

設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

## 第6節 医療関係活動

- (1) 市は、県と協力して、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講ずる。
- (2) 市は、県と協力して、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第7節 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）について、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

## 第8節 自衛隊への災害派遣要請等

市は、必要に応じて、県を通じて自衛隊に災害派遣を要請する。

## 第9節 汚染された食品等の流通防止

市は、県と協力して、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおりである。

| 対象物質    | 放射性セシウム※1  |
|---------|------------|
| 一般食品    | 100ベクレル/kg |
| 乳児用食品※2 | 50ベクレル/kg  |
| 牛乳※3    | 50ベクレル/kg  |
| 飲料水     | 10ベクレル/kg  |

※1 新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。

放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。

セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※2 乳児用調整粉乳やベビーフード等、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含む。

※3 低脂肪乳、加工乳及び乳飲料等は、「牛乳」の区分に含む。

## 第10節 交通の確保

県警察が交通規制を実施する場合、市は県警察に協力する。

## 第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策

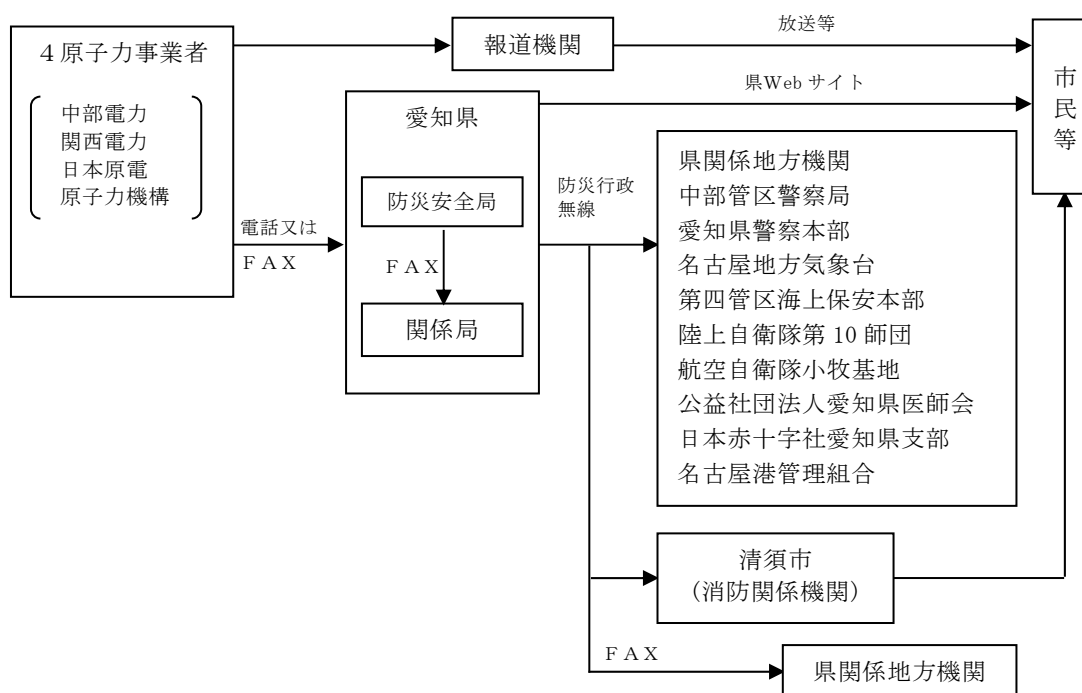
### ■基本方針

- 4原子力事業者との各合意内容に該当する異常が発生し、本市に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処する。

### 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、情報を県から速やかに入手する。

また、県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は県とともに原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市及び県が行う応急対策について協議する。



## 第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、県が収集した、国及び原子力事業者等が実施して、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果と、県が実施を強化した環境放射能調査におけるモニタリング結果を速やかに入手し、市の対応を検討実施するとともに、市民等に情報提供する。

モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、市は県と連携して可搬型測定機器により、一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど、監視体制を強化する。

また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに市民等に情報提供する。

## 第3節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

(1) 県は、O I Lの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県Webサイト等で公表する。

市は、県の実施する放射能濃度の測定結果を把握し、対策を講ずる。

(2) 市及び水道事業者等は、O I Lの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

## 第4節 市民等への的確な情報伝達

### 1 市民等への情報伝達活動

市は、県と協力して、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

### 2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。

また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

## 第5節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

### 1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する

安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

## 2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

- (1) 市は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

- ア 防災行政無線や広報車等による広報活動
- イ インターネット、Webサイト等の活用による情報提供
- ウ 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞等による報道
- エ 消防本部の広報車等による広報活動
- オ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

- (2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。

- ア 屋内退避対象地域の市民等に対して、自宅等の屋内に退避する等、必要な指示を行う。  
必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に、放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、水、食料等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

- (3) 市は、上記の措置を講ずる場合、県警察との連携を緊密にし、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行う。

## 3 広域避難活動

- (1) 市は、県を通じた国等からの指示に基づき、市を越える避難を行う必要が生じた場合は、避難先である都道府県と協議する県の指示に基づき避難先との調整を行う。
- (2) 国等からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し、受入れ先の供与及びその他災害救助の実施に協力する。
- (3) 市が市の区域を越えて市民を避難させる場合は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、避難させる。
- (4) 市が、他市町村の要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

## 4 屋内退避、避難を指示した区域における立入制限等の措置

市は、国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導する等、交通の規制及び立ち入り制限等必要な措置をとるよう県及び関係機関に要請する。

## 第6節 医療関係活動

- (1) 市は、県と協力して、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講ずる。
- (2) 市は、県と協力して、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

## 第7節 放射性物質による汚染の除去

市は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たす。

## 第8節 緊急輸送・交通の確保

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保する。また、必要に応じて県に緊急輸送の調整を要請する。

## 第9節 飲料水・食品等の摂取制限等

### 1 飲料水・食品等の摂取制限等

市及び水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき及び自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

### 2 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

### 3 汚染された食品等の流通防止

食品等が汚染された場合は、市は県と協力して汚染された食品等の流通防止を行う。

## 第10節 社会秩序の維持対策の実施

### 1 治安の確保

市は、県及び県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びそ



の周辺における治安の確保について、万全を期す。

また、県警察から提供された緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報を活用し、速やかな治安の確保に努める。

## 2 デマの防止

市は、災害等に係る正確な情報を広報することにより、デマを防止する。

## 第11節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、県、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (2) 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努める。

## 第12節 県外からの避難者の受入れ

### 1 避難者の受入れ

市は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下、「避難元都道府県」という。）の住民のために県から避難所の設置を要請されたときは、次の対応を行う。

#### (1) 緊急的な一時受入れ

市は、県及び避難元都道府県と連携し、必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先する。

#### (2) 短期的な避難者の受入れ

市は、県及び避難元都道府県と連携し、必要に応じて緊急的な一時受入れと同様に、市の施設で対応する。

#### (3) 中期的（6か月から2年程度）な避難者の受入れ

ア 市は、県が避難元都道府県と連携して実施する県営住宅への受入れに対し、市営住宅等の受入れ情報を提供する。

イ 災害救助法に基づく要請を受け、応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の借り上げに協力する。

ウ 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等、県が実施する定住支援に協力する。

### 2 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- (2) 市は、避難者に関する情報及び避難者支援に関する情報を、県及び避難元都道府県を通

じて避難元市町村へ提供するように努める。

- (3) 市は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。

## 第3編 災害復旧

### ■あらまし

本編は1の章で構成し、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示している。

### ■基本方針

○本編は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき市及び県の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応する。

### 第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果と、県が実施する環境放射能調査結果を把握し、関係機関及び市民に情報提供する。

### 第2節 放射性物質による汚染の除去

市は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たす。

### 第3節 各種制限措置の解除

市は、県の緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を指示した場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、措置の実施状況を県に報告する。

## 第4節 心身の健康相談の実施

市は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。  
なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。

## 第5節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、県、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (2) 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、県、国、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努める。
- (3) 市が市の区域を越えて市民を避難させる場合は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、避難させる。
- (4) 市は、県、国、関係団体等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配慮を行う。

## 第6節 被災中小企業等に対する支援

原子力被害や風評被害により影響を受けた中小企業等への資金繰りを支援するため、市は、県が実施する中小企業高度化事業における「災害復旧貸付け」及び「小規模企業等振興資金」、「中小企業組織強化資金」等の融資制度の紹介や相談のための窓口を開設する。

## 第7節 物価動向の把握

市は、県が実施する生活必需品の物価動向の把握に協力する。

## 第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、暴力団等の動向を把握し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 第9節 災害地域に係る記録等の作成

### 1 災害地域住民の記録

市は、県と連携して、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

### 2 影響調査の実施

市は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

### 3 災害対策措置状況の記録

市は、関係機関の協力を得て、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。



# 別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)





## 第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

---

### 第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

〔地震発生後は、「3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策」に定めるところにより対処する。〕

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

#### 1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

「2 災害予防計画 第5章 建築物等の安全化 第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

#### 2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

「2 災害予防計画 第16章 防災訓練及び防災意識の向上 第1節 防災訓練の実施」で定めるとおり。

#### 3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

「2 災害予防計画 第16章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報」及び「第3節 防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

#### 〔教育に関する事項〕

##### 市における措置

「2 災害予防計画 第16章 第3節2」で定める事項に加え、次の事項を教育する。

- (1) 東海地震の予知に関する知識
- (2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

- (3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

#### 〔広報に関する事項〕

#### 市、県（防災安全局、関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

##### (1) 防災意識の啓発

市は、警戒宣言発令時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、「2 災害予防計画 16 章 第2節」で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、「2 災害予防計画 16 章 第2節」で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する知識

イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

##### (2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、「2 災害予防計画 16 章 第2節」で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

##### (3) 自動車運転者に対する広報

市、県及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

##### (4) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、「2 災害予防計画 16 章 第2節」で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

## 第2節 東海地震に関連する情報

### 1 情報の種類

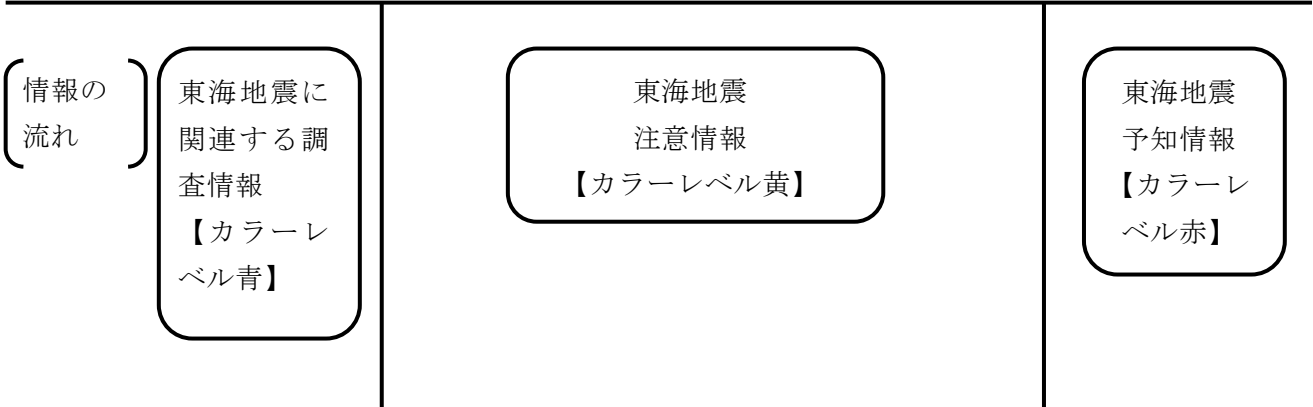
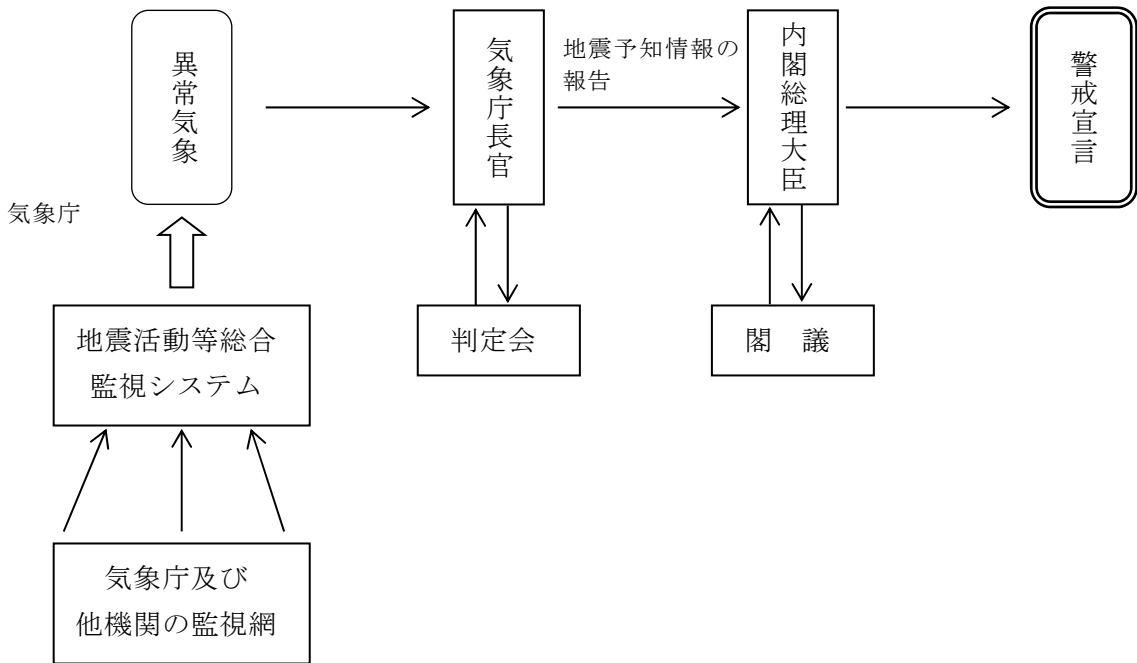
東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

| 種類                  | 内容等                                                               | 防災対応                   |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 東海地震予知情報<br>カラーレベル赤 | 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本 | ● 警戒宣言<br>● 地震災害警戒本部設置 |

|                          |                                                                              |                                                  |                                                                            |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|                          | 情報で発表される。                                                                    |                                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 地震防災応急対策</li></ul>                 |
| 東海地震注意情報<br>カラーレベル黄      | 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、その旨が本情報で発表される。 |                                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 準備行動の実施</li><li>● 県民への広報</li></ul> |
| 東海地震に関連する調査情報<br>カラーレベル青 | 臨時                                                                           | 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 情報収集連絡体制</li></ul>                 |
|                          | 定例                                                                           | 毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。                           |                                                                            |

2 警戒宣言発令までの流れ



## 第2章 地震災害警戒本部の設置等

### ■基本方針

- 気象庁から東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下、「警戒宣言」という。)時に実施する地震防災応急対策を円滑に講ずるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講ずる。
- 内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた場合、県及び強化地域の市町村は地震災害警戒本部を、また、強化地域外の市町村及びその他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報(東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報)の内容、その他これらに関連する情報(以下、「東海地震に関連する情報等」という。)、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達する。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

### 第1節 市災害対策本部等の設置及び職員の参集

#### 1 市災害対策本部の設置、廃止

市長は、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、速やかに第2非常配備体制(警戒体制)をとり、災害対策本部を設置する。また、緊急応急対策の推進を図るため、速やかに災害対策本部を設置する。また、大規模地震対策特別措置法(以下、「大震法」という。)第9条第3項に基づく警戒宣言解除があったときは、市災害対策本部を速やかに廃止する。

なお、東海地震注意報が発表された場合は、速やかに第2非常配備体制(準備体制)をとる。

##### (1) 市災害対策本部の組織及び運営

市災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び清須市災害対策本部条例のほか、「3 災害応急対策計画 第2編 第1章 活動態勢(組織の動員配備)」の定めるところによる。

##### (2) 職員の集合

地震警戒非常配備体制による。「3 災害応急対策計画 第2編 第1章 活動態勢(組織の動員配備)」参照。

#### 2 活動準備態勢

市は、東海地震予知情報が発表された場合、また判定会が招集された場合において、速やかに災害対策本部等の設置準備を行うとともに、市民等が判定会招集等の報道に接した場合

に予想される社会的混乱の発生を防止するため必要な活動準備体制をとる。

第2節 警戒宣言発令等の情報伝達・収集及び広報

1 方針

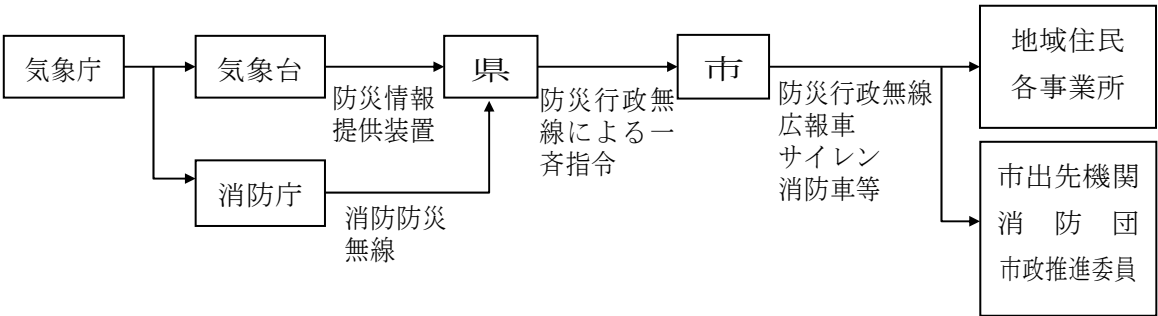
市は、警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））の内容、その他これらに関連する情報（以下、「地震予知情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、各防災機関との連携のもと、確実に情報を伝達する。

また、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、広報活動を実施する。

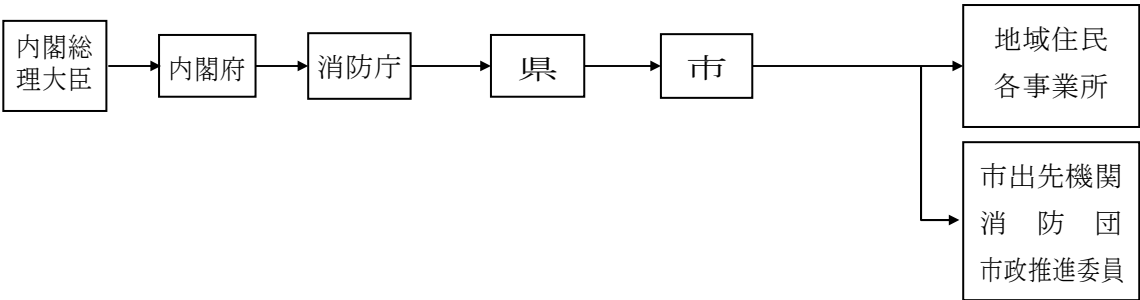
2 警戒宣言等の伝達

(1) 伝達系統

ア 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



イ 警戒宣言



3 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、「3 災害応急対策計画 第2編 第3章 第2節 通信手段の確保」で定める非常通信による。

4 市及び県（防災安全局、各部局）の内部伝達、市民等への伝達

(1) 市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに市民等へ伝達する。

ア 内部伝達等

- (ア) 市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送及び電話等によるものとし、勤務時間外においては、当直員が危機管理部長に連絡し、その指示に従う。
- (イ) 部内の伝達については、部内緊急連絡網を利用し各職員に伝達する。

5 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達する。

### 第3節 警戒宣言発令時等の広報

1 市における措置

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

2 警戒宣言発令時等の広報

警戒宣言発令、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、緊急応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう広報活動を実施する。

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

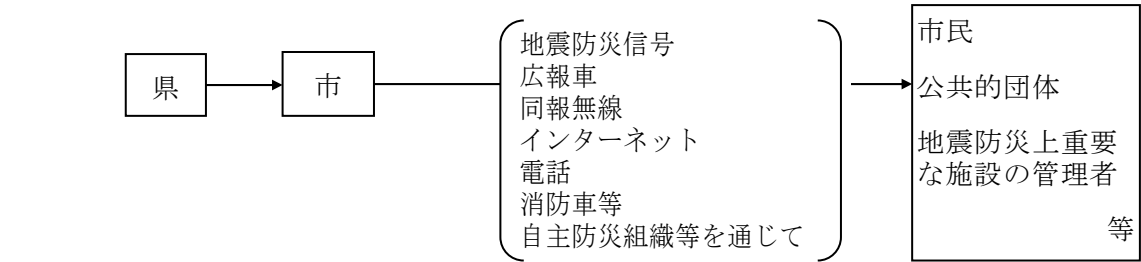
- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地域外の小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 市民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転手のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は市民に広報周知すべき事項

3 広報

(1) 広報手段

広報は、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て行うほか、市では地震防災信号、広報車、同報無線又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送等、様々な広報手段を活用して行う。



(地震防災信号)

| 警 鐘          | サイレン                     |
|--------------|--------------------------|
| 5 点<br>..... | (45秒)<br>●————●<br>(15秒) |

※備考 1 警鐘又はサイレンは適宜の時間継続する。  
2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。

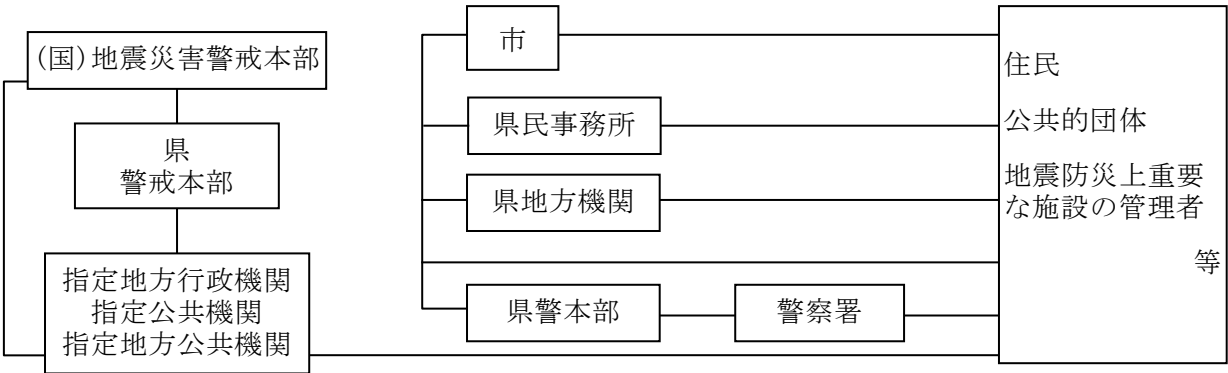
(2) 問い合わせ窓口

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

第 4 節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

市は、警戒宣言発令後に行う緊急応急対策の実施状況、その他警戒宣言発令後の諸般の状況を正確かつ迅速に把握するため、情報の収集に努めるとともに、市からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう収集・伝達システムを定める。

1 収集・伝達系統



## 2 報告事項・時期

(1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）」により県に報告する。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- ①東海地震予知情報の伝達（選択：1完了、2半数以上、3半数未満）
- ②地域住民の避難状況（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ③消防・浸水対策活動（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ④応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑤施設・設備の整備及び点検（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑥犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑦食料、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑧緊急輸送の確保（選択：1必要なし、2必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：1設置、2準備中、3未設置）
- ⑩対策要員の確保（選択：1完了、2半数以上、3半数未満）

(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- ①避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- ②避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- ③東海地震予知情報の伝達、避難指示
- ④消防、水防その他応急措置
- ⑤応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- ⑥施設・設備の整備及び点検
- ⑦犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
- ⑧緊急輸送の確保
- ⑨食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- ⑩その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。

②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。

③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

(3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 附属資料 | 第5 条例・規則等<br>11 東海地震警戒宣言発令後広報文例 |
|------|---------------------------------|



## 第3章 発災に備えた資機材、人材等の配備手配

---

### ■基本方針

○市は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食料や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策にかかる措置を実施する人員の事前配備を行う。なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

### 第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保

#### 1 市が行う措置

##### (1) 主要食料の確保

###### ア 米穀

警戒宣言が発せられた場合、市は米穀の販売組合と密接な連絡をとり、米穀の確保を行う。

通常、各地における米穀の在庫状況からみて、当面の必要量は各地域内で確保が可能であるが、状況によって周辺市町及び県内各地域の備蓄をもとに、確保体制をとる。

###### イ パン、副食品等

市は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても関係機関の協力を求め、その確保を行う。

###### ウ 応急的な食料品の確保

市は、災害救助法に基づく応急的な食料品を確保するための体制をとる。

##### (2) 医薬品等の確保

市は、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保については、薬剤師協会の協力を得て、その確保に努める。

##### (3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

発災後に備えて、事前に応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び住宅相談のため、市防災協力会等に対し協力要請を行う。

##### (4) 県への援助要請

食料、生活必需品、医薬品等について、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県へ援助の要請をする。

## 第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

### 1 市における措置

#### (1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確保、人員の確保等の措置を講ずる。

#### (2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、水害の防止及び軽減について活動が、他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備等の体制を整える。

なお、浸水対策用資機材に不足を生じる緊急事態に際しては、県へ応援を要請する。

#### (3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材及び人員の配備

##### ア 一般廃棄物処理施設

市は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図る。

##### イ ごみ処理

市は、倒壊家屋や家具等の可燃物及び瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者へ協力を要請する等、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図る。

##### ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図る。

また、し尿の収集、運搬、処理が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者へ協力の要請を行う。

#### (4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとる。

#### (5) 医療救護用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、市内の医療機関に医療救護班の編成を要請し、応急的な医療救護活動の実施のための準備を行う。

#### (6) 給水確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため災害用ろ水機の操作に必要な人員配備、給水に必要な人員、車両、資機材の確保に努める。

#### (7) 下水道関係

下水道管理者（市及び県（建設局））は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

## 第4章 発災に備えた直前対策

---

### ■基本方針

○警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関並びに地域住民等は一体となって、冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとる。なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

### 第1節 避難対策

#### 1 市における措置

##### (1) 避難対象地区の周知

市は、警戒宣言が発令された場合、地震発生後の火災等からの避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止の措置をとるよう努めるとともに、児童生徒の安全対策を定める。

##### (2) 避難の指示等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、市民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

##### (3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

市は、避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知する。

##### (4) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外とする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内において避難生活を運営できる。

##### (5) 徒歩による避難の誘導

居住者等が避難場所まで避難するための方法については、原則として徒歩とする。ただし、地域ごとの実情に応じて最小限の車両の活用 of 適否を検討する等、避難行動の実効性を確保するように努める。

##### (6) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。

避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち、市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずる。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語、簡単な日本語による伝達ができるように配慮する。

(7) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておく。

## 2 学校における措置

(1) 市立学校の児童生徒の安全対策

ア 児童生徒の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合は、原則として次のとおり取り扱う。

(ア) 児童生徒が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

(イ) 児童生徒が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

(ウ) 児童生徒が在宅中の場合には、休校として、児童生徒は登校させない。

イ 各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いたうえで、実態に即した具体的な対応方法を定めておく。

ウ 東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておく。

エ 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するために必要な措置をとる。

(2) 保育園等の児童の安全対策

ア 保育園等の児童の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合は、原則として次のとおり取り扱う。

(ア) 児童が在園中の場合、保育等を中止し、一般電話を用いて保護者に簡潔に伝達し、児童の受け取りを決める。

(イ) 児童が在宅中の場合、休園として、児童を登園させない。

イ 保育園等においては、上記を踏まえて通園方法、通園距離、時間、通園路の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておく。

ウ 東海地震注意情報が発表された場合の保育園における対応方法については、保護者及びその他関係者に周知しておく。

エ 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するために必要な措置をとる。

## 第2節 消防、浸水等対策

### 1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等に関して

講ずる措置として、市地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 火災、水災等の防除のための現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (3) 危険地域等における避難のための立ち退きの指示、避難誘導、避難路の確保を図る。
- (4) 火災発生の防止、初期消火について市民等へ広報を行う。
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導を行う。
- (6) 地域防災応急計画の実施の指導を行う。
- (7) 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- (8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知を行う。
- (9) 水防資機材の点検、整備、配備を図る。

### 第3節 社会秩序対策

警戒宣言が発せられた場合等における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、西枇杷島警察署との緊密な連絡をもとに情報の収集に努め、犯罪の防止、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

- (1) 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進を行う。
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に対する協力を行う。
- (3) 警察広報を行う。
- (4) 各種情報等の収集及び伝達を行う。
- (5) 危険箇所、重要施設の警戒を行う。
- (6) 交通関係団体の地震防災応急対策の実施促進を行う。
- (7) 避難の指示又は警告及び避難誘導を行う。
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
- (9) 交通の規制等交通秩序の保持を行う。
- (10) 他の機関を行う救護活動に対する協力を行う。
- (11) 不法事案の取締りを行う。
- (12) 混乱防止対策を行う。

### 第4節 交通対策

#### 1 道路

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。このため、関係機関は緊密に連絡しあいながら、適切な交通規制を実施し、交通

混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動が行えるよう道路交通の確保を図る。

(1) 運転者のとるべき措置の周知

東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転手のとるべき措置について周知徹底を図る。

ア 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速で走行にするとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報や交通情報聞き、その情報に応じて行動すること。

イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止めエンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

ウ 避難のため車両を使用しないこと。

(2) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第24条及び道路交通法第5条並びに第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行う。

(3) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを道路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(4) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(5) 緊急輸送車両の確認

ア 県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両確認申出書」を西枇杷島警察署に提出する。

ウ 緊急輸送車両であると確認したときは、西枇杷島警察署は「緊急輸送車両確認証明書」を「標章」とともに申出者に交付する。

(6) 緊急輸送車両の確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に、警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

## 2 鉄道

- (1) 各鉄道事業者は、警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請する。

また、警戒宣言までは、需要に応えるため、極力運行を継続する。

なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

- (2) 警戒宣言が発せられた場合、強化地域内への進入は原則として禁止となるため、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運行し停車する。

また、強化地域外の列車は強化地域内へ進入せず、折り返し運転や必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

- (3) 警戒宣言が発せられ滞留旅客が発生した場合には、自らの判断において行動する者を除き、避難場所へ避難させる等必要な措置をとるため、市はあらかじめ鉄道事業者と協議しておく。

また、食事のあっせんや病人等緊急の救護を要する旅客に対する応急措置等についても、市は鉄道事業者と協議しておく。

## 3 路線バス

- (1) 運行路線において危険が想定される危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努める。

## 第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

### 1 市における措置

警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に呼びかけるとともに、次の措置をとる。

- (1) 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努める。
- (3) 県営水道受水団体は、自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県（企業庁）に緊急増量の要請を行う。

### 2 中部電力株式会社、株式会社J E R Aにおける措置

中部電力株式会社、株式会社J E R Aは、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため（警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応

急対策として)、特別巡視及び特別点検並びに応急安全措置による電力施設の予防措置、電力の緊急融通、安全広報を行う。

### 3 ガス会社における措置

- (1) 東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため(警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として)、ガスの供給継続、災害発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する安全広報、本社及び事業所等の見学者並びに訪問者等への帰宅等の要請、ガス工作物の巡視・点検、工事等の中断を行う。
- (2) 一般社団法人愛知県LPガス協会は、警戒宣言が発せられた場合、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

### 4 通信会社における措置

#### (1) 通信

西日本電信電話株式会社、その他通信会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想される。その対策として、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため、地震防災応急対策等に関する広報、通信の利用制限等の措置、災害用伝言ダイヤルの提供、建物・施設等の巡視と点検、工事中の施設に対する安全措置をとる。

#### (2) 放送

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

また、地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処する。

なお、放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。

## 第6節 生活必需品の確保

#### (1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないよう関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。

#### (2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。

#### (3) 各家庭における備蓄品対策の周知



各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

なお、市は、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。

## 第7節 金融対策

### 1 金融機関（銀行支店等）における措置（強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言発令時の対応）

#### (1) 民間金融機関の営業確保

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、金融機関の営業については、原則として平常どおり営業を行うものとするが、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に提示し、顧客の協力を求める。

#### (2) 金融機関の防災体制等

ア 店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 発災後の被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全の確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

#### (3) 顧客への周知徹底

店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭はその旨を掲示する。

## 第8節 郵政事業対策

### 1 日本郵便株式会社における措置

#### (1) 強化地域内の支店及び郵便局の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店及び郵便局における業務の取扱いを停止する。

イ 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支店及び郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱い時間等を社屋前及び郵便局に提示する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに支店及び郵便局に戻る。

エ 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店及び郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期し、その際、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。

#### (2) 強化地域外の支店及び郵便局の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

## 第9節 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、市は、市の地域内の医療機関に医療救護班の編成を要請するものとし、医療機関は医療救護班を編成し、派遣の準備体制を整える。

## 第10節 緊急輸送

### 1 市における措置

- (1) 市は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。
- (2) 確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

### 2 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 水、食料、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

### 3 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、県、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備する。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり、具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の警戒本部において調整を行う。

### 4 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、「2 災害予防計画 第4章 第3節 道路災害対策」で定める道路とする。

### 5 緊急輸送車両の事前届出及び確認

- (1) 市長は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、西枇杷島警察署に

「緊急通行車両等届出書」を提出する。

なお、緊急輸送車両であると認定を受けた場合は、西枇杷島警察署から交付された「緊急通行車両確認証明書」を携帯するとともに、標章の掲示を行う。

- (2) 大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、「第4節 交通対策」に定めるところによる。

## 第11節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

### 1 市における措置

警戒宣言が発令され、強化地域内の交通機関が運行停止等の処置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を講ずる。

- (1) 強化地域内の交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった者に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業者等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

## 第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

---

### ■基本方針

- 市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路や施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物等に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施する。
- 民間の事業者等に対しても、警戒宣言が発せられた場合の混乱を防止し、安全を確保するための措置をとるよう要請する。なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

### 第1節 道路

#### 1 市における措置

予想される道路の被害は、法面の崩壊、路面の亀裂、沈下、橋梁の損壊等である。このため、市は、東海地震注意情報が発せられた段階から、次の措置をとる。

- (1) 道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達するものとする。

- (2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- (6) 県及び警察、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

### 第2節 河川

#### 1 市における措置

市に影響を与える河川としては、新川、庄内川、五条川、水場川、福田川がある。地震の発生により護岸や堤防に亀裂や陥落等が生じた場合、大きな浸水被害を生じることが予想される。このため、東海地震注意情報が発表された段階から、堤防、排水機場・水門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定める。

### 第3節 不特定多数の者が出入りする施設

#### 1 市における措置

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、小・中学校、社会教育施設、社会福祉施設等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

##### (1) 一般的事項

##### ア 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

##### (ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

##### (イ) 東海地震注意情報が発表された場合

##### （庁舎）

来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を促す。

##### （市民が利用する施設）

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

##### (ウ) 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

##### （庁舎）

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

##### （市民が利用する施設）

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

##### イ その他の措置

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる等、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整える。

##### (ア) 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

##### (イ) 出火防止措置

##### (ウ) 受水槽等への緊急貯水

##### (エ) 消防用設備の点検、整備と事前配備

##### (オ) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システム等の重要資機材の点検等の体制

##### (2) 学校

児童生徒等に対する措置は、「第4章 第1節 避難対策」に定めるところによる。

(3) 病院

病院については、「第4章 第1節 避難対策」に定めるところによるが、診療等に関して次の措置をとる。

ア 東海地震注意情報が発表された場合

(ア) 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には、交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促す。

(イ) 診療は継続する。

(ウ) 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

イ 警戒宣言が発せられた場合

(ア) 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。

(イ) 手術は緊急やむを得ない場合を除き、原則として中止する。

(4) 社会福祉施設

情報の伝達や避難等にあって、特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引継ぎの方法については、施設の種別や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定める。

## 第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

(1) 災害対策本部の置かれる市役所の管理者は、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難所又は応急救護所が置かれる学校等の管理者は、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

## 第5節 工事中の建物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、原則として安全対策を講じた後に工事を中断するものとする。

## 第6章 他機関に対する応援要請

### ■基本方針

○市は、地震防災応急対策を実施するうえで、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続上の措置を定めておく。なお、市は、他機関への応援要請についてその具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに調整を行う。

### 第1節 防災関係機関に対する応援要請等

#### 1 相互応援協定

市長は、地震防災応急対策を実施するため、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

##### (1) 連絡・受入れ体制の確保

市は、災害が発生し、他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入れ体制を整備するよう努める。

##### (2) 費用の負担方法

指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておく。

### 第2節 自衛隊の地震防災派遣

#### 1 市における措置

##### (1) 自衛隊の派遣要請

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援が必要と認めるときは、県警察本部長に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請する。

ア 派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を希望する区域

エ その他参考となるべき事項

##### (2) 関係部隊等との連絡調整

市長は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等との連絡調整を行う。

## 2 部隊の受入れ及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、「2 災害応急対策計画 第2編 第4章 第3節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。



## 第7章 市民のとるべき措置

---

### ■基本方針

○警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとる。また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

### 第1節 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市や消防署、警察署等からの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、がけ地崩壊危険箇所等、避難対象地区内の居住者等にあっては、市の指示に従い、指定された避難地へ速やかに避難すること。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空地等での待機等安全な場所で行動すること。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくこと。なお、各家庭で水、食料、その他生活必需品や、屋外での退避・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備すること。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取り掛かること。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置の確認をすること。
- (5) 火の使用は、自粛すること。（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと。）
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくこと。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替えること（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (10) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておくこと。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保すること。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること。

## 第2節 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者等を中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけ  
の措置をとること。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措  
置やガラスの飛散防止措置の確認をすること。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程等に基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達すること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は、自粛する  
こと。

# 清須市地域防災計画

－附属資料－



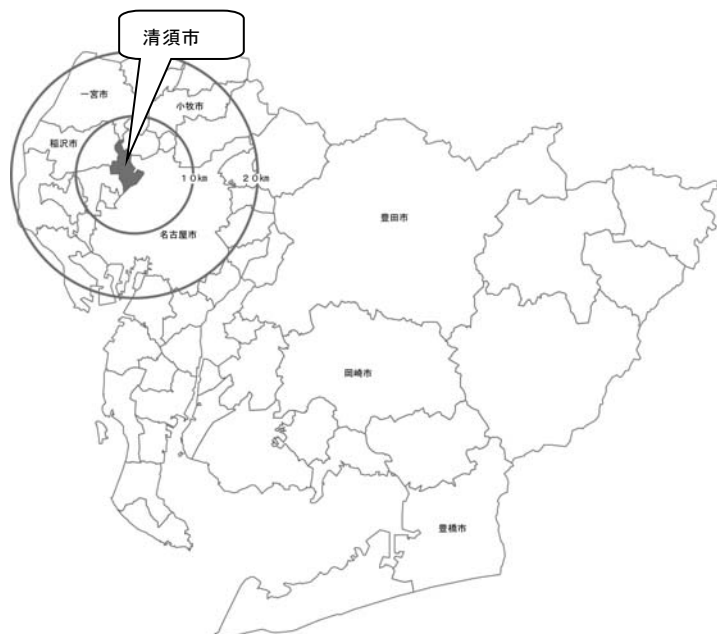
## 目 次

|            |                                     |           |
|------------|-------------------------------------|-----------|
| <b>第 1</b> | <b>市の現況</b>                         | <b>1</b>  |
| 1          | 位置                                  | 1         |
| 2          | 市役所の緯度・経度                           | 1         |
| 3          | 隣接市                                 | 1         |
| 4          | 面積・広がり及び標高                          | 1         |
| <b>第 2</b> | <b>災害</b>                           | <b>2</b>  |
| 1          | 過去の主な災害                             | 2         |
| 2          | 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測                | 4         |
| 3          | 県外の原子力発電所の位置                        | 7         |
| <b>第 3</b> | <b>各種施設等</b>                        | <b>8</b>  |
| 1          | 防災上注意すべき施設                          | 8         |
| 2          | 避難場所・避難所                            | 12        |
| 3          | 防災備蓄倉庫一覧                            | 15        |
| <b>第 4</b> | <b>被害認定基準</b>                       | <b>16</b> |
| <b>第 5</b> | <b>条例・規則等</b>                       | <b>19</b> |
| 1          | 清須市防災会議条例                           | 19        |
| 2          | 清須市防災会議運営要綱                         | 21        |
| 3          | 清須市災害対策本部条例                         | 23        |
| 4          | 清須市災害対策本部要綱                         | 24        |
| 5          | 清須市防災行政用無線局管理運用規程                   | 30        |
| 6          | 清須市防災行政用無線局(同報系)運用要領                | 35        |
| 7          | 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例                  | 44        |
| 8          | 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則              | 48        |
| 9          | 清須市災害援護資金の貸付けに係る利子の補助金交付要綱          | 74        |
| 10         | 清須市り災証明書交付要領                        | 78        |
| 11         | 清須市被災者生活再建支援金支給要綱                   | 87        |
| 12         | 避難情報伝達文(例文)                         | 101       |
| 13         | 防災関係機関連絡先                           | 104       |
| 14         | 災害救助法施行細則                           | 106       |
| 15         | 災害救助法の適用基準                          | 136       |
| 16         | 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領                | 138       |
| 17         | 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定           | 141       |
| 18         | 愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約 | 142       |
| 19         | 愛知県内広域消防相互応援協定                      | 143       |

20 愛知県消防広域応援基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・146

## 第 1 市の現況

### 1 位置



### 2 市役所の緯度・経度

|     |              |
|-----|--------------|
| 北 緯 | 35° 11′ 59″  |
| 東 経 | 136° 51′ 10″ |

### 3 隣接市

|   |               |
|---|---------------|
| 東 | 名古屋市西区        |
| 西 | あま市           |
| 南 | 名古屋市中村区       |
| 北 | 一宮市、稲沢市、北名古屋市 |

### 4 面積・広がり及び標高

| 面 積                  | 広がり  |      | 標 高  |      |
|----------------------|------|------|------|------|
|                      | 東西   | 南北   | 最高   | 最低   |
| 17.35km <sup>2</sup> | 約5km | 約8km | 7.7m | 1.9m |

## 第2 災害

---

### 1 過去の主な災害

#### (1) 東海豪雨

東海豪雨は、平成12年9月11日から12日にかけて、日本付近に停滞していた秋雨前線に、台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで、活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録した大雨である。名古屋地方気象台が観測した日最大1時間降雨量97.0mm、日最大降水量428.0mm、月最大24時間降水量534.5mmは、いずれも統計開始以来最も多い値となった。

この大雨により、新川の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は20か所に達し、県内の浸水家屋は62,000棟を超え、がけ崩れが250か所、7名が犠牲となった。

清須市においても、新川の水位の上昇により、堤防の決壊や越水、排水ポンプの運転停止等により、家屋等に浸水被害等が多数発生する初めての大規模な災害となった。

この災害により、本市は災害対策本部を設置し、避難勧告等の応急対策、自衛隊の災害派遣要請を行い、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。

#### 《土木関係被害》

道路をはじめ公園や下水道施設等、土木関係施設の多くが被害を受けた。特に、市の管理する公園は大半が冠水による被害を受けた。

また、下水道施設については、新川の堤防決壊により排水ポンプを停止し、停止に伴うポンプ場も浸水被害も受けた。

#### 《産業関係被害》

農業については、野菜の冠水・流水等の被害が多く、被害総額は19,017千円にのぼった。

また、産業については、浸水や工場の冠水により生産設備が使用不能となり、直接浸水被害を受けなくとも一次生産を中止する等、市内の6割以上の事業所が被害を受け、被害総額は3,854,611千円にのぼった。

#### 《衛生関係被害》

医療施設や社会福祉施設においても浸水の被害を受けており、児童福祉施設については8か所が被害を受け、被害総額は67,262千円となった。

また、水道施設については、清須市（合併前の旧西枇杷島町及び旧新川町）は名古屋市の給水区域となっており、水道施設の被害はなかったが、給水栓の水没や受水槽式給水施設のポンプの故障等により給水不能となった。



表 東海豪雨被害状況

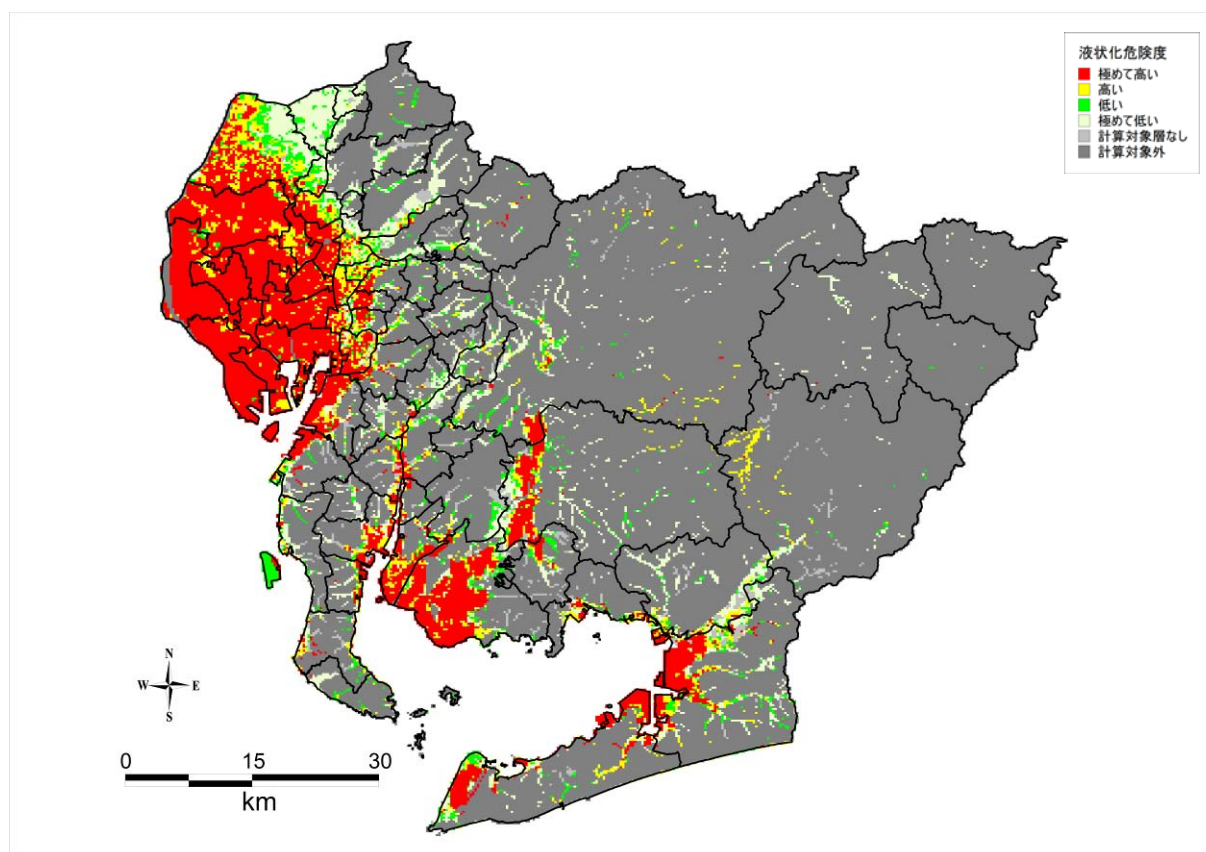
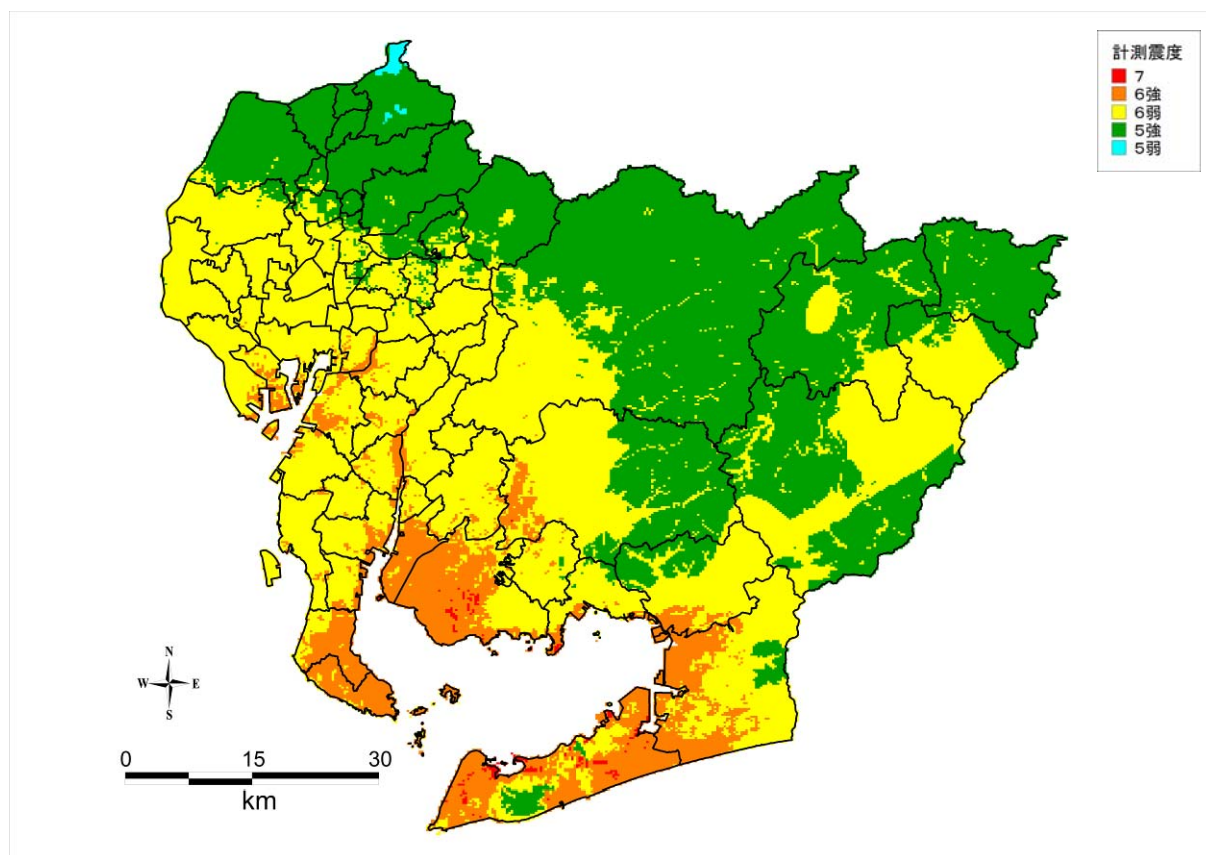
| 区 分              |      | 単位   | 清須市    |                                                            | 愛知県     |
|------------------|------|------|--------|------------------------------------------------------------|---------|
| 被 人<br>害 的       | 死 者  | (人)  | —      |                                                            | 7       |
|                  | 負傷者  | (人)  | 1      | 旧春日町 : 1                                                   | 107     |
| 住<br>家<br>被<br>害 | 全 壊  | (棟)  | —      |                                                            | 18      |
|                  |      | (世帯) | —      |                                                            | 23      |
|                  |      | (人)  | —      |                                                            | 78      |
|                  | 半 壊  | (棟)  | —      |                                                            | 156     |
|                  |      | (世帯) | —      |                                                            | 189     |
|                  |      | (人)  | —      |                                                            | 504     |
|                  | 一部損壊 | (棟)  | —      |                                                            | 147     |
|                  |      | (世帯) | —      |                                                            | 171     |
|                  |      | (人)  | —      |                                                            | 617     |
|                  | 床上浸水 | (棟)  | —      |                                                            | 22,077  |
|                  |      | (世帯) | 5,429  | 旧新川町 : 1,233<br>旧清洲町 : 161<br>旧西枇杷島町 : 4,009<br>旧春日町 : 26  | 24,609  |
|                  |      | (人)  | 14,850 | 旧新川町 : 3,928<br>旧清洲町 : 453<br>旧西枇杷島町 : 10,387<br>旧春日町 : 82 | 65,824  |
|                  | 床下浸水 | (棟)  | —      |                                                            | 40,401  |
|                  |      | (世帯) | 2,658  | 旧新川町 : 2,265<br>旧清洲町 : 337<br>旧西枇杷島町 : 13<br>旧春日町 : 43     | 41,226  |
|                  |      | (人)  | 7,722  | 旧新川町 : 6,595<br>旧清洲町 : 1,011<br>旧西枇杷島町 : 40<br>旧春日町 : 76   | 111,927 |
|                  |      | (人)  | —      |                                                            | —       |
| 非<br>住<br>家      | 公共建物 | (棟)  | —      |                                                            | 67      |
|                  | その他  | (棟)  | —      |                                                            | 1,448   |

(2) その他被害のあった風水害

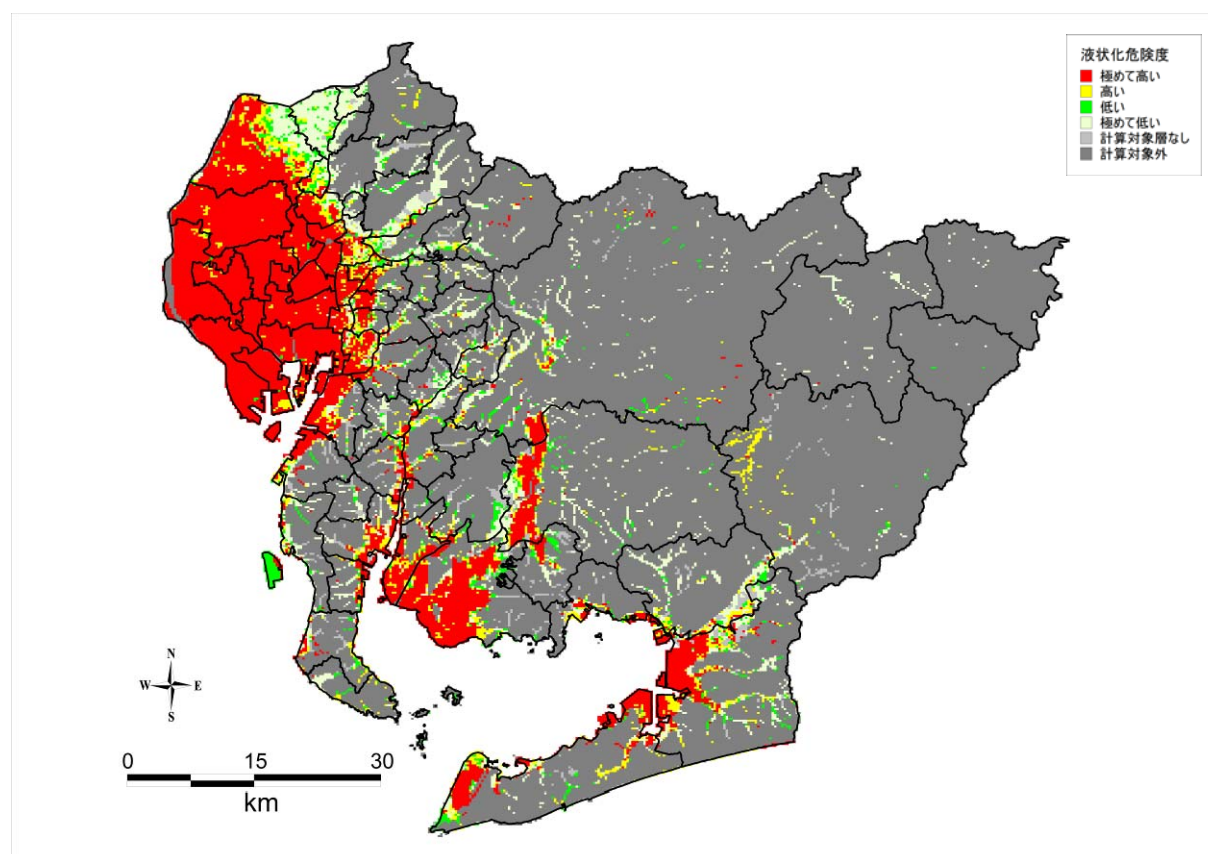
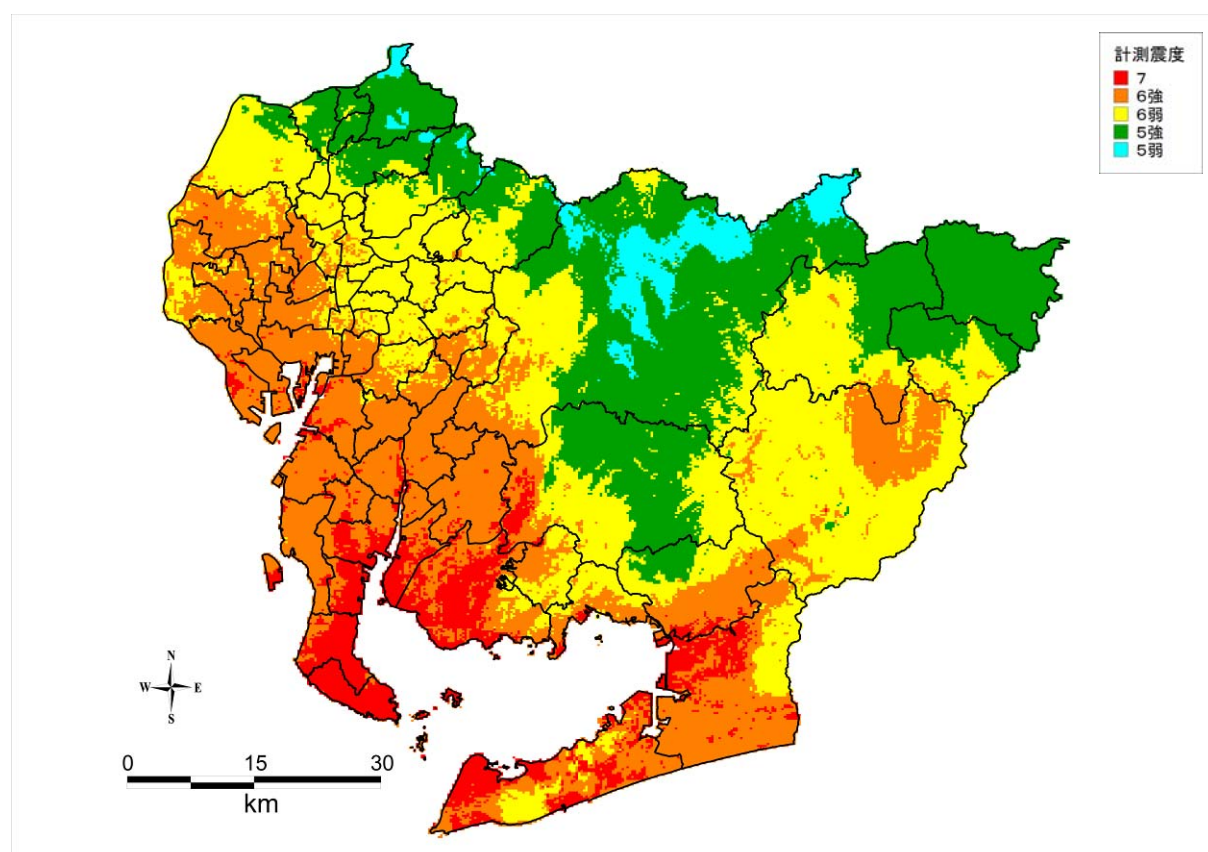
| 年月日                      | 種別<br>(名称) | 名古屋の記録        |                     |             | 本市の被害概要<br>①災害の特徴<br>②被害の程度 |
|--------------------------|------------|---------------|---------------------|-------------|-----------------------------|
|                          |            | 最低気圧<br>(hPa) | 最大風速<br>(m/s)<br>風向 | 総雨量<br>(mm) |                             |
| 平21. 8. 28～29<br>(2008年) | 8月末豪雨      | —             | —                   | 180.5       | ①短時間での豪雨被害<br>②床上浸水2 床下浸水18 |
| 平21. 10. 7～8<br>(2009年)  | 台風18号      | 964.7         | 6.1N                | 162.5       | ①台風の通過による被害<br>②床下浸水5       |

## 2 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測

### (1) 5地震参考モデル

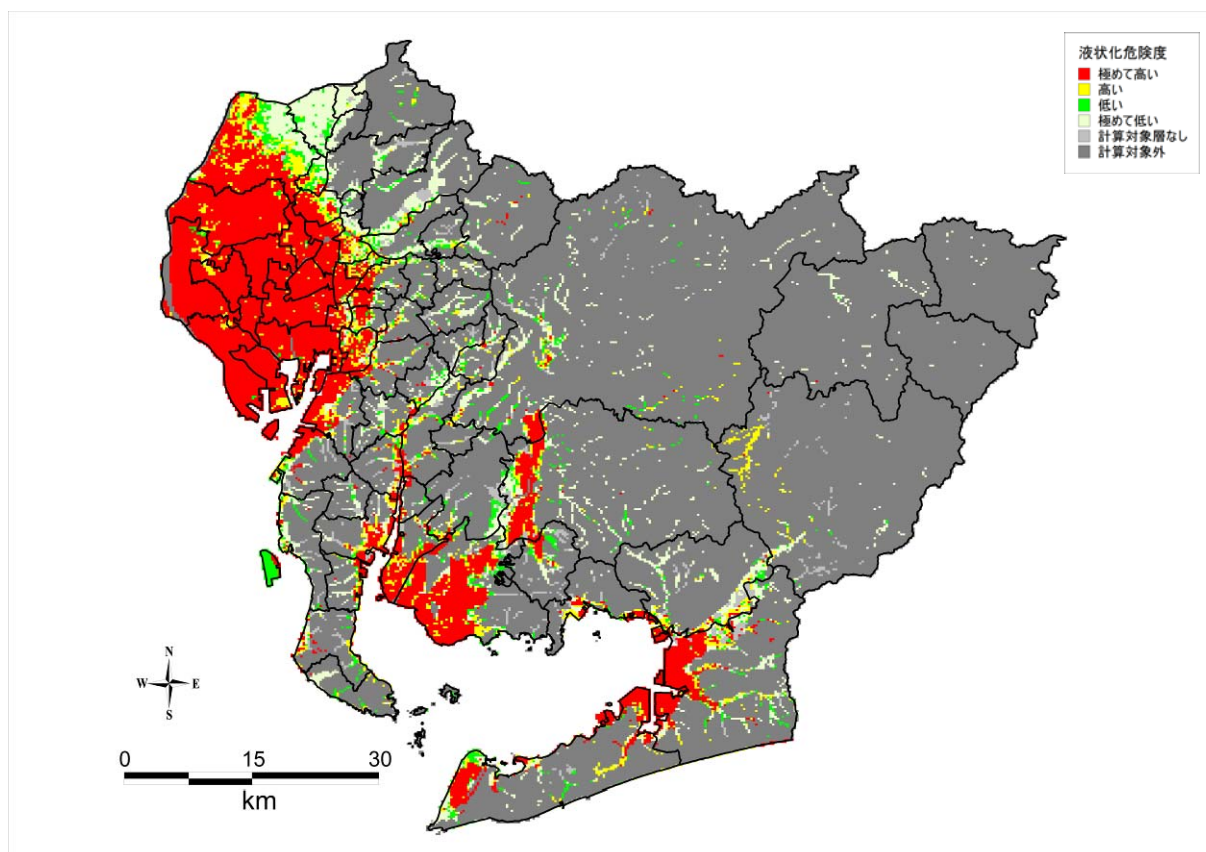
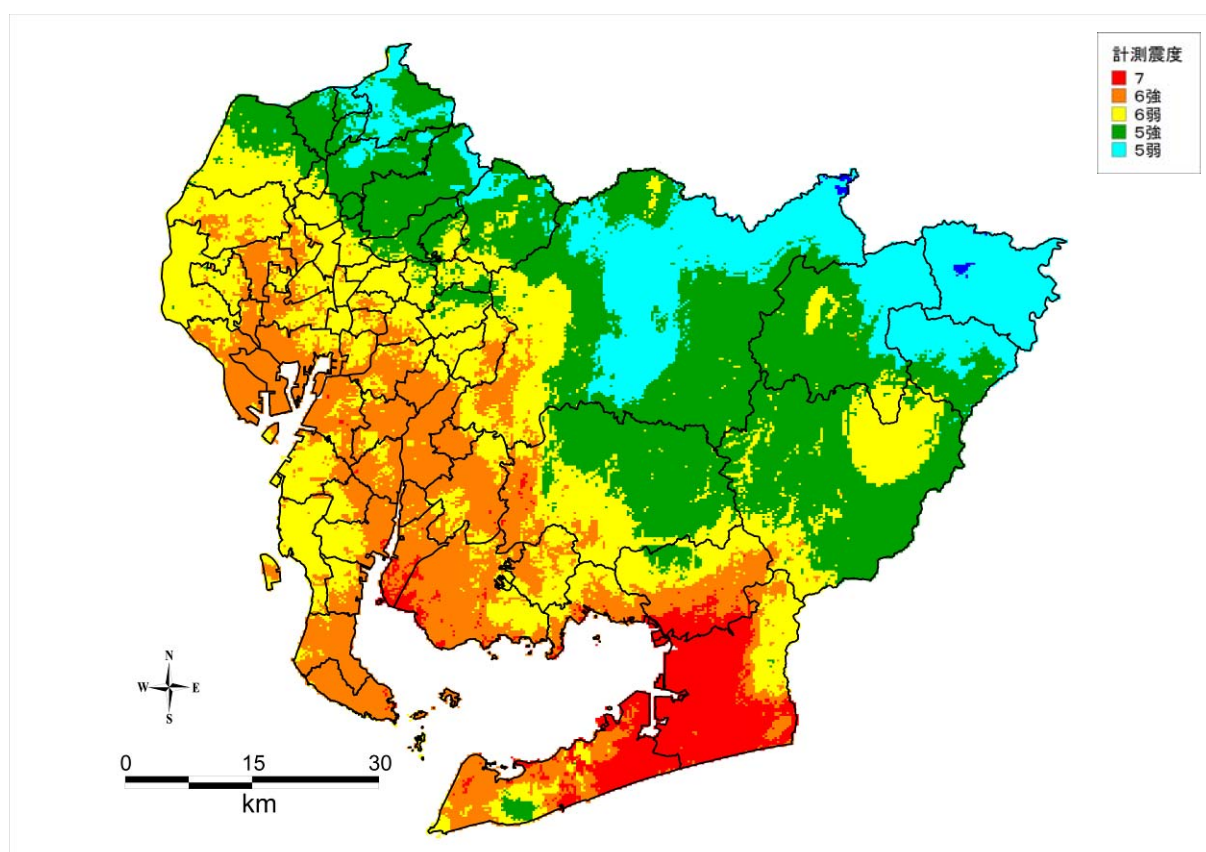


(2) 最大想定モデル（陸側ケース）



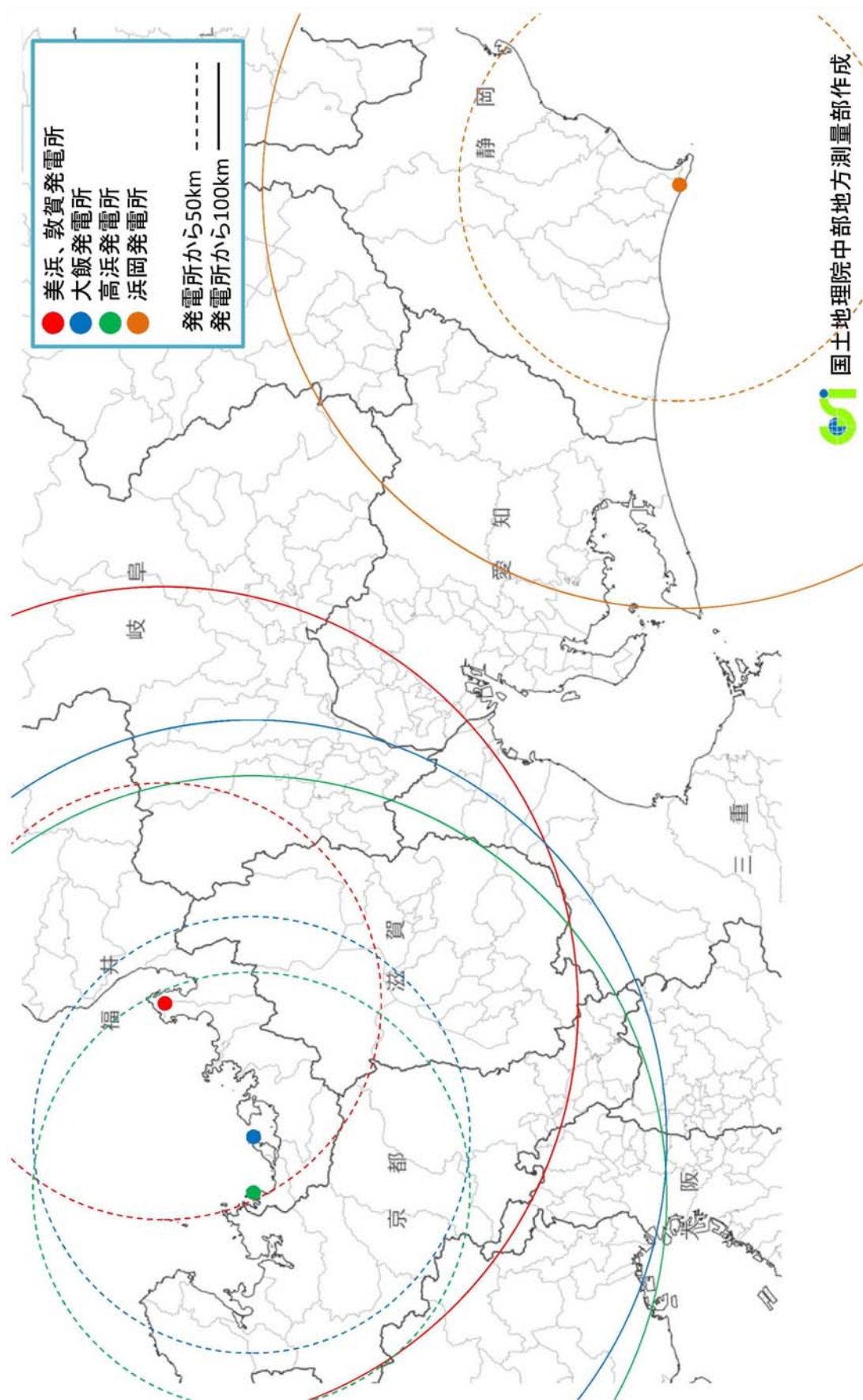


(3) 最大想定モデル（東側ケース）



「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」平成26年3月愛知県

### 3 県外の原子力発電所の位置



## 第3 各種施設等

### 1 防災上注意すべき施設

#### (1) 公園一覧

| 種 別  | 番号 | 名 称                     |            | 所 在 地            | 開設面積<br>(㎡) |
|------|----|-------------------------|------------|------------------|-------------|
| 街区公園 | 1  | ろくのじょう<br>六ノ条           | こうえん<br>公園 | 西枇杷島町城並三丁目15番地1  | 2,068       |
|      | 2  | じょうし<br>城跡              | こうえん<br>公園 | 西枇杷島町小田井二丁目8番地1  | 3,011       |
|      | 3  | まえなみ<br>前並              | こうえん<br>公園 | 西枇杷島町小田井一丁目10番地1 | 2,742       |
|      | 4  | せべた<br>瀬部田              | こうえん<br>公園 | 西枇杷島町地領一丁目4番地1   | 842         |
|      | 5  | はなさき<br>花咲              | こうえん<br>公園 | 西枇杷島町花咲84番地      | 5,000       |
|      | 6  | じりょう<br>地領              | こうえん<br>公園 | 西枇杷島町地領二丁目11番地1  | 1,744       |
|      | 7  | みやまえ<br>宮前              | こうえん<br>公園 | 西枇杷島町宮前二丁目55番地   | 2,333       |
|      | 8  | よし<br>芳野                | こうえん<br>公園 | 西枇杷島町芳野二丁目58番地2  | 3,937       |
|      | 9  | びわじまきまえひがしぐち<br>枇杷島駅前東口 | こうえん<br>公園 | 枇杷島駅前東一丁目2番地6    | 850         |
|      | 10 | つちだ<br>土田               | こうえん<br>公園 | 土田一丁目7番地1        | 1,670       |
|      | 11 | まるかわ<br>丸川              | こうえん<br>公園 | 新清洲六丁目4番地1       | 2,095       |
|      | 12 | じょうじょう<br>上条            | こうえん<br>公園 | 上条二丁目12番地1       | 1,786       |
|      | 13 | しんきよす<br>新清洲            | こうえん<br>公園 | 新清洲二丁目7番地1       | 7,462       |
|      | 14 | はさまだいに<br>廻間第一          | こうえん<br>公園 | 廻間一丁目10番地1       | 3,497       |
|      | 15 | はさまだいいち<br>廻間第一         | こうえん<br>公園 | 廻間三丁目12番地1       | 3,021       |
|      | 16 | えいあんじ<br>永安寺            | こうえん<br>公園 | 清洲一丁目10番地1       | 1,145       |
|      | 17 | てんま<br>伝馬               | こうえん<br>公園 | 西市場二丁目3番地1       | 2,047       |
|      | 18 | にしちば<br>西市場             | こうえん<br>公園 | 西市場四丁目8番地1       | 2,200       |
|      | 19 | おおしま<br>大嶋              | こうえん<br>公園 | 大嶋二丁目4番地2        | 1,200       |
|      | 20 | いおり<br>伊織               | こうえん<br>公園 | 花水木一丁目5番地11      | 2,500       |
|      | 21 | たかし<br>高島               | こうえん<br>公園 | 土田三丁目18番地6       | 2,200       |
|      | 22 | つツみだ<br>ツツミ田            | こうえん<br>公園 | 土田三丁目25番地26      | 2,400       |
|      | 23 | にしすかぐち<br>西須ヶ口          | こうえん<br>公園 | 西須ヶ口66番地         | 2,322       |
|      | 24 | はざま<br>迫間               | こうえん<br>公園 | 須ヶ口駅前一丁目71番地     | 1,146       |
|      | 25 | てんのう<br>天王              | こうえん<br>公園 | 鍋片二丁目66番地        | 2,498       |
|      | 26 | かたまち<br>片町              | こうえん<br>公園 | 鍋片三丁目90番地        | 3,702       |
|      | 27 | そとまち<br>外町              | こうえん<br>公園 | 東外町16番地          | 1,198       |
|      | 28 | うえだ<br>上田               | こうえん<br>公園 | 東外町33番地          | 1,181       |
|      | 29 | よこまち<br>横町              | こうえん<br>公園 | 土器野大山58番地4       | 768         |
|      | 30 | すけしち<br>助七              | こうえん<br>公園 | 助七一丁目149番地       | 4,068       |
|      | 31 | ひがしすかぐち<br>東須ヶ口         | こうえん<br>公園 | 東須ヶ口141番地        | 1,267       |
|      | 32 | はなぞの<br>花園              | こうえん<br>公園 | 寺野花園74番地         | 1,865       |
|      | 33 | もとまち<br>元町              | こうえん<br>公園 | 寺野元町47番地         | 803         |
|      | 34 | みさと<br>美里               | こうえん<br>公園 | 助七美里24番地         | 456         |
|      | 35 | ひがしやまなか<br>東山中          | こうえん<br>公園 | 助七東山中48番地        | 606         |

附属資料

| 種 別  | 番号 | 名 称                        |             | 所 在 地            | 開設面積<br>(㎡) |
|------|----|----------------------------|-------------|------------------|-------------|
| 街区公園 | 36 | ほしのみや<br>星の宮               | こうえん<br>公 園 | 阿原宮前27番地         | 1,033       |
|      | 37 | かもいけ<br>鴨池                 | こうえん<br>公 園 | 阿原鴨池177番地        | 1,008       |
|      | 38 | はちまん<br>八幡                 | こうえん<br>公 園 | 阿原八幡114番地        | 824         |
|      | 39 | てんすい<br>天水                 | こうえん<br>公 園 | 土器野天水763番地       | 415         |
|      | 40 | きたなかの<br>北中野               | こうえん<br>公 園 | 土器野北中野202番地5     | 546         |
|      | 41 | やまにし<br>山西                 | こうえん<br>公 園 | 桃栄三丁目23番地        | 3,201       |
|      | 42 | いぬいずみ<br>乾角                | こうえん<br>公 園 | 桃栄二丁目22番地        | 1,600       |
|      | 43 | とうえい<br>桃栄                 | こうえん<br>公 園 | 桃栄二丁目116番地       | 2,104       |
|      | 44 | おおどおり<br>大通                | こうえん<br>公 園 | 桃栄四丁目79番地        | 2,200       |
|      | 45 | はぎの<br>萩野                  | こうえん<br>公 園 | 萩野55番地           | 1,043       |
|      | 46 | ひがしまち<br>東町                | こうえん<br>公 園 | 土器野北中野232番地1     | 1,122       |
|      | 47 | すみのしろ<br>角の城               | こうえん<br>公 園 | 阿原角の城68番地        | 1,611       |
|      | 48 | みすず<br>美鈴                  | こうえん<br>公 園 | 寺野美鈴95番地         | 2,357       |
|      | 49 | もとやま<br>本山                 | こうえん<br>公 園 | 萩野173番地          | 1,308       |
|      | 50 | ねぎや<br>ネギヤ                 | こうえん<br>公 園 | 春日上須ケ田95番地1      | 2,826       |
|      | 51 | なかのきり<br>中之切               | こうえん<br>公 園 | 春日砂賀東49番地1       | 3,101       |
|      | 52 | にしたなかいちごう<br>西田中一 号（蓮池）    | こうえん<br>公 園 | 西田中蓮池138番地       | 1,009       |
|      | 53 | にしたなかにごう<br>西田中二 号（松 本）    | こうえん<br>公 園 | 西田中松本29番地        | 1,004       |
|      | 54 | にしまき・しんでんふれあい<br>西牧・新田ふれあい | ひろば<br>広 場  | 春日夢の森81番地        | 971         |
| 小 計  | 54 |                            |             |                  | 106,913     |
| 近隣公園 | 1  | びわじま<br>枇杷島                | こうえん<br>公 園 | 西枇杷島町古城二丁目15番地1  | 18,272      |
|      | 2  | かみしん<br>上新                 | こうえん<br>公 園 | 西枇杷島町上新95番地      | 10,879      |
|      | 3  | はるひゆめのもり<br>はるひ夢の森         | こうえん<br>公 園 | 春日夢の森1番地         | 10,626      |
| 小 計  | 3  |                            |             |                  | 39,777      |
| 地区公園 | 1  | しょうないがわしんかわ<br>庄内川新川       | りよくち<br>緑 地 | 下河原800番地         | 30,508      |
| 小 計  | 1  |                            |             |                  | 30,508      |
| 緑 地  | 1  | しょうないがわにしびわじま<br>庄内川西枇杷島   | りよくち<br>緑 地 | 西枇杷島町西枇杷池、南枇杷池地内 | 25,180      |
|      | 2  | ごじょうがわはるひ<br>五条川春日         | りよくち<br>緑 地 | 春日北河原及び南河原地内     | 3,800       |
| 小 計  | 2  |                            |             |                  | 28,980      |

附属資料

(2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設

| No | 施設種別        | 施設の名称             | 住 所                        | 電話番号          | 浸水想定区域 |    |     |     |     |
|----|-------------|-------------------|----------------------------|---------------|--------|----|-----|-----|-----|
|    |             |                   |                            |               | 庄内川    | 新川 | 五条川 | 木曽川 | 福田川 |
| 1  | 病院          | 新川病院              | 土器野267番地                   | 052-400-2711  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 2  | 有床診療所       | 名西クリニック           | 桃栄二丁目230番地                 | 052-400-1121  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 3  | 有床診療所       | 森眼科               | 西枇杷島町末広8番地                 | 052-504-5550  | ○      | ○  |     | ○   |     |
| 4  | デイサービスセンター  | ケイ・デア西城           | 西枇杷島町日の出31番地               | 052-505-4888  | ○      | ○  |     | ○   |     |
| 5  | デイサービスセンター  | Kライン・ケアセンター<br>新川 | 阿原北野37番地2                  | 052-409-7712  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 6  | デイサービスセンター  | 福神デイサービス<br>センター  | 西枇杷島町小野田34番地1              | 052-505-5517  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 7  | デイサービスセンター  | デイサービス花咲          | 西枇杷島町押花47番地                | 052-618-8739  | ○      | ○  |     |     |     |
| 8  | 社会福祉施設      | 清須市社会福祉協議会        | 一場古城604番地15                | 052-409-4554  | ○      | ○  | ○   |     |     |
| 9  | 高齢者施設       | 新川福祉センター          | 助七一丁目193番地                 | 052-409-4554  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 10 | 高齢者施設・児童館   | 西枇杷島老人福祉<br>センター  | 西枇杷島町大野37番地1               | 052-502-7530  | ○      | ○  |     | ○   |     |
| 11 | 高齢者施設       | 春日老人福祉センター        | 春日振形129番地                  | 052-400-2911  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 12 | 介護老人保健施設    | 満天星               | 西枇杷島町城並二丁目14番地             | 052-505-4411  | ○      | ○  |     | ○   |     |
| 13 | 特別養護老人ホーム   | 清洲の里              | 廻間堂畑1番地                    | 052-401-7007  | ○      |    | ○   |     | ○   |
| 14 | 特別養護老人ホーム   | ペガサス春日            | 春日新町105番地                  | 052-408-5550  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 15 | 特別養護老人ホーム   | 平安の里              | 春日新町95番地                   | 052-401-0333  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 16 | 障害福祉サービス事業所 | とけい台              | 西枇杷島町芳野二丁目25番地             | 052-505-5455  | ○      | ○  |     | ○   |     |
| 17 | 障害福祉サービス事業所 | 結和のおうち下小田井        | 西枇杷島町北大和205番地              | 052-482-7887  | ○      | ○  |     | ○   |     |
| 18 | 障害福祉サービス事業所 | セブンデイズきよす         | 春日西牧前75番地2                 | 050-5865-0466 |        |    | ○   |     |     |
| 19 | 障害福祉サービス事業所 | セブンデイズファーム        | 春日西牧南38番地1                 | 052-401-2201  |        |    | ○   |     |     |
| 20 | 障害福祉サービス事業所 | ほまれの家清須           | 清洲1806番地<br>NTT西日本新川清洲ビル1階 | 052-325-4572  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 21 | 幼稚園         | 西枇杷島第一幼稚園         | 西枇杷島町花咲78番地                | 052-501-8577  | ○      | ○  |     | ○   |     |
| 22 | 保育園         | 朝日保育園             | 朝日弥生43番地                   | 052-400-3255  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 23 | 保育園         | 須ヶ口保育園            | 東須ヶ口103番地                  | 052-400-2020  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 24 | 保育園         | 桃栄保育園             | 桃栄三丁目192番地                 | 052-400-2242  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 25 | 保育園         | 土器野保育園            | 土器野502番地                   | 052-400-2907  | ○      | ○  |     | ○   |     |
| 26 | 保育園         | 中之切保育園            | 春日砂賀東95番地                  | 052-400-6811  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 27 | 保育園         | 西枇杷島保育園           | 西枇杷島町泉75番地                 | 052-501-3113  | ○      | ○  |     | ○   |     |
| 28 | 保育園         | 花水木保育園            | 花水木一丁目2番地2                 | 052-409-1822  | ○      |    | ○   |     | ○   |
| 29 | 保育園         | 星の宮保育園            | 阿原池之表32番地                  | 052-409-0881  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 30 | 保育園         | 本町保育園             | 清洲2215番地                   | 052-400-3064  | ○      | ○  | ○   |     |     |
| 31 | 保育園         | 新清洲保育園            | 新清洲三丁目3番地10                | 052-409-1470  | ○      |    | ○   | ○   | ○   |
| 32 | 保育園         | 芳野保育園             | 西枇杷島町芳野二丁目58番地4            | 052-502-7007  | ○      | ○  |     | ○   |     |
| 33 | 保育園         | ネギヤ保育園            | 春日須ヶ田21番地                  | 052-400-9602  | ○      | ○  | ○   | ○   |     |
| 34 | 児童館         | 西枇杷島児童センター        | 西枇杷島町砂入46番地                | 052-504-2656  | ○      | ○  |     | ○   |     |



附属資料

|    |      |              |                  |              |   |   |   |   |  |
|----|------|--------------|------------------|--------------|---|---|---|---|--|
| 35 | 児童館  | 小田井児童館       | 西枇杷島町小田井一丁目12番地1 | 052-504-6392 | ○ | ○ |   | ○ |  |
| 36 | 児童館  | 清洲児童館        | 清洲1017番地1        | 052-409-6102 | ○ |   | ○ |   |  |
| 37 | 児童館  | 清洲児童センターウイング | 清洲2591番地3        | 052-401-2727 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 38 | 児童館  | 新川児童センター     | 須ヶ口1251番地1       | 052-409-5751 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 39 | 児童館  | 桃栄児童館        | 桃栄二丁目115番地       | 052-401-1234 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 40 | 児童館  | 春日児童館        | 春日社子地2番地2        | 052-409-8358 | ○ |   | ○ | ○ |  |
| 41 | 児童館  | 星の宮児童センター    | 阿原星の宮94番地        | 052-400-5932 | ○ | ○ | ○ |   |  |
| 42 | こども園 | ゆめのもりこどもえん   | 春日八幡裏48番地        | 052-325-5144 |   |   | ○ | ○ |  |
| 43 | こども園 | はなのもりこどもえん   | 西枇杷島町城並一丁目9番地17  | 052-908-1187 | ○ | ○ |   | ○ |  |
| 44 | こども園 | ゆうあいこども園     | 一場558番地2         | 052-908-2415 | ○ |   | ○ | ○ |  |
| 45 | 小学校  | 西枇杷島小学校      | 西枇杷島町住吉1番地       | 052-502-1406 | ○ | ○ |   | ○ |  |
| 46 | 小学校  | 古城小学校        | 西枇杷島町城並二丁目2番地1   | 052-502-7171 | ○ | ○ |   | ○ |  |
| 47 | 小学校  | 清洲小学校        | 清洲1013番地         | 052-400-3651 | ○ |   | ○ |   |  |
| 48 | 小学校  | 清洲東小学校       | 清洲2576番地         | 052-400-1144 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 49 | 小学校  | 新川小学校        | 須ヶ口1239番地        | 052-400-2771 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 50 | 小学校  | 星の宮小学校       | 阿原神門125番地        | 052-409-0016 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 51 | 小学校  | 桃栄小学校        | 桃栄二丁目21番地        | 052-409-8861 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 52 | 小学校  | 春日小学校        | 春日振形131番地        | 052-400-3029 | ○ |   | ○ | ○ |  |
| 53 | 中学校  | 西枇杷島中学校      | 西枇杷島町七畝割3番地1     | 052-501-1405 | ○ | ○ |   | ○ |  |
| 54 | 中学校  | 清洲中学校        | 一場695番地          | 052-400-2961 | ○ |   | ○ | ○ |  |
| 55 | 中学校  | 新川中学校        | 須ヶ口750番地         | 052-400-0531 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 56 | 中学校  | 春日中学校        | 春日振形126番地        | 052-400-3174 | ○ |   | ○ | ○ |  |
| 57 | 保育施設 | ゆめつこ園        | 春日夢の森16番地        | 052-325-5144 |   |   | ○ |   |  |

## 2 避難場所・避難所

### (1) 一時避難場所

2m<sup>2</sup>/人

| No | 施 設 名      | 所 在 地               | 面 積<br>(m <sup>2</sup> ) | 収容可能人数<br>(人) |
|----|------------|---------------------|--------------------------|---------------|
| 1  | ネギヤ公園      | 春日上須ヶ田 95 番地 1      | 2,826.00                 | 706           |
| 2  | 西牧ちびっこ広場   | 春日西牧前 21 番地         | 1,330.00                 | 332           |
| 3  | 中之切公園      | 春日砂賀東 49 番地 1       | 3,101.00                 | 775           |
| 4  | 西市場公園      | 西市場四丁目 8 番地 1       | 2,200.00                 | 550           |
| 5  | 伝馬公園       | 西市場二丁目 3 番地 1       | 2,047.00                 | 511           |
| 6  | 清洲文化広場     | 朝日城屋敷 1 番地 1        | 3,700.00                 | 925           |
| 7  | 新清洲公園      | 新清洲二丁目 7 番地 1       | 7,400.00                 | 1,850         |
| 8  | 廻間第一公園     | 廻間三丁目 12 番地 1       | 3,021.00                 | 755           |
| 9  | 廻間第二公園     | 廻間一丁目 10 番地 1       | 3,497.00                 | 874           |
| 10 | 永安寺公園      | 清洲一丁目 10 番地 1       | 1,145.00                 | 286           |
| 11 | 丸川公園       | 新清洲六丁目 4 番地 1       | 2,095.00                 | 523           |
| 12 | 上条公園       | 上条二丁目 12 番地 1       | 1,786.00                 | 446           |
| 13 | 土田公園       | 土田一丁目 7 番地 1        | 1,670.00                 | 417           |
| 14 | 大嶋公園       | 大嶋二丁目 4 番地 2        | 1,200.00                 | 300           |
| 15 | 角の城公園      | 阿原角の城 68 番地         | 1,611.40                 | 402           |
| 16 | 花園公園       | 寺野花園 74 番地          | 1,864.69                 | 466           |
| 17 | 美鈴公園       | 寺野美鈴 95 番地          | 2,356.85                 | 589           |
| 18 | 片町公園       | 鍋片三丁目 90 番地         | 3,702.04                 | 925           |
| 19 | 外町公園       | 東外町 16 番地           | 1,197.95                 | 299           |
| 20 | 東須ヶ口公園     | 東須ヶ口 141 番地         | 1,266.86                 | 316           |
| 21 | 助七公園       | 助七一丁目 149 番地        | 4,068.30                 | 1,017         |
| 22 | 西須ヶ口公園     | 西須ヶ口 66 番地          | 2,322.30                 | 580           |
| 23 | 迫間公園       | 須ヶ口駅前一丁目 71 番地      | 1,145.81                 | 286           |
| 24 | 桃栄公園       | 桃栄二丁目 116 番地        | 2,104.17                 | 526           |
| 25 | 乾角公園       | 桃栄二丁目 22 番地         | 1,599.00                 | 399           |
| 26 | 山西公園       | 桃栄三丁目 23 番地         | 3,200.78                 | 800           |
| 27 | 本山公園       | 萩野 173 番地           | 1,307.96                 | 326           |
| 28 | 大通公園       | 桃栄四丁目 79 番地         | 2,200.00                 | 550           |
| 29 | 六ノ条公園      | 西枇杷島町城並三丁目 15 番地 1  | 2,068.00                 | 517           |
| 30 | 城跡公園       | 西枇杷島町小田井二丁目 8 番地 1  | 3,011.00                 | 752           |
| 31 | 瀬部田公園      | 西枇杷島町地領一丁目 4 番地 1   | 842.00                   | 210           |
| 32 | 前並公園       | 西枇杷島町小田井一丁目 10 番地 1 | 2,742.00                 | 685           |
| 33 | 花咲公園       | 西枇杷島町花咲 84 番地       | 5,000.00                 | 1,250         |
| 34 | 上新公園       | 西枇杷島町上新 95 番地       | 10,879.00                | 2,719         |
| 35 | 地領公園       | 西枇杷島町地領二丁目 11 番地 1  | 1,744.00                 | 436           |
| 36 | 宮前公園       | 西枇杷島町宮前二丁目 55 番地    | 2,333.00                 | 583           |
| 37 | 芳野公園       | 西枇杷島町芳野二丁目 58 番地 2  | 3,937.00                 | 984           |
| 38 | 北二ツ杵ちびっこ広場 | 西枇杷島町北二ツ杵 37 番地 1   | 1,700.00                 | 425           |
| 39 | 新川防災センター   | 中河原 10 番地           | 2,902.14                 | 1,451         |
| 計  |            |                     | 104,124.25               | 26,743        |

※面積に一定の率を乗じて有効面積を算定しているため、収容可能人数は一人当たり必要面積と一致しない。

附属資料

(2) 広域避難場所

2m<sup>2</sup>/人

| No | 施 設 名      | 所 在 地          | 電話番号         | 面 積<br>(m <sup>2</sup> ) | 収容可能人数<br>(人) |
|----|------------|----------------|--------------|--------------------------|---------------|
| 1  | 春日中学校      | 春日振形126番地      | 052-400-3174 | 9,083.00                 | 4,541         |
| 2  | 春日小学校      | 春日振形131番地      | 052-400-3029 | 9,961.00                 | 4,980         |
| 3  | 清洲中学校      | 一場695番地        | 052-400-2961 | 10,271.00                | 5,135         |
| 4  | 清洲小学校      | 清洲1013番地       | 052-400-3651 | 10,630.00                | 5,315         |
| 5  | 清洲東小学校     | 清洲2576番地       | 052-400-1144 | 9,951.00                 | 4,975         |
| 6  | 古城小学校      | 西枇杷島町城並二丁目2番地1 | 052-502-7171 | 7,946.00                 | 3,973         |
| 7  | 星の宮小学校     | 阿原神門125番地      | 052-409-0016 | 6,921.00                 | 3,460         |
| 8  | 新川中学校      | 須ケ口750番地       | 052-400-0531 | 13,330.00                | 6,665         |
| 9  | 西枇杷島中学校    | 西枇杷島町七畝割3番地1   | 052-501-1405 | 25,365.00                | 12,682        |
| 10 | 西枇杷島小学校    | 西枇杷島町住吉1番地     | 052-502-1406 | 9,768.00                 | 4,884         |
| 11 | 新川小学校      | 須ケ口1239番地      | 052-400-2771 | 6,520.00                 | 3,260         |
| 12 | 桃栄小学校      | 桃栄二丁目21番地      | 052-409-8861 | 7,893.00                 | 3,946         |
| 13 | 春日グランド     | 春日新田畑1番地       |              | 8,807.65                 | 3,523         |
| 14 | 清洲公園駐車場    | 清洲古城441番地3 他   |              | 4,562.16                 | 2,281         |
| 15 | 庄内川西枇杷島緑地  | 西枇杷島町西枇杷池地内    |              | 61,100.00                | 24,440        |
| 16 | 新川西部浄化センター | 西枇杷島町芳野三丁目1番地  |              | 14,100.00                | 7,050         |
| 計  |            |                |              | 216,208.81               | 101,110       |

※面積に一定の率を乗じて有効面積を算定しているため、収容可能人数は一人当たり必要面積と一致しない。

附属資料

(3) 指定避難所

3㎡/人

| No | 施 設 名      | 所 在 地            | 電話番号         | 面 積<br>(㎡) | 収容可能人数<br>(人) |
|----|------------|------------------|--------------|------------|---------------|
| 1  | 春日中学校      | 春日振形126番地        | 052-400-3174 | 5,606.00   | 1,868         |
| 2  | 春日小学校      | 春日振形131番地        | 052-400-3029 | 6,852.00   | 2,284         |
| 3  | 清洲中学校      | 一場695番地          | 052-400-2961 | 8,501.00   | 2,833         |
| 4  | 清洲小学校      | 清洲1013番地         | 052-400-3651 | 7,315.00   | 2,438         |
| 5  | 清洲東小学校     | 清洲2576番地         | 052-400-1144 | 5,914.00   | 1,971         |
| 6  | 古城小学校      | 西枇杷島町城並二丁目2番地1   | 052-502-7171 | 5,662.00   | 1,887         |
| 7  | 星の宮小学校     | 阿原神門125番地        | 052-409-0016 | 4,684.00   | 1,561         |
| 8  | 新川中学校      | 須ケ口750番地         | 052-400-0531 | 8,333.00   | 2,777         |
| 9  | 西枇杷島中学校    | 西枇杷島町七畝割3番地1     | 052-501-1405 | 10,152.00  | 3,384         |
| 10 | 西枇杷島小学校    | 西枇杷島町住吉1番地       | 052-502-1406 | 8,681.00   | 2,893         |
| 11 | 新川小学校      | 須ケ口1239番地        | 052-400-2771 | 7,666.00   | 2,555         |
| 12 | 桃栄小学校      | 桃栄二丁目21番地        | 052-409-8861 | 5,383.00   | 1,794         |
| 13 | ネギヤ保育園     | 春日須ケ田21番地        | 052-400-9602 | 1,133.93   | 377           |
| 14 | 中之切保育園     | 春日砂賀東95番地        | 052-400-6811 | 1,137.39   | 379           |
| 15 | 五条川防災センター  | 清洲一丁目6番地1        | 052-693-5010 | 1344.57    | 448           |
| 16 | 清洲市民センター   | 清洲弁天96番地1        | 052-409-6471 | 3,037.00   | 1,012         |
| 17 | 県立五条高校     | あま市西今宿阿弥陀寺56番地   | 052-442-1515 | 1,289.00   | 429           |
| 18 | にしび創造センター  | 西枇杷島町小田井一丁目12番地1 | 052-504-6361 | 3,506.34   | 1,168         |
| 19 | 西枇杷島福祉センター | 西枇杷島町大野37番地1     | 052-502-7530 | 1,182.27   | 394           |
| 20 | 新川防災センター   | 中河原10番地          | 052-409-1535 | 1,025.00   | 341           |
| 計  |            |                  |              | 98404.50   | 32,793        |

(4) 地域福祉避難所

5㎡/人

| No | 施 設 名 | 所 在 地    | 電話番号         | 面 積<br>(㎡) | 収容可能人数<br>(人) |
|----|-------|----------|--------------|------------|---------------|
| 1  | アルコ清洲 | 清洲2537番地 | 052-409-8181 | 11,877.00  | 2,375         |

※地域福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として開設しない。

※専門的な補助は必要ではないものの通常の避難所での生活を続けることができない者(要介護1～3、身体障害者2～6級の者)を対象とする。

### 3 防災備蓄倉庫一覧

| 番号 | 施設名称           | 所在地              | 備考        |
|----|----------------|------------------|-----------|
| 1  | 春日中学校          | 春日振形126番地        |           |
| 2  | 春日小学校          | 春日振形131番地        |           |
| 3  | 清洲中学校          | 一場695番地          |           |
| 4  | 清洲小学校          | 清洲1013番地         |           |
| 5  | 清洲東小学校         | 清洲2576番地         |           |
| 6  | 古城小学校          | 西枇杷島町城並二丁目2番地1   |           |
| 7  | 星の宮小学校         | 阿原神門125番地        |           |
| 8  | 新川中学校          | 須ケ口750番地         |           |
| 9  | 西枇杷島中学校        | 西枇杷島町七畝割3番地1     |           |
| 10 | 西枇杷島小学校        | 西枇杷島町住吉1番地       |           |
| 11 | 新川小学校          | 須ケ口1239番地        |           |
| 12 | 桃栄小学校          | 桃栄二丁目21番地        |           |
| 13 | 五条川防災センター      | 清洲一丁目6番地1        |           |
| 14 | 清洲市民センター       | 清洲弁天96番地1        |           |
| 15 | アルコ清洲          | 清洲2537番地         |           |
| 16 | にしび創造センター      | 西枇杷島町小田井一丁目12番地1 |           |
| 17 | 西枇杷島会館         | 西枇杷島町花咲84番地      |           |
| 18 | 西枇杷島福祉センター     | 西枇杷島町大野37番地1     |           |
| 19 | 新川防災センター       | 中河原10番地          |           |
| 20 | ネギヤ保育園隣        | 春日須ケ田21番地        | 10 ftコンテナ |
| 21 | 春日B&G体育館       | 春日東出6番地          | 10 ftコンテナ |
| 22 | 春日小学校          | 春日振形131番地        | 20 ftコンテナ |
| 23 | 春日分団詰所地下倉庫     | 春日振形129番地        |           |
| 24 | 中之切保育園         | 春日砂賀東95番地        | 20 ftコンテナ |
| 25 | 下野田アンダー東市有地    | 春日立作45番地1        | 20 ftコンテナ |
| 26 | 清洲中学校          | 一場695番地          | 20 ftコンテナ |
| 27 | 西田中防災倉庫        | 西田中長堀5番地         |           |
| 28 | 清洲小学校          | 清洲1013番地         | 20 ftコンテナ |
| 29 | 清洲東小学校         | 清洲2576番地         | 20 ftコンテナ |
| 30 | 星の宮小学校         | 阿原神門125番地        | 20 ftコンテナ |
| 31 | 新川中学校          | 須ケ口750番地         | 20 ftコンテナ |
| 32 | 市庁舎防災倉庫        | 須ケ口1238番地        |           |
| 33 | 新川小学校          | 須ケ口1239番地        | 20 ftコンテナ |
| 34 | 桃栄小学校          | 桃栄二丁目21番地        | 20 ftコンテナ |
| 35 | 水防倉庫           | 西枇杷島町下新地内        |           |
| 36 | 古城小学校          | 西枇杷島町城並二丁目2番地1   | 20 ftコンテナ |
| 37 | 災害用資機材倉庫(名古屋市) | 西枇杷島町城並一丁目8番地1   |           |
| 38 | 西枇杷島備蓄倉庫       | 西枇杷島町弁天1番地6      |           |
| 39 | 西枇杷島小学校        | 西枇杷島町住吉1番地       | 20 ftコンテナ |
| 40 | 西枇杷島中学校        | 西枇杷島町七畝割3番地1     | 20 ftコンテナ |
| 41 | 西枇杷島福祉センター     | 西枇杷島町大野37番地1     | 20 ftコンテナ |
| 42 | みずとびあ庄内水防倉庫    | 西枇杷島町北枇杷池15番地1   |           |

## 第4 被害認定基準

被害状況の認定基準（県認定基準）は以下のとおり。

| 被害区分   |                | 認定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人の被害   | 死者             | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|        | 行方不明者          | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|        | 負傷者            | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。<br>（重傷）1か月以上の治療を要する見込みの者。<br>（軽傷）1か月未満で治療できる見込みの者。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 住家の被害  | （住家）           | 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|        | （棟）            | 一つの建築物をいう。<br>主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。<br>また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。                                                                                                                                                                                                               |
|        | （世帯）           | 生計を一にしている実際の生活単位をいう（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。）。                                                                                                                                                                                                              |
|        | 全壊<br>（全焼・全流失） | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
|        | 半壊             | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。                                                                                                                                                                                                 |
|        | 一部破損           | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|        | 床上浸水           | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 床下浸水           | 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|        | （非住家）          | 住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。<br>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。<br>なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 非住家の被害 | 公共建物           | 役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|        | その他            | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| その他    | 田の流失・埋没        | 田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|        | 田の冠水           | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 被 害 区 分      |              | 認 定 基 準                                                                                                     |
|--------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他          | 畑の流失・埋没、畑の冠水 | 田の例に準ずる。                                                                                                    |
|              | 文 教 施 設      | 小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。                                                               |
| その<br>の<br>他 | 道 路          | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。                                                            |
|              | 損 壊          | 道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。                                                       |
|              | 冠 水          | 道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。                                                                          |
|              | （通行不能）       | 道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。                                                                                 |
|              | 橋りょう         | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。                                               |
|              | 河 川          | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |
|              | 破 堤          | 堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。                                                                                   |
|              | 越 水          | 堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。                                                                    |
|              | その他          | 破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。                                                                       |
|              | 港 湾<br>漁 港   | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。      |
|              | 清掃施設         | ごみ処理及びし尿処理施設とする。                                                                                            |
|              | 砂 防          | 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。                  |
|              | 崖くずれ         | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。   |
|              | 地すべり         | 地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。                                  |
|              | 土 石 流        | 土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。                                                                          |
|              | 鉄 道 不 通      | 列車等の運行が不能となった程度の被害とする。                                                                                      |
|              | 被 害 船 舶      | ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。                      |
|              | 水 道          | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。                                                                   |
|              | 電 話          | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。                                                                                     |
|              | 電 気          | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。                                                                          |
|              | ガ ス          | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。                                                      |
|              | ブロック塀等       | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。                                                                                       |
| り 災 世 帯      |              | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。                                                       |
| り 災 者        |              | り災世帯の構成員とする。                                                                                                |

| 被害区分                                                                                 |      | 認定基準                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火災発生                                                                                 | (火災) | 地震又は火山噴火の場合のみとすること。                                                                                                  |
|                                                                                      | 建物   | 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。              |
|                                                                                      | 危険物  | 消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。                                                                            |
|                                                                                      | その他  | 建物及び危険物以外のもの。                                                                                                        |
| 公立文教施設                                                                               |      | 公立の文教施設をいう。                                                                                                          |
| 農林水産業施設                                                                              |      | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。                    |
| 公共土木施設                                                                               |      | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。 |
| その他の公共施設                                                                             |      | 公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。                                              |
| 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。 |      |                                                                                                                      |
| 公共施設被害市町村数                                                                           |      | 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。                                                                        |
| その他                                                                                  | 農産被害 | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。                                                                            |
|                                                                                      | 林産被害 | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。                                                                                  |
|                                                                                      | 畜産被害 | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。                                                                                  |
|                                                                                      | 水産被害 | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。                                                                               |
|                                                                                      | 商工被害 | 建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。                                                                                  |

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項欄の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況



## 第5 条例・規則等

---

### 1 清須市防災会議条例

平成17年7月7日

条例第145号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、清須市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 清須市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (2) 愛知県の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 市の教育委員会の教育長
  - (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
  - (5) 西春日井広域事務組合の消防長
  - (6) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、市長が任命する者
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 6 委員の定数は、25人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 清須市防災会議運営要綱

平成24年3月30日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市防災会議条例(平成17年清須市条例第145号。以下「条例」という。)に基づき、清須市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 条例第3条第4項の規定により、会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出なければならない。

(異動等の報告)

第4条 委員(条例第3条第5項第3号、第4号及び第6号に定める者を除く。)に異動等があった場合は、前任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(防災会議の招集)

第5条 防災会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載するものとする。

(会議録)

第6条 会長は、防災会議を開いたときは、会議録を作成する。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 防災会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 防災会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第7条 会長は、防災会議の権限に属する事項のうち次に掲げる場合において、専決処分をすることができる。

- (1) やむを得ない事情により防災会議を招集することができないとき。
- (2) 清須市地域防災計画に記載した内容の軽易な修正を行うとき。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附属資料

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

### 3 清須市災害対策本部条例

平成17年7月7日

条例第146号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、清須市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 清須市災害対策本部要綱

平成24年3月30日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長及び災害対策本部員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、清須市職員の職の設置に関する規則（平成17年清須市規則第25号）第2条第1号に定める職員をもって充てる。

(部及び班の組織)

第3条 部長は、部の事務を統括し、部員を指揮監督する。

2 危機管理部長は、本部の事務を掌理し、統括指揮する。

3 部に部長代理を置く。

4 部長代理は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4条 部の業務の円滑な実施を図るため、部に班を置く。

2 班に班長及び副班長を置く。

3 班長は、班の所掌事務について部長の指示を受け、その事務の処理にあたる。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第5条 部及び班は、別表に掲げる事項を行うものとする。

(本部員会議)

第6条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策に関する基本的事項について協議決定し、その実施を推進する。

3 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が会務を総理する。

(本部事務局)

第7条 本部に本部事務局を置く。

2 本部事務局は、別表に定める危機管理・総務班の職員をもって組織し、次に掲げる事務を行う。

(1) 災害応急対策に関し、本部の各部及び本部と防災関係機関等との連絡調整に関すること。

(2) 本部員会議に関すること。

(現地災害対策本部)

第8条 本部長は、災害地において被災現地に機動的かつ迅速な応急対策を実施する必要があると認めた場合には、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 現地本部には、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）、現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）

及び現地災害対策本部の職員（以下「現地本部の職員」という。）を置く。

- 3 現地本部長には、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。
- 4 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。
- 5 現地副本部長は、本部員、本部の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。
- 6 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 現地本部員は、本部員、本部の職員のうちから本部長が指名するものをもって充て、現地本部の職員は、本部の職員をもって充てる。
- 8 本部長は、現地における応急対策がおおむね完了したと判断した場合は、現地本部を廃止する。
- 9 前各項に規定するもののほか、現地本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

（非常配備体制）

第9条 本部の各組織は、非常配備体制を整備し、災害応急対策の協力かつ円滑な実施及び職員の合理的配置を図るものとする。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日告示第43号）

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成29年1月5日告示第2号）

この告示は、平成29年1月10日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第10号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月11日告示第63号抄）

この告示は、令和2年8月17日から施行する。

附 則（令和2年9月30日告示第68号）

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第5条、第7条関係）

| 部              | 班<br>(班 長)           | 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危機管理部<br>・ 総務部 | 危機管理・総務班<br>(危機管理課長) | 1 災害対策本部の設置、廃止に関する事<br>2 本部会議の運営に関する事<br>3 防災行政無線等の運用に関する事<br>4 被害状況の取りまとめに関する事<br>5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事<br>6 各部との連絡調整に関する事<br>7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事<br>8 自衛隊の派遣要請に関する事<br>9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事<br>10 激甚災害指定手続に関する事<br>11 避難指示等、本部長命令の伝達に関する事<br>12 消防及び水防配備体制に関する事<br>13 部内の連絡調整に関する事 |
|                | 消防班<br>(消防団長)        | 1 災害の警戒及び防止活動に関する事<br>2 避難指示等の広報に関する事<br>3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事<br>4 被害状況等の収集に関する事<br>5 行方不明者の捜索に関する事                                                                                                                                                                                             |
| 総務部            | 財政・財産管理班<br>(財政課長)   | 1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>3 公有財産被害の取りまとめに関する事<br>4 災害対策工事等（土木工事を除く）の完工の検査に関する事<br>5 災害対策費の予算措置に関する事<br>6 部内の連絡調整に関する事                                                                                                                                                |
|                | 税務・収納班<br>(税務課長)     | 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事<br>2 被災台帳（固定資産分）の作成に関する事<br>3 市民税、固定資産税等の減免に関する事                                                                                                                                                                                                                     |
|                | 会計班<br>(会計課長)        | 1 義援金品の出納に関する事<br>2 災害対策資金の出納に関する事<br>3 災害応急復旧資金の出納に関する事                                                                                                                                                                                                                                        |
|                | 監査事務班<br>(監査課長)      | 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 企画部            | 人事秘書班<br>(人事秘書課長)    | 1 災害広報に関する事（ホームページ・災害メール等）<br>2 被害状況等の撮影及び記録に関する事<br>3 報道機関に対する連絡及び情報提供に関する事<br>4 職員の動員、配置及び調整に関する事<br>5 職員の参集及び被災状況の把握に関する事<br>6 職員の食料、寝具等の厚生に関する事<br>7 職員の公務災害補償に関する事<br>8 他の行政機関への応援要請及び派遣職員の受入れに関する事                                                                                        |



|       |                          |                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                          | 9 職員の衛生管理に関すること<br>10 部内の連絡調整に関すること                                                                                                                                                                                                        |
|       | 企画政策・企業誘致班<br>(企画政策課長)   | 11 庁内情報ネットワークに関すること<br>12 市民からの問い合わせに関すること<br>13 自主防災組織への連絡に関すること<br>14 ボランティアの受入れ及び配置に関すること<br>15 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること<br>16 電子計算組織の管理に関すること<br>17 災害者の支援システムに関すること                                                                     |
| 市民環境部 | 市民・市民サービスセンター班<br>(市民課長) | 1 被災・罹災証明書の発行に関すること<br>2 避難所との連絡調整に関すること<br>3 義援金の配布及び義援物品の受領に関すること<br>4 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること<br>5 部内の連絡調整に関すること                                                                                                                            |
|       | 保険年金班<br>(保険年金課長)        | 1 避難所との連絡調整に関すること<br>2 各種保険給付の支払いに関すること<br>3 各被保険者証明及び受給者証の交付に関すること<br>4 国民健康保険税の減免に関すること                                                                                                                                                  |
|       | 生活環境班<br>(生活環境課長)        | 1 防疫用薬剤・資機材の調達、保管及び防疫活動に関すること<br>2 災害廃棄物の収集及び処理に関すること<br>3 遺体の捜索、検視（調査）、身元確認等に関すること<br>4 遺体の処理に関すること<br>5 遺体の安置及び埋火葬に関すること<br>6 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること<br>7 汲取料金の減免に関すること                                                                     |
|       | 産業班<br>(産業課長)            | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 農業者及び商工業者の被害状況調査に関すること<br>4 食料及び物資の調達、仕分け、配送に関すること<br>5 家畜の伝染病、防疫に関すること<br>6 中小企業に対する復興資金の斡旋及び助成に関すること<br>7 被災農家の融資に関すること                                                    |
| 健康福祉部 | 社会福祉班<br>(社会福祉課長)        | 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>3 要配慮者（障害者）の安否確認及び救護に関すること<br>4 被災者の被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与に関すること<br>5 生活再建等支援対策（資金の貸付及び支給、相談等）に関すること<br>6 日本赤十字社愛知県支部及びその他福祉関係団体との連絡調整に関すること<br>7 災害弔慰金等に関すること<br>8 部内の連絡調整に関すること |

|     |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 高齢福祉班<br>(高齢福祉課長)             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 要配慮者(高齢者)の安否確認及び救護に関する事</li> <li>4 介護保険給付の支払いに関する事</li> <li>5 地域福祉避難所の開設、運営及び管理に関する事</li> <li>6 福祉避難所との連絡調整に関する事</li> <li>7 介護サービス提供事業者との連絡調整(施設の被害、サービスの継続状況等)に関する事</li> <li>8 介護保険料の減免措置に関する事</li> </ol>                                                           |
|     | 児童福祉班<br>(子育て支援課長)            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育園児・児童館児童の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 保育園児の安否確認及び被害状況調査に関する事</li> <li>4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事</li> <li>5 保育料の減免措置に関する事</li> </ol>                                                                                                                                                                         |
|     | 保健班<br>(健康推進課長)               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 医師会等医療関係機関との連絡調整(施設の被害、医療の継続状況等)に関する事</li> <li>4 医療資機材、薬品等の調達に関する事</li> <li>5 保健所との連絡調整(施設の被害、医療の継続状況等)に関する事</li> <li>6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事</li> <li>7 感染症予防に関する事</li> <li>8 医療、助産及び健康診査に関する事</li> <li>9 避難所における健康管理に関する事</li> <li>10 医療救護所の開設、運営に関する事</li> </ol> |
| 建設部 | 土木班<br>(土木課長)                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内緊急輸送道路に関する事</li> <li>2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 清須市防災協力会への協力要請に関する事</li> <li>4 交通規制に関する事</li> <li>5 水防活動に関する事</li> <li>6 帰宅困難者の支援に関する事</li> </ol>                                                                                                                                                                     |
|     | 都市計画・新清洲駅周辺まちづくり班<br>(都市計画課長) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 帰宅困難者の支援に関する事</li> <li>3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>4 建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>5 生活再建等支援対策(住宅再建支援・相談)に関する事</li> <li>6 応急仮設住宅の建設等に関する事</li> <li>7 部内の連絡調整に関する事</li> </ol>                                                                                                                   |
|     | 上下水道班<br>(上下水道課長)             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>3 飲料水の確保及び供給に関する事</li> <li>4 応急給水活動に関する事</li> <li>5 広域給水応援の受入れに関する事</li> </ol>                                                                                                                                                                                       |

|       |                        |                                                                                                                                                                                     |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                        | 6 帰宅困難者の支援に関する事                                                                                                                                                                     |
| 教育部   | 学校教育班<br>(学校教育課長)      | 1 避難所の開設、運営及び管理に関する事<br>2 避難者の誘導及び受入れに関する事<br>3 学校の被害状況等の取りまとめに関する事<br>4 被災幼児、児童及び生徒への学用品の支給に関する事<br>5 応急教育等に関する事<br>6 授業料等の減免措置に関する事                                               |
|       | 生涯学習・スポーツ班<br>(生涯学習課長) | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事<br>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>3 避難所の開設、運営及び管理に関する事<br>4 避難者の誘導及び受入れに関する事<br>5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>6 部内の連絡調整に関する事                                   |
|       | 給食センター班<br>(給食センター所長)  | 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>2 避難所の開設、運営及び管理に関する事<br>3 避難者の誘導及び受入れに関する事                                                                                                              |
|       | 学校班<br>(学校長)           | 1 幼児、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関する事<br>2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事<br>3 幼児、児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関する事<br>4 被災幼児、児童及び生徒への救護に関する事<br>5 休校等の応急措置に関する事<br>6 避難所の開設、運営及び管理に関する事<br>7 避難者の誘導及び受入れに関する事 |
| 議会事務局 | 議事調査班<br>(議事調査課長)      | 1 災害関係議会及び各種会議の運営に関する事<br>2 市議会議員への広報に関する事<br>3 市議会関係の情報収集及び伝達に関する事                                                                                                                 |

## 5 清須市防災行政用無線局管理運用規程

平成17年7月7日

訓令第43号

(趣旨)

第1条 この訓令は、清須市における防災行政無線の適正な管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）その他関係法令に定められているもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政無線 防災、災害時及び一般行政のために使用する無線設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものは含まない。
- (3) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (4) 同報系 同報無線方式により通報を行う通信系をいう。
- (5) 親局 屋外拡声子局及び戸別受信機に対し、同時に同一内容の通信を行う同報系無線設備をいう。
- (6) 屋外拡声子局 親局からの通報を受信し、又は直接当該局からの情報をスピーカーから放送するため、屋外に設置する同報系無線設備をいう。
- (7) 戸別受信機 親局からの通報を受信するために、屋内に設置する同報系無線設備をいう。
- (8) 移動系 基地局及び陸上移動局の通信系をいう。
- (9) 基地局 陸上移動局と通信を行うために開設する移動しない無線設備をいう。
- (10) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中に運用する無線設備をいう。
- (11) 無線従事者 当該無線局の操作が可能な無線従事者免許を有する者であつて、市長が選任したものをいう。

(無線局の職員)

第3条 無線局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 総括管理者
- (2) 管理責任者
- (3) 通信取扱責任者
- (4) 通信取扱者

(総括管理者)

第4条 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、危機管理部長をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに所属の無線従事者を指揮監督する。

2 管理責任者は、危機管理課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局に係る業務を管理する。

2 通信取扱責任者は、管理責任者がその危機管理課職員である無線従事者のうちから選任する。

3 管理責任者は、通信取扱責任者を選任したとき、又は通信取扱責任者の異動等によりこれを解任したときは、総括管理者に報告しなければならない。

(通信取扱者)

第7条 通信取扱者は、通信取扱責任者の下に法その他関係法令（以下「法令」という。）を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行わなければならない。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(無線局の構成)

第8条 無線局の設置場所及び識別信号は、別表のとおりとする。

(通信の種類)

第9条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 非常時通信 災害発生等非常時の通報及び通話をいう。

(2) 試験通信 無線設備の保守点検等のために試験的に行う通報及び通話をいう。

(3) 普通通信 前2号以外の通報及び通話をいう。

(通信の統制)

第10条 総括責任者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、普通通信を制限することができる。

(災害時の運用)

第11条 総括責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、管理責任者及び通信取扱責任者に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置を講じなければならない。

(通信訓練)

第12条 総括責任者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

(1) 定期通信訓練

(2) 防災訓練に併せた通信訓練

(備付書類等の管理)

第13条 管理責任者は、法令に基づく業務書類を備え付け、管理しなければならない。

(整備点検)

第14条 管理責任者は、定期的に無線設備の整備点検を行い、常に良好な状態に保たなければならない。

(雑則)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成20年4月1日訓令第7号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日訓令第25号）

## 附属資料

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年8月27日訓令第3号）

この訓令は、平成22年8月28日から施行する。

附 則（平成23年3月28日訓令第11号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月1日訓令第1号）

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月5日訓令第1号）

この訓令は、平成29年1月10日から施行する。

附 則（平成29年9月28日訓令第5号）

この訓令は、平成29年9月28日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月26日訓令第1号）

この訓令は、令和2年2月26日から施行する。

附 則（令和2年9月30日訓令第14号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

## 別表（第8条関係） 清須市防災行政無線局同報系設置場所

### （1） 親局

| 識別信号     | 設置場所       |
|----------|------------|
| こうほうきよすし | 危機管理部危機管理課 |

### （2） 屋外拡声子局

| 識別信号   | 設置場所         | 所在地番         |
|--------|--------------|--------------|
| きよすし1  | 八幡公園         | 阿原八幡114番地    |
| きよすし2  | 阿原公民館        | 阿原宮東278番地    |
| きよすし3  | 阿原宮前         | 阿原宮前62番地     |
| きよすし4  | 寺野花笠         | 寺野花笠11番地先    |
| きよすし5  | 東山中公園        | 助七東山中48番地    |
| きよすし6  | 寺野池端         | 寺野池端47番地先    |
| きよすし7  | 元町公園         | 寺野元町47番地     |
| きよすし8  | 天王公園         | 鍋片二丁目66番地    |
| きよすし9  | 新川中学校（西）     | 須ケ口750番地     |
| きよすし10 | 助七公園         | 助七一丁目149番地   |
| きよすし11 | 外町コミュニティセンター | 西須ケ口11番地1    |
| きよすし12 | 西須ケ口公園       | 西須ケ口66番地     |
| きよすし13 | 迫間公園         | 須ケ口駅前一丁目71番地 |
| きよすし14 | 西堀江公民館       | 桃栄三丁目83番地    |

附属資料

|             |               |                    |
|-------------|---------------|--------------------|
| きよすし15      | 旗本市有地         | 須ヶ口2252番地 1        |
| きよすし16      | 横町公園          | 土器野58番地 4          |
| きよすし17      | 大通公園          | 桃栄四丁目79番地          |
| きよすし18      | 東町公園          | 土器野232番地 1         |
| きよすし19      | 天水公園          | 土器野763番地           |
| きよすし20      | 中河原月読社        | 中河原119番地           |
| きよすし21      | 県営新川住宅（西）     | 下河原1044番地 1 先      |
| きよすし22      | 花園公園          | 寺野花園74番地           |
| きよすし23      | 新川中学校（東）      | 須ヶ口750番地           |
| きよすし24      | 桃栄小学校         | 桃栄二丁目21番地          |
| きよすし25      | 八幡社（東）        | 下河原997番地           |
| きよすし26      | 桑名町ちびっこ広場     | 一場弓町152番地          |
| きよすし27      | 貝殻山貝塚史跡       | 朝日貝塚 1 番地          |
| きよすし28      | 西田中ちびっこ広場     | 西田中蓮池 5 番地         |
| きよすし29      | 西市場公園         | 西市場四丁目 8 番地 1      |
| きよすし30      | 廻間第一公園        | 廻間三丁目12番地 1        |
| きよすし31      | 清洲東小学校校庭      | 清洲2576番地           |
| きよすし32      | 本町保育園         | 清洲2215番地           |
| きよすし33      | 丸の内ちびっこ広場     | 清洲2128番地           |
| きよすし34      | 上条公園          | 上条二丁目12番地 1        |
| きよすし35      | 土田公園          | 土田一丁目 7 番地 1       |
| きよすし36      | 西枇杷島問屋記念館     | 西枇杷島町西六軒20番地       |
| きよすし37      | ツツミ田公園        | 土田二丁目8番地4          |
| きよすし38      | 新橋西公園         | 清須春日新橋西土地区画整理事業7街区 |
| きよすしこじょういち  | 枇杷島公園（北）      | 西枇杷島町古城二丁目15番地 1   |
| きよすしこじょうに   | 枇杷島公園（南）      | 西枇杷島町古城二丁目15番地 1   |
| きよすしじょうなみいち | 六ノ条公園         | 西枇杷島町城並三丁目15番地 1   |
| きよすしじょうなみに  | 古城小学校         | 西枇杷島町城並二丁目 2 番地 1  |
| きよすしおたいいち   | 小田井河川敷        | 西枇杷島町小田井三丁目14番地 8  |
| きよすしおたいに    | 城跡公園          | 西枇杷島町小田井二丁目 8 番地 1 |
| きよすしおたいさん   | 前並公園          | 西枇杷島町小田井一丁目10番地 1  |
| きよすしちりょういち  | 地領公園          | 西枇杷島町地領二丁目11番地 1   |
| きよすしちりょうに   | 瀬部田公園         | 西枇杷島町地領一丁目 4 番地 1  |
| きよすしはなさきいち  | 西枇杷島第 1 幼稚園   | 西枇杷島町花咲78番地        |
| きよすしはなさきに   | 花咲公園          | 西枇杷島町花咲84番地        |
| きよすしみやまえ    | 宮前公園          | 西枇杷島町宮前二丁目55番地     |
| きよすしかみしん    | 上新公園          | 西枇杷島町上新95番地        |
| きよすしななせわりいち | 西枇杷島中学校       | 西枇杷島町七畝割 3 番地 1    |
| きよすしななせわりに  | 西枇杷島中学校グラウンド  | 西枇杷島町七畝割92番地 1     |
| きよすしすみよし    | 西枇杷島小学校       | 西枇杷島町住吉 1 番地       |
| きよすしよしのいち   | 芳野ポンプ場        | 西枇杷島町芳野三丁目22番地     |
| きよすしよしのに    | 芳野公園          | 西枇杷島町芳野二丁目58番地 2   |
| きよすしみなみふたつり | 庄内川堤防小段内      | 西枇杷島町南二ツ杵24番地 4 地先 |
| きよすしおおの     | 西枇杷島福祉センター    | 西枇杷島町大野37番地 1      |
| きよすしおのだ     | 西枇杷島町小野田      | 西枇杷島町小野田50番地 1     |
| きよすしじゅっけんうら | 十軒裏市有地        | 西枇杷島町十軒裏72番地 1     |
| きよすしきたやまと   | 北大和第 2 ちびっこ広場 | 西枇杷島町北大和123番地      |
| きよすしいずみ     | サンコート西枇杷島     | 西枇杷島町泉40番地         |
| きよすしにしびあさひ  | 旭第 2 ちびっこ広場   | 西枇杷島町旭一丁目 3 番地 1   |
| きよすしとんや     | 問屋ちびっこ広場      | 西枇杷島町問屋 3 番地 4     |
|             | 大嶋公園          | 大嶋二丁目 4 番地 2       |
|             | 清洲中学校         | 一場695番地            |
|             | 清洲上中畦         | 清洲316番地 2          |
|             | 朝日児童遊園        | 朝日愛宕170番地 1        |
|             | 朝日天王ちびっこ広場    | 朝日天王74番地           |
|             | 清洲公園駐車場       | 清洲442番地 1          |

附属資料

|             |                |               |
|-------------|----------------|---------------|
|             | 清洲市民センター       | 清洲弁天96番地 1    |
|             | 朝日ちびっこ広場       | 朝日弥生45番地 1    |
|             | 西春日井広域事務組合西消防署 | 西田中白山88番地     |
|             | 伝馬公園           | 西市場二丁目 3 番地 1 |
|             | 西市場住宅児童遊園      | 西市場六丁目 6 番地 1 |
|             | 廻間第二公園         | 廻間一丁目10番地 1   |
|             | 花水木保育園         | 花水木一丁目 2 番地 2 |
|             | 五条川防災センター      | 清洲一丁目 6 番地 1  |
|             | 清洲公園           | 清洲三丁目 7 番地 1  |
|             | 西清洲ちびっこ広場      | 清洲1089番地 1    |
|             | 清洲東小学校屋上       | 清洲2576番地      |
|             | 清洲エンソ          | 清洲1953番地 8    |
|             | 丸川公園           | 新清洲六丁目 4 番地 1 |
|             | 新清洲公園          | 新清洲二丁目 7 番地 1 |
|             | 八幡社            | 土田北浦146番地     |
| きよすしほりた     | ネギヤ公園          | 春日 上須ヶ口95番地 1 |
| きよすしにやしき    | 鯉山神社           | 春日 式屋敷13番地    |
| きよすしのかた     | 分地児童遊園         | 春日 野方49番地 1   |
| きよすしごううら    | 津島神社           | 春日 郷裏18番地     |
| きよすししんばた    | 夢広場はるひ         | 春日 夢の森 1 番地   |
| きよすしにしきまえ   | 西牧ちびっこ広場       | 春日 西牧前21番地    |
| きよすしかわら     | 春日橋西           | 春日 河原 3 番地 先  |
| きよすしみやしげいち  | 宮重児童遊園         | 春日 宮重町252番地   |
| きよすしみやしげに   | 春日 宮重町         | 春日 宮重町480番地 先 |
| きよすしおちあい    | 落合公会堂          | 春日 落合437番地    |
| きよすしひがしで    | 春日 公民館         | 春日 東出 8 番地 2  |
| きよすしはるひ     | 春日 老人福祉センター    | 春日 振形129番地    |
| きよすししゃごじ    | 春日 配水場         | 春日 社子地26番地    |
| きよすしあがた     | 縣社             | 春日 県71番地 1    |
| きよすしかわなか    | 春日 川中          | 春日 川中179番地 先  |
| きよすししんめい    | 中之切公会堂         | 春日 神明14番地     |
| きよすしこうさつ    | 春日 高礼          | 春日 高礼42番地 先   |
| きよすしてんじん    | 天神社            | 春日 天神106番地    |
| きよすしのだまち    | 野田町公会堂         | 春日 野田町81番地    |
| きよすしながれ     | 春日 流           | 春日 流89番地 先    |
| きよすしとりで     | 春日 鳥出          | 春日 鳥出76番地 先   |
| きよすししんでん    | 春日 新田          | 春日 新田42番地 先   |
| きよすしたてつくりいち | 春日 立作（南）       | 春日 立作83番地 先   |
| きよすしたてつくり   | 春日 立作（北）       | 春日 立作 4 番地 先  |

(3) 戸別受信機の設置場所

公共施設、消防団幹部、自主防災組織の長その他総括管理者が必要と認める場所

(4) 清須市防災行政無線局移動系設置場所

基地局

| 識別信号      | 設置場所       |
|-----------|------------|
| ぎょうせいきよすし | 危機管理部危機管理課 |



## 6 清須市防災行政用無線局(同報系)運用要領

平成17年7月7日

訓令第44号

(趣旨)

第1条 この訓令は、清須市防災行政用無線局管理運用規程（平成17年清須市訓令第43号。以下「規程」という。）に基づき、清須市防災行政無線局（同報系）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(放送の方法)

第2条 規程第9条に規定する通信は、次の各号に掲げる放送方法により実施するものとし、その意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サイレン放送 災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合に注意を伝達するため無線設備を同時に一括して行うサイレン放送をいう。
- (2) 一括放送 無線設備を同時に一括して行う音声通報をいう。
- (3) 地区放送 特定地区に対して同時に一括して行う音声通報をいう。
- (4) 指定放送 無線設備のうち単独又は複数を指定して同時に一括して行う音声通報をいう。
- (5) 定時放送 無線設備の保守及び時報を伝達するため無線設備を同時に一括して行う電子音（ミュージックチャイム）通報をいう。

(放送事項)

第3条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、台風、火災、大雨等の非常事態に関する事項
- (2) 災害予防、災害応急対策、災害復旧等緊急を要する事項
- (3) 人命に係る事項その他特に緊急を要する事項
- (4) 官公署その他公共機関からの周知連絡に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(放送時間)

第4条 放送時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急を要する通報は、必要の都度行うものとする。
- (2) 定時放送は、次に掲げる時間に日曜日を除く毎日行うものとする。
  - ア 3月から9月まで 午後6時
  - イ 10月から翌年2月まで 午後5時

(放送の依頼)

第5条 所属長又は外部の公共機関は、放送を依頼するときは、防災行政無線放送依頼書（第1号様式）により、放送を希望する日の3日前までに総括管理者に届出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(放送の決定)

第6条 総括管理者は、放送内容について、第3条の放送事項と照合検討し、外部の公的機関からの放送依頼については、関連所属長と協議し、決定しなければならない。

2 放送の実施及び放送順位については、総括管理者が決定する。

(放送の調整)

第7条 総括管理者は、放送事項の編成について、放送依頼者と協議し、変更することができるものとする。

(戸別受信機設置確認書の提出)

第8条 規程第8条の規定により戸別受信機の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、設置後防災行政無線戸別受信機設置確認書（第2号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、公共施設、消防団幹部及び自主防災組織の長はこの限りでない。

(戸別受信機設置変更の届出)

第9条 被貸与者は、転居により住所が変わったときは、戸別受信機設置変更届（第3号様式）により、速やかにその状況を市長に届出しなければならない。ただし、公共施設、消防団幹部及び自主防災組織の長はこの限りでない。

(戸別受信機設備の変更)

第10条 被貸与者は、戸別受信機に特別の設備を施し、又は変更を加えてはならない。

(修理、損傷又は亡失の届出)

第11条 被貸与者は、戸別受信機に故障が生じたときは、速やかに戸別受信機修理依頼届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 被貸与者は、戸別受信機を損傷し、又は亡失したときは、速やかに戸別受信機損傷（亡失）届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(返納の手続)

第12条 被貸与者は、転出等により戸別受信機が不要となったときは、戸別受信機返納届（第6号様式）を市長に提出し、戸別受信機を返納しなければならない。

(戸別受信機設置台帳の整備)

第13条 総括管理者は、戸別受信機の貸与状況を明らかにするため戸別受信機貸与台帳を備え付け、常に整理しておくものとする。

(雑則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町防災行政用無線局（固定局）の運用要綱（平成13年西枇杷島町告示第36号）、清洲町防災行政無線局（同報系）運用要領（平成15年清洲町告示第21号）又は新川町防災行政用無線局（固定局）の運用要綱（昭和63年新川町訓令第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町戸別受信機運用管理要綱（平成19年春日町告示第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年9月30日訓令第26号）

## 附属資料

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年8月27日訓令第4号）

この訓令は、平成22年8月27日から施行する。

附 則（令和2年9月30日訓令第14号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第11条関係）

第5号様式（第11条関係）

第6号様式（第12条関係）

第 1 号様式(第 5 条関係)

防災行政無線放送依頼書

|                                              |        |                                                                                |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
|----------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--|-----------------|-------------|---------------------|--|-----------------|--|
| 決<br>裁                                       | 市<br>長 |                                                                                | 総 責<br>任<br>括 者 |  | 管 責<br>任<br>理 者 |             | 通 責<br>信 任<br>取 扱 者 |  | 通 取<br>扱<br>信 者 |  |
| 依 頼 者<br>(課 名)                               |        | 氏名                                                                             |                 |  |                 |             | 電話                  |  |                 |  |
|                                              |        | 住所                                                                             |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
| 放 送 件 名                                      |        |                                                                                |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
| 依 頼 年 月 日                                    |        | 年      月      日 (      曜日)                                                     |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
| 放 送 時 間                                      |        | 年      月      日      時      分 ～      時      分<br>(      曜日)      ※24 時間制で記入のこと |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
| 放 送 区 分                                      |        | A 一括放送      B 地区放送(地区名      )<br>C 指定放送(識別信号      )                            |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
| 放送文(放送文は簡潔に表現すること)                           |        |                                                                                |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
|                                              |        |                                                                                |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
|                                              |        |                                                                                |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
|                                              |        |                                                                                |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
|                                              |        |                                                                                |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
|                                              |        |                                                                                |                 |  |                 |             |                     |  |                 |  |
| 1 放送日の 3 日前までに提出してください。<br>2 ※印欄は記入しないでください。 |        |                                                                                |                 |  |                 | ※<br>処<br>理 | 通 信 番 号             |  |                 |  |
|                                              |        |                                                                                |                 |  |                 |             | 担 当 者               |  |                 |  |

第2号様式(第8条関係)

防災行政無線戸別受信機設置確認書

年 月 日

清須市長 様

住 所 清須市  
氏 名  
電話番号 ( ) —

このことについて、下記により戸別受信機の設置をしたことを確認します。

記

|                     |                                       |
|---------------------|---------------------------------------|
| 設 置 場 所             | ○ 上記現住所に同じ<br>○ ※異なる場合 清須市 番地         |
| 設置した部屋等             | 階の玄関・居間・廊下・事務室・その他( )                 |
| 製 造 番 号<br>外 部 アンテナ | 戸別：<br>有・無 ※有の場合(ダイポールアンテナ・三素子八木アンテナ) |

借用条件

- 1 戸別受信機等は、清須市の所有物であるので、決められた使用方法により、常に良好な状態で維持管理します。
- 2 戸別受信機等を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供しません。
- 3 戸別受信機等を故意により損壊したとき、及び紛失したときの修理代及び戸別受信機等価格相当額は、借主が負担します。
- 4 戸別受信機等を使用中、何か異常を発生したときは、直ちにその旨を危機管理部危機管理課まで報告します。
- 5 転出し、死亡し、又は自治会単位の転居をした場合は、戸別受信機を返還します。

第 3 号様式(第 9 条関係)

戸 別 受 信 機 設 置 変 更 届

年 月 日

清須市長 様

住 所 清須市  
氏 名  
電話番号 ( ) —

戸別受信機設置に係る住所が変更になりましたので、下記のとおり届出します。

記

|             |                        |                   |
|-------------|------------------------|-------------------|
| 管 理 番 号     |                        |                   |
| 製 造 番 号     |                        |                   |
| 変 更 理 由     |                        | 1 転 居<br>2 その他( ) |
| 変<br>更<br>前 | 住 所                    | 清須市               |
|             | 氏 名<br>(世帯主又は<br>代表者名) |                   |
|             | 電 話 番 号                | —                 |
|             | 外部アンテナ                 | 有 ・ 無             |
| 変<br>更<br>後 | 住 所                    | 清須市               |
|             | 氏 名<br>(世帯主又は<br>代表者名) |                   |
|             | 電 話 番 号                | —                 |
|             | 外部アンテナ                 | 有 ・ 無             |

第4号様式(第11条関係)

戸別受信機修理依頼届

年 月 日

清須市長 様

住 所 清須市

氏 名

(世帯主又は代表者名)

電話番号 ー

下記のとおり、戸別受信機に故障が生じたので、修理していただきたく届出します。

記

|           |       |
|-----------|-------|
| 設 置 場 所   | 清須市   |
| 設 置 年 月 日 | 年 月 日 |
| 故 障 内 容   |       |

(注) 下記の欄は記入しないでください。

|           |       |         |  |
|-----------|-------|---------|--|
| 処 置 方 法   |       |         |  |
| 処 置 年 月 日 | 年 月 日 | 管 理 番 号 |  |
| 負 担 区 分   |       | 製 造 番 号 |  |
| 備 考       |       |         |  |

第 5 号様式(第 11 条関係)

戸 別 受 信 機 損 傷 ( 亡 失 ) 届

年 月 日

清須市長 様

住 所 清須市

氏 名

(世帯主又は代表者名)

電話番号 ー

下記のとおり、戸別受信機を損傷(亡失)したので届出します。

記

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 設 置 場 所           | 清須市              |
| 設 置 年 月 日         | 年 月 日            |
| 損 傷 ( 亡 失 ) 設 備 名 | 戸別受信機・屋外アンテナ・その他 |
| 損 傷 ( 亡 失 ) 理 由   |                  |

(注) 下記の欄は記入しないでください。

|           |       |         |  |
|-----------|-------|---------|--|
| 処 置 方 法   |       |         |  |
| 処 置 年 月 日 | 年 月 日 | 管 理 番 号 |  |
| 負 担 区 分   |       | 製 造 番 号 |  |
| 備 考       |       |         |  |



附属資料

第 6 号様式(第 12 条関係)

戸 別 受 信 機 返 納 届

年 月 日

清須市長 様

住 所 清須市

氏 名

(世帯主又は代表者名)

電話番号 —

下記のとおり、戸別受信機が不要になりましたので、返納します。

記

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 設 置 場 所    | 清須市               |
| 返 納 理 由    | 1 転 出<br>2 その他( ) |
| 管 理 番 号    | (製造番号 )           |
| 外 部 アン テ ナ | 有 ・ 無             |

## 7 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年7月7日

条例第95号

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条―第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第15条）
- 第5章 補則（第16条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2） 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第2章 災害弔慰金の支給

##### （災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

##### （災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2） 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

#### 第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年西枇杷島町条例第24号）、清洲町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年清洲町条例第26号）又は新川町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年新川町条例第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

- 3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年春日村条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年6月30日条例第75号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

## 8 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年7月7日

規則第65号

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第17条）

第5章 補則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、清須市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年清須市条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1） 障害者の氏名、性別、生年月日
- （2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3） 障害の種類及び程度に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、

負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- （1） 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2） 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3） 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- （4） 保証人となるべき者に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1） 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- （2） 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（第5号様式。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（第8号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（第14号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動が生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届（第16号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。



## 第5章 補則

### (雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、平成17年7月7日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年西枇杷島町規則第10号）、清洲町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年清洲町規則第3号）又は新川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年新川町規則第13号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

#### (春日町の編入に伴う経過措置)

- 3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年春日村規則第5号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

### 附 則（平成21年6月30日規則第57号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条関係)

| 診 断 書                                                                    |                         |      |      |           |  |  |       |     |  |  |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------|------|-----------|--|--|-------|-----|--|--|
| 氏 名                                                                      |                         |      | 生年月日 | 年 月 日     |  |  | 性別    | 男・女 |  |  |
| 傷 病 名                                                                    |                         |      |      | 負傷発病年月日   |  |  | 年 月 日 |     |  |  |
| 障害の部位                                                                    |                         |      |      | 初 診 年 月 日 |  |  | 年 月 日 |     |  |  |
| 既 往 症                                                                    |                         | 既存障害 |      | 治 癒 年 月 日 |  |  | 年 月 日 |     |  |  |
| 療養の内容及び経過                                                                |                         |      |      |           |  |  |       |     |  |  |
| 障害の状態の詳細                                                                 | (図で示すことができるものは、図解すること。) |      |      |           |  |  |       |     |  |  |
| 関<br>節<br>運<br>動<br>範<br>囲                                               | 種類範囲                    |      |      |           |  |  |       |     |  |  |
|                                                                          | 部位                      |      |      |           |  |  |       |     |  |  |
|                                                                          |                         | 右    |      |           |  |  |       |     |  |  |
|                                                                          |                         | 左    |      |           |  |  |       |     |  |  |
|                                                                          |                         | 右    |      |           |  |  |       |     |  |  |
|                                                                          |                         | 左    |      |           |  |  |       |     |  |  |
| 上記のとおり診断します。 郵便番号 電話番号 局番<br>年 月 日 病院又は 所在地<br>診療所の 名 称<br>診療担当<br>者 氏 名 |                         |      |      |           |  |  |       |     |  |  |

第 2 号様式(第 6 条関係)

災 害 援 護 資 金 借 入 申 込 書

|                                           |          |                                           |     |                  |     |     |     |                          |               |                 |  |       |  |  |  |
|-------------------------------------------|----------|-------------------------------------------|-----|------------------|-----|-----|-----|--------------------------|---------------|-----------------|--|-------|--|--|--|
| ※受 付 日                                    |          |                                           |     | ※受 付 番 号         |     |     |     | ※受 付 者                   |               |                 |  | ※貸付番号 |  |  |  |
| 被 災 日 時                                   |          | 年 月 日 時                                   |     |                  |     |     |     | 災 害 名                    |               |                 |  |       |  |  |  |
| 被 害 の 種 類                                 |          | 1 世帯主の負傷    2 住居の全壊<br>3 住居の半壊    4 家財の損害 |     |                  |     |     |     | 被 害 場 所                  |               |                 |  |       |  |  |  |
| 返 す 方 法                                   |          | 1 年 賦    2 半 年 賦                          |     |                  |     |     |     | いつまでに返せま<br>すか           |               | 年 月 (    回 )    |  |       |  |  |  |
| 借<br>入<br>申<br>込<br>者<br>に<br>つ<br>い<br>て | フリガナ     |                                           |     |                  |     |     |     | 男                      女 |               | 年 月 日生 (    歳 ) |  |       |  |  |  |
|                                           | 氏 名      |                                           |     |                  |     |     |     |                          |               |                 |  |       |  |  |  |
|                                           | フリガナ     |                                           |     |                  |     |     |     | 郵便番号                     |               | 電 話 番 号         |  |       |  |  |  |
|                                           | 現 住 所    | (                      方 )                |     |                  |     |     |     | 〒                        |               | 局 番             |  |       |  |  |  |
|                                           | 本 籍      |                                           |     |                  |     |     |     | 勤務先の名称と<br>所 在 地         |               |                 |  |       |  |  |  |
|                                           | 職 業      |                                           |     |                  |     |     |     |                          |               |                 |  |       |  |  |  |
|                                           | 世帯の状況と収入 |                                           | 氏 名 | 世 帯 主 と<br>の 続 柄 | 年 齢 | 健 否 | 職 業 | 収入(月収)                   | 勤 務 先 ・ 学 校 名 |                 |  |       |  |  |  |
|                                           |          |                                           |     |                  |     |     |     |                          |               |                 |  |       |  |  |  |

|    |               |             |                                                                   |  |       |                             |  |
|----|---------------|-------------|-------------------------------------------------------------------|--|-------|-----------------------------|--|
|    |               |             |                                                                   |  |       |                             |  |
|    |               |             |                                                                   |  |       |                             |  |
|    |               |             |                                                                   |  |       |                             |  |
|    |               |             |                                                                   |  |       |                             |  |
|    |               |             |                                                                   |  |       |                             |  |
|    |               |             |                                                                   |  |       |                             |  |
|    |               |             |                                                                   |  |       |                             |  |
|    | 収入<br>合計      | 円           |                                                                   |  | 支出合計  | 円                           |  |
|    | 資産<br>の<br>状況 | 土地          | (1)住宅 m <sup>2</sup> (2)田畑 m <sup>2</sup><br>(3)山林 m <sup>2</sup> |  | 住居の状況 | (1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居 |  |
|    |               | 建物          | (1) 自宅 m <sup>2</sup> (2) その他 m <sup>2</sup>                      |  | 生活保護  | 年 月 日から受給(生住教医)             |  |
| 負債 |               | (内容) (金額) 円 |                                                                   |  |       |                             |  |

|                               |                 |           |                                                                         |       |            |             |                |       |       |   |
|-------------------------------|-----------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|-------|------------|-------------|----------------|-------|-------|---|
| 連帯保証人<br>(保証人が書いてください。)       | 氏名              |           |                                                                         |       | 男 女        |             | 年 月 日生( 歳)     |       |       |   |
|                               | 現 住 所           |           |                                                                         |       | 本 籍 地      |             |                |       |       |   |
|                               | 職 業             |           |                                                                         | 月 収   | 円          | 申込者との関係     |                |       | 家 族 数 | 人 |
|                               | 資 産             | 土 地       | (1) 宅地 m <sup>2</sup><br>(2) 田畑 m <sup>2</sup><br>(3) 山林 m <sup>2</sup> | 勤 務 先 | 名 称        |             |                |       |       |   |
|                               |                 | 建 物       | (1) 自宅 m <sup>2</sup><br>(2) その他 m <sup>2</sup>                         |       | 所 在 地      |             | 電 話 局 番        |       |       |   |
| この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況    |                 |           |                                                                         |       |            |             | (有・無) (状況)     |       |       |   |
| この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無 |                 |           |                                                                         |       |            |             | (有・無)          |       |       |   |
| 資金の<br>使 途                    | 資金の使い方総額 円      |           |                                                                         |       | 資金の内訳 合計 円 |             |                |       |       |   |
|                               | に 円             |           |                                                                         |       | 災害援護資金で 円  |             |                |       |       |   |
|                               | に 円             |           |                                                                         |       | 手持資金で 円    |             |                |       |       |   |
|                               | に 円             |           |                                                                         |       | その他( )で 円  |             |                |       |       |   |
| 被害の<br>状 況                    | 被災時の具体的状況       |           |                                                                         |       |            |             | 負 傷            |       | 全治 箇月 |   |
|                               | 住 居 の 被 害       |           | (1) 全壊 (2) 半壊                                                           |       |            |             |                |       |       |   |
|                               | 被 家<br>財<br>害 の | 品 名       | 現在購入に要<br>する費用                                                          | 被 害 額 |            | 品 名         | 現在購入に要<br>する費用 | 被 害 額 |       |   |
|                               |                 | 和 だ ん す   |                                                                         |       |            | 婦 人 用 腕 時 計 |                |       |       |   |
|                               |                 | 整 理 だ ん す |                                                                         |       |            | 畳( 畳中で      |                |       |       |   |

|  |          |  |  |             |            |     |
|--|----------|--|--|-------------|------------|-----|
|  | 洋服だんす    |  |  | 畳が被害)       |            |     |
|  | 鏡台       |  |  | 障子          |            |     |
|  | 腰掛机      |  |  | ふすま         |            |     |
|  | 本箱・本だな   |  |  |             |            |     |
|  | 食器戸だな    |  |  | 小計          |            |     |
|  | 食卓・茶ぶ台   |  |  | その他被害のあった家財 |            |     |
|  | げた箱      |  |  |             |            |     |
|  | 照明器具     |  |  | 品名          | 現在購入に要する費用 | 被害額 |
|  | じゅうたん    |  |  |             |            |     |
|  | 扇風機      |  |  |             |            |     |
|  | 石油ストーブ   |  |  |             |            |     |
|  | 電気やぐらこたつ |  |  |             |            |     |
|  | 電気冷蔵庫    |  |  |             |            |     |
|  | 電気・ガス炊飯器 |  |  |             |            |     |
|  | 電気洗濯機    |  |  |             |            |     |
|  | 電気掃除機    |  |  |             |            |     |
|  | ミシン      |  |  |             |            |     |
|  | 電気アイロン   |  |  |             |            |     |

|  |  |             |  |  |  |     |  |
|--|--|-------------|--|--|--|-----|--|
|  |  | 自 転 車       |  |  |  |     |  |
|  |  | テ レ ビ       |  |  |  |     |  |
|  |  | ラ ジ オ       |  |  |  |     |  |
|  |  | 柱 時 計       |  |  |  |     |  |
|  |  | 目 覚 し 時 計   |  |  |  | 小 計 |  |
|  |  | 紳 士 用 腕 時 計 |  |  |  | 合 計 |  |

上記のとおり災害援護資金を借り入letak申し込めます。

年 月 日

借入申込者 

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 

清須市長 様

第 3 号様式(第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

様

清須市長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

|      |           |   |     |   |   |     |
|------|-----------|---|-----|---|---|-----|
| 貸付番号 | 第         | 号 |     |   |   |     |
| 貸付金額 |           |   | 円   |   |   |     |
| 据置期間 | 年         | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 償還期間 | 年         | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 償還方法 | 年賦・半年賦    |   |     |   |   |     |
| 利 子  | 年 3 パーセント |   |     |   |   |     |

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 御持参なさるもの
  - (1) この通知書
  - (2) 同封の借用書
  - (3) あなたの印鑑
  - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

この通知の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、清須市長に対し異議申立てをすることができます。この通知による決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、清須市を被告として(清須市長が被告になります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から 3 箇月を経過しても決定がないときは、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



第4号様式(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

清須市長



災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

この通知の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、清須市長に対し異議申立てをすることができます。この通知による決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、清須市を被告として(清須市長が被告になります。)提起できるとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないときは、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 5 号様式(第 9 条関係)

貸付決定番号                      号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額                              円

利      子              年 3 パーセント

据置期間              年      月      日から      年      月      日まで

償還期間              年      月      日から      年      月      日まで

償還方法              年賦・半年賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律並びにこれに基づく政令、条例及び規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年      月      日

住              所

借受人氏名                              ㊞

住              所

保証人氏名                              ㊞

第 6 号様式(第 12 条関係)

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所  
氏 名

清須市長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

第 7 号様式(第 13 条関係)

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名

清須市長 様

|                  |                              |                    |                     |                                 |                    |
|------------------|------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------------------|--------------------|
| 申請の理由<br>(具体的に)  |                              |                    |                     |                                 |                    |
| 貸 付 け の<br>条 件   | 借入<br>金額                     | 円                  |                     | 貸付<br>番号                        |                    |
|                  | 据置<br>期間                     | 1 3 年<br>2 5 年     | 希望<br>猶予<br>期間<br>等 | 第 月<br>ただし、<br>年 月 日<br>第 回償還以降 |                    |
|                  | 償還<br>方法                     | 1 年賦 2 半年賦         |                     |                                 |                    |
|                  | 償還<br>期間                     | 年 月 日から<br>年 月 日まで |                     | 変更<br>後の<br>償還<br>期間            | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 支 払 猶 予<br>期間の根拠 | (変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由) |                    |                     |                                 |                    |

第 8 号様式(第 13 条関係)

第 号

年 月 日

様

清須市長



支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認と  
なったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 箇月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

第 9 号様式(第 13 条関係)

第 号  
年 月 日

様

清須市長



支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

この通知の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、清須市長に対し異議申立てをすることができます。この通知による決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、清須市を被告として(清須市長が被告になります。)提起できるとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から 3 箇月を経過しても決定がないときは、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 10 号様式(第 14 条関係)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年      月      日

借 受 人   住 所  
氏 名  
連帯保証人   住 所  
氏 名

清須市長                  様

記

|                                     |     |         |     |     |                 |
|-------------------------------------|-----|---------|-----|-----|-----------------|
| 貸 付 番 号                             |     |         |     |     |                 |
| 支 払 免 除 を 申 請 す る 違 約 金 の 金 額       |     |         |     | 円   |                 |
| 内 容                                 | 回 数 | 期 別     | 元 金 | 利 子 | 申請日までの<br>違 約 金 |
|                                     |     | 年   月 期 |     |     |                 |
| 違 約 金 の 支 払 免 除 を 要 す る 具 体 的 な 理 由 |     |         |     |     |                 |
|                                     |     |         |     |     |                 |

第 11 号様式(第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

様

清須市長



違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る  
年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。



第 12 号様式(第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

様

清須市長



違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は、 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

この通知の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、清須市長に対し異議申立てをすることができます。この通知による決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、清須市を被告として(清須市長が被告になります。)提起できるとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から 3 箇月を経過しても決定がないときは、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 13 号様式(第 15 条関係)

災害援護資金償還免除申請書

|                                                                                                        |                         |                  |              |                  |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------|--------------|------------------|---|
| 貸<br>番                                                                                                 | 付<br>号                  |                  |              |                  |   |
| 借<br>受<br>人<br>氏                                                                                       |                         | 貸付けを<br>受けた日     | 年 月 日        | 貸<br>金<br>付<br>額 | 円 |
| 償<br>方                                                                                                 | 年賦・半年賦                  | 償<br>期<br>還<br>限 | 年 月 日        | 償<br>金<br>還<br>額 | 円 |
| 免<br>除<br>申<br>請<br>額                                                                                  | 円(償還未済額の 全 部<br>一 部で 円) |                  |              |                  |   |
| 免除申請理由及び理由発生<br>年月日又は理由継続期間                                                                            |                         |                  |              |                  |   |
| 免<br>除<br>申<br>請<br>者                                                                                  | フリガナ                    |                  | 男 ・ 女        | 年 月 日生           |   |
|                                                                                                        | 氏 名                     |                  |              |                  |   |
|                                                                                                        | 現 住 所                   |                  |              |                  |   |
|                                                                                                        | 本 籍                     |                  |              |                  |   |
|                                                                                                        | 借受人との関係                 |                  | 職業           |                  |   |
|                                                                                                        | 勤務先及び所在地                |                  |              |                  |   |
| 借相<br>受人<br>又は<br>その                                                                                   | フリガナ                    |                  | 男 ・ 女        | 年 月 日生           |   |
|                                                                                                        | 氏 名                     |                  |              |                  |   |
|                                                                                                        | 現 住 所                   |                  | 借受人と<br>の続柄  |                  |   |
| 保<br>証<br>人                                                                                            | フリガナ                    |                  | 男 ・ 女        | 年 月 日生           |   |
|                                                                                                        | 氏 名                     |                  |              |                  |   |
|                                                                                                        | 現 住 所                   |                  |              | 借受人と<br>の関係      |   |
|                                                                                                        | 職 業                     |                  | 勤務先及<br>び所在地 |                  |   |
| <p>上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">免除申請者</p> <p>清須市長 様</p> |                         |                  |              |                  |   |

第 14 号様式(第 15 条関係)

第 号  
年 月 日

様

清須市長 印

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり  
行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

|                      |                          |                  |
|----------------------|--------------------------|------------------|
| 申請日現在の償還未済額          | 元 金<br>利 子<br>違約金<br>合 計 | 円<br>円<br>円<br>円 |
| 償還を免除した額             | 元 金<br>利 子<br>違約金<br>合 計 | 円<br>円<br>円<br>円 |
| 申請日現在の状況で今後償還を必要とする額 | 元 金<br>利 子<br>違約金<br>合 計 | 円<br>円<br>円<br>円 |

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%  
の率で違約金が更に加算されます。

第 15 号様式(第 15 条関係)

第 号  
年 月 日

様

清須市長



災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の率で違約金が更に加算されます。

|     |   |
|-----|---|
| 元 金 | 円 |
| 利 子 | 円 |
| 違約金 | 円 |
| 合 計 | 円 |

この通知の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、清須市長に対し異議申立てをすることができます。この通知による決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、清須市を被告として(清須市長が被告になります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から 3 箇月を経過しても決定がないときは、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 16 号様式(第 17 条関係)

氏 名 等 変 更 届

|                                                                                                                              |     |         |     |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|-----|--|
| 貸付番号                                                                                                                         |     |         |     |  |
| 借 受 人                                                                                                                        | 氏 名 |         | 住 所 |  |
| 連 帯 保 証 人                                                                                                                    | 氏 名 |         | 住 所 |  |
| ○で囲むこと。<br>1 住 所 変 更<br>2 改 姓 又 は 改 名<br>3 死 亡 又 は 行 方 不 明<br>4 そ の 他                                                        |     | (変更の内容) |     |  |
| 災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。<br><br>年 月 日<br><br>借受人(又は同居の親族)<br>住 所<br>氏 名<br>連帯保証人<br>住 所<br>氏 名<br><br>清須市長 様 |     |         |     |  |

(参考)規則第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票

|                        |                  |       |              |              |        |
|------------------------|------------------|-------|--------------|--------------|--------|
|                        |                  |       |              | 決定番号         |        |
| 死亡に関する事項               | フリガナ             |       |              | 男・女          | 年 月 日生 |
|                        | 死亡した者の氏名         |       |              |              |        |
|                        | 死亡した年月日          | 年 月 日 |              | 住所           |        |
|                        | 死亡の状況<br>(行方不明)  | 災害名   |              | 死亡した場所       |        |
| 遺族に関する事項               | 死者との続柄           | 氏 名   | 住 所          | 備 考          |        |
|                        |                  |       |              |              |        |
|                        |                  |       |              |              |        |
|                        |                  |       |              |              |        |
|                        |                  |       |              |              |        |
|                        |                  |       |              |              |        |
|                        |                  |       |              |              |        |
|                        |                  |       |              |              |        |
| 支給に関する事項               | 支給日              | 年 月 日 |              | 支給場所         |        |
|                        | 災害弔慰金を支給した遺族について | 氏 名   | 続 柄          | 支給金額         |        |
|                        |                  |       |              | 円            |        |
|                        |                  | 住所    |              |              |        |
|                        | 先順位者の有無          | 有 ・ 無 | 同順位者の有無      | 有 ・ 無        |        |
| 先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由 |                  |       | 支給制限事由に該当の有無 | 有(その事由)<br>無 |        |
| 備考                     | 支給した職員           |       |              |              |        |
|                        |                  |       |              |              |        |

(参考)規則第4条の調査事項

## 災害障害見舞金支給調査票

|           |                          |       |       |                            |  |         |          |               |  |      |  |  |  |
|-----------|--------------------------|-------|-------|----------------------------|--|---------|----------|---------------|--|------|--|--|--|
|           |                          |       |       |                            |  |         |          |               |  | 決定番号 |  |  |  |
| 障害者に関する事項 | フリガナ                     |       |       |                            |  | 男・女     |          | 年 月 日生        |  |      |  |  |  |
|           | 障害者の氏名                   |       |       |                            |  |         |          |               |  |      |  |  |  |
|           | 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日 |       | 年 月 日 |                            |  | 住 所     |          |               |  |      |  |  |  |
|           | 負傷・疾病の状況                 |       | 災 害 名 |                            |  |         | 傷病を負った場所 |               |  |      |  |  |  |
|           |                          |       |       |                            |  |         |          |               |  |      |  |  |  |
| 障害の種類程度等  |                          | 医師の氏名 |       | 所属する医療機関名 医師の氏名<br>( ) ( ) |  |         |          |               |  |      |  |  |  |
|           |                          | 障害の状況 |       | 法別表の該当事項( 号)               |  |         |          |               |  |      |  |  |  |
| 支給に関する事項  | 支 給 日                    |       |       |                            |  | 支給制限の有無 |          | 有 { その事由<br>無 |  |      |  |  |  |
|           | 支 給 場 所                  |       |       |                            |  |         |          |               |  |      |  |  |  |
|           | 支 給 金 額                  |       | 円     |                            |  |         |          |               |  |      |  |  |  |
| 備考        | 支給した職員                   |       |       |                            |  |         |          |               |  |      |  |  |  |
|           |                          |       |       |                            |  |         |          |               |  |      |  |  |  |

## 9 清須市災害援護資金の貸付けに係る利子の補助金交付要綱

平成17年7月7日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年清須市条例第95号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、貸し付けた災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）に対する利子補給に関し必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象者)

第2条 災害援護資金の貸付けに対する利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付を受けることができる者は、条例の規定に基づき災害援護資金の貸付けを受けた者とする。

(利子補給金額)

第3条 利子補給金の交付額は、災害援護資金の償還の規定による元利金の利子の全額とする。

2 前項の補助は、償還の実績に応じて、速やかに支払うものとする。

(利子補給金の交付期間)

第4条 利子補給金の交付期間は、貸付けの年から10年以内とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、利子補給金の交付期間を延長することができる。

(利子補給金の交付申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、災害援護資金利子補給申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、利子補給金を交付することが適当であると認めたときは、その旨を災害援護資金利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

(利子補給金の交付)

第7条 補給金は、災害援護資金の償還に応じて、申請者に交付する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町災害援護資金の貸付に係る利子の補助金交付要綱（平成12年西枇杷島町告示第68号）、清洲町災害援護資金利子補給金交付要綱（平成12年清洲町告示第67号）又は新川町災害援護資金利子補給金交付要綱（平成15年新川町要綱第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお、従前の例による。

(春日町の編入に伴う経過措置)

3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町災害援護資金の貸付けに係る利子の補助金交付要綱（平成20年春日町告示第18号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この



告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月29日告示第18号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日告示第54号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年2月8日告示第1号）

この告示は、平成23年2月8日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

第 1 号様式(第 5 条関係)

災害援護資金利子補給金申請書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
申請者  
氏 名 ㊟

清須市災害援護資金の貸付けに係る利子の補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

|                    |     |         |  |
|--------------------|-----|---------|--|
| 貸 付 番 号            |     |         |  |
| 対<br>象<br>者        | 氏 名 |         |  |
|                    | 住 所 |         |  |
|                    | 電 話 |         |  |
| 支 払 希 望<br>金 融 機 関 |     | 預 金 種 別 |  |
|                    |     | 口 座 番 号 |  |
|                    |     | 口 座 名 義 |  |
|                    |     |         |  |
| 備 考                |     |         |  |

第 2 号様式(第 6 条関係)

年 月 日

様

清須市長 印

災害援護資金利子補給金交付決定通知書

さきに申請のありました災害援護資金利子補給金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

|           |     |         |  |  |
|-----------|-----|---------|--|--|
| 貸 付 番 号   |     |         |  |  |
| 対 象 者     | 氏 名 |         |  |  |
|           | 住 所 |         |  |  |
| 支 金 融 機 関 |     | 預 金 種 別 |  |  |
|           |     | 口 座 番 号 |  |  |
|           |     | 口 座 名 義 |  |  |
|           |     |         |  |  |
| 備 考       |     |         |  |  |

## 10 清須市罹災証明書交付要領

平成17年7月7日

告示第30号

(趣旨)

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する地震、風水害等が発生した場合において、罹災証明書の交付を迅速かつ的確に行うため、この告示を定めるものとする。

(証明)

第2条 罹災証明は、災害対策本部において作成する罹災者台帳（第1号様式）に基づいて交付することができる。

2 罹災者台帳の作成に当たっては、証明事項について市職員等が別表に基づき調査し、及び確認しなければならない。

(対象被害)

第3条 罹災証明の対象とする被害は、地震、台風、集中豪雨、火事を始めとする法第2条第1号に規定する災害により発生した財産的被害とする。

(証明内容)

第4条 罹災証明の内容は、家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊又は準半壊に至らない（一部損壊）及び床上浸水又は床下浸水の被害の程度とする。

(申請)

第5条 申請は、罹災証明願（第2号様式）により、世帯主本人又は同一世帯に属する者が行わなければならない。ただし、代理人が本人から委任のある旨を疎明して申請することを妨げない。

(証明書の作成)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、罹災証明書（第3号様式）を交付するものとする。

2 前項の場合において、証明書の写しを保管する。

(再調査の申請等)

第7条 罹災証明書の交付を受けた者は、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、市長に対し、再調査を申請することができる。

2 前項の規定による申請を行う者は、罹災証明に係る被害認定再調査申請書（第4号様式）に必要事項を記入し、従前に交付を受けた罹災証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、再調査を行うものとする。この場合において、市長は、被害の程度の確認等に必要な写真等の資料について、当該申請を行った者に提出を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による再調査の結果、被害の程度について修正することが適当であると認めたときは、当該修正を行った罹災証明書を交付するものとする。

(手数料)

第8条 証明手数料は、無料とする。

(保存)

第9条 関係書類の保存期間は、永年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前のり災証明書交付要領（平成13年西枇杷島町告示第63号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

- 3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町り災証明書交付要領（平成20年春日町告示第19号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年6月30日告示第55号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（令和2年8月11日告示第63号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年8月17日から施行する。

- 2 改正後の清須市罹災証明書交付要領の規定は、令和2年8月17日以後に申請される罹災証明書について適用し、同日前に申請された罹災証明書については、なお従前の例による。

(清須市税条例第51条の規定による市民税（個人に対する県民税を含む。）に係る減免の認定基準及び減免額についての一部改正)

- 3 清須市税条例第51条の規定による市民税（個人に対する県民税を含む。）に係る減免の認定基準及び減免額について（平成17年清須市告示第12号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(清須市税条例第71条の規定による固定資産税及び都市計画税に係る減免の認定基準及び減免額についての一部改正)

- 4 清須市税条例第71条の規定による固定資産税及び都市計画税に係る減免の認定基準及び減免額について（平成17年清須市告示第13号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(清須市災害見舞金等支給要綱の一部改正)

- 5 清須市災害見舞金等支給要綱（平成17年清須市告示第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(清須市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付事務取扱要綱の一部改正)

- 6 清須市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付事務取扱要綱（平成22年清須市告示第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(清須市災害対策本部要綱の一部改正)

- 7 清須市災害対策本部要綱（平成24年清須市告示第11号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(清須市被災者生活再建支援金支給要綱の一部改正)

- 8 清須市被災者生活再建支援金支給要綱（平成30年清須市告示第39号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和3年9月26日告示第119号）

- 1 この告示は、令和3年9月28日から施行する。
- 2 改正後の清須市罹災証明交付要領の規定は、令和3年9月28日以後に申請される罹災証明書について適用し、同日前に申請された罹災証明書については、なお従前の例による。

## 別表（第2条関係）

### 被害等判定基準

| 被害種類 |            | 判定基準等                                                                                                                                                                                                          |
|------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人的被害 | 死者         | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。                                                                                                                                                         |
|      | 行方不明       | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものとする。                                                                                                                                                                              |
|      | 重傷者<br>軽傷者 | 災害のために負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのあるものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。                                                                                                                   |
| 住家被害 | 全壊         | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊し、流失し、埋没し、若しくは焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものと |

|      |                |                                                                                                                                                                               |
|------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                | する。                                                                                                                                                                           |
|      | 大規模半壊          | 居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。                   |
|      | 中規模半壊          | 居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 |
|      | 半壊             | 住家がその居住のための基本的機能を一部喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。             |
|      | 準半壊            | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。                                                    |
|      | 準半壊に至らない（一部損壊） | 住家が準半壊に至らない程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。                                                                |
| 浸水被害 | 床上浸水           | 住家の床より上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊、半壊、準半壊若しくは準半壊に至らない（一部損壊）には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。                                                                                   |
|      | 床下浸水           | 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。                                                                                                                                                        |

(注)

- (1) 住家とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 非住家とは、住家以外の建物で他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (3) 棟とは、一つの建築物をいう。母屋より延べ床面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が従属している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の母屋に従属しているものは折半して、それぞれを母屋の附属物とみなす。
- (4) 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう（同一家屋の親子夫婦であ

っても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。）。

- (5) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (6) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。



第1号様式(第2条関係)

罹 災 者 台 帳

台帳No.

記入者責任者

[ 年 月 日災害 罹災証明No. ]

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                          |         |                                   |                                                                                                                   |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------|---------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 罹<br>災<br>場<br>所           | 清須市                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |                                          |         |                                   |                                                                                                                   |
|                            | (マンション等の名称)                                                                                                                                                                                                                                                         |     |                                          |         |                                   |                                                                                                                   |
|                            | TEL( ) —                                                                                                                                                                                                                                                            |     |                                          |         |                                   |                                                                                                                   |
| 罹<br>災<br>世<br>帯<br>状<br>況 | 続 柄                                                                                                                                                                                                                                                                 | 氏 名 | 性 別                                      | 生 年 月 日 | 年 齢                               | 被 害 の 状 況                                                                                                         |
|                            | 世 帯 主                                                                                                                                                                                                                                                               |     | 男・女                                      | ・       | ・                                 | <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷 |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                     |     | 男・女                                      | ・       | ・                                 | <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷 |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                     |     | 男・女                                      | ・       | ・                                 | <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷 |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                     |     | 男・女                                      | ・       | ・                                 | <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷 |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                     |     | 男・女                                      | ・       | ・                                 | <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷 |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                     |     | 男・女                                      | ・       | ・                                 | <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷 |
| 家<br>屋<br>被<br>害<br>状<br>況 | [所有関係] <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名 ) <input type="checkbox"/> 貸家                                                                                                                                                                   |     |                                          |         |                                   |                                                                                                                   |
|                            | [罹災程度]<br><input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)<br><input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 |     |                                          |         |                                   |                                                                                                                   |
| 応<br>急<br>救<br>助           | <input type="checkbox"/> 避難所                                                                                                                                                                                                                                        | [ ] | <input type="checkbox"/> 医療              | [ ]     | <input type="checkbox"/> 埋葬       | [ ]                                                                                                               |
|                            | <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅                                                                                                                                                                                                                                     | [ ] | <input type="checkbox"/> 助産              | [ ]     | <input type="checkbox"/> 遺体の検索    | [ ]                                                                                                               |
|                            | <input type="checkbox"/> 食品給与                                                                                                                                                                                                                                       | [ ] | <input type="checkbox"/> 救出              | [ ]     | <input type="checkbox"/> 遺体処理     | [ ]                                                                                                               |
|                            | <input type="checkbox"/> 飲料水                                                                                                                                                                                                                                        | [ ] | <input type="checkbox"/> 住宅応急修理          | [ ]     | <input type="checkbox"/> 障害物の除去   | [ ]                                                                                                               |
|                            | <input type="checkbox"/> 生活必需品                                                                                                                                                                                                                                      | [ ] | <input type="checkbox"/> 学用品             | [ ]     |                                   |                                                                                                                   |
| 救<br>済<br>等                | <input type="checkbox"/> 災害弔慰金の支給状況                                                                                                                                                                                                                                 |     | <input type="checkbox"/> 生活福祉貸付けの状況      |         | <input type="checkbox"/> 市税等の減免状況 |                                                                                                                   |
|                            | <input type="checkbox"/> 災害障害見舞金の支給状況                                                                                                                                                                                                                               |     | <input type="checkbox"/> 市災害見舞金・弔慰金の贈呈状況 |         |                                   |                                                                                                                   |
|                            | <input type="checkbox"/> 災害援護資金貸付けの状況                                                                                                                                                                                                                               |     | <input type="checkbox"/> 義援金の配布状況        |         |                                   |                                                                                                                   |
| 特記事項(通勤・通学先等)              |                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                          |         |                                   |                                                                                                                   |
| 現在の連絡先                     |                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                          |         | TEL( ) —                          |                                                                                                                   |

第2号様式(第5条、第6条関係)

罹災証明交付申請書

年 月 日

(宛先) 清須市長 様

[申請者]

住所

TEL( ) ー

現在の連絡先

TEL( ) ー

氏名

罹災者との関係 ☐ 本人 ☐ 代理人

このたび、 年 月 日に発生した により家屋が、罹災しましたので、下記のとおり証明書の交付を申請します。

記

|                      |                                                                                            |     |     |         |     |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|---------|-----|
| 罹 災 場 所              | 清須市<br>(マンション等の名称)                                                                         |     |     |         |     |
| 罹災家屋所有関係             | <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名 ) <input type="checkbox"/> 貸家 |     |     |         |     |
| 罹 災 者<br>( 世 帯 状 況 ) | 世帯主との続柄                                                                                    | 氏 名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 |
|                      | 世 帯 主                                                                                      |     | 男・女 | ・ ・     |     |
|                      |                                                                                            |     | 男・女 | ・ ・     |     |
|                      |                                                                                            |     | 男・女 | ・ ・     |     |
|                      |                                                                                            |     | 男・女 | ・ ・     |     |
|                      |                                                                                            |     | 男・女 | ・ ・     |     |
|                      |                                                                                            |     | 男・女 | ・ ・     |     |
| 必 要 枚 数 等            | 必要枚数 枚(使用目的/提出先 )                                                                          |     |     |         |     |
| 受 取 場 所              | <input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 郵送(申請書住所)                            |     |     |         |     |

第3号様式（第6条関係）

（罹災証明No.                    ）

罹 災 証 明 書

|           |     |     |     |
|-----------|-----|-----|-----|
| 世 帯 主 住 所 |     |     |     |
| 世 帯 主 氏 名 |     |     |     |
| 世 帯 構 成 員 | 氏 名 | 続 柄 | 年 齢 |
|           |     | 世帯主 |     |
|           |     |     |     |
|           |     |     |     |
|           |     |     |     |
|           |     |     |     |

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 罹 災 原 因 | 年    月    日の                    による |
|---------|-------------------------------------|

|                                        |                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被 災 住 家 ※ の<br>所       在       地       | 愛知県清須市                                                                                                                                                                                        |
| 住 家 ※ の 被 害 の<br>程                   度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊<br><input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊） |
| 浸 水 の 被 害 の<br>程                   度   | <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水                                                                                                                                   |

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

|                       |                                                                                                      |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 備                   考 | この証明は、生活の本拠である家屋に被害を受けたものに限られ、災害救助の一環として本市が確認でき得る罹災程度について証明するものです。<br>なお、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年       月       日

清須市長



第4号様式（第7条関係）

罹災証明に係る被害認定再調査申請書

年 月 日

（宛先）清須市長 様

〔申請者〕

住所

TEL（ ） —

現在の連絡先

TEL（ ） —

氏名

罹災者との関係 ☐ 本人 ☐ 代理人

年 月 日に交付を受けた罹災証明書について、下記の理由により被害認定の再調査を申請します。また、再調査の結果、被害の程度について修正があった場合は、再度罹災証明書を交付してください。

記

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再調査の対象   | 別紙「罹災証明書」記載の住家                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 罹災家屋所有関係 | <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家（所有者名 ） <input type="checkbox"/> 貸家                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 申請理由     | <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> |
| 必要枚数等    | 必要枚数 枚（使用目的／提出先 ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 受取場所     | <input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 郵送（申請者住所）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 11 清須市被災者生活再建支援金支給要綱

平成30年9月1日

告示第39号

(趣旨)

**第1条** この告示は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯であつて、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）による支援の対象とならない世帯に対して支給する清須市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）
  - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「半壊解体・敷地被害解体世帯」という。）
  - ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）
  - エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）（以下「大規模半壊世帯」という。）
  - オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。）（以下「中規模半壊世帯」という。）
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

(支援金の支給)

**第3条** 市長は、被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）が住宅の被害の程度及び住宅の再建方法に応じて実施する再建事業（以下「再建事業」という。）に対し、支援金を支給するものとする。

2 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、加算支援金は、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。

(支給の申請)

**第4条** 支援金の支給を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、被災者生活再建支援金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票その他の申請者の世帯が居住する住宅の所在及び当該世帯の構成が確認できるもの
- (2) 罹災証明書
- (3) 住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書（第2条第2号イに該当する申請者に限る。）
- (4) 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書（第2条第2号イに該当する申請者であって、住宅の敷地に被害を受けたものに限る。）
- (5) 長期避難世帯に該当する旨の証明書（第2条第2号ウに該当する申請者に限る。）
- (6) 住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す申請者又は申請者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画（加算支援金の支給を申請する場合に限る。）
- (7) 振込口座の通帳の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(支給の申請期間)

**第5条** 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により期間内に申請することが困難であると認めるときは、期間を延長することができる。

(支給の決定等)

**第6条** 市長は、第4条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに支援金の支給を決定し、被災者生活再建支援金支給決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めたときは被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(再建事業の変更)

**第7条** 前条の規定による支援金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、再建事業の内容に変更（中止及び廃止を含む。）が生じた場合は、速やかに被災者生活再建支援金変更（廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

**第8条** 市長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、被災者生活再建支援金変更（廃止）承認通知書（第5号様式）により支給決定者に通知するものとする。

(状況報告)

**第9条** 支給決定者は、再建事業が完了したときは、当該再建事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は支援金の支給決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日

までに、被災者生活再建支援金再建状況報告書（第6号様式）に申請内容どおりに住宅の再建が完了したことが分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（支援金の額の確定）

**第10条** 市長は、前条の報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支給すべき支援金の額を確定し、被災者生活再建支援金支給額確定通知書（第7号様式）により支給決定者に通知するものとする。

（支給決定の取消し及び支援金の返還）

**第11条** 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取消し、又は既に支給した支援金の全部若しくは一部を被災者生活再建支援金返還請求書（第8号様式）により返還させることができる。

- （1） 偽りその他の不正の手段により、支援金の支給決定又は支給を受けたとき。
- （2） 第4条の申請内容どおりに住宅が再建されなかったとき。
- （3） 第9条に定める期日までに、被災者生活再建支援金再建状況報告書が提出されなかったとき。
- （4） その他市長が支援金を支給することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消したときは、被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（第9号様式）により、支給決定者に通知するものとする。

（雑則）

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年9月1日から施行する。  
（清須市災害見舞金等支給要綱の一部改正）
- 2 清須市災害見舞金等支給要綱（平成17年清須市告示第28号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）

附 則（令和2年8月11日告示第63号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年8月17日から施行する。  
附 則（令和3年9月26日告示第120号）
- 1 この告示は、令和3年9月28日から施行する。
- 2 改正後の清須市被災者生活再建支援金支給要綱の規定は、令和3年9月28日以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、同日前に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

| 区分   | 基礎支援金                               |           | 加算支援金   |           |
|------|-------------------------------------|-----------|---------|-----------|
|      | 住宅の被害程度                             | 基礎支援金の額   | 住宅の再建方法 | 加算支援金の額   |
| 複数世帯 | 全壊世帯<br>半壊解体・敷地被害<br>解体世帯<br>長期避難世帯 | 100万円     | 建設・購入   | 200万円     |
|      |                                     |           | 補修      | 100万円     |
|      |                                     |           | 賃貸      | 50万円      |
|      | 大規模半壊世帯                             | 50万円      | 建設・購入   | 200万円     |
|      |                                     |           | 補修      | 100万円     |
|      |                                     |           | 賃貸      | 50万円      |
|      | 中規模半壊世帯                             | 0円        | 建設・購入   | 100万円     |
|      |                                     |           | 補修      | 50万円      |
|      |                                     |           | 賃貸      | 25万円      |
| 単数世帯 | 全壊世帯<br>半壊解体・敷地被害<br>解体世帯<br>長期避難世帯 | 75万円      | 建設・購入   | 150万円     |
|      |                                     |           | 補修      | 75万円      |
|      |                                     |           | 賃貸      | 37万5,000円 |
|      | 大規模半壊世帯                             | 37万5,000円 | 建設・購入   | 150万円     |
|      |                                     |           | 補修      | 75万円      |
|      |                                     |           | 賃貸      | 37万5,000円 |
|      | 中規模半壊世帯                             | 0円        | 建設・購入   | 75万円      |
|      |                                     |           | 補修      | 37万5,000円 |
|      |                                     |           | 賃貸      | 18万7,500円 |

備考

- 1 複数世帯とは自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいい、単数世帯とは自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 2 住宅の再建方法が複数に該当する場合の加算支援金にあっては、当該額が最も高いものを適用する。



(表)

第1号様式(第4条関係)

被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

清須市長 様

清須市被災者生活再建支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者

㊞

世帯主以外の方が申請する場合はその理由

支 給 番 号

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。( 単数 ・ 複数 )

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

|       |   |
|-------|---|
| 現在の住所 | 〒 |
| 電話番号  |   |

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

| 金融機関名 | 支店名等            | 種別    | 口座番号 |
|-------|-----------------|-------|------|
|       | 本店<br>支店<br>出張店 | 普通・当座 |      |

4 住宅の被害状況を○で囲んでください。

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 被害状況 | 全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難 大規模半壊 中規模半壊 |
|------|---------------------------------|

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由

(裏)

5 申請する支援金等について記入してください。

(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※ 初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要ない限り空欄のままで結構です。

| 区 分         | 今回申請 (A) |         | 受給済 (B)     |         | 添付書類                                      |
|-------------|----------|---------|-------------|---------|-------------------------------------------|
|             | 複数世帯     | 単数世帯    | 複数世帯        | 単数世帯    |                                           |
| 全 壊         | 100 万円   | 75 万円   |             |         | 住民票の写し<br>り災証明書<br>預貯金通帳の写し<br>その他<br>( ) |
| 半壊解体・敷地被害解体 | 100 万円   | 75 万円   |             |         |                                           |
| 長期避難        | 100 万円   | 75 万円   |             |         |                                           |
| 大規模半壊       | 50 万円    | 37.5 万円 | 50 万円       | 37.5 万円 |                                           |
|             |          |         | 申請額 (A - B) |         | 万円                                        |

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

| 区 分                                |                    | 今回申請 (C) |          | 受給済 (D)     |          | 添付書類                 |
|------------------------------------|--------------------|----------|----------|-------------|----------|----------------------|
|                                    |                    | 複数世帯     | 単数世帯     | 複数世帯        | 単数世帯     |                      |
| 全壊<br>半壊解体・敷地被害解体<br>長期避難<br>大規模半壊 | 建設・購入              | 200 万円   | 150 万円   |             |          | 契約書の写し<br>その他<br>( ) |
|                                    | 補修                 | 100 万円   | 75 万円    |             |          |                      |
|                                    | 賃貸住宅 (公営住宅入居者を除く。) | 50 万円    | 37.5 万円  | 50 万円       | 37.5 万円  |                      |
|                                    |                    |          |          |             |          |                      |
| 中規模半壊                              | 建設・購入              | 100 万円   | 75 万円    | 100 万円      | 75 万円    |                      |
|                                    | 補修                 | 50 万円    | 37.5 万円  |             |          |                      |
|                                    | 賃貸住宅 (公営住宅入居者を除く。) | 25 万円    | 18.75 万円 | 25 万円       | 18.75 万円 |                      |
|                                    |                    |          |          | 申請額 (C - D) |          | 万円                   |

注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください (その他の場合は、( ) 内に書類名も記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。

以下市記入欄

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 災害名及び発災日 |                                 |
| 世帯員数の確認  | 単数 複数                           |
| 被害状況の認定  | 全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難 大規模半壊 中規模半壊 |
| 解体状況の確認  |                                 |

|       |  |
|-------|--|
| 申請受付印 |  |
|-------|--|

第2号様式（第6条関係）

被災者生活再建支援金支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給します。

記

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振込

第3号様式（第6条関係）

被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金について、下記の理由により申請を却下することに決定しましたので通知します。

記

（理由）

第4号様式（第7条関係）

被災者生活再建支援金変更（廃止）承認申請書

年 月 日

清須市長 様

申請者

㊞

年 月 日付け第 号で交付決定された被災者生活再建支援金について、下記のとおり変更（廃止）したいので、清須市被災者生活再建支援金支給要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

1 変更（廃止）の内容

2 変更（廃止）の理由

第5号様式（第8条関係）

被災者生活再建支援金変更（廃止）承認通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金変更（廃止）承認申請について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 変更（廃止）の内容

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

清須市長 様

申請者

㊞

被災者生活再建支援金再建状況報告書

年 月 日付け第 号で支給決定のあった被災者生活再建支援金について、住宅の再建が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅再建の完了日
- 2 住宅の再建方法
- 3 添付書類  
別添のとおり

第7号様式（第10条関係）

被災者生活再建支援金支給額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付で申請のあった被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給額を確定しましたので通知します。

記

支給決定額 円



第8号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

清須市長



被災者生活再建支援金返還請求書

年 月 日付け第 号で支給決定しました被災者生活再建支援金について、下記により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返 還 額 円

3 返還の期限 年 月 日

4 返還の方法

第9号様式（第11条関係）

被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付け 第 号で支給決定通知をしました被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給決定の全部（一部）を取り消します。

記

一部支給決定取消し後の支給額 円

（取消しの理由）

## 12 避難情報伝達文（例文）

### ● 警戒レベル3・高齢者等避難伝達文

【チャイム（上り）】

こちらは こうほうきよすです。

※〇〇時〇〇分、〇〇地区に洪水に関する、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。

〇〇川が注意を要する水位になりましたので、高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに避難してください。

なお、ハザードマップを確認の上、自宅が浸水しても安全な高さの部屋がある方は、自宅で避難しても構いません。

繰り返しお知らせします。

（※の繰り返し）

以上、こうほうきよすでした。

【チャイム（上り）】

### ● 警戒レベル4・避難指示伝達文

【サイレン（避難信号）後】

警戒レベル4、避難指示発令。

こちらは こうほうきよすです。

※〇〇時〇〇分、〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。

〇〇川が氾濫する恐れのある水位に到達しましたので、〇〇地区の方は、避難場所や安全な親戚・知人のお宅などに今すぐ避難してください。

なお、ハザードマップを確認の上、自宅が浸水しても安全な高さの部屋がある方は、自宅で避難しても構いません。

避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。速やかに全員避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高い所に避難してください。

繰り返し、お知らせします。

（※の繰り返し）

以上、こうほうきよすでした。

● 警戒レベル5・緊急安全確保伝達文

【サイレン（避難信号）後】

※警戒レベル5・緊急安全確保発令。

警戒レベル5・緊急安全確保発令。

こちらは、こうほうきよすです。

※〇〇時〇〇分、〇〇地区に対して洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

（氾濫状況により、①～④を選択する。）

【①河川氾濫が切迫している場合】

〇〇地区で〇〇川堤防から水があふれだし氾濫が発生しているおそれがあります。

【②河川氾濫（越水）を確認した場合】

〇〇地区で〇〇川堤防から水があふれだし氾濫が発生しています。

【③河川氾濫（堤防決壊）を確認した場合】

〇〇地区で〇〇川堤防が決壊し、氾濫が発生しています。

【④内水氾濫を確認した場合】

〇〇地区で用水路があふれだし、内水氾濫が発生しています。

周囲は危険な状況です。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

繰り返しお知らせします。

（※の繰り返し）

以上、こうほうきよすでした。

● 警戒レベル3・高齢者等避難解除伝達文

【上りチャイム】

こちらは、こうほうきよすです。

※〇〇川の水位が、基準水位を下回りましたので、これまでお知らせしておりました、警戒レベル3・高齢者等避難は解除します。

繰り返しお知らせします。

(※の繰り返し)

以上、こうほうきよすでした。

【下りチャイム】

● 警戒レベル4・避難指示解除伝達文

【上りチャイム】

こちらは、こうほうきよすです。

※〇〇川の水位が、基準水位を下回りましたので、これまで発令されていた警戒レベル4・避難指示を解除します。

繰り返しお知らせします。

(※の繰り返し)

以上、こうほうきよすでした。

【下りチャイム】

● 警戒レベル5・緊急安全確保解除伝達文

【上りチャイム】

こちらは、こうほうきよすです。

※〇〇川の氾濫が、治まりましたので、これまで発令されていた警戒レベル5、緊急安全確保を解除します。

繰り返しお知らせします。

(※の繰り返し)

以上、こうほうきよすでした。

【下りチャイム】

# 13 防災関係機関連絡先

| 機関名                                        | 所在地                            | 連絡窓口              | 電話番号                              |
|--------------------------------------------|--------------------------------|-------------------|-----------------------------------|
| 愛知県                                        |                                |                   | 052-961-2111                      |
| 防災安全局災害対策課                                 | 名古屋市中区三の丸3-1-2                 | 災害対策グループ          | 052-951-3800<br>無線⑧-600-2512      |
| 災害対策本部                                     | 名古屋市中区三の丸3-1-2                 | 広報部広報班            | 052-971-7104<br>無線⑧-600-1364      |
| 尾張県民事務所                                    | 名古屋市中区三の丸2-6-1                 | 防災安全課             | 052-961-1474<br>無線⑧-602-2432      |
| 尾張建設事務所                                    | 名古屋市中区三の丸2-6-1                 | 維持管理課             | 052-961-4419<br>無線⑧-602-2725      |
| 清須保健所                                      | 清須市春日振形129                     | 総務企画課             | 052-401-2100<br>無線⑧-8116-31       |
| 西枇杷島警察署                                    | 清須市西枇杷島町弁天32-2                 | 警備課               | 052-501-0110                      |
| 指定地方行政機関                                   |                                |                   |                                   |
| 東海財務局                                      | 名古屋市中区三の丸3-3-1                 | 総務部総務課            | 052-951-1772                      |
| 東海農政局                                      | 名古屋市中区三の丸1-2-2                 | 企画調整室             | 052-201-7271                      |
| 中部地方整備局                                    | 名古屋市中区三の丸2-5-1                 | 企画部防災課            | 052-953-8357                      |
| 中部経済産業局                                    | 名古屋市中区三の丸2-5-2                 | 総務企画部総務課          | 052-951-2683                      |
| 中部運輸局                                      | 名古屋市中区三の丸2-2-1                 | 総務部安全防災・<br>危機管理課 | 052-952-8049                      |
| 名古屋地方気象台                                   | 名古屋市千種区日和町2-18                 | 防災グループ            | 052-751-5124                      |
| 自衛隊                                        |                                |                   |                                   |
| 陸上自衛隊第10師団<br>(守山駐屯地)                      | 名古屋市守山区守山3-12-1                | 防衛班               | 052-791-2191<br>無線⑧-8230-33       |
| 陸上自衛隊第35普通科連隊<br>(守山駐屯地)                   | 名古屋市守山区守山3-12-1                | -                 | 052-791-2191<br>無線⑧-8230-34       |
| 指定公共機関                                     |                                | -                 |                                   |
| 西日本電信電話 株式会社<br>名古屋支店                      | 名古屋市中区大須4-9-60<br>NTT上前津ビル     | 設備部災害対策室          | 052-291-3226                      |
| 株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ<br>東海支社                  | 名古屋市東区東桜1-1-10<br>アーバンネット名古屋ビル | ネットワーク部<br>災害対策室  | 052-968-7938<br>(災害時052-968-2889) |
| KDDI 株式会社<br>中部総支社                         | 名古屋市西区名駅2-27-8                 | 管理部               | 052-747-8071                      |
| 名古屋西郵便局                                    | 名古屋市西区天神山町4-5                  | -                 | 052-523-8621                      |
| 日本放送協会<br>名古屋放送局                           | 名古屋市東区東桜1-13-3                 | 企画総務部             | 052-952-7282                      |
| 中部電力 株式会社<br>中村営業所(旧清須市区域)<br>北営業所(旧春日町区域) | 名古屋市中村区太閤通7-32<br>名古屋市北区御成通4-8 | -                 | 052-740-6995<br>052-916-1267      |

| 機関名                      | 所在地                            | 連絡窓口                  | 電話番号                         |
|--------------------------|--------------------------------|-----------------------|------------------------------|
| 東海旅客鉄道 株式会社              | 名古屋市中村区名駅1-3-4                 | 東海鉄道事業本部<br>管理部総務課    | 052-564-2442                 |
| 東邦瓦斯 株式会社                | 一宮市音羽1-1-13                    | -                     | 0586-73-0101                 |
| 一宮営業所                    | 稲沢市高御堂1-4-22                   |                       | 0587-32-4196                 |
| 稲沢SC(旧春日町区域)             | あま市木田申尾10-1                    |                       | 052-442-5732                 |
| 美和SC(旧清須市区域)             |                                |                       |                              |
| 指定地方公共機関                 |                                |                       |                              |
| 社団法人 愛知県医師会<br>(西名古屋医師会) | 名古屋市中区栄4-14-28<br>北名古屋市九之坪白山39 | 地域医療第一課<br>-          | 052-241-4138<br>0568-23-8416 |
| 名古屋鉄道 株式会社<br>西部支配人室     | 岐阜県岐阜市吉野町3-1                   | 運転担当課                 | 058-262-0337                 |
| 須ヶ口駅                     | 清須市須ヶ口1725                     | 駅長室                   | 052-400-2174                 |
| 株式会社 東海交通事業<br>城北線(枇杷島駅) | 清須市西枇杷島町七畝割108-13              | 事務室                   | 052-501-1453                 |
| 社団法人 愛知県トラック協会(尾<br>西支部) | 稲沢市赤池居道町89-1                   | 尾西トラック輸送サービス<br>センター内 | 0587-23-3811                 |
| 一部事務組合等                  |                                |                       |                              |
| 西春日井広域事務組合               | 北名古屋市井瀬木狭場15                   | 総務課                   | 0568-22-2511                 |
| (西消防署)                   | 清須市西田中白山88                     | 通信指令室                 | 無線⑧-8334-31                  |
|                          |                                | 総務課                   | 052-409-2119                 |
|                          |                                |                       | 無線⑧-8335-31                  |
| 五条広域事務組合                 | 清須市阿原向北55                      | -                     | 052-401-1181                 |
| 公共的団体その他防災上重要な施<br>設の管理者 |                                |                       |                              |
| 名古屋市上下水道局<br>北配水事務所      | 名古屋市中村区城屋敷町2-6-1               | -                     | 052-411-2511                 |
| 愛知県建設業協会                 | 名古屋市中区栄3-28-21                 | -                     | 052-242-4191                 |
| 西春日井農業協同組合               | 北名古屋市西之保南若11                   |                       | 0568-23-4001                 |
| 市商工会                     | 清須市清洲1-6-1                     | -                     | 052-400-3008                 |
| 市社会福祉協議会                 | 清須市一場古城604-15<br>(清洲総合福祉センター内) | -                     | 052-401-0031                 |

## 14 災害救助法施行細則

昭和40年10月29日

規則第60号

|                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 改正 昭和42年06月12日規則第35号 | 昭和42年10月30日規則第 55号 |
| 昭和43年09月04日規則第56号    | 昭和44年10月06日規則第 49号 |
| 昭和45年10月14日規則第90号    | 昭和46年10月13日規則第 79号 |
| 昭和48年02月23日規則第02号    | 昭和48年11月16日規則第 73号 |
| 昭和49年02月20日規則第07号    | 昭和49年12月02日規則第 94号 |
| 昭和49年12月13日規則第99号    | 昭和50年11月21日規則第 81号 |
| 昭和51年09月22日規則第82号    | 昭和52年09月05日規則第 70号 |
| 昭和53年09月27日規則第79号    | 昭和54年07月02日規則第 49号 |
| 昭和55年07月23日規則第45号    | 昭和56年07月08日規則第 64号 |
| 昭和57年06月21日規則第47号    | 昭和58年09月19日規則第 49号 |
| 昭和59年10月17日規則第82号    | 昭和60年10月07日規則第 77号 |
| 昭和60年12月25日規則第87号    | 昭和61年10月08日規則第 75号 |
| 昭和62年08月28日規則第72号    | 昭和63年07月18日規則第 56号 |
| 平成元年08月30日規則第62号     | 平成02年09月12日規則第 61号 |
| 平成03年07月31日規則第56号    | 平成04年08月12日規則第 72号 |
| 平成05年09月29日規則第74号    | 平成06年09月14日規則第 81号 |
| 平成07年10月09日規則第76号    | 平成10年03月30日規則第 47号 |
| 平成10年09月11日規則第82号    | 平成11年11月12日規則第104号 |
| 平成12年03月31日規則第77号    | 平成12年07月21日規則第125号 |
| 平成13年01月05日規則第01号    | 平成14年03月01日規則第 07号 |
| 平成14年09月27日規則第76号    | 平成14年10月29日規則第 79号 |
| 平成15年06月03日規則第72号    | 平成16年04月20日規則第 47号 |
| 平成17年06月21日規則第63号    | 平成18年05月23日規則第 61号 |
| 平成19年08月14日規則第50号    | 平成22年06月04日規則第 38号 |
| 平成24年06月01日規則第39号    | 平成27年05月29日規則第 42号 |
|                      | 平成28年06月24日規則第 55号 |

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第9条の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

1部改正〔平成12年規則77号・13年1号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)



第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2
- 3 公用変更令書 様式第3
- 4 公用取消令書 様式第4  
（受領書）

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。  
（強制物件台帳）

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。  
（受領調書）

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

- 2 当該吏員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。  
（損失補償請求書）

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。  
（従事命令に関する公用令書等）

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 公用令書 様式第8
- 2 公用取消令書 様式第9  
（受領書に関する規定の準用）

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。  
（救助従事者台帳）

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第10）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。  
（従事不能の場合の届出）

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届（様式第11）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。  
ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書
- 2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書  
（実費弁償の程度）

第15条 法第24条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。  
（実費弁償請求書）

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。  
（身分を示す証票）

第17条 法第27条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第14条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第14条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第3のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

| 救助の程度及び方法   |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 救助の期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                   |
|-------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 救助の種類等      | 救助の対象及び方法 | 費用の種類及び限度額                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                   |
| 収容施設<br>の供与 | 避難所       | <p>1 避難所には、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</p>                                                                                                                               | <p>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額<br/>1人1日当たり320円</p> <p>(2) 加算額<br/>ア 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合<br/>高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費</p> <p>イ 冬季（10月から3月まで）の場合<br/>別に定める額</p> | 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。                                      |
|             | 応急仮設住宅    | <p>1 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>3 高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することがある。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することがある。</p> | <p>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29・7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,660,000円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同1敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。</p>                                                                                 | 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。 |

|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             |                                                                                                                    |                                                                                            |                                                               |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 炊出し<br>その他<br>による<br>食品の<br>給与及<br>び飲料<br>水の供<br>給 | 炊出し<br>その他<br>による<br>食品の<br>給与                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。<br><br>2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。 | 炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1 人1日当たり1,110円以内とする。 | 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。 |                                                               |
|                                                    | 飲料水<br>の供給                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。                                                                                                   | 飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。                              | 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7 日以内とする。                                                           |                                                               |
| 被服、寝具その他<br>生活必需品の給<br>与又は貸与                       | 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により1 時的に居住することができない状態となつたものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。<br><br>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。<br><br>(1) 被服、寝具及び身の回り品<br>(2) 日用品<br>(3) 炊事用具及び食器<br>(4) 光熱材料 | 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。<br><br>なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。<br><br>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯                | 季別<br>世帯<br>区分                                                                                                     | 夏季(4月から<br>9月まで)                                                                           | 冬季(10月から3<br>月まで)                                             |
|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             | 1人世帯                                                                                                               | 18,400円                                                                                    | 30,400円                                                       |
|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             | 2人世帯                                                                                                               | 23,700円                                                                                    | 39,500円                                                       |
|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             | 3人世帯                                                                                                               | 34,900円                                                                                    | 55,000円                                                       |
|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             | 4人世帯                                                                                                               | 41,800円                                                                                    | 64,300円                                                       |
|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             | 5人世帯                                                                                                               | 53,000円                                                                                    | 80,900円                                                       |
|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             | 6人世帯<br>以上                                                                                                         | 53,000円に、<br>世帯人員が5<br>人を超えて1<br>人を増すごと<br>に7,800円を<br>加算した額                               | 80,900円に、<br>世帯人員が5人<br>を超えて1人<br>を増すごとに<br>11,100円を加<br>算した額 |
|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             | (2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により損害を受けた世帯                                               |                                                                                            |                                                               |
|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             | 季別<br>世帯<br>区分                                                                                                     | 夏季（4月か<br>ら9月まで）                                                                           | 冬季（10月か<br>ら3月まで）                                             |
|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             | 1人世帯                                                                                                               | 6,000円                                                                                     | 9,800円                                                        |
|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             | 2人世帯                                                                                                               | 8,100円                                                                                     | 12,700円                                                       |
|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                             | 3人世帯                                                                                                               | 12,100円                                                                                    | 18,000円                                                       |
| 4人世帯                                               | 14,700円                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 21,400円                                                                                                                                     |                                                                                                                    |                                                                                            |                                                               |
| 5人世帯                                               | 18,600円                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 27,000円                                                                                                                                     |                                                                                                                    |                                                                                            |                                                               |
| 6人世帯<br>以上                                         | 18,600円<br>に、世帯人員<br>が5人を超え<br>て1人を増す                                                                                                                                                                                                                                                           | 27,000円<br>に、世帯人員<br>が5人を超え<br>て1人を増す                                                                                                       |                                                                                                                    |                                                                                            |                                                               |

|        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ごとに2,600<br>円を加算し<br>た額                                                                                                                                         | ごとに3,500<br>円を加算した<br>額 |                              |
|--------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------|
|        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | (3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯その都度厚生労働大臣に協議して決定する額                                                                                                                       |                         |                              |
| 医療及び助産 | 医療 | <p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤及び治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p> | <p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合<br/>使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合<br/>国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合<br/>協定料金の額</p> |                         | 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。 |
|        | 助産 | <p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>                                                                                                                                                                                                                                | <p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合<br/>使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合<br/>慣行料金の8割に相当する額</p>                                                     |                         | 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。  |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                               |                                                             |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 災害にかかった者の救出    | 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。                                                                                                                                                                                                                           | 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。                                                                                                                 | 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。                        |
| 災害にかかった住宅の応急修理 | 1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。<br><br>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとする。                                                                                                                | 災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり576,000円以内とする。                                                                                                                      | 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。                     |
| 生業に必要な資金の貸与    | 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であつて、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であつて、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。                                                                                                                                                                                             | 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、一件（一世帯）当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。<br><br>(一) 貸与期間<br>二年以内<br><br>(二) 利子<br>無利子<br><br>(三) 担保<br>連帯保証人一人 | 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了するものとする。                       |
| 学用品の給与         | 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程が特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をい | 学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。<br><br>(1) 教科書代<br>教科書の実費<br><br>(2) 文房具費及び通学用品費<br>小学校児童1人当たり 4,300円<br>中学校生徒1人当たり 4,600円<br>高等学校等生徒一人当たり 5,000円                                                | 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。 |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                        |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
|       | <p>う。以下同じ。) に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(1) 教科書(小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあつては教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあつては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 文房具</p> <p>(3) 通学用品</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                        |
| 埋葬    | <p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものであるものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもつて実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(1) 棺(附属品を含む。)又は棺材</p> <p>(2) 火葬又は土葬</p> <p>(3) 骨つぼ及び骨箱</p>                                                                                                                     | <p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12歳以上の者1体当たり210,400円</p> <p>満12歳未満の者1体当たり168,300円</p>                                                                                                                                                        | <p>埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>    |
| 死体の搜索 | <p>死体の搜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                          | <p>死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>                                                                                                                                                                                    | <p>死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p> |
| 死体の処理 | <p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検索</p>                                                                                                                 | <p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用<br/>1体当たり3,400円</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用<br/>次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額(ドライアイスの購入等が必要な場合にあつては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額)</p> <p>ア 既存建物を利用する場合<br/>施設の借上費として当該地域における通常の実費</p> <p>イ 既存建物を利用することがで</p> | <p>死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p> |

|                          |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                            |                                                   |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|                          |                                                                                                                                                                                          | <p>きない場合<br/>1体当たり5,300円（輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>(3) 検案のための費用<br/>救護班により行うことができない場合には、当該地域における償行料金の額</p> |                                                   |
| 障害物の除去                   | <p>障害物の除去は、災害によつて土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。</p>                                                            | <p>障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。</p>              | <p>障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>           |
| 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出 | <p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災者の避難の場合<br/>(2) 救済用物資の整理及び配分の場合<br/>(3) 飲料水の供給の場合<br/>(4) 医療及び助産の場合<br/>(5) 災害にかかった者の救出の場合<br/>(6) 死体の捜索の場合<br/>(7) 死体の処理の場合</p> | <p>応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>                                                         | <p>応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。</p> |



別表第2（第15条関係）

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額  
以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県  
条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内

別表第3（第19条関係）

| 対象者                                                                 | 扶助金の支給基礎額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>法第24条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22 年法律第49号）に規定する労働者でない者</p> | <p>事故発生の年の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>法第25条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）</p>                       | <p>1 8,800円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回るときは、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は、14,100円とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（協力者に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た額</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの</p> <p>3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額</p> |

様式第1  
(第6条関係)

|      |   |   |
|------|---|---|
| 物資保管 | 第 | 号 |
|------|---|---|

公 用 令 書

住 所  
氏 名  
(名 称 及 び  
代表者氏名)

災害救助法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり物資の保管を命  
じます。

年 月 日

愛知県知事 氏 名 印

| 種 類 | 数量 | 保 管 場 所 | 保管期間 | 備 考 |
|-----|----|---------|------|-----|
|     |    |         |      |     |
|     |    |         |      |     |
|     |    |         |      |     |

注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

|      |   |   |
|------|---|---|
| 物資保管 | 第 | 号 |
|------|---|---|

受 領 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
氏 名  
(名 称 及 び  
代表者氏名)

印

公用令書を受領しました。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第2  
(第6条関係)

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 物資保管        | 第 | 号 |
| 施設管理        |   |   |
| 土地          |   |   |
| 家屋 使用<br>物資 |   |   |

公 用 令 書

住 所  
氏 名  
(名 称 及 び  
代表者氏名)

災害救助法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり管理します。  
収用  
使用

年 月 日

愛知県知事 氏 名 印

| 種類<br>名称 | 数量 | 所在場所 | 範囲 | 期間 | 引渡期間 | 引渡場所 | 備 考 |
|----------|----|------|----|----|------|------|-----|
|          |    |      |    |    |      | ・ ・  |     |
|          |    |      |    |    |      | ・ ・  |     |
|          |    |      |    |    |      | ・ ・  |     |

注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 物資保管        | 第 | 号 |
| 施設管理        |   |   |
| 土地          |   |   |
| 家屋 使用<br>物資 |   |   |

受 領 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
氏 名  
(名 称 及 び  
代表者氏名)

印

公用令書を受領しました。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

附属資料

様式第3

(第6条関係)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|
| <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">氏 名<br/>〔名 称 及 び〕<br/>〔代表者氏名〕</p> <p>災害救助法第 26 条第 1 項の規定による処分(公用令書 年 月 日 第 号)を、次のとおり変更しました。</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更前の処分の内容</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更後の処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p> | 変更前の処分の内容 | 変更後の処分の内容 |  |  | <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公用変更令書</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">住 所<br/>氏 名<br/>〔名 称 及 び〕<br/>〔代表者氏名〕 印</p> <p style="margin-top: 40px;">公用変更令書を受領しました。</p> | 公用変更令書 | 第 号 |
| 変更前の処分の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更後の処分の内容 |           |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |           |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |
| 公用変更令書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 第 号       |           |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第4

(第6条関係)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|
| <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">氏 名<br/>〔名 称 及 び〕<br/>〔代表者氏名〕</p> <p>災害救助法第 26 条第 1 項の規定による処分(公用令書 年 月 日 第 号)を取り消しました。</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p> | <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公用取消令書</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">住 所<br/>氏 名<br/>〔名 称 及 び〕<br/>〔代表者氏名〕 印</p> <p style="margin-top: 40px;">公用取消令書を受領しました。</p> | 公用取消令書 | 第 号 |
| 公用取消令書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 第 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |     |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第5

(第8条関係)

| 強 制 物 件 台 帳           |                       |     |     |                     |       |     |       |              |       |     |
|-----------------------|-----------------------|-----|-----|---------------------|-------|-----|-------|--------------|-------|-----|
| 公 用 令 書               | 物 資 保 管               |     | 第 号 |                     |       |     | 年 月 日 |              |       |     |
|                       | 物 資 収 用               |     |     |                     |       |     |       |              |       |     |
|                       | 施 設 管 理               |     |     |                     |       |     |       |              |       |     |
|                       | 土地<br>家屋<br>物資<br>使 用 |     |     |                     |       |     |       |              |       |     |
| 所有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名） |                       |     |     |                     |       |     |       |              |       |     |
| 占有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名） |                       |     |     |                     |       |     |       |              |       |     |
| 公用令書の内容               | 種 名                   | 類 称 | 数 量 | 保管場所<br>又は所在<br>場 所 | 範 囲   | 期 間 | 引 期   | 渡 日          | 引渡場所  | 備 考 |
|                       |                       |     |     |                     |       |     | ..... | .....        |       |     |
| 変更事項及びその理由            |                       |     |     |                     |       |     | ..... | .....        |       |     |
| 取 消 理 由               |                       |     |     |                     |       |     |       |              |       |     |
| 損 失 補 償               | 種 名                   | 類 称 | 請求額 | 請 求<br>年 月 日        |       | 請求者 | 補償額   | 補 償<br>年 月 日 |       | 備考  |
|                       |                       |     |     | .....               | ..... |     |       | .....        | ..... |     |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

災害救助法第26条第1項の規定により<sup>収用</sup><sub>使用</sub>する物資を、次のとおり受領しました。

よって、受領調書2通を作成し、それぞれ1通を所持するものとします。

年 月 日

受領者

愛知県事務(技術)吏員

氏 名 印

物資の所有者又は占有者

氏 名 印

|         |       |     |       |
|---------|-------|-----|-------|
| 公 用 令 書 | 物資収用  | 第 号 | 年 月 日 |
|         | 物資使用  |     |       |
| 種類及び数量  |       |     |       |
| 受領年月日   | 年 月 日 |     |       |
| 受領場所    |       |     |       |
| 備 考     |       |     |       |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

受領調書

災害救助法第 26 条第 1 項の規定により<sup>収用</sup><sub>使用</sub>する物資を、次のとおり受領しました。

よって、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。

年 月 日

受領者  
愛知県事務（技術）吏員  
氏 名 印  
物資の所有者又は占有者  
氏 名 印

|             |       |     |       |
|-------------|-------|-----|-------|
| 公 用 令 書     | 物資収用  | 第 号 | 年 月 日 |
|             | 物資使用  |     |       |
| 種 類 及 び 数 量 |       |     |       |
| 受 領 年 月 日   | 年 月 日 |     |       |
| 受 領 場 所     |       |     |       |
| 備 考         |       |     |       |

備考 用紙の大きさは、日本工業規A4とする。

様式第7

(第10条関係)

| 受 領 調 書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                      |                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------|-----------------|
| <p>災害救助法第26条第1項の規定により<sup>収用</sup><sub>使用</sub>する物資を、次のとおり受領しました。</p> <p>よつて、受領調書2通を作成し、それぞれ1通を所持するものとします。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>受領者</p> <p>愛知県事務(技術)吏員</p> <p>氏                                  名   印</p> <p>物資の所有者又は占有者</p> <p>氏                                  名   印</p> </div> |                 |                      |                 |
| 公 用 令 書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 物資収用<br>物資使用    | 第                  号 | 年      月      日 |
| 種 類 及 び 数 量                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |                      |                 |
| 受 領 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 年      月      日 |                      |                 |
| 受 領 場 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |                      |                 |
| 備                  考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                 |                      |                 |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。



損 失 補 償 請 求 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所

氏 名

〔 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 〕

印

災害救助法第 26 条第 2 項において準用する同法第 23 条の 2 第 3 項の規定による  
損失補償として、下記の金額を請求します。

請求金額 円

請求理由

|         |                    |     |       |
|---------|--------------------|-----|-------|
| 公 用 令 書 | 物 資 保 管            | 第 号 | 年 月 日 |
|         | 物 資 収 用            |     |       |
|         | 施 設 管 理            |     |       |
|         | 土地<br>家屋 使 用<br>物資 |     |       |

添付資料

1 算出明細書

2 受領調書（写し）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第8

(第11条関係)

(表)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                       |  |             |  |             |                       |            |  |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--|-------------|--|-------------|-----------------------|------------|--|-----|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">公 用 令 書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="font-size: small;">従事命令</div> <div style="font-size: small;">第 号</div> </div> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">             住 所<br/>職 業<br/>氏 名<br/>〔名 称 及 び<br/>代表者氏名〕           </div> <div style="text-align: center;">             生 年 月 日 生           </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">災害救助法第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">従 事 す る 業 務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従 事 す る 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従 事 す る 期 間</td> <td style="text-align: center;">           年 月 日から<br/>年 月 日まで 日間         </td> </tr> <tr> <td>出頭する日時及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> | 従 事 す る 業 務           |  | 従 事 す る 場 所 |  | 従 事 す る 期 間 | 年 月 日から<br>年 月 日まで 日間 | 出頭する日時及び場所 |  | 備 考 |  | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">受 領 書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="font-size: small;">従事命令</div> <div style="font-size: small;">第 号</div> </div> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">             愛知県知事 殿           </div> <div style="text-align: center;">             年 月 日           </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">             住 所<br/>職 業<br/>氏 名<br/>〔名 称 及 び<br/>代表者氏名〕           </div> <div style="text-align: center;">             印<br/>年 月 日 生           </div> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">公用令書を午前 時 分受領しました。</p> |
| 従 事 す る 業 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                       |  |             |  |             |                       |            |  |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 従 事 す る 場 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                       |  |             |  |             |                       |            |  |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 従 事 す る 期 間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 年 月 日から<br>年 月 日まで 日間 |  |             |  |             |                       |            |  |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 出頭する日時及び場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                       |  |             |  |             |                       |            |  |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                       |  |             |  |             |                       |            |  |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

(裏)

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>公用令書の交付を受けた者の心得</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、記名押印のうえ、直ちに知事に提出してください。</li> <li>2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。</li> <li>3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出席できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。</li> <li>4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。</li> <li>5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第 45 条の規定により 6 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金に処せられます。</li> </ol> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

様式第9  
(第11条関係)

|                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>取消従事令<br/>命 第 号</div> <div>公 用 取 消 令 書</div> <div>住 所<br/>職 業<br/>氏 名<br/>(名 称 及 び<br/>代表者氏名)</div> <div>災害救助法第24条第1 項の規定による処分（公用令書 年 月 日<br/>第 号）を取り消しました。</div> <div>年 月 日</div> <div>愛知県知事 氏 名 印</div> <div>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ<br/>い。</div> | <div>取消従事令<br/>命 第 号</div> <div>受 領 書</div> <div>年 月 日</div> <div>愛知県知事 殿</div> <div>住 所<br/>氏 名<br/>(名 称 及 び<br/>代表者氏名)</div> <div>印</div> <div>公用取消令書を受領しました。</div> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 5 の2 枚接続とする。

|                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>取消従事令<br/>命 第 号</div> <div>公 用 取 消 令 書</div> <div>住 所<br/>職 業<br/>氏 名<br/>(名 称 及 び<br/>代表者氏名)</div> <div>災害救助法第 24 条 1 項の規定による処分（公用令書 年 月 日<br/>第 号）を取り消しました。</div> <div>年 月 日</div> <div>愛知県知事 氏 名 印</div> <div>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</div> | <div>取消従事令<br/>命 第 号</div> <div>受 領 書</div> <div>年 月 日</div> <div>愛知県知事 殿</div> <div>住 所<br/>氏 名<br/>(名 称 及 び<br/>代表者氏名)</div> <div>印</div> <div>公用取消令書を受領しました。</div> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第10

(第13条関係)

| 救 助 従 事 者 台 帳              |                        |                    |               |       |           |     |
|----------------------------|------------------------|--------------------|---------------|-------|-----------|-----|
| 公 用 令 書                    |                        | 第 号                |               | 年 月 日 |           |     |
| 従事者                        | 住 所                    |                    |               | 職 業   |           |     |
|                            | 氏 名<br>(名称及び<br>代表者氏名) |                    |               | 生年月日  |           |     |
| 従 事 す る 業 務                |                        |                    |               |       |           |     |
| 従 事 す る 場 所                |                        |                    |               |       |           |     |
| 従 事 す る 期 間                |                        | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 |               |       |           |     |
| 出頭する日時及び場所                 |                        |                    |               |       |           |     |
| 公用令書取消理由                   |                        |                    |               |       |           |     |
| 負傷、病気、死亡事故発生の日時及び場所        |                        |                    |               |       |           |     |
| 事故発生の原因及び状況                |                        |                    |               |       |           |     |
| 傷病名、傷病の程度及び身体の状況           |                        |                    |               |       |           |     |
| 備 考                        |                        |                    |               |       |           |     |
| 事故発生するとき、本人と親族関係にあった主な者の状況 |                        | 氏 名                | 本人との<br>続 き 柄 | 生年月日  | 職業        | 備 考 |
|                            |                        |                    |               | ・ ・   |           |     |
|                            |                        |                    |               | ・ ・   |           |     |
|                            |                        |                    |               | ・ ・   |           |     |
|                            |                        |                    |               | ・ ・   |           |     |
| 実 費 弁 償                    |                        | 実 費 弁 償 の 内 訳      |               |       | 支 給 年 月 日 | 備 考 |
|                            |                        | 日 当                | 超過勤務<br>手 当   | 旅 費   |           |     |
|                            |                        | 円                  | 円             | 円     | 円         |     |
| 扶 助 金                      |                        | 扶 助 金 の 種 類        |               | 金 額   | 支給年月日     | 備 考 |
|                            |                        |                    |               | 円     | ・ ・       |     |
|                            |                        |                    |               |       | ・ ・       |     |
|                            |                        |                    |               |       | ・ ・       |     |
|                            |                        |                    |               |       | ・ ・       |     |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

| 救 助 従 事 者 台 帳              |                        |               |               |      |            |           |       |     |  |
|----------------------------|------------------------|---------------|---------------|------|------------|-----------|-------|-----|--|
| 公 用 令 書                    |                        | 第             |               |      | 号          |           | 年 月 日 |     |  |
| 従事者                        | 住 所                    |               |               |      | 職 業        |           |       |     |  |
|                            | 氏 名<br>〔名称及び<br>代表者氏名〕 |               |               |      | 生年月日       |           |       |     |  |
| 従 事 す る 業 務                |                        |               |               |      |            |           |       |     |  |
| 従 事 す る 場 所                |                        |               |               |      |            |           |       |     |  |
| 従 事 す る 期 間                |                        | 年 月 日から       |               |      | 年 月 日まで 日間 |           |       |     |  |
| 出頭する日時及び場所                 |                        |               |               |      |            |           |       |     |  |
| 公用令書取消理由                   |                        |               |               |      |            |           |       |     |  |
| 負傷、病気、死亡事故発生の日時及び場所        |                        |               |               |      |            |           |       |     |  |
| 事故発生の原因及び状況                |                        |               |               |      |            |           |       |     |  |
| 傷病名、傷病の程度及び身体状況            |                        |               |               |      |            |           |       |     |  |
| 備 考                        |                        |               |               |      |            |           |       |     |  |
| 事故発生するとき、本人と親族関係にあった主な者の状況 |                        | 氏 名           | 本人との<br>続 き 柄 | 生年月日 |            | 職業        | 備 考   |     |  |
|                            |                        |               |               | ・ ・  |            |           |       |     |  |
|                            |                        |               |               | ・ ・  |            |           |       |     |  |
|                            |                        |               |               | ・ ・  |            |           |       |     |  |
|                            |                        |               |               | ・ ・  |            |           |       |     |  |
| 実 費 弁 償                    |                        | 実 費 弁 償 の 内 訳 |               |      |            | 支 給 年 月 日 |       | 備 考 |  |
|                            |                        | 日 当           | 超 過 勤 務 手     | 旅 費  | 計          |           |       |     |  |
|                            |                        | 円             | 円             | 円    | 円          | ・ ・       |       |     |  |
| 扶 助 金                      |                        | 扶 助 金 の 種 類   |               | 金 額  | 支 給 年 月 日  |           | 備 考   |     |  |
|                            |                        |               |               | 円    | ・ ・        |           |       |     |  |
|                            |                        |               |               |      | ・ ・        |           |       |     |  |
|                            |                        |               |               |      | ・ ・        |           |       |     |  |
|                            |                        |               |               |      | ・ ・        |           |       |     |  |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第11

(第14条関係)

|                                                                                                        |  |                 |   |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------|---|----|
| 従 事 不 能 届                                                                                              |  | 年               | 月 | 日  |
| 愛知県知事 殿                                                                                                |  |                 |   |    |
|                                                                                                        |  | 住 所             |   |    |
|                                                                                                        |  | 職 業             |   |    |
|                                                                                                        |  | 氏 名             | 印 |    |
|                                                                                                        |  | 年               | 月 | 日生 |
|                                                                                                        |  | (名称及び<br>代表者氏名) |   |    |
| 災害救助法第24条第1項の規定による公用令書（ 年 月 日従事命令第<br>号）の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事するこ<br>とができないので、関係書類を添えてお届けします。 |  |                 |   |    |
| 記                                                                                                      |  |                 |   |    |
| 理由                                                                                                     |  |                 |   |    |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

従 事 不 能 届

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所

職 業

氏 名

印

年 月 日生

〔 名 称 及 び  
代表者氏名 〕

災害救助法第 24 条第 1 項の規定による公用令書（ 年 月 日従事命令第 号）  
の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事することができ  
ないので、関係書類を添えてお届けします。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第12

(第16条関係)

|                                                                |                                                                                                                                                                                        |          |                    |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">実 費 弁 償 請 求 書</p>      |                                                                                                                                                                                        |          |                    |
|                                                                |                                                                                                                                                                                        |          | <p>年    月    日</p> |
| <p>愛知県知事    殿</p>                                              |                                                                                                                                                                                        |          |                    |
| <p>住      所<br/>職      業<br/>氏      名<br/>(名称及び<br/>代表者氏名)</p> |                                                                                                                                                                                        |          | <p>印</p>           |
| <p>災害救助法第24条第5項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。</p>                  |                                                                                                                                                                                        |          |                    |
| <p>請求金額</p>                                                    |                                                                                                                                                                                        | <p>円</p> |                    |
| 公 用 令 書                                                        | 従 事 命 令                                                                                                                                                                                | 第      号 | 年    月    日        |
| 従 事 し た 業 務                                                    |                                                                                                                                                                                        |          |                    |
| 従 事 し た 場 所                                                    |                                                                                                                                                                                        |          |                    |
| 従 事 し た 期 間                                                    | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>年    月    日 から</span> <span>年    月    日まで</span> </div> <div style="text-align: right; margin-top: -10px;">日間</div> |          |                    |
| <p>添付書類</p> <p>算出明細書</p>                                       |                                                                                                                                                                                        |          |                    |

備考    用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。



実費弁償請求書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所

職業

氏名

印

〔名称及び代表者氏名〕

災害救助法第 24 条第 5 項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。

請求金額 円

|        |                    |     |       |
|--------|--------------------|-----|-------|
| 公用令書   | 従事命令               | 第 号 | 年 月 日 |
| 従事した業務 |                    |     |       |
| 従事した場所 |                    |     |       |
| 従事した期間 | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 |     |       |

添付資料  
算出明細書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第13

(第17条関係)

(表)

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| 第                                              | 号   |
| 証                                              | 票   |
| 所 属                                            |     |
| 職 名                                            | 氏 名 |
| 上記の者は、災害救助法第 27 条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。 |     |
| なお、この証票の有効期限は、 年 月 日までとする。                     |     |
| 年 月 日交付                                        |     |
| 愛知県知事 氏 名 印                                    |     |

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

|                                                                                                                                     |                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 災害救助法抜すい                                                                                                                            |                                                  |
| 第 27 条 前条第 1 項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該吏員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせることができる。 |                                                  |
| 2 都道府県知事は、前条第 1 項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該吏員に該当物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。                                                 |                                                  |
| 3 前 2 項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。                                                                      |                                                  |
| 4 当該吏員が第 1 項又は 2 項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。                                                                              |                                                  |
| 注意                                                                                                                                  | 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。                      |
|                                                                                                                                     | 2 この証票は、有効期限が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。 |

様式第14  
(第18条関係)

療養  
休業  
障害  
追葬  
打切

扶助金支給申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
氏 名 印

災害救助法第29条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

申請金額 円

| 公 用 令 書                    |     | 第 号       | 年 月 日 |    |     |
|----------------------------|-----|-----------|-------|----|-----|
| 従事者又は協力者                   | 住 所 |           | 職 業   |    |     |
|                            | 氏 名 |           | 生年月日  | ・  | ・   |
| 従事又は協力していた救助業務             |     |           |       |    |     |
| 事故発生の日時及び場所                |     |           |       |    |     |
| 事故発生の原因及び状況                |     |           |       |    |     |
| 傷病名、傷病の程度及び身体状況            |     |           |       |    |     |
| 療養又は休業を要する見込期間             |     |           |       |    |     |
| 事故発生するとき、本人と親族関係にあつた主な者の状況 | 氏 名 | 本人との続 き 柄 | 生年月日  | 職業 | 備 考 |
|                            |     |           | ・ ・   |    |     |
|                            |     |           | ・ ・   |    |     |
|                            |     |           | ・ ・   |    |     |
|                            |     |           | ・ ・   |    |     |

添付書類  
算出明細書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# 受 領 調 書

災害救助法第26条第1項の規定により<sup>収用</sup><sub>使用</sub>する物資を、次のとおり受領しました。

よつて、受領調書2通を作成し、それぞれ1通を所持するものとします。

年 月 日

受領者

愛知県事務(技術)吏員

氏 名 印

物資の所有者又は占有者

氏 名 印

|           |       |     |       |  |  |
|-----------|-------|-----|-------|--|--|
| 公 用 令 書   | 物資収用  | 第 号 | 年 月 日 |  |  |
|           | 物資使用  |     |       |  |  |
| 種類及び数量    |       |     |       |  |  |
| 受 領 年 月 日 | 年 月 日 |     |       |  |  |
| 受 領 場 所   |       |     |       |  |  |
| 備 考       |       |     |       |  |  |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

療養  
休業  
障害  
遺族  
葬祭  
打切

扶 助 金 支 給 申 請 書

年    月    日

愛知県知事    殿

住    所

氏    名

印

災害救助法第 29 条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

申請金額                      円

|                             |                          |                 |                          |    |        |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------|--------------------------|----|--------|
| 公    用    令    書            | 第                        | 号               | 年                        | 月  | 日      |
| 従事者又は協力者                    | 住    所                   |                 | 職    業                   |    |        |
|                             | 氏    名                   |                 | 生 年 月 日                  | ・  | ・      |
| 従事又は協力していた救助業務              |                          |                 |                          |    |        |
| 事故発生の日時及び場所                 |                          |                 |                          |    |        |
| 事故発生の原因及び状況                 |                          |                 |                          |    |        |
| 傷病名、傷病の程度及び身体 の 状 況         |                          |                 |                          |    |        |
| 療養又は休養を要する見込期間              |                          |                 |                          |    |        |
| 事故発生 の とき、本人と親族関係にあった主な者の状況 | 氏                      名 | 本人との続    き    柄 | 生年月日                     | 職業 | 備    考 |
|                             |                          |                 | ・                      ・ |    |        |
|                             |                          |                 | ・                      ・ |    |        |
|                             |                          |                 | ・                      ・ |    |        |
|                             |                          |                 | ・                      ・ |    |        |

添付資料

算出明細書

備考    用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

## 15 災害救助法の適用基準

### 1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市（区）、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

### 2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

#### (1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市（区）町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

| 市（区）町村の人口 |            | 住家滅失世帯数 |
|-----------|------------|---------|
| 5,000 人未満 |            | 30 世帯   |
| 5,000 人以上 | 15,000 人未満 | 40 "    |
| 15,000 "  | 30,000 "   | 50 "    |
| 30,000 "  | 50,000 "   | 60 "    |
| 50,000 "  | 100,000 "  | 80 "    |
| 100,000 " | 300,000 "  | 100 "   |
| 300,000 " |            | 150 "   |

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市（区）町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき（第2号）。

| 市（区）町村の人口 |            | 住家滅失世帯数 |
|-----------|------------|---------|
| 5,000 人未満 |            | 15 世帯   |
| 5,000 人以上 | 15,000 人未満 | 20 "    |
| 15,000 "  | 30,000 "   | 25 "    |
| 30,000 "  | 50,000 "   | 30 "    |
| 50,000 "  | 100,000 "  | 40 "    |
| 100,000 " | 300,000 "  | 50 "    |
| 300,000 " |            | 75 "    |

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市（区）町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

エ 被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市（区）町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（注）適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、

床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。

- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

## 16 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領

県警察本部交通規制課

### 第1 趣旨

災対法第76条第1項の規定により、都道府県公安委員会は当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

また、大震法第24条の規定により、強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、避難路又は緊急輸送路を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、歩行者又は車両の通行を禁止し、制限することができることとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。以下同じ。）及び大震法第24条に規定する緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）については都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることとなる。

しかしながら、阪神淡路大震災等の経験にかんがみると、災害時には確認のための膨大な事務手続等に対する処理能力が十分確保できない状態が予想され、地震防災応急対策活動又は災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務処理を省力化、効率化することが必要とされるところである。

したがって、この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第12条第1項の規定に基づく緊急通行車両等として使用されているものであることの確認について、公安委員会が当該車両の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査（以下「事前届出」という。）を行う場合の処理及び確認手続について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 災害対策基本法の規制に基づく緊急通行車両に係る取扱い

#### 1 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施するものである。

#### 2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う災対法施行令第33条第1項の規定に基づく、確認の対象となる車両は、同令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の事項について行うものとされている。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項



- (2) 愛知県地域防災計画に基づく指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

### 3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

#### (1) 事前届出の申請

##### ア 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

##### イ 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に申請することとする。

##### ウ 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通とする。

#### (2) 届出済証の交付等

##### ア 審査

公安委員会は、申請に係る車両が緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行うものとし、審査は、次の要件について行うものとする。

(ア) 第2の2に該当すること。

(イ) 第2の2(1)の計画に係る車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名）及び車両の使用者等が適正であること。

##### イ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、様式第1の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

##### ウ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申し出があったときは、届出済証の再交付を行うものとし、この場合において届出済証に再度朱書するものとする。

##### エ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に妥当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証を返還させなければならない。

##### オ 事前届出の処理経過

警察本部に様式第2の緊急通行車両等事前届出受理簿（以下「届出済証交付簿」という。）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

### 4 確認

#### (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 届出済証の交付を受けている車両について確認申請があった場合は、他に優先して確認を行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略するものとする。

イ 確認申請においては、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の添付を省略し、すでに交付されている届出済証とともに、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3の緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載させるものとする。

ウ 届出済証による確認申請は、県、警察本部、警察署、交通検問所において行うことができるものとする。

エ 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災対法施行規則別記様式第3の標章及び同規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

#### (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認

- ア 緊急通行車両であることの確認申請は当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を疎明する書類を添付の上、当該車両の使用者に様式第3の緊急通行車両等確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出して行うものとする。
- イ 確認申請及び緊急通行車両であることの確認は、県、警察本部、警察署、交通検問所において、実施するものとする。
- ウ 確認申請の要件については、第2の2を準用する。
- エ 確認行為を行った場合は、4(1)エを準用する。
- オ 警察本部又は警察署等は、様式第4の緊急通行車両等確認申請受理簿を備え付け、緊急通行業務の経過を明らかにしておくものとする。

### 第3 大震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

#### 1 大震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため大震法施行令第12条第2項の規定に基づく緊急輸送車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

#### 2 事前届出の対象とする車両

業務計画に基づき事前届出の対象となる車両は、次のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 警戒宣言発令時において大震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として大震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画のある車両であること。

なお、同項では、地震防災応急対策は次の事項について行うものとされている。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- カ 緊急輸送の確保に関する事項
- キ 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃・防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ク その他地震災害の発生又は軽減を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

#### 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第2の3から第2の4までの規定は大震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び確認等に準用する。この場合において、4(1)イ中「災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3の緊急通行車両確認証明書」とあるのは、「大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震法施行規則」という。）別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書」と、同(1)エ中「災対法施行規則別記様式第2の標章及び同規則別記様式第3の緊急通行車両確認証明書」とあるのは、「大震法施行規則別記様式第6の標章及び同規則別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書」と、同(2)イ中「災対法第76条第1項」とあるのは、「大震法第24条」と読み替えるものとする。

### 第4 大震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

大震法第24条の規定に基づく緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなす。

## 17 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

### （目的）

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

### （協定区域）

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

### （支援要請）

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

### （経費）

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

### （その他）

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

## 18 愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約

### （委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律67号）第252条の14第1項の規定に基づき、愛知県（以下「甲」という。）は、防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を名古屋市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定による甲の区域内の市町村に対する消防の支援に関する事務
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第46条第2項及び第50条第2項の規定による災害予防及び災害応急対策の実施（ヘリコプターを用いて行うものに限る。）に関する事務
- (3) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第4条の規定による特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止のために必要な施策の実施（ヘリコプターを用いて行うものに限る。）に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会（ヘリコプターの運航に関する連絡調整等が行われ、並びに甲、甲の区域内の市町村並びに当該市町村の消防の一部事務組合及び広域連合から構成される協議会をいう。）における協議により定める事務

### （管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

### （経費）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

2 前項ただし書の費用の額及び支払の時期は、甲及び乙が協議して定める。

### （経理）

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を明確にしなければならない。

### （会議）

第5条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に会議を開くことができる。

### （条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければならない。

### （財産の使用）

第7条 甲は、甲の管理する財産であって乙と協議して定めるものを、委託事務の管理及び執行の用に供するため、乙に無償で使用させるものとする。

### （その他必要な事項）

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

### 附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

## 19 愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区

分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。  
(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

別記様式

文 書 番 号  
平成 年 月 日

殿

要 請 者  
市町村等名  
職 ・ 氏 名 印

応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定書第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 要 請 日 時                      |  |
| 災 害 の 種 別                    |  |
| 災 害 発 生 日 時                  |  |
| 災 害 発 生 場 所                  |  |
| 被 害 の 状 況                    |  |
| 必要とする車両、資機材等の<br>種別及び数量並びに人員 |  |
| 応 援 隊 の 主 な 任 務              |  |
| 集 結 場 所                      |  |
| 連 絡 担 当 者 の 氏 名              |  |
| そ の 他 必 要 な 事 項              |  |

## 20 愛知県消防広域応援基本計画

### 第1章 総則

#### 1 目的

本基本計画は、愛知県内（以下「県内」という。）の市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び消防を含む広域連合（以下「市町村等」という。）において大規模もしくは特殊な災害の発生によって、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）に基づく応援要請、応援消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項について定めるものである。

#### 2 用語の定義

##### （１）要請側消防機関

大規模災害等の発生した県内の市町村等の消防機関で、消防隊の応援を要請又は要請しようとする消防機関をいう。

##### （２）応援側消防機関

消防隊の応援を実施又は実施しようとする消防機関をいう。

##### （３）代表幹事消防機関

代表として副代表幹事消防機関との連絡調整を行う消防機関をいう。

##### （４）副代表幹事消防機関

尾張又は三河地域の地域内ブロック幹事消防機関の代表として代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関との連絡調整を行う消防機関をいう。

##### （５）ブロック幹事消防機関

ブロック内消防機関の協議により選出され、ブロックの代表として副代表幹事消防機関、他のブロック幹事消防機関及びブロック内の消防機関との連絡調整を行う消防機関をいう。

#### 3 災害の種別

応援要請にかかる災害の種別は、次に掲げる災害とする。

##### （１）大規模な地震、風水害等の自然災害

##### （２）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災

##### （３）航空機災害、列車事故等の大事故災害

##### （４）その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

#### 4 応援要請を必要とする災害規模

応援要請を必要とする災害規模は、原則として、その市町村等の保有する消防力（近隣市町村等の応援による消防力を含む。）によっても災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合とする。



## 5 ブロックの設定

応援時の消防機関相互の情報連絡及び応援要請を迅速かつ円滑に行うため、消防機関を次表のとおり5ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事消防機関を置くものとする。

| 地域別  | ブロック別                   | 消 防 機 関 名                                                                                                                              |
|------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 尾張地域 | 名古屋ブロック<br>1 消 防 機 関    | 名古屋市消防局                                                                                                                                |
|      | 尾張ブロック<br>13 消 防 機 関    | 一宮市消防本部、瀬戸市消防本部、春日井市消防本部、<br>犬山市消防本部、江南市消防本部、小牧市消防本部、<br>稲沢市消防本部、尾張旭市消防本部、岩倉市消防本部、<br>豊明市消防本部、長久手市消防本部、<br>西春日井広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合消防本部 |
|      | 海部・知多ブロック<br>11 消 防 機 関 | 津島市消防本部、愛西市消防本部、蟹江町消防本部、<br>海部東部消防組合消防本部、海部南部消防組合消防本部、<br>知多中部広域事務組合消防本部、常滑市消防本部、<br>東海市消防本部、大府市消防本部、知多市消防本部、<br>知多南部消防組合消防本部          |
| 三河地域 | 西三河ブロック<br>6 消 防 機 関    | 岡崎市消防本部、豊田市消防本部、西尾市消防本部、<br>幸田町消防本部、尾三消防本部、<br>衣浦東部広域連合消防局                                                                             |
|      | 東三河ブロック<br>5 消 防 機 関    | 豊橋市消防本部、豊川市消防本部、蒲郡市消防本部、<br>新城市消防本部、田原市消防本部                                                                                            |

・設楽町、東栄町及び豊根村は、消防事務を新城市に委託

## 6 代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関

(1) 代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関の指名代表幹事消防機関は、愛知県消防長会（以下「消防長会」という。）の会長職にある消防機関、副代表幹事消防機関は、消防長会の副会長職にある消防機関とし、それぞれ任務する期間は、消防長会の会長、副会長の任期の期間とする。

なお、必要がある場合は、これを変更することができるものとする。

また、代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関は、次表のとおりとする。

|                 | 消 防 機 関 名               |
|-----------------|-------------------------|
| 代表幹事消防機関        | 名古屋市消防局                 |
| 副代表幹事消防機関       | 海部東部消防組合消防本部<br>岡崎市消防本部 |
| ブロック幹事消防機関      |                         |
| 名古屋ブロック幹事消防機関   | 名古屋市消防局                 |
| 尾張ブロック幹事消防機関    | 一宮市消防本部                 |
| 海部・知多ブロック幹事消防機関 | 海部東部消防組合消防本部            |
| 西三河ブロック幹事消防機関   | 衣浦東部広域連合消防局             |
| 東三河ブロック幹事消防機関   | 豊橋市消防本部                 |

## (2) 代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関の任務

広域消防相互応援に関し、代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関が果たす任務は、概ね次のとおりとする。

ア 代表幹事消防機関

(ア) 平常時に行う主な事項

- a 応援部隊編成計画作成時の調整に関する事。
- b 愛知県防災局消防保安課（以下「消防保安課」という。）との連絡調整及び情報交換に関する事。
- c 副代表幹事消防機関との連絡調整に関する事。
- d その他必要な事項

(イ) 発災時に行う主な事項

- a 情報伝達等の中継に関する事。
- b 愛知県防災局消防保安課との連絡調整に関する事。
- c その他必要な事項

イ 副代表幹事消防機関

(ア) 平常時に行う主な事項

- a 応援部隊編成計画作成時の調整に関する事。
- b 代表幹事消防機関との連絡調整及び情報交換に関する事。
- c ブロック幹事消防機関との連絡調整に関する事。
- d その他必要な事項

(イ) 発災時に行う主な事項

- a 情報伝達等の中継に関する事。
- b 代表幹事消防機関との連絡調整に関する事。
- c 代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関に事故等がある場合に、その任務を代行すること。
- d その他必要な事項

ウ ブロック幹事消防機関

(ア) 平常時に行う主な事項

- a 応援部隊編成計画作成時の調整に関する事。
- b 副代表幹事消防機関及びブロック内の各消防機関との連絡調整に関する事。
- c その他必要な事項

(イ) 発災時に行う主な事項

- a 派遣消防隊の調整に関する事。
- b 応援要請及び情報伝達等の中継に関する事。
- c その他必要な事項

## 第2章 事前計画

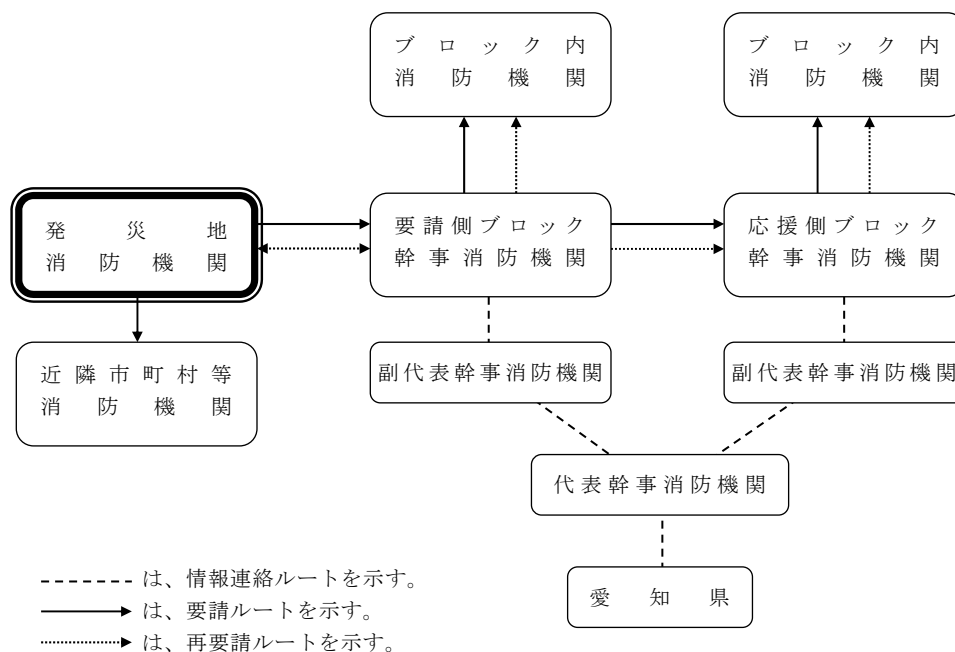
### 1 情報連絡体制

大規模若しくは特殊な災害に対して、迅速かつ適正で効率的な消防広域応援活動を実施するには、早期に情報を入手することが必要不可欠なことから、次により要請側消防機関から応援側消防機関に至る情報連絡体制を確立し、応援活動の迅速化を図るものとする。

#### (1) 情報連絡

##### ア 情報連絡系統

消防機関間の情報連絡系統は、次のとおりとする。



##### イ 情報連絡窓口

各消防機関の情報連絡窓口は、別表1のとおりとする。なお、窓口の変更が生じた場合は、速やかに防災局消防保安課へ連絡するものとする。消防保安課は、各消防本部へ周知する。

#### (2) 情報連絡方法

情報連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線によるものとするが、有線等途絶あるいはふくそう時等は、消防無線愛知県内共通波により行うものとする。また、緊急消防援助隊の支援情報共有ツールも利用を可能とする。

#### (3) 情報連絡内容

情報連絡内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害種別（林野火災、危険物火災、列車事故等）
- エ 災害状況（現況、拡大予想）
- オ 応援要請状況（近隣応援、ブロック応援）
- カ 人的、物的被害状況

キ その他必要な事項

2 応援部隊編成計画

応援要請に迅速に対応するため、応援部隊編成計画を次により樹立するものとする。

(1) 応援部隊数

ア 応援部隊は、消火隊、救助隊、救急隊、特殊災害隊及び特殊装備隊に区分して編成する。

イ 応援隊総数は、原則として、次表のとおりとする。

ただし、緊急消防援助隊愛知県大隊として出動している場合は、この限りではない。

ウ 災害の状況により、はしご隊等のその他特殊隊が必要な場合は、ブロック幹事消防機関及び応援側消防機関の協議により派遣する。

| 要請<br>応援 | 名古屋 | 尾張  | 海部・知多 | 西三河 | 東三河 | 緊急消防救助隊<br>愛知県隊登録隊数<br>H27.4.1 ※ |
|----------|-----|-----|-------|-----|-----|----------------------------------|
| 名古屋      |     | 42  | 42    | 42  | 42  | 70                               |
| 尾張       | 38  | 38  | 38    | 38  | 38  | 50                               |
| 海部・知多    | 30  | 30  | 30    | 30  | 30  | 44                               |
| 西三河      | 35  | 35  | 35    | 35  | 35  | 50                               |
| 東三河      | 15  | 15  | 15    | 15  | 15  | 21                               |
| 計        | 118 | 160 | 160   | 160 | 160 | 235                              |

※ 毒劇物等対応隊等の重複、愛知県登録分を除く。

(2) 各消防機関の応援可能隊

各消防機関の応援可能隊は別表2のとおりとする。

なお、各消防機関は、応援可能隊に変動が生じた場合は、速やかに防災局消防保安課へ連絡するものとする。消防保安課は、各消防本部へ周知する。

ただし、緊急消防援助隊愛知県大隊として出動している場合は、この限りではない。

(3) 応援部隊編成要領

各消防機関は、応援隊を円滑かつ的確に運用するため、概ね次の要領により、協定に基づく応援部隊の編成計画を樹立しておくものとする。

また、ブロック幹事消防機関は、以下に示す隊を応援隊として事前に把握することとする。

ア 各消防機関の応援可能隊は、別表2に示す隊とする。

イ 同一消防機関の応援隊が複数の場合は、原則として同一部隊で編成する。

ウ 応援部隊規模は、概ね応援隊3～5隊を1小隊、3～4小隊を1中隊、2中隊を1大隊として編成する。

なお、各小隊、中隊、大隊の指揮者は、応援側ブロック幹事消防機関を中心とした消防機関の協議によって指名する。

3 通信体制の確立

各消防機関は、災害現場における無線運用を円滑に行うために、概ね次の事項に留意して通信体制を確立しておくものとする。

(1) 任務分担等による通信系統体制の確立

(2) 無線中継体制の確立及び無線難聴地域の把握

- (3) 県内共通波、全国共通波無線及び400MHz帯携帯無線機の整備
- (4) 関係機関保有無線の利用
- (5) 支援情報共有ツールの利用

#### 4 補給体制の確立

各消防機関は、大規模災害が発生した場合若しくは災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、概ね次により消防部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を市町村等と協議して確立しておくものとする。

- (1) 食料、燃料等物資の調達に関する業者等との協定
- (2) 消防活動が長期化した場合の応援隊の宿泊施設として学校、体育館等多数の人員を収容することができる施設の確保

### 第3章 発災段階

#### 1 要請側消防機関の対応

##### (1) 覚 知

協定第3条の規定に基づく災害が発生したことを覚知した時点で次に掲げる処置をとる。

##### ア 災害状況の把握

災害状況の把握は、次の事項について行うものとする。

- (ア) 災害の発生日時
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害の状況（現況、拡大予想）
- (エ) 人的、物的被害の状況
- (オ) 地形あるいは市街地の状況等
- (カ) その他応援要請に必要な情報

##### イ 災害状況の連絡

覚知した災害状況は、情報連絡体制（第2章1）により行う。

##### ウ 非常警備の発令

災害の規模等から非常警備体制をとる必要があると判断される場合は、直ちに非常警備を発令し、消防職団員の非常招集等の必要な措置をとる。

##### エ 応援要請準備

応援要請準備は、次の事項の確認を行うものとする。

- (ア) 指揮体制
- (イ) 無線通信体制
- (ウ) 補給体制
- (エ) 宿泊施設
- (オ) 部隊編成計画
- (カ) その他必要な事項

##### (2) 応援要請

協定に基づく応援要請は、次により行うものとする。

##### ア 応援要請基準

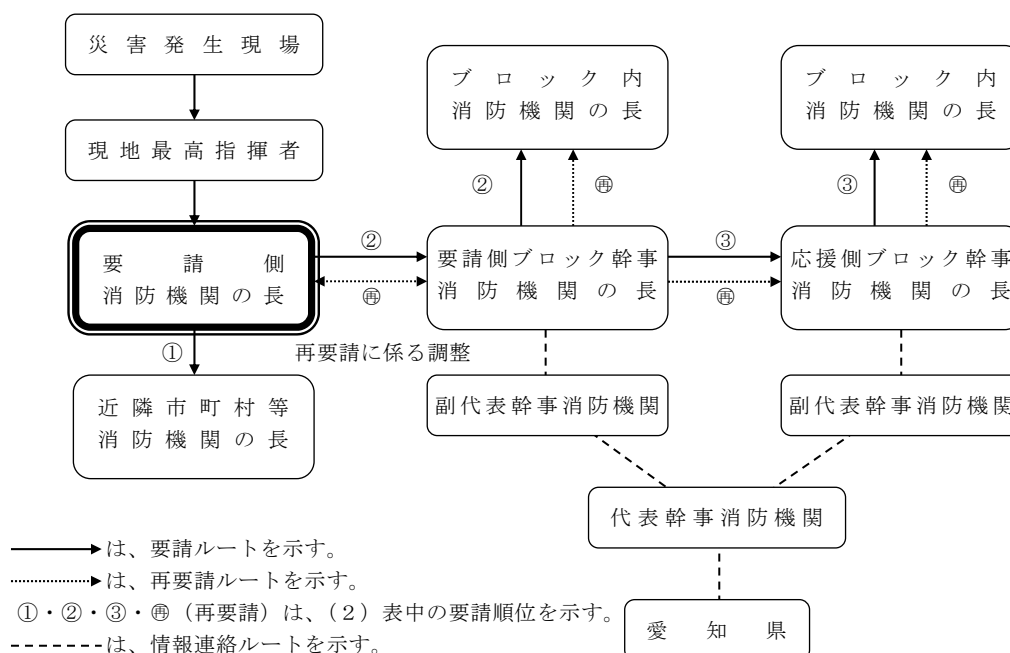
応援側消防機関への要請基準は、次表に示す順位で応援要請を行うものとする。ただし、災害状況によって要請側消防機関の消防長又は市町村の長が特に必要と認める場合は、要請順位を越えることができるものとする。

なお、緊急消防援助隊愛知県大隊の派遣等によって、自己の消防力が低下する場合は、協定に基づく相互応援を考慮する。

| 要請順位 | 災害規模                                                                                     | 応援種別      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1    | 保有する自己の消防力のみでは対応することは困難であるが、近隣市町村等の応援を得て対応できるもの                                          | 近隣市町村等の応援 |
| 2    | 1では対応することは困難であるが、ブロック内市町村等の応援を得て対応できるもの                                                  | ブロック内応援   |
| 3    | 1及び2では対応することが困難なもの                                                                       | ブロック外応援   |
| 再要請  | 2及び3で対応中の応援部隊数が応援部隊編成計画に満たない隊数で、災害状況により特に必要と認められる場合は再度2及び3の要請を行うとともに、緊急消防援助隊の要請について考慮する。 | ブロック内外応援  |

## イ 応援要請手順

応援要請の経路及び方法は、次のとおりとし、要請先窓口は情報連絡体制（第2章1（1）別表1）の連絡窓口とし、事後速やかに文書報告するものとする。



### （ア）要請側消防機関

要請側消防機関の長は、応援要請を決定した場合、直ちに要請側ブロック幹事消防機関に応援要請を依頼する。ブロック内応援及びブロック外応援を要請し、対応する応援部隊数が応援部隊編成計画に満たない隊数で、災害状況により特に必要と認められる場合は、再度ブロック内応援及びブロック外応援を要請するとともに、緊急消防援助隊の要請について考慮する。

### （イ）要請側ブロック幹事消防機関

要請側ブロック幹事消防機関は、災害規模に応じてブロック内応援側消防機関及び他のブロック幹事消防機関に応援要請に関する中継（連絡）を行うとともに、副代表幹事消防機関に応援に関する情報等の連絡を行う。

また、災害状況によっては、事前に再要請に係る出動可能隊数の把握を行い、要請側消

防機関の長と調整し、必要と認められる場合は再要請を行う。

(ウ) 副代表幹事消防機関

副代表幹事消防機関は、応援に関する情報等を代表幹事消防機関に中継（連絡）を行う。

(エ) 代表幹事消防機関

代表幹事消防機関は、愛知県防災局消防保安課に応援に関する情報等の連絡を行う。

(オ) 応援側ブロック幹事消防機関

応援側ブロック幹事消防機関は、要請側ブロック幹事消防機関による応援要請の中継（連絡）によりブロック内応援側消防機関に応援出場の中継（連絡）を行う。

ウ 応援要請時の通報事項

応援要請の通報は、応援要請を決定した時点で通報する要請即報事項と、応援側の受諾が判明した時点において通報する要請詳報事項に区分して、概ね次の事項について行うものとする。

なお、通報には可能な限り様式 1 及び様式 2 を活用することとし、緊急消防援助隊の支援情報共有ツールも活用を可能とする。

(ア) 要請即報事項（様式 1）

要請即報に必要な事項は、発災段階において即報している災害情報事項で再度通報の必要のあるもののほか概ね次の事項とする。

- a 災害の発生日時
- b 災害の発生場所
- c 要請側消防機関名
- d 要請者（事務連絡担当者）の氏名
- e 災害の状況（現況、拡大予想）
- f 人的、物的被害の状況
- g 地形あるいは市街地の状況等
- h 応援予想期間
- i 応援部隊の任務概要
- j 必要とする応援隊数
- k その他必要な事項

(イ) 要請詳報事項（様式 2）

要請詳報に必要な事項は、災害情報及び要請即報で通報した事項で再度通報の必要あるもののほか概ね次の事項とする。

- a 応援部隊の到着希望時間及び応援予想期間
- b 必要とする応援隊数、資機材の種別及び概数
- c 集結場所又は現地事務連絡担当者待機場所
- d 応援隊の任務
- e 使用無線系統波
- f 指揮本部位置及び指揮本部長名
- g 道路交通、地形等の状況
- h その他必要な事項



(ウ) その他

要請即報及び要請詳報の通報後、更に連絡が必要な事項がある場合は、要請側及び応援側消防機関若しくはブロック幹事消防機関相互間において、随時連絡を行うものとする。

エ 情報交換

各消防機関は、災害情報、要請即報及び要請詳報以外で情報が必要な場合、随時情報交換に努めるものとする。

(3) 応援隊運用要領

要請側消防機関は、次により応援部隊を有効に活用し、円滑な消防活動を実施する。

ア 現地指揮本部の強化

現地指揮本部には、作戦班、指揮連絡班、情報班、広報班等を配置するものとし、指揮本部要員については応援隊からの応援を得ることも考慮しておくものとする。

イ 応援隊の指揮

(ア) 応援部隊への指揮は、現地指揮本部長が応援部隊の指揮者に行う。

(イ) 応援部隊内の指揮は、現地指揮本部長の指示内容に基づき応援部隊の指揮者が行う。

ウ 部隊運用

(ア) 応援部隊の運用は、原則として同一消防機関単位で運用する。

(イ) 現地指揮本部長は、部隊の増強、交代等に備え予備隊の確保に努めるものとする。

エ 応援隊到着時の処置

(ア) 事務連絡担当者により応援隊を誘導させる。

(イ) 応援部隊の指揮者に、次の内容を指示する。

a 応援隊の任務及び防ぎょ担当区域

b 使用無線系統

c 事務連絡担当者の職、氏名

d その他活動上必要な事項

(ウ) 保有の資機材、無線機等を必要に応じて貸与する。

2 応援側消防機関の対応

(1) 覚知

ア 応援にかかる事前検討

応援側消防機関は、要請側消防機関から情報連絡を受けた場合、概ね次の事項について検討を行うものとする。

(ア) 応援出場の可否の検討

(イ) 応援内容の検討

(ウ) 応援必要資機材の検討

(エ) 補充消防力の検討

(オ) 再要請の対応の検討

(カ) その他必要な事項

イ 応援準備

災害情報の検討結果により応援隊派遣が必要と判断される場合は、概ね次の措置を行うものとする。

(ア) 事前計画の確認

事前計画に基づき概ね次の事項を確認する。

- a 応援隊編成（再要請への対応を含む）
- b 必要資機材等の点検、準備
- c 応援部隊指揮者
- d 応援隊間の連絡体制
- e その他必要事項

（イ）警防体制の確認

応援出場による消防力の低下を防ぐため、概ね次の事項を確認する。

- a 消防隊の移動配備
- b 予備車の運用
- c 消防職員・団員の招集（再要請への対応を含む）
- d その他必要な事項

（２）応援出場の決定通知

応援出場が決定された場合には速やかに要請先へ通知するものとし、連絡系統は要請系統の流れの逆ルートで行うものとする。

（３）応援出場

ア 応援隊の派遣は、事前計画に基づき残留警備体制の確認を行った後、概ね次の事項に留意して行うものとする。

（ア）指揮者は、隊員、車両、資機材、無線機、個人装備及び部隊装備の確認と点検を行うとともに、要請内容を全員に周知し出場するものとする。

（イ）風水害、地震にあつては、飲料水、食料、燃料、資機材等の災害現場での確保が特に困難な状況下にある、長期間の活動も予想されるので、可能な限り携行し出動するものとする。

（ウ）緊急消防援助隊登録消防本部にあつては、原則として、愛知県隊に登録されている関係隊の中から応援出場できる体制として整えるものとする。

イ 応援隊出場の通報

応援隊を出場させたときは、応援出場の決定通知の連絡のルートで次の事項を通報するものとする。

- （ア）応援隊指揮者の職、氏名
- （イ）応援隊の人員、車両、資機材
- （ウ）応援隊の到着予定時間及び派遣経路
- （エ）その他必要な事項

ウ 現場到着時の報告

応援隊指揮者は、現地指揮本部長に対して到着報告を行い、次の事項を確認し必要な指示を受けるものとする。

- （ア）到着報告
  - a 応援消防本部名
  - b 応援隊指揮者の職、氏名
  - c 人員、車両、資機材
  - d その他必要な事項

(イ) 確認事項

- a 災害の現場
- b 活動中の消防部隊名、隊数及び指揮者名
- c 他の消防部隊の活動概要
- d 活動方針
- e 今後の見込み
- f 応援隊の活動範囲及び任務
- g 使用無線系統
- h 指揮連絡担当者名
- i 安全管理上の注意事項
- j その他必要な事項

エ 現場引き揚げ

応援隊指揮者は、現地指揮本部長の引き揚げ指示によって速やかに作業を終了し人員、車両、資機材等の異常の有無を確認し、現地指揮本部長に対し次により引き揚げ報告を行った後、引き上げるものとする。

(ア) 応援隊の活動概要

(イ) 活動中の異常の有無

(ウ) 隊員の負傷の有無

(エ) 車両、資機材等の損傷の有無

オ 帰署（所）・帰団通報

応援隊は帰署（所）又は帰団した場合は、ブロック幹事消防機関に対して応援出場の決定通知の連絡ルートで、その旨を通報するものとする。

(4) その他

ア 応援の始期及び終期

(ア) 応援の始期は、応援隊が常備配置消防署（所）又は団詰所から出場した時点とする。

なお、応援隊が消防署（所）又は団詰所以外にある場合は、応援出場指令を受け応援出場した時点とする。

(イ) 応援の終期

応援の終期は、応援隊が帰署（所）又は帰団した時点とする。

イ 応援の中断

応援側消防機関の都合で応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援側消防機関の長は、要請側消防機関の長に状況説明の上、応援を中断することができるものとする。

なお、応援側消防機関の長は、応援出場の決定通知と同系統で応援を中断する旨を通知するものとする。

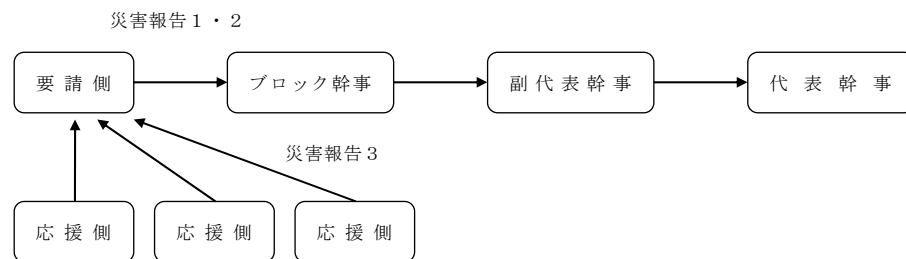
### 3 報告

要請側消防機関及び応援側消防機関は、別に定められているもののほか、別表「災害報告」を次により作成し、事後速やかに関係消防機関へ報告するものとする。

ア 災害報告－１（様式３）・・・・・・要請側消防機関が作成し、ブロック幹事消防機関へ報告

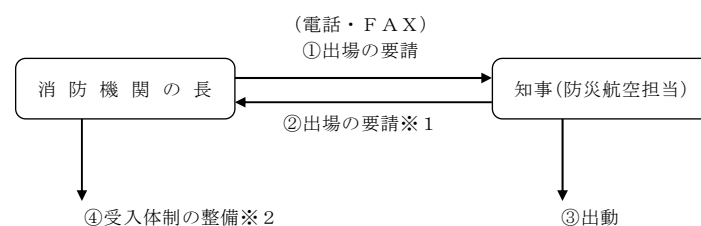
イ 災害報告－２（様式４）・・・・・・要請側消防機関が作成し、ブロック幹事消防機関へ報告

ウ 災害報告－３（様式５）・・・・・・応援側消防機関が作成し、要請側消防機関へ報告



#### ４ 愛知県防災ヘリコプターの支援要請

愛知県防災ヘリコプター支援協定第４条に規定する支援要請の手順等は、次のとおりとする。



##### ※１ 出場の回答

○無線種別、コールサイン

○到着予定時間、活動予定時間、その他の特記事項

（愛知県防災ヘリコプターが点検整備中の場合は、四県一市航空消防防災相互応援協定の取決めによって岐阜県、三重県、静岡県又は名古屋市の防災又は消防ヘリコプターを選定し、出場を決定する。）

##### ※２ 受入体制の整備

○緊急離着陸場の確保と対策（散水、警備等）

○給水場所、給水方法の確認

（参考） 愛知県防災ヘリコプター支援協定（抜粋）

（支援要請）

第４条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第３０条第１項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （１）災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （２）要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- （３）その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

２ 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

## 5 その他

### (1) 合同訓練の実施

大規模特殊災害発生時の情報連絡を迅速かつ円滑に実施するため、本基本計画に基づいた合同訓練を実施するものとする。

なお、実施に際しては、代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関が協議して訓練日時及び訓練内容を決定するものとする。

### (2) 基本計画推進のための検討会の開催

本基本計画の推進と実効性を図るために、消防職員等による検討会を必要に応じて開催する。

### (3) 基本計画の発効

本基本計画は、協定の施行と同時に発効するものとする。

## 参考

緊急消防援助隊愛知県大隊登録隊数（平成27年4月1日現在）

| 部 隊 の 種 類     | 登 録 消 防 本 部    | 隊 数 |
|---------------|----------------|-----|
| 指揮支援部隊（3隊）    | 名古屋市消防局        | 2隊  |
| 統合機動部隊指揮隊（1隊） | 名古屋市消防局        | 1隊  |
| 都道府県大隊（3隊）    | 名古屋市消防局        | 2隊  |
|               | 岡崎市消防本部        | 1隊  |
| 消火小隊（80隊）     | 名古屋市消防局        | 16隊 |
|               | 豊橋市消防本部        | 1隊  |
|               | 岡崎市消防本部        | 4隊  |
|               | 一宮市消防本部        | 3隊  |
|               | 瀬戸市消防本部        | 1隊  |
|               | 春日井市消防本部       | 2隊  |
|               | 豊川市消防本部        | 2隊  |
|               | 津島市消防本部        | 1数  |
|               | 豊田市消防本部        | 4隊  |
|               | 西尾市消防本部        | 2隊  |
|               | 蒲郡市消防本部        | 1隊  |
|               | 犬山市消防本部        | 1隊  |
|               | 常滑市消防本部        | 1隊  |
|               | 江南市消防本部        | 1隊  |
|               | 小牧市消防本部        | 1隊  |
|               | 新城市消防本部        | 1数  |
|               | 稲沢市消防本部        | 2隊  |
|               | 東海市消防本部        | 2隊  |
|               | 大府市消防本部        | 1隊  |
|               | 知多市消防本部        | 2隊  |
|               | 尾張旭市消防本部       | 1隊  |
|               | 岩倉市消防本部        | 1隊  |
|               | 豊明市消防本部        | 1隊  |
|               | 田原市消防本部        | 1数  |
|               | 愛西市消防本部        | 3隊  |
|               | 長久手市消防本部       | 1数  |
|               | 蟹江町消防本部        | 1数  |
|               | 幸田町消防本部        | 1隊  |
|               | 知多中部広域事務組合消防本部 | 2隊  |

|           |                |    |
|-----------|----------------|----|
|           | 海部東部消防組合消防本部   | 1隊 |
|           | 尾三消防本部         | 2隊 |
|           | 海部南部消防組合消防本部   | 1隊 |
|           | 丹羽広域事務組合消防本部   | 1隊 |
|           | 知多南部消防組合消防本部   | 1数 |
|           | 衣浦東部広域連合消防局    | 5隊 |
|           | 西春日井広域事務組合消防本部 | 2隊 |
| 救助小隊（25隊） | 名古屋市消防局        | 8隊 |
|           | 豊橋市消防本部        | 1隊 |
|           | 岡崎市消防本部        | 2隊 |
|           | 一宮市消防本部        | 1隊 |
|           | 瀬戸市消防本部        | 1隊 |
|           | 春日井市消防本部       | 1隊 |
|           | 津島市消防本部        | 1隊 |
|           | 豊田市消防本部        | 2隊 |
|           | 大府市消防本部        | 1隊 |
|           | 豊明市消防本部        | 1隊 |
|           | 海部東部消防組合消防本部   | 1隊 |
|           | 海部南部消防組合消防本部   | 2隊 |
|           | 衣浦東部広域連合消防局    | 2隊 |
|           | 西春日井広域事務組合消防本部 | 1隊 |
| 救急小隊（49隊） | 名古屋市消防局        | 9隊 |
|           | 豊橋市消防本部        | 2隊 |
|           | 岡崎市消防本部        | 3隊 |
|           | 一宮市消防本部        | 2隊 |
|           | 瀬戸市消防本部        | 1数 |
|           | 春日井市消防本部       | 1隊 |
|           | 豊川市消防本部        | 1隊 |
|           | 津島市消防本部        | 1数 |
|           | 豊田市消防本部        | 4隊 |
|           | 西尾市消防本部        | 1隊 |
|           | 常滑市消防本部        | 1隊 |
|           | 江南市消防本部        | 1数 |
|           | 小牧市消防本部        | 1隊 |
|           | 稲沢市消防本部        | 2隊 |
|           | 新城市消防本部        | 1隊 |
|           | 東海市消防本部        | 1隊 |
|           | 大府市消防本部        | 1隊 |
|           | 尾張旭市消防本部       | 1隊 |
|           | 岩倉市消防本部        | 1数 |
|           | 豊明市消防本部        | 1隊 |
|           | 田原市消防本部        | 1数 |
|           | 愛西市消防本部        | 1数 |
|           | 蟹江町消防本部        | 1隊 |
|           | 幸田町消防本部        | 1数 |
|           | 知多中部広域事務組合消防本部 | 1隊 |
|           | 海部東部消防組合消防本部   | 1隊 |
|           | 尾三消防本部         | 1隊 |
|           | 海部南部消防組合消防本部   | 1隊 |
|           | 知多南部広域事務組合消防本部 | 1隊 |
|           | 衣浦東部広域連合消防局    | 2隊 |

|                      |                 |    |
|----------------------|-----------------|----|
|                      | 西春日井市広域事務組合消防本部 | 1隊 |
| 後方支援部隊（40隊）          | 名古屋市消防局         | 7隊 |
|                      | 豊橋市消防本部         | 2隊 |
|                      | 岡崎市消防本部         | 2数 |
|                      | 一宮市消防本部         | 1数 |
|                      | 瀬戸市消防本部         | 1隊 |
|                      | 春日井市消防本部        | 1隊 |
|                      | 豊川市消防本部         | 1隊 |
|                      | 津島市消防本部         | 1隊 |
|                      | 豊田市消防本部         | 1隊 |
|                      | 西尾市消防本部         | 1隊 |
|                      | 蒲郡市消防本部         | 1隊 |
|                      | 犬山市消防本部         | 1隊 |
|                      | 常滑市消防本部         | 1隊 |
|                      | 江南市消防本部         | 1隊 |
|                      | 小牧市消防本部         | 1隊 |
|                      | 稲沢市消防本部         | 1隊 |
|                      | 新城市消防本部         | 1隊 |
|                      | 東海市消防本部         | 1隊 |
|                      | 大府市消防本部         | 1隊 |
|                      | 知多市消防本部         | 1隊 |
|                      | 尾張旭市消防本部        | 1隊 |
|                      | 田原市消防本部         | 1隊 |
|                      | 愛西市消防本部         | 2数 |
|                      | 蟹江町消防本部         | 1隊 |
|                      | 幸田町消防本部         | 1隊 |
|                      | 知多中部広域事務組合消防本部  | 1隊 |
|                      | 尾三消防本部          | 1隊 |
|                      | 丹羽広域事務組合消防本部    | 1隊 |
|                      | 知多南部消防組合消防本部    | 1隊 |
|                      | 衣浦東部広域連合消防局     | 1隊 |
|                      | 西春日井広域事務組合消防本部  | 1隊 |
| 通信支援小隊（1隊）           | 名古屋市消防局         | 1隊 |
| 航空小隊（2隊）             | 名古屋市消防局         | 2隊 |
| 水上部隊（1隊）             | 名古屋市消防局         | 1隊 |
| 特 殊 災 害 小 隊 （ 18 隊 ） |                 |    |
| 毒劇物等対応小隊（12隊）        | 名古屋市消防局         | 4隊 |
|                      | 豊橋市消防本部         | 1隊 |
|                      | 岡崎市消防本部         | 1隊 |
|                      | 春日井市消防本部        | 1隊 |
|                      | 豊田市消防本部         | 1隊 |
|                      | 常滑市消防本部         | 1隊 |
|                      | 海部東部消防組合消防本部    | 1隊 |
|                      | 海部南部消防組合消防本部    | 1隊 |
|                      | 西春日井広域事務組合消防本部  | 1隊 |
|                      |                 |    |
| 大規模危険物火災等対応小隊（3隊）    | 名古屋市消防局         | 3隊 |
| 密閉空間火災等対応小隊（3隊）      | 名古屋市消防局         | 3隊 |

|                      |         |    |
|----------------------|---------|----|
| 特 殊 装 備 小 隊 （ 22 隊 ） |         |    |
| 震災対応特殊車両小隊（2隊）       | 名古屋市消防局 | 1隊 |

|                  |                |    |
|------------------|----------------|----|
|                  | 尾三消防本部         | 1隊 |
| 水難救助小隊（1隊）       | 名古屋市消防局        | 1隊 |
| その他の特殊な装備小隊（19隊） | 名古屋市消防局        | 5隊 |
|                  | 岡崎市消防本部        | 2隊 |
|                  | 春日井市消防本部       | 1隊 |
|                  | 豊川市消防本部        | 1隊 |
|                  | 津島市消防本部        | 1隊 |
| その他の特殊な装備小隊      | 豊田市消防本部        | 1隊 |
|                  | 蒲郡市消防本部        | 2隊 |
|                  | 尾張旭市消防本部       | 1隊 |
|                  | 豊明市消防本部        | 1隊 |
|                  | 蟹江町消防本部        | 1隊 |
|                  | 知多中部広域事務組合消防本部 | 1隊 |
|                  | 尾三消防本部         | 1隊 |
|                  | 衣浦東部広域連合消防局    | 1隊 |

※重複は含み、愛知県登録分は除く。



別表 1 情報連絡窓口

|                                               |
|-----------------------------------------------|
| 〈無線電話のかけ方〉 ①無線発信番号をダイヤル + ②無線電話 (FAX) 番号をダイヤル |
|-----------------------------------------------|

1 愛知県

| 時間帯別                | 連絡・要請窓口                         | 防災行政無線<br>(高度情報通信N) |             | 電話                                               | F A X            |
|---------------------|---------------------------------|---------------------|-------------|--------------------------------------------------|------------------|
| 勤務時間内<br>9：00～17：00 | 防災安全局<br>消防保安課<br>救急・救助<br>グループ | 無線発信番号              |             | (直通)<br>052-951-1382<br>(ダイヤルイン)<br>052-954-6141 | 052-954-691<br>3 |
|                     |                                 | 各機関で異なる。            |             |                                                  |                  |
|                     |                                 | 無線<br>電話番号          | 無線<br>FAX番号 |                                                  |                  |
|                     |                                 | 600-2522            | 600-4613    |                                                  |                  |
| 勤務時間外<br>(夜間・休日を含む) | 防災安全局<br>宿日直室                   | 無線発信番号              |             | 052-954-6844                                     | 052-954-699<br>5 |
|                     |                                 | 各機関で異なる。            |             |                                                  |                  |
|                     |                                 | 無線<br>電話番号          | 無線<br>FAX番号 |                                                  |                  |
|                     |                                 | 600-5250            | 600-4695    |                                                  |                  |
| 終 日                 | 防災航空<br>グループ                    | 無線発信番号              |             | 0568-29-3121                                     | 0568-29-312<br>3 |
|                     |                                 | 各機関で異なる。            |             |                                                  |                  |
|                     |                                 | 無線<br>電話番号          | 無線<br>FAX番号 |                                                  |                  |
|                     |                                 | 8200-31             | 8200-11     |                                                  |                  |

2 代表幹事消防機関・副代表幹事消防機関

| 消防機関名       | 時間帯別 | 連絡・要請<br>窓口  | 防災行政無線 (高度情報通信N)                 |            |             | 電 話          | F A X    |
|-------------|------|--------------|----------------------------------|------------|-------------|--------------|----------|
|             |      |              | 無線<br>発信番号                       | 無線<br>電話番号 | 無線<br>FAX番号 |              |          |
| 名古屋市        | 昼間   | 防災指令<br>センター | 各<br>機<br>関<br>で<br>異<br>な<br>る。 | 861-6300   | 861-5555    | 052-961-3338 | 953-0119 |
|             | 夜間   | 同 上          |                                  |            |             |              |          |
| 海部東部<br>(組) | 昼間   | 通信指令室        |                                  | 8336-31    | 8336-11     | 052-442-0119 | 442-3180 |
|             | 夜間   | 同 上          |                                  |            |             |              |          |
| 岡崎市         | 昼間   | 通信指令室        |                                  | 8301-31    | 8301-11     | 0564-21-5151 | 26-0373  |
|             | 夜間   | 同 上          |                                  |            |             |              |          |

3 ブロック別消防機関 (◎は、ブロック幹事消防機関を示す)

(1) 名古屋ブロック

| 消防機関名  | 時間帯別 | 連絡・要請<br>窓口  | 防災行政無線 (高度情報通信N) |            |             | 電 話          | F A X    |
|--------|------|--------------|------------------|------------|-------------|--------------|----------|
|        |      |              | 無線<br>発信番号       | 無線<br>電話番号 | 無線<br>FAX番号 |              |          |
| ◎ 名古屋市 | 昼間   | 防災指令<br>センター | 各機関で<br>異なる。     | 861-6300   | 861-5555    | 052-961-3338 | 953-0119 |
|        | 夜間   | 同 上          |                  |            |             |              |          |

(2) 尾張ブロック

| 消防機関名       | 時間帯別 | 連絡・要請窓口                 | 防災行政無線（高度情報通信N） |                    |                    | 電 話                    | F A X              |
|-------------|------|-------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|------------------------|--------------------|
|             |      |                         | 無線<br>発信番号      | 無線<br>電話番号         | 無線<br>FAX番号        |                        |                    |
| ◎ 一宮市       | 昼間   | 通信指令課                   | 各機関で異なる。        | 8302-31            | 8302-11            | 0586-72-1191           | 71-1192            |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 瀬戸市         | 昼間   | 通信指令室                   |                 | 8303-31            | 8303-11            | 0561-85-1119           | 85-0441            |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 春日井市        | 昼間   | 通信指令室                   |                 | 8304-31            | 8304-11            | 0568-85-6391           | 85-1243            |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 犬山市         | 昼間   | 通信指令室                   |                 | 8313-31            | 8313-11            | 0568-65-0119           | 62-4407            |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 江南市         | 昼間   | 通信指令室                   |                 | 717-1200           | 8315-11            | 0587-55-2258           | 53-0119            |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 小牧市         | 昼間   | 通信指令室                   |                 | 8317-31            | 8317-11            | 0568-76-0119           | 73-5614            |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 稲沢市         | 昼間   | 通信指令室                   |                 | 8340-31            | 8340-11            | 0587-22-0119           | 22-2130            |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 尾張旭市        | 昼間   | 指令センター<br>及び尾張旭市<br>消防署 |                 | 8323-31<br>尾張旭市消防署 | 8323-11<br>尾張旭市消防署 | 0561-85-0119<br>指令センター | 52-0119<br>尾張旭市消防署 |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 岩倉市         | 昼間   | 通信指令室                   |                 | 8325-31            | 8325-11            | 0587-37-5333           | 37-1220            |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 豊明市         | 昼間   | 通信指令室                   |                 | 8326-31            | 8326-11            | 0562-92-0119           | 93-0119            |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 長久手市        | 昼間   | 指令センター<br>及び長久手市<br>消防署 |                 | 8339-31<br>指令センター  | 8327-11<br>長久手市消防署 | 0561-38-5119<br>指令センター | 62-7671<br>長久手市消防署 |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 西春広域<br>（組） | 昼間   | 通信指令室                   |                 | 8334-31            | 8334-11            | 0568-22-2511           | 23-7979            |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |
| 丹羽広域<br>（組） | 昼間   | 通信指令室                   |                 | 8341-31            | 8341-11            | 0587-95-5151           | 95-5157            |
|             | 夜間   | 同上                      |                 |                    |                    |                        |                    |

# 清須市地域防災計画

— 様式集 —



## 目 次

|       |                  |    |
|-------|------------------|----|
| 様式 1  | 新川水防警報           | 1  |
| 様式 2  | 災害概況即報           | 2  |
| 様式 3  | 災害発生直後の状況        | 3  |
| 様式 4  | 災害発生状況等(速報・確定報告) | 4  |
| 様式 5  | 人的被害             | 5  |
| 様式 6  | 避難状況・救護所開設状況     | 6  |
| 様式 7  | 公共施設被害           | 7  |
| 様式 8  | 被災状況調査表(兼台帳)     | 8  |
| 様式 9  | 証明願              | 10 |
| 様式 10 | 仮被災証明書           | 11 |
| 様式 11 | 救助実施記録日計票        | 12 |
| 様式 12 | 救助日報             | 13 |
| 様式 13 | 物資受払状況           | 15 |
| 様式 14 | 避難所収容台帳          | 16 |
| 様式 15 | 避難所設置及び収容状況      | 17 |
| 様式 16 | 避難所入所者票          | 18 |
| 様式 17 | 被災者救出状況記録簿       | 20 |
| 様式 18 | 医療救護班活動状況        | 21 |
| 様式 19 | 病院・診療所医療実施状況     | 22 |
| 様式 20 | 助産台帳             | 23 |
| 様式 21 | 遺体の捜索状況記録簿       | 24 |
| 様式 22 | 遺体処理台帳           | 25 |
| 様式 23 | 埋葬台帳             | 26 |
| 様式 24 | 飲料水の供給簿          | 27 |
| 様式 25 | 炊出し給与状況          | 28 |
| 様式 26 | 炊出し用物品借用簿        | 29 |
| 様式 27 | 物資配給簿            | 30 |
| 様式 28 | 物資受入簿            | 31 |
| 様式 29 | 物資及び給与状況         | 32 |
| 様式 30 | 物資購入(配分)計画表      | 33 |
| 様式 31 | 学用品購入(配分)計画表     | 34 |
| 様式 32 | 学用品の給与状況         | 35 |
| 様式 33 | 応急仮設住宅入居申請書      | 36 |
| 様式 34 | 応急仮設住宅台帳         | 37 |
| 様式 35 | 応急仮設住宅入居予定者名簿    | 38 |
| 様式 36 | 応急仮設住宅入居者選定調書    | 39 |
| 様式 37 | 決定通知書            | 40 |
| 様式 38 | 誓約書              | 41 |

|           |                         |    |
|-----------|-------------------------|----|
| 様式 39     | 住宅応急修理申請書               | 42 |
| 様式 40     | 住宅応急修理申請者名簿             | 43 |
| 様式 41     | 住宅応急修理対象者選定調書           | 44 |
| 様式 42     | 決定通知書                   | 45 |
| 様式 43     | 住宅応急修理記録簿               | 46 |
| 様式 44     | 障害物除去の状況記録簿             | 47 |
| 様式 45     | 輸送記録簿                   | 48 |
| 様式 46 の 1 | 公用令書・従事命令               | 49 |
| 様式 46 の 2 | 公用令書・保管命令               | 49 |
| 様式 46 の 3 | 公用令書・管理命令               | 50 |
| 様式 46 の 4 | 公用令書・変更                 | 50 |
| 様式 46 の 5 | 公用取消令書                  | 51 |
| 様式 47     | ボランティア等受入記録簿            | 52 |
| 様式 48     | 緊急通行車両等届出書              | 53 |
| 様式 49     | 緊急通行車両等確認証明書            | 54 |
| 様式 50     | 避難・地震防災応急対策の実施状況報告(速報用) | 55 |
| 様式 51     | 避難・地震防災応急対策の実施状況報告      | 56 |
| 様式 52     | 医療品等要請書〔FAX送受信用〕        | 57 |
| 様式 53     | 医療品等要請書〔電話送受信用〕         | 58 |
| 様式 54     | 災害情報(発生・中間)             | 59 |
| 様式 55     | 被害状況調                   | 60 |
| 様式 56     | 災害救助費概算額調               | 61 |
| 様式 57     | 災害救助法の適用について(依頼)        | 62 |

(様式 1)

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 新 川           | 水防警報 第 号                      |
| (準備・出動・情報・解除) | 愛知県尾張建設事務所 発表<br>平成 年 月 日 時 分 |

|      |     |                                                                                            |
|------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (現状) | 1-1 | 時 分現在 戸 水位観測所では mで、<br>(はん濫注意(警戒)・出動・はん濫危険(危険)・計画高) 水位<br>(に達し・を超え)、(急激に・刻々・かんまんに) 上昇している。 |
|      | 1-2 | 水位観測所では最高水位に達したと思われる。                                                                      |
|      | 1-3 | 戸 水位観測所の水位は、時 分の mを最高とし、<br>(順調に・かんまんに) 下降している。                                            |
|      | 1-4 | 時 分現在 戸 水位観測所の水位は、<br>(はん濫注意(警戒)・出動・はん濫危険(危険)・計画高) 水位を下回り、<br>(順調に・かんまんに) 下降している。          |
|      | 2   | 流域の雨量は、時現在 観測所で mmに達している。                                                                  |
|      | 3   | 上流の ダムの放水量は 時 分現在 m <sup>3</sup> /s である。                                                   |
| (予測) | 4   | 名古屋 地方気象台 時 分の発表によれば、日 時から<br>日 時までの降水量は多い所で mm(24時間)の見込みである。                              |
|      | 5   | 時 分発表の 洪水予報 号によれば、戸 水位観測所<br>の水位は 時に mになる見込み。                                              |
| (被害) | 6   | 地先では浸水が発生しているとの情報がある。                                                                      |
|      | 7   |                                                                                            |
| (指示) | 8   | 本地区の水防団は(今なお)(準備・出動・嚴重に警戒) されたい。                                                           |
|      | 9   | 本地区の水防警報を解除する。                                                                             |
| (補足) | 10  |                                                                                            |

| 水防警報・洪水予報の発表状況 |     |          | 月 日 時 分時点の水位(量水標の読み m) |      |             |             |      |              |             |       |
|----------------|-----|----------|------------------------|------|-------------|-------------|------|--------------|-------------|-------|
| 洪水予報           | 日光川 | 注意報・警報   | 観測所                    | 現在水位 | 水防団待機(通報)水位 | はん濫注意(警戒)水位 | 出動水位 | 避難判断(特別警戒)水位 | はん濫危険(危険)水位 | 計画高水位 |
| 水防警報           |     | 準備・出動・解除 | 戸 荻                    |      | 1.50        | 2.10        | 2.60 | 2.90         | 3.50        | 3.52  |
|                |     | 準備・出動・解除 |                        |      |             |             |      |              |             |       |
|                |     | 準備・出動・解除 |                        |      |             |             |      |              |             |       |
|                |     | 準備・出動・解除 |                        |      |             |             |      |              |             |       |

(注意事項)

- ・水位の情報は最新のものを確認すること  
インターネット <http://www.river.go.jp/>  
<http://www.kasen-owari.jp/>
- ・河川施設に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡すること

問い合わせ先  
愛知県尾張建設事務所  
維持管理課 052-961-7211

(様式 2)

[災害概況即報]

(市町村用)

消防庁受信者氏名

災害名

(第 報)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 報告日時           | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県           |           |
| 市町村<br>(消防本部名) |           |
| 報告者名           |           |

|         |              |        |       |           |      |        |
|---------|--------------|--------|-------|-----------|------|--------|
| 災害の概況   | 発生場所         |        | 発生日時  | 年 月 日 時 分 |      |        |
|         |              |        |       |           |      |        |
| 被害の状況   | 死傷者          | 死者 人   | 不明 人  | 住家        | 全壊 棟 | 一部破損 棟 |
|         |              | 負傷者 人  | 計 人   |           | 半壊 棟 | 床上浸水 棟 |
|         |              |        |       |           |      |        |
| 応急対策の状況 | 災害対策本部等の設置状況 | (都道府県) | (市町村) |           |      |        |
|         |              |        |       |           |      |        |

注 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認等」)を記入して報告すれば足りること。)



(様式 3)

## 災害発生直後の状況

|         |              |                |         |         |                   |     |                  |  |  |
|---------|--------------|----------------|---------|---------|-------------------|-----|------------------|--|--|
| 原 因     |              |                |         |         | 発生日時              |     |                  |  |  |
| 発 生 場 所 |              |                | 清須市     |         |                   |     |                  |  |  |
| 受発信時刻   |              |                | 月 日 時 分 |         |                   |     |                  |  |  |
| 発 信 機 関 |              |                |         |         | 発 信 者             |     |                  |  |  |
| 受 信 機 関 |              |                |         |         | 受 信 者             |     |                  |  |  |
| 区 分     |              |                | 被 害     | 区 分     |                   | 被 害 | 被害程度及び応急対策状況（経過） |  |  |
| 人的被害    | 死 者          | 人              |         | その他     | 鉄道不通              | か所  |                  |  |  |
|         | 行 方 不 明      | 人              |         |         | 水 道               | 戸   |                  |  |  |
|         | 負傷者<br>重 傷 者 | 人              |         |         | 電 話               | 回線  |                  |  |  |
|         | 軽 傷 者        | 人              |         |         | 電 気               | 戸   |                  |  |  |
| 住家被害    | 全 壊          | 棟              |         |         | 災害対策本部<br>設 置 状 況 | 設置  |                  |  |  |
|         |              | 世帯             |         | 廃止      |                   |     |                  |  |  |
|         |              | 半 壊            | 棟       |         | 避難の勧告<br>指示等の状況   | 地区  |                  |  |  |
|         | 世帯           |                |         | 人       |                   |     |                  |  |  |
|         |              |                | 人       | 要 請 事 項 |                   |     |                  |  |  |
|         | 一 部 破 損      | 棟              |         |         |                   |     |                  |  |  |
|         |              | 世帯             |         |         |                   |     |                  |  |  |
|         |              | 人              |         |         |                   |     |                  |  |  |
|         | 床 上 浸 水      | 棟              |         |         |                   |     |                  |  |  |
|         |              | 世帯             |         |         |                   |     |                  |  |  |
|         |              | 人              |         |         |                   |     |                  |  |  |
|         | 床 下 浸 水      | 棟              |         |         |                   |     |                  |  |  |
|         |              | 世帯             |         |         |                   |     |                  |  |  |
|         |              | 人              |         |         |                   |     |                  |  |  |
| その他の    | 道路           | 損 壊            | か所      |         |                   |     |                  |  |  |
|         |              | 冠 水            | か所      |         |                   |     |                  |  |  |
|         |              | (通行不能)         | か所      |         |                   |     |                  |  |  |
|         | 橋 り よ う      | か所             |         |         |                   |     |                  |  |  |
|         | 河川           | 破 堤            | か所      |         |                   |     |                  |  |  |
|         |              | 越 水            | か所      |         |                   |     |                  |  |  |
|         |              | そ の 他<br>法面崩壊等 | か所      |         |                   |     |                  |  |  |
|         | 砂 防          | か所             |         |         |                   |     |                  |  |  |
|         | 崖 く ず れ      | か所             |         |         |                   |     |                  |  |  |
|         | 地 す べ り      | か所             |         |         |                   |     |                  |  |  |
| 土 石 流   | か所           |                |         |         |                   |     |                  |  |  |

(様式 4)

月 日

## 災害発生状況等（速報・確定報告）

|                  |         |       |    |           |                  |               |                  |    |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|------------------|---------|-------|----|-----------|------------------|---------------|------------------|----|----|---------------------------------|---------|-------|----|----|--|--|--|
| 原 因              |         |       |    | 発 生 日 時   |                  |               |                  |    |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
| 発 信 場 所          |         |       |    | 市・郡 区・町・村 |                  |               |                  |    |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
| 発 信 機 関          |         |       |    | 発 信 者     |                  |               |                  |    |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
| 受 信 機 関          |         |       |    | 受 信 者     |                  |               |                  |    |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
| 区 分              |         |       |    | 被害        | 区 分              |               |                  |    | 被害 | 区 分                             |         |       |    | 被害 |  |  |  |
| 人<br>的<br>被<br>害 | 死 者     | 1     | 人  |           | そ<br>の<br>他      | 橋 り ょ う       | 31               | か所 |    | そ<br>の<br>他                     | 水産被害    | 61    | 千円 |    |  |  |  |
|                  | 行 方 不 明 | 2     | 人  |           |                  | 河<br>川        | 破 堤              | 32 | か所 |                                 |         | 商工被害  | 62 | 千円 |  |  |  |
|                  | 負 重 傷 者 | 3     | 人  |           |                  |               | 越 水              | 33 | か所 |                                 |         | そ の 他 | 63 | 千円 |  |  |  |
|                  | 軽 傷 者   | 4     | 人  |           |                  |               | そ の 他<br>(法面崩壊等) | 34 | か所 |                                 | 被 害 総 額 | 64    | 千円 |    |  |  |  |
| 住<br>家<br>被<br>害 | 全 壊     | 5     | 棟  |           | そ<br>の<br>他      | 港 湾 ・ 漁 港     | 35               | か所 |    | 災害対策本部                          | 65      | 設置    |    |    |  |  |  |
|                  |         | 6     | 世帯 |           |                  | 砂 防           | 36               | か所 |    | 設 置 状 況                         | 66      | 廃止    |    |    |  |  |  |
|                  |         | 7     | 人  |           |                  | 清 掃 施 設       | 37               | か所 |    | 避 難 の 勧 告 ・<br>指 示 等 の 状 況      | 67      | 地区    |    |    |  |  |  |
|                  | 半 壊     | 8     | 棟  |           |                  | 崖 く ず れ       | 38               | か所 |    | 消 防 職 員 出 動 延 人 数               | 69      | 人     |    |    |  |  |  |
|                  |         | 9     | 世帯 |           |                  | 地 す べ り       | 39               | か所 |    | 消 防 団 員 出 動 延 人 数               | 70      | 人     |    |    |  |  |  |
|                  |         | 10    | 人  |           |                  | 土 石 流         | 40               | か所 |    | 避 難 所 数                         | 71      | か所    |    |    |  |  |  |
|                  | 一 部 破 損 | 11    | 棟  |           |                  | 鉄 道 不 通       | 41               | か所 |    | 被 害 船 舶                         | 42      | 隻     |    |    |  |  |  |
|                  |         | 12    | 世帯 |           |                  | 水 道           | 43               | か所 |    | 被 害 程 度 及 び 応 急 対 策 状 況 ( 経 過 ) | 72      | 人     |    |    |  |  |  |
|                  |         | 13    | 人  |           |                  | 電 話           | 44               | 回線 |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  | 床 上 浸 水 | 14    | 棟  |           |                  | 電 気           | 45               | 戸  |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  |         | 15    | 世帯 |           |                  | ガ ス           | 46               | 戸  |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  |         | 16    | 人  |           |                  | ブ ロ ッ ク 塀 等   | 47               | か所 |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  | 床 下 浸 水 | 17    | 棟  |           |                  | り 災 世 帯 数     | 48               | 世帯 |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  |         | 18    | 世帯 |           |                  | り 災 者 数       | 49               | 人  |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  |         | 19    | 人  |           |                  |               |                  |    |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
| 非<br>住<br>家      | 公 共 建 物 | 20    | 棟  |           | 火<br>災<br>発<br>生 | 建 物           | 50               | 件  |    | 要 請 事 項                         |         |       |    |    |  |  |  |
|                  | そ の 他   | 21    | 棟  |           |                  | 危 険 物         | 51               | 件  |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
| そ<br>の<br>他      | 田       | 流失・埋没 | 22 | h a       |                  | そ の 他         | 52               | 件  |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  |         | 冠 水   | 23 | h a       |                  | 公 立 文 教 施 設   | 53               | 千円 |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  | 畑       | 流失・埋没 | 24 | h a       |                  | 農 林 水 産 業 施 設 | 54               | 千円 |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  |         | 冠 水   | 25 | h a       |                  | 公 共 土 木 施 設   | 55               | 千円 |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  | 文 教 施 設 | 26    | か所 |           | そ の 他 の 公 共 施 設  | 56            | 千円               |    |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  | 病 院     | 27    | か所 |           | 小 計              | 57            | 千円               |    |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
|                  | 道<br>路  | 損 壊   | 28 | か所        |                  | そ<br>の<br>他   | 農 業 被 害          | 58 | 千円 |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
| 冠 水              |         | 29    | か所 |           | 林 業 被 害          |               | 59               | 千円 |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |
| ( 通 行 不 能 )      |         | 30    | か所 |           | 畜 産 被 害          |               | 60               | 千円 |    |                                 |         |       |    |    |  |  |  |

注 速報の場合は 53 から 64 までの項目については報告する必要はない。

(様式 5)

發 信 機 関      人 的 被 害 (第 報)

|         |                                     |                                      |      |    |
|---------|-------------------------------------|--------------------------------------|------|----|
| 発信の時刻   |                                     | 日時分現在                                | 受信時刻 | 時分 |
| 発信機関    |                                     |                                      | 受信機関 |    |
| 発信者名    |                                     |                                      | 受信者名 |    |
| 内容      |                                     |                                      |      |    |
| 発生      | 日時                                  | 日時分                                  |      |    |
|         | 場所                                  |                                      |      |    |
|         | 原因                                  |                                      |      |    |
| 人的被害の状況 | 被害程度                                | 1 死亡      2 行方不明      3 重傷      4 軽傷 |      |    |
|         | 氏名等                                 | (氏名) (生年月日) (性別)                     |      |    |
|         | 住所                                  |                                      |      |    |
|         | 収容先                                 |                                      |      |    |
|         | その他参考事項(応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等) |                                      |      |    |

(様式 6)

## 避難状況・救護所開設状況（第 報）

|         |      |      |                     |         |        |         |       |          |       |       |      |
|---------|------|------|---------------------|---------|--------|---------|-------|----------|-------|-------|------|
| 報告の時刻   | 日    | 時    | 分                   | 現在      | 受信時刻   | 時       | 分     |          |       |       |      |
| 発信機関    |      |      |                     |         | 受信機関   |         |       |          |       |       |      |
| 発信者名    |      |      |                     |         | 受信者名   |         |       |          |       |       |      |
| 内 容     |      |      |                     |         |        |         |       |          |       |       |      |
| 避難状況    | 避難先  | 地区名  | 避難の勧告、指示の種別及び日時     | 避難勧告世帯数 | 避難勧告人数 | 避難実世帯数  | 避難実人数 | 屋内屋外の別   | 今後の通し | 最大世帯数 | 最大人数 |
|         |      |      | (勧告、指示、自主)<br>日 時 分 | 世帯      | 人      | 世帯      | 人     | 屋内<br>屋外 |       | 世帯    | 人    |
|         |      |      | (勧告、指示、自主)<br>日 時 分 |         |        |         |       | 屋内<br>屋外 |       |       |      |
|         |      |      | (勧告、指示、自主)<br>日 時 分 |         |        |         |       | 屋内<br>屋外 |       |       |      |
|         |      |      | (勧告、指示、自主)<br>日 時 分 |         |        |         |       | 屋内<br>屋外 |       |       |      |
|         |      |      | (勧告、指示、自主)<br>日 時 分 |         |        |         |       | 屋内<br>屋外 |       |       |      |
|         |      |      | (勧告、指示、自主)<br>日 時 分 |         |        |         |       | 屋内<br>屋外 |       |       |      |
|         |      |      | (勧告、指示、自主)<br>日 時 分 |         |        |         |       | 屋内<br>屋外 |       |       |      |
| 救護所開設状況 | 救護所名 | 設置場所 | 患者数                 |         | 実施機関   | 患者数の最大値 |       |          |       |       |      |
|         |      |      | 受入                  | 搬送      |        | 重傷      | 軽傷    |          |       |       |      |
|         |      |      |                     |         |        |         |       |          |       |       |      |
|         |      |      |                     |         |        |         |       |          |       |       |      |
|         |      |      |                     |         |        |         |       |          |       |       |      |
|         |      |      |                     |         |        |         |       |          |       |       |      |

注 最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

(様式 7)

## 公 共 施 設 被 害

(第 報)

|           |                                                                                                 |         |     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| 報 告 の 時 刻 | 日 時 分現在                                                                                         | 受 信 時 刻 | 時 分 |
| 発 信 機 関   |                                                                                                 | 受 信 機 関 |     |
| 発 信 者 名   |                                                                                                 | 受 信 者 名 |     |
| 内 容       |                                                                                                 |         |     |
| 被 害 区 分   | ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港<br>カ. 道路 キ. 水道施設 ク. 電信・電話 ケ. 電力 コ. ガス サ. 水道<br>シ. その他( ) |         |     |
| 発<br>生    | 日 時                                                                                             | 日 時 分   |     |
|           | 場 所                                                                                             |         |     |
|           | 原 因                                                                                             |         |     |
| 状<br>況    | 被 害 区 域<br>区 間                                                                                  |         |     |
|           | 管 理 者                                                                                           | (電話 )   |     |
|           | 被 害 程 度<br>( 概 要 )                                                                              |         |     |
|           | 応 急 対 策 の<br>状 況                                                                                |         |     |
|           | 復 旧 見 込                                                                                         |         |     |
|           | そ の 他<br>参 考 事 例                                                                                |         |     |

(様式 8)

## 被災状況調査表(兼台帳)

(表)

|         |      |                        |                      |         |                   |                   |       |                             |           |        |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
|---------|------|------------------------|----------------------|---------|-------------------|-------------------|-------|-----------------------------|-----------|--------|----|-----|----|------|----|-----|-----|--|--|
| 被害発生原因  |      |                        |                      | 被災年月日   |                   | 年 月 日             |       | 行政区                         |           | 被災証明番号 |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
|         |      |                        |                      |         |                   |                   |       | 住所名                         |           | 清須市    |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
|         |      |                        |                      |         |                   |                   |       | 被害家屋所在地                     |           | 清須市    |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
| ※被災者調査表 |      |                        |                      |         |                   |                   |       | 応急救助の状況(台帳)                 |           |        |    |     |    |      |    | 五十音 |     |  |  |
|         | 氏名   | 満年齢                    | 続柄                   | 性別      | 職業(学年)            | 死亡、負傷、行方不明の別      | 備考    | 避難所                         | 炊出し等      | 医療     | 助産 | 学用品 | 埋葬 | 遺体処理 | 救出 |     |     |  |  |
| 1       |      |                        | 主                    | 男 女     |                   |                   |       |                             |           |        |    |     |    |      |    |     | 家族数 |  |  |
| 2       |      |                        |                      | 男 女     |                   |                   |       |                             |           |        |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
| 3       |      |                        |                      | 男 女     |                   |                   |       |                             |           |        |    |     |    |      |    |     | 中学生 |  |  |
| 4       |      |                        |                      | 男 女     |                   |                   |       |                             |           |        |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
| 5       |      |                        |                      | 男 女     |                   |                   |       |                             |           |        |    |     |    |      |    |     | 小学生 |  |  |
| 被災家屋調査表 |      |                        |                      |         | ※調査員意見            |                   |       | 備考 ( 本欄に記入した人は文末にサインすること。 ) |           | 応急仮設住宅 |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
| 住家      | 全壊   | m <sup>2</sup>         | 1 自家                 | 1 自地    | 避難収容所             | 要否                | 日間 名  |                             | 住宅の応急処置   |        |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
|         | 半壊、焼 | m <sup>2</sup>         | 2 借家                 | 2 借地    | 炊 出               | 要否                | 日間 名  |                             | 生 業 資 金   |        |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
|         | 流失   | m <sup>2</sup>         | 3 間借                 |         | 生業資金貸付            | 要否                |       |                             | 寝 具 ・ 被 服 |        | 1  | 2   | 3  | 4    | 5  | 6   | 7   |  |  |
|         | 浸水   | 床上                     | cm<br>m <sup>2</sup> | 日数 日    | 応急仮設住宅            | 要否                |       |                             | 日 用 品     |        | 1  | 2   | 3  | 4    | 5  | 6   | 7   |  |  |
|         |      | 床下                     | m <sup>2</sup>       |         | 住 宅 の<br>応 急 処 理  | 要否                |       |                             | 義 援 金     |        | 1  | 2   | 3  | 4    | 5  | 6   | 7   |  |  |
|         |      | 便所のみ                   |                      |         | 課 税 状 況           | 非課税、均等割、所得割       |       | 義 援 物 資                     |           | 1      | 2  | 3   | 4  | 5    | 6  | 7   |     |  |  |
| 非住家     | 全壊   | m <sup>2</sup>         | 用 途 別                | 機械器具等被害 | 家 計               | 滅失、流失、焼失<br>き損1以上 |       |                             |           | 1      | 2  | 3   | 4  | 5    | 6  | 7   | 住   |  |  |
|         | 半壊、焼 | m <sup>2</sup>         | 工 場                  | 有 無     | そ の 他             |                   |       |                             |           | 1      | 2  | 3   | 4  | 5    | 6  | 7   | 非住  |  |  |
|         | 流失   | m <sup>2</sup>         | 店 舗                  | 有 無     | 年 月 日 午前 午後 時調査   |                   | 調査協力員 | ㊞                           | 調査担当員 課 ㊞ |        |    |     |    |      |    | 全   |     |  |  |
|         |      |                        | 倉 庫                  | 有 無     | 年 月 日 午前 午後 時調査   |                   | 調査協力員 | ㊞                           | 調査担当員 課 ㊞ |        |    |     |    |      |    | 半   |     |  |  |
|         | 浸 水  | 日数 日<br>m <sup>2</sup> | そ の 他<br>( )         | 有 無     | 再 年 月 日 午前 午後 時調査 |                   | 調査協力員 | ㊞                           | 調査担当員 課 ㊞ |        |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
| 備考      |      |                        |                      |         |                   |                   |       |                             |           |        |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
| .....   |      |                        |                      |         |                   |                   |       |                             |           |        |    |     |    |      |    |     |     |  |  |
| .....   |      |                        |                      |         |                   |                   |       |                             |           |        |    |     |    |      |    |     |     |  |  |

(裏)

| 家屋所在地見取図                                                                                                       | 構 造 | 延床面積           | 自 借 敷 地 の 別 | 自 借 家 の 別 | 被害の程度     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------|-------------|-----------|-----------|
|                                                                                                                |     | m <sup>2</sup> | 自 ・ 借       | 自 ・ 借     | 全 ・ 半 ・ 部 |
| N<br>・借家の場合は、所在者の住所、氏名も記入<br> | 備考  |                |             |           |           |

(様式 9)

## 証 明 願

年 月 日

愛知県清須市長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

|              |  |              |   |
|--------------|--|--------------|---|
| 証明書の<br>使用目的 |  | 証明書の<br>請求枚数 | 枚 |
|--------------|--|--------------|---|

上記の目的に使用するため、下記の事項について証明願います。

### 記

1 被災家屋の所在地 清須市

2 被災家屋の所有者(使用者)の住所及び氏名

3 被災者

4 被災年月日 年 月 日

5 被災状況

上記のとおり被災したことを証明します。

年 月 日

愛知県清須市長

印



(様式 10)

## 仮 被 災 証 明 書

住 所      清須市

氏 名

上記の者は      年      月      日、本市において発生した  
により被災したことを証明する。

年      月      日

清須市長

印

(様式 11)

## 救助実施記録日計票

|       |   |    |    |    |
|-------|---|----|----|----|
| 救助の種類 | 避 | 仮住 | 炊  | 水  |
|       | 被 | 医  | 救出 | 修理 |
|       | 資 | 学  | 死捜 | 死処 |
|       | 障 |    |    |    |

清須市

責任者氏名

⑩

地区責任者氏名

⑩

No. \_\_\_\_\_ ( 月 日 時 分)

員 数 ( 世 帯 )

品 目 ( 数 量 ・ 金 額 )

受 入 先

支 出 先

場 所

方 法

記 事

(様式 12)

## 救 助 日 報

|           |             |            |                       |                                           |                     |                   |          |   |
|-----------|-------------|------------|-----------------------|-------------------------------------------|---------------------|-------------------|----------|---|
| 報 告 機 関   |             |            |                       | 受 信 機 関                                   |                     |                   |          |   |
| 発 信 者     |             |            |                       | 受 信 者                                     |                     |                   |          |   |
| 報 告 時 間   |             | 月 日 時 分 現在 |                       | 発 信 時 刻                                   |                     | 月 日 時 分           |          |   |
| 避難<br>所開設 | 開 設 期 間     | 開 設 日 時    | 日 時                   | 被<br>服<br>寝<br>具<br>生<br>活<br>必<br>需<br>品 | 県より受入又は<br>前日よりの繰越量 |                   | 点        |   |
|           |             | 閉鎖予定日      | 月 日                   |                                           |                     |                   |          |   |
|           | 既 存 建 物     | 箇 所 数      | か所                    |                                           | 本 日 支 給             | 滅失世帯数             | 世 帯<br>点 |   |
|           |             | 収 容 人 員    | 人                     |                                           |                     |                   |          |   |
|           | 野 外 仮 設     | 箇 所 数      | か所                    |                                           |                     | 半壊、床上浸<br>水 世 帯 数 | 世 帯<br>点 |   |
|           |             | 収 容 人 員    | 人                     |                                           |                     |                   |          |   |
|           | 炊<br>出<br>し | 炊 出 期 間    | 開 始 日                 |                                           | 月 日                 | 翌日への繰越量           |          | 点 |
|           |             |            | 終了予定日                 |                                           | 月 日                 |                   |          |   |
| 箇 所 数     |             | か所         | 医<br>療<br>救<br>護<br>班 | 医 療 救 護 班 出 動 数                           |                     | 班                 |          |   |
| 炊 出 人 員   |             | 朝 食        |                       | 人                                         | 救 助 地 区             |                   |          |   |
|           |             | 昼 食        | 人                     | 診 療 者 数                                   | 医 療                 | 人                 |          |   |
|           |             | 夕 食        | 人                     |                                           | 助 産                 | 人                 |          |   |
|           |             | そ の 他      | 人                     | 医<br>療<br>機<br>関                          | 医 療                 | 施 設 数             | 施 設      |   |
|           |             | 計          | 人                     |                                           |                     | 診 療 人 員           | 人        |   |
| 給<br>水    | 供 給 地 区 数   |            | 地区                    | 医<br>療<br>・<br>助<br>産                     | 助 産                 | 施 設 数             | 施 設      |   |
|           | 供 給 実 人 員   |            | 人                     |                                           |                     | 診 療 人 員           | 人        |   |
|           | 供 給 水 量     |            | L                     | 救助終了予定日                                   |                     | 月 日               |          |   |
|           | 給 水 期 間     | 開 始 日      | 月 日                   | 被<br>災<br>者<br>救<br>出                     | 救 出 地 区             |                   |          |   |
|           |             | 終了予定日      | 月 日                   |                                           | 救 出 人 員             |                   | 人        |   |
|           | 給 水 方 法     |            | 今後救出人員                |                                           | 人                   |                   |          |   |
|           |             |            | 終 了 予 定 日             |                                           | 月 日                 |                   |          |   |
|           | 救 出 の 方 法   |            |                       |                                           |                     |                   |          |   |

|         |                     |          |        |                 |        |         |   |
|---------|---------------------|----------|--------|-----------------|--------|---------|---|
| 学用品支給   | 県より受入又は<br>前日よりの繰越量 |          | 点      | 死亡原因別人員         | 直接     | 人       |   |
|         |                     |          |        |                 | その他    | 人       |   |
|         | 本日支給                | 小学生      | 人<br>点 |                 | 遺体処理   | 遺体洗浄    | 体 |
|         |                     |          |        |                 |        | 遺体縫合    | 体 |
|         |                     | 中学生      | 人<br>点 |                 |        | 遺体消毒    | 体 |
| 翌日への繰越量 |                     | 点        | 保存     | 既存建物利用          | か所     |         |   |
|         |                     |          |        | 仮設建物            | か所     |         |   |
| 埋葬      | 前日までの埋葬             |          | 体      | 遺体処理機関          |        |         |   |
|         | 本日埋葬                | 大人       | 体      | 今後遺体処理を要する遺体    |        | 体       |   |
|         |                     | 小人       | 体      | 遺体処理終了<br>予 定 日 |        | 月 日     |   |
|         |                     | 計        | 体      | 除去する戸数          |        | 戸       |   |
|         | 埋葬終了予定日             |          | 月 日    | 障害物除去           | 本日除去戸数 |         | 戸 |
|         |                     |          | 今後予定戸数 |                 | 戸      |         |   |
|         |                     |          | 終了予定日  |                 | 月 日    |         |   |
|         |                     |          | 公用車使用  |                 | 台      |         |   |
|         |                     |          | 借上車使用  |                 | 台      |         |   |
| 遺体の搜索   | 搜索地区                |          |        | 輸送              | 救助の種類  |         |   |
|         | 遺体                  | 搜索を要する遺体 | 体      |                 |        |         |   |
|         |                     | 本日発見遺体   | 体      |                 |        |         |   |
|         |                     | 今後の要搜索遺体 | 体      |                 |        |         |   |
|         | 搜索方法                |          |        |                 | 賃金職員   | 賃金職員雇上数 |   |
| 搜索終了予定日 | 月 日                 | 従事作業の内容  |        |                 |        |         |   |
| 仮設住宅    | 着工日                 | 戸<br>月 日 | 賃金職員   |                 |        |         |   |
|         | 竣工日                 | 戸<br>月 日 |        |                 |        |         |   |
| 住宅修理    | 着工日                 | 戸<br>月 日 | 備考     |                 |        |         |   |
|         | 竣工日                 | 戸<br>月 日 |        |                 |        |         |   |
|         |                     |          |        |                 |        |         |   |
|         |                     |          |        |                 |        |         |   |

(様式 13)

物資受払状況

清 須 市

[illegible]

- |   |   |                                                                                                          |
|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 注 | 1 | 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。                                                                               |
|   | 2 | 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。                                                                                 |
|   | 3 | 各救助の種目別最終行に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。 |
|   | 4 | <p>救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。</p> <p>なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。</p>          |
|   | 5 | 救助の種類別の品目が多い場合、救助の種類別ごとに一葉作成すること。                                                                        |

(様式 14)

## 避難所収容台帳

清須市

避難所

| 責 任 者<br>認 印 | 月 日 | 収 容<br>人 員 | 物 品 使 用 状 況 |     | 備 考 |
|--------------|-----|------------|-------------|-----|-----|
|              |     |            | 品 名         | 数 量 |     |
|              |     |            |             |     |     |

- 注 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「備考」欄に記入しておくこと。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容した時は、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること

(様式 15)

## 避難所設置及び収容状況

清 須 市

| 避難所の名称 | 種 別 | 開設期間         | 実 人 員 | 延 人 員 | 物品使用状況 |     | 実支出額 | 備 考 |
|--------|-----|--------------|-------|-------|--------|-----|------|-----|
|        |     |              |       |       | 品 目    | 数 量 |      |     |
|        |     | 月 日<br>～ 月 日 | 人     | 人     |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
|        |     |              |       |       |        |     |      |     |
| 計      |     |              |       |       |        |     |      |     |

- 注 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 「物品の使用状況」欄は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

(様式 16)

## 避難所入所者票

(表)

清 須 市

|                        |         |         |                  |                      |     |
|------------------------|---------|---------|------------------|----------------------|-----|
| 入 所 年 月 日<br>退 所 年 月 日 |         | 入 所 人 員 |                  | 番 号                  |     |
| 現 住 所                  |         |         |                  |                      |     |
| 氏 名                    | 生 年 月 日 | 男 女 別   | 世 帯 主 と の<br>続 柄 | 職 業<br>在 学 校 名 ・ 学 年 | 備 考 |
| 1                      |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 2                      |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 3                      |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 4                      |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 5                      |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 6                      |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 7                      |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 8                      |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 9                      |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 10                     |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 11                     |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 12                     |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |
| 13                     |         | 男 ・ 女   |                  |                      |     |



(裏)

| 月 | 日 | 物資交付及び返却状況 |
|---|---|------------|
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |
|   |   |            |

(様式 17)

## 被災者救出状況記録簿

清 須 市

| 年 月 日 | 救出人員 | 救 出 用 機 械 器 具 |       |                    |     |       |     |       |     | 実支出額 | 備 考 |
|-------|------|---------------|-------|--------------------|-----|-------|-----|-------|-----|------|-----|
|       |      | 名 称           | 借 上 費 |                    |     | 修 繕 費 |     |       | 燃料費 |      |     |
|       |      |               | 数 量   | 所 有 者（管<br>理 者）氏 名 | 金 額 | 修繕月日  | 修繕費 | 修繕の概要 |     |      |     |
| 月 日   | 人    |               |       |                    | 円   | 月 日   | 円   |       | 円   | 円    |     |
| 計     |      |               |       |                    |     |       |     |       |     |      |     |

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上額を「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

(様式 18)

## 医療救護班活動状況

医療救護班

班長：医師氏名 \_\_\_\_\_ 印

| 月 日 | 活動地区 | 患者数 | 措置の概要 | 遺体検案数 | 修繕費 | 備 考 |
|-----|------|-----|-------|-------|-----|-----|
|     |      | 人   |       | 人     | 円   |     |
| 計   |      |     |       |       |     |     |

注 「備考」欄に班編成、活動期間を記入すること。

(様式 19)

## 病院・診療所医療実施状況

清 須 市

| 診療機関名 | 患者氏名 | 診療期間 | 病 名 | 診療区分 |    | 診療報酬点数 |    | 金 額 | 備 考 |
|-------|------|------|-----|------|----|--------|----|-----|-----|
|       |      |      |     | 入院   | 通院 | 入院     | 通院 |     |     |
|       |      | 月 日  |     |      |    | 点      | 点  | 円   |     |
| 計 機 関 | 人    |      |     |      |    |        |    |     |     |

注 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

(様式 20)

助産台帳

清 須 市

| 分べん者氏名 | 分べん日時 | 助産機関名 | 分べん期間<br>月　日～　月　日 | 金　　　額<br>円 | 備　考 |
|--------|-------|-------|-------------------|------------|-----|
|        |       |       |                   |            |     |
| 計      |       |       |                   |            |     |

(様式 21)

## 遺体の搜索状況記録簿

清 須 市

| 年 月 日 | 搜索人員 | 搜 索 用 機 械 器 具 |     |           |     |         |       |           |       | 実支出額 | 備 考 |
|-------|------|---------------|-----|-----------|-----|---------|-------|-----------|-------|------|-----|
|       |      | 名 称           | 借 上 |           |     | 修 繕 費   |       |           | 燃 料 費 |      |     |
|       |      |               | 数 量 | 所 有 者 氏 名 | 金 額 | 修 繕 月 日 | 修 繕 費 | 修 繕 の 概 要 |       |      |     |
|       |      |               |     |           |     |         |       |           |       |      |     |
| 計     |      |               |     |           |     |         |       |           |       |      |     |

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償の場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

(様式 22)

## 遺体処理台帳

清 須 市

| 処 理<br>年 月 日 | 遺 体 発 見 の<br>日 時 及 び 場 所 | 死 亡 者 名<br>氏 | 遺 族 |                | 洗 浄 等 の 処 理 |     |     | 遺 体 の 一<br>時 保 存 料 | 検 案 料 | 実 支 出 額 | 備 考 |
|--------------|--------------------------|--------------|-----|----------------|-------------|-----|-----|--------------------|-------|---------|-----|
|              |                          |              | 氏 名 | 死 亡 者<br>との 関係 | 品 名         | 数 量 | 金 額 |                    |       |         |     |
|              |                          |              |     |                |             |     | 円   | 円                  | 円     | 円       |     |
| 計            |                          | 人            |     |                |             |     |     |                    |       |         |     |

(様式 23)

## 埋 葬 台 帳

清 須 市

| 死 亡 者<br>年 月 日 | 埋 葬 日<br>年 月 日 | 死 亡 者 |     | 埋 葬 を 行 っ た 者 |     | 埋 葬 費     |         |     |   | 備 考 |
|----------------|----------------|-------|-----|---------------|-----|-----------|---------|-----|---|-----|
|                |                | 氏 名   | 年 齢 | 死亡者との関係       | 氏 名 | 棺（付属品を含む） | 埋葬又は火葬料 | 骨 箱 | 計 |     |
|                |                |       |     |               |     |           |         |     |   |     |
|                |                |       |     |               |     |           |         |     |   |     |
|                |                |       |     |               |     |           |         |     |   |     |
|                |                |       |     |               |     |           |         |     |   |     |
|                |                |       |     |               |     |           |         |     |   |     |
|                |                |       |     |               |     |           |         |     |   |     |
|                |                |       |     |               |     |           |         |     |   |     |
|                |                |       |     |               |     |           |         |     |   |     |
|                |                |       |     |               |     |           |         |     |   |     |
| 計              |                | 人     |     |               |     |           |         |     |   |     |

- 注 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 市長等が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨および金額を「備考」欄に記入すること。



(様式 24)

## 飲料水の供給簿

清 須 市

| 供<br>月<br>日 | 供 給 地 区 | 対 象<br>人 員 | 給 水 用 機 械 器 具 |     |       |     |            |       |           |       | 実 支 出 額 | 備 考 |
|-------------|---------|------------|---------------|-----|-------|-----|------------|-------|-----------|-------|---------|-----|
|             |         |            | 名 称           | 借 上 |       |     | 修 繕        |       |           | 燃 料 費 |         |     |
|             |         |            |               | 数 量 | 所 有 者 | 金 額 | 修 月<br>月 日 | 修 繕 費 | 修 繕 の 概 要 |       |         |     |
| 月 日         |         | 人          |               |     |       | 円   | 月 日        | 円     |           | 円     | 円       |     |
| 計           |         |            |               |     |       |     |            |       |           |       |         |     |

注 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

(様式 25)

## 炊出し給与状況

清 須 市

| 炊 出 し 場 の 称<br>炊 名 | 月 日 |   |   | 月 日 |   |   | 月 日 |   |   | 月 日 |   |   | 月 日 |   |   | 月 日 |   |   | 月 日 |   |   | 合 計 | 実 支 出 額<br>円 | 備 考 |
|--------------------|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|--------------|-----|
|                    | 朝   | 昼 | 夕 | 朝   | 昼 | 夕 | 朝   | 昼 | 夕 | 朝   | 昼 | 夕 | 朝   | 昼 | 夕 | 朝   | 昼 | 夕 | 朝   | 昼 | 夕 |     |              |     |
|                    |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |              |     |
| 計                  |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |              |     |

注 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

(様式 26)

## 炊出し用物品借用簿

清 須 市

| 品 名 | 数 量 | 期 間 | 所 有 者<br>(管 理 者) 氏 名 | 使用避難場所名 | 備 考 |
|-----|-----|-----|----------------------|---------|-----|
|     |     |     |                      |         |     |

(様式 27)

## 物資配給簿

|     |      |       |       |       |       |    |     |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|----|-----|
| 品名  |      |       |       |       |       |    | 清須市 |
| 配給先 | 必要数量 | 第1配給  | 第2配給  | 第3配給  | 第4配給  | 備考 |     |
|     |      | (月・日) | (月・日) | (月・日) | (月・日) |    |     |
|     |      |       |       |       |       |    |     |

(様式 28)

## 物資受入簿

清須市

避難所

| 品名 | 必要数量 | 受入簿    |        |        |        | 備考 |
|----|------|--------|--------|--------|--------|----|
|    |      | 第 1 配給 | 第 2 配給 | 第 3 配給 | 第 4 配給 |    |
|    |      | (月・日)  | (月・日)  | (月・日)  | (月・日)  |    |
|    |      |        |        |        |        |    |

(様式 29)

## 物資及び給与状況

清 須 市

| 住 家 被 害<br>程 度 区 分 | 世 帯 主<br>氏 名 | 基礎と<br>なった<br>世帯構<br>成人員 | 給 月<br>与 日 | 物資給与の品名 |    |  |  |  |  | 実 出<br>支 額 | 備 考 |
|--------------------|--------------|--------------------------|------------|---------|----|--|--|--|--|------------|-----|
|                    |              |                          |            | 布団      | 毛布 |  |  |  |  |            |     |
|                    |              | 人                        | 月 日        |         |    |  |  |  |  | 円          |     |
| 計                  | 全壊           | 世帯                       |            |         |    |  |  |  |  |            |     |
|                    | 半壊           | 世帯                       |            |         |    |  |  |  |  |            |     |

災害救助用物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者氏名

印

- 注 1 「住家の被害程度区分」欄に、全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水の別を記入すること。  
2 「給与月日」の欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。  
3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

(様式 30)

## 物資購入（配分）計画表

清 須 市

| 全壊（全焼、流出） ・ 半壊（半焼） ・ 床上浸水 世帯分 |  |         |     |     |     |         |     |     |     |   |    |     |     |     |    |
|-------------------------------|--|---------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|---|----|-----|-----|-----|----|
| 世帯区分<br><br>品名 単価             |  | 1人世帯    |     |     |     | 2人世帯    |     |     |     | ～ | 計  |     |     |     | 備考 |
|                               |  | （基準額） 円 |     |     |     | （基準額） 円 |     |     |     | ～ |    |     |     |     |    |
|                               |  | 数量      | 世帯数 | 所要数 | 金 額 | 数量      | 世帯数 | 所要数 | 金 額 | ～ | 数量 | 世帯数 | 所要数 | 金 額 |    |
|                               |  |         |     |     |     |         |     |     |     | ～ |    |     |     |     |    |
| 計                             |  |         |     |     |     |         |     |     |     |   |    |     |     |     |    |

- 注 1 本表は、全壊（全焼、流出）、半壊（半焼）、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
- 2 各品名ごとの「備考」欄に県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。
- 3 「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

(様式 31)

## 学用品購入（配分）計画表

清 須 市

[illegible]

注 1 本表は、学用品のうち、文房具及び通学用品のみとし、教科書（教材を含む）については別途作成するものであること。

2 県調達分があるときは、その旨を各品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。



(様式 32)

## 学用品の給与状況

清 須 市

| 学 校 名 |     | 学年 | 児 童 ( 生<br>徒 氏 ) 名 | 給与月日 | 給 与 品 の 内 訳 |    |  |  |        |     | 実 出<br>支 額 | 備 考 |  |
|-------|-----|----|--------------------|------|-------------|----|--|--|--------|-----|------------|-----|--|
|       |     |    |                    |      | 教 科 書       |    |  |  | その他学用品 |     |            |     |  |
|       |     |    |                    |      | 国語          | 算数 |  |  | 鉛筆     | ノート |            |     |  |
|       |     |    |                    | 月 日  |             |    |  |  |        |     |            | 円   |  |
| 計     | 小学校 |    | 人                  |      |             |    |  |  |        |     |            | 円   |  |
|       | 中学校 |    | 人                  |      |             |    |  |  |        |     |            | 円   |  |

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

(様式 33)

## 応 急 仮 設 住 宅 入 居 申 請 書

このたび による災害のため住家を滅失したので、応急仮設住宅の入居を申請します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

清須市長

殿

記

1. 入居希望住宅所在地（応急仮設住宅番号）

添付書類

1. 被災証明書

2. 建設予定地の有無（見取図添付）

(様式 34)

応急仮設住宅台帳

清 須 市

[illegible]

- |   |   |                                                         |
|---|---|---------------------------------------------------------|
| 注 | 1 | 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。 |
|   | 2 | 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。                      |
|   | 3 | 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。                       |
|   | 4 | 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。                          |
|   | 5 | 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにしておくこと。                      |
|   | 6 | 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。                           |

(様式 35)

応急仮設住宅入居予定者名簿

清 須 市

[illegible]

(様式 36)

応急仮設住宅入居者選定調書

清 須 市

|             |          |  |       |  |  |
|-------------|----------|--|-------|--|--|
| 住所          |          |  | 氏名    |  |  |
| 調査員<br>調査事項 | 資産状況 動 産 |  | 職 業   |  |  |
|             | 不動産      |  |       |  |  |
|             | 被災の概要    |  | 家庭の概要 |  |  |
| 民生委員の意見     |          |  |       |  |  |
| 調査員総合意見     |          |  |       |  |  |
| 要施行         | 有 無      |  | 調査員 ⑩ |  |  |

| 許可の可否 | 入居される住宅 | 世帯人員 | その他の特記事項 |
|-------|---------|------|----------|
|       |         |      |          |

却下の理由

(様式 37)

## 決 定 通 知 書

住所

氏名

平成 年 月 日付をもって申請のあった応急仮設住宅入居については、下記のとおり決定したので通知します。

平成 年 月 日

清須市長

### 記

1. 申請については（許可・却下）します。

2. 入居地

却下の理由

許可決定通知の受領者は直ちに誓約書を提出してください。  
（本状及び印鑑持参のうえ、清須市役所へお越してください。）

条件

1. 応急仮設住宅入居の期日は入居の日から2年以内であること。  
従ってその間に他に住居を移すように努力すること。

2. この住宅は他の者に絶対貸さないこと。

3. この住宅を返還するときは入居のときと同じ状態にしておくこと。

(様式 38)

## 誓 約 書

1. 住宅を他人に貸与、または譲渡し、あるいは目的外に使用いたしません。
2. 許可なく住宅を改築したり増築いたしません。
3. 善意をもって建物および附属物件を管理し、滅失または、き損いたしません。
4. 近隣に迷惑をおよぼすような行為はいたしません。
5. 家族以外のものを同居いたしません。
6. 建物の修繕維持に要する費用、電気料、水道料、汚物塵あい等の処理に要する費用、排水その他敷地の整備に要する費用等はすべて私が負担いたします。
7. 入居後は、なるべく早く他に適当に住宅を確保し遅くとも平成 年 月 日までに退去するよう努めます。

上記のとおり誓約し応急仮設住宅に入居いたします。

平成 年 月 日

清須市長 殿

入居者

㊞

保証人

㊞

(様式 39)

## 住 宅 応 急 修 理 申 請 書

このたび による災害のため家屋に別添のとおり被害を受けた  
ので住宅の応急修理を申請します。

清須市長 殿

年 月 日

住所 清須市

氏名

印

添付書類

1. 被災証明書
2. 応急修理見積書
3. 被害家屋の位置図



(様式 40)

## 住宅応急修理申請者名簿

清 須 市

| No. | 被災者<br>名簿番<br>号 | 氏 名 | 年 齢 | 職 業 | 現 住 所 | 家 族 数 | 世 帯 月 収 | 修繕着工<br>完了月日 | 調 査 員 | 市 長 決 定 |       |
|-----|-----------------|-----|-----|-----|-------|-------|---------|--------------|-------|---------|-------|
|     |                 |     |     |     |       |       |         |              |       | 可 否     | 決 定 額 |
|     |                 |     |     |     |       |       |         |              |       |         |       |
|     |                 |     |     |     |       |       |         |              |       |         |       |
|     |                 |     |     |     |       |       |         |              |       |         |       |
|     |                 |     |     |     |       |       |         |              |       |         |       |
|     |                 |     |     |     |       |       |         |              |       |         |       |
|     |                 |     |     |     |       |       |         |              |       |         |       |
|     |                 |     |     |     |       |       |         |              |       |         |       |
|     |                 |     |     |     |       |       |         |              |       |         |       |
|     |                 |     |     |     |       |       |         |              |       |         |       |

(様式 41)

## 住宅応急修理対象者選定調書

|                  |          |       |     |  |       |
|------------------|----------|-------|-----|--|-------|
| 住 所              |          |       | 氏 名 |  |       |
| 調 査 員<br>調 査 事 項 | 資産状況 動 産 |       | 職 業 |  |       |
|                  | 不動産      |       |     |  |       |
| 被災の概要            |          | 家庭の概要 |     |  |       |
| 民生委員の意見          |          |       |     |  |       |
| 調査員総合意見          |          |       |     |  |       |
| 要 施 行            | 有        |       | 無   |  | 調査員 ⑩ |

| 許可の可否 | 工 事 期 間<br>年 月 日<br>年 月 日 | 工 事 費<br>円 | 施 工 者 |     |
|-------|---------------------------|------------|-------|-----|
|       |                           |            | 氏 名   | 住 所 |
| 可 否   |                           |            |       |     |

却下の理由

(様式 42)

## 決 定 通 知 書

住所 清須市

氏名 様

年 月 日付をもって申請のあった家屋の応急修理申請については、  
下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

清須市長 印

### 記

1. 申請については（許可・却下）します。

却下の理由

2. 決定額

円

3. 工事者には、次の条件で工事を行わせてください。

年 月 日までに工事を完了のこと。

(様式 43)

## 住宅応急修理記録簿

清 須 市

| 世帯主氏名 | 修 理 箇 所 概 要 | 完了月日 | 実支出額 | 摘 要 |
|-------|-------------|------|------|-----|
|       |             | 月 日  | 円    |     |
| 計 世 帯 |             |      |      |     |

(様式 44)

## 障害物除去の状況記録簿

清 須 市

| 住家被害<br>程度区分 | 氏 名   | 除去に要した期間  | 実支出額 | 除去を要する<br>状態の概要 | 備 考 |
|--------------|-------|-----------|------|-----------------|-----|
|              |       | 月 日 ～ 月 日 | 円    |                 |     |
| 計            | 半壊(焼) | 世帯        |      |                 |     |
|              | 床上浸水  | 世帯        |      |                 |     |

(様式 45)

## 輸 送 記 録 簿

清 須 市

| 輸送月日 | 目的 | 輸送区間<br>(距離) | 借上等   |    |    | 修繕        |           |      |     | 燃料費 | 実支出額 | 備考 |       |
|------|----|--------------|-------|----|----|-----------|-----------|------|-----|-----|------|----|-------|
|      |    |              | 使用車輛等 |    | 金額 | 故障車輛等     |           | 修繕月日 | 修繕費 |     |      |    | 故障の概要 |
|      |    |              | 種類    | 台数 |    | 名称<br>・番号 | 所有者<br>氏名 |      |     |     |      |    |       |
|      |    |              |       |    | 円  |           |           |      | 円   |     | 円    |    |       |
| 計    |    |              |       |    |    |           |           |      |     |     |      |    |       |

- 注 1 「目的」欄は、主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 2 都道府県又は市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること。
- 3 借上車輛等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を購入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

(様式 46 の 1)

| 従事命令 第 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 従事命令 第 号                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |        |  |        |                |                |  |    |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|--|--------|----------------|----------------|--|----|--|--|
| <h2 style="margin: 0;">公 用 令 書</h2> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">住所<br/>職業<br/>氏名<br/>年 月 日生<br/>〔名称及び<br/>代表者氏名〕</div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">災害対策基本法の規定に基づき、次のとおり従事協力を命じます。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日<br/>愛知県知事 印</div> | <h2 style="margin: 0;">受 領 書</h2> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日<br/>住所<br/>職業<br/>氏名<br/>年 月 日生<br/>〔名称及び<br/>代表者氏名〕</div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">公用令書を 午前 時 分受領しました。</p> |  |        |  |        |                |                |  |    |  |  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20%;">従事する業務</td><td></td></tr><tr><td>従事する場所</td><td></td></tr><tr><td>従事する期間</td><td>年 月 日<br/>年 月 日</td></tr><tr><td>出頭する日時<br/>及び場所</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table>                   | 従事する業務                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  | 従事する場所 |  | 従事する期間 | 年 月 日<br>年 月 日 | 出頭する日時<br>及び場所 |  | 備考 |  |  |
| 従事する業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |        |  |        |                |                |  |    |  |  |
| 従事する場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |        |  |        |                |                |  |    |  |  |
| 従事する期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 年 月 日<br>年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |        |  |        |                |                |  |    |  |  |
| 出頭する日時<br>及び場所                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |        |  |        |                |                |  |    |  |  |
| 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |        |  |        |                |                |  |    |  |  |

(様式 46 の 2)

| 保 管 第 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 従事命令 第 号                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |             |             |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <h2 style="margin: 0;">公 用 令 書</h2> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">住所<br/>職業<br/>氏名<br/>年 月 日生<br/>〔名称及び<br/>代表者氏名〕</div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">災害対策基本法第71条第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命じます。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日<br/>愛知県知事 印</div>                                                                                                                                                                                                        | <h2 style="margin: 0;">受 領 書</h2> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日<br/>住所<br/>職業<br/>氏名<br/>年 月 日生<br/>〔名称及び<br/>代表者氏名〕</div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">公用令書を 午前 時 分受領しました。</p> |             |             |             |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><th style="width: 20%;">保管すべき<br/>物資の種類</th><th style="width: 10%;">数量</th><th style="width: 20%;">保管すべき<br/>場所</th><th style="width: 20%;">保管すべき<br/>期間</th><th style="width: 30%;">備 考</th></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> | 保管すべき<br>物資の種類                                                                                                                                                                                                                                                                            | 数量          | 保管すべき<br>場所 | 保管すべき<br>期間 | 備 考 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 保管すべき<br>物資の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 数量                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 保管すべき<br>場所 | 保管すべき<br>期間 | 備 考         |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |             |             |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |             |             |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |             |             |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |             |             |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

(様式 46 の 3)

| 管 理 第 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 管理命令 第 号 |      |      |     |      |      |      |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|------|-----|------|------|------|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <h2 style="margin: 0;">公 用 令 書</h2> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"><div style="width: 45%; text-align: center;"><p>従事<br/>協力</p></div><div style="width: 50%; text-align: center;"><p>住所<br/>職業<br/>氏名</p><p>年 月 日生</p><p>〔名称及び<br/>代表者氏名〕</p></div></div> <p style="margin-top: 20px;">災害対策基本法 第 71 条<br/>第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資</p> <p>の 管理<br/>使用<br/>費用 を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"><thead><tr><th>名 称</th><th>数量</th><th>所在場所</th><th>範 囲</th><th>期 間</th><th>引渡月日</th><th>引渡場所</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table> | 名 称      | 数量   | 所在場所 | 範 囲 | 期 間  | 引渡月日 | 引渡場所 | 備考 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | <h2 style="margin: 0;">受 領 書</h2> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"><div style="width: 45%; text-align: center;"><p>愛知県知事 殿</p></div><div style="width: 50%; text-align: center;"><p>住所<br/>職業<br/>氏名</p><p>年 月 日生</p><p>〔名称及び<br/>代表者氏名〕</p></div></div> <p style="margin-top: 20px;">公用令書を 午前 時 分受領しました。</p> |
| 名 称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 数量       | 所在場所 | 範 囲  | 期 間 | 引渡月日 | 引渡場所 | 備考   |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |          |      |      |     |      |      |      |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |          |      |      |     |      |      |      |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |          |      |      |     |      |      |      |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |          |      |      |     |      |      |      |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

(様式 46 の 4)

| 変 更 第 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 公用変更<br>令 書 第 号 |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <h2 style="margin: 0;">公 用 令 書</h2> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"><div style="width: 45%; text-align: center;"><p>従事<br/>協力</p></div><div style="width: 50%; text-align: center;"><p>住所<br/>職業<br/>氏名</p><p>年 月 日生</p><p>〔名称及び<br/>代表者氏名〕</p></div></div> <p style="margin-top: 20px;">災害対策基本法 第 71 条<br/>第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書</p> <p>( 年 月 日 第 号 ) にかかる処分を次のとおり変更</p> <p>したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付し</p> <p>ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"><thead><tr><th style="text-align: center;">変更した処分内容</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 100px;"> </td></tr></tbody></table> | 変更した処分内容        |  | <h2 style="margin: 0;">受 領 書</h2> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"><div style="width: 45%; text-align: center;"><p>愛知県知事 殿</p></div><div style="width: 50%; text-align: center;"><p>住所<br/>職業<br/>氏名</p><p>年 月 日生</p><p>〔名称及び<br/>代表者氏名〕</p></div></div> <p style="margin-top: 20px;">公用変更令書を 午前 時 分受領しました。</p> |
| 変更した処分内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |



(様式 46 の 5)

| 変 更 第 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 公用取消<br>令 書 第 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <h2 style="margin: 0;">公 用 取 消 令 書</h2> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"><div style="width: 45%; text-align: right;"><p>住所<br/>職業<br/>氏名</p><p>年 月 日生</p><p>〔名称及び<br/>代表者氏名〕</p></div><div style="width: 5%; text-align: center;">愛知県知事 殿</div><div style="width: 50%; text-align: left;"><p>第 71 条<br/>第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書</p><p>( 年 月 日 第 号 ) にかかる処分を取り消<br/>したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付し<br/>ます。</p><p>年 月 日</p><p style="text-align: right;">愛知県知事 印</p></div></div> | <h2 style="margin: 0;">受 領 書</h2> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"><div style="width: 45%; text-align: right;"><p>住所<br/>職業<br/>氏名</p><p>年 月 日生</p><p>〔名称及び<br/>代表者氏名〕</p></div><div style="width: 5%; text-align: center;">愛知県知事 殿</div><div style="width: 50%; text-align: left;"><p>公用取消令書を 午前 午後 時 分受領しました。</p></div></div> |

(様式 47)

## ボランティア等受入記録簿

清 須 市

| 月 日 | 団 体 名 | 代 表 者 名 | 人 員 | 依 頼 し た 業 務 | 期 間 |
|-----|-------|---------|-----|-------------|-----|
|     |       |         |     |             |     |

(様式 48)

|                                            |              |         |       |     |
|--------------------------------------------|--------------|---------|-------|-----|
|                                            |              | 年       | 月     | 日   |
| 緊急通行車両等届出書                                 |              |         |       |     |
| 愛知県知事 殿                                    |              |         |       |     |
| 届出者住所<br>(電 話)                             |              |         |       |     |
| 氏 名                                        |              |         |       |     |
| 印                                          |              |         |       |     |
| 番号標に表示<br>されている番号                          |              |         |       |     |
| 車両の用途(緊急<br>輸送を行う車両<br>にあつては、輸送<br>人員又は品名) |              |         |       |     |
| 使用者                                        | 住 所<br>(電 話) | ( ) 局 番 |       |     |
|                                            | 氏 名          |         |       |     |
| 通 行 日 時                                    |              | 年 月 日   | 午前・午後 | 時から |
|                                            |              | 年 月 日   | 午前・午後 | 時まで |
| 通 行 経 路                                    |              | 出 発 地   | 目 的 地 |     |
|                                            |              |         |       |     |
| 備 考                                        |              |         |       |     |

注 用紙の大きさは日本工業規格 A4 とする。

(様式 49)

|                                |              |                                    |       |
|--------------------------------|--------------|------------------------------------|-------|
|                                |              | 年 月 日                              |       |
| 緊急通行車両等確認証明書                   |              |                                    |       |
|                                |              | 愛知県知事 印                            |       |
| 番号標に表示されている番号                  |              |                                    |       |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） |              |                                    |       |
| 使用者                            | 住 所<br>(電 話) | (            ) 局 番                 |       |
|                                | 氏 名          |                                    |       |
| 通 行 日 時                        |              | 年 月 日 午前・午後 時から<br>年 月 日 午前・午後 時まで |       |
| 通 行 経 路                        |              | 出 発 地                              | 目 的 地 |
|                                |              |                                    |       |
| 備 考                            |              |                                    |       |

注 用紙の大きさは日本工業規格 A5 とする。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字が赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字が黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(様式 50)

## 避難・地震防災応急対策の実施状況報告

速報用

| 送 信 名 |     | 受 信 名 |     | 送 受 信 時 間 |   |   |   |
|-------|-----|-------|-----|-----------|---|---|---|
| 機 関 名 | 氏 名 | 機 関 名 | 氏 名 |           |   |   |   |
|       |     |       |     | 月         | 日 | 時 | 分 |
|       |     |       |     | 月         | 日 | 時 | 分 |

| 緊急応急対策等                  | 実 施 状 況 等<br>(該当する番号に○をつけること) |                           |         |
|--------------------------|-------------------------------|---------------------------|---------|
| ① 地震予知情報の伝達              | 1 完 了                         | 2 半数以上                    | 3 半数未満  |
| ② 地域住民の避難状況              | 1 必要なし                        | 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施) |         |
| ③ 消防・浸水対策活動              | 1 必要なし                        | 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施) |         |
| ④ 応急の救護を要すると認められる者の救護、保護 | 1 必要なし                        | 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施) |         |
| ⑤ 施設・設備の整備及び点検           | 1 必要なし                        | 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施) |         |
| ⑥ 犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持 | 1 必要なし                        | 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施) |         |
| ⑦ 食料、生活必需品、医薬品等の確保       | 1 必要なし                        | 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施) |         |
| ⑧ 緊急輸送の確保                | 1 必要なし                        | 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施) |         |
| ⑨ 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置    | 1 設 置                         | 2 準 備 中                   | 3 未 設 置 |
| ⑩ 対策要員の確保                | 1 完 了                         | 2 半数以上                    | 3 半数未満  |
| 備 考                      |                               |                           |         |

(様式 51)

## 避難・地震防災応急対策の実施状況報告

| 送 信 名 |     | 受 信 名 |     | 送 受 信 時 間 |   |   |   |
|-------|-----|-------|-----|-----------|---|---|---|
| 機 関 名 | 氏 名 | 機 関 名 | 氏 名 |           |   |   |   |
|       |     |       |     | 月         | 日 | 時 | 分 |
|       |     |       |     | 月         | 日 | 時 | 分 |

|          |        |                        |            |              |
|----------|--------|------------------------|------------|--------------|
| 避難状況     | ①避難の経過 | 危険事態、異常事態の発生状況         |            |              |
|          |        |                        |            |              |
|          |        | 措置事項                   |            |              |
|          | ②避難の完了 | 避難場所名                  | 避難人数・要救護人数 | 救護、保護に必要な措置等 |
|          |        |                        |            |              |
|          |        |                        |            |              |
|          |        |                        |            |              |
|          |        |                        |            |              |
| 地震防災応急対策 | ③      | 東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示    |            |              |
|          | ④      | 消防、水防その他応急措置           |            |              |
|          | ⑤      | 応急の救護を要すると認められる者の救護、保護 |            |              |
|          | ⑥      | 施設・設備の整備及び点検           |            |              |
|          | ⑦      | 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 |            |              |
|          | ⑧      | 緊急輸送の確保                |            |              |
|          | ⑨      | 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備  |            |              |
|          | ⑩      | その他災害の発生防止・軽減を図るための措置  |            |              |
|          |        | 備 考                    |            |              |

(様式 52)

## 医療品等要請書 [F A X送受信用]

|   |                                                                                                                                                      |         |                                                                                                                  |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A | (発信) 平成    年    月    日    時    分<br>(発信医療機関名)<br>TEL    (    )    ,FAX    (    )                                                                     | →<br>要請 | (受信)    月    日    時    分<br>宛先                                  市町村長 殿                                           |
| B | (発信)                                  月    日    時    分<br>(発信市町村名)<br>TEL    (    )    ,FAX    (    )                                                | →<br>要請 | (受信)    月    日    時    分<br>宛先    愛知県健康福祉部長 殿                                                                    |
| C | (発信)                                  月    日    時    分<br>(発信) 愛知県災害対策本部<br>連絡先                  健康福祉部医薬安全課<br>TEL 052 (954) 6303,FAX 052 (953) 7149 | →<br>指示 | (受信)    月    日    時    分<br>宛先(医薬)                                  様<br>(衛材)                                  様 |

次のとおり、医薬品等の供給を 要請指示 します。

|                              |                 |                                     |     |  |
|------------------------------|-----------------|-------------------------------------|-----|--|
| 輸入先                          | 名 称             |                                     |     |  |
|                              | 所 在 地           |                                     |     |  |
|                              | 連 絡 先           |                                     | 担当者 |  |
| 代 金 請 求 区 分                  |                 | ア 要請市町村    イ 納入先へ直接    ウ その他 (    ) |     |  |
| 供 給<br>要 請<br>医 薬 品<br>等 名 称 | セット番号 又は 医薬品等名称 | 数 量                                 | 備 考 |  |
|                              |                 |                                     |     |  |

(様式 53)

## 医療品等要請書 [電話送受信用]

|            |                    |       |                       |
|------------|--------------------|-------|-----------------------|
| 発信者<br>氏 名 |                    | 受信日時  | 平成 年 月 日<br>午前・午後 時 分 |
|            | TEL ( )<br>FAX ( ) | 受 信 者 |                       |

### 医薬品等の供給要請内容

|                          |                                       |     |     |
|--------------------------|---------------------------------------|-----|-----|
| 供給要請先名称                  |                                       | 連絡先 |     |
| 納入先                      | 名 称                                   |     |     |
|                          | 所在地                                   |     |     |
|                          | 連絡先                                   |     | 担当者 |
| 代金請求区分                   | ア 要請市町村    イ 納入先へ直接    ウその他 (       ) |     |     |
| 供 給<br>要 請<br>医薬品<br>等名称 | セット番号 又は 医薬品等名称                       | 数 量 | 備 考 |
|                          |                                       |     |     |

|            |                     |     |
|------------|---------------------|-----|
| 処 理<br>状 況 | 月 日 時 分<br>～要請・指示済み | 担当者 |
|------------|---------------------|-----|



(様式 54)

発生\*  
災 害 情 報  
中間\*

\*どちらかに○を付ける。

|                      |                                          |           |                             |
|----------------------|------------------------------------------|-----------|-----------------------------|
| 市町村名                 | 清 須 市                                    | 法 適 用 状 況 | ① 未適用                       |
| 報 告 者                |                                          |           | ② 平成      年      月      日適用 |
| 原因もしくは災害名            |                                          |           |                             |
| 発 生 日 時              | 平成    年    月    日    時                   | 発 生 場 所   |                             |
| 既にとった救助の措置及びとろうとする措置 | 救 助 の 種 類                                |           | 実施状況                        |
|                      | 避 難 所 の 設 置                              |           | 延                      人    |
|                      | 応 急 仮 設 住 宅 の 設 置                        |           | 戸                           |
|                      | 炊き出しその他食料の給与                             |           | 延                      人    |
|                      | 飲 料 水 の 供 給                              |           | 延                      人    |
|                      | 被服寝具その他生活必需品の給与                          |           | 延                      世帯   |
|                      | 医                                      療 |           | 延                      人    |
|                      | 助                                      産 |           | 延                      人    |
|                      | 救                                      出 |           | 延                      人    |
|                      | 住 宅 の 応 急 修 理                            |           | 延                      世帯   |
|                      | 学 用 品 の 給 与                              |           | 延                      人    |
|                      | 埋                                      葬 |           | 延                      人    |
|                      | 遺 体 の 捜 索                                |           | 延                      人    |
|                      | 遺 体 の 処 理                                |           | 延                      人    |
|                      | 障 害 物 の 除 去                              |           | 延                      世帯   |
| その他                  |                                          |           |                             |

- 注 1 様式最上欄の、「発生」、「中間」のうち該当する情報提供名に○印を付けること。
- 2 「法適用状況欄」の該当する項目に○印を付け、適用済みの場合には適用年月日を記入すること。
- 3 被害状況については、様式 55 を添付すること（詳細不明の場合等はその旨を「その他」欄に記載）。
- 4 救助の見込みは、「既にとった救助の措置及びとろうとする措置」欄にその旨記載すること。
- 5 中間情報は、様式 56 を添付すること（詳細不明の場合等はその旨を「その他」欄に記載）。

(様式 55)

## 被害状況調

清 須 市

月 日 時 分現在

|           |         |           |    |    |  |
|-----------|---------|-----------|----|----|--|
| 人的被害      | 死 者     |           | 人  |    |  |
|           | 行 方 不 明 |           | 人  |    |  |
|           | 負傷者     | 重 傷       | 人  |    |  |
|           |         | 軽 傷       | 人  |    |  |
|           |         | 小 計       | 人  |    |  |
|           | 計       |           | 人  |    |  |
| 住 家 の 被 害 | 棟 数     | 全壊・全焼・流失  |    | 棟  |  |
|           |         | 半 壊 ・ 半 焼 |    | 棟  |  |
|           |         | 床 上 浸 水   |    | 棟  |  |
|           |         | 床 下 浸 水   |    | 棟  |  |
|           |         | 一 部 破 損   |    | 棟  |  |
|           | 世帯数及び人数 | 全壊・全焼・流失  | 世帯 | 世帯 |  |
|           |         |           | 人数 | 人  |  |
|           |         | 半壊・半焼     | 世帯 | 世帯 |  |
|           |         |           | 人数 | 人  |  |
|           |         | 床上浸水      | 世帯 | 世帯 |  |
|           |         |           | 人数 | 人  |  |
|           |         | 床下浸水      | 世帯 | 世帯 |  |
|           |         |           | 人数 | 人  |  |
|           |         | 一部破損      | 世帯 | 世帯 |  |
|           |         |           | 人数 | 人  |  |
|           |         | 災害発生年月日   |    |    |  |

- 注 1 負傷のうち「重傷」とは、1 か月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1 か月未満で治癒できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、小計をもって報告すること。
- 2 「棟」とは、ひとつの独立した建物をいう。なお、母屋に付属している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つの棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とすること。
- 3 「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 4 「床上浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 住家の被害のうち、「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

(様式 56)

## 災害救助費概算額調

清 須 市

(単位：円)

| 種 目 別 区 分        | 員 数 | 単 価 | 金 額 | 備 考  |
|------------------|-----|-----|-----|------|
| 1 救助費            |     |     |     |      |
| (1) 避難所設置費       | 延 人 |     |     |      |
| 福祉避難所実費分(加算分)    |     |     |     |      |
| (2) 応急仮設住宅設置費    | 戸   |     |     |      |
| 福祉仮設住宅設置費        | 棟   |     |     | (戸数) |
| 集会等の施設           | 棟   |     |     |      |
| (3) 炊き出し等食料給与費   | 延 人 |     |     |      |
| (4) 飲料水供給費       | 延 人 |     |     |      |
| (5) 被服寝具生活必需品    | 世帯  |     |     |      |
| (6) 医療費          | 延 人 |     |     |      |
| (7) 助産費          | 延 人 |     |     |      |
| (8) 災害にかかった者の救出費 | 人   |     |     |      |
| (9) 住宅の応急修理費     | 世帯  |     |     |      |
| (10)学用品の給与費      | 人   |     |     |      |
| 小学校児童            | 人   |     |     |      |
| 中学校生徒            | 人   |     |     |      |
| (11)埋葬費          | 体   |     |     |      |
| 大 人              | 体   |     |     |      |
| 小 人              | 体   |     |     |      |
| (12)遺体の搜索費       | 体   |     |     |      |
| (13)遺体の処理費       | 体   |     |     |      |
| (14)障害物の除去費      | 世帯  |     |     |      |
| (15)輸送費          |     |     |     |      |
| (16)賃金職員雇上費      |     |     |     |      |
| 2 実費弁償費          | 人   |     |     |      |
| 3 扶助費            | 件   |     |     |      |
| 4 損失補償費          | 件   |     |     |      |
| 5 法第 34 条の補償費    |     |     |     |      |
| 合 計              |     |     |     |      |

(様式 57)

愛知県知事

殿

番  
平成 年 月 日

清須市長

印

## 災害救助法の適用について（依頼）

<災害名> により、下記のとおり多大な被害が発生しましたので、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要請します。

記

### 1 被害の状況

(平成 年 月 日 時 分現在)

| 人的被害(人) |      |       | 住家被害(世帯) |       |      |      |         |       |
|---------|------|-------|----------|-------|------|------|---------|-------|
| 死 者     | 行方不明 | 負 傷 者 | 全 壊 等    | 半 壊 等 | 床上浸水 | 床下浸水 | 一 部 損 壊 | 滅失世帯数 |
|         |      |       | ア        | イ     | ウ    |      |         | 注     |
|         |      |       |          |       |      |      |         |       |

注 滅失世帯数は次の算式で算出したもの。 「(ア+イ) ×1/2+ウ×1/3」

### 2 今までとった措置

### 3 今後とるべき措置

### 4 その他の事項

#### (1) 県への援助要望

#### (2) 事務担当者連絡先

|      |    |      |
|------|----|------|
| 部課室名 | 担当 | 担当者名 |
|      | 電話 | 電話番号 |

#### (3) その他